

1 第211回国会概観

1 会期及び活動等の概要

（召集・会期）

第211回国会（常会）は、令和5年(2023年)1月23日に召集され、同日、参議院議場において開会式が行われた。会期は、6月21日までの150日間であった。

（院の構成）

参議院では、召集日当日の本会議で議席の指定が行われた後、7特別委員会（災害対策、ODA沖縄北方、倫理選挙、拉致問題、地方デジタル、消費者問題、震災復興）の設置等が行われた。

衆議院では、召集日当日の本会議で、8特別委員会（災害対策、倫理選挙、沖縄北方、拉致問題、消費者問題、震災復興、原子力、地域・こども・デジタル）の設置等が行われた。

（政府4演説）

1月23日、衆参両院の本会議で、岸田内閣総理大臣の施政方針演説、林外務大臣の外交演説、鈴木財務大臣の財政演説及び後藤国務大臣の経済演説のいわゆる政府4演説が行われ、これに対する質疑（代表質問）が、衆議院で同25日及び26日、参議院で同26日及び27日にそれぞれ行われた。

（令和五年度総予算）

令和五年度総予算は、1月23日、衆議院に提出された。

同総予算は、衆議院では、2月28日に予算委員会及び本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、3月1日から予算委員会において質疑が行われ、同28日に同総予算を可決すべきものと決定した。

同日の本会議においても、同総予算は可決され、成立した（衆参での審査の概要は、後述2（1）参照）。

（常任委員長解任決議案）

6月1日、立憲から法務委員長杉久武君解任決議案が提出され、同2日の本会議において否決された。

（大臣問責決議案）

6月6日、立憲から法務大臣齋藤健君問責決議案が提出され、同7日の本会議において否決された。

（内閣不信任決議案）

6月16日、衆議院において岸田内閣不信任決議案が提出され、同日の衆議院本会議において否決された。

（懲罰事犯）

議員ガーシー君は、第209回国会及び第210回国会において、議院運営委員会理事会の了解を得ないまま海外に滞在し、今国会の召集日に先立つ令和5年1月20日の同理事会においても会期中の海外渡航は了解されず、召集日である同23日、議院運営委員長から速やかに帰国の上、登院するよう求めたものの、その後も帰国、登院しなかった。

こうした状況を受け、同27日、議院運営委員長は議長及び副議長に対し、議院運営委員会理事会の総意をもって、同君が第211回国会の召集日から7日以内に応召しない場合には、議長から同君に対し、国会法第124条の規定に基づき招状を発する旨の御判断をいただきたい旨、申入れを行った。同30日、議長は、同君に対し、第211回国会の召集に正当な理由なく応じないと認め、国会法第124条の規定により出席を求める旨の招状を発した。

しかし、同君が、その後開会された2月8日の本会議にも出席しなかったことから、同日、議院運営委員長は議長及び副議長に対し、議院運営委員会理事会の総意をもって、議長において、国会法第124条の規定により、同君を懲罰委員会に付託する旨の御判断をいただきたい旨、申入れを行い、議長は、同条の規定により、議員ガーシー君懲罰事犯の件を懲罰委員会に付託した。同21日の懲罰委員会では、同君に対し、国会法第122条第2号による公開議場における陳謝の懲罰を科すべきものと決定した。同22日の本会議において、本件は、懲罰委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があり、議員ガーシー君に代わり議員浜田聡君から一身上の弁明があった後、委員長報告のとおり公開議場における陳謝とすることに決し、議長は、議員ガーシー君に対し、国会法第122条第2号の規定により、懲罰委員会起草の陳謝文による公開議場における陳謝を命ずる旨の宣告をした。しかし、同君が出席していないため、議長は、適當の機会に陳謝の意を表することを命ずる旨を告げた。

その後、議院運営委員会理事会の協議により、同君による公開議場における陳謝を3月8日の本会議において行うことが決定されたが、同日の本会議にも同君の出席が得られなかったため、議長は、同君が院議に従わず、院内の秩序を乱すものと認め、議員ガーシー君懲罰事犯の件を懲罰委員会に付託することを宣告した。同14日の懲罰委員会では、国会法第122条第4号により同君を除名すべきものと決定した。同15日の本会議において、本件は、懲罰委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があり、議員ガーシー君に代わり議員浜田聡君から一身上の弁明があった後、記名投票をもって採決の結果、賛成235、反対1にて委員長報告のとおり除名とすることに決し、議長は、国会法第122条第4号の規定により、議員ガーシー君を除名する旨の宣告をした。なお、参議院における議員の除名は、昭和25年（1950年）以来2例目である。

6月8日の法務委員会において、出入国管理法等改正案の採決の際、議事運営を妨害しようとしたとして、自民、立憲、公明及び民主の4派共同提出による議員山本太郎君を懲罰に付するの動議が同9日に提出された。本件は会期終了に伴い審議未了と

なった。

（いわゆる「委員長手当」等の廃止）

与野党協議に基づき「国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案」（衆第51号）及び「裁判官弾劾法の一部を改正する法律案」（衆第52号）が提出、いずれも可決され、成立した（衆参での審査の概要は、後述3（12）参照）。これにより、衆参の常任委員長及び特別委員長等の手当を第212回国会の召集日から廃止することとなった。

（新型コロナウイルス感染症対策の廃止等）

院内参観及び傍聴については、3月8日の議院運営委員会理事会において、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を講じる一方、政府によるマスク着用の考え方の見直しを踏まえ、同13日からマスクの着用については、個人の判断に委ねることが決定された。

また、4月27日の議院運営委員会理事会において、5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に変更されることを踏まえ、同日をもって「参議院における新型コロナウイルス感染症対策について」（令和4年11月22日及び令和5年3月8日 議院運営委員会理事会）を廃止することが決定された。

2 予算・決算

（1）令和五年度総予算

令和五年度総予算3案は、1月23日、衆議院に提出され、同27日に衆参の予算委員会において、それぞれ趣旨説明を聴取した。

衆議院では、1月30日から質疑を行った。2月28日に質疑を終局した後、維新、国民、共産及びれ新がそれぞれ提出した編成替動議（4件）の趣旨弁明を聴取し、総予算3案及び動議4件に対する討論を行い、採決の結果、動議4件をそれぞれ否決し、総予算3案を原案どおり可決すべきものと決定した。

2月28日の本会議において、討論を行い、採決の結果、総予算3案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、3月1日及び2日に基本的質疑（岸田内閣総理大臣以下全大臣出席）を行い、その後、一般質疑（岸田内閣総理大臣、財務大臣及び関係大臣出席）を同3日に、一般質疑（財務大臣及び関係大臣出席）を同7日、8日、14日、15日、20日及び22日に行った。

このほか、集中審議（岸田内閣総理大臣、財務大臣及び関係大臣出席）を、3月6日（外交・安全保障等現下の諸課題）、13日（物価高、少子化対策等現下の諸課題）、23日（外交等現下の諸課題）、24日及び27日（岸田内閣の基本姿勢）に行った。

また、3月9日に公聴会を行ったほか、同16日及び17日には各委員会における委嘱審査を行った。

3月28日には、締めくくり質疑（岸田内閣総理大臣以下全大臣出席）を行った。質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、総予算3案を原案どおり可決すべきものと決定した。

3月28日の本会議において、討論を行い、採決の結果、総予算3案は可決され、成立した。

（２）令和三年度決算

令和三年度決算外2件は、第210回国会の令和4年11月18日に提出された後、参議院では、今国会の令和5年1月24日に本会議で概要の報告及び質疑を行い、同日の決算委員会で概要説明を聴取した。その後、同4月3日には、岸田内閣総理大臣以下全大臣出席の下、全般質疑を行った。

以降、決算委員会では、4月5日から5月15日まで6回にわたり省庁別審査を、同22日に准総括質疑を行い、6月12日には締めくくり総括質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、令和三年度決算は是認すべきものと、4項目について内閣に警告すべきものと議決した。次いで令和三年度決算審査を踏まえた措置要求決議を行った。また、令和三年度国有財産関係2件は、いずれも是認すべきものと決定した。

6月14日の本会議において、討論を行い、採決の結果、令和三年度決算は委員長報告のとおり是認することとし、内閣に対し警告することに決した。また、令和三年度国有財産関係2件はいずれも委員長報告のとおり是認することに決した。

なお、4月3日の決算委員会では、令和二年度決算に関する本院の議決等について政府の講じた措置の説明を聴取した。

令和三年度予備費関係8件は、5月22日の決算委員会で概要説明を聴取した後、令和三年度決算外2件と一括して質疑を行い、同日質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、いずれも承諾を与えるべきものと議決した。

5月24日の本会議において、令和三年度予備費関係8件はいずれも承諾することに決した。

3 法律案・条約・決議等

（審議の概況）

内閣提出法律案は、今国会提出60件、継続1件のうち、59件が成立した（成立率96.7%）。常会としては、令和3年（2021年）以降3年連続で成立率が95%を超えた。

参議院議員提出法律案は、今国会提出15件であったが、成立した法律案はなかった。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出52件、継続49件のうち、13件が成立した（成立率12.9%）。

条約は、今国会提出11件の全てが承認された。

承認案件は、今国会提出3件の全てが承認された。

決議案は、今国会提出２件であったが、可決された決議案はなかった。

（１）令和五年度歳入関連法案

「所得税法等の一部を改正する法律案」（閣法第２号）は２月３日に、「地方税法等の一部を改正する法律案」（閣法第８号）及び「地方交付税法等の一部を改正する法律案」（閣法第９号）は同７日に、それぞれ衆議院に提出された。

衆議院では、閣法第２号について、２月９日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財務金融委員会で、同１０日に趣旨説明を聴取し、同１７日から質疑を行った。同２８日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

また、閣法第８号及び同第９号については、２月１４日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された総務委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、同１６日から質疑を行った。同２８日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、両法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

２月２８日の本会議において、閣法第８号及び同第９号はいずれも可決され、次いで、閣法第２号が可決され、上記３法律案は参議院に送付された。

参議院では、閣法第２号について、３月８日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財政金融委員会で、同９日に趣旨説明を聴取し、同１４日から質疑を行った。同１７日に質疑を終局した後、同２８日に討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

また、閣法第８号及び同第９号については、３月１０日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された総務委員会で、同１６日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。同２３日に質疑を終局した後、同２８日に討論を行い、採決の結果、両法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

３月２８日の本会議において、閣法第８号及び同第９号はいずれも可決され、次いで、閣法第２号が可決され、上記３法律案は成立した。

（２）新型インフル対策特措法等改正案

感染症の発生及びまん延の初期段階から政府対策本部が迅速かつ的確な措置を講じる仕組み等を整備するとともに、内閣官房に感染症の発生及びまん延の防止に関する総合調整等を所掌する内閣感染症危機管理統括庁を設置する「新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案」（閣法第６号）が、２月７日、衆議院に提出された。

衆議院では、３月７日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された内閣委員会で、同８日に趣旨説明を聴取し、同１０日から質疑を行った。同１６日には内閣委員会厚生労働委員会連合審査会において質疑を行った。同２９日に質疑を終局した後、立憲、国民及び有志の３派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について、討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どお

り可決すべきものと決定した。

3月30日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、4月7日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された内閣委員会で、同11日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。同18日には内閣委員会、厚生労働委員会連合審査会において質疑を行った。同20日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

4月21日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

（３）地域公共交通活性化法等改正案

近年における地域旅客運送サービスを取り巻く厳しい状況に鑑み、その持続可能な提供の確保に資する関係者の連携と協働による取組を一層推進するため、鉄道の特性を発揮することが困難な状況にある区間に係る交通手段の再構築に関する措置を創設するとともに、地域公共交通特定事業を拡充するほか、鉄道事業及び一般乗用旅客自動車運送事業に係る運賃について地域の関係者の協議を踏まえた届出制度を創設する等の措置を講じる「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案」（閣法第17号）が、2月10日、衆議院に提出された。

衆議院では、3月14日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された国土交通委員会で、同15日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。同22日に質疑を終局した後、共産提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

3月24日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、4月12日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された国土交通委員会で、同13日に趣旨説明を聴取し、同18日から質疑を行った。同20日に質疑を終局した後、共産提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について、討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

4月21日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

（４）GX推進法案

エネルギーの脱炭素化に向けた取組等と産業競争力の強化とを両立させた脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行を推進するため、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略の策定、脱炭素成長型経済構造移行債の発行並びに化石燃料の輸入事業者等に対する賦課金の徴収及び発電事業者への排出枠の割当てに係る負担金の徴収について定めるとともに、脱炭素成長型経済構造移行推進機構に脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動を行う者に対する支援等に関する業務を行わせるための措置を講じる「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案」（閣法第12号）が、2月10日、衆議院に提出された。

衆議院では、3月9日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された経済産業委員会で、同10日に趣旨説明を聴取し、同15日から質疑を行った。同29日に質疑を終局した後、自民、維新及び公明の3派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について、討論を行い、採決の結果、修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

3月30日の本会議において、同法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、4月14日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された経済産業委員会で、同18日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日から質疑を行った。同27日に質疑を終局した後、自民、立憲、公明、維新及び民主の5派並びに無所属の共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について、討論を行い、採決の結果、修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

4月28日の本会議において、同法律案は修正議決され、衆議院に回付された。

G X推進法案に対する参議院の修正は、同法律案の基本理念を定める規定について、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に当たり踏まえるべき事項に「公正な移行」の観点を追加するものである。

衆議院では、5月12日の本会議で、同法律案について、参議院の修正に同意することに決定し、成立した。

（５）健康保険法等改正案

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、市町村による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講じる「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」（閣法第16号）が、2月10日、衆議院に提出された。

衆議院では、3月16日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、同22日に趣旨説明を聴取し、同29日から質疑を行った。4月12日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

4月13日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、4月19日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、同20日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。5月11日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月12日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

（６）装備品基盤強化法案

我が国を含む国際社会の安全保障環境の複雑化及び装備品等の高度化に伴い、装備品等の適確な調達を行うためには、装備品製造等事業者の装備品等の開発及び生産のための基盤を強化することが一層重要となっていることに鑑み、装備品製造等事業者による装備品等の安定的な製造等の確保及びこれに資する装備移転を安全保障上の観点から適切なものとするための取組を促進するための措置、装備品等に関する契約における秘密の保全措置並びに装備品等の製造等を行う施設等の取得及び管理の委託に関する制度を定める「防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案」（閣法第20号）が、2月10日、衆議院に提出された。

衆議院では、4月7日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された安全保障委員会で、同14日に趣旨説明を聴取し、同21日から質疑を行った。同27日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月9日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月26日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された外交防衛委員会で、同30日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。6月1日に質疑を終局した後、同6日に討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月7日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

（７）電気事業法等改正案

我が国における脱炭素社会の実現に向けて、非化石エネルギー源の利用の促進を図りつつ電気の安定供給を確保するため、電気の安定供給の確保等の観点から発電用原子炉の運転期間を定めるとともに、その設置者に対し、長期間運転する発電用原子炉施設に関する技術的な評価の実施及び管理計画の作成を義務付けるほか、使用済燃料再処理機構の業務への廃炉の推進に関する業務の追加、再生可能エネルギー発電事業計画の認定の取消しに伴う交付金の返還命令の創設その他の規律の強化等の措置を講じる「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」（閣法第26号）が、2月28日、衆議院に提出された。

衆議院では、3月30日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された経済産業委員会で、4月5日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。同19日には経済産業委員会環境委員会原子力問題調査特別委員会連合審査会において質疑を行った。同26日に質疑を終局した後、自民、維新、公明及び国民の4派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について、討論を行い、採決の結果、修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

4月27日の本会議において、同法律案は討論の後、修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、5月10日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された経済産業委員会で、同11日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日から質疑を行った。同23日には経済産業委員会、環境委員会連合審査会において、同30日には経済産業委員会、内閣委員会連合審査会において質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月31日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

（８）個人番号利用法等改正案

国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、個人番号等の利用の促進を図る行政事務の範囲を拡大するとともに、戸籍等への氏名の振り仮名の追加、預貯金口座情報等の登録の特例の創設、医療保険の資格確認のために必要な書面の交付等の措置を講じる「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案」（閣法第46号）が、3月7日、衆議院に提出された。

衆議院では、4月14日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会で、同18日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。同25日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

4月27日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、4月28日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会で、5月12日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。同31日には地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会、厚生労働委員会連合審査会において質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月2日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

（９）出入国管理法等改正案

退去強制手続における送還・収容の現状に鑑み、退去強制手続を一層適切かつ実効的なものとするため、在留特別許可の申請手続の創設、収容に代わる監理措置の創設、難民認定手続中の送還停止に関する規定の見直し、本邦からの退去を命ずる命令制度の創設等の措置を講じるほか、難民に準じて保護すべき者に関する規定の整備その他所要の措置を講じる「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案」（閣法第48号）が、3月7日、衆議院に提出された。

衆議院では、4月13日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された法務委員会で、同14日に趣旨説明を聴取し、同18日から質疑を行った。同28日に、自民、維新、公明及び国民の4派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取

し、原案及び修正案について質疑を行った。同日に質疑を終局した後、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

5月9日の本会議において、同法律案は討論の後、修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、5月12日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された法務委員会で、同16日に、閣法第48号、同9日に提出された「難民等の保護に関する法律案」（参第8号）及び「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案」（参第9号）を一括して議題とし、閣法第48号の趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取するとともに、参第8号及び参第9号の趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。6月8日に閣法第48号について質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月9日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

(10) 防衛力強化財源確保法案

令和5年度以降における我が国の防衛力の抜本的な強化及び抜本的に強化された防衛力の安定的な維持に必要な財源を確保するため、所要の措置を講じる「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案」（閣法第1号）が、2月3日、衆議院に提出された。

衆議院では、4月6日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財務金融委員会で、同7日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。同19日、26日及び28日には財務金融委員会安全保障委員会連合審査会において質疑を行った。5月19日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月23日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月24日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財政金融委員会で、同25日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。同30日、6月6日及び同8日には財政金融委員会、外交防衛委員会連合審査会において質疑を行ったほか、同12日には地方公聴会を行った。同15日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月16日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

(11) L G B T理解増進法案

「性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案」（衆第13号）及び「性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案」（衆第14号）が5月18日に、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案」（衆第16号）が同26日に、それぞれ衆議院

に提出された。

衆議院では、各法律案が付託された内閣委員会で、6月9日に、趣旨説明を順次聴取し、質疑を行った後、衆第13号に対する自民、維新、公明及び国民の4派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、質疑を行った。同日に質疑を終局した後、各法律案及び修正案について討論を行い、採決の結果、衆第14号を否決すべきものと決定し、衆第13号を修正議決すべきものと決定した（衆第16号は議決を要しないものとされた）。

6月13日の本会議において、衆第14号は否決、衆第13号は修正議決の上、参議院に提出された。

参議院では、衆第13号が付託された内閣委員会で、6月15日に、趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月16日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(12) 歳費法改正案等

6月20日、衆議院議院運営委員会において、議会雑費の支給対象から、各議院の常任委員長及び特別委員長等を除外する「国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案」（衆第51号）及び裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止する「裁判官弾劾法の一部を改正する法律案」（衆第52号）を委員会提出法律案とすることと決定した。

6月20日の本会議において、両法律案は可決され、参議院に提出された。

参議院では、両法律案が付託された議院運営委員会で、6月21日に採決の結果、両法律案を可決すべきものと決定した。

6月21日の本会議において、両法律案は可決され、成立した。

4 調査会

「外交・安全保障に関する調査会」、「国民生活・経済及び地方に関する調査会」及び「資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会」は、いずれも6月7日に1年目における調査を取りまとめた調査報告書（中間報告）を議長に提出し、同9日の本会議で各調査会長が報告を行った。

5 その他

(1) 参議院改革協議会

協議会は、第210回国会閉会後の令和4年12月16日に開催され、各会派が検討項目案について説明を行った後、協議会の下に「参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会」を設置することが了承されたほか、今国会中、3回開催された。2月8日に協議会の検討項目を選定し、4月14日には、「委員会・調査会等の整理再編・活性化・地方との連携」、「行政監視機能の更なる充実」及び「デジタル化、オンライン審議」の3

項目について事務局から説明を聴取し、5月31日には3項目について各会派から意見表明を行い、それぞれ協議を行った。

また、令和4年12月16日に協議会の下に設置された「参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会」は今国会中、4回開催された。2月8日に初回の専門委員会が開かれ、4月14日には参議院議員選挙制度の変遷について事務局から説明を聴取し、5月31日には参議院選挙における投票価値の平等をめぐる最高裁判決の変遷等について法制局から説明を聴取し、6月20日には主要国の上下院の選挙制度の概要について国立国会図書館から説明を聴取し、それぞれ協議を行った。

（２）行政監視

行政監視委員会は、6月5日に行政監視の実施の状況等に関する報告書を議長に提出し、同7日の本会議で委員長が報告を行った。

また、新たな年間サイクルの起点として、6月21日の本会議で、松本総務大臣から令和四年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告を聴取し、質疑を行った。

（３）国会同意人事案件

今国会に提出された15機関56名の国会同意人事案件は、両議院の同意を得た。

（４）憲法審査会

審査会は8回開催された。

4月5日、同12日、5月10日及び同31日は、憲法に対する考え方について（参議院の緊急集会について）について、参議院法制局から説明を聴いた後、意見の交換を行ったほか、参考人から意見を聴き、質疑を行った。4月26日及び5月17日は、憲法に対する考え方について（特に、参議院議員の選挙区の合区問題を中心として）について、参考人から意見を聴き、質疑を行ったほか、意見の交換を行った。6月7日には、憲法に対する考え方について（参議院の緊急集会及び参議院議員の選挙区の合区問題について）について、意見の交換を行った。

（５）情報監視審査会

審査会は4回開催された。

2月2日及び同7日は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府からの説明聴取及び質疑を行った。同2日には、審査会として初めての勧告となる、防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を行った。同21日には、内閣衛星情報センター（東京都）への委員派遣を実施し、必要に応じて特定秘密の提示を受けながら説明を聴取した。4月19日には、防衛大臣に対する勧告の結果とられた措置について、政府からの説明聴取及び質疑を行った後、高市国务大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行った。

また、6月2日の審査会において、令和4年5月1日から令和5年4月30日までを対象期間とした審査会の調査及び審査の経過及び結果に関する年次報告書（令和5年

6月)を決定し、議長に提出した。その後、同5日の本会議において、会長が同報告書の概要等について報告を行った。

(6) 議会のジェンダー配慮をめぐるアンケート調査報告書

平成24年(2012年)、第127回IPU会議において、議会におけるジェンダー配慮のための改革の着手と実施を掲げ、IPUが作成した自己評価ツールキットを活用した評価の実施を提唱した「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画」が採択された。

参議院では、超党派議員による「政治分野における女性の参画と活躍を推進する議員連盟」(平成27年(2015年)発足)の参議院有志からの要請を受け、令和5年4月19日の議院運営委員会理事会において、IPUの自己評価ツールキットを活用したアンケート実施について合意し、6月14日にその結果をIPUジェンダー自己評価「議会のジェンダー配慮への評価に関するアンケート調査」報告書として取りまとめた。

(7) 旧優生保護法をめぐる調査報告書

平成31年(2019年)4月に制定された「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」第21条に基づく調査について、令和2年(2020年)6月、両議院の厚生労働委員会理事会の協議により、両議院の厚生労働委員長は、衆議院調査局厚生労働調査室及び参議院厚生労働委員会調査室に報告書原案の作成を命じ、国立国会図書館調査及び立法考査局社会労働調査室に協力を依頼した。

これらの調査室において共同で調査が進められ、令和5年6月12日、両議院の厚生労働委員長に対し報告書原案が提出された。両議院の厚生労働委員会理事会の協議により、同報告書原案を「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律第21条に基づく調査報告書」とすることとし、同19日、各議院において厚生労働委員長が議長に報告した。

2 参議院役員等一覧

役員名		召集日(5. 1. 23)	会期中選任
議長	尾辻 秀久 (無)		
副議長	長浜 博行 (無)		
常任委員	内閣	古賀 友一郎 (自民)	
	総務	河野 義博 (公明)	
	法務	杉 久武 (公明)	
	外交防衛	阿達 雅志 (自民)	
	財政金融	酒井 庸行 (自民)	
	文教科学	高橋 克法 (自民)	
	厚生労働	山田 宏 (自民)	
	農林水産	山下 雄平 (自民)	
	経済産業	吉川 沙織 (立憲)	
	国土交通	蓮 舫 (立憲)	
	環境	滝沢 求 (自民)	
	基本政策	室井 邦彦 (維新)	
	予算	末松 信介 (自民)	
	決算	佐藤 信秋 (自民)	
	行政監視	青木 愛 (立憲)	
	議院運営	石井 準一 (自民)	
	懲罰	鈴木 宗男 (維新)	
特別委員長	災害対策	三浦 信祐 (公明) ※	
	ODA沖縄北方	三原じゅん子 (自民) ※	
	倫理選挙	古川 俊治 (自民) ※	
	拉致問題	山谷 えり子 (自民) ※	
	地方デジタル	鶴保 庸介 (自民) ※	
	消費者問題	松沢 成文 (維新) ※	
	震災復興	古賀 之士 (立憲) ※	
調査会長	外交・安保	猪口 邦子 (自民)	
	国民生活	福山 哲郎 (立憲)	
	資源・持続可能	宮沢 洋一 (自民)	
憲法審査会会長		中曽根 弘文 (自民)	
情報監視審査会会長		有村 治子 (自民)	
政治倫理審査会会長		松下 新平 (自民)	
事務総長		小林 史武	

※召集日選任

3 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 現在)

会 派	議員数	① 7. 7. 28 任期満了			② 10. 7. 25 任期満了		
		比 例	選挙区	合 計	比 例	選挙区	合 計
自 由 民 主 党	119 (24)	19 (5)	37 (6)	56 (11)	18 (5)	45 (8)	63 (13)
立 憲 民 主 ・ 社 民	40 (20)	8 (3)	14 (7)	22 (10)	8 (5)	10 (5)	18 (10)
公 明 党	27 (4)	7 (1)	7 (1)	14 (2)	6	7 (2)	13 (2)
日 本 維 新 の 会	21 (4)	5	4 (1)	9 (1)	8 (2)	4 (1)	12 (3)
国民民主党・新緑風会	13 (4)	3 (1)	4 (1)	7 (2)	3	3 (2)	6 (2)
日 本 共 産 党	11 (5)	4 (1)	3 (2)	7 (3)	3 (2)	1	4 (2)
れ い わ 新 選 組	5 (1)	2 (1)	0	2 (1)	2	1	3
沖 縄 の 風	2	0	1	1	0	1	1
政 治 家 女 子 4 8 党	2	1	0	1	1	0	1
各 派 に 属 し な い 議 員	8 (4)	1	4 (2)	5 (2)	1	2 (2)	3 (2)
合 計	248 (66)	50 (12)	74 (20)	124 (32)	50 (14)	74 (20)	124 (34)
欠 員	0	0	0	0	0	0	0
定 数	248	50	74	124	50	74	124

() 内は女性議員数

4 会派別所属議員一覧

(召集日 現在)

無印の議員は令和7年7月28日任期満了、○印の議員は令和10年7月25日任期満了

また、()内は、各議員の選出選挙区別

【自由民主党】

(118名)

○足立 敏之 (比 例)	○阿達 雅志 (比 例)	○青木 一彦 (鳥取・島根)
○青山 繁晴 (比 例)	赤池 誠章 (比 例)	○赤松 健 (比 例)
○浅尾 慶一郎 (神奈川)	○朝日 健太郎 (東 京)	有村 治子 (比 例)
○井上 義行 (比 例)	○生稲 晃子 (東 京)	石井 準一 (千 葉)
○石井 浩郎 (秋 田)	石井 正弘 (岡 山)	石田 昌宏 (比 例)
○磯崎 仁彦 (香 川)	○猪口 邦子 (千 葉)	○今井 絵理子 (比 例)
岩本 剛人 (北海道)	○上野 通子 (栃 木)	○臼井 正一 (千 葉)
○江島 潔 (山 口)	衛藤 晟一 (比 例)	○小野田 紀美 (岡 山)
○越智 俊之 (比 例)	○大家 敏志 (福 岡)	大野 泰正 (岐 阜)
太田 房江 (大 阪)	○岡田 直樹 (石 川)	加田 裕之 (兵 庫)
○加藤 明良 (茨 城)	○梶原 大介 (比 例)	○片山 さつき (比 例)
○神谷 政幸 (比 例)	北村 経夫 (山 口)	○こやり 隆史 (滋 賀)
○小林 一大 (新 潟)	古賀 友一郎 (長 崎)	○古庄 玄知 (大 分)
上月 良祐 (茨 城)	○佐藤 啓 (奈 良)	佐藤 信秋 (比 例)
佐藤 正久 (比 例)	酒井 庸行 (愛 知)	○櫻井 充 (宮 城)
山東 昭子 (比 例)	清水 真人 (群 馬)	○自見 はなこ (比 例)
島村 大 (神奈川)	○進藤 金日子 (比 例)	○末松 信介 (兵 庫)
世耕 弘成 (和歌山)	○関口 昌一 (埼 玉)	田中 昌史 (比 例)
高野 光二郎 (徳島・高知)	高橋 克法 (栃 木)	高橋 はるみ (北海道)
滝沢 求 (青 森)	滝波 宏文 (福 井)	武見 敬三 (東 京)
柘植 芳文 (比 例)	○鶴保 庸介 (和歌山)	堂故 茂 (富 山)
○友納 理緒 (比 例)	豊田 俊郎 (千 葉)	○中曽根 弘文 (群 馬)
中田 宏 (比 例)	○中西 祐介 (徳島・高知)	○永井 学 (山 梨)
長峯 誠 (宮 崎)	西田 昌司 (京 都)	○野上 浩太郎 (富 山)
○野村 哲郎 (鹿児島)	羽生田 俊 (比 例)	○長谷川 岳 (北海道)
○長谷川 英晴 (比 例)	馬場 成志 (熊 本)	橋本 聖子 (比 例)
比嘉 奈津美 (比 例)	○広瀬 めぐみ (岩 手)	○福岡 資麿 (佐 賀)
○藤井 一博 (比 例)	○藤川 政人 (愛 知)	○藤木 真也 (比 例)
○船橋 利実 (北海道)	古川 俊治 (埼 玉)	○星 北斗 (福 島)
堀井 巖 (奈 良)	本田 顕子 (比 例)	舞立 昇治 (鳥取・島根)
牧野 たかお (静 岡)	○松川 るい (大 阪)	○松下 新平 (宮 崎)
○松村 祥史 (熊 本)	松山 政司 (福 岡)	丸川 珠代 (東 京)
三浦 靖 (比 例)	○三原じゅん子 (神奈川)	三宅 伸吾 (香 川)
宮崎 雅夫 (比 例)	○宮沢 洋一 (広 島)	宮本 周司 (石 川)
森 まさこ (福 島)	森屋 宏 (山 梨)	○山崎 正昭 (福 井)

山下 雄平 (佐賀)	山田 太郎 (比 例)	山田 俊男 (比 例)
○山田 宏 (比 例)	○山谷 えり子 (比 例)	○山本 啓介 (長崎)
○山本 佐知子 (三重)	○山本 順三 (愛媛)	○吉井 章 (京都)
吉川 ゆうみ (三重)	和田 政宗 (比 例)	○若林 洋平 (静岡)
○渡辺 猛之 (岐阜)		

【立 憲 民 主 ・ 社 民】

(40名)

○青木 愛 (比 例)	石垣 のりこ (宮 城)	石川 大我 (比 例)
○石橋 通宏 (比 例)	打越 さく良 (新 潟)	小沢 雅仁 (比 例)
小沼 巧 (茨 城)	○鬼木 誠 (比 例)	勝部 賢志 (北海道)
川田 龍平 (比 例)	岸 真紀子 (比 例)	熊谷 裕人 (埼 玉)
○小西 洋之 (千 葉)	○古賀 千景 (比 例)	○古賀 之士 (福 岡)
○斎藤 嘉隆 (愛 知)	塩村 あやか (東 京)	○柴 慎一 (比 例)
○杉尾 秀哉 (長 野)	田島 麻衣子 (愛 知)	○田名部 匡代 (青 森)
○高木 真理 (埼 玉)	○辻元 清美 (比 例)	○徳永 エリ (北海道)
野田 国義 (福 岡)	羽田 次郎 (長 野)	○福島 みずほ (比 例)
○福山 哲郎 (京 都)	牧山 ひろえ (神奈川)	○三上 えり (広 島)
水岡 俊一 (比 例)	水野 素子 (神奈川)	宮口 治子 (広 島)
○村田 享子 (比 例)	森本 真治 (広 島)	森屋 隆 (比 例)
横沢 高德 (岩 手)	吉川 沙織 (比 例)	吉田 忠智 (比 例)
○蓮 舫 (東 京)		

【公 明 党】

(27名)

○秋野 公造 (福 岡)	○伊藤 孝江 (兵 庫)	○石川 博崇 (大 阪)
○上田 勇 (比 例)	河野 義博 (比 例)	○窪田 哲也 (比 例)
佐々木 さやか (神奈川)	○里見 隆治 (愛 知)	塩田 博昭 (比 例)
下野 六太 (福 岡)	杉 久武 (大 阪)	高橋 光男 (兵 庫)
○竹内 真二 (比 例)	○竹谷 とし子 (東 京)	○谷合 正明 (比 例)
新妻 秀規 (比 例)	○西田 実仁 (埼 玉)	平木 大作 (比 例)
○三浦 信祐 (神奈川)	○宮崎 勝 (比 例)	矢倉 克夫 (埼 玉)
安江 伸夫 (愛 知)	山口 那津男 (東 京)	山本 香苗 (比 例)
山本 博司 (比 例)	○横山 信一 (比 例)	若松 謙維 (比 例)

【日 本 維 新 の 会】

(21名)

○青島 健太 (比 例)	○浅田 均 (大 阪)	東 徹 (大 阪)
○石井 章 (比 例)	○石井 苗子 (比 例)	○猪瀬 直樹 (比 例)
梅村 聡 (比 例)	梅村 みずほ (大 阪)	音喜多 駿 (東 京)
○片山 大介 (兵 庫)	○金子 道仁 (比 例)	○串田 誠一 (比 例)
清水 貴之 (兵 庫)	柴田 巧 (比 例)	鈴木 宗男 (比 例)

○高木 かおり (大 阪) ○中条 きよし (比 例) ○松沢 成文 (神奈川)
○松野 明美 (比 例) 室井 邦彦 (比 例) 柳ヶ瀬 裕文 (比 例)

【 国民民主党・新緑風会 】

(1 3 名)

○伊藤 孝恵 (愛 知) 磯崎 哲史 (比 例) ○上田 清司 (埼 玉)
大塚 耕平 (愛 知) 嘉田 由紀子 (滋 賀) ○川合 孝典 (比 例)
榛葉 賀津也 (静 岡) 田村 まみ (比 例) ○竹詰 仁 (比 例)
芳賀 道也 (山 形) ○浜口 誠 (比 例) 浜野 喜史 (比 例)
○舟山 康江 (山 形)

【 日 本 共 産 党 】

(1 1 名)

井上 哲士 (比 例) 伊藤 岳 (埼 玉) ○岩渕 友 (比 例)
紙 智子 (比 例) 吉良 よし子 (東 京) 倉林 明子 (京 都)
小池 晃 (比 例) ○田村 智子 (比 例) ○仁比 聡平 (比 例)
山下 芳生 (比 例) ○山添 拓 (東 京)

【 れ い わ 新 選 組 】

(5 名)

○大島 九州男 (比 例) 木村 英子 (比 例) ○天畠 大輔 (比 例)
舩後 靖彦 (比 例) ○山本 太郎 (東 京)

【 N H K 党 】

(2 名)

○ガ ー シ ー (比 例) 浜田 聡 (比 例)

【 沖 縄 の 風 】

(2 名)

○伊波 洋一 (沖 縄) 高良 鉄美 (沖 縄)

【 各派に属しない議員 】

(9 名)

安達 澄 (大 分) 尾辻 秀久 (鹿児島) ○神谷 宗幣 (比 例)
須藤 元気 (比 例) 寺田 静 (秋 田) ○堂込 麻紀子 (茨 城)
ながえ 孝子 (愛 媛) 長浜 博行 (千 葉) ○平山 佐知子 (静 岡)

5 議員の異動

第210回国会閉会後及び今国会（5. 1. 23召集）中における議員の異動

○辞職

三木 亨君（自民・比例）

5. 1. 13 辞職

水道橋 博士君（れ新・比例）

5. 1. 16 辞職

安達 澄君（無・大分）

5. 3. 10 辞職

吉田 忠智君（立憲・比例）

5. 3. 30 辞職

○除名

ガーシー君（女子・比例）

5. 3. 15 除名

○補欠当選

白坂 亜紀君（自民・大分）

5. 4. 23 任期開始

○繰上補充当選

田中 昌史君（自民・比例）

5. 1. 18 任期開始（三木亨君辞職による）

大島 九州男君（れ新・比例）

5. 1. 18 任期開始（水道橋博士君辞職による）

齊藤 健一郎君（女子・比例）

5. 3. 24 任期開始（ガーシー君除名による）

大椿 ゆうこ君（立憲・比例）

5. 4. 7 任期開始（吉田忠智君辞職による）

○会派解消

「政治家女子48党」

5. 3. 15 解消（除名により所属議員が1名となったため）

○会派結成

「政治家女子48党」 5. 3. 24 結成

浜田 聡君（代表）

齊藤 健一郎君

○会派名変更

「NHK党」

5. 3. 8 「政治家女子48党」に変更

1 議案審議概況

閣法は、新規提出60件（本院先議5件を含む）のうち、防衛力強化財源確保法案、出入国管理法等改正案等58件が成立し、残る2件については、本院において継続審査となった。また、衆議院で継続審査となっていた1件が成立した。

参法は、新規提出15件が、いずれも本院において審査未了となった。

衆法は、新規提出52件のうち、LGBT理解増進法案、歳費法改正案等13件が成立し、残る39件については、衆議院において1件が否決、37件が継続審査、1件が審査未了となった。また、衆議院で継続審査となっていた49件は、衆議院において46件が継続審査、3件が撤回となった。

予算は、3件提出され、いずれも成立した。

条約は、新規提出11件が、いずれも承認された。

承認案件は、新規提出3件が、いずれも承認された。

予備費は、衆議院で継続審査となっていた8件が、いずれも承諾された。また、新規提出6件が、いずれも衆議院において継続審査となった。

決算は、令和三年度決算外2件（第210回国会提出）が是認され、令和二年度NHK決算（第207回国会提出）及び令和三年度NHK決算（第210回国会提出）は、いずれも審査に入るに至らなかった。

決議案は、常任委員長解任決議案、国務大臣問責決議案の2件が提出され、いずれも否決された。

2 議案件数表

		提出	成立	参議院			衆議院			備 考
				継続	否決	未了	継続	否決	未了	
閣 法	新 規	6 0	5 8	2	0	0	0	0	0	
	衆 継	1	1	0	0	0	0	0	0	
参 法	新 規	1 5	0	0	0	1 5	0	0	0	
衆 法	新 規	5 2	1 3	0	0	0	3 7	1	1	
	衆 継	4 9	0	0	0	0	4 6	0	0	撤回 3
予 算		3	3	0	0	0	0	0	0	
条 約	新 規	1 1	1 1	0	0	0	0	0	0	
承 認	新 規	3	3	0	0	0	0	0	0	
予備費等	新 規	6	0	0	0	0	6	0	0	
	衆 継	8	8	0	0	0	0	0	0	
決算その他	継 続	5	3	0	0	2				
決 議		2	0	0	2	0				

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号、件名の後の《修》は本院修正、（修）は衆議院修正を示す。

◎内閣提出法律案（61件）（継続1件を含む）

●両院を通過したもの（59件）（継続1件を含む）

- 1 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案
- 2 所得税法等の一部を改正する法律案
- 3 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
- 4 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律案
- 5 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案
- 6 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案
- 7 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案
- 8 地方税法等の一部を改正する法律案
- 9 地方交付税法等の一部を改正する法律案
- 10 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
- 11 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 12 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案（修）《修》（衆議院同意）
- 13 関税定率法等の一部を改正する法律案
- 14 株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案
- 15 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 16 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案
- 17 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案
- 18 道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律案
- 19 防衛省設置法の一部を改正する法律案
- 20 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案
- 21 私立学校法の一部を改正する法律案
- 22 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案
- 23 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案
- 24 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案
- 25 気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案
- 26 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案（修）
- 27 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案
- 28 仲裁法の一部を改正する法律案
- 29 調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律案
- 30 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案
- 31 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

- 32 気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案
- 33 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律案
- 34 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案
- 35 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案
- 36 孤独・孤立対策推進法案
- 37 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案
- 38 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律案
- 39 地方自治法の一部を改正する法律案
- 40 放送法及び電波法の一部を改正する法律案
- 41 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案
- 42 海上運送法等の一部を改正する法律案
- 43 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 44 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案
- 45 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案
- 46 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案
- 47 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案
- 48 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（修）
- 49 国立健康危機管理研究機構法案
- 50 国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案
- 51 著作権法の一部を改正する法律案
- 52 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案
- 53 遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案
- 54 不正競争防止法等の一部を改正する法律案
- 55 中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案
- 58 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（修）
- 59 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案
- 60 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

（第210回国会提出）

- 6 新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案（修）

●衆議院を通過し、本院において閉会中審査するに決したもの（2件）

- 56 金融商品取引法等の一部を改正する法律案
- 57 情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案

◎本院議員提出法律案（15件）

●本院において審査未了のもの（2件）

- 8 難民等の保護に関する法律案
- 9 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案

●本院において委員会等に付託されなかったもの（13件）

- 1 こどもに係る公的給付の所得制限の撤廃等に係る施策の推進に関する法律案
- 2 障害のあるこどもに係る公的給付の所得制限の撤廃のために早急に講ずべき措置に関する法律案
- 3 こどもに係る公的給付及び新型コロナウイルス感染症等に係る公的給付について非課税とするために講ずべき措置に関する法律案
- 4 総合的経済安全保障施策推進法案
- 5 財政法の一部を改正する法律案
- 6 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 7 民法の一部を改正する法律案
- 10 我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案
- 11 自動車盗難対策等の推進に関する法律案
- 12 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案
- 13 一般会計からの自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定への繰入れのために講ずべき措置に関する法律案
- 14 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 15 刑法及び母体保護法の一部を改正する法律案

◎衆議院議員提出法律案（101件）（継続49件を含む）

●両院を通過したもの（13件）

- 6 議院法制局法の一部を改正する法律案
- 12 令和五年三月予備費使用及び令和五年度予算に係る子育て関連給付金に係る差押禁止等に関する法律案
- 13 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案（修）
- 17 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案
- 18 良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案
- 19 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の一部を改正する法律案
- 20 活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案
- 21 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律案
- 24 共生社会の実現を推進するための認知症基本法案
- 25 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律案
- 26 令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金に係る差押禁止等に関する法律案

- 51 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 52 裁判官弾劾法の一部を改正する法律案
- 衆議院において閉会中審査するに決したもの（83件）（継続46件を含む）
 - 1 日本銀行法の一部を改正する法律案
 - 2 児童手当法の一部を改正する法律案
 - 3 民法の一部を改正する法律案
 - 4 副首都機能の整備の推進に関する法律案
 - 5 低所得である子育て世帯に対する緊急の支援に関する法律案
 - 7 特定教育・保育施設における保育教諭等の配置の充実のための措置に関する法律案
 - 8 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律等の一部を改正する法律案
 - 9 発電に関する原子力の利用に係る責任を明確化するための改革の推進に関する法律案
 - 10 電力の取引における公正な競争の促進に関する法律案
 - 11 学校給食法の一部を改正する法律案
 - 15 児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案
 - 22 公立学校働き方改革の推進に関する法律案
 - 23 インターネット投票の導入の推進に関する法律案
 - 27 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
 - 28 国家公務員法の一部を改正する法律案
 - 29 消費税の逆進性を緩和するための給付付き税額控除の導入等に関する法律案
 - 30 持続可能な開発の目標の達成に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律案
 - 31 公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案
 - 32 公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案
 - 33 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る対策の推進に関する法律案
 - 34 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種による健康被害の救済等に係る措置に関する法律案
 - 35 宗教法人法の一部を改正する法律案
 - 36 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部を改正する法律案
 - 37 公益法人等に対する寄附を促進するための税制上の措置等に関する法律案
 - 38 財政法の一部を改正する法律案
 - 39 我が国の経済及び財政等に関する将来の推計を信頼性のある統計等の情報に基づき中立公正に実施するための経済財政等将来推計委員会の設置に関する法律案
 - 40 国会法の一部を改正する法律案
 - 41 保護者等による自動車内への子ども等の置き去りの防止に関する法律案
 - 42 国家公務員法等の一部を改正する法律案
 - 43 国家公務員の労働関係に関する法律案
 - 44 公務員庁設置法案
 - 45 地方公務員法等の一部を改正する法律案
 - 46 地方公務員の労働関係に関する法律案
 - 47 我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案
 - 48 国会法の一部を改正する法律案
 - 49 新型コロナウイルス感染症対策検証委員会法案
 - 50 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

(第207回国会提出)

- 2 揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るための東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部を改正する等の法律案
- 3 現下の揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るための揮発油税等に関する法律の臨時特例等に関する法律案
- 9 自衛隊法及び海上保安庁法の一部を改正する法律案
- 10 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた低所得者に対する特別給付金の支給に関する法律案
- 11 領域等の警備及び海上保安体制の強化に関する法律案

(第208回国会提出)

- 3 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者等に対する緊急の支援に関する法律案
- 6 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている観光関連事業者に対する緊急の支援に関する法律案
- 17 日本放送協会改革推進法案
- 18 特定土砂等の管理に関する法律案
- 19 土砂等の置場の確保に関する法律案
- 22 戦争等避難者に係る出入国管理及び難民認定法の特例等に関する法律案
- 23 所得税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
- 24 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者に対する金融の円滑化の促進に関する法律案
- 28 保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案
- 30 介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案
- 32 現下の物価の高騰による国民生活及び国民経済への悪影響を緩和するために講ずべき国民負担の軽減等に関する措置に関する法律案
- 34 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案
- 35 自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案
- 36 インターネット誹謗中傷対策の推進に関する法律案
- 39 公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案
- 40 公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律案
- 44 国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案
- 45 国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案
- 46 中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案
- 47 地方自治法の一部を改正する法律案
- 48 政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 49 政治資金規正法の一部を改正する法律案
- 52 国家賠償法の一部を改正する法律案
- 53 民法の一部を改正する法律案
- 54 性暴力被害者の支援に関する法律案
- 55 性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案
- 56 分散型エネルギー利用の促進に関する法律案
- 57 国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修等の実施等に関する法律案

58 多文化共生社会基本法案

59 消費税の減税その他の税制の見直しに関する法律案

60 特定人権侵害行為への対処に関する法律案

(第210回国会提出)

1 国会法の一部を改正する法律案

2 国葬儀法案

3 通園バスの車内における幼児等の置き去りによる事故の防止その他の認定こども園等における幼児等の安全の確保のための措置等に関する法律案

6 新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案

7 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

8 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

11 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案

13 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案

14 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律の一部を改正する法律案

18 子育て・若者緊急支援法案

●衆議院において審査未了のもの（1件）

16 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案

●衆議院において否決したもの（1件）

14 性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案

●撤回されたもの（継続3件）

(第208回国会提出)

1 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

16 日本銀行法の一部を改正する法律案

50 インターネット投票の導入の推進に関する法律案

◎予算（3件）

●両院を通過したもの（3件）

1 令和五年度一般会計予算

2 令和五年度特別会計予算

3 令和五年度政府関係機関予算

◎条約（11件）

●両院を通過したもの（11件）

1 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件

2 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

3 平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の枠組協定の締結について承認を求めるの件

4 投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とバーレーン王国との間の協定の締結につい

て承認を求めるの件

- 5 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアゼルバイジャン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 6 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルジェリア民主人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 7 航空業務に関する日本国と欧州連合構成国との間の協定の特定の規定に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 8 調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件
- 9 協力及び電子的証拠の開示の強化に関するサイバー犯罪に関する条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件
- 10 二千二十二年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件
- 11 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

◎承認を求めるの件（３件）

●両院を通過したもの（３件）

- 1 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
- 2 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件
- 3 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（14件）（継続８件を含む）

●両院を通過したもの（継続８件）

（第208回国会提出）

- 令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）
 - 令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）
 - 令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）
 - 令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）
 - 令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）
 - 令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）
 - 令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）
 - 令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）
- 衆議院において閉会中審査するに決したものの（６件）
- 令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）
 - 令和四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）
 - 令和四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）
 - 令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調

書及び各省各庁所管使用調書（その２）

○令和四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

○令和四年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

◎決算その他（５件）

●是認すると議決したもの（３件）

（第210回国会提出）

○令和三年度一般会計歳入歳出決算、令和三年度特別会計歳入歳出決算、令和三年度国税収納金整理資金受払計算書、令和三年度政府関係機関決算書

○令和三年度国有財産増減及び現在額総計算書

○令和三年度国有財産無償貸付状況総計算書

●委員会に付託されなかったもの（２件）

（第207回国会提出）

○日本放送協会令和二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

（第210回国会提出）

○日本放送協会令和三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

◎決議案（２件）

●否決したもの（２件）

１ 法務委員長杉久武君解任決議案

２ 法務大臣齋藤健君問責決議案

◎懲罰（２件）

●可決したもの（２件）

○議員ガーシー君懲罰事犯の件

○議員ガーシー君懲罰事犯の件

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案(閣法第1号)

(衆議院 5.5.23可決 参議院 5.24財政金融委員会付託 6.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、令和5年度以降における我が国の防衛力の抜本的な強化及び抜本的に強化された防衛力の安定的な維持に必要な財源を確保するため、所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本原則

令和5年度以降における防衛力の抜本的な強化等に要する費用(各年度の予算に計上される防衛力整備計画対象経費の額が令和4年度当初予算に計上された防衛力整備計画対象経費の額を上回る場合における当該上回る額)の財源に充てるため、防衛力強化税外収入及び防衛力強化資金からの受入金を確保する。

二、財政投融资特別会計財政融資資金勘定及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ

- 1 令和5年度において、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から2,000億円を一般会計に繰り入れる。
- 2 令和5年度において、外国為替資金特別会計から、決算上の剰余金の繰入れに加えて約1兆2,000億円を一般会計に繰り入れる。

三、独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構の国庫納付金の納付の特例

- 1 独立行政法人国立病院機構は、令和5事業年度において、422億円を国庫に納付する。
- 2 独立行政法人地域医療機能推進機構は、令和5事業年度において、324億円を国庫に納付する。

四、防衛力強化資金

- 1 防衛力の抜本的な強化及び抜本的に強化された防衛力の安定的な維持のために確保する財源を防衛力の整備に計画的かつ安定的に充てることを目的として、当分の間、防衛力強化資金を設置する。
- 2 防衛力強化資金は、一般会計の所属とし、財務大臣が管理する。
- 3 防衛力強化資金への繰入金の財源は、防衛力強化税外収入をもって充てる。
- 4 防衛力強化資金は、防衛力整備計画対象経費の財源に充てる場合に限り、使用することができる。

五、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第2号)

(衆議院 5.2.28可決 参議院 3.8財政金融委員会付託 3.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、持続的な経済成長や、より公平で中立的な税制の実現等の観点から、国税に関し、所要の改正を一体として行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、NISA制度の抜本的拡充・恒久化

- 1 非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設可能期間については期限を設けず、恒久的な措置とする。
- 2 年間投資上限額について、一定の投資信託を対象とする「つみたて投資枠」は120万円、上場株式への投資が可能な「成長投資枠」は240万円にそれぞれ拡充し、両枠の併用を可能とする。
- 3 一生涯にわたる非課税保有限度額を新たに設定した上で、1,800万円とし、「成長投資枠」に

については、その内数として1,200万円とする。

二、スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設

保有する株式の譲渡益を元手に創業した等の場合に、出資分につき20億円を上限として株式譲渡益に課税しない制度を創設する。

三、より公平で中立的な税制の実現

- 1 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化のため、基準所得金額から3億3,000万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額が、基準所得税額を超える場合には、超過した差額の追加的な申告納税を求める措置を導入する。
- 2 国際的に合意されたグローバル・ミニマム課税の導入に向け、所得合算ルールに係る法制化を行う。
- 3 資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築等のため、相続時精算課税の基礎控除の創設、暦年課税における相続前贈与の加算期間の延長等を行う。

四、その他

適用期限の到来する租税特別措置の延長、既存の租税特別措置の整理合理化等、所要の措置を講ずる。

五、施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、令和5年4月1日から施行する。

なお、本法律施行に伴う令和5年度の租税減収見込額は、約160億円である。

【附帯決議】（5.3.28財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 NISA制度の抜本的拡充に当たっては、制度の適切な広報により利用の促進を図るとともに、長期的かつ小規模な投資による資産形成を支援するという制度趣旨を逸脱した利用を抑制するための対策を講ずること。また、「貯蓄から投資へ」の観点から、適切に金融資産の選択・運用が行われるよう国民の金融リテラシー向上に努めること。あわせて、市場の国債消化能力等の観点から、家計金融資産の動向を注視すること。
- 二 「貯蓄から投資へ」の推進により資本が海外に逃避し円安を招くことのないよう、国内企業の賃上げや設備投資等を引き続き支援し、生産性を向上することによって企業価値を高め、投資資金が国内企業へ十分に供給されるよう努めること。
- 三 実質賃金が上昇せず、物価が急速に高騰する中、所得格差と資産格差が拡大していることに鑑み、税負担の公平性確保や再分配機能強化の観点から所得税の課税の在り方について検討を行い、必要な改革を実行するよう努めること。
- 四 極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置については、施行後における所得税負担率の動向等を確実に把握し、税負担の公平性の観点からその効果を見極め、必要に応じて適切な見直しを行うこと。
- 五 スタートアップへの再投資に係る非課税措置については、より多くの資金がスタートアップをより柔軟に支援するための投資に充てられるよう、同措置の利用状況及びその効果を踏まえ、必要に応じ適切な対応を検討すること。
- 六 租税特別措置については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書や、租税特別措置等に係る政策評価の点検結果等を積極的に活用し、適用実績の把握と効果等の検証を十分に行い、効果が不透明なもの等は廃止・縮減するなど、税制の公平性等を確保する観点から不断の見直しと徹底した改革を推進すること。
- 七 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施に当たっては、同制度に対してなお慎重な意見があることを踏まえ、免税事業者の取引からの排除や廃業という深刻な事態が生じないよう最大限の配慮を行うとともに、免税事業者が課税事業者に転換する場合の事務負担を軽減するよう努めること。
- 八 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・ICT化による調査・徴収事務等の複雑・困難化、新たな経済活動の拡大、軽減税率制度実施等への対応など社会情勢

の変化による事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

特に、社会的関心の高い消費税の不正還付防止への対応、国際的な租税回避行為や富裕層への対応を強化し、更には納税者全体への税務コンプライアンス向上を図るため、定員の拡充及び職員の育成等、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること。

九 新型コロナウイルス感染症をめぐる現状を踏まえ、国税職員を含む財務省職員の健康管理の徹底等、感染拡大防止に万全を期すとともに、必要に応じ迅速かつ適切な措置を講ずること。

右決議する。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第3号)

(衆議院 5.3.16可決 参議院 3.28厚生労働委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況に鑑み、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を、それぞれ5年延長しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限(平成35年5月16日まで)を5年延長し、令和10年5月16日までとする。
- 二、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限(平成35年6月30日まで)を5年延長し、令和10年6月30日までとする。
- 三、この法律は、公布の日から施行する。

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律案(閣法第4号)

(衆議院 5.3.16可決 参議院 3.28厚生労働委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、戦没者等の妻に対し、特別給付金を継続して支給する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、昭和6年9月18日以後に死亡した者の妻として、令和5年4月1日において、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する戦没者等の妻に対し、特別給付金として、額面110万円、5年償還の国債を支給する。
- 二、昭和6年9月18日以後に死亡した者の妻として、令和10年4月1日において、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する戦没者等の妻に対し、特別給付金として、額面110万円、5年償還の国債を支給する。
- 三、この法律は、令和5年4月1日から施行する。ただし、二は、令和10年4月1日から施行する。

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第5号)

(衆議院 5.3.16可決 参議院 3.28農林水産委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、昨今の水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に鑑み、現行法の有効期限を5年間延長し、令和10年3月31日までとしようとするものである。

【附帯決議】 (5.3.30農林水産委員会議決)

水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の著しい変化に対処するため、水産加工業施設改良資金融資が行われてきた。昨今の水産資源の減少など、水産加工業をめぐる厳しい状況に鑑み、引き続き、水産加工業の施設の改良等に必要な長期かつ低利の資金の貸付けを行う必要がある。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 近年、我が国近海では海水温の上昇等の海洋環境の変化によって、不漁や魚種の変化が生じている。こうした環境の変化に対応して、漁業自体の底上げを図ると同時に、持続性のある産業となるよう水産加工業の在り方や支援の方向性について検討すること。
- 二 我が国の水産加工業は、中小・零細企業が大部分を占めることから、共同化の推進を含め、経営基盤の強化に努めること。
- 三 水産加工業における環境対策を推進するため、環境負荷低減に資するとともに魚種転換にも柔軟に対応できる機器の導入等や加工残さの有効利用等の取組を支援すること。
右決議する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案(閣法第6号)

(衆議院 5.3.30可決 参議院 4.7内閣委員会付託 4.21本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正

- 1 新型インフルエンザ等対策本部は、新型インフルエンザ等のまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合は、特に必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態等に至る前であっても、指定行政機関の長等及び都道府県知事等に対し、必要な指示をすることができる。
- 2 地方公共団体の事務の代行等について、特定新型インフルエンザ等対策（新型インフルエンザ等対策のうち、地方公共団体が新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして政令で定めるものをいう。）に係るものに拡大するとともに、新型インフルエンザ等緊急事態に至る前であっても代行等を行うことができる。
- 3 新型インフルエンザ等緊急事態等において、都道府県知事は、正当な理由がないのに要請に応じない者に対し、政令で定める事項を勘案して特に必要があると認めるときに限り、当該要請に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 4 新型インフルエンザ等対策に係る費用について都道府県又は市町村の負担を軽減するために特別の交付金の交付に関する規定を設けるとともに、地方債の起債の特例を設ける。

二、内閣法の一部改正

- 1 内閣官房に、内閣感染症危機管理統括庁を置く。
- 2 同統括庁は、政府行動計画の策定及び推進に関する事務、新型インフルエンザ等対策本部に関する事務、新型インフルエンザ等対策推進会議に関する事務並びに行政各部の施策の統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち感染症の発生及びまん延の防止に関するものをつかさどる。

- 三、この法律は、一の4については令和6年4月1日、その他一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（5.4.20内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 国民の生命を守るための感染症危機対応に万全を期する観点から、新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議における指摘を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に対する政府の対応について、飲食業、旅行業、宿泊業等に係る事業者からの意見聴取も含め、更なる検証を行った上で、その結果を公表するとともに、速やかに必要な措置を講ずること。特に予算に関しては、会計検査院の指摘も踏まえ、全体像の把握、使途の精査及び効果検証を行い、その執行及び管理を改善すること。
- 二 内閣感染症危機管理統括庁は、その位置付けの重要性に鑑み、感染症危機に関連する各府省庁

等の取組に積極的に関与し、感染症危機への対応に係る司令塔機能を十分に発揮するとともに、感染症危機管理に係る予算の全体像の把握等についても、責任ある役割を果たすこと。そのため、医療のみならず、行動経済学、情報工学、心理学、危機管理、広報、デジタルなど多様な専門的知見を活用できる体制を確保するほか、適正な手続で選定した学識経験者への意見聴取により、エビデンスに基づいた政策立案を行うこと。

三 内閣感染症危機管理統括庁、厚生労働省及び国立健康危機管理研究機構は、常時情報を共有するなど緊密な連携を確保すること。

四 内閣感染症危機管理統括庁及び厚生労働省は、適切に役割を分担することにより、地方公共団体が、都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を始めとする各計画の整合性等を担保しつつ、実効性のある感染症対策を講じられるようにすること。

五 内閣危機管理監については、内閣全体の危機管理という所掌事務の特殊性及び重要性に鑑み、感染症危機管理においても、その役割を十全に果たせるよう、運用上の役割を明確にすること。

六 内閣における危機管理に係る人材の育成に努めるとともに、危機管理人材育成に係る研修プログラムを充実させ、関係職員の資質向上を図ること。

七 新型インフルエンザ等対策本部と各府省庁又は都道府県との間の調整が難航した場合において、内閣感染症危機管理統括庁は、新型インフルエンザ等対策本部長の指示権の行使について慎重な検討に努め、あらかじめ各府省庁又は都道府県の意見を十分に聴き取り、当該意見を尊重しつつ総合調整に努めること。

八 感染を防止するための協力要請等に関し、都道府県知事が事業者等に命令する際に勘案すべき事項を定める政令については、当該都道府県知事による機動的かつ臨機応変な意思決定を阻害することのない内容とすること。

九 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「政府行動計画」という。）の策定に当たっては、感染症対応に有用な情報を、平時から効率的・統合的に収集・管理するための情報基盤の整備と普及策について検討し、政府行動計画の中に盛り込むこと。

十 起債の特例については、その対象を定める総務省令の内容を、未知の感染症の発生にも十分に対応できるよう、感染症対策に係る最新の専門的知見をいかすため、不断の見直しを行うこと。また、地方公共団体の財政措置をめぐる改正については、地方公共団体の意見を聴取し、国の財政措置の責任を単に地方公共団体に転嫁するものとならないよう、慎重に対応すること。感染症対応の初動期において、より機動的かつ効果的に感染拡大を防ぐため、あらかじめ都道府県と協議の上、国の都道府県に対する財政支援の在り方を検討し、政府行動計画の中に盛り込むこと。

十一 内閣官房及び内閣府の業務の肥大化を防止するため、事務及び組織について不断の見直しを行うこと。また、法律に基づく内閣官房及び内閣府への業務の追加は、平成27年1月27日の閣議決定「内閣官房及び内閣府の業務見直しについて」等を踏まえ、内閣の司令塔機能など本来の役割を十分発揮するために必要不可欠なものに限るとともに、原則として、あらかじめ当該業務を行う期限を設けること。

十二 感染症危機において、国民に対し感染症や政府の対応に関する情報を正確かつ効果的に提供する観点から、その発信及び説明は、政策決定等に責任のある者がその役割を担い、十分な頻度でかつ継続的に行うこと。

右決議する。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第7号)

(衆議院 5.5.12可決 参議院 5.23東日本大震災復興特別委員会付託 6.2本会議可決)

【要旨】

本法律案は、福島復興及び再生を一層推進するため、市町村による特定帰還居住区域復興再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた同計画に基づく国による土地改良事業等の代行及び国の負担による土壌等の除染等の措置等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定避難指示区域市町村の長は、あらかじめ福島県知事と協議の上、福島復興再生基本方針及び認定福島復興再生計画に即して、特定帰還居住区域（特定避難指示区域内の区域（特定復興再生拠点区域の区域等を除く。）であって、当該区域における放射線量を土壤等の除染等の措置を行うことにより特定避難指示の解除に支障がない基準以下に低減させることができるものであること等の条件に該当するもののうち、特定避難指示の解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指すものをいう。以下同じ。）の復興及び再生を推進するための計画（以下「特定帰還居住区域復興再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができることとする。

二、内閣総理大臣は、特定帰還居住区域復興再生計画の認定の申請があった場合において、当該特定帰還居住区域復興再生計画の実施が特定帰還居住区域の復興及び再生の推進に寄与するものであると認められること等の基準に適合すると認めるときは、関係行政機関の長の同意を得て、その認定をすることとする。

三、国は、二の認定を受けた特定帰還居住区域復興再生計画（以下「認定計画」という。）に基づいて行う土地改良事業、砂防工事、道路工事その他の工事であって、福島県等の要請に基づいて内閣総理大臣が主務大臣の同意を得て指定したもの等を、自ら行うことができることとする。

四、環境大臣は、認定特定帰還居住区域（認定計画に記載された特定帰還居住区域をいい、この項においては特別地域内除染実施計画又は対策地域内廃棄物処理計画が定められている区域を除く。）においては、認定計画に従って、土壤等の除染等の措置及び除去土壤の処理又は廃棄物の処理（認定特定帰還居住区域内の廃棄物であって、土壤等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物等の収集、運搬、保管及び処分に限る。）を行うことができることとし、それらに要する費用は国の負担とすることとする。

五、この法律は、公布の日から施行することとする。

【附帯決議】（5. 5. 31東日本大震災復興特別委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 特定帰還居住区域の避難指示解除に向け、住民が安心して帰還できるよう、各地域の現状や住民・地元自治体等の意向を十分に踏まえ、生活圏を幅広く捉えながら、除染の手法・範囲等を決定するとともに、住民間の分断や不公平が生じないよう十分に配慮し、早期に除染や環境整備等に取り組むこと。

二 住民の帰還意向の確認に当たっては、帰還について早期に判断できない住民に十分配慮し、確認の機会を複数回設けることに加え、近隣住民の動向を始めとする住民の判断に資する情報を適時適切に提供するなど、地元自治体と連携しつつ、住民の意向の丁寧な把握に努めること。

三 帰還意向のない住民の土地・家屋等の扱いについては、住民・地元自治体等と協議を重ね、その意向を十分に踏まえながら、可能な限り早急に方針を示すこと。

四 自主避難者、県外避難者を含めた避難者の人権を最大限尊重し、最後の一人に至るまで必要な支援を継続すること。また、特定帰還居住区域の設定に当たっては、長期にわたり避難生活を行ってきた避難者の事情を十分に踏まえ、住民の意向に柔軟に対応し、避難先と特定帰還居住区域での二地域での居住を当面の間認める等、多様な帰還の在り方を考慮すること。さらに、帰還者等の安全を確保し、安心して生活できるよう、国は生活環境整備を着実に実施した上で、将来的に帰還困難区域全ての避難指示解除を行うこと。加えて、福島の森林・林業の再生や帰還環境の整備に向けた必要な措置を講ずること。

五 避難指示解除区域等に帰還した住民が安心して生活できる環境を整えるため、引き続き、営農再開、事業・生業の再生、教育環境、医療、介護・福祉サービスの再構築を進めるための支援を継続すること。

六 避難指示解除区域等の帰還環境の整備に加え、福島国際研究教育機構の設立により、移住・定住や交流・関係人口の拡大が見込まれることから、帰還者と移住者が共生できるまちづくりを進めること。その際、地域の伝統や文化の再構築にも十分配慮すること。

七 福島浜通り地域等は、原子力災害の影響に伴う急激な人口減少等により、産業の担い手不足が

続いており、将来にわたり活力ある地域としていく上では、働く場を十分に確保する必要があることから、福島国際研究教育機構の設立に伴う産業集積に資する必要な支援を継続すること。

- 八 福島浜通り地域等が持続的な発展を遂げるには、復興をリードする地域の人材育成が重要であることから、地域の教育機関等との連携の下、地域の高専生や高校生を始め、小中学生も含めたシームレスな形での福島国際研究教育機構による地域人材に対する育成の仕組みを構築するなど、機構の教育機能を充実させること。また、機構が世界に冠たる創造的復興の中核拠点となるよう世界最先端の研究を実施するのにふさわしい研究マネジメント体制を早急に構築すること。
- 九 重要な課題であるALPS処理水の処分については、これまで以上に積極的な情報公開や広報活動を行うことによって国民的議論を深め、関係者の声に真摯に耳を傾けつつ、誠意を持って丁寧かつ十分な説明を重ね、信頼関係を構築すること。ALPS処理水の処分により、新たな風評を発生させず、事業者が将来に向け安心して事業を継続していくことを可能とするとともに、諸外国への輸入規制撤廃に向けた更なる働きかけ、食の安全確保や放射線に関する理解の増進など、国を挙げて風評払拭に取り組むこと。
- 十 福島県内の除去土壌等の中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分に向け、全国民的な理解醸成を確実に推進するとともに、県外最終処分に向けた具体的な方針・工程を早期に明示し、県民・国民の目に見える形で取組を加速させること。
- 十一 原子力災害における国の責務として、「第2期復興・創生期間」以降も必要な財源を確実に確保するとともに、福島の復興・再生の実現に向けた総合的な支援措置を継続すること。
- 十二 東日本大震災により被災した全ての自治体が、真の復興を成し遂げるためにも、政府は、引き続ききめ細やかに被災者の心のケアや孤独死防止対策等の課題に対応するとともに、活力あるまちづくりの実現に向けた移住施策や企業誘致の取組を着実に進めること。被災した全ての自治体が、残された課題の解決に向け、不安なく取組を進められるよう、今後も復興特別所得税等による必要な財源の確保に努めること。
- 十三 「第2期復興・創生期間」後の復興政策の在り方を視野に入れつつ、復興施策の進捗状況、原子力災害被災地域からの復興の状況を検証すること。その結果を踏まえ、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」に係る必要な見直しを進めること。右決議する。

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第8号)

(衆議院 5.2.28可決 参議院 3.10総務委員会付託 3.28本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、車体課税の改正

自動車税及び軽自動車税の環境性能割について、現行の税率区分を令和5年末まで据え置く一方、今後3年間の措置として、税率区分を段階的に引き上げる措置を講ずる。

二、納税環境の整備に関する改正

固定資産税及び不動産取得税に係る質問検査権の対象の明確化等を行う。

三、航空機燃料譲与税の改正

譲与割合の特例措置の見直しを行う。

四、その他

- 1 税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。
- 2 この法律は、一部を除き、令和5年4月1日から施行する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第9号)

(衆議院 5.2.28可決 参議院 3.10総務委員会付託 3.28本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

- 1 令和5年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に、法定加算額及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額を加え、交付税特別会計借入金償還額、同特別会計における借入金利子支払額等を控除した額18兆3,611億円とする。
- 2 交付税特別会計借入金について、令和5年度の償還額を増額し、令和35年度までに償還する。
- 3 地方交付税の基準財政需要額の算定方法については、地域社会のデジタル化の推進に要する経費の財源を充実するため、「地域デジタル社会推進費」の期間を令和7年度まで延長するとともに、令和5年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正するほか、臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とする。
- 4 令和5年度分の東日本大震災に係る震災復興特別交付税については、新たに654億円を確保することとし、総額935億円とする。

二、地方財政法の一部改正

令和5年度から令和7年度までの間に限り、臨時財政対策債を発行することができることとする旨の特例を設ける。

三、施行期日

この法律は、令和5年4月1日から施行する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第10号)

(衆議院 5.3.14可決 参議院 4.3法務委員会付託 4.7本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年の事件動向及び判事補の充員状況を踏まえ、判事補の員数を減少するとともに、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、裁判官のうち、判事補の員数を15人減少し、842人に改める。
- 二、裁判官以外の裁判所の職員の員数を31人減少し、2万1,744人に改める。
- 三、この法律は、令和5年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

【附帯決議】(5.4.6法務委員会議決)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組むとともに、産業の高度化や国際化に対応できるよう裁判官の能力及び職責の重さの自覚の一層の向上に努めること。
- 二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。
- 三 令和2年4月16日及び令和3年4月6日の当委員会における各附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、現実的な実員の増減見通しも踏まえて更なる削減等も含め検討していくこと。
- 四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき引き続き必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。
- 五 裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、合理化・効率化が可能な事務と注力すべき事務をそれぞれ考慮した上で適切な人員配置を行うよう努めるとともに、裁判官以外の裁判所職員の労働時間を把握し、適切な労働環境を整えること。
- 六 社会の耳目を集めた事件の事件記録が特別保存に付されることなく廃棄されていたことを踏まえ、今後の事件記録の十分な管理体制の確立に努めること。

右決議する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第11号)

(衆議院 5.3.16可決 参議院 3.28外交防衛委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、在ローマ国際機関日本政府代表部を新設するとともに、同政府代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- 二、在ウクライナ日本国大使館等の位置の地名を改める。
- 三、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
- 四、在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の加算額の限度を改定する。
- 五、在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の支給に係る例外規定を整備する。
- 六、外務公務員の研修員手当の支給額を改定する。
- 七、この法律は、令和5年4月1日から施行する。ただし、在ローマ国際機関日本政府代表部の新設に係る部分は、政令で定める日から施行する。

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案(閣法第12号)

(衆議院 5.3.30修正議決 参議院 4.14経済産業委員会付託 4.28本会議修正議決 ※)

※ 4.28衆議院へ回付 5.12衆議院同意

【要旨】

本法律案は、エネルギーの脱炭素化に向けた取組等と産業競争力の強化とを両立させた脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行を推進するため、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略の策定、脱炭素成長型経済構造移行債の発行並びに化石燃料の輸入事業者等に対する賦課金（化石燃料賦課金）の徴収及び発電事業者への排出枠の割当てに係る負担金（特定事業者負担金）の徴収について定めるとともに、脱炭素成長型経済構造移行推進機構に脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動を行う者に対する支援等に関する業務を行わせるための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、衆議院において、この法律の施行後2年以内に政府が法制上の措置を講ずるに当たっては、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策の在り方についての検討も行うことを明記する内容の修正が行われた。

一 脱炭素成長型経済構造移行推進戦略

政府は、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略を定めなければならない。

二 脱炭素成長型経済構造移行債

- 1 政府は、令和5年度から令和14年度までの各年度に限り、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に要する費用の財源について、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、エネルギー対策特別会計の負担において、脱炭素成長型経済構造移行債を発行することができる。
- 2 脱炭素成長型経済構造移行債及びその借換国債については、化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の収入により、令和32年度までの間に償還するものとする。

三 化石燃料賦課金及び特定事業者負担金

- 1 経済産業大臣は、令和10年度から、化石燃料の輸入事業者等から化石燃料賦課金を徴収する。
- 2 経済産業大臣は、令和15年度から、一定の発電事業者から特定事業者負担金を徴収する。

四 脱炭素成長型経済構造移行推進機構

脱炭素成長型経済構造移行推進機構は、化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の徴収に係る事務、特定事業者排出枠の割当て及び入札の実施に関する業務、債務保証その他の支援等を行う。

【修正要旨】

本法律案の基本理念を定める規定について、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に当たり踏まえるべき事項に「公正な移行」の観点を追加する。

【附帯決議】（5.4.27経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 グリーントランスフォーメーション（GX）の推進に当たっては、エネルギー資源の過度な海外依存からの脱却を実現するエネルギー供給構造の再構築を目指し、エネルギー安定供給、中長期的な国民負担の抑制を前提に、再生可能エネルギーの更なる導入拡大、蓄電システムの導入拡大を始めとした電化促進等によるエネルギー全体の脱炭素化の推進に取り組むこと。
- 二 我が国が国際的に約束した2050年カーボンニュートラル等の実現に向け、産官学の十分な連携の下、必要な支援措置等にできるだけ早急に取り組むこと。その際、気候危機への対応の緊急性に鑑み、各取組の脱炭素効果を的確に評価把握し、投資対効果、実現可能性が高い分野への重点化を図ること。
- 三 GXの推進に当たっては、激化する世界の産業競争下にあつて、日本企業が脱炭素分野で確実に市場シェアを獲得し、成長できるように、研究開発から社会実装、製品等の量産化まで、産業全体にわたる支援を実現すること。
- 四 GXへの対応の遅れが懸念される中小企業が取り残されることがないように、これまでの支援事業の更なる拡充や、より効果的な支援体制の構築、大企業のイニシアティブによるサプライチェーン全体での取組を促すなど、中小企業のGXの推進に向け、実効的な支援策を講ずること。
- 五 持続可能な開発目標（SDGs）が掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現の重要性に鑑み、GX推進戦略等において「公正な移行」の重要性を明示すること。また、その早急な具現化のため、円滑な労働移動や新たな雇用の創出等に対する十分な支援を行うとともに、多様な働き方に中立な社会保障制度、学び直しに必要な生活保障など重層的なセーフティネットの構築に取り組むなど、労働者や地域経済社会への悪影響を可能な限り軽減すること。あわせて、失業なき労働移動の円滑な実現に加え、脱炭素化や産業移転に伴う地域経済の在り方を含む分野横断的課題に対処するため、国、地域、産業の各レベルで、政労使が関わる社会対話を行う場を設けることを検討し、省庁横断的な取組体制を構築すること。
- 六 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行は、地球温暖化対策、エネルギー需給、産業競争力、雇用など分野横断的課題であるとの観点から、GX推進戦略の案の作成や成長志向型カーボンプライシングに係る詳細設計等に当たっては、学識経験者や有識者、産業界、労働界等から広く意見を聴くものとし、その意見を十分に尊重するとともに、その策定プロセスの透明性の確保を図ること。
- 七 今後10年間における約20兆円規模のGX経済移行債による政府支援については、抜本的な省エネの推進などGX実現に資する適切な内容とするとともに、民間事業者の予見可能性を高め、民間のGX投資が確実に促進されるよう努めること。その際、高付加価値かつグリーンでディーセントなワークの創出につながるものを対象とするよう検討すること。
- 八 GXの実現は、環境負荷の低減やエネルギー自給率の向上、産業競争力の強化等を通じた国民生活の向上や国民経済の発展など、広く国民全体の便益に寄与するものであることに鑑み、成長志向型カーボンプライシングなどGXの実現に要する費用は、脱炭素成長型経済構造への移行に向けた人材・技術への投資や行動変容を促進する観点を含め、国や地方公共団体、事業者及び国民の適切な役割分担の下、円滑かつ適正な転嫁などを通じ、特定の事業者への負担に偏重せず、広く社会全体で公平・公正に負担するものとし、政府は、国民や事業者に対し、GX実現の意義や負担に対する理解の醸成に積極的に取り組むこと。
- 九 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を早期に実現するため、カーボンプライシングの在り方については、脱炭素への取組を加速化させるとともに、経済的インセンティブを社会全体に効果的に与えるものとなるよう、代替技術の有無、国際競争力への影響、カーボンリーケージの可能性等を勘案しつつ、その導入の時期、対象事業者の範囲等を含め、最適かつ実効性のある制度を検討すること。

- 十 化石燃料賦課金及び特定事業者負担金に係る制度の実施に当たっては、国民負担の可能な限りの抑制や制度の明瞭性・簡索性の担保、他のGX推進策との整合等の観点から、高度化法やエネルギー関連税制、再生可能エネルギー発電促進賦課金など既存の規制・制度との適切な関係整理を図ること。
- 十一 脱炭素成長型経済構造移行推進機構による事業活動への支援に係る基準の策定に当たっては、多様な関係者の意見を幅広く聴取するよう努めるとともに、同機構による金融支援について、脱炭素成長型経済構造移行に真に有益な支援案件を見出していく規律ある運営がなされ、支援内容について説明責任が果たされるよう、政府は責任を持って監督すること。また、機構の支援業務の決定プロセスにおいて利害関係を有する役員がいる場合は、その意思決定プロセスに関与させないなど、公平性、中立性の観点から適切なガバナンスを行うこと。加えて、機構の業務の委託においては、競争性、透明性、経済性の観点から、原則として一般競争入札を採用するとともに、入札の結果を適切に国民に公表すること。
- 十二 脱炭素成長型経済構造への移行プロセスは長期にわたり、将来の世界情勢や、国内の産業、エネルギーの供給環境などに不確実性があることを踏まえ、GX経済移行債による支援や化石燃料賦課金及び特定事業者負担金など新たに講じられる制度・施策の進捗状況や費用対効果等について、定期的に評価及び分析を行うこととし、必要に応じて柔軟な見直しを行うものとする。
- 十三 脱炭素成長型経済構造を実現するに当たり、国内産業の育成及び経済成長を目指すのみにとどまらず、我が国の優れた脱炭素分野における知見の活用によるアジアを始めとした世界のエネルギートランジションへの国際貢献を通じて、我が国が脱炭素の取組のイニシアティブを取ることができるよう、炭素国境調整措置やビジネスと人権への対応等も含め、戦略的に施策を推進すること。
- 右決議する。

関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第13号)

(衆議院 5.3.14可決 参議院 3.28財政金融委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、個別品目の関税率の見直し

プロポリス原塊及びセルラーバンブーパネルの分類変更に伴い、税細分を新設し、現行の関税率を維持する。

二、加熱式たばこに係る簡易税率の新設

入国者が携帯し、又は別送して輸入する加熱式たばこに係る簡易税率を新設する。

三、加算税制度の見直し

国税の加算税制度の見直しを踏まえ、関税の無申告加算税についての割合の見直し等の規定の整備を行う。

四、税関事務管理人制度の拡充

非居住者が税関関係手続等を処理させるために税関事務管理人を定めて税関長に届け出る制度(税関事務管理人制度)について、届出がない場合、税関長が国内関連者を税関事務管理人として指定できる等の規定の整備を行う。

五、暫定税率等の適用期限の延長等

- 1 令和5年3月31日に適用期限の到来する暫定税率(412品目)及び特別緊急関税制度について、これらの適用期限を1年延長するとともに、加糖調製品(6品目)の暫定税率を引き下げる。
- 2 令和5年3月31日に適用期限の到来する航空機部分品等免税制度及び加工再輸入減税制度について、これらの適用期限を3年延長する。

六、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、令和5年4月1日から施行する。

【附帯決議】（5.3.30財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響に十分に配慮しつつ、調和のとれた対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。
 - 二 ロシア等に対する輸出入規制や経済安全保障への対応及び覚醒剤等の不正薬物や金の密輸入阻止の観点から、税関においては、警察庁等の関係省庁との連携及び情報共有を強化しつつ、一層厳格な水際取締りを行うこと。
 - 三 経済のデジタル化や世界情勢の変化に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、覚醒剤等の不正薬物・銃器を始めとした社会悪物品や知的財産侵害物品等の国内持込みの阻止により国民の安全・安心を確保するため、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の定員の確保、処遇改善、機構の充実、職場環境及び取締検査機器等を含む業務処理体制の整備等に特段の努力を払うとともに、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止の観点から職員への感染症対策に万全を期すこと。
 - 四 税関事務管理人制度の拡充等については、適正な執行が図られるよう職員の配置及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。
- 右決議する。

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案（閣法第14号）

（衆議院 5.3.24可決 参議院 4.3財政金融委員会付託 4.7本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、供給網の強靱化等に必要な重要物資の確保に係る業務
 - 1 我が国の産業の国際競争力の維持又は向上を図る上で重要な物資の製造に関する事業等を行う外国の法人に対して、株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）が貸付け等を行うことができる。
 - 2 海外で生産され、又は開発された重要物資等を我が国の法人等又は出資外国法人等が外国における事業に使用するために当該外国に引き取り、又は受け入れる場合に、会社の輸入金融の対象とすることができる。
 - 3 我が国の法人等又は出資外国法人等による製品の生産に不可欠な物資の製造等に関する事業を出資外国法人等が行う場合に、会社が中小企業者等以外の我が国の法人等を経由して当該事業に必要な資金の貸付けを行うことができる。
- 二、新規企業者等に係る業務等及び資源の開発に関する事業等に係る特別業務
 - 1 海外で事業を行う法人等のうち、設立の日以後の期間が10年未満等の法人等（以下「新規企業者等」という。）又は中小企業者等に対して会社が出資することができる。
 - 2 新規企業者等又は中小企業者等が海外事業に必要な資金の調達のために発行する社債等を会社が取得することができる。
 - 3 海外における資源の開発に関する事業、革新的な技術を活用した事業等を会社の特別業務の対象とすることができる。
- 三、債務の保証等に係る業務
戦争の結果生じた被害の復旧に関する事業等に必要な資金の国際機関による貸付けに係る債務の保証等を会社が行うことができる。
- 四、その他
 - 1 この法律は、令和6年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、三及び四の2に係る規定は、公布の日の翌日から施行する。
 - 2 所要の経過措置を定める。

【附帯決議】（5.4.6財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 国際協力銀行の業務の拡大に当たっては、同銀行が一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としていることを踏まえ、民業圧迫との批判を招かないよう留意しつつ、一般の金融機関のみでは対応が困難な分野において適切な金融機能を果せるよう監督を行うこと。
- 二 国際協力銀行の目的の一つが国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処であることに鑑み、国際金融機関のウクライナの民間セクター向け融資に対し同銀行が適切なリスク管理を踏まえた保証業務を行うことを通じてウクライナの復興支援に貢献できるよう、政府として必要に応じて協力や支援を行うこと。
- 三 国際協力銀行が外国企業に対し融資を実行するに当たっては、我が国の国際収支に与える影響も考慮し、当該融資を受ける外国企業のみが便益を受けることや、特定事業者及び特定国への依存が強まることなどによりサプライチェーンの不安定化につながるようなことがないよう同銀行に当該融資に係る審査基準を設定させ、その基準に基づき融資を実行させるよう促し、国内外でバランスのとれたサプライチェーンの強靱化を通じて我が国産業の国際競争力の維持及び向上並びに我が国の経済安全保障の強化に貢献する確かな融資となるよう適切に監督すること。
- 四 国際協力銀行の業務運営におけるガバナンスが一層強化されるよう適切に監督を行い、同銀行の業務の機動性及び専門性が十分に発揮されるよう配慮すること。また、同銀行において、国際金融に関して高度な能力を有する人材の育成及び専門性を有する外部人材の確保が円滑に図られるように努めること。

右決議する。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第15号)

(衆議院 5.3.24可決 参議院 4.3財政金融委員会付託 4.7本会議可決)

【要旨】

本法律案は、加盟国の復興又は開発を支援するため国際復興開発銀行に設けられる基金に充てるため我が国から拠出することとなるのに伴い、当該拠出について国債による拠出を可能とする等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、政府は、国際復興開発銀行に対し、予算で定める金額の範囲内において、同銀行の加盟国の復興又は開発を支援するため同銀行に設けられる基金に充てるため拠出することができる。
- 二、政府は、外国通貨に代えて、その全部又は一部を国債で拠出することができる。
- 三、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】 (5.4.6財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 国際復興開発銀行のウクライナ向け融資を信用補完する枠組みとして同銀行に新設される基金が、ウクライナ支援のために十分な役割を果たせるよう、同基金への参画を各加盟国に対し積極的に働きかけるとともに、我が国から外貨建て国債を拠出するに当たっては仮に償還が必要となった場合の為替リスクを極小化するよう努め、将来の更なる拠出については、ウクライナの状況を踏まえた適切な規模の金額とし、効率的かつ効果的な支援となるよう十分検討すること。
- 二 国際機関の活動や我が国の貢献について国民の理解を得るために、日本語表記を含めた広報活動や情報公開のより一層の充実に努めること。

右決議する。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第16号)

(衆議院 5.4.13可決 参議院 4.19厚生労働委員会付託 5.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、所要の措置を講じようと

するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、社会保険診療報酬支払基金は、出産育児一時金等の支給に要する費用の一部に充てるため、保険者に対して出産育児交付金を交付する。当該出産育児交付金は、社会保険診療報酬支払基金が、年度ごとに後期高齢者医療広域連合から徴収する出産育児支援金をもって充てる。
- 二、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の設定方法について、後期高齢者一人当たりの保険料と現役世代一人当たりの後期高齢者支援金の伸び率が同じとなるよう見直す。
- 三、前期高齢者に係る医療給付費等を保険者間で調整する仕組みについて、被用者保険者において報酬水準に応じて調整する仕組みの導入等を行う。
- 四、都道府県は、都道府県医療費適正化計画において、住民の健康の保持の推進に関し、当該都道府県における医療費適正化の推進のために達成すべき目標に関する事項等を定めるものとする。
- 五、病院等の管理者は、医療を受ける者が身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う機能（以下「かかりつけ医機能」という。）等についての十分な理解の下に病院等の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を当該病院等の所在地の都道府県知事に報告するとともに、当該事項を記載した書面を当該病院等において閲覧に供しなければならない。
- 六、かかりつけ医機能報告対象病院等の管理者は、継続的な医療を要する者に対するかかりつけ医機能の確保のため、かかりつけ医機能のうち、継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療その他の日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能（厚生労働省令で定めるものに限る。）の有無及びその内容等の事項を当該病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。
- 七、市町村が行う地域支援事業に、被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業を追加する。
- 八、この法律は、一部を除き、令和6年4月1日から施行する。

【附帯決議】（5.5.11厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、後期高齢者支援金及び前期高齢者納付金の増大等により、財政運営が極めて困難な健康保険組合が急増していること等を踏まえ、特に財政状況が厳しい健康保険組合に対する継続的な財政支援を行うこと。
- 二、前期財政調整における報酬調整については、保険者機能への配慮や保険者間の公平性の観点から踏まえ、過重な財政調整とならないようにすること。
- 三、後期高齢者医療制度については、現役並み所得の後期高齢者に係る医療費給付について公費負担が行われておらず、現役世代に対する過重な負担となっていること等を踏まえ、後期高齢者医療制度における財源の在り方について検討を行うこと。
- 四、都道府県に必置とされる保険者協議会について、保険者だけでなく、医療関係者が構成員として参画することを積極的に促すとともに、複合的なニーズを有する高齢者への医療・介護の効果的・効率的な提供など、実効性のある医療費適正化の取組を進めること。また、レセプト分析を通じた医療費適正化のエビデンスの収集等に関して、保険者協議会と社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会の連携を進めること。
- 五、住民の健康増進等を通じた医療費の更なる適正化の推進を図る観点から、第4期医療費適正化計画の策定や計画期間中の改訂に当たっては、ロジックモデル等のツールの活用を促すことなどを検討し、PDCAサイクルに基づく計画の立案、評価及び見直しなど、実効的な計画の策定等が行われるよう努めること。
- 六、予防・健康づくりについて、健康や生活の質の向上に与える効果に関するエビデンスを収集し、将来的な健康寿命の延伸や医療費の削減効果が見込まれる取組が積極的に実施されるよう環境を整備すること。
- 七、新たに刷新・創設される医療機能情報提供制度及びかかりつけ医機能報告制度について、医療

機関に報告を求める項目等の詳細が厚生労働省令に委任され、本法の審査過程において当該厚生労働省令の具体的内容が明らかとならず、その詳細が本法成立後の有識者等による検討に委ねられたこと等を踏まえ、当該有識者等による検討結果や検討過程における議論の内容について、本法施行に先立ち、明らかにすること。また、当該有識者等による検討の場やその構成員について、決定次第、明らかにすること。

八、本法のかかりつけ医機能に関する制度改正については、同機能が発揮される第一歩と位置付け、全ての国民・患者がそのニーズに応じて同機能を有する医療機関を選択して利用できるよう、速やかに検討し、制度整備を進めること。また、同機能を有する医療機関に勤務しようとする者への教育及び研修の充実に加え、処遇改善やキャリアパスの構築支援等、これらの者が増加するような取組を推進すること。

九、かかりつけ医機能報告の対象となる慢性の疾患を有する高齢者その他の継続的な医療を要する者については、障害児・者、医療的ケア児、難病患者を含めるなど適切に定め、将来は、継続的な医療を要しない者を含め、かかりつけ医機能報告の対象について検討すること。

十、医療法人及び介護サービス事業者の経営情報に関するデータベースの整備に当たっては、医療・介護従事者の適切かつ的確な処遇改善を図る観点から、職種別の給与情報が可能な限り報告されるよう必要な取組を進めるとともに、当該情報に係る本法施行後の報告状況を勘案しながら、将来の報告義務化を含めた対応を検討すること。また、当該データベースの報告対象となる医療法人及び介護サービス事業者に過度な事務負担が生じないよう、負担軽減策もあわせて講ずること。

十一、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進等を図る観点から、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく地方公共団体の計画策定に当たっては、ロジックモデル等のツールの活用を促すことなどを検討し、PDCAサイクルに基づく計画の立案、評価及び見直しなど、実効的な計画の策定が行われるよう努めること。

十二、地域包括ケアシステムが適正に構築され、利用者に提供されるサービスが不当に偏ることのないよう、高齢者施設等による訪問する医師の選定等における利益収受の禁止を徹底するなど必要な取組を進めること。

十三、今後、高齢者の増加に加え現役世代の減少が加速することにより、介護人材の一層の不足が見込まれること等を踏まえ、介護人材の処遇の改善や業務負担の軽減を図るなど介護人材の確保のための方策について検討し、速やかに必要な措置を講ずること。また、介護に従事する外国人労働者が尊厳を持って安定的に就労・定着できるための措置を講ずること。

十四、介護保険制度は、我が国社会保険制度の支柱であり、諸外国に範を示す制度として定着してきたことを踏まえ、今後は、3年を1期とした介護保険事業計画のサイクルに合わせた制度改正に先立ち、給付と負担の在り方に関する議論の結論を示すこと。また、制度改正に当たっては、あわせて利用者の利便に資するための改革も検討し、所要の措置を講ずること。

十五、出産費用の見える化については、正常分娩に要する費用が明らかとなるよう必要な取組を進めるとともに、正常分娩に対する医療保険適用（現物給付化）の検討に当たっては、出産育児一時金が出産に関する平均的な標準費用を全て賄えるようにする観点から増額されたことを踏まえ、医療保険適用の目的を明らかにしつつ議論を進めること。

十六、急速に進行する少子高齢化等により、国民の間に社会保障制度の持続可能性に対する不安が高まっている現状を踏まえ、持続可能な全世代対応型の社会保障制度を構築するため、金融資産・金融所得を含む能力に応じた負担の在り方や保険給付の在り方等について、税制も含めた総合的な検討に着手し、課題や論点等を分かりやすく示した上で国民的な議論を進め、結論が得られた事項について、速やかに必要な法制上の措置等を講ずること。

右決議する。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第17号）

（衆議院 5. 3. 24可決 参議院 4. 12国土交通委員会付託 4. 21本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正

- 1 この法律の目的に、地域の関係者の連携と協働を推進すること等を追加することとする。
- 2 地域公共交通利便増進実施計画には、地方公共団体と地域公共交通利便増進事業の実施主体となる者との間で締結された協定に定められた実施方法に関する事項を記載することができることとする。
- 3 地方公共団体又は鉄道事業者は、旅客鉄道事業に係る路線のうち、2以上の都道府県の区域にわたるもの等の全部又は一部の区間であって、当該地方公共団体の区域内に存するもの又は当該鉄道事業者が営業するもののうち、輸送需要の減少等により大量輸送機関としての鉄道の特性を生かした地域旅客運送サービスの持続可能な提供が困難な状況にある区間について、国土交通大臣に対し、当該区間に係る交通手段再構築に関する方針（以下「再構築方針」という。）の作成に関し必要な協議を行うための協議会（以下「再構築協議会」という。）を組織するよう要請することができることとする。国土交通大臣は、当該要請に係る区間が一定の基準に該当するものであると認めるときは、再構築協議会を組織することとする。再構築協議会は、交通手段再構築の実施についての協議が調ったときは、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針に即して、再構築方針を作成することとする。

二 鉄道事業法及び道路運送法の一部改正

鉄道運送事業者は、地域の関係者による協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客輸送を確保する必要がある路線の区間に係る旅客運賃等について協議が調ったときは、国土交通大臣への届出により、当該旅客運賃等を定めることができることとする。また、一般乗用旅客自動車運送事業者は、地域の関係者による協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある営業区域に係る運賃等について協議が調ったときは、国土交通大臣への届出により、当該運賃等を定めることができることとする。

- 三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（5.4.20国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 2050年カーボンニュートラルの実現に向け公共交通をいかした総合的な交通政策を推進する必要に鑑み、自家用自動車に過度に依存せず、まちづくり政策、DX、GX、国土強靱化などの政策との連携を図るとともに、雪国などの地域特性を考慮した施策の充実を図ること。また、モビリティとインフラを一体とした交通ネットワークの再構築について検討し、国土形成計画等に反映させること。
- 二 地域住民の移動を確実に確保し、地域公共交通を持続可能なものとするため、国の関与を強化するとともに、交通事業者等の取組への支援を更に拡充するよう地方公共団体とともに努めること。また、実証事業等の期間終了以降も活用可能な中長期的な支援や、全国の国民が地域交通を支える観点も踏まえた安定的な財源の在り方を検討すること。
- 三 JR上場4社は、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律に係る大臣指針に基づき、路線の適切な維持に努めることが大前提であるから、特に、特急列車が拠点都市を相互に連絡する線区、貨物列車が現に走行している線区及び災害時や有事において貨物列車が走行する蓋然性が高い線区については、各社に対し、内部補助により引き続き維持するよう指導するとともに、国鉄分割民営化以降の社会経済状況の変化を踏まえ、鉄道ネットワークの維持の在り方についての国の関与の在り方を含めた検討を進めること。
- 四 再構築協議会の対象となる線区については、輸送密度1,000人未満の線区に限ることなく、地域の実情を踏まえて決定すること。また、輸送密度1,000人以上の線区や、特急列車及び貨物列車が

- 運行される線区並びに既存の公的支援が措置されている線区であっても、持続可能な地域公共交通を構築する観点から、関係者による協議が促進されるよう、国がリーダーシップを発揮すること。さらに、既存の法定協議会等が設置されている線区についても、再構築協議会への移行を可能とし、持続可能な地域公共交通の在り方についての協議を促進するための環境を整備すること。
- 五 再構築協議会の協議の在り方について、廃線ありきではないこと、旅客数や収支だけで判断するのではなく、地域住民の意向や地域に与える影響等を十分に考慮して総合的に判断すべきことなどを基本方針で明確にすること。また、合理的な期限内に結論が出ない場合でも、協議を打ち切ることなく丁寧な合意形成に努め、合意のない交通手段再構築等は行わないこと。
- 六 再構築協議会の協議においては、地域公共交通の再構築に係る医療、商業、観光、福祉、財政など、広範な分野におけるクロスセクター効果について十分勘案すること。
- 七 再構築協議会の構成員については、地域の実情に応じて住民、労働者、物流事業者等を含めることとし、多様な意見が反映されるようにすること。また、反映されない意見等を継続的にくみ取るための更なる仕組みづくりについて検討すること。
- 八 再構築協議会を含む地域公共交通に係る協議会については、速やかな議事録の公開など最大限の透明化を図ること。
- 九 上下分離方式による鉄道の維持やBRTの導入等、再構築協議会で合意された事業に対しては、十分かつ公平な支援を行うこと。また、上下分離方式については、JR各社においても導入可能とすること。
- 十 再構築方針で定められる交通手段再構築の目標の達成状況の評価が適時適切に行われるよう促すとともに、地域が評価の結果を踏まえ、検討を行い、交通手段再構築の事業の見直し等を行うときは、的確な支援を行うこと。
- 十一 地方公共団体において交通政策に精通した専任職員を適切に配置するため、地方交付税措置による財政的支援を検討するとともに、コーディネーター等に係る情報提供などを積極的に実施すること。また、地域公共交通の活性化や再生に向けた議論やその実施される事業の実効性を担保するため、様々な専門家やファシリテーターの確保に取り組む地方公共団体を十分に支援すること。
- 十二 鉄道・バス・タクシー等の交通事業従事者の人材確保が困難な状況にあることや、鉄道のバスへの転換などに際し乗合バス・タクシー等自動車運送事業の運転者が確保できない懸念もあることから、交通事業従事者の賃金及び労働条件の改善並びに人材の確保及び育成のための支援策を講ずること。
- 十三 地域を支えるタクシーの維持存続のため、地方公共団体と連携、協働し、経営を支援するための措置を講ずること。
- 十四 カーボンクレジットの導入等、EVバス・EVタクシーの地域への導入のインセンティブとなる制度について検討すること。また、地域住民の移動の安心と安全の確保に資する自動運転技術の早期確立のため、安全性の確保を最優先にしつつ、公道での実証実験等への支援を更に拡充すること。
- 十五 鉄道事業者が、協議によって鉄道の運賃等を設定する場合、値上げも想定されるため、当該事業者に対し、利便性の向上等地域の利用者の理解を得るための取組も併せて行うことを働きかけるよう努めること。
- 十六 運賃を協議するための協議会に先立ち開催される公聴会については、できる限り幅広い意見を反映させるため、地方公共団体に対し、開催の回数や方法、参加対象にも配慮するよう求めること。
- 十七 本法の施行状況について毎年度評価を実施し、施策を適切に見直すとともに、改正後の各法律の規定について、施行の状況等を勘案して検討を加え、必要に応じ、附則の検討条項の5年を待たず、その結果に基づき所要の措置を講ずること。
- 十八 公共事業関係予算を、地域公共交通の施設やネットワーク維持に、積極的に活用できる仕組みを検討するとともに、公共交通と他の事業とのバランスの取れた支援を行うこと。また、社会

資本整備総合交付金の交付に当たっては、具体的な支援対象や支援額を計画的に分かりやすく地域に示すこと。

十九 通学定期や障害者割引等の費用を交通事業者が負担していることを踏まえ、文教や福祉分野においても交通事業者支援のための仕組みづくりについて、検討すること。

二十 並行在来線等、第三セクターの鉄道事業者において、国鉄及びＪＲから引き継いだ設備の補修、更新費用が大きな負担となっている現状も踏まえ、先行地域も含めた支援を充実するよう努めること。

右決議する。

道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律案(閣法第18号)

(衆議院 5. 4. 6可決 参議院 5. 15国土交通委員会付託 5. 31本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一 道路整備特別措置法の一部改正

- 1 高速道路会社（以下「会社」という。）が管理する高速道路に係る料金の徴収期間の満了の日は、令和97年9月30日以前でなければならないこととする。
- 2 料金は、高速自動車国道又は自動車専用道路にあっては当該道路を通行する自動車の運転者又は使用者（当該運転者を除く。）（以下「運転者等」という。）から、その他の道路にあっては当該道路を通行し、又は利用する車両の運転者等から徴収することとする。また、会社等は、検査対象軽自動車等の運転者等から徴収できなかった料金の請求のため、国土交通大臣等に対し、当該運転者等を特定するために必要な情報の提供を求めることができることとする。

二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部改正

- 1 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の業務として、国から交付された補助金を財源として、会社に対し、高速道路に附属する自動車駐車場の整備（高速道路の通行者又は利用者の利便の確保に資する施設の整備と一体的に行うものに限る。）に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることを追加することとする。
- 2 協定及び業務実施計画の記載事項である特定更新等工事の内容は、先行特定更新等工事（令和47年9月30日においても当該高速道路の構造が通常有すべき安全性を確保するために必要と認められるもの）及び後行特定更新等工事（当該高速道路に係る道路資産の貸付期間の満了の日においてもその構造が通常有すべき安全性を確保するために必要と認められるもの）を区分して定めることとする。
- 3 協定に定める道路資産の貸付期間は、当該協定を締結する日（当該協定の変更をするときは、当該変更をする日）から起算して50年以内でなければならないこととする。
- 4 機構は、令和97年9月30日までに解散することとする。

三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（5. 5. 30国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 本法施行後に追加する更新等のための事業については、協定変更時における点検技術等を前提に、償還計画の前提となる高速道路の維持管理、更新等のライフサイクルコストの算定及び推計の妥当性、費用対効果の観点から評価し、必要かつ合理的なもののみを対象とするとともに、その評価結果を随時公表すること。また、高速道路の暫定2車線区間の4車線化に当たっては、審議会等を通じて当該事業の実施の必要性について検討すること。

二 老朽化した高速道路の維持管理、更新については、人口減少その他の社会経済情勢の変化を踏まえた持続可能な整備の方向性について、本法施行後5年以内を目途として、検討すること。

- 三 高速道路のサービスエリア・パーキングエリアについては、大型車用を始めとする駐車スペースを十分に確保するとともに、電動車の増加に対応できるよう急速充電器や水素ステーション等のインフラ整備を計画的に推進すること。
- 四 高速道路の維持管理の重要性が増大する中、本法施行後5年以内を目途として、利用者の料金負担の抑制と利便性の向上に貢献し、ライフサイクルコストを最小化する観点から、道路整備特別措置法第23条第1項第1号から第3号までに掲げる高速道路に係る料金の基準等、高速道路資産の管理の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 五 今国会での議論において言及された定額制度を始め、あらゆる料金体系を地方創生や国民生活と経済発展に資する観点から勘案した上で、利用者負担の抑制を図ること。また、持続可能な高速道路を実現するために必要となる費用負担の在り方について早急に検討し、高速道路の料金制度について、永久に有料にするのか、無料にするのかの議論を進め、可及的速やかに結論を出すこと。
- 六 高速道路の維持管理、更新に当たっては、新技術を活用した効率化やコスト縮減を推進するとともに、維持管理等に係る費用の適正性等についての監査を適宜適切に行い、その監査結果を随時公表すること。
- 七 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構によって作成される償還計画における将来調達金利の見通しと将来交通量の推計の設定が債務返済の財源である貸付料の推計に直結するものであり、その実績値が示されることは償還計画の妥当性を検証する上で必要であることから、「全国路線網」、「地域路線網」、「一路線」のそれぞれの年度別の走行台キロベースの交通量の実績値に関する統計を早期に作成し、定期的に公表することについて検討すること。また、将来調達金利の見通しについては、実勢を踏まえた水準とすること。
- 八 国民の暮らしを守り、国力を維持・強化する観点から、トラック輸送に代表される物流の側面を含め、高速道路、鉄道等の交通モードのそれぞれの強みを最大限活用した総合的な交通ネットワークの構築を推進すること。
- 右決議する。

防衛省設置法の一部を改正する法律案(閣法第19号)

(衆議院 5. 3. 24可決 参議院 4. 10外交防衛委員会付託 4. 14本会議可決)

【要旨】

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更を行うとともに、地方防衛局の所掌事務に国際協力に関する事務を追加するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自衛官の定数を改める。
- 二、防衛装備品及び役務の調達に係る品質管理業務を日米相互に無償で提供し合う米国国防省との枠組みに基づき行う業務を実施するため、地方防衛局の所掌事務に国際協力に関することを追加する。
- 三、本法律は、令和6年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、二については、公布の日から施行する。

【附帯決議】 (5. 4. 13外交防衛委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、隊舎・宿舎の老朽化対策及び女性用区画の整備、市街地から離れた遠隔地に勤務する自衛官の利便性向上を含む生活関連施設及び備品・日用品等の整備、予備自衛官等の充足率向上のための採用条件・訓練等制度の見直しの検討といった取組によって自衛隊員の処遇及び生活・勤務環境の一層の改善を図ること。
- 二、令和4年9月から実施されている特別防衛監察において、1,414件ものハラスメント被害の申出があったこと等を重く受け止め、セクシャルハラスメントを含むハラスメントの根絶のため、早急に戦略性及び実効性のある計画的取組を策定すること。また、その際には、ロジックモデル等のツールを活用した実効性のある施策の策定など、ハラスメントの根絶のPDCAサイクルの実

効性の確保に努めること。
右決議する。

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案(閣法第20号)

(衆議院 5.5.9可決 参議院 5.26外交防衛委員会付託 6.7本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国を含む国際社会の安全保障環境の複雑化及び装備品等の高度化に伴い、装備品等の適確な調達を行うためには、装備品製造等事業者の装備品等の開発及び生産のための基盤を強化することが一層重要となっていることに鑑み、装備品製造等事業者による装備品等の安定的な製造等の確保及びこれに資する装備移転を安全保障上の観点から適切なものとするための取組を促進するための措置、装備品等に関する契約における秘密の保全措置並びに装備品等の製造等を行う施設等の取得及び管理の委託に関する制度を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、防衛大臣は、装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する基本的な方針を定めなければならないものとする。

二、装備品製造等事業者が指定装備品等の安定的な製造等の確保のために行う取組に関する計画を防衛大臣が認定し、当該計画に係る取組が着実に実施されるよう、政府が必要な財政上の措置を講ずる制度を創設するとともに、装備品製造等事業者が行う装備移転仕様等調整に関する計画を防衛大臣が認定し、当該計画に係る装備移転仕様等調整を行うために必要な助成金を指定装備移転支援法人が基金から交付するための制度を創設する。

三、装備品等契約における秘密を装備品等秘密に指定し、契約事業者に提供することができることとし、契約事業者の従業者が装備品等秘密を漏えいした場合等の罰則を創設する。

四、装備品製造等事業者に対する二の措置では指定装備品等の適確な調達を図ることができないと認めるときは、当該指定装備品等の製造等を行うことができる施設又は設備を取得することができることとするとともに、当該指定装備品製造施設等の管理を当該指定装備品等の製造等を行っていた又は行っている装備品製造等事業者に委託するものとする制度を創設する。

五、本法律は、令和5年10月1日から施行する。ただし、三については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

私立学校法の一部を改正する法律案(閣法第21号)

(衆議院 5.3.24可決 参議院 4.17文教科学委員会付託 4.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、私立学校の健全な発達に資するため、理事、理事会、監事、評議員、評議員会及び会計監査人の職務その他の学校法人の機関に関し必要な事項について定めるとともに、予算、会計その他の学校法人の管理運営に関する規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、理事選任機関を寄附行為で定めることとする。理事の選任に当たって、理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないこととする。理事長の選定は理事会で行うこととする。

二、監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）又は2人以上の評議員と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係等をいう。以下同じ。）を有する者等の就任を禁止する。

三、理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の定数は、理事の定数を超える数でなければならないこととする。評議員の総数に占める職員の割合、理事・理事会により選任される評議員の割合及び役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者等の割合に一定の上限を設ける。評議員会は、理事の解任を理事選任機関に求めたり、理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたりすることができることとする。

- 四、文部科学大臣所轄学校法人等では、会計監査人を置かなければならないこととする。また、会計監査人の選解任の手續や欠格要件等を定めることとする。
- 五、文部科学大臣所轄学校法人等においては、学校法人の任意解散・合併及び寄附行為の変更（軽微な変更を除く。）について、理事会の決定に加えて評議員会の決議を要することとする。
- 六、監事・会計監査人に子法人（学校法人がその経営を支配している法人をいう。）の調査権限を付与する。
- 七、会計、情報公開、訴訟等に関する規定を整備する。
- 八、役員等による特別背任、贈収賄、目的外の投機取引及び不正手段での認可取得についての罰則を整備する。
- 九、この法律は、一部を除き、令和7年4月1日から施行する。
- 十、評議員会の構成等について、所要の経過措置を設ける。

【附帯決議】（5.4.25文教科学委員会議決）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、本法による学校法人のガバナンス改革に当たっては、私立学校の建学の精神を侵すことのないよう留意すること。また、大学を設置する学校法人においては、憲法で保障されている学問の自由及び大学の自治の理念を踏まえ、私立大学の自主性・公共性を担保する観点から、その設置する大学の教育・研究に不当に干渉することがないよう、特段の留意を払うこと。
- 二、理事会の業務執行に対する評議員会の監視・監督機能の強化を促進するため、あらかじめ評議員会の意見の聴取を要する事項について、必要に応じて意見の聴取に代えて決議を要することもできる旨を各学校法人に周知するなど、評議員会の権限強化策を推進すること。
- 三、学校法人の理事の選任は評議員会の監視・監督機能を定期的に発揮させる重要な手段であることを踏まえ、各学校法人の理事選任機関に評議員を含めるなどの工夫により、理事会からの中立性を確保するよう周知を図ること。
- 四、理事長等特定の者への権限の集中が一部の私立大学等における不祥事の背景となっている状況を踏まえ、評議員会の監視・監督機能が実質的かつ健全に機能するよう、理事又は理事会が選任する評議員数の上限については、必ずしも当該割合まで求めるものではないことを各学校法人に周知するとともに、上限の在り方について検討すること。
- 五、評議員の選任に際し、多様な主体が評議員会に参画することの重要性に鑑み、各学校法人の規模や特性に応じて、教職員、卒業生、保護者、地域住民、有識者などバランスの取れた多様な構成とすることが望ましい旨を、各学校法人に対し周知すること。
- 六、学校法人のガバナンス強化には、理事会及び評議員会の活性化が重要であることを踏まえ、各学校法人において理事会及び評議員会を理事及び評議員の出席のもと定期的に開催するなどの工夫により、積極的に意見交換するよう周知すること。
- 七、私立大学等のガバナンス不全を防止するため、文部科学大臣所轄学校法人等においては、理事長職について、責任に見合った勤務形態を取らせるため、任期や再任回数に上限を設けるための措置など理事長職の在り方について検討すること。
- 八、監事と会計監査人の連携や監査重点事項の策定などにより監事及び会計監査人による監査機能の実効性を確保するよう各学校法人に周知するとともに、会計監査人はその独立性を害するような監査証明業務と非監査証明業務の同時提供はできない旨の周知を図ること。
- 九、本法により学校法人の役員及び評議員の権限や責任に変化が生じることを踏まえ、役員及び評議員が期待される役割を適切に果たすことができるよう、研修の機会の確保に努めること。また、新たに選任される理事・評議員が学校法人の適正な運営に当たり必要とされる識見を習得できるようにするための取組に努めるとともに、本法により外部の理事・評議員の増加が見込まれることから、これらの者への必要な情報提供を図るよう、各学校法人に対し周知すること。
- 十、本法による学校法人のガバナンス改革の実施に当たっては、その対象となる学校法人は、都市部の大学等を設置する大規模なものから地方の幼稚園のみを設置する小規模なものまで様々であることから、特に小規模な学校法人に対しては、寄附行為・内規の変更や評議員の候補者探しな

どの負担、地域間格差の拡大等に配慮し、設置する学校種及び規模等を踏まえた運用面での負担の軽減措置を講じること。

十一、本法は大学を設置する大臣所轄学校法人を中心に制度設計が行われているが、多くの学校法人の所轄庁は都道府県知事であることから、都道府県に対して丁寧な説明や調整が行われるよう努めること。

十二、私立学校法の対象外である株式会社により設置される学校においても、最大の利害関係者が学生等であることを踏まえ、設置主体の株式会社のガバナンス不全が学生等に不利益を与えないよう、設置者に対する指導助言の充実に努めること。

十三、学校法人の役員及び評議員の選任に当たっては、男女共同参画の観点から、女性の登用について配慮を求める旨を、各学校法人に対し周知すること。

右決議する。

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案 (閣法第22号)

(衆議院 5.5.12可決 参議院 5.17文教科学委員会付託 5.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度を創設するとともに、当該認定を受けた日本語教育機関において日本語教育を行う者の資格について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、日本語教育機関の設置者は、当該日本語教育機関について、申請により、日本語教育を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣の認定を受けることができる。

二、一の認定を受けた日本語教育機関（以下「認定日本語教育機関」という。）において日本語教育課程を担当する教員は、五の登録日本語教員でなければならない。

三、文部科学大臣は、認定日本語教育機関が認定の要件に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定日本語教育機関の設置者に対して勧告することができるとともに、認定日本語教育機関の設置者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

四、文部科学大臣及び法務大臣その他の関係行政機関の長は、認定日本語教育機関における日本語教育の適正かつ確実な実施を図るため、相互に連携を図りながら協力する。

五、日本語教員試験（日本語教育を行うために必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するために行う試験をいう。以下同じ。）に合格し、かつ、実践研修（認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な実践的な技術を習得するための研修をいう。以下同じ。）を修了した者は、登録日本語教員として、文部科学大臣の登録を受けることができる。文部科学大臣の登録を受けた登録日本語教員養成機関が実施する養成課程を修了した者に対しては、日本語教員試験の一部を免除する。

六、文部科学大臣は、その指定する指定試験機関に日本語教員試験の実施に関する事務を、その登録を受けた登録実践研修機関に実践研修の実施に関する事務を、それぞれ行わせることができる。

七、この法律は、一部を除き、令和6年4月1日から施行する。

八、認定日本語教育機関の教員の資格等について経過措置を設ける。

【附帯決議】（5.5.25文教科学委員会議決）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、我が国が選ばれる国となるためにも日本語教育を更に推進することが必要であり、教育機関、事業者、地方公共団体等とともに、日本語教育に必要な環境を整備し、誰一人取り残されない多文化共生社会の実現に向けて、認定日本語教育機関や登録日本語教員による日本語教育が、地方

- も含めて幅広く行われるよう、財政措置を含めた支援策を検討し、必要な措置を講ずること。
- 二、認定日本語教育機関や登録日本語教員が、留学分野だけでなく就労及び生活・子育て分野でも広く活用されるよう、文部科学省及び法務省その他の関係省庁の連携の下、具体的な仕組みを検討し、その構築に努めること。また、認定日本語教育機関の認定基準の策定に当たっては、法務省告示校、大学留学生別科をはじめとする日本語教育機関のうち、一定の要件を満たすものが適切に認定されるものとする。
- 三、国際人権規約や児童の権利条約の趣旨を踏まえ、日本語教育を必要とする就学前段階からの子供が、ライフステージに合わせて幼稚園、保育所、認定こども園や小・中・高等学校、夜間中学等も含めた多様な場において適切な支援を受けられるよう、関係者及び関係機関の連携を密にするとともに、個々のニーズ、レベル、発達状況に応じた切れ目のない日本語学習機会の提供のための支援に必要な施策を講ずること。また、日本語を母語としない子供の日本語学習に当たっては、アイデンティティの確立、自己肯定感の育成等の観点から、母語や母文化の学びに対する支援にも努めること。
- 四、日本語教育は、外国人に限らず、日本語に通じない日本国籍を有する者に対しても行われるものであることを踏まえ、外国にルーツを持つ者や、聴覚障害者など様々な事情により日本語学習が必要な者への日本語教育の機会についても、本法施行を契機として拡充を図ること。
- 五、日本語教育における専門人材の確保が困難な状況にある中、留学生、児童生徒、生活者、就労者、難民・避難民、海外等の分野別の研修の充実をはじめとする日本語教師のキャリア形成支援、処遇や労働環境の改善等による人材確保策について具体的に検討すること。特に、登録日本語教員について、職務の重要性にふさわしい適切な賃金水準の確保に向けた方策の検討を進めること。また、地域における日本語教育において、ボランティアや地域日本語教育コーディネーター等の担い手の確保が本法施行後も引き続き重要であることから、必要な人材確保のための支援を行うとともに、地方公共団体と適切に連携すること。
- 六、現在の法務省告示校の教員要件を満たす者や現職の日本語教師に対する登録日本語教員への移行措置については、移行に伴う負担に格段の配慮をした上で、関係者の意見を十分に踏まえつつ、早期に明確化するとともに、その周知に万全を期すこと。
- 七、外国人が社会の一員として活躍し、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会の実現には適切な日本語教育の提供が不可欠であることから、本法により創設される認定日本語教育機関及び登録日本語教員の制度について広く周知し、日本語教育機関や日本語教師の専門性、社会的意義及び役割についての認知を高めるとともに、日本語教育についての国民の理解と関心を深めるよう啓発に努めること。
- 八、外国人が基本的なコミュニケーション能力を得る上で、日本語の習得に取り組むことが有用であるという認識を、在留管理等の観点も含めて外国人の受入れ政策に係る全ての省庁が共有すること。また、地方出入国在留管理局も含めた法務省と文部科学省の一体的な制度の運用に必要な体制を強化し、外務省、厚生労働省、総務省、経済産業省等の関係行政機関が連携して、本法に規定される事務の実施に万全を期すため、政府全体として必要な体制を整備すること。その上で、技能実習制度及び特定技能制度の見直しを含めた出入国在留管理政策の中においても、日本語学習に取り組むことを動機付けるとともに、日本語教育の費用負担における事業者等の責務の在り方を含めて適切な方策を検討し、運用に努めること。

右決議する。

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案(閣法第23号)

(衆議院 5.4.6可決 参議院 4.21内閣委員会付託 4.28本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律において「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいい、「業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者をい

- い、「特定業務委託事業者」とは、業務委託事業者であって従業員を使用するものをいう。
- 二、業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日等を、書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならない。
- 三、特定業務委託事業者は、特定受託事業者の給付を受領した日から起算して60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において定められた支払期日までに報酬を支払わなければならない。
- 四、特定業務委託事業者は、政令で定める期間以上の期間行う業務委託をした場合は、特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと等をしてはならない。
- 五、特定業務委託事業者は、広告等により特定受託事業者の募集に関する情報を提供するときは、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならず、また、正確かつ最新の内容に保たなければならない。
- 六、特定業務委託事業者は、特定受託事業者が育児介護等と両立しつつ継続的業務委託に係る業務に従事することができるよう、必要な配慮をしなければならない。
- 七、特定業務委託事業者は、特定受託業務従事者に対する性的な言動等により、その就業環境を害することのないよう、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備等の措置を講じなければならない。
- 八、特定業務委託事業者は、継続的業務委託に係る契約の解除をしようとする場合等には、少なくとも30日前までに、その予告をしなければならない。
- 九、公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、この法律の違反行為があった場合等には、特定業務委託事業者等に対し、指導、助言、勧告、命令、公表等を行うことができる。
- 十、国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、特定受託事業者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備等の措置を講ずるものとする。
- 十一、この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（5.4.27内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 本法の趣旨、本法に違反する事案等について、業務委託事業者、特定受託事業者、業務委託を仲介する事業者等の当事者を含む関係者に対し、十分に周知・広報すること。
- 二 本法に違反する事案等を的確に把握し、それに対する指導、勧告等の措置が迅速かつ適切に執行されるよう、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省の体制を十分に整備するとともに、各行政機関の一層の連携強化を図ること。
- 三 特定受託事業者であるか否かを問わず、業務委託の相手方である者からの相談を受ける体制を整備し、その相談窓口を十分に周知・広報すること。
- 四 本法の実効性を確保するため、本法に基づく政省令・指針等を定めるに際しては、業界・業種によって契約内容が大きく異なることに鑑み、それぞれの業界及び当事者など幅広く関係者の意見を十分に踏まえること。また、業界団体等において検討、作成される標準的な契約書について相談、支援に応じること。
- 五 業務委託をした場合に給付内容、報酬額その他の事項を明示する方法について、メールやダウンロード機能を持ったサービス等の電磁的手法を用いた箇条書き形式も認める等、受発注者の双方に過剰な負担とならない方法を検討すること。また、明示しなければならない事項について、納期、納品場所、支払方法、変更解除条件等も含めることを検討するとともに、具体的なガイドラインを作成し、十分に周知・広報すること。
- 六 業務委託に係る契約締結時における契約内容の明確化の必要性について、本委員会において参考人から出された意見も参考にしながら検討すること。

- 七 業務委託における報酬額の決定に際し、原材料、資材等の調達経費、特定受託業務従事者の安全及び衛生に係る経費その他業務の遂行に必要な経費が適正に確保されるよう、本法に基づき必要な対応を検討すること。
- 八 業務委託における特定受託業務従事者の安全及び衛生に配慮するため、心身の健康を害する就業時間数等にならない期日の設定等、必要な安全及び衛生上の対応を検討すること。
- 九 特定業務委託事業者の禁止事項について、本法の施行状況等を検証しつつ、拡充も視野に検討すること。
- 十 特定業務委託事業者が特定受託事業者から育児介護等の状況に係る申出を受けた際に、当該申出を理由としてその者にとって望ましくない行為が行われることのないよう、指針等において明確化するとともに、当該申出に係る状況に応じて必要な配慮をしなければならない旨を周知徹底する等により、特定受託事業者が申出をしやすい環境の整備に取り組むこと。
- 十一 ハラスメント再発防止対策及び事後の迅速かつ適切な対応を特定業務委託事業者の義務とすることを指針等において明確化するとともに、事案に係る事実関係の調査やハラスメント防止対策に係る研修等の在り方を検討すること。また、特定受託事業者を対象とし、和解あっせん機能を有するフリーランス・トラブル110番において適切な相談対応を図ること。
- 十二 長期にわたり継続的な業務委託を受託する特定受託事業者の保護の一環として、本法の施行状況等を踏まえつつ、中途解除時等の事前予告の在り方について検討すること。
- 十三 本法施行後3年を目途とした見直しを行うに際しては、特定受託事業者の取引及び就業実態、当事者を含む関係者の意見、諸外国における事例等を十分に踏まえ、検討を行うこと。
- 十四 特定受託事業者が仲介事業者を通じて業務を受託する場合もあることを踏まえ、仲介事業者の実態を把握するとともに、仲介事業の質の確保の観点から、本法の適用対象とならない仲介事業者に対する規制の必要性について検討すること。
- 十五 特定受託事業者の疾病、障害、死亡、廃業等のライフリスク対策について検討すること。
- 十六 労災保険の特別加入制度について、希望する全ての特定受託事業者が加入できるよう対象範囲を拡大するとともに、労災保険特別加入者が利用できるメンタルヘルス等の相談窓口の体制を一層拡充すること。
- 十七 労働関係法令の適用対象外とされる働き方をする者の就業者保護の在り方について、本法の施行状況や就業実態等を踏まえ、本委員会において参考人から出された現場の意見も参考にしながら、労働者性の判断基準の枠組みが適切なものとなっているか否かについても不断に確認しつつ検討し、必要な措置を講ずること。
- 十八 労働基準法の労働者に当たる者に対し、労働関係法令が適切に適用されるような方策を検討するとともに、いわゆる偽装フリーランスや準従属労働者の保護のため、労働基準監督署等が迅速かつ適切に個別事案の状況を聴取、確認した上で、適切に対応できるよう十分な体制整備を図ること。
- 十九 特定業務委託事業者が、報酬減額等の不利益取扱いを示唆して、消費税免税事業者である特定受託事業者に対し、課税事業者となるよう一方的に通告しないよう、特定業務委託事業者に周知徹底すること。
- 右決議する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第24号)(先議)

(参議院 5.4.3内閣委員会付託 4.7本会議可決 衆議院 5.12可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、基本方針及び都道府県基本計画等

国が定める基本的な方針及び都道府県が定める基本的な計画の記載事項について、民間の団体等との連携及び協力に関する事項を追加する。

二、協議会の法定化

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関等により構成される協議会を法定化し、協議会の事務に関する守秘義務等を設け、被害者の保護を図るために必要な情報の交換及び被害者に対する支援の内容に関する協議を行うこと等とする。

三、保護命令制度の拡充等

- 1 接近禁止命令等について、申立てをすることができる被害者に、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫を受けた者を追加し、その要件を更なる身体に対する暴力等により心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときに拡大するほか、当該命令等の期間を1年間に伸長する。
- 2 被害者への電話等禁止命令の対象行為に、緊急やむを得ない場合を除き、連続して文書を送付し、又はSNS等により通信文等を送信すること、性的羞恥心を害する電磁的記録を送信すること、被害者の承諾を得ないで位置情報記録・送信装置によりその位置情報を取得すること等を追加する。
- 3 被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令の要件を満たす場合について、当該子に対して、緊急やむを得ない場合を除き、連続して電話をかけること等を禁止する命令を創設する。
- 4 退去等命令について、被害者及び配偶者が生活の本拠として使用する建物等の所有者又は賃借人が被害者のみである場合に被害者の申立てがあったときは、当該命令の期間を6月間とする特則を設ける。
- 5 保護命令に違反した者に対する刑事罰について、懲役刑の上限を2年に、罰金刑の上限を200万円に、それぞれ引き上げる。

四、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行する。

【附帯決議】（5.4.6内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 接近禁止命令の発令要件に精神的暴力による危害等を含める改正は、加害者が自己への従属を強いるために生命・身体・自由等に対する脅迫を用いることに着目したものであることを踏まえ、発令要件の対象となる精神的暴力等が限定されることのないよう、その趣旨を周知徹底し、運用に万全を期すこと。
- 二 接近禁止命令の発令要件に精神的暴力による危害等を含めることとした一方、退去等命令の発令要件には含めないことにより、精神的暴力等が身体的暴力に比べて重大な被害をもたらさないものであるという誤解を与えることのないよう、その正確な趣旨の周知を徹底すること。併せて、退去等命令の発令要件について、精神的暴力等へ対象を拡大することを含めた見直しを検討すること。
- 三 被害者本人による保護命令の申立てが困難な場合についての必要な支援を検討すること。
- 四 保護命令の申立てから発令までの平均審理期間は約12日となっており、その期間の長さから被害者が保護命令の申立てを躊躇うことのないよう、被害者の保護を最優先にした必要な対応を講ずること。
- 五 被害者が配偶者からの暴力（DV）を受けた場合に、加害者から逃げることを前提としていることが、DVの被害を更に深刻化・長期化させている場合があることに鑑み、被害者とその子が引き続き同じ住居に居住できるよう必要な対応を検討すること。
- 六 保護命令について同性カップルも対象となった例がある旨を周知徹底すること。併せて、通報の努力義務を含め、同性カップル間の暴力への対応にも遺漏なきを期すこと。
- 七 被害者の権利擁護及び被害者の子に対する支援について更なる取組の強化に努めること。
- 八 被害者からの行政機関への苦情に関する適切な対応について周知徹底を図ること。
- 九 保護命令の申立てに関する手続のIT化に向け、被害者の負担軽減を含め必要な対応を推進すること。
- 十 被害者の相談対応や安全確保のための支援、生活再建や心身の回復に向けた支援等を担う婦人

相談員の適正な配置や専門職としての位置付け等、公的相談窓口の体制を強化すること。併せて、被害者支援において重要な役割を果たしている民間支援団体への財政支援の一層の充実を含めた更なる支援の実施について検討すること。

十一 DVの被害が被害者本人のみならず、その成年の子にも及ぶ事案等に対しては、親族等への接近禁止命令により保護が可能なることについて、一層の周知徹底に努めること。

十二 DVと児童虐待が同一家庭内で同時に発生している実態及びDVが子供の成長や心理に与える影響について情報を収集し、その知見を踏まえた研修を関係機関の職員に対して行うこと。

十三 国が定める基本方針及び都道府県が定める都道府県基本計画の改正に当たっては、加害者プログラムや子供に対するDV防止のための教育について記載するよう努めること。
右決議する。

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案(閣法第25号)(先議)

(参議院 5.4.3国土交通委員会付託 4.7本会議可決 衆議院 5.23可決)

【要旨】

本法律案は、気象業務に関する技術の進展に対応した洪水等の予報の高度化を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 気象業務法の一部改正

- 1 水象の定義に、火山現象に密接に関連する陸水及び海洋の諸現象を追加することとする。
- 2 予報業務の許可を受けた者は、気象庁が行った観測等の成果に基づいて予報業務を行うに当たり、当該観測の成果を補完するために行う観測に用いる気象測器については、検定に合格していないものであっても、気象庁長官の確認を受けたときは、当該補完観測に使用することができることとする。
- 3 気象庁は、都道府県知事が指定した河川について都道府県知事と共同して洪水の予報等をする場合において、国土交通大臣から受けた情報提供を踏まえるとともに、当該情報の活用に当たって特に専門的な知識を必要とする場合には、国土交通大臣の技術的助言を求めなければならないこととする。
- 4 土砂崩れ、高潮、波浪又は洪水の予報の業務に係る許可の基準として、予想の方法がそれぞれ国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものであることを追加することとし、当該予報業務に係る許可を受けた者で気象の予想を行わないものは、事業所ごとの気象予報士の設置等を要しないこととする。
- 5 噴火、火山ガスの放出、土砂崩れ、津波、高潮又は洪水の予報の業務に係る許可を受けた者は、当該予報業務を利用しようとする者に対し、留意すべき事項等を説明しなければならないこととする。
- 6 気象庁以外の者が警報をしてはならない現象に、土砂崩れその他の気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象を追加することとする。

二 水防法の一部改正

都道府県知事は、国土交通大臣に対し、自らが指定した河川の水位等の情報で同大臣が指定した河川について同大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができるとし、同大臣は、当該求めがあったときは、当該情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(5.4.6国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 本川・支川一体での洪水予測による洪水予報の高度化を実現するに当たり、国土交通省水管理・

国土保全局、気象庁及び地方公共団体が一層緊密に連携・協働するとともに、地域住民の的確な避難行動を早期に促すため、長時間先の予測水位情報や早期の洪水予報等について、理解しやすい情報の提供に努めること。また、地方公共団体における防災体制の充実強化のため、地方公共団体に対し、人的支援及び財政支援を十分に行うこと。さらに、防災気象情報の提供体制を強化するため、組織の在り方を含めた見直しの検討を行うこと。

- 二 大規模噴火の発生に伴う潮位変化を発生させるメカニズムの解明や津波予測精度の向上等を、できるだけ早期に実現させるため、気象衛星ひまわりの画像解析技術の高度化や、沖合の海底水圧計等によるリアルタイムでの観測及び予測への活用を目指した調査及び技術開発などについて、必要な予算措置を講ずること。
- 三 民間気象事業者による土砂崩れ、高潮、波浪又は洪水の予報業務については、利用者の多様なニーズに寄与できるよう、予報業務許可に当たり、予報の提供に関する条件や技術上の基準等の許可基準の明確化を図るとともに、その周知に努めること。
- 四 噴火、火山ガスの放出、土砂崩れ、津波、高潮又は洪水の予報業務においては、防災上の混乱を防止するため、予報業務許可事業者の情報提供体制について、問題事例が生じた場合には、必要に応じ、適切に指導を行うこと。
右決議する。

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案(閣法第26号)

(衆議院 5. 4. 27修正議決 参議院 5. 10経済産業委員会付託 5. 31本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一 電気事業法の一部改正

発電用原子炉の運転期間を40年とした上で、一定の基準に適合していると認められるときに限り、経済産業大臣の認可により60年まで運転期間の延長を認める。その際、原子力発電事業者の予見し難い事由による停止期間に限り、運転期間のカウントから除外する。

二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正

発電用原子炉設置者が、30年を超えて発電用原子炉を運転しようとするときは、10年以内ごとに施設の劣化を管理するための計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けることを義務付ける。

三 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の一部改正

使用済燃料再処理機構の業務に廃炉推進業務を追加し、同機構の名称を使用済燃料再処理・廃炉推進機構に改めるとともに、実用発電用原子炉設置者等に廃炉拠出金の納付を義務付ける。

四 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の一部改正

再生可能エネルギー発電事業計画の認定要件に、周辺地域住民への事業内容の事前周知を追加するとともに、認定基準に違反する認定事業者に対し、交付金相当額の積立てを命ずる措置等を創設する。また、再エネ発電設備の増設等について、増設等に係る部分にのみ新たな買取価格を適用する措置を講ずる。

五 原子力基本法の一部改正

原子力利用に当たっての国及び原子力事業者の責務を明確化する等の措置を講ずる。

なお、衆議院において、原子力基本法に関し、国民の原子力発電に対する信頼を確保し、「理解」を得るために必要な取組を推進する国の責務について、国民の例示に「電力の大消費地である都市の住民」を加え、また、国民の理解「と協力」を得るために必要な取組を推進する責務とするとともに、附則の規定により改正の施行後5年以内に政府が行う検討の対象に、原子力規制委員会による発電用原子炉の設置の許可等に係る審査の効率化及び審査体制の充実を含めた発電用原子炉施設の安全の確保のための規制の在り方等を追加する修正が行われた。

【附帯決議】 (5. 5. 30経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 安全確保を大前提とした原子力施設の研究や運営・保守管理、廃止措置等、原子力の安全のための施策が長期にわたって必要となることを踏まえ、原子力事業者を取り巻く経営環境にかかわらず、施設の安全性の向上、バックエンド事業の着実な実施等に事業者が確実に取り組むことができるよう、必要な人材の確保及び技術の維持・強化等に向けた事業環境の整備を進めること。
- 二 原子力規制委員会及び原子力規制庁は、事業者に関し規制基準を遵守するよう求める立場であること、規制と利用の分離の重要性に鑑み、組織内部のガバナンス強化、マネジメントの検証、改善等に不断に取り組み、主体性をもって制度の運用に当たるとともに、その検証結果や取組状況等を公表すること。
- 三 原子力事業者が原子力施設の安全性を確保するために必要な投資を行うことその他の安定的にその事業を行うことができる事業環境を整備するための施策については、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用しつつ、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減することとした第6次エネルギー基本計画との整合性を図ること。
- 四 今後、30年を超えて運転する発電用原子炉について、長期施設管理計画等の審査が行われることにより原子力規制委員会の業務が増大する中においても、再稼働等に係る審査業務の円滑化を図ることができるよう、原子力規制委員会は、審査業務の効率化及び審査体制の充実等に努めるとともに、事業者等とのコミュニケーションを適切かつ積極的に進め、手戻りのないよう努めること。その際、事業者等との打ち合わせ等の議事録や会議資料は、国民に説明できるよう、整理し、保存に努めること。
- 五 発電用原子炉の運転期間の除外期間を算定する基準を具体化するに当たっては、原子力規制委員会による適合性審査や、事業者による産業全体の取組において示されている科学的な見地からの意見等も念頭に置きながら、分かりやすいものとなるように策定するよう努めること。
- 六 原子力発電所の廃炉は長期間を要することを踏まえ、今後本格化していく廃炉の円滑かつ着実な実施を推進していくために必要な措置を講ずること。特に、廃炉に伴う放射性廃棄物について、処分場の確保やクリアランスの推進等の取組が着実に進むように必要な措置を講ずるとともに、廃止措置や廃棄物処分に係る規制や作業管理の在り方について、諸外国の事例等を踏まえ、リスクレベルに応じた解体作業が可能となるよう検討を進めること。
- 七 原子力については、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用しつつ、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減することとした第6次エネルギー基本計画を踏まえ、再生可能エネルギーを中心としたマイクログリッドを含む自立・分散型エネルギーシステムの構築を進めること。
- 八 法令違反を行っている再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた事業者に対する交付金相当額積立金制度や、同計画を認定する際の事業者に対する住民への説明の要件化、委託先への監督義務の創設など、本法で行われる規制の強化については、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの普及拡大に対して必要以上の制約とならないよう、その実施状況を把握し、必要に応じ適切かつ柔軟に制度の改善を図ること。また、景観・環境への影響その他の課題について地方自治体が主体的な立場で解決につなげるための条例を定めること等に対し必要な支援を行い、地域社会との調和の中で再生可能エネルギーの普及が進むよう努めること。
- 九 長距離の海底直流ケーブルの敷設を伴う系統整備を進めるに当たっては、工事費が巨額であることに加え、当該系統整備が重要であることに鑑み、技術面の課題に伴う仕様の変更、利害関係者との調整、自然災害のリスクの発現等により、費用や工期などの変更が余儀なくされた際、事業者が負担する事業費の増大等のリスクにも配慮し、事業者の予見性を高めるよう必要な措置を講ずるとともに、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた系統整備費用の負担について、国民理解の醸成に取り組むこと。
- 十 太陽光パネル等の再生可能エネルギー発電設備については、耐用年数経過後の廃棄物の発生を抑制する観点から、設備のリサイクルシステムの構築等、早急に必要な措置を講ずること。
- 十一 太陽光発電については、地域との共生を前提に、最大限の導入及び維持管理に必要な措置を講ずるとともに、太陽光パネルを特定の国からの調達に依存している現状を早期に是正するため、

実用化が期待されるペロブスカイト太陽電池をはじめとした太陽光発電に関わる産業の国内におけるサプライチェーンの構築を促進すること。

十二 カルテル事案や顧客情報不正閲覧事案等の電気事業における市場環境を揺るがす事案が相次いでいることに鑑み、安定供給との整合や災害等への迅速な対応等を含め、電力システム改革の影響や課題等を検証し、発電、送配電、小売事業の在り方や電気事業法等における法令遵守を担保するための措置の強化、電力・ガス取引監視等委員会等による取組の在り方等について検討を加え、実効性のある取組を早急に進めること。

右決議する。

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案(閣法第27号)

(衆議院 5.4.13可決 参議院 4.25消費者問題に関する特別委員会付託 5.10本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、課徴金の納付を命ずる場合において、対象となる違反行為から遡り10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある事業者に対して課す課徴金の額を加算する措置を講ずる。さらに、優良誤認表示及び有利誤認表示をしたときについて罰則を定める。
- 二、内閣総理大臣は、不当表示に係る規定等に違反する行為があると疑うに足りる事実がある場合において、その疑いの理由となった行為をしている事業者に対し、書面により当該行為の概要等を通知することができることとする。通知を受けた事業者が当該行為に係る是正措置計画を申請し、当該是正措置計画が疑いの理由となった行為及びその影響を是正するために十分なものであること等の要件に適合するとして内閣総理大臣から認定を受けたときは、当該行為について措置命令及び課徴金納付命令の規定を適用しないこととする。
- 三、事業者が所定の手続に沿って返金措置を実施した場合には課徴金を減額することとする措置について、金銭による返金措置に加えて、当該返金措置の対象となる消費者が承諾した場合に金銭と同様に使用することができる前払式支払手段を交付することによる返金措置を可能とする規定を整備する。
- 四、適格消費者団体は、優良誤認表示の疑いのある表示を行う事業者に対し、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の開示を要請することができるとともに、事業者は当該要請に応じるよう努めなければならないこととする。
- 五、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】 (5.4.28消費者問題に関する特別委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 不当表示の抑止に係る実効性の観点から、本法の施行状況について不断の評価を継続し、上乗せ課徴金算定率の導入、罰則導入等によって、不当表示に対する十分な抑止力が働いたか否かを改めて評価し、抑止力が不十分と評価された場合には、原則的な課徴金算定率の引上げ、課徴金対象期間の延長、規模基準の引下げ、罰則の強化等について検討すること。また、業務停止命令等が可能な特定商取引法の執行と連携し、表示違反行為に対して両法律を適切かつ有効に活用すること。
- 二 確約手続については、ガイドライン等により、確約手続を利用し得る事案・事業者の対象範囲や、消費者に対し妥当な額を算定して返金することが措置内容の十分性を満たすために有益であること及び確約手続の対象となった事業者名・事案の概要を公表することを明確にすること。また、法改正後にガイドライン等の詳細を速やかに明らかにすること。
- 三 ステルスマーケティングを景品表示法第5条第3号の指定告示事項として不当表示規制の対象に取り込んだ結果として、インターネットを始めとする通信技術の発達により今後も生起し得る消費者の自主的意思決定に不当な影響を及ぼす表示について、必要十分な抑止機能が働いているか否かにつき、関連する消費者被害の発生状況・態様を継続して注視し、必要に応じて告示・ガ

イドラインの変更を迅速かつ柔軟に検討していくこと。

- 四 景品表示法検討会の報告書において中長期的に検討すべき課題と整理された課徴金の対象の拡大のほか、差止請求の範囲の見直しについて、指定告示に係る表示の執行状況も注視しつつ、更なる検討を行うこと。また、同様に中長期的に検討すべき課題と整理されたデジタルの表示の保存義務や、供給要件を満たさない者への規制対象の拡大についても、「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」の取組状況も注視しつつ、更なる検討を行うこと。
 - 五 返金措置による課徴金額の減額等については、事業者が行う返金措置の実施方法が弾力化されたことに伴い、事業者に対し、金銭と同様に通常使用することができるものに限られることを周知するとともに、事業者が提出する返金措置計画を認定する際には、消費者庁は当該計画が適正なものであるか否かについて厳正に判断を行うこと。
 - 六 消費者裁判手続特例法第91条第1項に基づき、内閣総理大臣が特定適格消費者団体に対して提供できる書類として、景品表示法に基づく処分に関して作成した書類も提供できるよう、同法同条項の施行後の運用実態を踏まえ検討すること。
 - 七 社会のデジタル化の進展により、今後もインターネット上での不当表示の増加が予想されることから、消費者庁において景品表示法の運用に必要となる人員の適正な配置を行い、十分な予算を確保するとともに、より一層、都道府県と密接な連携をとること。
 - 八 広告・表示の適正化に向けた事業者団体や消費者団体等による自主的な取組を促進するため、情報の提供を始め、財政的支援その他の必要な支援を行うこと。とりわけ、景品表示法に基づく適格消費者団体の差止請求については、国・都道府県がなすべき行政処分を補完するものとして機能している社会的実態を踏まえ、当該団体に対する財政的支援その他の必要な支援について検討すること。また、本法により導入される適格消費者団体による開示要請規定の施行状況を踏まえ、必要な場合には、更なる適格消費者団体の立証負担の軽減策について検討を行うこと。
 - 九 外国の事業者から我が国の一般消費者に対して行う不当表示が増加する可能性があることを踏まえ、厳正な執行の観点から、今後も国際化の進展に対応する制度を整備・拡充すること。
 - 十 消費者が商品や役務の取引を行うに当たり判断の情報源となるデジタル広告表示の保存に関し、消費者庁は事業者に対し「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」の更なる周知徹底に努めること。
- 右決議する。

仲裁法の一部を改正する法律案(閣法第28号)

(衆議院 5.4.6可決 参議院 4.17法務委員会付託 4.21本会議可決)

【要旨】

- 本法律案は、経済取引の国際化の進展等の仲裁をめぐる諸情勢の変化に鑑み、仲裁廷が命ずる暫定保全措置についてその内容及び手続並びにその強制執行等の手続等を定める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。
- 一、仲裁判断があるまでの間、仲裁廷が発する権利、証拠を保全するための命令（暫定保全措置命令）の類型及び発令要件等に関する規定を整備する。
 - 二、裁判所が暫定保全措置命令に基づく強制執行等を許す決定（執行等認可決定）の制度を創設する。
 - 三、仲裁手続に関して裁判所が行う手続について、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所にも管轄を拡大する。
 - 四、仲裁判断の執行決定を求める申立てに係る事件等の手続において、裁判所が相当と認めるときは、仲裁判断書等について、日本語による翻訳文の提出を省略することができることとする。
 - 五、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律案(閣法第29号)

(衆議院 5.4.6可決 参議院 4.17法務委員会付託 4.21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の締結に伴い、その的確な実施を確保するため、和解の仲介を行う手続において成立した国際和解合意に基づく強制執行を可能とする制度を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、民事又は商事の紛争に係る調停において当事者間に成立した合意であって、当事者の全部又は一部が日本国外に主たる事務所を有するとき等の一定の事由に該当するものを「国際和解合意」と定義する。
- 二、国際和解合意のうち、当事者が調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約又は同条約の実施に関する法令に基づき民事執行をすることができる旨の合意をしたものを、執行力を付与する対象とする。
- 三、国際和解合意のうち当事者の全部又は一部が個人であるものに関する紛争、個別労働関係紛争及び人事その他家庭に関する紛争等に関するものを、執行力を付与する対象から除く。
- 四、国際和解合意に基づいて民事執行をしようとする当事者は、裁判所に対し、国際和解合意に基づく民事執行を許す旨の決定（執行決定）を求める申立てをする必要がある旨を定める。
- 五、執行決定の手続につき、管轄、執行を拒否することができる事由の規定等を整備する。
- 六、この法律は、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第30号)

(衆議院 5.4.6可決 参議院 4.17法務委員会付託 4.21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国における裁判外紛争解決手続の利用を一層促進し、紛争の実情に即した迅速、適正かつ実効的な解決を図るため、認証紛争解決手続において成立した和解に基づく強制執行を可能とする制度を創設する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、特定和解への執行力の付与
 - 1 認証紛争解決手続において成立した和解であって、当事者が当該和解に基づき民事執行をすることができる旨の合意をしたものを「特定和解」と定義する。
 - 2 特定和解に基づいて民事執行をしようとする当事者は、裁判所に対し、特定和解に基づく民事執行を許す旨の決定（執行決定）を求める申立てをする必要がある旨を定める。
 - 3 執行決定の手続につき、管轄、執行を拒否することができる事由の規定等を整備する。
 - 4 消費者と事業者との間で締結される契約に関する紛争、個別労働関係紛争及び人事その他家庭に関する紛争に係る特定和解（扶養義務等に係る金銭債権に係るものを除く。）等については、2及び3の規定の適用を除外する。
- 二、認証紛争解決事業者に義務付けられている利用者等に対する情報提供について、現行の事務所での掲示による方法によるほか、インターネットの利用その他の方法により公表する方法によることもできるものとする。
- 三、この法律は、原則として、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第31号)

(衆議院 5.4.13可決 参議院 4.17農林水産委員会付託 4.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、違法伐採及び違法伐採に係る木材等の流通を抑制するため、事業者が合法伐採木材等を利用できる環境の整備に向けて、川上・水際の木材関連事業者に合法性の確認等を義務付ける

等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、木材関連事業者は、国内の素材生産販売事業者又は外国の木材輸出業者から木材等の譲受け等をする際に当該木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いかどうかについての確認（以下「合法性の確認」という。）をしなければならないこととともに、当該確認のために用いた原材料情報等に関する記録を作成・保存し、当該木材等を他の木材関連事業者に譲渡しをする際に記録に関する情報及び当該木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いと確認した木材等であるか否かの別の情報を相手方へ伝達しなければならないこととする。
- 二、素材生産販売事業者は、木材関連事業者に対して素材の譲渡し等をする際に、当該木材関連事業者の求めに応じ、合法性の確認に資する情報を提供しなければならないこととする。
- 三、合法性の確認等の情報が消費者まで伝わるよう、小売事業者を木材関連事業者に追加することとする。
- 四、譲受け等に係る木材等の総量又は価額の総額が一定基準以上である木材関連事業者は、毎年1回、譲受け等をした木材等の総量及びそのうちの合法性確認木材等の数量を主務大臣に報告しなければならないこととする。
- 五、主務大臣は、一の木材関連事業者による情報伝達等又は二の素材生産販売事業者による情報提供の実施に関し必要があると認めるときは、当該木材関連事業者又は当該素材生産販売事業者に対し、指導、助言、勧告、公表及び命令を行うことができることとする。あわせて、命令違反に対する罰則を整備することとする。
- 六、主務大臣は、木材関連事業者に対して合法性の確認等の実施状況等に関し、素材生産販売事業者に対して情報提供の実施状況に関し、それぞれ報告徴収及び立入検査を行うことができることとする。
- 七、この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（5. 4. 25農林水産委員会議決）

違法伐採及び違法伐採に係る木材等の流通は、地球温暖化の防止、自然環境の保全、林産物の供給等の森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれがあり、また、木材市場における公正な取引を害するおそれがあるものであることに鑑み、これを抑制するための取組を一層強化していくことが極めて重要となっている。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 合法性の確認の方法等をはじめとした各措置の詳細を定めるに当たっては、関係者の意見を十分に踏まえるとともに、本法と類似制度との関係について木材関連事業者に分かりやすい形で整理を行うこと。
- 二 新たに合法性の確認等が義務付けられる川上・水際の木材関連事業者及び素材生産販売事業者に対しては、罰則等の規定が設けられることに鑑み、改正内容の周知徹底を図るとともに、川中・川下の木材関連事業者に対しては、新たに追加される小売事業者も含め、合法性の確認等に関する情報が消費者まで伝わるよう、制度の趣旨及び改正内容について十分周知すること。
- 三 無断伐採によって森林所有者の資産が毀損されることのないよう、①市町村が伐採届等に係るチェックを適切に行えるよう、また、②木材関連事業者による合法性の確認に当たって十分な情報提供が行われるよう、助言等を行うこと。
- 四 木材関連事業者が樹木の伐採された地域における違法伐採の状況を勘案して適切に合法性の確認をすることを確保するため、原産国・地域ごとに整理した違法伐採の発生状況及びリスク情報、合法性の確認の方法に関するフローチャート等の情報を提供する等合法性の確認が適切かつ円滑に行われるようにするための必要な措置を講ずること。
- 五 違法伐採及び違法伐採に係る木材等の流通の抑制には、需要側である消費者から合法性確認木材等を求めていくことが重要であることに鑑み、合法性確認木材等の流通及び利用を促進する意義に関する国民の理解醸成を一層促すための措置を講ずること。
- 六 違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置に十分に取り組んでいない木材関連

事業者に対して実効性のある指導等を行うことにより、合法性確認木材等でない木材等の流通及び利用を抑制すること。

- 七 違法伐採に係る木材等の流通の抑制に向け、リスクの低い国産材の供給拡大が図られるよう、国産材の安定的かつ持続的な供給を可能とするための施策を推進すること。
- 八 木材関連事業者による合法性の確認及び情報の伝達等について、義務付けの有無にかかわらず多くの木材関連事業者が取り組むよう、積極的に取り組むことが木材関連事業者自らのメリットにつながるような措置を講ずるとともに、電子的に手続が行えるシステムを含め事業者負担の軽減が図られるよう、必要な措置を講ずること。
- 九 森林所有者、素材生産販売事業者、木材関連事業者の相互の利益を確保し、林業・木材産業が持続的に発展することができるようにするため、流通過程において現場の実態等を的確に反映した価格形成が行われるよう、必要な措置を講ずること。
- 十 木材関連事業者による合法性の確認や情報の伝達等の実施状況について、チェック体制を構築し、適切な指導及び助言等を行うこと。
右決議する。

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案(閣法第32号)

(衆議院 5.4.13可決 参議院 4.24環境委員会付託 4.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、気候変動の影響による熱中症の発生の予防のための対策を強化するため、政府による熱中症対策の実行に関する計画の策定、環境大臣による熱中症特別警戒情報の発表及び当該発表時における市町村長による暑熱から避難するための施設の開放に係る措置、独立行政法人環境再生保全機構の業務として熱中症特別警戒情報等の発表のために環境大臣が行う調査に係る情報の整理等の追加等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、政府は、気候変動適応計画に即して、熱中症対策の集中的かつ計画的な推進を図るため、熱中症対策実行計画を定めなければならない。
- 二、環境大臣は、気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合に該当すると認めるときは、期間及び地域を明らかにして、熱中症警戒情報を発表し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知させなければならない。また、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合に該当すると認めるときは、期間、地域その他の事項を明らかにして、熱中症特別警戒情報を発表し、関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知させなければならない。
- 三、市町村長は、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、市町村内に存する施設であって適当な冷房設備を有する等の基準に適合するものを指定暑熱避難施設として指定することができる。
- 四、指定暑熱避難施設の管理者は、熱中症特別警戒情報の発表期間中、公表された開放可能日等において、指定暑熱避難施設を開放しなければならない。
- 五、市町村長は、特定非営利活動法人等であって、熱中症対策普及事業に関し基準に適合すると認められるものを、その申請により、熱中症対策普及団体として指定することができる。
- 六、独立行政法人環境再生保全機構の業務に、熱中症警戒情報等の的確かつ迅速な発表のための調査に係る情報の整理、分析及び提供等を追加する。
- 七、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(5.4.27環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、熱中症による死亡者数ゼロを早期に実現するため、熱中症対策の総合調整機能を担う環境省の

主導により、関係府省庁の連携を一層強化し、実効性ある施策を展開すること。また、関係府省庁が地方公共団体の関係各部局との連絡と連携を図ること。

- 二、熱中症特別警戒情報の発表基準については、人の健康に重大な被害が生ずるおそれがある場合を的確に判断する必要があることから、現行の熱中症警戒アラートの運用上の課題を踏まえつつ、適切な指標を設けること。また、運用に際しては、熱中症警戒情報との違いや緊急性を明確に示し、地方公共団体等に対する迅速かつ確実な情報伝達の方法を検討する。また、自然災害を上回る被害者が出ていることから、地域防災に係る知見、経験の共有など必要な支援措置を十分に講ずること。
 - 三、指定暑熱避難施設の指定基準については、市町村の自主的な取組が妨げられることのないよう、地域特性等を踏まえた仕組みとすること。また、施設が利用しやすくなるよう、高齢者などの熱中症弱者の移動に配慮するなど必要な措置を講ずること。
 - 四、市町村における熱中症対策普及団体の指定については、地域の実情を踏まえ各市町村の主体的な判断で実施できるように配慮すること。また、熱中症対策普及団体の利用する個人情報の取扱いについて、漏えいや不適正な利用が生じることのないよう万全の措置を講ずること。
 - 五、地方公共団体における熱中症対策の実情を踏まえ、体制整備のために必要な支援措置を十分に講ずること。また、熱中症に対する知識を持った職員を適切に配置できるように必要な支援措置を十分に講ずること。
 - 六、熱中症に関する調査研究成果などを含む熱中症ガイドブックなどを作成し、子どもや高齢者向けの熱中症予防方法を分かりやすく国民に伝えること。
 - 七、住宅等の断熱の加速化やエアコン設置支援、生活困窮者や低所得者などへのエアコン使用に掛かる支援なども含めた適応策及び緩和策の両輪の取組を推進すること。
 - 八、今後10年の気候変動対策が数千年にわたり影響を与えたとのIPCC第6次評価報告書統合報告書の指摘に鑑み、新興国等の温室効果ガス排出抑制に関する技術協力などを総合的に推進させるとともに、適応に関する施策を総合的に推進すること。
 - 九、都市部のヒートアイランド化を防止するため、農地の維持のほか、都市公園や個別の民間の樹木の保護、オフィスの屋上等の緑地化など都市部の緑地化を推進すること。
 - 十、住宅の断熱化と都市の緑化に力を注ぎ、相乗的にヒートアイランド化の防止に努めること。
 - 十一、熱中症対策は事後処置だけではなく、予防措置にも注力すべきであることから、都市の緑化を維持・推進する仕組みや、各家庭での花壇造成の奨励などの国民が参加する施策を積極的に取り入れ、国民的意識も創造しつつ野心的緩和策の加速化を図ること。
- 右決議する。

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律案(閣法第33号)

(衆議院 5. 4. 13可決 参議院 4. 19外交防衛委員会付託 4. 28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の適確な実施を確保するため、協定の実施に伴う道路運送法及び道路運送車両法の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する措置を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、オーストラリア軍隊の公用車両には、道路運送法の報告徴収等に関する規定及び道路運送車両法の登録、車検等に関する規定は適用しないこととする。
- 二、日本国内において逮捕されたオーストラリア軍隊の構成員等の我が国当局への引渡しや、オーストラリア軍隊の財産の差押え、搜索等を実施するための刑事手続等の特例に関する規定を設ける。
- 三、オーストラリア軍隊の構成員等が公務執行中に日本国内において第三者に損害を与えた場合に

- は、国がその損害を賠償する責任を負うことを定める。
- 四、特殊海事損害に関し、政府が必要な援助を行うこととする。
- 五、本法律は、協定の効力発生の日から施行する。

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案(閣法第34号)

(衆議院 5. 4. 13可決 参議院 4. 19外交防衛委員会付託 4. 28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の適確な実施を確保するため、協定の実施に伴う道路運送法及び道路運送車両法の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する措置を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、英国軍隊の公用車両には、道路運送法の報告徴収等に関する規定及び道路運送車両法の登録、車検等に関する規定は適用しないこととする。
- 二、日本国内において逮捕された英国軍隊の構成員等の我が国当局への引渡しや、英国軍隊の財産の差押え、捜索等を実施するための刑事手続等の特例に関する規定を設ける。
- 三、英国軍隊の構成員等が公務執行中に日本国内において第三者に損害を与えた場合には、国がその損害を賠償する責任を負うことを定める。
- 四、特殊海事損害に関し、政府が必要な援助を行うこととする。
- 五、本法律は、協定の効力発生の日から施行する。

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第35号) (先議)

(参議院 5. 4. 10文教科学委員会付託 4. 14本会議可決 衆議院 5. 25可決)

【要旨】

本法律案は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量子科学技術研究開発機構」という。）により設置される放射光施設の共用を促進し、科学技術に関する研究等の基盤の強化等を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、特定先端大型研究施設として、量子科学技術研究開発機構により設置される放射光施設であって、文部科学省令で定めるもの（以下「特定放射光施設」という。）を追加する。
- 二、文部科学大臣は、量子科学技術研究開発機構により設置される特定放射光施設の共用の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこととする。
- 三、量子科学技術研究開発機構は、特定先端大型研究施設の設置者として、放射光共用施設（特定放射光施設のうち研究者等の共用に供される部分をいう。）の建設及び維持管理を行い、並びにこれを研究者等の共用に供すること等の業務を行うものとするとともに、基本方針の内容に即して、当該業務の実施計画を作成し、毎事業年度、文部科学大臣の認可を受けなければならないこととする。
- 四、文部科学大臣は、特定先端大型研究施設の設置者として量子科学技術研究開発機構が行うものとされた業務のうち、施設利用研究を行う者の選定及び支援等の業務の全部又は一部を文部科学大臣の登録を受けた者に行わせることができることとする。
- 五、この法律は、一部を除き、令和6年4月1日から施行する。

【附帯決議】（5. 4. 13文教科学委員会議決）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、次世代放射光施設N a n o T e r a s uの整備は、官民地域パートナーシップという新たな方式により、国、地域及び産業界が連携して行っていることから、施設の運用に当たっては、各主

体の役割と責任の所在を明確にするとともに、安全管理や情報セキュリティなどについて一元的な対応ができるよう適切な体制を構築すること。

二、次世代放射光施設 NanoTerasu が、イノベーションの創出に向けた人材、知、資金の好循環を生み出す地域の中核となり、学術・産業界の幅広い分野で活用される最先端の研究開発基盤としての役割を最大限果たすことができるよう、国内外の放射光施設等との連携やスーパーコンピュータ「富岳」を始めとする高性能な計算環境の活用等を推進すること。また、先端技術による東北の創造的復興を実現する観点から、福島国際研究教育機構、地域企業、大学等との連携に努めること。

三、科学技術立国の実現を目指す我が国にとって、先端的な研究施設を整備し、若手研究者を含む産官学の研究者による積極的な利活用を促進することで、学術・産業界における国際競争力を強化していくことが重要であることに鑑み、既存の特定先端大型研究施設の老朽化対策を着実に実施するとともに、技術革新の進展等に対応した施設の高度化を推進するため、十分な財政措置を講ずること。

四、特定先端大型研究施設間の連携を図り、登録施設利用促進機関における研究実施相談を充実するため、研究実施相談を担う人材の育成・確保に向けて国として必要な施策を実施すること。

五、科学技術に対する国民の理解を深めるため、特定先端大型研究施設を活用して得られた研究成果について分かりやすい情報提供等を行うこと。その際、特に、児童生徒の科学技術に対する興味や関心を高めるための取組の実施に努めること。

六、特定先端大型研究施設を活用して得られる研究成果を最大化するためには、研究者が長期的な視点に立って自由な発想で研究活動に従事できることが重要であることに鑑み、大学において任期を付さない安定的な身分の研究者を増やすことができるよう、人件費の基礎となる国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金等の基盤的経費を確実に措置すること。
右決議する。

孤独・孤立対策推進法案(閣法第36号)

(衆議院 5.4.27可決 参議院 5.22内閣委員会付託 5.31本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会の変化により孤独・孤立の状態にある者の問題が深刻な状況にあることに鑑み、孤独・孤立の状態にある者の問題が社会全体の課題であるとの認識の下に、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であることを旨とすること等を基本理念として孤独・孤立対策を行わなければならないこととする。

二、孤独・孤立対策に関し、国及び地方公共団体の責務、国民の努力、関係者の連携及び協力等について定める。

三、孤独・孤立対策に関する施策として、その推進を図るための重点計画の作成、孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、相談支援の推進、関係者相互の連携及び協働の促進、当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上、地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援並びに孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進について定める。

四、地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、関係機関等により構成される孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努めるものとする。同協議会の事務に従事する者等は、正当な理由がなく、同協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととする。

五、内閣府に、特別の機関として、内閣総理大臣を本部長とする孤独・孤立対策推進本部を置く。

同本部は、孤独・孤立対策の重点計画を作成し、その実施を推進すること等の事務をつかさどる。

六、この法律は、令和6年4月1日から施行する。

七、政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況等を踏まえ、孤独・孤立対策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて

必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】（5. 5. 30内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 孤独・孤立対策においては、NPO、社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等当事者等への支援を行う者の活動が果たす役割の重要性を踏まえつつ、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われるよう、国や地方公共団体、関係者の連携と協働の促進を図ること。
 - 二 NPO等の活動をきめ細かく支援する観点から、NPO等の活動の支援に必要な予算の安定的な確保に努めるとともに、複数年契約の活用等によるNPO等の安定的な活動を実現するため、十分な環境整備を行うこと。
 - 三 国民の理解の増進等に関する施策を行う際には、社会のあらゆる分野において必要な啓発活動を積極的に行うこと。
 - 四 相談支援体制の整備については、当事者等が相談しやすい環境を整備することの重要性を踏まえて行うこと。
 - 五 地方公共団体等の孤独・孤立対策に係る施策を行うための支援の在り方について、政府は地方公共団体の意見を十分に踏まえた上で検討を行い、その施策が円滑に実施されるよう、ガイドラインの作成等により、地方公共団体に対して必要な情報提供を行うこと。
 - 六 孤独・孤立対策重点計画に定める各施策の評価及び検証を適切に実施するとともに、それを踏まえ、孤独・孤立対策の在り方について適宜見直しを行うこと。
- 右決議する。

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第37号)

（衆議院 5. 4. 4可決 参議院 4. 18地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会付託
4. 26本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、補助金等交付財産の処分の制限に係る承認手続の特例の追加等

特定事業の実施に当たっての補助金等交付財産の目的外使用等に関する事項を定めた区域計画について、国家戦略特別区域会議が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、補助金等交付財産の目的外使用等に係る各省各庁の長の承認があったものとみなす。

二、情報システム相互の連携を確保するための基盤に係る規格の整備等に関する援助の拡充

情報システム相互の連携を確保するための基盤を整備する者に対して国が行う援助の内容として、当該基盤から提供されるデータの内容の正確性の確保その他の当該基盤の利用における安全性及び信頼性の確保に関する情報の提供等を追加するとともに、国家戦略特別区域会議は、当該援助の実施に関し、内閣総理大臣及び関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができるものとする。

三、法人農地取得事業に係る規定の整備

国家戦略特別区域法に規定されている法人農地取得事業について、同法に基づく事業から削除するとともに、当該事業を地方公共団体の発意による構造改革特別区域法に基づく事業に移行するため、当該事業の対象となる法人及び地域に係る要件並びに区域計画の認定に係る関係行政機関の長による同意の仕組みを維持した上で、規定を整備する。

四、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業に係る法律の特例の削除

国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の特例措置を削除する。

五、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和5年9月1日から施行する。

【附帯決議】（5. 4. 21地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 特定法人による農地等の不適正利用を受けた買戻しには地方公共団体に財政面の負担等が生ずることから、地方公共団体が特定法人による農地取得事業の内容を十分に理解した上で導入を検討することができるよう、丁寧な情報の提供等に努めること。また、地方公共団体が買戻し等の適切かつ円滑な対応を行えるよう、適正に利用しているかどうかの判断基準を政府が示す等、必要な措置を講ずること。
- 二 特定法人による農地所有を認めるに当たっては、当該農地が目的外使用、転売又は開発行為等により荒廃すること等のないよう、必要な措置を講ずること。営農型太陽光発電については、農地の効率的な利用が必ずしも図られず、生産性の低下につながるおそれがあることを踏まえ、構造改革特別区域における営農型太陽光発電に係る農地転用は認めないこと。
- 三 農林水産大臣が構造改革特別区域計画の認定に係る同意を行う際には、農業経営基盤強化促進法に基づく地域農業経営基盤強化促進計画との整合性等、農地法制上の観点から適否を判断すること。
- 四 特定法人による農地取得事業に係る構造改革特別区域計画の認定に当たっては、役員等の国籍、農地の利用目的、資本構成等の事項について確認すること。また、認定後においても、これらの事項を毎年確認するよう地方公共団体を指導すること。
- 五 農地等の買戻しが必要となった場合において、原状回復が企業の責任において行われるよう、書面契約を締結するに当たっての留意点を国として示すこと。
- 六 農地等の不適正利用が発生しているにもかかわらず、地方公共団体が農地等の買戻しを行わない場合には、当該地方公共団体に対し、報告の徴収、措置の要求又は認定の取消し等、速やかに、構造改革特別区域法に基づき必要な措置を講ずること。
- 七 外国資本による農地所有に関しては、投資目的等の懸念があることから、その影響について、日本人の雇用の確保、食料安全保障等の観点から速やかに検討を行い、必要な措置を講ずること。
- 八 特定法人による農地取得事業については、遅くとも構造改革特別区域計画の認定の申請期限である令和9年3月末までに、その活用状況を踏まえ、制度の存廃も含めて在り方を検討すること。
- 九 データ連携基盤の互換性の向上や信頼性の十分な確保により、自動配送ロボットの走行等の先端的サービスの推進を図り、利便性の高い社会の実現を目指すこと。その際、サイバーセキュリティの強化を図るとともに、データ連携基盤を通じて提供されるデータに含まれる個人情報の取扱いには細心の注意を払うこと。また、先端的サービスの提供に対する住民の理解が得られるよう努めること。
- 十 過疎地・中山間地での対応等のためにオンライン服薬指導を一層促進するに当たっては、普段からの薬剤師との対面のコミュニケーションが重要であることを念頭に置き、薬剤師による薬学的見地からの評価・考察、患者の体調や年齢等に合わせた投薬調整、多剤投与の調整、処方箋の偽造対策、医薬品の配送料負担への考慮等に十分留意すること。
右決議する。

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第38号)

(衆議院 5.4.13可決 参議院 5.8内閣委員会付託 5.17本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、法律の題名を「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律」に改める。
- 二、この法律において「仮名加工医療情報」とは、医療情報に含まれる記述等の一部や個人識別符号の全部を削除する措置を講じて、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように医療情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- 三、主務大臣の認定を受けた認定仮名加工医療情報作成事業者は、主務大臣の認定を受けた認定仮名加工医療情報利用事業者に対してする場合に限り、仮名加工医療情報を提供することができる。

- 四、認定仮名加工医療情報作成事業者が仮名加工医療情報を取り扱うに当たっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「薬機法」という。）等の規定による調査に回答するために必要なときを除くほか、当該仮名加工医療情報の作成に用いられた医療情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工医療情報を他の情報と照合してはならない。
- 五、認定仮名加工医療情報利用事業者は、提供仮名加工医療情報を取り扱うに当たっては、当該提供仮名加工医療情報の作成に用いられた医療情報に係る本人を識別するために、他の情報と照合してはならない。
- 六、認定仮名加工医療情報利用事業者は、法令に基づく場合及び薬機法の規定による医薬品の製造販売の承認等の処分を受けるために提供する場合を除くほか、提供仮名加工医療情報を第三者に提供してはならない。
- 七、認定匿名加工医療情報作成事業者は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により匿名医療保険等関連情報の提供を受けることができる者等に対してする場合に限り、作成した匿名加工医療情報について、匿名医療保険等関連情報等と連結して利用することができる状態で提供することができる。
- 八、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（5.5.16内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 医療情報、匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報の利活用の推進について、多くの府省が関与していることに鑑み、政府の司令塔機能を明確にし、個人情報を徹底的に保護することを第一に考え、在るべき全体像を示すとともに、必要に応じて速やかに制度を整備すること。あわせて、医療情報取扱事業者、認定匿名加工医療情報作成事業者、認定仮名加工医療情報利用事業者等に対し、必要な措置を講ずること。
- 二 仮名加工医療情報については、他の情報と照合することにより特定の個人が識別される可能性があることに鑑み、安全管理措置に係る厳格な基準を策定すること。
- 三 医療情報の第三者提供に際して本人に通知するに当たっては、仮名加工医療情報については他の情報と照合することにより特定の個人の識別が行われ得ること等を踏まえ、医療情報がどのように利活用されるのかを本人が理解しやすくするため、通知内容を丁寧なものとするよう配慮すること。また、本人への通知が行われていない医療情報の第三者提供等の不適切な取扱いが生じないように、認定匿名加工医療情報作成事業者等に対し、安全管理措置の徹底を図ること。
- 四 医療情報取扱事業者の認定匿名加工医療情報作成事業者等に対する医療情報の提供が強制的なものではないことを含め、医療情報取扱事業者に対し、制度の意義等の周知・広報を積極的に行い、協力についての理解の増進を図ること。
- 五 匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報を利活用する事業者から徴収する利用料が、認定匿名加工医療情報作成事業者等の事業運営の状況に照らして適正なものとなるよう促すこと。
- 六 医療情報、匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報について、個人の権利利益の保護を図りつつ効果的に利活用することができるよう、規格の適正化を推進するとともに、官民の医療情報に係るデータベース間の緊密な連携を実現すること。
- 七 仮名加工医療情報の利活用については、認定仮名加工医療情報利用事業者による研究の進捗を確認する等、我が国の医療の発展や医療産業の国際競争力の強化等につながるよう留意すること。
- 八 医療情報、匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報の利活用の推進に当たっては、基本方針に不当な差別、偏見その他の不利益が生じないための措置が明記されていること、科学技術・イノベーション基本計画において倫理的、法的及び社会的な課題への対応を掲げていること等を踏まえ、有識者を交えた会議において、利活用に伴って生じ得る倫理的問題等を総合的に議論することを検討すること。

右決議する。

地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第39号)

(衆議院 5.4.18可決 参議院 4.19総務委員会付託 4.26本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等に関する事項

- 1 地方議会の役割及び議員の職務等に関し、議事機関として住民が選挙した議員をもって組織されるという議会の位置付けのほか、議会は、地方自治法の定めるところにより、地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決する等の権限を行使すること、また、議員は、議会の権限の適切な行使に資するため、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならないことを法律上明確化する。
- 2 住民から議会への請願書の提出や議会から国会への意見書の提出等、議会に関わる法令上の手続で書面により行うことが求められているものについて、オンラインにより行うことができることとする。

二、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する事項

地方公共団体は、会計年度任用職員に対し、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から、勤勉手当を支給することができることとする。

三、公金事務の私人への委託に関する制度の見直しに関する事項

原則として全ての歳入等の収納事務について、地方公共団体の長の判断により、私人への委託を可能とするとともに、適正な公金の取扱いを確保するため、地方公共団体から公金事務の委託を受けた者に対する監督、再委託の場合のルール等に係る規定を整備する。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、令和6年4月1日から施行する。

【附帯決議】(5.4.25総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一、多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現が重要であることを踏まえ、本法による地方議会の役割及び議員の職務等の明確化の趣旨を十分に周知するとともに、各地域において住民福祉を最大限に追求することに資する議会の在り方について活発に議論がなされるよう、必要な助言を行うこと。
- 二、多様な住民が地方議会に関わる機会の拡大並びに議会運営の活性化及び合理化を図るため、現行の議会の在り方に加え、議会に係る手続のオンライン化を可能とした趣旨も踏まえ、議会におけるデジタル技術を活用した取組に関し、必要な助言を行うとともに、技術的・財政的な支援についても検討を行うこと。
- 三、多様な人材が地方議会に参画できる環境を整備することの重要性に鑑み、各議会において、オンラインによる委員会を円滑に開催することができるよう、地方公共団体に対し必要な助言を行うこと。また、オンラインによる本会議への出席を可能とすることについては、第33次地方制度調査会の答申を踏まえ、議員本人による自由な意思表示に関し、議場と同様の環境が確保できるか等の課題について、オンラインによる委員会の開催上の課題等の検証を行い、国会における対応も参考としつつ丁寧に検討を進め、その結果に基づいて必要に応じ所要の措置を講ずること。
- 四、地方議会の議員の選挙において労働者がより立候補しやすくなるよう、就業規則において立候補休暇制度を設けること等について、事業主の理解を得るための取組を進めるなど、引き続き立候補環境の整備に取り組むこと。
- 五、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律や第33次地方制度調査会の答申の趣旨等を踏まえ、女性や若者、育児・介護に携わる者等が議会に参画する上での障壁を除去するための社会的な環境整備に取り組むこと。また、地方議会において会議規則における育児・介護等の取扱いの明確化やハラスメント防止等の取組が進められるよう、必要な助言を行うこと。
- 六、小規模市町村において議員のなり手不足が深刻であることを踏まえ、適正な水準の議員報酬の

在り方について、各地方公共団体における検討に資するよう、取組事例の紹介に取り組むとともに、適切に地方財政措置を講ずること。

七、歯止めのかからない投票率の低下は民主主義の危機であるという立場から、投票率の向上のため、特に若年層の政治に対する関心を高めるための教育等の充実・強化を図るとともに、高齢者等の移動手段の確保や期日前投票の利便性の向上等あらゆる施策を講ずること。

八、地方公務員の任用、勤務条件並びに福祉及び利益の保護等の適正を確保するため、本法施行後、その施行の状況等について調査を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

九、会計年度任用職員を始めとする非常勤職員が地方公共団体の行政運営において重要な役割を果たしていることを踏まえ、当該職員の任用や処遇について、適切な措置が講じられるよう地方公共団体に対する助言を行うこと。

十、会計年度任用職員の勤勉手当の支給について、令和6年度から、全ての地方公共団体において支給が開始されるよう努めること。また、制度改革により必要となる財源については、その確保に努めること。

十一、会計年度任用職員の期末手当・勤勉手当の支給については、国家公務員の非常勤職員との均衡から、期末手当及び勤勉手当のいずれをも支給することが基本であることを地方公共団体に対して周知すること。

十二、会計年度任用職員の勤勉手当の支給について、常勤職員の取扱いとの権衡を踏まえ適切に支給するとともに、単に財政上の制約のみを理由として、当該手当支給による給与増額分を月例給又は期末手当より減額することがないよう、地方公共団体への助言を行うこと。

十三、引き続き、常勤職員の給与との権衡及び国家公務員の非常勤職員の給与との均衡を踏まえ、会計年度任用職員の処遇の改善に努めること。

十四、公金事務の私人への委託について、原則として全ての歳入等の収納事務を地方公共団体の長の判断で私人への委託を可能とすることに関して、その効果や実務上生ずる課題等を踏まえ、取扱上の責任の明確化や公正の確保等公金の取扱いの適正を確保する観点から必要な助言を行うこと。

十五、地方自治法の趣旨に鑑み、受託者及び再委託者における適正な収納事務を確保するため、指定公金事務取扱者に対する検査等の適切な実施とともに、納入者のプライバシー保護に万全を期すよう、地方公共団体への助言を行うこと。

右決議する。

放送法及び電波法の一部を改正する法律案(閣法第40号)

(衆議院 5.5.18可決 参議院 5.22総務委員会付託 5.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年の放送を取り巻く環境の変化を踏まえ、基幹放送事業者が事業運営の効率化を図りつつ放送の社会的役割を果たしていくことを将来にわたって確保するため、複数の地上基幹放送事業者による中継局の共同利用、複数の放送対象地域における放送番組の同一化等の柔軟な事業運営を可能とする措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、複数の地上基幹放送事業者が中継局を共同で利用するための規定の整備として、現在の地上基幹放送事業者が、総務大臣による確認を受けた上で、他者の中継局を用いて地上基幹放送を行うことを可能とする。また、日本放送協会については、その子会社が中継局を保有することを条件として、中継局を共同で利用し地上基幹放送を行うことを可能とする。

二、基幹放送の安定性が確保されるための規定の整備として、基幹放送事業者に対し、委託等の外部利用先も含め、放送設備の運用のための業務管理体制について基準適合維持義務を課し、その履行を担保するための監督規定等を設ける。

三、複数の放送対象地域における放送番組の同一化を可能とするための規定の整備として、異なる放送対象地域の基幹放送事業者が、地域性確保のための措置を講ずる等の一定の条件の下で、同一の放送番組の放送を同時に行うことができることとする認定制度を設ける。

四、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（5.5.25総務委員会議決）

政府及び日本放送協会は、本法の施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、政府は、基幹放送事業者が特定放送番組同一化を行う場合における地域性確保措置については、事業者の自主自律により、それぞれの放送対象地域における放送番組に対する固有の需要を引き続き満たせるよう、地方自治体等の幅広い関係者の意見を聴取しつつ、当該措置の実効性の確保に向けて、必要な措置を講ずること。
- 二、協会は、基幹放送局提供子会社の設立や当該子会社が提供する中継局設備の民間放送事業者との共同利用が、受信料を基にして行われることに鑑み、協会の資産を適切に使用するよう留意するとともに、広く国民・視聴者の理解を得られるよう説明責任を果たすこと。また、中継局設備の保守運用に係るコストが民間放送事業者よりも高いとの指摘もあることから、その要因を分析し不断に見直すとともに、共同利用を行う民間放送事業者の過度の負担とならないようにすること。
- 三、政府は、特定放送番組同一化及び中継局設備の共同利用が基幹放送事業者の柔軟な事業運営を可能とするためのものであることを踏まえ、事業者が利用しやすいものとなるよう、その要件・手続等の明確化・透明化を図ること。
- 四、政府は、今後想定されるマスター設備のIP化・クラウド化等の進展に当たって、基幹放送事業者の責任により安定的な放送を確保できるよう、安全性・信頼性対策について引き続き検討を行い、必要な環境整備に取り組むこと。
- 五、政府は、マスメディア集中排除原則が放送の多元性、多様性、地域性の確保に大きな役割を果たしてきたことに鑑み、令和5年3月の省令改正による同原則の例外の拡大後においても、基幹放送事業者によるそれぞれの放送対象地域における放送番組の多様性等が確保されるよう、不断の検討を行うとともに、必要な措置を講ずること。
- 六、政府は、協会及び各地の民間放送事業者が行ってきた放送が、災害情報や地域情報等の発信等において重要な社会的役割を果たしてきたこと、また、放送と通信の融合が一層進展していることに鑑み、引き続き視聴者へ良質なコンテンツを提供するなど放送の持続的な維持・発展を可能とするため、ローカル局の経営合理化など、その将来的な経営の在り方を含めた放送の今後の在り方について不断の検討を行うとともに、必要な措置を講ずること。
- 七、政府は、デジタル社会を支え、国民生活に必要な不可欠な放送・情報通信インフラの整備の推進、維持管理の確保に万全を期すこと。

右決議する。

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第41号)

(衆議院 5.4.13可決 参議院 4.24法務委員会付託 5.10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、刑事手続において犯罪被害者等の情報を保護するため、犯罪被害者等の個人特定事項の記載がない起訴状抄本等を被告人に送達する措置等を導入するとともに、被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日等への出頭及び裁判の執行の確保を図るため、位置測定端末により保釈された者の位置情報を取得する制度を創設し、逃走の罪の構成要件及び法定刑を改めるなどの処罰規定の整備を行うほか、拘禁刑以上の実刑の言渡しを受けた者等が出国により刑の執行を免れることを防止するための制度の創設等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、公判期日等への出頭及び裁判の執行の確保

- 1 逃走罪及び加重逃走罪の主体を拡張するとともに、逃走罪の法定刑を「1年以下の懲役」から「3年以下の懲役」に引き上げる。
- 2 保釈中又は勾留執行停止中の被告人が公判期日に出頭しない行為等について、2年以下の拘

禁刑に処することとする。

3 保釈中又は勾留執行停止中の者を監督する者を裁判所が選任できることとする。

4 拘禁刑以上の実刑判決の宣告を受けた者等について、裁判所の許可なく出国してはならないこととする。

5 保釈された者が国外に逃亡することを防止するため、裁判所の命令により位置測定端末を装着させ、飛行場の周辺等の所在禁止区域への所在等の事由の発生を検知できることとする。

二、犯罪被害者等の情報保護

犯罪被害者等の個人特定事項の記載がない起訴状抄本等を被告人に送達する措置等により、刑事手続において当該個人特定事項を秘匿できることとする。

三、施行期日

この法律は、原則として、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（5.5.9法務委員会議決）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 位置測定端末の規格の設定等に当たっては、位置測定端末を装着していることができるだけ外部から目立たず、身体の動きを極力妨げないものとする等、保釈中の被告人のプライバシーの保護及び行動の自由等に十分に配慮したものとする。

二 位置測定端末を装着した被告人の所在禁止区域への立ち入り等が発生した場合に、迅速に状況を確認し、勾引をすることができるよう、十分な訓練の実施や関係機関との連携体制の確立等に努めること。

三 保釈中の被告人に係る端末位置情報を表示して閲覧することができる者及び閲覧することができる場合を限定した趣旨に鑑み、閲覧設備の運用に当たっては、端末位置情報が漏出することがないように適切な措置を講ずること。

四 位置測定端末装着命令を受けた被告人の数や装着を終了した人数等、位置測定端末装着命令制度の概括的な運用状況を公表すること。

五 位置測定端末装着命令制度について、その対象範囲を、被告人の国外逃亡を防止するために真に必要があると認められるとき以外に拡大しないよう厳格に運用すること。

六 監督者を選任して行う保釈については、監督者として選任される者にとって過度の負担にならないよう留意するとともに、監督者を得られないことを理由として保釈される場合が限定されることがないように、制度の趣旨を周知すること。

七 本改正における逃亡防止措置の新設の趣旨を踏まえ、被告人や刑が確定した者等の身柄の確保及び護送等の場における逃亡防止に万全を期するとともに、必要な体制の整備に努めること。

八 犯罪被害者等の氏名等の情報秘匿制度の運用に当たっては、性犯罪の被害者等の権利の保護という目的の実現を図るとともに、公判における被告人の防御に実質的な不利益が生ずることがないように、被害者側及び被告人側の双方の権利に十分に配慮するよう努めること。

右決議する。

海上運送法等の一部を改正する法律案(閣法第42号)

(衆議院 5.4.13可決 参議院 4.24国土交通委員会付託 4.28本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一 海上運送法の一部改正

1 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない者である場合等には、許可をしてはならないこととする。

2 一般旅客定期航路事業者は、安全統括管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、安全統括管理者1人を選任しなければならないこととするとともに、運航管理者資格者証の交付

を受けている者のうちから、船舶ごとに運航管理者を選任しなければならないこととする。

3 小型船舶のみをその用に供する旅客不定期航路事業の許可を受けようとする者は、事業計画等を記載し、資金計画等を記載した書類及び安全人材確保計画を添付した申請書を国土交通大臣に提出しなければならないこととする。

4 3の許可は、5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失うこととする。

5 対外船舶貸渡業者等は、単独で又は共同で、外航船舶確保等計画を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができることとする。

二 船員法の一部改正

船舶所有者は、国土交通省令で定める旅客の輸送の用に供する小型船舶の乗組員について、船舶が航行する海域の特性に応じた操船に関する教育訓練等を実施しなければならないこととする。

三 船舶職員及び小型船舶操縦者法の一部改正

特定操縦免許は、国土交通大臣が行う一級小型船舶操縦士又は二級小型船舶操縦士の資格に係る小型船舶操縦士国家試験に合格し、かつ、人命救助等に関する知識及び能力を習得させるための講習であって同大臣の登録を受けた者が行うものの課程を修了した者等について行うこととする。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（5.4.27国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 特別監査等が旅客船事業者の安全意識の欠如等を十分に是正させるに至らなかったことや同事業者の運航管理者の資格要件の真偽について十分な確認ができていなかったことなど、知床遊覧船事故対策検討委員会からの指摘を踏まえ、監査や審査等の実効性を確保すること。また、今回の事故を始め、これまで事故で多くの犠牲者が出ていることを踏まえ、安全の確保は旅客船事業を営む際の大前提であることを常に念頭に置き、規制当局として毅然とした姿勢を堅持し、旅客船事業者に対し、たゆみない安全確保に努めるよう促すこと。

二 本法で強化された規制が実効性を伴うよう、関係者に対する適切な助言、監査を行うこと。また、日本小型船舶検査機構の検査の実効性が伴わなかったことが事故の要因の一つとなったことを踏まえ、同機構への監督強化や、国との情報共有を徹底し、同機構の検査の体制強化と実効性を高めること。

三 事故被害者のご家族に対する支援については、ご家族が1日も早く再び平穏な生活を営むことができるようきめ細かく継続的に、単なる情報提供等にとどまらない、ご家族の要望を十分に踏まえた対応を行っていくよう努めること。また、公共交通事業者による被害者等支援計画の作成を促進するとともに、同計画を作成していない公共交通事業者が起こした事故であっても、事故被害者やご家族が中長期にわたって支援を受けることができるような仕組みの導入に向けた検討を行うこと。

四 現行の救命設備の課題に対応した新たな救命設備の開発と、その船舶への搭載を促進すること。

特に、中小零細事業者が、費用の面から導入を躊躇してしまうことがないように、早期搭載に向けた必要な支援を継続的に行うこと。

五 抜き打ちやリモートによる運航管理体制等の事業者への監査、及び違反点数の累計による適時適切な行政処分等の新たな規制を実効的に運用するため、地方運輸局等の体制を拡充すること。

六 安全統括管理者講習機関の登録、指定試験機関の指定に当たっては、公正で透明なプロセスによって行い、元国土交通事務次官による民間企業役員人事への介入の反省を踏まえ、天下り等行政との不適切な関係を疑われぬよう厳正に対応すること。

- 七 小型船舶のみを用いた旅客不定期航路事業を営むに当たっては、安全人材の確保が不可欠となることから、労働環境の改善など人材確保に向けた取組を支援すること。また、我が国の海上運送事業において全般的な人材不足が深刻化していることから、人材確保のため、賃金を始めとする労働条件の改善を図るとともに、船員の確保・育成体制の一層の強化に努めること。
- 八 旅客船舶の発航を中止すべき条件下での発航が二度と行われることのないよう、運航の可否判断の客観性を確保し、旅客船事業者に対する指導・監督を徹底するとともに、地域旅客船安全協議会等を通じた安全情報の共有化の取組を促進すること。また、海難の発生に際しては、迅速かつ機動的な救助が可能となるよう、通報体制や救助体制の一層の充実・強化に努めること。
- 九 世界単一市場である国際海運市場において、経済安全保障の観点から我が国商船隊が競争力を確保し続けられるよう、必要な財政や税制の支援措置を継続的に講じていくこと。
- 右決議する。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第43号)

(衆議院 4. 5. 12可決 参議院 5. 31国土交通委員会付託 6. 7本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一 空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、空家等に関する施策に協力するよう努めなければならないこととする。
- 二 市町村は、経済的社会的活動の促進のために空家等及び空家等の跡地の活用が必要となると認められる空家等活用促進区域及び空家等活用促進指針を定めることができることとする。同指針には、空家等活用促進区域内の空家等に該当する建築物又は空家等の跡地に新築する建築物について、敷地特例適用要件又は用途特例適用要件を定めることができることとする。
- 三 市町村長は、適切な管理が行われていない空家等を、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にある管理不全空家等と認めるときは、その所有者等に対し、必要な措置をとるよう指導をすることができることとする。指導をした場合において、なお状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、必要な具体的な措置について勧告することができることとする。
- 四 市町村長は、空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法の規定による不在者の財産の管理に必要な処分の命令又は相続財産の清算人の選任の請求をすることができることとする。
- 五 市町村長は、災害その他非常の場合において、特定空家等に関し緊急に周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができることとする。
- 六 市町村長は、特定非営利活動法人等又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であって、空家等の管理又は活用を行おうとする者に対する援助等の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、空家等管理活用支援法人として指定することができることとする。
- 七 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】 (5. 6. 6国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 市町村による空家等活用促進区域の指定に当たっては、地域の実情に応じて幅広く柔軟に指定できることを明確にし、指定の基準や手順を明示するなど、必要な支援を行うこと。
- 二 市町村長による管理不全空家等の所有者等に対する指導及び勧告が円滑に行えるよう、どのよ

うな空家等が管理不全空家等に該当するか、具体的な状態を示すこと。

- 三 特定空家等又は管理不全空家等の所有者等で意思能力に欠ける疑いが強いが成年後見人が選任されていない者への勧告等の手続の在り方について、その者の自己決定権などへの配慮をしつつ、検討を進めること。また、管理不全空家等に係る勧告等の対象となる者のうち、意思能力が不十分な者又は意思能力を欠く者については、その財産を管理する各種制度を積極的に活用できるように検討すること。
- 四 多数者が共有する特定空家等に対する措置に関する手続について、市町村に過度な行政負担がかからないよう検討を進めること。
- 五 本法に基づく特定空家等に対する措置を受けた所有者が死亡した場合、新たな所有者に対する手続面での保障に配慮しつつ、同措置の効果を早期に発現させることについて検討を進めること。
- 六 管理不全建物管理人制度等の周知に努めるなど、財産管理人による空家等の管理などが進みやすい環境を整備すること。
- 七 命令等の事前手続を経るいとまがない緊急時の代執行制度について、過度な財産権の制限とならないよう、また、制度の円滑な活用が進むようにするため、緊急時の代執行が可能な場合を具体的に示すこと。
- 八 本法の円滑な実施の観点から、代執行の対象となる特定空家等に残された動産の取扱いについて検討を進めること。
- 九 借地上の特定空家等が代執行により除却された場合において、土地の利用価値が増加することにより土地所有者等が利益を得るとして費用負担を求め得るかについて検討を進めること。
- 十 市町村長による空家等管理活用支援法人の指定が円滑に進むよう、先進事例や指定に当たっての考え方を示すなど、市町村長が指定しやすい環境を整備すること。また、市町村が空家等管理活用支援法人を積極的に利用できるよう、十分な支援措置及び予算措置を講ずることについて、検討を進めること。
- 十一 本法の円滑な施行に当たっては、地方公共団体の空き家担当職員の確保及び地方公共団体の空き家対策予算の充実が重要であることに鑑み、地方公共団体の担当職員の増員を促し、地方交付税制度等による財政の支援に努めること。
- 十二 空家等の発生及び増加の抑制のための対策を講じ、地方公共団体にその対策を促すこと。また、空家等の活用等を促進するため、筆界又は境界の確定に関する所有者及び市町村への支援を行うこと。
- 十三 本法に定める空家等の活用の促進についての都道府県知事等の配慮が円滑に行われるよう、関係機関にその運用について十分に周知徹底すること。また、本法施行後においても、空家等の活用促進などの空き家対策に関する地方公共団体からの要望や意見を確認し、今後の対策につなげるよう努めること。
- 十四 本法に定める接道規制の特例により、狭あい道路が更に狭あいになることがないようにすること。また、空家等を除却する際に狭あい道路を拡幅するなど、災害対策と空き家対策の連携方策について検討を進めること。
- 十五 国土交通省の空き家対策モデル事業においては、その趣旨及び目的に鑑み、地方公共団体と法務、不動産、福祉等の資格を有する専門家との積極的な連携を図り、地域の活性化に資する優良な取組を支援すること。
- 十六 部分居住の長屋の非居住住戸が著しく保安上危険等の状態になっている場合に本法の適用対象とすることについて検討を進めるとともに、全部非居住の長屋も含めて、建物の区分所有等に関する法律を踏まえた本法の措置の在り方について、検討を進めること。

右決議する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第44号)(先議)

(参議院 5.4.4地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会付託 4.19本会議可決 衆

議院 6.13可決)

【要旨】

本法律案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、災害対策基本法の一部改正

罹災証明書の交付に必要な被害認定調査において、被災者の住家に関する情報を、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために内部利用することを可能とする。

二、交通安全対策基本法の一部改正

市町村交通安全計画及び市町村交通安全実施計画の作成に係る努力義務規定を「できる」規定とする。

三、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正

指定都市等における認定こども園の認定又は認可に係る都道府県への事前協議を事前通知とする。

四、住民基本台帳法の一部改正

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法等に基づく事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とする。

五、地方独立行政法人法の一部改正

公立大学法人における年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価を廃止する。

六、戸籍法の一部改正

戸籍証明書等の広域交付について、公用請求を行う市町村による利用を可能とする。

七、建築基準法の一部改正

建築確認等を行う建築主事等について、資格者検定の受検時に必要な実務経験を登録までに習得すればよいこととするとともに、小規模な建築物に係る建築確認等のみを行う建築副主事等として、資格者検定に合格した二級建築士等で一定の実務経験を習得した者からの任命を可能とする。

八、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案(閣法第45号)

(衆議院 5.4.27可決 参議院 5.15厚生労働委員会付託 5.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、食品衛生法による食品衛生基準に関する権限を厚生労働大臣から内閣総理大臣に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するとともに、関係審議会の新設及び所掌事務の見直しを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する権限を、厚生労働大臣から内閣総理大臣に移管する。

二、食品衛生法の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議を行う厚生労働省の審議会を、菓事・食品衛生審議会から厚生科学審議会に改める。

三、消費者庁に、食品衛生法の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議を行う審議会として、食品衛生基準審議会を置く。

四、水道整備・管理行政のうち水質又は衛生に関する事務に関する権限を、厚生労働大臣から環境大臣に移管する。

五、水道整備・管理行政のうち四に掲げる事務以外のものに関する権限を、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管する。

六、国土交通省の地方整備局及び北海道開発局は、水道整備・管理行政に関する事務を分掌するも

のとする。

七、水道を、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる公共土木施設に加える。

八、水道施設の新設、増設又は改造に関する事業を、社会資本整備重点計画法の対象となる社会資本整備事業に加える。

九、厚生労働省、国土交通省、環境省及び消費者庁の所掌事務に関する規定の整備を行う。

十、この法律は、一部を除き、令和6年4月1日から施行する。

【附帯決議】（5. 5. 18厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、水道・下水道事業の施設整備に係る必要な予算を確保すること。また、老朽化や近年多発する災害への対応強化及び迅速な復旧がされるよう十分な予算を措置すること。

二、水道・下水道事業の基盤強化に向け、国や事業者が事業運営等に必要な組織、人員と専門性を確保できるよう、必要な措置を講ずること。

三、水道事業におけるこれまでの「官民連携」の実態を把握するとともに、その結果を踏まえつつ、水道事業の公共性や持続性に十分留意したものとなるよう必要な助言を行うこと。

四、人口減少や老朽化等に伴い、水道料金が今後上昇する可能性があり、その対策を検討すること。

五、水質基準の必要な規制強化と実効化を高めるため、必要な予算の配分や人員の配置を行い、水質基準の策定や管理・検査の体制を確立すること。

六、全国各地で有機フッ素化合物（PFAS）による水質汚染により、水・水道の安全性に懸念の声があることを踏まえ、PFASについては、国内外の科学的知見も収集し、その結果も踏まえつつ、水道水質基準にすることも含め、必要な検討を行うこと。

七、食品衛生基準行政の消費者庁への移管に当たっては、食品安全推進の取組に支障や停滞が生じることがないように、規格基準の策定と厚生労働省が引き続き所管する監視指導・調査研究との連携等に万全の措置を講ずるとともに、消費者の選択の権利の確保のためには、食の安全は当然として、食の安心にも十分に留意すること。

八、消費者庁が食品メーカーを含む民間企業から出向者を受け入れるに当たっては、消費者庁が食品衛生基準行政を担う趣旨を踏まえ、科学的な安全を確保し、消費者利益の更なる増進を図り、食の安全に対する懸念を招くことのないよう十分に留意すること。

九、移管の対象となる行政分野において支障や停滞が生ずることのないよう、権限の移管に当たっては、移管元の厚生労働省と移管先の省庁及び関係機関との間で連携を図り、必要な予算の配分や人員の配置など万全の措置を講ずること。また、対象となる行政分野の都道府県・市区町村当該部署が混乱することなく対応ができるよう十分に留意すること。

右決議する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第46号）

（衆議院 5. 4. 27可決 参議院 4. 28地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会付託 6. 2本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、個人番号等の利用に関する施策について、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野以外の行政事務においても利用の促進を図るものとする。

二、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第2を削り、別表第1を別表とするとともに、別表の各項に掲げる事務（準法定事務（同表の当該各項に掲げる事務に準ずる事務として主務省令で定めるものをいう。）を含む。）の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

- 三、理容師、美容師、一級建築士等の免許に関する事務、自動車の変更登録に関する事務、外国人の在留資格に係る許可に関する事務等において個人番号を利用することができる。
- 四、戸籍の附票に記録されている国外転出者は、個人番号カードの作成に係る申請に併せて、領事官又は当該戸籍の附票を備える市町村以外の市町村の長から個人番号カードの引渡しを受けることを希望する旨の申出をすることができる。
- 五、地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる事務として、個人番号カードの交付の申請の受付等の事務を追加する。
- 六、戸籍、住民票、個人番号カード等の記載事項等として、氏名の振り仮名を追加する。
- 七、行政機関の長等が預貯金口座情報等を保有している場合に、書留郵便等により預貯金者に対し一定の事項を通知して同意を得たとき又は一定期間を経過するまでの間に回答がなかったときは、内閣総理大臣は当該預貯金口座情報を公的給付支給等口座として個人番号等とともに登録することができる。
- 八、被保険者等の資格の確認について、電子資格確認を受けることができない状況にある被保険者等は、保険者等に対し、資格に係る情報を記載した書面の交付又は電磁的方法による提供を求めることができる。被保険者等は、交付された書面等を提示することにより、資格の確認を受けることができる。
- 九、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（5.5.31地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 法定事務に準ずる事務におけるマイナンバーの利用及び利用事務に係る情報連携については、本法によって法律改正が今後不要となることに鑑み、主務省令の制定に当たっては国民に広く意見を聴くため、その内容について、国民に広く公開すること。また、その監視・監督状況を定期的に国会に報告し、行政決定過程の透明性を確保すること。
- 二 本法に基づくマイナンバーの利用範囲及び情報連携の拡大に伴い、地方公共団体等の事務負担が過大とならないよう配慮すること。
- 三 マイナンバーカードの取得が任意であることに鑑み、その取得を強制しないこと。また、マイナンバーカードを取得していない者に対する不当な差別的取扱いを行わないようにすること。
- 四 マイナンバー制度の運用に当たって、個人情報漏えい、システム障害の防止及びセキュリティの向上に万全を期し、特に医療・介護・福祉事業等のセキュリティ対策に関して、十分配慮すること。また、マイナンバーカードを取得・更新するに当たっては、円滑な更新に配慮しつつ、厳格な本人確認を徹底すること。
- 五 マイナンバーカード及び資格確認書が申請に基づいて交付されることを踏まえ、健康保険証の廃止に伴い、保険料を払っていても、資格確認書の申請漏れ等により無保険者扱いとされたり、現物給付による保険診療を受けることができない者が生じないよう、保険者が資格確認書を速やかに交付するなど、全ての被保険者が確実に保険診療を受けることができるための措置を講ずること。また、資格確認書に関する事務の円滑な執行に必要な措置を講ずるとともに、その発行に関し追加的な費用負担が可能な限り生じないよう必要な支援を行うこと。
- 六 健康保険証の廃止に伴う医療現場などの影響・混乱を極力防ぐため、発行済み健康保険証を廃棄しないよう、周知徹底すること。また、認知症患者や寝たきりの高齢者などの社会的弱者に対しては、発行済み健康保険証を最大1年間有効とみなす経過措置を踏まえ、遅くともその期間が終了するまでの間に、確実にマイナンバーカード又は資格確認書により必要な保険診療が受けられるよう、必要な措置を講ずること。
- 七 健康保険証の廃止に伴い、オンライン資格確認に関する事業主の届出から保険者の登録までの各種の手続が迅速かつ円滑に行われるよう、国民、事業主及び保険者への広報・支援に努めること。
- 八 医療・介護・福祉施設等の事業者に対して、利用者・入所者等のマイナンバーカードの代理申

請や管理などを事実上強制するような施策は厳に行わないこと。

九 保険料滞納世帯主等への保険料納付の勧奨及び納付に関する相談の機会の確保に際して、市町村等は、滞納者の納付能力の把握をきめ細かく行うなど、懇切丁寧な対応に努めること。

十 滞納者の納付能力に配慮しつつ、短期被保険者証に準ずる運用が引き続き尊重されること。本法の施行後、適切に保険料の滞納対策が行われているかを把握し、必要に応じ、改善に努めること。

十一 後期高齢者医療において資格証明書を原則発行しない現行の運用方針の考え方を維持するとともに、周知徹底を図ること。

十二 健康保険証、短期被保険者証及び資格証明書の廃止に伴う法令運用等に関する検討に際して、患者・国民、医療・介護現場、保険者などの声・実態を広く聴取しつつ、運用上十分に配慮すること。

十三 オンライン資格確認等システムの医療機関等における整備に際しては、地域医療の確保に支障が生じないよう必要な措置を講ずること。また、電子証明書の有効期限切れに伴って医療機関等での利用に支障が生じないよう、対応について速やかに検討を行い、必要な措置を講ずること。

十四 保険者の資格情報入力タイムラグ短縮に関して、現場の実情に応じ事業主の事務負担に配慮した対応を行うこと。

十五 マイナンバーカードの券面記載事項については、性別を削除するなど、性の多様性や人権に配慮するよう検討すること。

十六 マイナンバーカードの交付日数の更なる短縮を図るため、必要な措置を講ずること。また、マイナンバーカードの紛失・盗難時における速やかな再発行が可能となるよう、発行体制の在り方について検討すること。

十七 地方公共団体が指定した郵便局におけるマイナンバーカードの交付の申請の受付等を開始するに当たっては、過疎地の郵便局における負担の軽減に努めるとともに、必要な支援を行うこと。

十八 戸籍等の記載事項へ氏名の振り仮名を追加するに当たっては、本法の趣旨や振り仮名の届出等に関して、届出等に係る国民や地方公共団体の負担の軽減を図るため、国民へ丁寧な説明を行うとともに、地方公共団体の業務の支援策を講ずること。また、高齢者や障害者等、届出等が困難な層に対しては、十分に配慮すること。

十九 戸籍等の記載事項へ氏名の振り仮名を追加するに当たっては、本人が現に使用している振り仮名とは異なる振り仮名が記載されることのないよう配慮するとともに、「戸籍法等の改正に関する要綱」において「幅広い名乗り訓等を許容してきた我が国の命名文化を踏まえた運用とする」とされたことに鑑み、今後新しく生まれる名乗り訓の許容範囲を幅広く担保すること。

二十 公金受取口座の登録通知に不同意の回答をしなければ自動的に登録されることについて、国民に丁寧に周知するとともに、DV被害者など通知を受け取ることが困難な層に対して十分に配慮すること。また、通知を受けた国民からの積極的な意思表示が得られるよう、回答のため十分な期間を確保すること。なお、本法に基づき登録された口座の利用目的の安易な拡大や流用は厳に行わないこと。

右決議する。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案(閣法第47号)

(衆議院 5.5.25可決 参議院 6.5地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会付託 6.14本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、デジタル社会形成基本法の一部改正

- 1 情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しを、デジタル社会の形成に関する施策の策定に係る基本方針として位置付ける。

2 デジタル社会の形成に関する重点計画に定めるべき事項として、情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策を追加する。

二、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正

- 1 この法律の目的に、情報通信技術の効果的な活用の推進に関する施策について定めることを追加する。
- 2 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の法令の規定において電子情報処理組織を使用する方法以外の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているものについて、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。
- 3 行政機関等における情報通信技術の効果的な活用及び情報通信技術に関する情報であって当該見直しに資するものの公表及び活用について定める。

三、行旅病人及行旅死亡人取扱法の一部改正等

特定の場所における書面の掲示を求めている、いわゆる書面掲示規制について、その内容をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする等の措置を講ずる。

四、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（5.6.9地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 デジタル化の推進により、人手不足の解消や新しい産業の創出が期待される一方、雇用が失われる懸念があることに鑑み、労働移動が公正なルールに基づいて行われるよう留意すること。
- 二 令和5年1月、国土交通省近畿地方整備局の河川監視カメラに不正アクセスがあった事案を踏まえ、不正アクセスや情報漏えい等を防止するため、セキュリティ対策の一層の向上を図ること。
- 三 標識、利用料金等の書面掲示規制の見直しに当たっては、適用除外となる中小・零細事業者の範囲を適切に定めた上で、周知徹底すること。また、今後、法令改正を行う必要が生じたとしても、中小・零細事業者に対するデジタル化の強制とならないよう留意すること。
- 四 定期検査・点検規制のデジタル化に当たっては、事故が発生した際の責任の所在に留意しつつ、安全性の確保に万全を期すこと。また、安全性を確保する手法として、デジタル技術を過信せず、人的な技術力の向上にも努めること。特に、保育に関する規制については、こどもの生命や身体の安全を守り、保育の質を維持するため、原則、年1回以上の実地検査を行うこと。
- 五 土地区画整理事業における建築物等の移転又は除却に関する公告等のデジタル化に当たっては、デジタル技術に不慣れな人も情報を得ることができるよう配慮すること。
- 六 警備業、自動車運転代行業及び探偵業に関する認定証や届出証明書の廃止に当たっては、認定を受けた事業者や届出をした事業者の信用性を担保するとともに、消費者トラブルを防止するため、必要な対策を講ずること。
- 七 地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しの支援に当たっては、地方公共団体に過度な負担を強いることとならないよう留意すること。
- 八 デジタル化による各種行政手続に不具合や問題がある場合は、即座に公表するとともに、問題解決のために取扱いやルールを変えた場合には、同種の不具合や問題で困っている人などにも配慮した上で対応に万全を期すこと。

右決議する。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案(閣法第48号)

(衆議院 5.5.9修正議決 参議院 5.12法務委員会付託 6.9本会議可決)

【要旨】

本法律案は、退去強制手続における送還・収容の現状に鑑み、退去強制手続を一層適切かつ実効

的なものとするため、在留特別許可の申請手続の創設、収容に代わる監理措置の創設、難民認定手続中の送還停止に関する規定の見直し、本邦からの退去を命ずる命令制度の創設等の措置を講ずるほか、難民に準じて保護すべき者に関する規定の整備その他所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、本邦への在留を希望する外国人に在留特別許可の申請を可能にするとともに、在留特別許可を行うか否かの判断に当たって考慮すべき事情を明示する。
- 二、退去強制手続における収容に代わる選択肢として監理措置制度を創設し、当該外国人の逃亡のおそれの程度、収容により受ける不利益の程度等を考慮して相当な場合には、監理人による監理に付し、収容せずに手続を進めることとするとともに、収容する場合であっても、3箇月ごとに、監理措置に付すか否かを必要の見直しとする。
- 三、仮放免制度について、健康上の理由等により収容を一時的に解除する制度と改めた上、健康上の理由による仮放免請求に係る判断に当たっては、その者の健康状態に十分配慮することを法律上明記する。
- 四、難民認定手続中は法律上一律に送還が停止されるといういわゆる送還停止効に例外を設け、同手続中であっても一定の場合には送還を可能とする措置を講ずる。
- 五、他に送還する手段がない一定の場合に限り、その者に対し、本邦からの退去を義務付ける命令制度を創設し、命令に違反した場合の罰則を整備する。
- 六、難民に準じて保護すべき者を一層確実に保護するための規定を整備する。
- 七、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、難民の認定等の申請をした外国人に対し適切な配慮をすること、法務大臣は、難民の認定等を適正に行うため難民調査官の育成に努めるものとする、収容に代わる監理措置等に係る判断の適正等の確保に努めるものとする等規定を追加する修正が行われた。

【附帯決議】（5.6.8法務委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 紛争避難民のみならず、国籍国等に帰国した場合に生命の恣意的な剥奪、拷問等を受けるおそれがある者や残虐な取扱い若しくは刑罰を受けるおそれがある者、又は強制失踪のおそれがある者など、真に保護を必要とする者を確実に保護できるように努めること。
- 二 難民等の認定申請を行った外国人に対し質問をする際の手続の透明性・公平性を高める措置について検討を加え、十分な配慮を行うこと。
- 三 難民審査請求における口頭意見陳述の適正な活用を進めるとともに、難民認定に関連する知識等を十分に考慮した上で、難民審査参与員の任命を行うこと。
- 四 送還停止効の例外規定の適用状況について、この法律の施行後5年以内を目途として必要な見直しを検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。
- 五 送還停止効の例外規定を適用して送還を実施する場合であっても、第53条第3項に違反する送還を行うことがないよう、送還先国の情勢に関する情報、専門的知識等を十分に踏まえること。
- 六 「難民の認定等を適正に行うための措置」の実施に当たっては、令和3年7月に国連難民高等弁務官事務所との間で締結した協力覚書に基づき適切な措置をとること。
- 七 難民の認定等を迅速かつ適切に行うに当たって必要な予算の確保及び人的体制の拡充を図るとともに、難民調査官、難民審査参与員など当該認定等に関与する者に対して、必要な研修を行うこと。また、研修の成果が実際の難民等の認定実務に活かされるよう、研修の内容及び手法の改良に継続的に取り組むこと。
- 八 難民該当性判断の手引のみでなく、事実認定の手法を含めたより包括的な研修を実施すること。さらに、実際の難民認定実務における難民該当性判断の手引の運用状況を踏まえつつ、関係機関や有識者等の協力を得て、同手引の定期的な見直し・更新を行い、難民該当性に関する規範的要素の更なる明確化を図ること。

- 九 国連難民高等弁務官事務所との協力覚書のもと、難民調査官の調査の在り方に関するケース・スタディの取組をより一層強化し、難民認定制度の質の向上に努めること。
- 十 最新かつ関連性及び信頼性のある出身国情報の収集を行う体制を整え、とりわけ専門的な調査及び分析に必要な予算及び人員を十分に確保すること。日本における難民認定申請者の主な出身国や申立て内容に関する出身国情報を取りまとめて、業務に支障のない範囲内で公表するとともに、難民不認定処分を受けた者が的確に不認定の理由を把握できるよう、その者に対する情報開示の在り方について検討すること。
- 十一 監理措置制度を適正に活用し、収容が不必要に長期にわたらないよう配慮すること。
- 十二 監理措置・仮放免制度の運用に当たっては、監理人と被監理者の信頼関係及び関係者のプライバシーを尊重するとともに、監理人に過度な負担とならないよう配慮すること。
- 十三 健康上の理由による仮放免請求の判断の際には、医師の意見を聴くなどして健康状態に十分な配慮を行うこと。
- 十四 在留特別許可のガイドラインの策定に当たっては、子どもの利益や家族の結合、日本人又は特別永住者との婚姻関係や無国籍性への十分な配慮を行うこと。
- 十五 「外国人との共生社会の実現」を推進するため、出入国在留管理庁の予算・組織・体制の在り方について検討すること。
- 右決議する。

国立健康危機管理研究機構法案(閣法第49号)

(衆議院 5.5.18可決 参議院 5.22厚生労働委員会付託 5.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、感染症その他の疾患に関し、調査研究、医療の提供、人材の養成等を行うとともに、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延時において疫学調査から臨床研究までを総合的に実施し科学的知見を提供できる体制の強化を図るため、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）を設立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、機構は、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、感染症その他の疾患並びに予防及び医療に係る国際協力に関し、調査、研究、分析及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する高度かつ専門的な医療の提供、人材の養成等を行うとともに、感染症その他の疾患に係る病原体等の検査等及び医薬品等の試験等を行うことにより、国内における感染症のまん延その他の公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態の予防及びその拡大の防止並びに国内外の公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
- 二、機構に、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置き、理事長及び監事は厚生労働大臣が、副理事長及び理事は理事長が厚生労働大臣の認可を受けて、それぞれ任命する。また、機構の役員及び職員の報酬及び給与並びに服務等に関し所要の規定を設ける。
- 三、機構は、その業務の実施状況を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に報告するものとする。
- 四、厚生労働大臣は、6年間ににおいて機構が達成すべき業務運営に関する目標を定めなければならない。機構は、当該目標を達成するための計画を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 五、機構は、毎事業年度の開始前に、業務運営に関する計画を定めて厚生労働大臣に届け出、毎事業年度の終了後、当該事業年度における業務の実績等について、厚生労働大臣の評価を受けなければならない。
- 六、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。また、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、機構に対し、その業務の状況等に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所等に立ち入り、業務の状況等を検査させることができる。
- 七、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める

日から施行する。

【附帯決議】（5.5.30厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）は、内閣感染症危機管理統括庁及び厚生労働省と常時情報を共有するなど、緊密な連携を確保すること。
 - 二、現に国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターが行っている業務が機構設立後も確実に行われるよう措置するとともに、機構の研究開発能力の向上及び人材確保に資するために、必要な予算を確保すること。また、両機関の職員の待遇が統合に伴って低下することがないように取り組むこと。
 - 三、機構が将来の感染症有事において安全かつ有効な治療薬・ワクチンの迅速な開発に資する臨床研究に取り組むことができるよう、機構及び関係医療機関の臨床機能強化及びネットワーク強化のための措置を講ずること。
 - 四、政府が機構へ指示又は監督を行うに際しては、機構が提供する科学的知見の客観性を損なうことがないように十分に留意すること。また、政府が感染症対策に係る政策決定を行う際には、機構が提供する科学的知見との関係性について、国民に対して丁寧な説明を行うこと。
 - 五、政府は、機構が提供する科学的知見のみならず、政策提言についても積極的に受け入れ検討すること。
 - 六、地方自治体の感染症対応能力の更なる強化のための方策について早急に検討を行うとともに、地方衛生研究所間の能力の格差を是正するために予算措置を含め必要な支援を行うこと。
- 右決議する。

国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第50号)

（衆議院 5.5.18可決 参議院 5.22厚生労働委員会付託 5.31本会議可決）

【要旨】

本法律案は、国立健康危機管理研究機構法（以下「機構法」という。）の施行に伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）その他関係法律について、所要の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、地域保健対策に関する法律に基づく調査及び研究並びに試験及び検査であって、専門的な知識及び技術を必要とするもの並びにこれらに関連する厚生労働省令で定める業務を行う地方公共団体の機関等（以下「地方衛生研究所等」という。）は、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって地域住民の健康の保持及び増進に寄与するため、当該業務により得た感染症その他の疾患に係る情報並びに病原体及び毒素について、国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）による情報並びに病原体及び毒素の収集に協力するものとする。地方衛生研究所等は、その職員に対し、機構が行う研修、技術的支援その他の必要な支援を受ける機会を与えるよう努めるものとする。
- 二、国は、一の協力及び機会の付与が円滑に実施されるように、一の地方公共団体に対し、必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。
- 三、厚生労働大臣は、感染症法における厚生労働大臣の事務について、その一部を機構に行わせるものとする。
- 四、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、機構に、検体の採取、検体若しくは感染症の病原体の収去又は質問若しくは調査を行わせることができるものとする。
- 五、新型インフルエンザ等対策本部長は、必要があると認めるときは、機構の長その他の役員又は職員を新型インフルエンザ等対策本部の会議に出席させ、意見を述べさせることができることとする等の所要の規定を設ける。
- 六、その他機構法の施行に伴い、船員保険法、国家公務員共済組合法等の関係法律について、国立研究開発法人国立国際医療研究センターを機構に改める等関係規定の整備を行う。
- 七、この法律は、一部を除き、機構法の施行の日から施行する。

【附帯決議】（5.5.30厚生労働委員会議決）

国立健康危機管理研究機構法案（閣法第49号）と同一内容の附帯決議が行われている。

著作権法の一部を改正する法律案（閣法第51号）

（衆議院 5.4.18可決 参議院 5.8文教科学委員会付託 5.17本会議可決）

【要旨】

本法律案は、立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合等に著作物等の公衆送信等を可能とする措置、著作物等の利用の可否に係る著作権者等の意思が確認できない場合の著作物等の利用に関する裁定制度を創設する等の措置及び著作権等の侵害に対する損害賠償額の算定の合理化を図る措置について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、著作物等は、立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合等には、その必要と認められる限度において、当該内部資料の利用者間で公衆送信等を行うことができることとする。
- 二、公表された著作物等のうち、著作権等管理事業者による管理が行われているもの又は当該著作物等の利用の可否に係る著作権者の意思を円滑に確認するために必要な情報の公表がされているもののいずれにも該当しないもの（以下「未管理公表著作物等」という。）を利用しようとする者は、文化庁長官が定める措置をとったにもかかわらず、当該未管理公表著作物等の利用の可否に係る著作権者の意思が確認できなかったときは、文化庁長官の裁定を受け、補償金を供託することにより、裁定において定める期間に限り、当該未管理公表著作物等を利用することができることとする。
- 三、文化庁長官は、著作権者不明等の場合の裁定及び二の裁定に係る補償金の受領、管理、支払等に関する業務（以下「補償金管理業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、全国を通じて1個に限り、補償金管理業務を行う者（以下「指定補償金管理機関」という。）として指定することができることとする。指定補償金管理機関が補償金管理業務を行うときは、著作権者不明等の場合の裁定及び二の裁定により供託することとされた補償金は、指定補償金管理機関に支払われるものとする。
- 四、文化庁長官は、二の裁定及び補償金の額の決定に係る事務のうち、裁定の申請受付に関する事務、裁定の要件確認に関する事務及び裁定に係る通常の使用料相当額の算出に関する事務を、その登録を受けた者に行わせることができることとする。
- 五、著作権等の侵害者が譲渡した物の数量等に基づく損害額の算定について、著作権者等の販売等の能力を超える部分に係る数量等があるときは、これらの数量に応じた著作権等の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額を損害の額に加えることができるものとする。
- 六、この法律は、一部の規定を除き、公布日から3年を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（5.5.16文教科学委員会議決）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、著作物等の利用に関する新たな裁定制度は、著作権等管理事業者による集中管理がされていない著作物等を対象としており、これらの権利者には個人で活動するクリエイターなどが多く含まれることを踏まえ、特に本制度の利用の契機となる著作物等の利用の可否に係る意思表示について、幅広く丁寧な説明、周知を行うこと。
- 二、新たな裁定制度の具体化に当たっては、現行の裁定制度の現状を踏まえ、手続の簡素化に留意し、制度の利用に繋がるよう努めること。また、権利者の意思表示の確認に係る要件について明確さを旨として定めるとともに、意思表示をしていない権利者の権利保護が図られるよう、裁定手続を進める過程においても、意思表示を待つだけに留まらず、不断に権利者の探索・アプローチを進める方策に努めること。
- 三、登録確認機関が行う未管理公表著作物等の使用料相当額の算出に当たっては、利用者の負担軽減の観点から、利用者が使用料相当額を算定しやすい簡便な仕組みとするとともに、著作物等の

利用形態に応じた一般的な使用料等の相場を踏まえた適切な額とするよう努めること。

四、著作物等の利用に係る利便性の向上とともに、権利者への適切な対価還元を図る本法の趣旨を踏まえ、登録確認機関の登録及び指定補償金管理機関の指定に当たり、それぞれの機関が権利者及び利用者の意見を適切に反映した運営が確保されるよう留意すること。

五、分野横断権利情報検索システムは新たな裁定制度において権利者の探索に重要な役割を果たすことを踏まえ、政府は、分野横断権利情報検索システムの構築に当たって、著作権等管理事業者が保有する既存のデータベースとの連携等データベースの充実に向けた支援を行うこと。その際には、著作権等管理事業者の負担となることのないよう留意すること。

六、海賊版による著作権侵害に対する損害賠償額として認定されるライセンス料相当額の考慮要素の明確化については、侵害行為の抑止の観点から、損害賠償額が適正な額となるよう制度の趣旨の周知を図ること。

七、海賊版サイトについては、運営主体の多くが海外に拠点をもっていることから、その取締りに当たっては、日本国内のみならず国際的な連携・協力の強化など、海外での不正流通防止に向けた対策に積極的に取り組むこと。

八、メタバースや非代替性トークン（NFT）等、デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展が著作物等の創作・流通・利用を取り巻く環境に大きな影響を与えていることを踏まえ、著作物等の一層の利用の円滑化及びそれに伴う著作権者の権利保護の在り方等、著作権制度の議論を加速させること。

九、DXの進展により、著作物の創作又は利用を本来の職業としない者が著作物の提供者あるいは著作物の利用者となる機会が増えたことを踏まえ、著作権等に関する法律知識の周知や契約実務の補助となるマニュアル等の普及に努めること。

十、AI技術の進展により、他者の著作物を使用した創作物が容易に作成されるようになったことを踏まえ、著作権者の権利の保護に向けた取組・体制の強化を図ること。また、生成AIの開発と利用が急速に進む中、その学習行為において用いられる著作物について、著作権者の許諾が必要とされる著作権法第30条の4における「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」の解釈の更なる明確化、権利者側に対価を還元する仕組みの整備等を求める声があることを踏まえ、生成AIをめぐる著作権法上の諸課題について議論を進めること。加えて、著作権に対する意識の醸成及び教育機会の更なる充実を図ること。

右決議する。

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案（閣法第52号）

（衆議院 5.5.12可決 参議院 5.15農林水産委員会付託 5.19本会議可決）

【要旨】

本法律案は、長期的かつ計画的な漁港施設等の活用を図る事業の実施を推進する制度を創設する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、漁港漁場整備法の一部改正

1 漁港施設等活用事業制度の創設

イ 法の目的に「漁港の活用を促進」することを追加するとともに、法律名を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改めることとする。

ロ 漁港管理者は、漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設や漁港の区域内の水域等を有効活用することにより水産物の消費増進や交流促進に寄与する漁港施設等活用事業の推進に関する計画を策定できることとする。

ハ ロの計画が定められた漁港において、漁港管理者の認定を受けて漁港施設等活用事業を実施する者に対し、行政財産である漁港施設用地等の貸付け、水面等の長期占用、漁港水面施設運営権の設定を可能とすることとする。

2 漁港施設の見直し等

イ 漁港の機能を構成する漁港施設について、陸上養殖施設、配送用作業施設、仲卸施設、直

売所等を追加することとする。

- ロ 漁港内の漂流物の除去など漁港の維持管理に寄与する活動を行う団体を漁港協力団体として指定することができるものとする。

二、水産業協同組合法の一部改正

漁業協同組合等が、漁港管理者の認定を受けて漁港施設等活用事業を実施する場合には、組合員の労働力を活用する漁場利用事業に係る員外利用制限を適用しないこととする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（５．５．１８農林水産委員会議決）

我が国の水産業は、国民への水産物の安定供給を担い、漁村において雇用を生み出す等地域の産業として重要な役割を果たしているが、主要魚種の不漁、漁業者の減少、気候変動による海洋環境の変化等厳しい状況に直面している。これらに対応するため、科学的知見に基づく資源管理を適切に実施し、新規就業者等の担い手の就業・定着促進を進めるとともに、漁業の根拠地である漁港について、その有する価値や魅力を活かした海業の取組を、漁業利用との調和を図りつつ推進し、豊かで住みよい漁村の振興を図るべきである。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 漁港施設等活用事業の推進に当たっては、漁港の漁業上の利用を阻害するおそれがないことを十分に確認した上で実施計画の認定が行われるよう必要に応じて助言又は勧告を行うこと。
- 二 漁港施設等活用事業の推進に当たっては、漁港管理者、認定計画実施者、漁業者、漁業協同組合など幅広い関係者の間で利害調整が円滑に行われるよう環境整備に努めること。
- 三 認定計画実施者が経営破綻して活用事業施設の撤去等の原状回復が不能となった場合等には、原状回復を円滑に進めるために必要な措置を講じること。
- 四 海業は、商業、観光業、環境保護等とも密接な関係にあることから、関係省庁との連携を強化し、施策の展開を図ること。

右決議する。

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第53号)

(衆議院 ５．５．１８可決 参議院 ５．２２農林水産委員会付託 ５．２６本会議可決)

【要旨】

本法律案は、遊漁船業の安全性の向上及び地域の水産業との調和の確保による適正な運営の推進を図るため、遊漁船業者の登録（以下「登録」という。）に関する有効期間の見直し等や協議会制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、遊漁船業の安全性向上に向けた措置

- １ 遊漁船業の適正化に関する法律の遵守状況が不良な遊漁船業者が登録の更新を受けようとする場合は、更新に係る登録の有効期間を、５年から、遵守の状況を考慮して４年以内に短縮することとする。
- ２ 登録を受けようとする者は、業務規程を申請書に添付しなければならないこととする。
- ３ 登録を取り消された者等が登録を受けることができない期間を２年から５年へ延長することとする。
- ４ 登録における欠格事由に、処分逃れを目的として廃業した者、関連法人が登録取消処分を受けた者、船員法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者及び暴力団員等を加えることとする。
- ５ 遊漁船業務主任者は、遊漁船に乗り組んで業務を行わなければならないこととする。
- ６ 遊漁船業者は、重大な事故を引き起こしたときは、速やかに、事故の種類、原因等を都道府県知事に届け出なければならないこととする。
- ７ 都道府県知事及び遊漁船業者は、遊漁船の利用者の安全及び利益に関する情報を公表しなければならないこととする。

8 遊漁船の利用者の安全に係る業務改善命令違反及び当該業務改善命令の法人による違反に対する罰則を強化することとする。

二、遊漁船業に関する協議会制度の創設

1 都道府県知事は、遊漁船の利用者の安全の確保、漁場の安定的な利用関係の確保等について必要な協議を行うため、都道府県知事、遊漁船業者、漁業協同組合、学識経験者等を構成員とする協議会を組織することができることとする。

2 協議が調った事項については、構成員はその協議の結果を尊重しなければならないこととする。

三、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

不正競争防止法等の一部を改正する法律案(閣法第54号)

(衆議院 5.5.18可決 参議院 5.31経済産業委員会付託 6.7本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一 デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化

1 商標法について、先行商標権者の同意があり出所混同のおそれがない場合には、他人の登録商標と類似する商標を登録可能とする。また、一定の場合には、氏名を含む商標を他人の承諾なく登録可能とする。

2 意匠法について、創作者等が意匠登録出願前にデザインを複数公開した場合の救済措置を受けるための手続要件を緩和する。

3 不正競争防止法について、デジタル空間における他人の商品形態を模倣した商品の提供行為も不正競争行為の対象とする。また、秘密として管理されたビッグデータも限定提供データとして保護し、侵害行為の差止請求等を可能とする。さらに、損害賠償訴訟で被侵害者の生産能力等を超えらるゝとして賠償が否定されていた損害分も使用許諾料相当額として損害賠償請求を可能とする。

二 コロナ禍・デジタル化に対応した知的財産手続等の整備

1 特許法及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律について、在外者へ査定結果等の書類を郵送できない場合に、公表により送付したとみなすとともに、インターネットを通じた送達制度を整備する。

2 特許法について、中小企業の特許に関する手数料の減免について、資力等の制約がある者の発明奨励・産業発達促進という制度趣旨を踏まえ、一部件数制限を設ける。

三 国際的な事業展開に関する制度整備

不正競争防止法について、OECD外国公務員贈賄防止条約をより高い水準で的確に実施するため、外国公務員贈賄罪における自然人及び法人に対する法定刑を引き上げるとともに、日本企業の外国人従業員による海外での単独贈賄行為も処罰対象とする。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(閣法第55号)

(衆議院 5.6.1可決 参議院 6.7経済産業委員会付託 6.14本会議可決)

【要旨】

本法律案は、中小企業者に対する金融機能の強化を図ることにより、その事業の持続的な発展を実現するため、個人保証を求めない融資を中小企業信用保険の付保対象とする規定の整備及び危機関連保証の適用要件の見直しを行うとともに、政府が保有する株式会社商工組合中央金庫(以下「商

工中金」という。)の株式を処分した後も同社が引き続き危機対応業務を的確に行うための規定の整備を行うほか、同社の株主資格及び業務の範囲その他の規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 中小企業信用保険法の一部改正

- 1 無担保保険等において、一定の要件を充たしている場合に、経営者保証を求めないこととする。
- 2 危機関連保証について、指定期間中に認定申請が行われていれば利用できるよう適用要件を緩和する。

二 株式会社商工組合中央金庫法の一部改正

- 1 政府が保有する工中金の株式を全部処分し、議決権株式の株主資格の対象から政府を削除する。また、代表取締役選定時における主務大臣認可の廃止など、政府保有株式処分に伴う措置を講じる。
- 2 組合金融の円滑化という目的の範囲内において、事業再生企業への出資上限を緩和するなど、工中金の業務範囲の制約等を見直す。また、金融分野の裁判外紛争解決制度など、銀行と同水準の規制を導入する。
- 3 工中金が業務を行うに当たっては、地域金融機関と連携するよう努めるものとする。
- 4 政府保有株式の全部処分後も、工中金に危機対応業務を実施する責務を課す。
- 5 政府は、政府保有株式の全部処分後における特別準備金を含む自己資本の状況、危機対応業務を含む事業の状況等を勘案し、工中金に対する国の関与の在り方について検討を加え、この法律を廃止するための措置を講ずることができる認めるときは、直ちに当該措置を講ずるものとする。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案(閣法第56号)

(衆議院 5.6.8可決 参議院 6.20財政金融委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、我が国の金融及び資本市場をめぐる環境変化に対応し、金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図るため、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべき義務の規定の整備、顧客等への契約締結前の説明義務等に係る規定の整備、インターネットを用いてファンド形態で出資を募り企業等に貸し付ける仕組みを取り扱う金融商品取引業者に係る規制の整備等の措置を講ずるものである。

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第57号)

(衆議院 5.6.8可決 参議院 6.20財政金融委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、近年の情報通信技術の進展及び投資者の多様化をはじめとする資本市場を取り巻く環境の変化に対応し、資本市場の効率化及び活性化を図るため、特別法人出資証券のデジタル化、既存株主の口座情報を求める通知に係る期間の規定の見直し等の措置を講ずるものである。

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(閣法第58号)

(衆議院 5.5.30修正議決 参議院 6.9法務委員会付託 6.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年における性犯罪をめぐる状況に鑑み、この種の犯罪に適切に対処するため、刑法及び刑事訴訟法を改正し、所要の法整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおり

である。

一、刑法の一部改正

- 1 強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪並びに強制性交等罪及び準強制性交等罪をそれぞれ統合した上で、それらの要件を「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態」という文言を用いて整理し、不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪とする。
- 2 13歳以上16歳未満の者に対し、当該者より5歳以上年長の者がわいせつな行為又は性交等をしたときは、不同意わいせつ罪又は不同意性交等罪として処罰する。
- 3 膣又は肛門に陰茎以外の身体の一部又は物を挿入する行為であってわいせつなものを性交等に含める。
- 4 わいせつの目的で、16歳未満の者に対し、威迫、偽計、利益供与等の手段を用いて面会を要求する行為等について、罰則を新設する。

二、刑事訴訟法の一部改正

- 1 性犯罪について、公訴時効期間を5年延長するとともに、被害者が18歳未満である場合には、その者が18歳に達するまでの期間に相当する期間、更に公訴時効期間を延長する。
- 2 被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体について、一定の要件の下で、主尋問に代えて証拠とすることができる。

三、この法律は、原則として、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、施行の状況を勘案し、速やかに性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる規定等を附則に追加する修正が行われた。

【附帯決議】（5.6.15法務委員会議決）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 第1条の規定による改正後の刑法第176条第3項及び第177条第3項の規定において、13歳以上16歳未満の者に対する5歳以上年長の者の性的行為を処罰することとしているのは、両者の間におよそ「対等な関係」があり得ないと考えられることによるものであって、両者の年齢差が5歳差未満であれば「対等な関係」であるとするものではないのであるから、第1条の規定による改正後の刑法第176条第1項及び第2項並びに第177条第1項及び第2項の規定の適用に当たっては、とりわけ、これらの規定に定める行為をする者が18歳以上であり、かつ、その相手方が16歳未満である場合には、むしろ、16歳未満の者にとっては年齢差がその意思決定に及ぼす影響が大きいことに鑑みると、両者の間でなされた性的行為は、「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること」等により「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて」の要件や「行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ」の要件に該当し得ることに留意すること。また、附則第21条の規定による周知に当たっては、この点についても、併せて周知すること。
- 二 不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪における同意の位置付け及び意義、年齢差要件及び地位・関係性要件等並びに面会要求等罪の改正法の趣旨及び構成要件について、若年層をはじめとする国民に対する普及啓発を推し進め、十分に周知徹底を図るよう努めること。とりわけ、子どもに対する性被害の深刻性及び性に関する教育等の重要性に鑑み、初等教育から高等教育に至る全ての学校段階において、子どもの心身の発達段階に応じ、十分な教育等を行うこと。また、普及啓発のために必要な予算を確保するとともに、司法警察職員等の関係者に対しても、法改正の趣旨を周知徹底し、十分な研修等を行うこと。
- 三 性犯罪が被害者の性別を問わないものとなっていることを踏まえ、被害の相談、捜査、公判のあらゆる過程において、男性や性的マイノリティの被害者について適切に対応できるよう、関係機関等に対する研修等を通じて徹底させるよう努めること。
- 四 第1条の規定による改正後の刑法第176条及び第177条において、婚姻関係の有無にかかわらず

性犯罪が成立することが明確化されたことに鑑み、司法警察職員、検察官、裁判官及び地方自治体の職員等の関係者に対して、法改正の趣旨を周知徹底し、必要な対応等を行うこと。

- 五 性犯罪が重大かつ深刻な被害を生じさせる上、その被害の性質上、性犯罪被害者が支援を受けるまでに様々な心理的・社会的障壁があることを踏まえ、捜査から公判等における各段階において被害者の心身の状態に十分配慮するよう努めるとともに、被害者支援のための関係省庁の連携体制の構築、被害直後から継続的な性犯罪被害者への支援やワンストップ支援センターを通じた支援の充実等の多面的な支援を行うよう努めること。その際、心身に障害がある性犯罪被害者について、その特性を踏まえて適切な対応をすること。
- 六 いわゆる司法面接的手法による聴取結果等を記録した録音・録画記録媒体に関する証拠能力の特則が刑事訴訟法の根幹である伝聞法則の例外であることに鑑み、聴取の実施に当たっては、国際的な実証的研究に基づき開発された司法面接の手順に留意しつつ実施し、当該聴取の実施の妥当性を録音・録画等により事後的に検証することができる手法の措置を講じるなど、適切な運用に努めるよう留意すること。
- 七 いわゆる司法面接的手法による聴取の前の段階において、聴取対象者の記憶の汚染を防止するよう努めるとともに、聴取後の聴取対象者への接触については、汚染のない初期供述を可能な限り少ない回数の面接によって確保するという司法面接的手法による聴取の趣旨に反することがないよう、関係者において十分配慮すること。
- 八 子どもが被害者である性犯罪等においては、子どもの負担を軽減し、かつ信用性の高い供述を聴取することが重要であることに鑑み、子どもからの聴取を適切に行うことができるよう、子どもの認知発達能力・心理・法律の知識に関する知見や技術の向上を図るとともに、子どもが安心して話せる環境を整えるため、海外の取組等を参考にし、民間団体や医療団体等の知見も生かしながら、聴取の場所や方法について更なる検討を進めること。あわせて、障害者が被害者である性犯罪等においては、障害者からの聴取を適切に行うことができるよう、障害者の特性に十分配慮すること。
- 九 子どもが証人として公判廷に出廷する際、証人の認知発達能力を踏まえ不相当な尋問や困惑させる尋問を行うことは、証人に重篤な心的負担を与えるのみならず、真実発見も遠のくことを踏まえ、適切な子どもの証人尋問の実施に向けて、訴訟関係者がそうした子どもの特性に配慮する必要性の周知に努めること。あわせて、障害者が証人として公判廷に出廷する際には、障害者の特性を踏まえ、適切な証人尋問となるよう配慮すべきことを周知すること。
- 十 附則第20条第1項の検討を行うに当たっては、子どもが被害者である性犯罪等における被害の実情、被害開示後の被害聴取方法、被害聴取結果の証拠能力及び公判廷での尋問の在り方等、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案して、子どもが被害者である性犯罪等についての施策の在り方について検討を加えること。
- 十一 性犯罪の捜査、司法手続に当たって、被害者の心理及び心的外傷、被害者と相手方の関係性をより一層適切に踏まえてなされる必要性に鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、調査研究を踏まえた研修を行うこと。
- 十二 性犯罪者の再犯等に関する多角的な調査研究や関係機関と連携した施策の実施など、効果的な再犯防止対策を講じるよう努めること。
- 十三 性犯罪及び性暴力に関する実情及び海外の制度等について引き続き調査を行うとともに、附則第20条第1項の検討を行うに当たっては、不同意性交等罪における同意の位置付け、生徒と教員及び障害者と保護・監督者等との間の地位に基づく影響力に関する要件、いわゆる性交同意年齢の年齢差要件、公訴時効期間等の在り方についても検討を行うこと。また、障害者が被害者である性犯罪に関し、被害者の意思形成を考慮した要件、障害者と対人援助職の者等との間の地位に基づく影響力に関する要件、公訴時効期間等の在り方についても検討を行うこと。

右決議する。

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電

磁的記録の消去等に関する法律案(閣法第59号)

(衆議院 5.5.30可決 参議院 6.12法務委員会付託 6.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、性的な姿態を撮影する行為等の処罰規定を整備するとともに、そうした撮影行為により生成された記録等の剥奪を行うための手続等を整備し、もって性的な姿態を撮影する行為等による被害の発生及び拡大を防止しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、性的な姿態を撮影する行為等の処罰等

1 性的な姿態を撮影する行為、これにより生成された記録（性的影像記録）を提供する行為、性的な姿態の影像を電気通信回線を通じて不特定又は多数の者に送信する行為、当該送信された影像を記録する行為等について、罰則を新設する。

2 1の撮影する行為等の犯罪行為により生じた物を複製した物等の没収を可能とする。

二、押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等の措置を可能とする制度の導入

1 検察官は、その保管している押収物が1の撮影する行為により生じた物若しくはこれを複製した物又は児童ポルノ等である場合において、当該押収物が電磁的記録を記録したものであるときは、その記録状況等に応じて、当該押収物に記録されている電磁的記録を消去し、又は当該押収物を廃棄する措置を講ずることができる。当該押収物が電磁的記録を記録したものでないときは、これを廃棄することができる。

2 押収物に記録されている電磁的記録が、捜査段階等においていわゆるリモートアクセスによる複製がされたものであって、リモートアクセス先の記録媒体に複製元の電磁的記録が残存しているときは、当該対象電磁的記録の消去をする権限を有する者に対し、その消去を命ずることができる。

3 1及び2の措置に関する聴聞手続、検察庁の長に対する不服申立て手続等に関する規定の整備を行う。

三、この法律は、原則として、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

【附帯決議】（5.6.15法務委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第20条第1項の検討を行うに当たっては、アスリートや客室乗務員等に対する盗撮が社会問題となっている実情を踏まえ、正当な理由がないのに、性的姿態等以外の人の姿態又は部位（衣服により覆われているものを含む。）を性的な意図をもって撮影する行為等を規制することについて検討を行うこと。

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第20条第1項の検討を行うに当たっては、本法及び今般の改正後の刑法の運用状況を踏まえ、13歳以上16歳未満の者を対象としてその性的姿態等を撮影する行為等の年齢差要件について検討を行うこと。

三 第4章に規定する電磁的記録の消去等が速やかに実施されるよう、検察官に対し必要な研修を行い、法曹関係者に周知すること。

四 本法第2条第1項第4号において13歳以上16歳未満の者に対する5歳以上年長の者の性的姿態等の撮影行為を処罰することとしているのは、両者の間におよそ「対等な関係」があり得ないと考えられることによるものであって、両者の年齢差が5歳未満であれば「対等な関係」であるとするものではないのであるから、同項第2号及び第3号の規定の適用に当たっては、とりわけ、これらの規定に定める撮影行為をする者が18歳以上であり、かつ、その相手方が16歳未満である場合には、むしろ、16歳未満の者にとっては年齢差がその意思決定に及ぼす影響が大きいことに鑑みると、18歳以上の者が16歳未満の者の対象性的姿態等を撮影する行為は、同項第2号で定める改正後の刑法第176条第1項各号に掲げる行為又は事由の「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること」等により「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて」の要件や、本法第2条第1項第3号の「行為の性質が性的なものではないとの誤信

をさせ」の要件に該当し得ることに留意すること。

五 子どもに対する撮影行為の被害がとりわけ深刻であることに鑑み、子ども、学校関係者及び保護者に対して本法の趣旨について効果的な啓発を行うこと。また、啓発のために必要な予算を確保するとともに、司法警察職員等の関係者に対しても、本法の趣旨を周知徹底し、十分な研修等を行うこと。

六 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第20条第1項の検討を行うに当たっては、本法により新設された性的姿態等撮影罪等について、その発生状況、政府における対応の状況、被害の実態等を継続的に把握し、被害者救済の観点から検証を行うとともに、性的姿態等の撮影の同意後にこれを撤回したにもかかわらず撮影した影像を記録した物を所持し続ける場合及び国外で日本国民以外の者が行った場合の罰則の新設について検討を行うこと。

七 性的姿態等撮影罪等の被害者が実効性のある支援を受けられるよう、警察、ワンストップ支援センター、日本司法支援センター、民間の支援団体その他の関係機関・団体相互間の連携の強化を図るなどして、相談体制や支援環境の整備に努めること。

右決議する。

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第60号)(先議)

(参議院 5.4.10法務委員会付託 4.14本会議可決 衆議院 6.6可決)

【要旨】

本法律案は、民事関係手続等の一層の迅速化及び効率化等を図り、民事関係手続等を国民がより利用しやすいものとする観点から、民事執行手続等における電子情報処理組織を使用して行うことができる申立て等の範囲の拡大、申立て等に係る書面及び裁判書等の電磁的記録化並びに映像と音声の送受信による期日における手続を行うことを可能とする規定の整備、民事執行手続等の申立ての手数料等に係る納付方法の見直し、公正証書の電磁的記録化及び映像と音声の送受信による公正証書の作成手続に係る規定の整備等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、民事執行法等の一部改正

インターネットを利用した申立てを一律に可能とするとともに、裁判所からの送達についてもインターネットを利用してすることを可能とすること、当事者等から提出された書面や裁判所において作成する裁判書等を含め事件記録を電子化し、閲覧等も情報通信機器を利用して行うこと、ウェブ会議等を用いて裁判所における手続を行うこと、民事執行の手続において電子判決書等に係る記録事項証明書の提出を省略することを可能とすること等、民事執行手続等において情報通信技術を活用等するための規定の整備を行う。

二、民事訴訟費用等に関する法律の一部改正

民事執行手続等の手数料の納付方法の見直し等の措置を講ずる。

三、公証人法の一部改正

公正証書を電子化するとともに、その作成に当たりウェブ会議を用いることができるようになるなど、公正証書の作成に関して情報通信技術を活用等するための規定の整備を行う。

四、施行期日

この法律は、原則として、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】 (5.4.13法務委員会議決)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 近年における情報通信技術の進展等の社会経済情勢の変化への対応を図るとともに、時代に即した民事関係手続等の一層の迅速化及び効率化を可能な限り早期に実現するため、本法の全面施行については、慎重かつ丁寧な審理の妨げとならないよう、また裁判所職員及び当事者等に対し過度な負担とならないよう配慮しつつも速やかに適切な時期の施行に向けた検討を進めるよう努

めること。

- 二 民事関係手続等のみならず、刑事事件及び少年事件の手続においても、被告人等の人権保障に十分配慮した上で、情報通信技術の活用が迅速に実現されるよう、より一層の検討に努めること。
 - 三 裁判所の電子情報処理組織を構築するにあたっては、サイバー攻撃などで事件記録が流出して事件関係者のプライバシー侵害が起らないよう、適切なセキュリティ水準を確保するとともに、代理人等に委任しない者が電子情報処理組織による申立てを容易に利用できるよう、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等の意見を聞き、利便性を高めるよう努めること。
 - 四 IT技術が進展する中、ウェブ会議における成り済ましや第三者による不当な介入、デジタル証拠の漏洩や改ざん防止に向けて不断の検討及び対応に努めること。
 - 五 代理人等に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用できるよう、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携し、必要に応じて弁護士・司法書士等による支援を受けられる環境整備に努めること。
- 右決議する。

新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案(第210回国会閣法第6号)

(衆議院 5.5.30修正議決 参議院 5.31厚生労働委員会付託 6.7本会議可決)

【要旨】

本法律案は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、旅館業法において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に規定する一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症（入院等に係る感染症法の規定が準用されるものに限る。）及び新感染症を「特定感染症」と定義する。
- 二、旅館業の営業者は、宿泊しようとする者に対し、旅館業の施設における特定感染症のまん延の防止に必要な限度において、特定感染症国内発生期間に限り、特定感染症の症状を呈している者等の区分に応じ、感染の防止に必要な協力等を求めることができるものとする。
- 三、旅館業の営業者は、宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき又は宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返したときは、宿泊を拒むことができるものとする。
- 四、旅館業の営業者は、その施設において特定感染症のまん延の防止に必要な対策を適切に講じ、及び高齢者、障害者その他の特に配慮を要する宿泊者に対してその特性に応じた適切な宿泊に関するサービスを提供するため、その従業者に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならないものとする。
- 五、生活衛生関係営業等の事業譲渡による営業者の地位の承継に係る手続を整備する。
- 六、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、衆議院において、法律の題名を「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」に改めるほか、宿泊拒否事由から感染防止対策への協力の求めを受けた者が正当な理由なく応じない場合を削除すること、三の「要求」について「厚生労働省令で定めるもの」と明記すること、みだりな宿泊拒否の禁止、厚生労働大臣による指針の作成、検討規定及び経過措置の追加等の修正が行われた。

【附帯決議】（5.6.6厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、旅館業の営業者が感染防止対策への協力を求める場合は、宿泊しようとする者の置かれている

状況等を十分に踏まえた上で、協力の必要性及び内容を判断するよう、適切に指導すること。

二、旅館業法第4条の2第1項は、旅館業の営業者が宿泊しようとする者に対して医師の診断を受けることを強制できるものではないことを明らかにして周知すること。

三、宿泊しようとする者が特定感染症の患者に該当するかどうかを確認した結果の営業者への報告は、口頭による報告も含めること。

四、旅館業法第4条の2第3項に基づく厚生労働大臣の意見聴取に当たっては、感染症患者、障害者等の旅館業の施設の利用者からも意見を聴取すること。

五、旅館業法第4条の2第4項の正当な理由については、宿泊しようとする者の置かれている状況等を十分に踏まえた上で、協力の必要性の有無及び協力の内容について適正性・公平性が図られるよう、柔軟に幅広く解釈・運用すべきであることを営業者に周知すること。また、営業者の実施した協力の求めの内容等について適切に把握し、その適正性・公平性を確認すること。

六、宿泊しようとする特定感染症の症状を呈している者が診察等に容易に応じることができるよう、地域における旅館業の施設と医療機関との連携を確保すること。

七、旅館業の営業者が適切に対処するために必要な指針の策定に当たっては、宿泊しようとする者が特定感染症の患者等に該当した場合であっても医療機関等が逼迫しており入院調整等に時間を要するときは宿泊拒否ではなく感染防止対策への協力を求め個室等で待機させることが望ましいこと、旅館業の営業者は障害者差別解消法等を遵守し、障害を理由とする差別は許されず障害を理由とする宿泊拒否はできないこと、障害者差別解消法第8条第2項の「実施に伴う負担が過重でない」ものは宿泊拒否事由に当たらないことを明確にすること。

八、宿泊拒否事由に係る宿泊しようとする者からの営業者に対する要求についての厚生労働省令を定めるに当たっては、営業者による恣意的な運用がなされないよう明確かつ限定的な内容とするよう努めること。

九、本法附則第2条第1項に基づき、正当な理由なくこれに応じないときの対応の在り方について所要の措置を講ずるに当たっては、今回の修正があったことを受け止め、患者・障害者の差別助長防止に配慮し、まずは宿泊拒否事由の拡大以外の事項の検討を行うこと。

十、旅館業の営業者と宿泊しようとする者が混乱することなく対応できるよう、本法による旅館業法の改正の内容及び指針について、周知徹底すること。

十一、旅館業の営業者に対し、差別防止のための研修教材の準備や研修を担う人材の育成等に対する支援を行うこと。また、旅館業の営業者の研修の実施の有無・内容等について、定期的に確認すること。さらに、営業者が従業員の就職時及び就職後も定期的に研修を行うように指導・助言すること。

十二、旅館業の施設には不特定多数の者が宿泊することに鑑み、科学的知見に基づいた換気設備等の感染防止のために必要な対策等についての周知を行うとともに、感染防止対策を担う人材育成を支援すること。

十三、旅館業は宿泊者の移動・生命・財産を守ることが求められている重要な事業であることを踏まえ、旅館業の事業譲渡が行われた場合には、事業を承継した者に対して事業の継続性について十分に周知すること。

十四、生活衛生関係営業等の営業者の地位の承継後6月以内に少なくとも1回行わなければならないとされる都道府県知事等による業務の状況の調査について、承継後可能な限り速やかに実地検査を含めた必要な調査が行われるようにすること。

十五、生活衛生関係営業等のうち、特に食鳥処理業をはじめとする食肉関連営業においては、カンピロバクターによる食中毒の危険性に鑑み、カンピロバクターによる食中毒の防止のための対策を検討すること。

右決議する。

本院議員提出法律案

こどもに係る公的給付の所得制限の撤廃等に係る施策の推進に関する法律案(参第1号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、こどもがひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に寄与するため、こどもに係る公的給付の所得制限の撤廃等に係る施策について、基本理念、国の責務その他の必要な事項を定めることにより、これを集中的かつ計画的に推進しようとするものである。

障害のあるこどもに係る公的給付の所得制限の撤廃のために早急に講ずべき措置に関する法律案(参第2号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、障害のあるこどもの養育に係る経済的な負担に鑑み、こどもに係る公的給付の所得制限の撤廃等に係る施策の推進に関する法律の基本理念の趣旨を踏まえ、障害のあるこどもに係る公的給付の所得制限の撤廃のために早急に講ずべき措置について定めようとするものである。

こどもに係る公的給付及び新型コロナウイルス感染症等に係る公的給付について非課税とするために講ずべき措置に関する法律案(参第3号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、こどもが健やかに生まれ、成長することのできる社会の実現を図るとともに、新型コロナウイルス感染症等による国民生活への影響の緩和を図ることが緊要な課題となっていることに鑑み、こどもに係る公的給付及び新型コロナウイルス感染症等に係る公的給付の効果が減殺されないことがないよう、これらの公的給付について所得税を課さないこととするために講ずべき措置について定めようとするものである。

総合的経済安全保障施策推進法案(参第4号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国の安全保障が、防衛、外交、経済、科学技術、文化等の各分野の施策を総合的に講ずることによって確保されるものであるとともに、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い経済安全保障施策の推進が喫緊の課題となっていることに鑑み、我が国及び国民の安全の確保に資するため、経済安全保障施策の推進に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、経済安全保障施策の基本となる事項を定めることにより、経済安全保障施策を総合的に推進しようとするものである。

財政法の一部を改正する法律案(参第5号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、教育・科学技術関係費の財源について、国会の議決を経た金額の範囲内で、財政法第4条第1項ただし書の規定により公債を発行すること等ができるようにするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第6号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国会法第124条の規定により懲罰委員会に付された者がこれによって懲罰を科せられた場合において、当該者が受ける歳費のうち、当該懲罰が宣告された日の翌日から当該者が当該者の属する議院の会議又は委員会への出席をした日の前日等までの間に係るものについては、その額に100分の40を乗じて得た額に相当する額を支給しないこととするものである。

民法の一部を改正する法律案(参第7号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、現行法において婚姻が異性の当事者間によるものに限定されると解されていることに鑑み、個人の尊重の観点から、性的指向又は性自認にかかわらず平等に婚姻が認められるようにするため、同性の当事者間による婚姻を法制化しようとするものである。

難民等の保護に関する法律案(参第8号)

(参議院 5.5.12法務委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、難民等及び難民等の認定の申請者の権利利益の保護を図り、もって難民等に関する問題を解決するための国際社会の取組に寄与するため、難民等の認定及びその在留資格に係る許可等、難民等及び難民等の認定の申請者に対する生活上の支援に関する施策等について定めようとするものである。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案(参第9号)

(参議院 5.5.12法務委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、出入国管理に関する国際的動向等を踏まえ、容疑者及び退去強制を受ける者の収容は逃亡のおそれがあるときに限り及び裁判官の発付する収容許可状により行うこと、在留特別許可の申請制度を設けること、在留特別許可の要件の明確化を行うこと、事情変更による再度の在留特別許可の申立ての制度を設けること、退去強制令書の発付に係る処分の取消しの訴えを提起することができる期間等における送還を停止すること、収容許可状の失効による放免の制度を設けること等の退去強制の手続の整備を行うとともに、退去強制事由に該当する外国人について一定の要件を満たすことにより定住者の在留資格の取得を許可する制度を設ける等の措置を講じようとするものである。

我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案(参第10号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国における土地の取得、利用及び管理をめぐる最近の状況に鑑み、我が国の総合的な安全保障の確保を図るため、我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれのある土地の取得、利用及び管理の規制に関する施策について、その基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、土地取得等問題対策推進本部を設置することにより、これを総合的に推進しようとするものである。

自動車盗難対策等の推進に関する法律案(参第11号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、自動車の盗難の防止等のためには、その盗取等の実態等を踏まえた多岐にわたる取組が必要であることに鑑み、自動車盗難対策についてその基本となる事項を定めるとともに、あわせて小売店舗における集団による窃盗等の自動車の窃盗等との類似性が認められる犯罪の防止等に関する施策について定めることにより、自動車盗難対策等を総合的に推進しようとするものである。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(参第12号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、近年における組織的に行われる窃盗及び盗品有償譲受け等の実情に鑑み、これらの罪に当たる行為が団体の活動としてこれを実行するための組織により行われたときの法定刑を加重する等の措置を講じようとするものである。

一般会計からの自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定への繰入れのために講ずべき措置に関する法律案(参第13号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、平成6年度及び平成7年度における自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰入金について、後日行うこととされている一般会計からの自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定への繰入れがまだ完了していない現状に鑑み、一般会計からの同勘定への繰入れのために講ずべき措置について定めるものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第14号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、参議院比例代表選出議員の選挙について、その定数を削減するとともに、政党その他の政治団体が参議院名簿にその他の参議院名簿登載者と区分して当選人となるべき順位を記載した参議院名簿登載者が、当該参議院名簿に係る参議院名簿登載者の間において優先的に当選人となるようにする制度を廃止しようとするものである。

刑法及び母体保護法の一部を改正する法律案(参第15号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、堕胎、同意堕胎及び同致死傷並びに業務上堕胎及び同致死傷の罪を廃止するとともに、指定医師が人工妊娠中絶を行うことができる者の要件及びその際に配偶者の同意を得ることとする要件を廃止する等の措置を講じようとするものである。

衆議院議員提出法律案

(衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載)

議院法制局法の一部を改正する法律案(衆第6号)

(衆議院 5.3.16可決 参議院 3.29議院運営委員会付託 3.30本会議可決)

【要旨】

本法律案の内容は次のとおりである。

- 一、衆議院法制局に置かれる部として法案審査部を規定すること。
- 二、この法律は、令和5年4月1日から施行すること。

令和五年三月予備費使用及び令和五年度予算に係る子育て関連給付金に係る差押禁止等に関する法律案(衆第12号)

(衆議院 5.5.12可決 参議院 5.31内閣委員会付託 6.2本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、定義

この法律において「令和五年三月予備費使用及び令和五年度予算に係る子育て関連給付金」とは、令和五年三月予備費使用に係る子育て世帯生活支援特別給付金及び令和五年度予算に係る出産・子育て応援給付金をいう。

二、差押禁止等

- 1 令和五年三月予備費使用及び令和五年度予算に係る子育て関連給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。
- 2 令和五年三月予備費使用及び令和五年度予算に係る子育て関連給付金として支給を受けた金銭その他の財産は、差し押さえることができない。

三、非課税

租税その他の公課は、令和五年三月予備費使用及び令和五年度予算に係る子育て関連給付金として支給を受けた金品を標準として課することができない。

四、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和五年三月予備費使用に係る子育て世帯生活支援特別給付金についても適用する。ただし、二の適用については、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案(衆第13号)

(衆議院 5.6.13修正議決 参議院 6.14内閣委員会付託 6.16本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいい、「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。
- 二、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策(以下単に「国民の理解の増進に関する施策」という。)は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理

- 由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。
- 三、国民の理解の増進に関する施策に関し、国及び地方公共団体の役割並びに事業主等の努力について定める。
- 四、政府は、毎年1回、国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。
- 五、政府は、二の基本理念にのっとり、国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国民の理解の増進に関する基本的な計画を策定しなければならない。
- 六、国民の理解の増進に関する施策に関し、学術研究等の推進及び知識の着実な普及等について定める。
- 七、政府は、関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。
- 八、この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。
- この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。
- 九、この法律は、公布の日から施行する。

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(衆第17号)

(衆議院 5.6.1可決 参議院 6.12国土交通委員会付託 6.14本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一 令和6年3月31日に期限が到来する荷主による違反原因行為への対処及び標準的な運賃の設定に関する措置について、当該措置の期間を当分の間延長することとする。
- 二 この法律は、公布の日から施行することとする。

良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案(衆第18号)

(衆議院 5.6.1可決 参議院 6.7厚生労働委員会付託 6.9本会議可決)

【要旨】

本法律案は、ゲノム医療が個人の身体的な特性及び病状に応じた最適な医療の提供を可能とすることにより国民の健康の保持に大きく寄与するものである一方で、その普及に当たって個人の権利利益の擁護のみならず人の尊厳の保持に関する課題に対応する必要があることに鑑み、良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策（以下「ゲノム医療施策」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、ゲノム医療施策は、ゲノム医療の研究開発及び提供に係る施策を相互の有機的な連携を図りつつ推進することにより、幅広い医療分野における世界最高水準のゲノム医療を実現し、その恵沢を広く国民が享受できるようにすること、ゲノム医療の研究開発及び提供の各段階において生命倫理への適切な配慮がなされるようにすること、ゲノム医療の研究開発及び提供において得られたゲノム情報の保護が十分に図られるようにするとともに、ゲノム情報による不当な差別が行われることのないようにすることを基本理念として行われなければならない。
- 二、政府は、ゲノム医療施策を実施するため必要な財政上の措置等を講じなければならない。
- 三、政府は、ゲノム医療施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。
- 四、国は、ゲノム医療の研究開発及び提供の推進を図るため、ゲノム医療に関し、研究体制の整備、研究開発に対する助成等の施策を講ずるものとする。
- 五、国は、ゲノム医療の研究開発及び提供の各段階において生命倫理への適切な配慮がなされることを確保するため、医師等及び研究者等が遵守すべき事項に関する指針の策定等の施策を講ずる

ものとする。

六、国は、ゲノム医療の研究開発及び提供の推進に当たり、生まれながらに固有で子孫に受け継がれ得る個人のゲノム情報による不当な差別等への適切な対応を確保するため、必要な施策を講ずるものとする。

七、国は、医療以外の目的で行われる個人の細胞の核酸に関する解析（その結果の評価を含む。）についても、科学的知見に基づき実施されるようにすることを通じてその質の確保を図るとともに、当該解析に係る役務の提供を受ける者に対する相談支援の適切な実施を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

八、この法律は、公布の日から施行する。

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第19号)

(衆議院 5. 6. 1可決 参議院 6. 7厚生労働委員会付託 6. 9本会議可決)

【要旨】

本法律案は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の実施の状況に鑑み、当該施策を集中的に実施する期間を5年間延長しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を集中的に実施する期間を5年間延長し、令和11年度までとする。

二、この法律は、公布の日から施行する。

三、この法律による改正後の戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の規定については、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆第20号)

(衆議院 5. 6. 6可決 参議院 6. 8災害対策特別委員会付託 6. 14本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一 市町村長は、避難促進施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び変更並びに実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助をすることができることとする。

二 地方公共団体が把握に努めなければならない登山者等に関する情報の例示として、立入りの日、火山における移動の経路を挙げるとともに、地方公共団体が登山者等に対して当該情報の提供を求めるに当たっては、登山者等がその提供を容易に行うことができるよう必要な配慮をするものとする。

三 情報の伝達等をするに当たっては、情報通信技術の活用等を通じて火山現象の発生時における円滑かつ迅速な避難のために必要な情報が住民等に迅速かつ的確に伝えられるようにすることを旨とするものとする。

四 国及び地方公共団体は、火山に関する観測、測量、調査及び研究のための施設及び組織の整備並びに大学その他の研究機関相互間の連携の強化に努めるとともに、国及び地方公共団体の相互の連携の下に、火山に関し専門的な知識又は技術を習得させるための教育の充実を図り、及びその知識又は技術を有する人材の能力の発揮の機会を確保すること等を通じた当該人材の育成及び継続的な確保に努めなければならないこととする。また、国は、火山に関する観測、測量、調査及び研究を推進するため、必要な予算等の確保に努めるとともに、地方公共団体に対する必要な技術上及び財政上の援助に努めなければならないこととする。

五 文部科学省に、火山調査研究推進本部を置くこととし、同本部は、火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策の立案、関係行政機関の火山に関する調査研究予算等の事務の調整、火山に関する総合的な調査観測計画の策定等の事務をつかさどることとする。

六 国民の間に広く活動火山対策についての関心と理解を深めるようにするため、火山防災の日を

設け、火山防災の日は、8月26日とすることとする。また、国及び地方公共団体は、火山防災の日には、防災訓練その他のその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

七 この法律は、令和6年4月1日から施行することとする。

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律案(衆第21号)

(衆議院 5.6.6可決 参議院 6.8災害対策特別委員会付託 6.14本会議可決)

【要旨】

本法律案は、中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 政府は、国土強靱化基本計画に基づく施策の実施に関する中期的な計画（以下「国土強靱化実施中期計画」という。）を定めるものとする。
- 二 国土強靱化実施中期計画は、計画期間、計画期間内において国土強靱化に関し実施すべき施策の内容及び目標、同施策のうちその推進が特に必要となるものの内容及びその事業の規模等について定めるものとする。
- 三 国土強靱化基本計画に係る閣議請議、公表及び見直しの規定は、国土強靱化実施中期計画について準用することとする。
- 四 内閣総理大臣が関係行政機関の長に対し必要な勧告をすることができる場合として、国土強靱化実施中期計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合を追加することとする。
- 五 国土強靱化推進本部の所掌事務として、国土強靱化実施中期計画の案の作成及び実施の推進に関することを追加することとする。
- 六 国土強靱化推進本部は、国土強靱化基本計画又は国土強靱化実施中期計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、国土強靱化推進会議、都道府県、市町村等の意見を聴かなければならないこととする。
- 七 六は、国土強靱化基本計画又は国土強靱化実施中期計画の変更の案の作成について準用することとする。
- 八 国土強靱化推進本部に、六（七において準用する場合を含む。）の事項を処理するため、議長及び委員20人以内で組織する国土強靱化推進会議を置くこととする。また、同会議の議長及び委員は、学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命することとする。
- 九 この法律は、公布の日から施行することとする。また、政府は、速やかに、国土強靱化に関し実施すべき施策の実施状況の評価の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【附帯決議】（5.6.9災害対策特別委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 近年、我が国では台風、豪雨、豪雪等、気候変動の影響によるとされる自然災害が激甚化・頻発化し、各地で甚大な被害が発生しており、また、近い将来その発生の切迫性が指摘されている南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震では甚大な被害がもたらされることが想定されていることを踏まえ、国民の生命・財産・暮らしを守り抜くため、防災・減災、国土強靱化の取組を継続的かつ安定的に進めていくこと。特に、大規模自然災害への対策に係るものについては、集中的かつ迅速に実施することについて検討すること。
- 二 令和5年5月に会計検査院が公表した「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に関する会計検査の結果について」を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」及び「国土強靱化実施中期計画」の実施に当たっては、予算の執行状況の確実な把握、不用額及び不用率の状況の改善、閣議決定に沿った事業の執行、実施事業の計画期間内における確実な効果の発現に真摯に取り組み、国民に対して十分な説明を行うこと。また、国土強靱化基本計画が他の計画の基本となるアンブレラ計画であることから、社会資本整備重点計画等との整合性を保

持し、取組を推進すること。

三 国土強靱化実施中期計画においては、ハード対策にとどまらず、人々に寄り添い、その命を守る観点からソフト対策についても充実強化すること。特に、市町村による個別避難計画の作成、要配慮者の避難先となる福祉避難所とその運営体制の確保、避難所における女性や未成年者への暴力やセクシュアル・ハラスメント防止のための安全対策などが確実に実施されるよう、地方公共団体を強力に支援すること。

四 高度経済成長期に整備した河川堤防、道路、橋梁、トンネル、港湾などの老朽化及び長寿命化対策予算が必要となる中で、グリーンインフラの活用や「生態系を活用した防災・減災」による考え方も国土強靱化対策に反映するよう検討すること。また、費用便益分析に基づく事業評価をメルクマールとして、過去に計画された大型公共事業も柔軟に見直すこと。

右決議する。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法案(衆第24号)

(衆議院 5. 6. 8可決 参議院 6. 12厚生労働委員会付託 6. 14本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国における急速な高齢化の進展に伴い認知症の人が増加している現状等に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、この法律は、認知症施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び認知症施策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、認知症施策の基本となる事項を定めること等により、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって共生社会の実現を推進することを目的とする。

二、この法律において「認知症」とは、アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態として政令で定める状態をいう。

三、認知症施策は、全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること等の事項を基本理念として行われなければならない。

四、国及び地方公共団体は、三の基本理念にのっとり、認知症施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

五、国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めるとともに、共生社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

六、政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置等を講じなければならない。

七、政府は、認知症施策推進基本計画を策定しなければならない。当該基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

八、都道府県は、都道府県認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならない。市町村(特別区を含む。)は、市町村認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならない。

九、認知症施策を推進するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を置く。

十、認知症施策推進本部に、認知症の人及び家族等のうちから、内閣総理大臣が任命する委員で組織する認知症施策推進関係者会議を置く。認知症施策推進本部は、認知症施策推進基本計画の案を作成しようとするとき等には、あらかじめ、認知症施策推進関係者会議の意見を聴かなければならない。

十一、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律案(衆第25号)

(衆議院 5.6.8可決 参議院 6.19財政金融委員会付託 6.21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、民間公益活動を一層促進する等のため、目的規定等を改正するとともに、指定活用団体及び資金分配団体が民間公益活動の実施のための助言又は派遣を行うことを明記し、指定活用団体から助成等を受ける団体として活動支援団体を創設し、並びに指定活用団体の業務に資金分配団体に対する出資を追加するほか、指定活用団体の事務に要する経費に係る特例の期限を延長する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、総則的規定の改正

- 1 目的規定に、国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決並びに民間公益活動の自立した担い手の育成等を図ることを明記する。
- 2 休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念における経済社会情勢の急速な変化の例示として、国際化の進展を明記する。

二、助言又は派遣に関する規定の整備

- 1 資金分配団体の定義に、実行団体に対し助成等に付随する助言又は派遣を行うことを明記する。
- 2 指定活用団体から休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成等を受ける団体として、活動支援団体（民間公益活動を行う団体等に対し助言又は派遣を行う団体）を創設する。

三、指定活用団体の業務の追加

指定活用団体の業務に、資金分配団体に対し、出資を行うこと等を追加する。

四、指定活用団体の事務に要する経費に係る特例の期限の延長

指定活用団体が休眠預金等交付金を人件費その他の事務に要する経費に充てることができる特例について、その期限を5年間延長する。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一の2及び四は、公布の日から施行する。

令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金に係る差押禁止等に関する法律案(衆第26号)

(衆議院 5.6.13可決 参議院 6.13地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会付託 6.16本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、定義

この法律において「令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金」とは、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響並びに原油価格及び物価が高騰している状況に鑑み、令和5年3月28日に閣議において決定された令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用に基づく新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、世帯に属する全ての者が地方税法の規定による市町村民税を課されない者である世帯その他これに準ずる低所得者世帯に対し3万円を上限とする給付金（金銭以外の財産により行われる給付を含む。以下同じ。）を支給することを目的として交付されるものを財源として、市町村（特別区を含む。）から支給される給付金をいう。

二、差押禁止等

- 1 令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。
- 2 令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金として支給を受けた金銭その他の財産は、差し押さえることができない。

三、非課税

租税その他の公課は、令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金として支給を受けた金品を標準として課することができない。

四、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金についても適用する。ただし、二の適用については、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第51号)

(衆議院 5. 6. 20可決 参議院 6. 20議院運営委員会付託 6. 21本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議会雑費の支給の対象から、各議院の常任委員長及び特別委員長等を除外すること。
- 二、この法律は、第212回国会の召集の日から施行すること。

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(衆第52号)

(衆議院 5. 6. 20可決 参議院 6. 20議院運営委員会付託 6. 21本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止すること。
- 二、この法律は、第212回国会の召集の日から施行すること。

予 算

令和五年度一般会計予算

令和五年度特別会計予算

令和五年度政府関係機関予算

(衆議院 5. 2. 28可決 参議院 2. 28予算委員会付託 3. 28本会議可決)

【概要】

令和4年の我が国経済は、コロナ禍からの経済活動の再開が進む中、ロシアによるウクライナ侵攻や、国内外の金利差拡大等による円安などにより、四半世紀ぶりの物価上昇に直面した。こうした中、物価高騰対策を含む補正予算が編成され、5月に四年度第1次補正予算、次いで12月に第2次補正予算が成立した。暦年ベースで4年の実質GDPはプラス成長となり、総じて見れば景気は緩やかに持ち直している状況にあった。

また、我が国財政は、税収増により一般会計当初予算ベースの基礎的財政収支の赤字幅は縮小が見られるものの、近年のコロナ対策で大規模な財政出動が行われたこともあり、国及び地方の長期債務残高対GDP比は2倍を超すなど厳しさが一層増している。

こうした状況の中、令和五年度予算は、人への投資、科学技術・イノベーション、スタートアップ、グリーントランスフォーメーション(GX)、デジタルトランスフォーメーション(DX)といった成長分野への大胆な投資、少子化対策・こども政策の充実等を含む包摂社会の実現等による新しい資本主義の加速、外交・安全保障環境の変化への対応、防災・減災、国土強靱化等の国民の安全・安心の確保、などの重要な政策課題について必要な予算措置を講ずる等の方針の下に編成され、令和4年12月23日に閣議決定された。

令和五年度一般会計予算の規模は114兆3,812億円(対前年度当初予算比6.3%増)と11年連続で過去最大を更新した。

歳出予算は、政策的経費である一般歳出が72兆7,317億円(同8.0%増)、地方交付税交付金等が16兆3,992億円(同3.3%増)、国債費が25兆2,503億円(同3.7%増)となった。

一般歳出の内訳を見ると、社会保障関係費は36兆8,889億円(同1.7%増)となった。概算要求基準時点において年金・医療等に係る経費のいわゆる自然増が5,600億円と見込まれたが、社会保障関係費の前年度からの実質的な増加は4,100億円程度(年金スライド分2,200億円程度を除く)となった。令和5年4月創設のこども家庭庁予算が一般会計と年金特別会計との合計で4兆8,104億円となり、出産・子育て応援交付金に370億円等が計上された。

防衛関係費(防衛力強化資金繰入れ3兆3,806億円を除く)は6兆7,880億円(対前年度当初予算比26.4%増)となり、11年連続の増加となった。新たな防衛力整備計画が策定され、令和5～9年度の5年間における防衛力整備の水準に係る金額は43兆円程度となり、従来の中期防衛力整備計画の約1.6倍に増加した。5年度の防衛力整備計画対象経費は6兆6,001億円となり、トマホーク取得を含むスタンド・オフ防衛能力(契約ベースで約1.4兆円)等が計上された。

公共事業関係費は6兆600億円(対前年度当初予算比0.04%増)となった。このうち国土強靱化関係予算は3兆9,497億円(同2.0%増)となった。インフラの老朽化対策に6,817億円(同1.7%増)、海上保安能力の抜本的強化に2,431億円(同9.0%増)等が計上された。

文教及び科学振興費は5兆4,158億円(同0.5%増)となり、4年ぶりの増加となった。小学校高学年の理科・算数等の教科における「教科担任制」の推進、小学校4年生の35人以下学級の実現のための教職員定数の改善等により、義務教育費国庫負担金1兆5,216億円(同1.3%増)が計上された。科学技術振興費は1兆3,942億円(同1.1%増)となった。

地方交付税交付金等は16兆3,992億円(同3.3%増)となり、2年ぶりの増加となった。交付税及び譲与税配付金特別会計から支出される地方交付税交付金は18兆3,611億円(同1.7%増)となり、臨時財政対策債の発行は過去最少の1.0兆円となった。

国債費は、25兆2,503億円(同3.7%増)となり、公債残高の増加に伴う債務償還費の増加等によって3年連続の増加となった。内訳は、債務償還費が16兆7,561億円(同4.2%増)、利払費が8兆4,723

億円（同2.7%増）となっている。

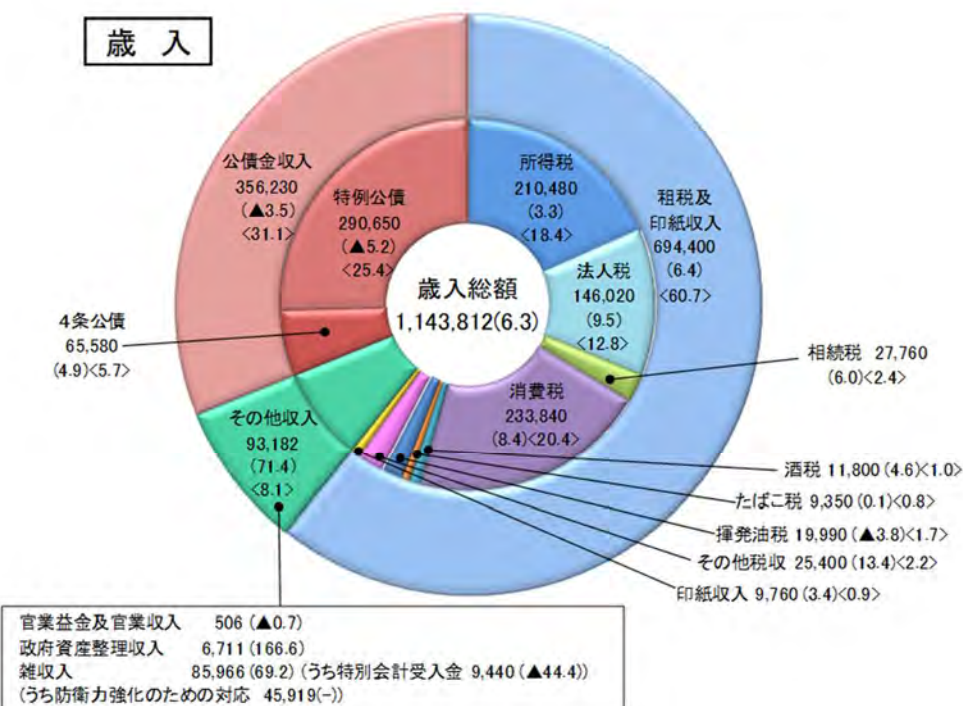
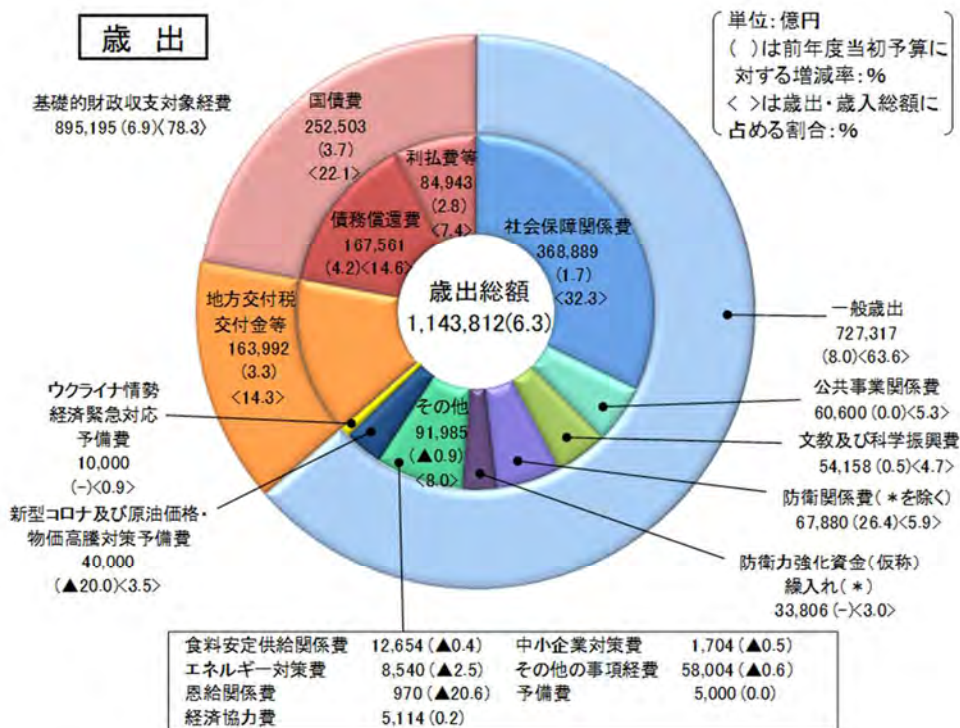
このほか、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費は前年度当初予算から1兆円減額の4兆円、令和四年度第2次補正予算で創設したウクライナ情勢経済緊急対応予備費は1兆円が計上された。

歳入予算については、租税及印紙収入は69兆4,400億円（同6.4%増）となり、過去最高を見込んでいる。コロナ禍からの景気回復や円安による企業業績の改善により、消費税や法人税等の増加を見込んでいる。

公債金は35兆6,230億円（同3.5%減）で2年連続の減額となった。内訳は、4条公債が6兆5,580億円（同4.9%増）、特例公債が29兆650億円（同5.2%減）となっている。公債依存度は31.1%となり、前年度当初予算に比べ3.2%ポイント低下した。

歳出の基礎的財政収支対象経費（歳出総額から利払費と債務償還費（交付国債分を除く）を除いたもの）は前年度当初予算に比べ5兆8,029億円増加（対前年度当初予算比6.9%増）した。一般会計ベースの基礎的財政収支は前年度当初予算から2.3兆円改善したものの、マイナス10兆7,613億円の赤字となった。また、令和5年度末の国及び地方の長期債務残高は1,279兆円（対GDP比224%）と見込まれている。

令和五年度一般会計予算の内訳



(出所) 財務省「予算の説明」等より作成

条 約

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)

(衆議院 5. 3. 30承認 参議院 4. 19外交防衛委員会付託 4. 28本会議承認)

【要旨】

この協定は、一方の締約国の部隊が他方の締約国を訪問して協力活動を行う際の手続及び同部隊の地位等を定めるものであり、2022年(令和4年)1月6日に東京及びキャンベラにおいて署名されたものである。この協定は、前文、本文29箇条、末文及び附属書から成っているほか、この協定に関連し、合意された議事録及び討議の記録の作成等が行われており、それらの概要は、次のとおりである。

- 一、接受国において、接受国の法令を尊重し、この協定の精神に反する活動を慎むことは、訪問部隊、その構成員及び文民構成員の義務である。また、このために必要な措置をとることは、派遣国の義務である。
- 二、訪問部隊の構成員及び文民構成員は、入国及び出国に関連して接受国が定める手続に従うこと等を条件として、接受国への入国及び接受国からの出国に際し、査証を申請する要件を免除される。
- 三、訪問部隊は、専ら訪問部隊又は文民構成員の公用のためのものである全ての資材、需品及び備品を税の免除を受けて接受国に輸入することができる。
- 四、接受国は、派遣国の権限のある当局が訪問部隊の構成員及び文民構成員に発給した運転許可証等を公用車両の運転のために有効なものとして承認する。
- 五、訪問部隊の構成員は、派遣国が発する命令によって認められ、かつ、接受国が承認する場合には、協力活動の実施のために武器及び弾薬を所持し、及び携帯することができる。
- 六、裁判権を行使する権利が競合する場合には、派遣国の当局は専ら派遣国の財産若しくは安全のみに対する罪等又は公務執行中の作為若しくは不作為から生ずる罪について、接受国の当局はその他の罪について、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対して裁判権を行使する第1次の権利を有する。
- 七、公務執行中の訪問部隊の構成員又は文民構成員の作為又は不作為等であって、接受国において第三者の財産に損害を与え、又は第三者を負傷若しくは死亡させたものから生ずる請求権は、接受国が処理する。
- 八、両締約国間の協議機関として、合同委員会を設置する。
- 九、この協定は、両締約国がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後5日目の日に効力を生ずる。

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)

(衆議院 5. 3. 30承認 参議院 4. 19外交防衛委員会付託 4. 28本会議承認)

【要旨】

この協定は、一方の締約国の部隊が他方の締約国を訪問して協力活動を行う際の手続及び同部隊の地位等を定めるものであり、2023年(令和5年)1月11日にロンドンにおいて署名されたものである。この協定は、前文、本文29箇条、末文及び附属書から成っているほか、この協定に関連し、合意された議事録及び討議の記録の作成等が行われており、それらの概要は、次のとおりである。

- 一、接受国において、接受国の法令を尊重し、この協定の精神に反する活動を慎むことは、訪問部隊、その構成員及び文民構成員の義務である。また、このために必要な措置をとることは、派遣

国の義務である。

- 二、訪問部隊の構成員及び文民構成員は、入国及び出国に関連して接受国が定める手続に従うこと等を条件として、接受国への入国及び接受国からの出国に際し、査証を申請する要件を免除される。
- 三、訪問部隊は、接受国の法令によって認められる範囲内で、専ら訪問部隊又は文民構成員の公用のためのものである全ての資材、需品及び備品を税の免除を受けて接受国に輸入することができる。
- 四、接受国は、派遣国の権限のある当局が訪問部隊の構成員及び文民構成員に発給した運転許可証等を公用車両の運転のために有効なものとして承認する。
- 五、訪問部隊の構成員は、派遣国が発する命令によって認められ、かつ、接受国が承認する場合に、協力活動の実施のために武器及び弾薬を所持し、及び携帯することができる。
- 六、裁判権を行使する権利が競合する場合には、派遣国の当局は専ら派遣国の財産若しくは安全のみに対する罪等又は公務執行中の作為若しくは不作為から生ずる罪について、接受国の当局はその他の罪について、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対して裁判権を行使する第1次の権利を有する。
- 七、公務執行中の訪問部隊の構成員又は文民構成員の作為又は不作為等であって、接受国において第三者の財産に損害を与え、又は第三者を負傷若しくは死亡させたものから生ずる請求権は、接受国が処理する。
- 八、両締約国間の協議機関として、合同委員会を設置する。
- 九、この協定は、両締約国がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後30日目の日効力を生ずる。

平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の枠組協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）

（衆議院 5.4.18承認 参議院 5.8外交防衛委員会付託 5.12本会議承認）

【要旨】

この協定は、日本国政府とアメリカ合衆国政府（以下個別に「当事国政府」といい、「両当事国政府」と総称する。）との間において、平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力に関する基本事項を包括的に定めるものであり、2023年（令和5年）1月13日にワシントンで署名されたものである。

この協定は、前文、本文21箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における共同活動は、この協定に従って、宇宙科学、地球科学等の分野において行う。
- 二、共同活動の特定の条件については、この協定に基づく実施機関間の実施取決めで定める。
- 三、各当事国政府は、この協定の実施のために必要な物品及びソフトウェアの輸出入に係る税の免除を確保すること並びに当該物品及びソフトウェアの輸出入に係る手数料の免除を容易にするよう妥当な努力を払う。
- 四、この協定に基づく共同活動の実施において専ら一方の当事国政府又はその貢献者によって行われた発明又は創作された著作物に対する権利又は利益については、当該一方の当事国政府又はその貢献者が有する。
- 五、両当事国政府は、この協定に基づく自己の活動に関する広報を行う権利を保持し、共同活動によって得られる全ての科学的なデータについて当該データが公に利用可能となった場合には速やかに共有する。
- 六、両当事国政府は、この協定に基づく共同活動について、平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における両当事国政府間の協力を促進するため、責任に関する相互

放棄を確立する。

七、各当事国政府は、自己が登録した宇宙物体及びその乗員並びに月その他の天体を含む宇宙空間にある自国民である人員に対し、管轄権及び管理の権限を保持する。

八、この協定は、両当事国政府がこの協定の効力発生のために必要なそれぞれの法的手続が完了した旨を相互に通告するために交換する外交上の公文の日付のうち、最後の日付の日に効力を生ずる。

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とバーレーン王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第4号)

(衆議院 5.4.27承認 参議院 5.15外交防衛委員会付託 5.24本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とバーレーンとの間において、投資の促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化するため、2022年(令和4年)6月にマナーマで署名されたものである。この協定は、前文、本文28箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、一方の締約国は、自国の区域において、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与える。
- 二、一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与える。
- 三、いずれの一方の締約国も、公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない。また、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。
- 四、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議によって解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託される。
- 五、この協定は、この協定の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアゼルバイジャン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)

(衆議院 5.4.27承認 参議院 5.15外交防衛委員会付託 5.24本会議承認)

【要旨】

この条約は、1986年(昭和61年)に効力を生じた現行の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の内容をアゼルバイジャンとの間で全面的に改正するものであり、2022年(令和4年)12月27日にバクーで署名されたものである。この条約は、前文、本文31箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。恒久的施設に帰せられる事業利得の課税においては、本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とする。
- 三、配当、利子及び使用料については、源泉地国において限度税率の範囲で課税することができること又は免税とすること等を規定する。
- 四、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。

- 五、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対して申立てをすることができること及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行って解決を図ることができることを規定する。
- 六、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換することを規定するとともに、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等について規定する。
- 七、この条約の特典の濫用を防止するため、第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられない。
- 八、各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この条約は、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルジェリア民主人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）

（衆議院 5. 4. 27承認 参議院 5. 15外交防衛委員会付託 5. 24本会議承認）

【要旨】

この条約は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去を目的として、我が国とアルジェリアとの間で課税権を調整するものであり、2023年（令和5年）2月7日にアルジェで署名されたものである。この条約は、前文、本文30箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。
- 三、配当、利子及び使用料については、源泉地国において限度税率の範囲で課税することができること又は免税とすること等を規定する。
- 四、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。
- 五、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対して申立てをすることができること及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行って解決を図ることができることを規定する。
- 六、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換することを規定するとともに、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等について規定する。
- 七、この条約の特典の濫用を防止するため、取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられない。
- 八、各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この条約は、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずる。

航空業務に関する日本国と欧州連合構成国との間の協定の特定に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）

（衆議院 5. 4. 18承認 参議院 5. 8外交防衛委員会付託 5. 12本会議承認）

【要旨】

この協定は、日本国と欧州連合構成国（以下「構成国」という。）との間の既存の二国間航空協

定の特定の規定を日本国と欧州連合との間の航空関係の現状を踏まえた内容とすることで、航空関係の安定的な発展に向けた基盤を整備するものであり、2023年（令和5年）2月20日にブリュッセルにおいて署名された。

この協定は、前文、本文8箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、航空業務に関する日本国と構成国との間の協定の当事国である構成国が指定した航空企業の特権等の取消し等に関する権利の条件として、当該航空企業の過半数の所有及び実効的な支配が構成国若しくは附属書Ⅲに掲げる国又はこれらの国の国民に属していないこと等を規定し、その規定は航空業務に関する日本国と構成国との間の協定の対応する規定に代えて適用することを規定する。
- 二、附属書Ⅰには、この協定に関連する航空業務に関する日本国と構成国との間の協定として、日・オーストリア協定、日・ベルギー協定、日・デンマーク協定、日・フィンランド協定、日・フランス協定、日・ドイツ協定、日・ギリシャ協定、日・ハンガリー協定、日・イタリア協定、日・オランダ協定、日・ポーランド協定、日・スペイン協定及び日・スウェーデン協定を掲げている。
- 三、附属書Ⅲには、アイスランド、リヒテンシュタイン公国、ノルウェー王国及びスイス連邦を掲げている。
- 四、一方の締約者は、他方の締約者に対し、この協定の効力発生のために必要とされる内部手続が完了したことを確認する通告を行い、遅い方の通告が受領された日の属する月の翌月の初日にこの協定は効力を生ずる。

調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）

（衆議院 5.5.12承認 参議院 6.5外交防衛委員会付託 6.9本会議承認）

【要旨】

この条約は、商事紛争の解決方法としての調停の利用を促進するため、調停による国際的な和解合意の執行等に関する枠組みについて定めるものであり、2018年（平成30年）12月20日にニューヨークで開催された国際連合総会において採択され、2020年（令和2年）9月12日に発効した。

この条約は、前文、本文16箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、各締約国は、この条約に定める条件の下に、かつ、自国の手続規則に従って、和解合意を執行する。
- 二、この条約に基づいて和解合意を援用する当事者が和解合意を援用するための要件について規定する。
- 三、救済を求められた締約国の権限のある機関が救済の付与を拒否することができる事由について規定する。
- 四、和解合意に関する申立て又は請求が裁判所、仲裁廷又はその他の権限のある機関に対して行われており、二の規定に基づいて求められた救済に影響を及ぼし得る場合において、当該救済を求められた締約国の権限のある機関が適当と認めるときは、当該権限のある機関は、決定を延期することができる。かつ、一方の当事者の要請に応じ、相当な担保を立てることを他方の当事者に命ずることができる。
- 五、締約国は、和解合意の当事者がこの条約の適用に合意した限度においてのみ、この条約を適用すること等を宣言することができる。
- 六、いずれかの国が、この条約を批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこれに加入する場合には、この条約は、当該国の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後6箇月で当該国について効力を生ずる。

協力及び電子的証拠の開示の強化に関するサイバー犯罪に関する条約の第二追加議定書

の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)

(衆議院 5.4.18承認 参議院 5.8外交防衛委員会付託 5.12本会議承認)

【要旨】

この議定書は、サイバー犯罪に関する条約（以下「条約」という。）に関して、同条約委員会のクラウド証拠作業部会が、容易に国境を越えるサイバー犯罪への対策を一層強化するため、より迅速かつ円滑な手続による他の締約国からの電子的形態の証拠の収集を可能にするための追加議定書の策定を提言したことを受けて起草されたものであり、2021年（令和3年）11月17日に欧州評議会閣僚委員会において採択された。この議定書は、前文、本文25箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この議定書に定める措置は、コンピュータ・システム及びコンピュータ・データに関連する犯罪に関する特定の捜査又は刑事訴訟並びに犯罪に関する電子的形態の証拠の収集等について適用する。
- 二、各締約国は、自国の権限のある当局に対し、特定の捜査又は刑事訴訟を目的として、他の締約国の領域内に所在するドメイン名の登録サービスを提供する団体が保有し、又は管理しているドメイン名の登録者を特定等するための情報を提出するよう当該団体に要請を発する権限を与え、また、自国の領域内に所在する団体が、国内法令に定める合理的な条件に従い、他の締約国からの要請に応じて情報を開示することを認めるため、それぞれ必要な立法その他の措置をとること等を規定している。
- 三、各締約国は、自国の権限のある当局に対し、特定の捜査又は刑事訴訟のために必要な場合には、他の締約国の領域内に所在するサービス・プロバイダが保有し、又は管理している加入者情報を開示するよう当該サービス・プロバイダに直接命令を発する権限を与えるため、また、自国の領域内に所在するサービス・プロバイダが、他の締約国からの命令に応じて加入者情報を開示することができるようにするため、それぞれ必要な立法その他の措置をとること等を規定している。なお、我が国は、議定書の締結に当たり、この規定を適用しない権利を留保することの宣言を行う予定である。
- 四、各締約国は、緊急事態が存在すると認める場合には、特に迅速な相互援助を要請することができること、要請を受ける締約国は、緊急事態が存在し、かつ、相互援助のための他の要件が満たされたと認める場合には、特に迅速に要請に回答すること等を規定している。
- 五、この議定書は、条約の五の締約国がこの議定書に拘束されることについての同意を表明した日の後3箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

二千二十二年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)

(衆議院 5.5.12承認 参議院 6.5外交防衛委員会付託 6.9本会議承認)

【要旨】

この協定は、2007年の国際コーヒー協定の有効期間が2024年（令和6年）2月1日までとなっているため、これに代わる新たな国際コーヒー協定として、2022年（令和4年）6月9日に国際コーヒー理事会（以下「理事会」という。）の第133回会合において採択されたものである。

この協定は、前文、本文55箇条、末文、1の附属書及び理事会決議第477号から成り、国際コーヒー機関の組織、コーヒーに関する情報の交換、持続可能なコーヒー産業の実現のための国際協力及び官民連携等について定めるものである。2007年の国際コーヒー協定との主な相違点は、次のとおりである。

- 一、この協定が貢献すべき開発目標の1つとして持続可能な開発目標（SDGs）が特記され、また、コーヒー生産者（特に小規模コーヒー生産者）の繁栄を目的とした支援について新たに規定されるなど、コーヒー産業を持続的に発展させることに重点が置かれた。
- 二、2007年の国際コーヒー協定において理事会の下に設置されていた消費振興及び市場動向に関する委員会及び事業計画に関する委員会が廃止され、新たに経済に関する委員会が設置された。ま

た、補助機関である民間部門諮問委員会及びコーヒー産業における金融に関する協議のフォーラムが廃止され、新たに賛助加盟員会及びコーヒー官民作業部会が設置された。

三、各加盟国が有する票数について、各加盟国のコーヒーの輸出又は輸入の数量に基づいて決定する方式から、輸出又は輸入の数量及び価額に基づいて決定する方式に変更された。また、各加盟国が支払う分担金の額について、各加盟国が有する票数に比例させる方式から、各加盟国のコーヒーの貿易の数量及び価額に基づいて決定する方式に変更された。

なお、この協定は、加盟輸出国の総票数の3分の2以上を有する署名政府及び加盟輸入国の総票数の3分の2以上を有する署名政府が、批准書、受諾書又は承認書を寄託した時に確定的に効力を生ずる。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)

(衆議院 5.5.12承認 参議院 6.5外交防衛委員会付託 6.9本会議承認)

【要旨】

この議定書は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（以下「世界貿易機関協定」という。）を改正し、同協定の附属書一Aに漁業補助金に関する協定（以下「漁業補助金協定」という。）を追加すること等について定めるものであり、2022年（令和4年）6月17日にジュネーブで採択されたものである。

この議定書は、前文、本文、末文及び附属書（漁業補助金協定）から成り、同附属書には、第1条から第12条までの規定が含まれる。その主な内容は次のとおりである。

一、本文

世界貿易機関協定附属書一Aについては、補助金及び相殺措置に関する協定の次に漁業補助金協定を加える。この議定書は、世界貿易機関協定第10条3の規定に従って、加盟国の3分の2が受諾した時にそれらの加盟国について効力を生じ、その後は、その他の各加盟国について、それぞれによる受諾の時に効力を生ずる。

二、議定書の附属書（漁業補助金協定）

- 1 いかなる加盟国も、違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業等に従事する船舶又は運航者に対する補助金を交付し、又は維持してはならない。
- 2 いかなる加盟国も、濫獲された資源に関する漁獲等に対する補助金を交付し、又は維持してはならない。
- 3 漁業補助金協定に基づく規律の実施のために提供される開発途上加盟国に対する技術援助及び能力の開発に関する援助を支援するため、関連する国際機関と協力して、世界貿易機関の任意の資金供与の仕組みを設置する。
- 4 加盟国は、補助金が交付される漁獲活動の種類の情報、漁業補助金協定に関連を有する自国の漁業に関する制度の概要、自国が参加国である地域漁業管理機関に関する情報等を通報又は提供する。
- 5 各加盟国の代表で構成する漁業補助金に関する委員会を設置する。
- 6 漁業補助金協定が効力を生じてから4年以内に包括的な規律が採択されない場合には、一般理事会が別段の決定を行わない限り、漁業補助金協定は直ちに終了する。

承認を求めるの件

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第1号)

(衆議院 5.3.24承認 参議院 3.29総務委員会付託 3.30本会議承認)

【要旨】

本件は、放送法第七十条第二項の規定に基づき、日本放送協会の令和5年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定事業収支については、事業収入が6,440億円、事業支出が6,720億円で、280億円の収支不足となる。この不足額については、財政安定のための繰越金の一部をもって補てんすることとしている。

二、事業計画

経営計画の最終年度となる令和5年度は、経営計画の修正により、スリムで強靱な「新しいNHK」を目指した構造改革をさらに強化し、衛星波の一波削減や受信料の値下げを行うとともに、健全な民主主義の発展に貢献し、信頼される情報の社会的基盤の役割を果たし、不偏不党、自主自律を堅持し、正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る報道に全力を挙げるほか、多様で質の高いコンテンツの提供、国際社会との相互理解の促進、地域の課題や情報の発信による地域の発展への貢献、ユニバーサル放送・サービスの充実、インターネット活用業務における国内及び国際向けコンテンツの効果的な提供、共感と納得に基づく営業活動による受信料の公平負担と制度の理解促進、NHKグループ全体での業務の見直しやガバナンスの強化、人事制度改革の加速、放送センター等の建替えの推進等に取り組むとしている。

三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額7,707億円、事業経費、建設経費等による出金総額8,090億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、現行の受信料額から一割引き下げる値下げを盛り込み、視聴者への還元を行う点では評価できるとした上で、予算の執行に当たっては、受信料収入と事業規模との均衡を早期に確保していくこと、経営委員会によるガバナンスの下で適切に予算を執行すること、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」を一体的に改革することに不断に取り組むこと等が求められる旨の意見が付されている。

【附帯決議】 (5.3.30総務委員会議決)

政府及び日本放送協会は、公共放送の使命を全うし、国民・視聴者の信頼に応えることができるよう、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、協会は、公共放送としての社会的使命を認識し、政治的公平性を確保し、事実を客観的かつ正確、公平・公正に伝え、真実に迫るための最善の努力を不断に行うとともに、意見が分かれている問題については、できる限り多くの角度から論点を明らかにするなど、放送法の原則を遵守すること。また、国民・視聴者から寄せられる様々な意見に対し、必要に応じ自律的に調査し、その結果を速やかに公表するなど、開かれた公共放送として信任を得られるよう努めること。

二、政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性を尊重し、協会を含めた放送事業者の番組編集における自主・自律性が保障されるように放送法を運用すること。

また、経営委員の任命に当たっては、その職務の公共性を認識し、公正な判断をすることができる経験と見識を有する者を、教育、文化等の各分野及び全国各地から公平に代表されることを考慮するとともに、女性委員の比率を引き上げることなどにより多様な意見が反映されるよう、幅広く選任するべく努めること。

三、経営委員会は、放送法が定める協会の自律性を保障するために、協会の経営に関する最高意思決定機関として重い職責を担っていることを深く認識し、協会が放送法に定められた役割を確実

に果たすよう、権限を行使すること。その際、放送番組は何人からも干渉され、又は規律されることがないことを規定した、放送法第3条の放送番組編集の自由を十分理解し、その自由を侵害する行為はもとより、侵害を疑われる行為を行わないこと。

また、協会は、国民・視聴者からの受信料でその運営が行われていることを深く認識し、その運営について、放送法を遵守し、情報の十分な開示・説明を行うこと。特に、経営委員会及び理事会等における業務・経営等についての意思決定過程等を明らかにするため、経営委員会及び理事会の議事録の適切な作成・管理を行うとともに、原則としてこれを公表すること。

四、協会は、国民・視聴者の信頼を保持するため、公共放送を担う者としての役職員の倫理観を高め、綱紀の肅正、コンプライアンスの徹底、不祥事の再発防止策の確実な実施等を組織一体となつて行うことにより、不祥事の根絶に努めること。

五、政府及び協会は、放送と通信の融合の更なる進展の中で、公共放送の在り方及び受信料の在り方について、引き続き真摯に検討を行うこと。

また、その結果を踏まえ、政府は、所要の措置を講ずるとともに、協会は、新しい社会と技術に対応した公共メディアとして将来にわたって持続・発展していくことを可能とする経営ビジョンを早急に構築すること。

六、協会は、国民・視聴者に対する還元等により、当面、事業収支差金の赤字が見込まれていることを踏まえ、必要な還元を進めつつも、不断の経営改革により、できる限り早期に赤字予算を解消し、受信料収入と事業規模との均衡を確保すること。

七、協会は、国民・視聴者の負担軽減に資するよう、引き続き検討すること。

また、公共放送の存在意義及び受信料制度に対する国民・視聴者の理解を促進し、受信契約の締結は視聴者の理解を得た適正なものでなければならないことを認識した上で、訪問によらない営業への転換に伴う契約件数への影響等の検証を着実に実施し、検証結果を踏まえた営業活動の一層の合理化・適正化に向けて不断の見直しを行い、公平負担の観点から、受信料支払率の向上に努めること。

なお、令和4年の放送法改正により導入された割増金については、まず受信契約についての理解を得るため最大限努力しつつ、個別事情に配慮し、適切な対応を行うこと。

八、協会は、令和5年度末の衛星波の削減に際しては、引き続き視聴者の多様なニーズに応える番組の編成に留意するとともに、視聴者への丁寧な説明及び周知を行うこと。

また、音声波の削減については、災害時における情報提供手段としての高い有用性があること、ラジオ第2放送が民間放送事業者の手掛けにくい教育・教養番組の放送を多面的に行っていること等を考慮した検討を行うこと。

九、協会は、放送センターの建替えに際し、受信料を財源としていることを踏まえ、中期経営計画で示された「新放送センターの建設計画の抜本的な見直し」の具体的な内容を早期に明らかにし、国民・視聴者の理解が得られるよう説明を尽くすとともに、建替えに係る費用の圧縮に徹底的に取り組む、その成果を国民・視聴者に適切に還元すること。

十、協会は、関連事業持株会社の設立による業務効率化や関連公益法人等の統合の効果を随時検証し、グループ全体の経営改革に積極的に取り組むこと。

なお、経営改革の実行に当たっては、職員の雇用の確保及び処遇の改善に十分配慮すること。

また、子会社等からの適切な還元を図るとともに、子会社等との契約において高止まりしている随意契約の割合を引き下げることを含め、透明性の高い効率的なグループ経営の構築に向けて、迅速かつ確実に取り組むこと。

十一、協会は、常時同時配信等のインターネット活用業務の実施に当たっては、その影響力の大きさを十分認識し、国民・視聴者のニーズや動向を的確に把握するとともに、社会実証の結果や民間放送事業者等の見解に十分留意しつつ、関係者間での情報共有及び連携を図り、適正な規模・水準の下、節度をもって適切に実施すること。

十二、協会は、各地域の関係者と様々な分野で連携を強化しながら、それぞれの地域ならではの魅

力を紹介し、地域の活性化及び発展に寄与するコンテンツを充実するとともに、国内外に向けた積極的な発信に努めること。

十三、協会は、激動する国際情勢等の現状に鑑み、我が国の経済・社会・文化等の動向を正しく伝えることの重要性を踏まえ、我が国に対する理解が促進されるとともに、在外邦人に的確な情報が提供されるよう、国際放送及び海外発信の一層の充実を図ること。

十四、協会は、自然災害が相次いでいる現状に鑑み、いかなる事態においても放送・サービスが継続され、正確な情報が国民・視聴者に伝達されるよう、地方局と連携し、放送設備と体制の強化を図ること。

十五、協会は、障がい者、高齢者及び外国人に対し、十分な情報アクセス機会を確保し、デジタル・ディバイドを解消するため、新たな技術の開発・活用などにも取り組み、字幕放送、解説放送、手話放送など「人にやさしい放送」の一層の充実等を図ること。

十六、協会は、過労により職員が亡くなる事態が再発してしまった事実を厳粛に受け止め、過労死の再発防止のため、協会の業務に携わる者の命と健康を最優先に確保し、適正な業務運営と労働環境改善に全力で取り組むこと。

また、ハラスメント防止など職場の環境改善を促進するとともに、障がい者の雇用率の一層の向上及び女性の採用・登用の拡大を図ること。

右決議する。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第2号)

(衆議院 5.5.25承認 参議院 6.7国土交通委員会付託 6.9本会議承認)

【要旨】

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により、令和5年4月7日に閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

一 平成18年10月9日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を始めとする北朝鮮をめぐる諸般の事情及び我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、次に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

1 北朝鮮籍の全ての船舶

2 外国の国籍を有する船舶（北朝鮮籍のものを除く。）のうち、平成28年2月19日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認されたもの

3 国連安全保障理事会の決定又は国連安全保障理事会決議第1718号12に従って設置された委員会による決定若しくは指定（以下「関連決定等」という。）に基づき、国連安全保障理事会決議第1718号8（d）等の規定により課された凍結又はその他の関連する措置の対象とされた船舶（その後、当該措置の対象とならないこととされた船舶は除く。）であって、その国際海事機関船舶識別番号が関連決定等において明示されるもの（1又は2に該当する船舶を除く。）

4 日本の国籍を有する船舶のうち、平成28年12月9日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認されたもの（3に該当する船舶を除く。）

二 入港禁止の期間は令和7年4月13日までの間とする。

三 必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行及び我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行に支障を及ぼさないようにする。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第3号)

(衆議院 5.6.13承認 参議院 6.14経済産業委員会付託 6.16本会議承認)

【要旨】

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により令和5年4月7日に閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、令和5年4月14日から令和7年4月13日までの間、北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置、北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

予備費等承諾を求めるの件

令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

（衆議院 5. 4. 13承諾 参議院 5. 19決算委員会付託 5. 24本会議承諾）

【要旨】

一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費予算額5兆円のうち、令和3年4月30日から11月26日までの間に使用を決定した金額は3兆1,656億円で、その内訳は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費8,415億円、子育て世帯等臨時特別支援事業に必要な経費7,310億円、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保に必要な経費5,119億円などである。

令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

（衆議院 5. 4. 13承諾 参議院 5. 19決算委員会付託 5. 24本会議承諾）

【要旨】

一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和3年4月20日から11月17日までの間に使用を決定した金額は447億円で、その内訳は、政府広報に必要な経費101億円、自衛隊が行う診療等に必要な経費92億円、建設アスベスト訴訟における和解の履行に伴う賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費86億円などである。

令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

（衆議院 5. 4. 13承諾 参議院 5. 19決算委員会付託 5. 24本会議承諾）

【要旨】

特別会計予備費予算総額8,352億円のうち、令和3年11月26日に使用を決定した金額は23億円で、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における燃料油価格激変緩和対策事業に必要な経費である。

令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）

（衆議院 5. 4. 13承諾 参議院 5. 19決算委員会付託 5. 24本会議承諾）

【要旨】

令和3年9月16日に決定した経費増額総額は692億円で、地震再保険特別会計における再保険金に必要な経費の増額である。

令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

（衆議院 5. 4. 13承諾 参議院 5. 19決算委員会付託 5. 24本会議承諾）

【要旨】

一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費予算額5兆円のうち、令和4年3月25日に使用を決定した金額は1兆4,529億円で、その内訳は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保に必要な経費6,670億円、新型コロナウイルス感染症治療薬の確保等に必要な経費4,396億円、検疫業務の実施に必要な経費1,479億円などである。

令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

（衆議院 5. 4. 13承諾 参議院 5. 19決算委員会付託 5. 24本会議承諾）

【要旨】

一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和4年3月4日から3月25日までの間に使用を決定し

た金額は4,033億円で、その内訳は、燃料油価格激変緩和強化対策事業に必要な経費3,499億円、大雪に伴う道路の除雪事業に必要な経費310億円、漁業用燃油価格安定対策事業に必要な経費98億円などである。

令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

（衆議院 5.4.13承諾 参議院 5.19決算委員会付託 5.24本会議承諾）

【要旨】

特別会計予備費予算総額8,352億円のうち、令和４年３月４日に使用を決定した金額は300億円で、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における燃料油価格激変緩和強化対策事業に必要な経費である。

令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）

（衆議院 5.4.13承諾 参議院 5.19決算委員会付託 5.24本会議承諾）

【要旨】

令和４年２月22日から３月29日までの間に決定した経費増額総額は334億円で、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額である。

令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費予算額 9 兆 8,600 億円のうち、令和４年４月28日から９月20日までの間に使用を決定した金額は 4 兆 8,588 億円で、その内訳は、燃料油価格激変緩和強化対策事業に必要な経費 1 兆 2,959 億円、住民税非課税世帯等に対する給付金の支給等に必要な経費 8,539 億円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援に必要な経費 8,265 億円などである。

令和四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

一般会計予備費予算額 9,000 億円のうち、令和４年４月15日から 9 月30日までの間に使用を決定した金額は 4,197 億円で、その内訳は、燃料油価格激変緩和強化対策事業に必要な経費 2,774 億円、配合飼料価格高騰緊急対策事業に必要な経費 434 億円、こどもみらい住宅支援事業に必要な経費 300 億円などである。

令和四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

特別会計予備費予算総額 8,048 億円のうち、令和４年11月４日に使用を決定した金額は 688 億円で、食料安定供給特別会計食糧管理勘定における輸入食糧麦等の買入れに必要な経費である。

令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費予算額 9 兆 8,600 億円のうち、令和 5 年 3 月 28 日に使用を決定した金額は 2 兆 2,226 億円で、その内訳は、地域の実情に応じたきめ細やかな支援及び低所得世帯への支援に必要な経費 1 兆 2,000 億円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援に必要な経費 7,365 億円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に必要な経費 1,550 億円などである。

令和四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その 2）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

一般会計予備費予算額 9,000 億円のうち、令和 5 年 3 月 17 日から 3 月 28 日までの間に使用を決定した金額は 1,060 億円で、その内訳は、ウクライナにおける復旧・復興に対する支援に必要な経費 606 億円、大雪に伴う道路の除雪事業に必要な経費 311 億円、貨幣交換差減補填金の不足を補うために必要な経費 93 億円などである。

令和四年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

（衆議院 継続審査）

【要旨】

令和 5 年 2 月 21 日に決定した経費増額総額は 733 億円で、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額である。

決算その他

令和三年度一般会計歳入歳出決算、令和三年度特別会計歳入歳出決算、令和三年度国税収納金整理資金受払計算書、令和三年度政府関係機関決算書

（衆議院 継続審査 参議院 5.1.24決算委員会付託 6.14本会議是認）

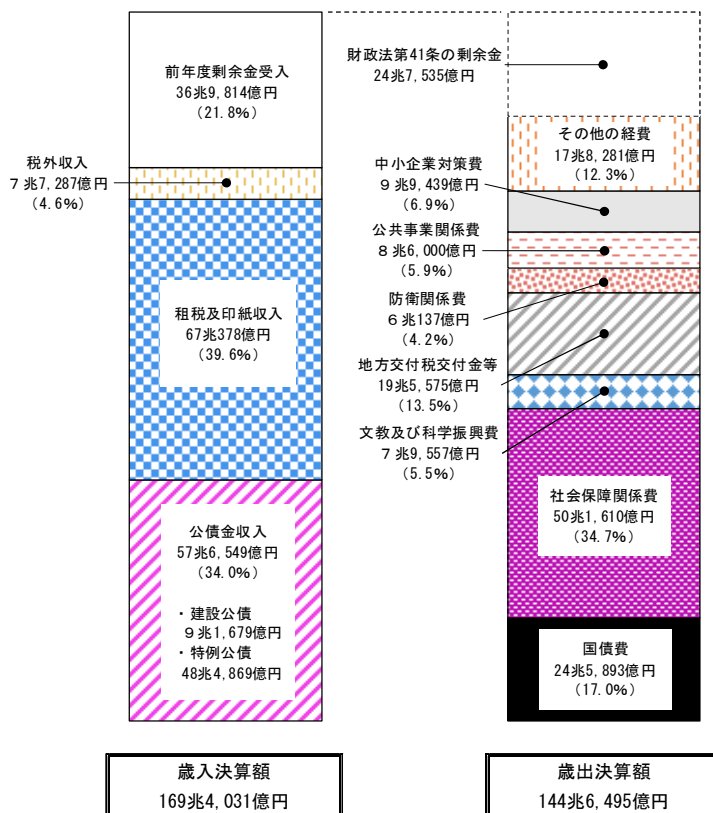
令和三年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は169兆4,031億円、歳出決算額は144兆6,495億円であり、差引き24兆7,535億円の剰余を生じた。この剰余金は、財政法第41条の規定により、令和4年度の一般会計の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は1兆3,811億円である。

令和三年度特別会計歳入歳出決算における13の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は455兆5,544億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は441兆814億円である。

令和三年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は90兆4,707億円であり、資金からの支払命令済額は19兆5,806億円、資金からの一般会計等の歳入への組入額は69兆4,847億円であるため、差引き1兆4,053億円の剰余を生じた。

令和三年度政府関係機関決算書における4機関の収入済額を合計した収入決算額は9,955億円、支出済額を合計した支出決算額は6,646億円である。

〈令和三年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



（注）（ ）内は総額に占める割合であり、単位未満四捨五入。

（出所）財務省資料より作成

令和三年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 5.1.24決算委員会付託 6.14本会議是認)

令和三年度国有財産増減及び現在額総計算書における3年度中の国有財産の差引純増加額は9兆2,887億円、3年度末現在額は126兆5,485億円である。

令和三年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 5.1.24決算委員会付託 6.14本会議是認)

令和三年度国有財産無償貸付状況総計算書における3年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は66億円、3年度末現在額は1兆2,208億円である。

N H K 決 算

日本放送協会令和二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の令和2年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和2年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,725億円、負債合計は4,516億円、純資産合計は8,209億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,099億円、経常事業支出は6,917億円となっており、経常事業収支差金は181億円となっている。

日本放送協会令和三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の令和3年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和3年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,743億円、負債合計は4,134億円、純資産合計は8,609億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,001億円、経常事業支出は6,638億円となっており、経常事業収支差金は363億円となっている。

注1 衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。
注2 本表には、内閣が衆議院に提出した議案で、参議院に送付されていないものも含む。
注3 件名は、原則として、付託議案は参議院の委員会への付託順、未付託議案は提出年月日順に掲載。
凡例 ☆:参議院先議 ※:予算関係法律案 (多):賛成多数 (全):全会一致

5 議案審議表

内閣委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第24号)☆	5.2.24	— 4.27 内閣	5.10 可決(全) 附帯決議	5.12 可決(全)	— 4.3	4.4	4.6 質疑	4.6 可決(全) 附帯決議	4.7 可決(多)	(起立採決)		5.19 30号	55	
新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案(閣法第6号)※	5.2.7	(3.7) 3.7 内閣	3.29 可決(多) 附帯決議	3.30 可決(多)	(4.7) 4.7	4.11	4.11 質疑 4.13 参考人/質疑 4.18 連合審査会/質疑 4.20 質疑	4.20 可決(多) 附帯決議	4.21 可決(多)	(起立採決)		4.28 14号	34	4.18 内閣委員会、厚生労働委員会 連合審査会
特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案(閣法第23号)	5.2.24	— 3.28 内閣	4.5 可決(全) 附帯決議	4.6 可決(全)	(4.21) 4.21	4.25	4.25 質疑 4.27 質疑	4.27 可決(全) 附帯決議	4.28 可決(全)	(起立採決)		5.12 25号	53	
医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第38号)	5.3.3	— 4.6 内閣	4.12 可決(多) 附帯決議	4.13 可決(多)	— 5.8	5.9	5.16 質疑	5.16 可決(多) 附帯決議	5.17 可決(多)	(起立採決)		5.26 35号	69	
孤独・孤立対策推進法案(閣法第36号)	5.3.3	(4.18) 4.18 内閣	4.26 可決(多) 附帯決議	4.27 可決(多)	— 5.22	5.23	5.25 質疑 5.30 質疑	5.30 可決(多) 附帯決議	5.31 可決(多)	(起立採決)		6.7 45号	67	
令和五年三月予備費使用及び令和五年度予算に係る子育て関連給付金に係る差押禁止等に関する法律案(地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出)(衆第12号)	5.5.11			5.12 可決(全)	— 5.31	6.1	6.1 質疑	6.1 可決(全)	6.2 可決(全)	(起立採決)		6.2 42号	100	
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案(新藤義孝君外5名提出)(衆第13号)	5.5.18	— 6.7 内閣	6.9 修正(多)	6.13 修正(多)	— 6.14	6.15	6.15 質疑	6.15 可決(多)	6.16 可決(多)	(起立採決)		6.23 68号	100	

総務委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会)	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日)	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
地方税法等の一部を改正する法律案(関法第8号)※	5.2.7	(2.14) 2.14 総務	2.28 可決(多)	2.28 可決(多)	(3.10) 3.10	3.16	3.16 質疑 3.17 質疑 3.23 質疑	3.28 可決(多)	3.28 可決(多)	(起立採決)		3.31 1号	37	
地方交付税法等の一部を改正する法律案(関法第9号)※	5.2.7	(2.14) 2.14 総務	2.28 可決(多)	2.28 可決(多)	(3.10) 3.10	3.16		3.28 可決(多)	3.28 可決(多)	(起立採決)		3.31 2号	37	
放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件 (関承認第1号)	5.2.10	— 3.13 総務	3.16 承認(多) 附帯決議	3.24 承認(多)	— 3.29	3.30	3.30 質疑	3.30 承認(多) 附帯決議	3.30 承認(多)	(起立採決)			117	
地方自治法の一部を改正する法律案(関法第39号)	5.3.3	— 4.5 総務	4.14 可決(多) 附帯決議	4.18 可決(多)	— 4.19	4.20	4.25 質疑	4.25 可決(多) 附帯決議	4.26 可決(多)	(起立採決)		5.8 19号	71	
放送法及び電波法の一部を改正する法律案(関法第40号)	5.3.3	— 4.26 総務	5.16 可決(多) 附帯決議	5.18 可決(多)	— 5.22	5.23	5.25 質疑	5.25 可決(多) 附帯決議	5.26 可決(多)	(起立採決)		6.2 40号	72	

法務委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第10号) ※	5.2.7	— 3.7 法務	3.10 可決(多) 附帯決議	3.14 可決(多)	— 4.3	4.4	4.6 質疑	4.6 可決(多) 附帯決議	4.7 可決(多)	(起立採決)		4.14 10号	38	
民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第60号)☆	5.3.14	— 5.30 法務	6.2 可決(多) 附帯決議	6.6 可決(多)	— 4.10	4.11	4.13 質疑	4.13 可決(多) 附帯決議	4.14 可決(多)	(起立採決)		6.14 53号	94	
仲裁法の一部を改正する法律案(閣法第28号)	5.2.28	— 3.29 法務	4.4 可決(全)	4.6 可決(全)	— 4.17	4.18	4.20 質疑	4.20 可決(全)	4.21 可決(全)	(起立採決)		4.28 15号	61	
調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律案(閣法第29号)	5.2.28	— 3.29 法務	4.4 可決(全)	4.6 可決(全)	— 4.17	4.18		4.20 可決(全)	4.21 可決(全)	(起立採決)		4.28 16号	62	
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第30号)	5.2.28	— 3.29 法務	4.4 可決(全)	4.6 可決(全)	— 4.17	4.18		4.20 可決(全)	4.21 可決(多)	(起立採決)		4.28 17号	62	
刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第41号)	5.3.3	— 4.4 法務	4.12 可決(多) 附帯決議	4.13 可決(多)	— 4.24	4.25	4.27 質疑 5.9 質疑	5.9 可決(多) 附帯決議	5.10 可決(多)	(起立採決)		5.17 28号	73	
出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案(閣法第48号)	5.3.7	(4.13) 4.13 法務	4.28 修正(多)	5.9 修正(多)	(5.12) 5.12	5.16	5.16 質疑 5.18 質疑 5.23 参考人 5.25 質疑/参考人 5.30 質疑 6.1 質疑	6.8 可決(多) 附帯決議	6.9 可決(多)	(起立採決)		6.16 56号	82	
難民等の保護に関する法律案(石橋通宏君外3名発議)(参第8号)	5.5.9	—	—	—	— 5.12	5.16		審査未了	—	—	—	—	98	
出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案(石橋通宏君外3名発議)(参第9号)	5.5.9	—	—	—	— 5.12	5.16		審査未了	—	—	—	—	98	
刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(閣法第58号)	5.3.14	(5.9) 5.9 法務	5.26 修正(全) 附帯決議	5.30 修正(全)	(6.9) 6.9	6.13	6.13 参考人/質疑 6.15 質疑	6.15 可決(全) 附帯決議	6.16 可決(全)	(起立採決)		6.23 66号	90	
性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案(閣法第59号)	5.3.14	— 5.9 法務	5.26 可決(全) 附帯決議	5.30 可決(全)	— 6.12	6.13		6.15 可決(全) 附帯決議	6.16 可決(全)	(起立採決)		6.23 67号	92	

外交防衛委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会)	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日)	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第11号)※	5.2.7	— 3.9 外務	3.15 可決(全)	3.16 可決(全)	— 3.28	3.28	3.30 質疑	3.30 可決(全)	3.30 可決(全)	(起立採決)		3.31 5号	39	
防衛省設置法の一部を改正する法律案(閣法第19号)※	5.2.10	— 3.8 安全保障	3.23 可決(多)	3.24 可決(多)	— 4.10	4.11	4.13 質疑	4.13 可決(多) 附帯決議	4.14 可決(多)	(起立採決)		4.21 13号	49	
日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)	5.2.28	— 3.16 外務	3.29 承認(多)	3.30 承認(多)	— 4.19	4.20	4.25 質疑 4.27 質疑	4.27 承認(多)	4.28 承認(多)	(起立採決)			110	
日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)	5.2.28	— 3.16 外務	3.29 承認(多)	3.30 承認(多)	— 4.19	4.20		4.27 承認(多)	4.28 承認(多)	(起立採決)			110	
日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律案(閣法第33号)	5.2.28	— 4.3 安全保障	4.7 可決(多)	4.13 可決(多)	— 4.19	4.20		4.27 可決(多)	4.28 可決(多)	(起立採決)		5.12 26号	65	
日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案(閣法第34号)	5.2.28	— 4.3 安全保障	4.7 可決(多)	4.13 可決(多)	— 4.19	4.20		4.27 可決(多)	4.28 可決(多)	(起立採決)		5.12 27号	66	
平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の枠組協定の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)	5.2.28	— 4.11 外務	4.14 承認(多)	4.18 承認(多)	— 5.8	5.9		5.11 質疑	5.11 承認(多)	5.12 承認(多)	(起立採決)			111
航空業務に関する日本国と欧州連合構成国との間の協定の特定の規定に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)	5.3.10	— 4.11 外務	4.14 承認(全)	4.18 承認(全)	— 5.8	5.9	5.11 承認(全)		5.12 承認(全)	(起立採決)			113	
協力及び電子的証拠の開示の強化に関するサイバー犯罪に関する条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)	5.3.10	— 4.11 外務	4.14 承認(全)	4.18 承認(全)	— 5.8	5.9	5.11 承認(全)		5.12 承認(全)	(起立採決)			114	

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とバーレーン王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(関条第4号)	5.2.28	— 4.18 外務	4.26 承認(多)	4.27 承認(多)	— 5.15	5.16	5.23 質疑	5.23 承認(多)	5.24 承認(多)	(起立採決)		112	
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアゼルバイジャン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(関条第5号)	5.2.28	— 4.18 外務	4.26 承認(多)	4.27 承認(多)	— 5.15	5.16		5.23 承認(多)	5.24 承認(多)	(起立採決)		112	
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルジェリア民主人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(関条第6号)	5.2.28	— 4.18 外務	4.26 承認(多)	4.27 承認(多)	— 5.15	5.16		5.23 承認(多)	5.24 承認(多)	(起立採決)		113	
防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案(関法第20号)※	5.2.10	(4.7) 4.7 安全保障	4.27 可決(多) 附帯決議	5.9 可決(多)	(5.26) 5.26	5.30	5.30 参考人 6.1 質疑	6.6 可決(多)	6.7 可決(多)	(起立採決)	6.14 54号	50	
調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件(関条第8号)	5.3.10	— 4.25 外務	5.10 承認(全)	5.12 承認(全)	— 6.5	6.6	6.8 質疑	6.8 承認(全)	6.9 承認(全)	(起立採決)		114	
二千二十二年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件(関条第10号)	5.3.10	— 4.25 外務	5.10 承認(全)	5.12 承認(全)	— 6.5	6.6		6.8 承認(全)	6.9 承認(多)	(起立採決)		115	
世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(関条第11号)	5.3.10	— 4.25 外務	5.10 承認(全)	5.12 承認(全)	— 6.5	6.6		6.8 承認(全)	6.9 承認(全)	(起立採決)		116	

財政金融委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
所得税法等の一部を改正する法律案(関法第2号)※	5.2.3	(2.9) 2.9 財務金融	2.28 可決(多) 附帯決議	2.28 可決(多)	(3.8) 3.8	3.9	3.14 質疑 3.16 質疑 3.17 質疑	3.28 可決(多) 附帯決議	3.28 可決(多)	(起立採決)		3.31 3号	31	
関税定率法等の一部を改正する法律案(関法第13号)※	5.2.10	— 3.6 財務金融	3.10 可決(全) 附帯決議	3.14 可決(全)	— 3.28	3.28	3.30 質疑	3.30 可決(全) 附帯決議	3.30 可決(多)	(起立採決)		3.31 6号	41	
株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案(関法第14号)※	5.2.10	— 3.15 財務金融	3.22 可決(多) 附帯決議	3.24 可決(多)	— 4.3	4.4	4.6 質疑	4.6 可決(多) 附帯決議	4.7 可決(多)	(起立採決)		4.14 11号	42	
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(関法第15号)※	5.2.10	— 3.15 財務金融	3.22 可決(全) 附帯決議	3.24 可決(全)	— 4.3	4.4		4.6 可決(全) 附帯決議	4.7 可決(全)	(起立採決)		4.14 12号	43	
我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案(関法第1号)※	5.2.3	(4.6) 4.6 財務金融	5.19 可決(多)	5.23 可決(多)	(5.24) 5.24	5.25	5.25 質疑 5.30 質疑/連合 審査会 6.1 質疑/参考 人 6.6 連合審査会 (参考人)/質疑 6.8 質疑/連合 審査会 6.13 質疑 6.15 質疑	6.15 可決(多)	6.16 可決(多)	(起立採決)		6.23 69号	31	5.30、6.6、6.8 財政金融委員 会、外交防衛委 員会連合審査 会 6.12 地方公聴会
民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律案(財務金融委員長提出)(衆第25号)	5.6.7			6.8 可決(多)	— 6.19	6.20	—	6.20 可決(全)	6.21 可決(多)	(起立採決)		6.30 72号	104	
金融商品取引法等の一部を改正する法律案(関法第56号)	5.3.14	— 6.1 財務金融	6.7 可決(多) 附帯決議	6.8 可決(多)	— 6.20	—	—	継続審査		—	—	—	90	
情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案(関法第57号)	5.3.14	— 6.1 財務金融	6.7 可決(全)	6.8 可決(多)	— 6.20	—	—	継続審査		—	—	—	90	

文教科科学委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第35号)☆	5.2.28	— 5.19 文部科学	5.24 可決(全) 附帯決議	5.25 可決(全)	— 4.10	4.11	4.13 質疑	4.13 可決(全) 附帯決議	4.14 可決(全)	(起立採決)		5.31 38号	66	
私立学校法の一部を改正する法律案(閣法第21号)	5.2.17	— 3.9 文部科学	3.22 可決(全) 附帯決議	3.24 可決(全)	— 4.17	4.18	4.20 参考人 4.25 質疑	4.25 可決(全) 附帯決議	4.26 可決(全)	(起立採決)		5.8 21号	50	
著作権法の一部を改正する法律案(閣法第51号)	5.3.10	— 4.5 文部科学	4.14 可決(全) 附帯決議	4.18 可決(全)	— 5.8	5.9	5.16 質疑	5.16 可決(全) 附帯決議	5.17 可決(全)	(起立採決)		5.26 33号	86	
日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案(閣法第22号)	5.2.21	(4.21) 4.21 文部科学	5.10 可決(多) 附帯決議	5.12 可決(多)	(5.17) 5.17	5.23	5.25 質疑	5.25 可決(多) 附帯決議	5.26 可決(多)	(起立採決)		6.2 41号	52	

厚生労働委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第3号)※	5.2.3	— 3.9 厚生労働	3.15 可決(全)	3.16 可決(全)	— 3.28	3.28	3.30 質疑	3.30 可決(全)	3.30 可決(全)	(起立採決)	3.31 8号	33		
戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律案(閣法第4号)※	5.2.3	— 3.9 厚生労働	3.15 可決(全)	3.16 可決(全)	— 3.28	3.28		3.30 可決(全)	3.30 可決(全)	(起立採決)	3.31 9号	33		
全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第16号)※	5.2.10	(3.16) 3.16 厚生労働	4.12 可決(多)	4.13 可決(多)	(4.19) 4.19	4.20	4.20 質疑 4.25 質疑 4.27 参考人 5.9 質疑 5.11 質疑	5.11 可決(多) 附帯決議	5.12 可決(多)	(起立採決)	5.19 31号	43		
生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案(閣法第45号)	5.3.7	— 4.18 厚生労働	4.26 可決(多) 附帯決議	4.27 可決(多)	— 5.15	5.16	5.18 質疑	5.18 可決(多) 附帯決議	5.19 可決(多)	(起立採決)	5.26 36号	78		
国立健康危機管理研究機構法案(閣法第49号)	5.3.7	— 5.9 厚生労働	5.17 可決(多)	5.18 可決(多)	— 5.22	5.23	5.25 質疑 5.30 質疑	5.30 可決(多) 附帯決議	5.31 可決(多)	(起立採決)	6.7 46号	84		
国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第50号)	5.3.7	— 5.9 厚生労働	5.17 可決(多)	5.18 可決(多)	— 5.22	5.23		5.30 可決(多) 附帯決議	5.31 可決(多)	(起立採決)	6.7 47号	85		
新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案(第210回国会閣法第6号)	4.10.7 (210回)	— 5.1.23 厚生労働	5.26 修正(全) 附帯決議	5.30 修正(多)	— 5.31	6.1	6.6 質疑	6.6 可決(多) 附帯決議	6.7 可決(多)	(起立採決)	6.14 52号	95		
良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第18号)	5.5.31			6.1 可決(多)	— 6.7	6.8	—	6.8 可決(多)	6.9 可決(多)	(起立採決)	6.16 57号	101		
戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第19号)	5.5.31			6.1 可決(全)	— 6.7	6.8	—	6.8 可決(全)	6.9 可決(全)	(起立採決)	6.16 55号	102		
共生社会の実現を推進するための認知症基本法案(厚生労働委員長提出)(衆第24号)	5.6.7			6.8 可決(全)	— 6.12	6.13	—	6.13 可決(全)	6.14 可決(全)	(起立採決)	6.16 65号	104		

農林水産委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
水産加工施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第5号)	5.2.3	— 3.13 農林水産	3.15 可決(全)	3.16 可決(全)	— 3.28	3.28	3.30 質疑	3.30 可決(全) 附帯決議	3.30 可決(全)	(起立採決)		3.31 7号	33	
合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第31号)	5.2.28	— 3.28 農林水産	4.12 可決(全) 附帯決議	4.13 可決(全)	— 4.17	4.18	4.25 質疑	4.25 可決(全) 附帯決議	4.26 可決(多)	(起立採決)		5.8 22号	62	
漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案(閣法第52号)	5.3.10	— 4.26 農林水産	5.10 可決(全) 附帯決議	5.12 可決(全)	— 5.15	5.16	5.18 質疑	5.18 可決(全) 附帯決議	5.19 可決(全)	(起立採決)		5.26 34号	87	
遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第53号)	5.3.10	— 5.15 農林水産	5.17 可決(全)	5.18 可決(全)	— 5.22	5.23	5.25 質疑	5.25 可決(全)	5.26 可決(全)	(起立採決)		6.2 39号	88	

経済産業委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案(閣法第12号)※	5.2.10	(3.9) 3.9 経済産業	3.29 修正(多) 附帯決議	3.30 修正(多)	(4.14) 4.14	4.18	4.18 質疑 4.20 参考人 4.25 質疑	4.27 修正(多) 附帯決議	4.28 修正(多)	(起立採決)		5.19 32号	39	4.28 衆へ回付 5.12 衆同意(多)
脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案(閣法第26号)	5.2.28	(3.30) 3.30 経済産業	4.26 修正(多) 附帯決議	4.27 修正(多)	(5.10) 5.10	5.11	5.11 質疑 5.16 質疑 5.18 質疑 5.23 連合審査会 5.25 参考人 5.30 連合審査会/質疑	5.30 可決(多) 附帯決議	5.31 可決(多)	(起立採決)		6.7 44号	58	5.23 経済産業委員会、環境委員会 連合審査会 5.30 経済産業委員会、内閣委員会 連合審査会
不正競争防止法等の一部を改正する法律案(閣法第54号)	5.3.10	— 5.11 経済産業	5.17 可決(全) 附帯決議	5.18 可決(全)	— 5.31	6.1	6.6 質疑	6.6 可決(全)	6.7 可決(全)	(起立採決)		6.14 51号	89	
中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(閣法第55号)	5.3.10	— 5.18 経済産業	5.31 可決(多) 附帯決議	6.1 可決(多)	— 6.7	6.8	6.13 質疑	6.13 可決(多)	6.14 可決(多)	(起立採決)		6.16 61号	89	
外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第3号)	5.4.18	— 6.6 経済産業	6.9 承認(全)	6.13 承認(全)	— 6.14	6.15	6.15 質疑	6.15 承認(全)	6.16 承認(全)	(起立採決)			119	

国土交通委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案(閣法第25号)☆	5.2.24	— 5.11 国土交通	5.19 可決(全) 附帯決議	5.23 可決(全)	— 4.3	4.4	4.6 質疑	4.6 可決(全) 附帯決議	4.7 可決(全)	(起立採決)		5.31 37号	57	
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第17号)※	5.2.10	(3.14) 3.14 国土交通	3.22 可決(多) 附帯決議	3.24 可決(多)	(4.12) 4.12	4.13	4.18 参考人 4.20 質疑	4.20 可決(多) 附帯決議	4.21 可決(多)	(起立採決)		4.28 18号	45	
海上運送法等の一部を改正する法律案(閣法第42号)	5.3.3	— 4.5 国土交通	4.12 可決(全) 附帯決議	4.13 可決(全)	— 4.24	4.25	4.27 質疑	4.27 可決(全) 附帯決議	4.28 可決(多)	(起立採決)		5.12 24号	74	
道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律案(閣法第18号)※	5.2.10	(3.28) 3.28 国土交通	4.5 可決(多) 附帯決議	4.6 可決(多)	(5.15) 5.15	5.18	5.23 参考人 5.30 質疑	5.30 可決(多) 附帯決議	5.31 可決(多)	(起立採決)		6.7 43号	48	
空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第43号)	5.3.3	(4.20) 4.20 国土交通	5.10 可決(全) 附帯決議	5.12 可決(全)	— 5.31	6.1	6.6 質疑	6.6 可決(全) 附帯決議	6.7 可決(多)	(起立採決)		6.14 50号	76	
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第2号)	5.4.18	— 5.23 国土交通	5.24 承認(全)	5.25 承認(全)	— 6.7	6.8	—	6.8 承認(全)	6.9 承認(全)	(起立採決)		/	119	
貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出)(衆第17号)	5.5.31			6.1 可決(全)	— 6.12	6.13	6.13 質疑	6.13 可決(全)	6.14 可決(多)	(起立採決)			6.16 62号	101

環境委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会)	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日)	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法 の一部を改正する法律案(閣法第32号)	5.2.28	— 4.3 環境	4.7 可決(全) 附帯決議	4.13 可決(多)	— 4.24	4.25	4.27 質疑	4.27 可決(多) 附帯決議	4.28 可決(多)	(起立採決)	5.12 23号	64		

予算委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
令和五年度一般会計予算(閣予第1号)	5.1.23	(1.23 財政演説) 1.23 予算	2.28 可決(多)	2.28 可決(多)	(1.23 財政演説) 1.23 予備付託 2.28 本付託	1.27	3.1 基本的質疑 3.2 基本的質疑 3.3 一般質疑 3.6 集中審議 3.7 一般質疑 3.8 一般質疑 3.9 公聴会	3.28 可決(多)	3.28 可決(多)	自民、公明、 女子、無	立憲、維新、 民主、共産、 れ新、沖縄、 無		107	3.16、3.17 委嘱審査
令和五年度特別会計予算(閣予第2号)	5.1.23	(1.23 財政演説) 1.23 予算	2.28 可決(多)	2.28 可決(多)	(1.23 財政演説) 1.23 予備付託 2.28 本付託	1.27	3.13 集中審議 3.14 一般質疑 3.15 一般質疑 3.20 一般質疑 3.22 一般質疑 3.23 集中審議	3.28 可決(多)	3.28 可決(多)	自民、公明、 女子、無	立憲、維新、 民主、共産、 れ新、沖縄、 無		107	
令和五年度政府関係機関予算(閣予第3号)	5.1.23	(1.23 財政演説) 1.23 予算	2.28 可決(多)	2.28 可決(多)	(1.23 財政演説) 1.23 予備付託 2.28 本付託	1.27	3.24 集中審議 3.27 集中審議 3.28 締めくくり 質疑	3.28 可決(多)	3.28 可決(多)	自民、公明、 女子、無	立憲、維新、 民主、共産、 れ新、沖縄、 無		107	

決算委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
令和三年度一般会計歳入歳出決算、令和三年度特別会計歳入歳出決算、令和三年度国税収納金整理資金受払計算書、令和三年度政府関係機関決算書	4.11.18 (210回)	— 5.1.23 決算行政	継続審査	(1.24 財務大臣の 報告聴取) 1.24	1.24	4.3 全般質疑 4.5 質疑 4.10 質疑 4.17 質疑 4.24 質疑 5.10 質疑 5.15 質疑 5.22 准総括質疑 6.12 締めくくり 総括質疑	6.12 是認(多) 内閣に 対する警告 (全) 措置要求 決議(全)	6.14 是認(多)	6.14 内閣に 対する 警告(全)	(起立採決)	(起立採決)	124	5.22の質疑は令 和三年度予備 費関係8件と一 括	
令和三年度国有財産増減及び現在額総計算書	4.11.18 (210回)	— 5.1.23 決算行政	継続審査	— 1.24	1.24		6.12 是認(多)	6.14 是認(多)	(起立採決)		125			
令和三年度国有財産無償貸付状況総計算書	4.11.18 (210回)	— 5.1.23 決算行政	継続審査	— 1.24	1.24		6.12 是認(多)	6.14 是認(多)	(起立採決)		125			

令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)	4.3.18 (208回)	— 5.1.23 決算行政	4.10 承諾(多)	4.13 承諾(多)	— 5.19	5.22	5.22 質疑	5.22 承諾(多)	5.24 承諾(多)	(起立採決)		121	質疑は決算外2件と一括
令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)	4.3.18 (208回)	— 5.1.23 決算行政	4.10 承諾(多)	4.13 承諾(多)	— 5.19	5.22		5.22 承諾(多)	5.24 承諾(多)	(起立採決)		121	
令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)	4.3.18 (208回)	— 5.1.23 決算行政	4.10 承諾(多)	4.13 承諾(多)	— 5.19	5.22		5.22 承諾(多)	5.24 承諾(多)	(起立採決)		121	
令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)	4.3.18 (208回)	— 5.1.23 決算行政	4.10 承諾(多)	4.13 承諾(多)	— 5.19	5.22		5.22 承諾(多)	5.24 承諾(多)	(起立採決)		121	
令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)	4.5.20 (208回)	— 5.1.23 決算行政	4.10 承諾(多)	4.13 承諾(多)	— 5.19	5.22		5.22 承諾(多)	5.24 承諾(多)	(起立採決)		121	
令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)	4.5.20 (208回)	— 5.1.23 決算行政	4.10 承諾(多)	4.13 承諾(多)	— 5.19	5.22		5.22 承諾(多)	5.24 承諾(多)	(起立採決)		121	
令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)	4.5.20 (208回)	— 5.1.23 決算行政	4.10 承諾(多)	4.13 承諾(多)	— 5.19	5.22		5.22 承諾(多)	5.24 承諾(多)	(起立採決)		122	
令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)	4.5.20 (208回)	— 5.1.23 決算行政	4.10 承諾(多)	4.13 承諾(多)	— 5.19	5.22		5.22 承諾(多)	5.24 承諾(多)	(起立採決)		122	

議院運営委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
議院法制局法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第6号)	5.3.16			3.16 可決(全)	— 3.29	—	—	3.30 可決(全)	3.30 可決(全)	(起立採決)		3.31 4号	100	
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第51号)	5.6.20			6.20 可決(全)	— 6.20	—	—	6.21 可決(全)	6.21 可決(多)	(起立採決)		6.30 70号	106	
裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第52号)	5.6.20			6.20 可決(全)	— 6.20	—	—	6.21 可決(全)	6.21 可決(多)	(起立採決)		6.30 71号	106	

懲罰委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議						
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派				
議員ガーシー君懲罰事犯の件	5.2.8				— 2.8	—	—	2.21 陳謝(全)	2.22 陳謝(多)	(起立採決)					
議員ガーシー君懲罰事犯の件	5.3.8				— 3.8	—	—	3.14 除名(全)	3.15 除名(多)	自民、立憲、 公明、維新、 民主、共産、 れ新(一部)、 沖縄、無	女子				

災害対策特別委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第20号)	5.6.1			6.6 可決(全)	— 6.8	6.9	—	6.9 可決(全)	6.14 可決(全)	(起立採決)		6.16 60号	102	
強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第21号)	5.6.2			6.6 可決(多)	— 6.8	6.9	—	6.9 可決(多) 附帯決議	6.14 可決(多)	(起立採決)		6.16 59号	103	

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第44号)☆	5.3.3	— 6.1 地域・こども・デジタル	6.8 可決(多)	6.13 可決(多)	— 4.4	4.5	4.14 質疑	4.14 可決(多)	4.19 可決(多)	(起立採決)		6.16 58号	77	
国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第37号)	5.3.3	— 3.13 地域・こども・デジタル	3.30 可決(多) 附帯決議	4.4 可決(多)	— 4.18	4.19	4.21 質疑	4.21 可決(多) 附帯決議	4.26 可決(多)	(起立採決)		5.8 20号	68	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第46号)	5.3.7	(4.14) 4.14 地域・こども・デジタル	4.25 可決(多) 附帯決議	4.27 可決(多)	(4.28) 4.28	5.12	5.12 質疑 5.17 参考人 5.19 質疑 5.29 質疑 5.31 連合審査会/質疑	5.31 可決(多) 附帯決議	6.2 可決(多)	(起立採決)		6.9 48号	79	5.31 地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会、厚生労働委員会連合審査会
デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案(閣法第47号)	5.3.7	(4.27) 4.27 地域・こども・デジタル	5.23 可決(多) 附帯決議	5.25 可決(多)	(6.5) 6.5	6.7	6.9 質疑	6.9 可決(多) 附帯決議	6.14 可決(多)	(起立採決)		6.16 63号	81	
令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金に係る差押禁止等に関する法律案(地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出)(衆第26号)	5.6.8			6.13 可決(全)	— 6.13	6.14	—	6.14 可決(全)	6.16 可決(全)	(起立採決)		6.16 64号	105	

消費者問題に関する特別委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案 (関法第27号)	5.2.28	— 4.3 消費者問題	4.11 可決(全) 附帯決議	4.13 可決(全)	— 4.25	4.26	4.28 質疑	4.28 可決(全) 附帯決議	5.10 可決(多)	(起立採決)		5.17 29号	60	

東日本大震災復興特別委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会)	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日)	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(関法第7号)※	5.2.7	— 4.26 震災復興	5.9 可決(多) 附帯決議	5.12 可決(多)	— 5.23	5.24	5.31 質疑	5.31 可決(多) 附帯決議	6.2 可決(多)	(起立採決)		6.9 49号	35	

(本院議員提出法律案)

[illegible]

[illegible]

(予備費等承諾を求める件)

[illegible]

(NHK決算)

[illegible]

1 本会議審議経過

○令和5年1月23日(月)

開会 午前10時1分

日程第1 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

議長は、新たに当選した議員田中昌史君、同大島九州男君を議院に紹介した。

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、

災害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**災害対策特別委員会**、

政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため委員35名から成る**政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会**、

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会**、

地方創生並びにデジタル社会の形成及び推進等に関する総合的な対策を樹立するため委員20名から成る**地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会**、

消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策を樹立するため委員20名から成る**消費者問題に関する特別委員会**、

東日本大震災からの復興に当たり、その総合的な対策樹立に資するため委員35名から成る**東日本大震災復興特別委員会**を設置することに全会一致をもって決し、

政府開発援助を始めとする国際援助・協力に関する諸問題の調査並びに沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員35名から成る**政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会**を設置することに決し、

議長は、特別委員を指名した。

休憩 午前10時7分

再開 午後3時46分

日程第2 国務大臣の演説に関する件

岸田内閣総理大臣は施政方針に関し、林外務大臣は外交に関し、鈴木財務大臣は財政に関し、後藤国務大臣は経済に関しそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後5時19分

○令和5年1月24日(火)

開会 午後1時1分

日程第1 国務大臣の報告に関する件(令和三年度決算の概要について)

本件は、鈴木財務大臣から報告があった後、和田政宗君、羽田次郎君、下野六太君、石井苗子君、芳賀道也君、吉良よし子君、大島九州男君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後3時54分

○令和5年1月26日(木)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第2日)

水岡俊一君、山本順三君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午前11時50分

○令和5年1月27日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第3日)

山口那津男君、浅田均君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前11時49分

再開 午後1時1分

休憩前に引き続き、大塚耕平君、小池晃君、小沼巧君、大家敏志君、舩後靖彦君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後4時21分

○令和5年2月8日(水)

開会 午前10時1分

永年在職議員表彰の件

本件は、議長発議により、国会議員として在職25年に達した議員福島みずほ君、櫻井充君、福山哲郎君、鶴保庸介君を院議をもって表彰することに決し、議長は、次の表彰文を朗読した。

議員福島みずほ君 君は国会議員としてその職にあること25年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功労に対しここに院議をもって表彰します

議員櫻井充君 君は国会議員としてその職にあること25年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功労に対しここに院議をもって表彰します

議員福山哲郎君 君は国会議員としてその職にあること25年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功労に対しここに院議をもって表彰します

議員鶴保庸介君 君は国会議員としてその職にあること25年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功労に対しここに院議をもって表彰します

関口昌一君は、四君に対し祝辞を述べた。

福島みずほ君、櫻井充君、福山哲郎君、鶴保庸介君は、それぞれ謝辞を述べた。

日程第1 国家公務員等の任命に関する件

本件は、検査官に田中弥生君を任命することに全会一致をもって同意することに決し、公正取引委員会委員長に古谷一之君を任命することに同意することに決し、国家公安委員会委員に野村裕知君、労働保険審査会委員に小島さやか君、中央労働委員会公益委員に鹿野菜穂子君、久保田安彦君、松下淳一君を任命することに同意することに決し、預金保険機構理事長に三井秀範君を任命することに同意することに決し、預金保険機構理事に正願隆一君、高橋和人君、中央社会保険医療協議会公益委員に笠木映里君、中央労働委員会公益委員に岩村正彦君、深道祐子君、山川隆一君、磯部哲君、秋本恵美君、小西康之君、鹿土眞由美君、高橋佳代君、田上淳子君、守島基博君、小畑史子君を任命することに全会一致をもって同意することに決し、

社会保険審査会委員長に高橋譲君を任命することに同意することに決し、

中央労働委員会公益委員に石井浩君を任命することに同意することに決し、

運輸審議会委員に二村真理子君を任命することに同意することに決した。

散会 午前10時45分

○令和5年2月22日(水)

開会 午前10時1分

日程第 1 議員ガーシー君懲罰事犯の件

本件は、懲罰委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があり、ガーシー君に代わり浜田聡君から一身上の弁明があった後、委員長報告のとおり公開議場における陳謝とすることに決した。議長は、国会法第122条第2号の規定により、議員ガーシー君に対し、懲罰委員会起草の陳謝文による公開議場における陳謝を命ずる旨の宣告をした。

議長は、ガーシー君が出席していないため、適当の機会に陳謝の意を表することを命ずる旨を告げた。

散会 午前10時19分

○令和5年3月8日(水)

開会 午前10時1分

議長は、去る2月22日の院議に基づき、ガーシー君に対し、懲罰委員会起草の陳謝文を朗読し、公開議場において陳謝の意を表することを命ずるところ、同君の出席が得られないため、同君が院議に従わず、院内の秩序を乱すものと認め、議員ガーシー君懲罰事犯の件を懲罰委員会に付託することを宣告した。

日程第 1 所得税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、鈴木財務大臣から趣旨説明があった後、柴愼一君、若松謙維君、浅田均君、大塚耕平君、岩渕友君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後0時17分

○令和5年3月10日(金)

開会 午前10時1分

議員辞職の件

本件は、安達澄君の辞職を許可することに決した。

日程第 1 国家公務員等の任命に関する件

本件は、検査官に挽文子君を任命することに全会一致をもって同意することに決し、日本銀行総裁に植田和男君を任命することに同意することに決し、日本銀行副総裁に内田眞一君を任命することに同意することに決し、日本銀行副総裁に氷見野良三君を任命することに同意することに決し、公正取引委員会委員に泉水文雄君、預金保険機構理事に大塚英充君、同監事に坂本裕子君、情報公開・個人情報保護審査会委員に白井幸夫君、勝丸千晶君、磯部哲君、野田崇君、田村達久君、中央更生保護審査会委員長に小川秀樹君、労働保険審査会委員に金岡京子君、中央社会保険医療協議会公益委員に本田文子君、安川文朗君、社会保険審査会委員に田村ひろみ君、土地鑑定委員会委員に高田美夏君、永山篤史君、加藤瑞貴君、川添義弘君、勝尾裕子君、坂本圭君、運輸安全委員会委員に伊藤裕康君、上野道雄君、安田満喜子君、公害健康被害補償不服審査会委員に山下直美君を任命することに全会一致をもって同意することに決し、預金保険機構理事に森内彰君を任命することに同意することに決し、情報公開・個人情報保護審査会委員に藤谷俊之君を任命することに同意することに決し、中央社会保険医療協議会公益委員に飯塚敏晃君、土地鑑定委員会委員に杉浦綾子君を任命することに同意することに決した。

国務大臣の報告に関する件(令和五年度地方財政計画について)

地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以上両件は、日程に追加し、松本総務大臣から報告及び趣旨説明があった後、佐藤啓君、野田国義君、片山大介君、竹詰仁君、伊藤岳君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前11時50分

○令和5年3月15日(水)

開会 午前10時1分

日程第 1 議員ガーシー君懲罰事犯の件

本件は、懲罰委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があり、ガーシー君に代わり浜田聡君から一身上の弁明があった後、記名投票をもって採決の結果、賛成235、反対1にて委員長報告のとおり除名とすることに決した。

議長は、国会法第122条第4号の規定により、議員ガーシー君を除名する旨の宣告をした。

散会 午前10時39分

○令和5年3月27日(月)

開会 午前10時1分

議長は、新たに当選した議員齊藤健一郎君を議院に紹介した後、同君を総務委員に指名した。

元本院議長扇千景君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに決し、議長は弔詞を朗読した。

日程第 1 国務大臣の報告に関する件(インド共和国、ウクライナ、ポーランド共和国訪問に関する報告について)

本件は、岸田内閣総理大臣から報告があった後、松川るい君、森本真治君、谷合正明君、音喜多駿君、榛葉賀津也君、山添拓君がそれぞれ質疑をした。

散会 正午

○令和5年3月28日(火)

開会 午後2時1分

日程第 1 令和五年度一般会計予算

日程第 2 令和五年度特別会計予算

日程第 3 令和五年度政府関係機関予算

以上3案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、記名投票をもって採決の結果、賛成148、反対95にて可決された。

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、第1の議案は可決、第2の議案は可決された。

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午後3時33分

○令和5年3月30日(木)

開会 午後4時1分

議員辞職の件

本件は、吉田忠智君の辞職を許可することに決した。

日程第 1 政治資金適正化委員会委員の指名

本指名は、議長に一任することに決し、議長は、野々上尚君、秋山修一郎君、杉田慶一君、田口尚文君、岩井奉信君を指名した。

関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、日程に追加し、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、

全会一致をもって可決された。

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)

本件は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、承認することに決した。

議院法制局法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午後4時21分

○令和5年4月7日(金)

開会 午前10時1分

議長は、新たに当選した議員大椿ゆうこ君を議院に紹介した後、同君を農林水産委員に指名した。

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、後藤国務大臣から趣旨説明があった後、森屋宏君、水野素子君、塩田博昭君、柴田巧君、上田清司君、井上哲士君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第2 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第1は可決、日程第2は全会一致をもって可決された。

日程第3 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第4 気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午後0時39分

○令和5年4月12日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、斉藤国土交通大臣から趣旨説明があった後、三上えり君、石井苗子君、嘉田由紀子君、田村智子君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前11時33分

○令和5年4月14日(金)

開会 午前10時1分

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、西村(康)国務大臣から趣旨説明があった後、田島麻衣子君、猪瀬直樹君、

磯崎哲史君、岩渕友君がそれぞれ質疑をした。

日程第 1 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第 2 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第 3 防衛省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午前11時42分

○令和 5 年 4 月19日(水)

開会 午前10時 1 分

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、加藤厚生労働大臣から趣旨説明があった後、こやり隆史君、高木真理君、窪田哲也君、東徹君、芳賀道也君、倉林明子君がそれぞれ質疑をした。

日程第 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

本案は、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午後 0 時21分

○令和 5 年 4 月21日(金)

開会 午前10時 1 分

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、後藤国務大臣から趣旨説明があった後、塩村あやか君、高木かおり君、浜口誠君、井上哲士君がそれぞれ質疑をした。

日程第 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

日程第 2 仲裁法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第 3 調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第 4 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上 3 案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第 2 及び第 3 は全会一致をもって可決、日程第 4 は可決された。

日程第 5 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午後 0 時39分

○令和 5 年 4 月26日(水)

開会 午前10時 1 分

日程第 1 国務大臣の報告に関する件(「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」に関する報告について)

本件は、岸田内閣総理大臣から報告があった後、堀井巖君、宮口治子君、石川博崇君、金子道仁

君、榛葉賀津也君、山下芳生君がそれぞれ質疑をした。

日程第2 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第3 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第4 私立学校法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第5 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午後0時16分

○令和5年4月28日(金)

開会 午前10時1分

議長は、新たに当選した議員白坂亜紀君を議院に紹介した後、同君を財政金融委員に指名した。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、河野国務大臣から趣旨説明があった後、岸真紀子君、猪瀬直樹君、伊藤孝恵君、伊藤岳君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第2 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第3 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第4 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上4件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第1及び第2は承認することに決し、日程第3及び第4は可決された。

日程第5 海上運送法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第6 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、修正議決された。

日程第7 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第8 気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午前11時49分

○令和5年5月10日(水)

開会 午前10時6分

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、西村(康)国務大臣から趣旨説明があった後、石井正弘君、田島麻衣子君、平木大作君、石井章君、磯崎哲史君、岩渕友君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、消費者問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第2 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午後0時22分

○令和5年5月12日(金)

開会 午前10時1分

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案(閣法第48号)(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、齋藤法務大臣から趣旨説明があった後、牧山ひろえ君、梅村みずほ君、川合孝典君、仁比聡平君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の枠組協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第2 航空業務に関する日本国と欧州連合構成国との間の協定の特定の規定に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第3 協力及び電子的証拠の開示の強化に関するサイバー犯罪に関する条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

以上3件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第1は承認することに決し、日程第2及び第3は全会一致をもって承認することに決した。

日程第4 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、可決された。

散会 午後0時5分

○令和5年5月15日(月)

開会 午前10時1分

日程第1 道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、斉藤国土交通大臣から趣旨説明があった後、鬼木誠君、青島健太君、浜口誠君、田村智子君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前11時48分

○令和5年5月17日(水)

開会 午前10時1分

元議員溝手顕正君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに関し、議長は弔詞を朗読した。

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案(趣旨説明)

明)

本件は、日程に追加し、永岡文部科学大臣から趣旨説明があった後、古賀千景君、中条きよし君、伊藤孝恵君、吉良よし子君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第2 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午前11時41分

○令和5年5月19日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第2 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午前10時6分

○令和5年5月24日(水)

開会 午前10時1分

我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、鈴木財務大臣から趣旨説明があった後、北村経夫君、横沢高德君、矢倉克夫君、梅村聡君、大塚耕平君、小池晃君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とバーレーン王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第2 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアゼルバイジャン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第3 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルジェリア民主人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

以上3件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第1は承認することに決し、日程第2及び第3は承認することに決した。

日程第4 令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第208回国会内閣提出、第211回国会衆議院送付)

日程第5 令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第208回国会内閣提出、第211回国会衆議院送付)

日程第6 令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第208回国会内閣提出、第211回国会衆議院送付)

日程第7 令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(第208回国会内閣提出、第211回国会衆議院送付)

日程第8 令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(第208回国会内閣提出、第211回国会衆議院送付)

日程第9 令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(第208回国会内閣提出、第211回国会衆議院送付)

日程第10 令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(第208回国会内閣提出、第211回国会衆議院送付)

日程第11 令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(第208回国会内閣提出、第211回国会衆議院送付)

以上8件は、決算委員会理事から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第4、第8及び第9は承諾することに決し、日程第5は承諾することに決し、日程第6及び第10は承諾することに決し、日程第7及び第11は承諾することに決した。

散会 午後0時41分

○令和5年5月26日(金)

開会 午前10時1分

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、浜田防衛大臣から趣旨説明があった後、熊谷裕人君、金子道仁君、榎葉賀津也君、山添拓君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 放送法及び電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第2 遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第3 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午前11時32分

○令和5年5月31日(水)

開会 午前10時1分

国土審議会委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、森本真治君を指名した。

国家公務員等の任命に関する件

本件は、情報公開・個人情報保護審査会委員に野田崇君を任命することに全会一致をもって同意することに決した。

日程第1 国立健康危機管理研究機構法案(内閣提出、衆議院送付)

日程第2 国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第3 孤独・孤立対策推進法案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第4 道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第5 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

散会 午前10時53分

○令和5年6月2日(金)

開会 午前10時1分

法務委員長杉久武君解任決議案(牧山ひろえ君発議)(委員会審査省略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、牧山ひろえ君から趣旨説明があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成60、反対181にて否決された。

日程第1 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、東日本大震災復興特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

日程第3 令和五年三月予備費使用及び令和五年度予算に係る子育て関連給付金に係る差押禁止等に関する法律案(衆議院提出)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもって可決された。

散会 午前11時55分

○令和5年6月5日(月)

開会 午前10時1分

日程第1 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、河野国務大臣から趣旨説明があつた後、岸真紀子君、柳ヶ瀬裕文君、田村まみ君、伊藤岳君がそれぞれ質疑をした。

情報監視審査会の調査及び審査の報告

本件は、報告を聴取することに決し、情報監視審査会会長から報告があつた。

散会 午前11時39分

○令和5年6月7日(水)

開会 午前10時1分

永年在職議員表彰の件

本件は、議長発議により、国会議員として在職25年に達した議員世耕弘成君を院議をもって表彰することに決し、議長は、次の表彰文を朗読した。

議員世耕弘成君 君は国会議員としてその職にあること25年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功労に対しここに院議をもって表彰します

関口昌一君は、祝辞を述べた。

世耕弘成君は、謝辞を述べた。

法務大臣齋藤健君問責決議案(石橋通宏君発議)(委員会審査省略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、石橋通宏君から趣旨説明があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成61、反対183にて否決された。

日程第1 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第2 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送

付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第3 不正競争防止法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第4 新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案(第210回国会内閣提出、第211回国会衆議院送付)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、行政監視委員長から行政監視の実施の状況等に関する報告があった。

散会 午前11時36分

○令和5年6月9日(金)

開会 午前10時1分

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、齋藤法務大臣から趣旨説明があった後、福島みずほ君、清水貴之君、嘉田由紀子君、仁比聡平君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第2 二千二十二年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第3 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

以上3件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第1及び第3は全会一致をもって承認することに決し、日程第2は承認することに決した。

日程第4 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(衆議院送付)

本件は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって承認することに決した。

日程第5 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

日程第6 良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案(衆議院提出)

日程第7 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

以上両案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第6は可決、日程第7は全会一致をもって可決された。

外交・安全保障に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、外交・安全保障に関する調査会長から報告があった。

国民生活・経済及び地方に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、国民生活・経済及び地方に関する調査会長から報告があった。

原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会長から報告があった。

散会 午後1時4分

○令和5年6月14日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 令和三年度一般会計歳入歳出決算、令和三年度特別会計歳入歳出決算、令和三年度国税収納金整理資金受払計算書、令和三年度政府関係機関決算書

日程第2 令和三年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第3 令和三年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上3件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、日程第1はまず委員長報告のとおり是認することに決し、次いで全会一致をもって委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決し、日程第2は委員長報告のとおり是認することに決し、日程第3は委員長報告のとおり是認することに決した。

岸田内閣総理大臣は、本内閣に対する警告について所信を述べた。

日程第4 活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

日程第5 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

以上両案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第4は全会一致をもって可決、日程第5は可決された。

日程第6 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第7 共生社会の実現を推進するための認知症基本法案(衆議院提出)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもって可決された。

日程第8 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第9 中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

散会 午前11時15分

○令和5年6月16日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金に係る差押禁止等に関する法律案(衆議院提出)

本案は、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもって可決された。

日程第2 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(衆議院送付)

本件は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもって承認することに決した。

日程第3 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

日程第4 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案(衆議院提出)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第5 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第6 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午前10時59分

○令和5年6月21日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の報告に関する件(令和四年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告について)

本件は、松本総務大臣から報告があった後、舞立昇治君、小沢雅仁君、竹内真二君、梅村聡君、上田清司君、紙智子君がそれぞれ質疑をした。

日程第2 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

以上両案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

休憩 午後0時8分

再開 午後3時1分

裁判所の人的・物的充実に係る請願外273件の請願

本請願は、日程に追加し、法務委員長及び厚生労働委員長の報告を省略し、全会一致をもって両委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続することに全会一致をもって決した。

内閣委員会

- 一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

- 一、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

- 一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

- 一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

- 一、金融商品取引法等の一部を改正する法律案(閣法第56号)

- 一、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第57号)

- 一、財政及び金融等に関する調査

文教科科学委員会

- 一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会

一、政府開発援助等及び沖縄・北方問題対策樹立に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会

一、地方創生及びデジタル社会の形成等に関しての総合的な対策樹立に関する調査

消費者問題に関する特別委員会

一、消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査

東日本大震災復興特別委員会

一、東日本大震災復興の総合的対策に関する調査

外交・安全保障に関する調査会

一、外交・安全保障に関する調査

国民生活・経済及び地方に関する調査会

一、国民生活・経済及び地方に関する調査

資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会

一、原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査

議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨拶をした。

散会 午後3時4分

2 国務大臣の演説・報告・質疑一覧

国務大臣の演説及び質疑

演 説			質 疑	
年月日	事 項	演 説 者	月 日	質 疑 者
5. 1. 23	施政方針演説 外交演説 財政演説 経済演説	岸田内閣総理大臣 林外務大臣 鈴木財務大臣 後藤国務大臣	1. 26	水岡 俊一君(立憲) 山本 順三君(自民)
			1. 27	山口 那津男君(公明) 浅田 均君(維新) 大塚 耕平君(民主) 小池 晃君(共産) 小沼 巧君(立憲) 大家 敏志君(自民) 船後 靖彦君(れ新)

国務大臣の報告及び質疑

報 告			質 疑	
年月日	事 項	報 告 者	月 日	質 疑 者
5. 1. 24	令和三年度決算の概要について	鈴木財務大臣	同日	和田 政宗君(自民) 羽田 次郎君(立憲) 下野 六太君(公明) 石井 苗子君(維新) 芳賀 道也君(民主) 吉良 よし子君(共産) 大島 九州男君(れ新)
5. 3. 10	令和五年度地方財政計画について	松本総務大臣	同日	佐藤 啓君(自民) 野田 国義君(立憲) 片山 大介君(維新) 竹詰 仁君(民主) 伊藤 岳君(共産)
5. 3. 27	インド共和国、ウクライナ、ポーランド共和国訪問に関する報告について	岸田内閣総理大臣	同日	松川 るい君(自民) 森本 真治君(立憲) 谷合 正明君(公明) 音喜多 駿君(維新) 榛葉 賀津也君(民主) 山添 拓君(共産)
5. 4. 26	「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」に関する報告について	岸田内閣総理大臣	同日	堀井 巖君(自民) 宮口 治子君(立憲) 石川 博崇君(公明) 金子 道仁君(維新) 榛葉 賀津也君(民主) 山下 芳生君(共産)
5. 6. 21	令和四年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告について	松本総務大臣	同日	舞立 昇治君(自民) 小沢 雅仁君(立憲) 竹内 真二君(公明) 梅村 聡君(維新) 上田 清司君(民主) 紙 智子君(共産)

3 決算に対する議決

令和5年6月14日

令和三年度決算に対する議決

一、本件決算は、これを是認する。

二、内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

- 1 令和3年7月、福岡県中間市において5歳の子供が保育所の送迎用バスに置き去りにされ熱中症で亡くなる事案が発生したことを受けて、政府は同年8月、子供の出欠状況に係る保護者への確認や職員間での情報共有等の安全管理の徹底に係る通知を発出したものの、4年9月、静岡県牧之原市において3歳の子供が認定こども園の送迎用バスで亡くなる同様の事案が発生したことは、極めて遺憾である。

政府は、現場任せの対応を続けていたことで、安全管理の徹底に係る通知の発出後も送迎用バスの置き去り事案が発生したことを重く受け止め、同様の事案が二度と繰り返されることのないよう、安全装置の導入支援等を速やかに進めるとともに、バス送迎における安全管理対策を徹底すべきである。

- 2 名古屋刑務所の刑務官22名が収容中の受刑者3名に対して暴行や暴言等の不適正処遇を行い、刑務官等33名が懲戒処分等となり、このうち13名が特別公務員暴行陵虐等の容疑で書類送検されたことは、極めて遺憾である。

政府は、平成13年及び14年にも受刑者死傷事案が相次いで発生した同刑務所において、刑事施設視察委員会の意見を施設運営に適切に反映できておらず、再び刑務官による不適正処遇が繰り返されたことを重く受け止め、全国の刑務所等において再発防止策を徹底し、被収容者への不適正処遇を根絶すべきである。

- 3 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い1年延期して開催された東京オリンピック・パラリンピック競技大会について、不正行為により組織委員会の元理事らが相次いで起訴され、スポーツの価値を大きくおとしめたこと、大会経費について国として公表する仕組みがなく、組織委員会と会計検査院とで2,751億円もの相違があり、国民に十分な情報が提供されなかったことは、遺憾である。

政府は、多額の国費を投じ国を挙げて開催した大会の運営が透明性を欠く事態となったことを重く受け止め、不正行為については刑事手続等により明らかとなった事実に基づき法令上の責任を果たすとともに、今後開催される大規模な競技大会では組織委員会等のガバナンス確保や大会経費の公表等を徹底し、再発防止に万全を期すべきである。

- 4 ハラスメントは、自衛隊員相互の信頼関係を失墜させ、組織の根幹を揺るがす決して許されないものであるにもかかわらず、元女性陸上自衛官が所属していた部隊で性被害を受ける事案が発生し加害者の隊員5名が懲戒免職処分とされたこと、ハラスメントが重大な問題となっていることを受け発出された防衛大臣指示による特別防衛監察で1,000件を超えるハラスメント被害の申出があったことは、極めて遺憾である。

政府は、従来のハラスメント防止対策の効果が組織全体に行き届いていないことを重く受け止め、ハラスメント防止に係る有識者会議における検討結果等を踏まえた新たな対策を確立し、全ての自衛隊員に徹底させ、ハラスメントを一切許容しない組織環境を構築し、防衛省・自衛隊におけるハラスメントを根絶すべきである。

4 本会議決議

審議表

番号	件名	提出者	提出年月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	法務委員長杉久武君解任決議案	牧山 ひろえ君	5. 6. 1			5. 6. 2 否決	
2	法務大臣齋藤健君問責決議案	石橋 通宏君	5. 6. 6			5. 6. 7 否決	

1 委員会審議経過

内閣委員会

委員一覧（22名）

委員長	古賀 友一郎（自民）	衛藤 晟一（自民）	三浦 信祐（公明）
理事	上月 良祐（自民）	自見 はなこ（自民）	柴田 巧（維新）
理事	森屋 宏（自民）	広瀬 めぐみ（自民）	高木 かおり（維新）
理事	山田 太郎（自民）	三宅 伸吾（自民）	上田 清司（民主）
理事	小沼 巧（立憲）	山谷 えり子（自民）	井上 哲士（共産）
理事	塩田 博昭（公明）	塩村 あやか（立憲）	大島 九州男（れ新）
	有村 治子（自民）	杉尾 秀哉（立憲）	
	磯崎 仁彦（自民）	水野 素子（立憲）	（会期終了日 現在）

（１）審議概観

第211回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出5件（うち本院先議1件）及び衆議院提出2件（地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出1件）の合計7件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願19種類311件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における配偶者からの暴力等の実情に鑑み、基本方針及び都道府県基本計画の記載事項の拡充、関係者による情報交換及び被害者に対する支援内容の協議を行う協議会の法定化、接近禁止命令等について、申立てをすることができる被害者の範囲の拡大、保護命令の期間の伸長等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、精神的DVの内容、DV及び児童虐待への対応、保護命令の在り方を再検討する必要性、加害者対応の充実、民間シェルター等への支援及び相談体制の強化等について質疑が行われ、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案は、感染症の発生及びまん延の初期段階から政府対策本部が迅速かつ的確な措置を講ずる仕組み等を整備するとともに、内閣官房に感染症の発生及びまん延の防止に関する総合調整等を所掌する内閣感染症危機管理統括庁を設置しようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取し、厚生労働委員会との連合審査会を行ったほか、内閣総理大臣の出席を求め、質疑を行った。

委員会の質疑においては、新型コロナ対応の評価及び検証、統括庁の体制とその役割、

統括庁と日本版CDC等との連携、次の感染症危機に備えた保健・医療提供体制の構築、政府行動計画の見直しと今後の訓練の在り方、5類移行後における対応方針等について議論が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案は、我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、取引条件の明示を義務付ける等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、本法律案の適用範囲と取引適正化等の実効性、取引条件の明示の在り方、育児介護等への配慮義務及びハラスメント対策の具体的内容、労働者性の判断基準等について質疑が行われ、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律案は、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出の促進を図るため、医療情報に含まれる記述等の削除等により他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工した匿名加工医療情報の取扱いに関する規定を整備するとともに、匿名加工医療情報を匿名医療保険等関連情報等と連結して利用することができる状態で提供するための仕組みの創設等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、匿名加工医療情報の利用に関する現状と課題、匿名加工医療情報を扱う意義と必要な取組、不適切な情報取得事案への対応等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

孤独・孤立対策推進法案は、近時における社会の変化を踏まえ、孤独・孤立の状態にある方への支援等、孤独・孤立対策の推進を図るため、その基本理念、国等の責務、施策の基本事項、孤独・孤立対策推進本部の設置等について定めようとするものである。

委員会においては、孤独・孤立対策地域協議会の在り方、NPO、社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等への支援、地方公共団体との連携、子供や高齢者の孤独・孤立への対応策等について質疑が行われた。

また、審査に先立ち、孤独・孤立対策に取り組むNPOの視察を行った。

討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

令和五年三月予備費使用及び令和五年度予算に係る子育て関連給付金に係る差押禁止等に関する法律案は、令和5年3月予備費使用に係る子育て世帯生活支援特別給付金及び令和五年度予算に係る出産・子育て応援給付金について、その支給の趣旨に鑑み、差押えを禁止する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、提出者衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長より趣旨説明を聴取した後、予備費を使用した給付金の執行状況等について質疑が行われ、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進

に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めようとするものである。

委員会においては、発議者より趣旨説明を、修正案提出者より衆議院における修正部分の説明をそれぞれ聴取した後、衆議院修正の趣旨及び評価、男女別施設等における対応の在り方、学校教育における理解増進に向けた取組、性的マイノリティ当事者が抱える課題への対応等について、発議者のほか、当事者や関係団体を含む参考人等に対して質疑が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

2月7日、東京都において、孤独・孤立対策に関する実情調査を行った。

3月7日、内閣官房、内閣府、沖縄基地負担軽減及びワクチン接種推進の基本方針に関する件及び令和5年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算に関する件について松野国務大臣から、警察行政、領土問題及び海洋政策の基本方針に関する件及び令和5年度警察庁関係予算に関する件について谷国務大臣からそれぞれ所信及び説明を聴取した。また、経済再生、新しい資本主義、スタートアップ、新型コロナ対策・健康危機管理、全世代型社会保障改革及び経済財政政策の基本方針に関する件について後藤国務大臣から、こども政策、共生社会、女性活躍、孤独・孤立対策、少子化対策及び男女共同参画の基本方針に関する件について小倉国務大臣から、経済安全保障、知的財産戦略、科学技術政策及び宇宙政策の基本方針に関する件について高市国務大臣から、規制改革、クールジャパン戦略、アイヌ施策、国際博覧会及び行政改革の基本方針に関する件について岡田国務大臣から、食品安全及び国家公務員制度の基本方針に関する件について河野国務大臣からそれぞれ所信を聴取し、令和5年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について川本人事院総裁から説明を聴取した。

3月9日、大臣の所信等に対し、G7広島サミットの意義及び目的並びに議長国として日本が果たすべき役割、こども政策の強化に関するたたき台とこども大綱の取りまとめの日程感、会長に内閣総理大臣を充てるこども政策推進会議が発するメッセージの重要性、障害児に係る公的給付の所得制限を早期に撤廃する必要性、不登校対策の充実及び不適切指導の禁止の徹底に関する文部科学省の見解、「新サイバー犯罪条約」起草交渉において、表現の自由に抵触する被害者が実在しない創作表現規制等への対応の重要性、国家公務員における男女間賃金格差に関する情報開示の在り方、放送法に定める政治的公平の解釈に係るやりとりに関する総務省の行政文書についての高市大臣の認識、賃上げに向けた取組における「公的セクターで働く労働者」の範囲、官民ファンドにおける財務状況の抜本的改善を図るための政府の取組、新たな国家安全保障戦略を契機とした国民保護体制強化の在り方、G7広島サミットの開催に向けた警備体制の強化策、国際比較等の観点からの保育士の配置基準見直しに対する小倉大臣の見解、地域の実情に応じた保育所の定員見直し及び運営補助金に関する基準の必要性、我が国の実質賃金が低迷を続けた原因とそれが少子化問題に与えた負の影響に関する後藤大臣の見解、宇宙政策におけるJAXAの役割に鑑み、予算及び人員を拡充する必要性、いわゆる安全保障3文書に係る国会の関与及び意見聴取の在り方、防衛費の拡充に向けた財源の在り方、医療用ラジオアイソトープの国産

化等の取組状況、がん対策等への活用が期待される高速実験炉「常陽」の再稼働等を推進する必要性、経済安全保障に係るシンクタンク機能の構築に向けた取組状況、電気料金の値上がりの可能性を踏まえた物価高への追加対策の策定に向けた方針、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用により家計を一層支援する必要性、公共交通機関における全ての障害者への割引のための公的な財政負担を含めた取組の必要性に対する小倉大臣の見解、過去の科学技術・イノベーション基本計画に対する総括と第6期基本計画に対する評価、新型コロナウイルス感染症への対応における科学的エビデンスの活用に関する見解、行政事業レビューへのEBPMの導入により期待される成果、日本学術会議の在り方の検討における政府と日本学術会議の意思疎通についての見解、日本学術会議の会員等に求められる資質を法定する理由、日本学術会議法に定める科学・学術と政治との関係の在り方についての後藤大臣の認識、沖縄におけるこどもの貧困、不登校・ニートの現状と支援の在り方、沖縄のこどもを取り巻く状況を踏まえたこども家庭庁の取組、在沖縄米軍基地に対する沖縄県民の民意と沖縄が攻撃されないようにするための平和外交の必要性等の諸問題について質疑を行った。

3月17日、予算委員会から委嘱された令和5年度内閣予算等の審査を行い、米国及び欧州の蓄電池に係る税制措置や規制が我が国の蓄電池産業に与える影響、特定重要物資の供給確保計画と今後閣議決定される予定である特定社会基盤役務の基本指針との関連付けの重要性、駐日外交団車両による駐車違反問題の改善状況、男性のみを対象として出生時育児休業給付金の給付率引上げを行うとの報道に関する所見、秘書給与等の問題に対する秋本外務大臣政務官の認識、放送法の政治的公平に係る解釈に関し記載された総務省の文書をめぐる事実関係、警察活動の拠点施設の維持・整備に必要な予算確保に向けた取組、A Iホスピタルの社会実装実現のための財政的支援等の必要性、奨学金返還支援制度の利用拡大のための情報提供、重要土地等調査法における区域指定の在り方、武力攻撃事態等における沖縄県離島住民の避難体制の強化に向けた政府の取組、ストーカー加害者への精神医学的アプローチによる被害防止対策の必要性、岸田内閣が掲げる異次元の少子化対策の重点項目、若者の価値観の変化を踏まえた少子化対策、少子化対策の観点から離婚後共同親権制度を検討する必要性、放課後等デイサービスに係る次期報酬改定に当たって関係者の意見や経営実態を踏まえ検討する必要性、放課後等デイサービスに係る報酬制度を事業所の安定的な運営を保障するものに見直す必要性、放課後等デイサービスの意義や役割及びこども家庭庁における取組方針、「日本版DBS」における規制の対象職種についての議論の状況、子供を第一に考えて厳しい姿勢で「日本版DBS」を検討する必要性、公共交通機関が起こす重大事故に関して両罰規定を導入する必要性等の諸問題について質疑を行った。

4月4日、こども政策を推進するための工程表を作成する必要性、闇バイト事案等に対する監視体制の現状及び捜査共助の問題点、こども家庭庁の発足に伴うこども政策の推進についての小倉大臣の見解、保育施設に関する制度変更に際してのこども家庭庁による調整、児童の権利に関する条約を踏まえたひとり親家庭の子供が別居親と面会交流できる仕組みの必要性、保育士の処遇改善に向けた政府の取組、イギリスの例も踏まえ、我が国においても業務上過失致死傷罪に両罰規定を導入する必要性等の諸問題について質疑を行っ

た。

5月9日、母子生活支援施設における人材配置の強化を通じて特定妊婦の受入体制の強化を図る必要性、少子化対策として若い世代が結婚や出産等の多様な人生設計ができる環境を整備するための政府の具体的取組、経済安全保障重要技術育成基金を活用した事業の成果が国民に還元される見通し、女性トイレの行列解消についての小倉大臣の認識、柔道整復師の開設する施術所に「整骨院」の名称を用いることについての検討会での議論の在り方等の諸問題について質疑を行った。

5月23日、国土交通省元職員による民間企業役員人事への介入等の事案に対し徹底的かつ客観的な調査を行う必要性、発災100年に際し、関東大震災時に起きた虐殺事件に関する記録を政府として改めて精査する必要性、知的財産権の侵害等の生成AIについての課題への対応、現行の親権制度を前提として養育費受領率の達成目標を定めた理由、研究者の研究環境をめぐる課題についての政府の認識、笹子トンネル事故のような事故の再発を防止するため特殊会社に関する法整備を行うことについての松野官房長官の認識等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和5年1月26日(木) (第1回)

- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。

○令和5年3月7日(火) (第2回)

- 内閣官房、内閣府、沖縄基地負担軽減及びワクチン接種推進の基本方針に関する件及び令和5年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算に関する件について松野国務大臣から所信及び説明を聴いた。
- 警察行政、領土問題及び海洋政策の基本方針に関する件及び令和5年度警察庁関係予算に関する件について谷国務大臣から所信及び説明を聴いた。
- 経済再生、新しい資本主義、スタートアップ、新型コロナ対策・健康危機管理、全世代型社会保障改革及び経済財政政策の基本方針に関する件について後藤国務大臣から所信を聴いた。
- こども政策、共生社会、女性活躍、孤独・孤立対策、少子化対策及び男女共同参画の基本方針に関する件について小倉国務大臣から所信を聴いた。
- 経済安全保障、知的財産戦略、科学技術政策及び宇宙政策の基本方針に関する件について高市国務大臣から所信を聴いた。
- 規制改革、クールジャパン戦略、アイン施策、国際博覧会及び行政改革の基本方針に関する件について岡田国務大臣から所信を聴いた。
- 食品安全及び国家公務員制度の基本方針に関する件について河野国務大臣から所信を聴いた。
- 令和5年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について川本人事院総裁から説明を聴いた。

○令和5年3月9日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 内閣官房、内閣府、沖縄基地負担軽減及びワクチン接種推進の基本方針に関する件、警察行政、領土問題及び海洋政策の基本方針に関する件、経済再生、新しい資本主義、スタートアップ、新型コロナ対策・健康危機管理、全世代型社会保障改革及び経済財政政策の基本方針に関する件、こども政策、共生社会、女性活躍、孤独・孤立対策、少子化対策及び男女共同参画の基本方針に関する件、経済安全保障、知的財産戦略、科学技術政策及び宇宙政策の基本方針に関する件、規制改革、クー

ルジャパン戦略、アイヌ施策、国際博覧会及び行政改革の基本方針に関する件、食品安全及び国家公務員制度の基本方針に関する件及び令和５年度人事院業務概況に関する件について松野内閣官房長官、小倉国務大臣、河野国務大臣、高市国務大臣、後藤国務大臣、谷国家公安委員会委員長、岡田国務大臣、中谷経済産業副大臣、伊佐厚生労働副大臣、自見内閣府大臣政務官、高木外務大臣政務官、小野田防衛大臣政務官、政府参考人、参議院法制局当局及び国立国会図書館当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森屋宏君（自民）、山田太郎君（自民）、吉田忠智君（立憲）、柴田巧君（維新）、高木かおり君（維新）、水野素子君（立憲）、三浦信祐君（公明）、塩田博昭君（公明）、上田清司君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

○令和５年３月１７日（金）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○令和五年度一般会計予算（衆議院送付）

令和五年度特別会計予算（衆議院送付）

令和五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（国会所管）について岡田衆議院事務総長、小林参議院事務総長、吉永国立国会図書館長、鈴木裁判官弾劾裁判所事務局長及び中村裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、

（会計検査院所管）について森田会計検査院長から説明を聴いた後、

（皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管（デジタル田園都市国家構想関係経費を除く）及び内閣府所管（内閣本府（沖縄関係経費、地方創生関係経費、消費者委員会関係経費を除く）、知的財産戦略推進事務局、科学技術・イノベーション推進事務局、健康・医療戦略推進事務局、宇宙開発戦略推進事務局、総合海洋政策推進事務局、国際平和協力本部、日本学術会議、官民人材交流センター、宮内庁、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、こども家庭庁））について高市国務大臣、小倉国務大臣、谷国家公安委員会委員長、松野内閣官房長官、伊佐厚生労働副大臣、門山法務副大臣、秋本外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

三宅伸吾君（自民）、塩村あやか君（立憲）、三浦信祐君（公明）、柴田巧君（維新）、上田清司君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和５年４月４日（火）（第５回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○こども政策の推進に係る工程表作成に関する件、いわゆる闇バイト事案等への対応に関する件、こども家庭庁の発足に伴うこども政策の推進に関する件、保育施設に関する制度変更についてのこども家庭庁による調整に関する件、ひとり親家庭の子供と別居親との面会交流に関する件、保育士の処遇改善に向けた政府の取組に関する件、業務上過失致死傷罪に両罰規定を設ける必要性に関する件等について小倉内閣府特命担当大臣、後藤国務大臣、谷国家公安委員会委員長、木原内閣官房副長官、高見法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山田太郎君（自民）、杉尾秀哉君（立憲）、三浦信祐君（公明）、金子道仁君（維新）、上田清司君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第24号）

について小倉内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聞いた。

○令和5年4月6日(木) (第6回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第24号)

について小倉内閣府特命担当大臣、自見内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

広瀬めぐみ君(自民)、塩村あやか君(立憲)、塩田博昭君(公明)、高木かおり君(維新)、上田清司君(民主)、井上哲士君(共産)、大島九州男君(れ新)

(閣法第24号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、れ新

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和5年4月11日(火) (第7回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)について後藤国土大臣から趣旨説明を聞いた後、同大臣、磯崎内閣官房副長官、伊佐厚生労働副大臣、築文部科学副大臣、伊藤文部科学大臣政務官、鈴木内閣府大臣政務官、本田厚生労働大臣政務官、自見内閣府大臣政務官、小林参議院事務総長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

上月良祐君(自民)、友納理緒君(自民)、水野素子君(立憲)、杉尾秀哉君(立憲)、塩田博昭君(公明)、柴田巧君(維新)、上田清司君(民主)、井上哲士君(共産)、天島大輔君(れ新)

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和5年4月13日(木) (第8回)

○新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)について厚生労働委員会から連合審査会開会の申入れがあった場合はこれを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

国立感染症研究所感染症危機管理研究センター長 齋藤智也君

学校法人昭和大学医学部内科学講座臨床感染症学部門客員教授 二木芳人君

21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会事務局長 井上ひろみ君

〔質疑者〕

上月良祐君(自民)、小沼巧君(立憲)、三浦信祐君(公明)、高木かおり君(維新)、上田清司君(民主)、井上哲士君(共産)、大島九州男君(れ新)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)について後藤国土大臣、伊佐厚生労働副大臣、本田厚生労働大臣政務官、鈴木内閣府大臣政務官、宮本財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

神谷政幸君（自民）、小沼巧君（立憲）、三浦信祐君（公明）、高木かおり君（維新）、上田清司君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

○令和5年4月18日（火）

内閣委員会、厚生労働委員会連合審査会（第1回）

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について後藤国務大臣、加藤厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

友納理緒君（自民）、川田龍平君（立憲）、塩田博昭君（公明）、松野明美君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、大島九州男君（れ新）

本連合審査会は今回をもって終了した。

○令和5年4月18日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について後藤国務大臣、磯崎内閣官房副長官、伊佐厚生労働副大臣、鈴木内閣府大臣政務官、本田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

星北斗君（自民）、水野素子君（立憲）、塩田博昭君（公明）、柴田巧君（維新）、上田清司君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

○令和5年4月20日（木）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について岸田内閣総理大臣、後藤国務大臣、伊佐厚生労働副大臣、本田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

・質疑

〔質疑者〕

杉尾秀哉君（立憲）、高木かおり君（維新）、上田清司君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

・内閣総理大臣に対する質疑

〔質疑者〕

三宅伸吾君（自民）、水野素子君（立憲）、三浦信祐君（公明）、柴田巧君（維新）、上田清司君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

（閣法第6号）

賛成会派 自民、公明、維新、民主

反対会派 立憲、共産、れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和5年4月25日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について後藤

国務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、伊佐厚生労働副大臣、羽生田厚生労働副大臣、藤丸内閣府副大臣、畦元厚生労働大臣政務官、政府参考人、参考人日本弁護士連合会労働法制委員会事務局長菅俊治君、ユニオン出版ネットワーク副執行委員長杉村和美君及び株式会社リアル代表取締役伊達一詔君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山田太郎君（自民）、小沼巧君（立憲）、塩村あやか君（立憲）、三浦信祐君（公明）、高木かおり君（維新）、上田清司君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

○令和5年4月27日（木）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について後藤国務大臣、門山法務副大臣、畦元厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

広瀬めぐみ君（自民）、塩村あやか君（立憲）、塩田博昭君（公明）、柴田巧君（維新）、上田清司君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

（閣法第23号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、れ新

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和5年5月9日（火）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○特定妊婦の母子生活支援施設における受入体制の強化に関する件、多様な人生設計を可能にする育児休業等の少子化対策に関する件、経済安全保障重要技術育成基金の意義及び執行状況に関する件、女性トイレの行列解消に向けた政府の取組に関する件、整骨院の名称の使用に関する件等について小倉国務大臣、後藤国務大臣、高市内閣府特命担当大臣、門山法務副大臣、伊佐厚生労働副大臣、築文部科学副大臣、自見内閣府大臣政務官、宮本財務大臣政務官、本田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

塩村あやか君（立憲）、高木かおり君（維新）、上田清司君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）について高市内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和5年5月16日（火）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）について高市内閣府特命担当大臣、本田厚生労働大臣政務官、中野内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

広瀬めぐみ君（自民）、杉尾秀哉君（立憲）、三浦信祐君（公明）、柴田巧君（維新）、上田清司君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

（閣法第38号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産、れ新
なお、附帯決議を行った。

○令和5年5月23日(火) (第15回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国家公務員の再就職の適正化に関する件、発災100年に際し、関東大震災時の虐殺事件に係る記録を精査する必要性に関する件、生成AIに関する諸課題への対応に関する件、養育費受領率の達成目標に関する件、研究者の研究環境の改善策に関する件、特殊会社に対する両罰規定の在り方に関する件等について河野国務大臣、松野内閣官房長官、後藤国務大臣、谷国家公安委員会委員長、高市内閣府特命担当大臣、小倉内閣府特命担当大臣、清水国土交通大臣政務官、伊藤文部科学大臣政務官、自見内閣府大臣政務官、高見法務大臣政務官、山本文部科学大臣政務官、西田国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

水野素子君（立憲）、杉尾秀哉君（立憲）、高木かおり君（維新）、上田清司君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

- 孤独・孤立対策推進法案（閣法第36号）（衆議院送付）について小倉国務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和5年5月25日(木) (第16回)

- 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）について経済産業委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 孤独・孤立対策推進法案（閣法第36号）（衆議院送付）について小倉国務大臣、自見内閣府大臣政務官、畦元厚生労働大臣政務官、伊藤文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

上月良祐君（自民）、水野素子君（立憲）、塩村あやか君（立憲）、塩田博昭君（公明）、柴田巧君（維新）、上田清司君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

○令和5年5月30日(火)

経済産業委員会、内閣委員会連合審査会（第1回）

（経済産業委員会を参照）

○令和5年5月30日(火) (第17回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 孤独・孤立対策推進法案（閣法第36号）（衆議院送付）について小倉国務大臣、伊藤文部科学大臣政務官、畦元厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

水野素子君（立憲）、柴田巧君（維新）、上田清司君（民主）、井上哲士君（共産）、大島九州男君（れ新）

（閣法第36号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和5年6月1日(木) (第18回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和五年三月予備費使用及び令和五年度予算に係る子育て関連給付金に係る差押禁止等に関する法律案(衆第12号)(衆議院提出)について提出者衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長橋本岳君から趣旨説明を聴き、同君及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

小沼巧君(立憲)

(衆第12号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、れ新

反対会派 なし

○令和5年6月15日(木) (第19回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案(衆第13号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員新藤義孝君から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員阿部司君から説明を聴き、発議者・修正案提出者衆議院議員新藤義孝君、同國重徹君、修正案提出者衆議院議員阿部司君、同斎藤アレックス君、小倉国务大臣、政府参考人、国立国会図書館当局、参考人女性スペースを守る会事務局弁護士滝本太郎君、日本労働組合総連合会総合政策推進局長井上久美枝君、作家森奈津子君、一般社団法人性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会理事・事務局長神谷悠一君、一般社団法人fair代表理事松岡宗嗣君及び前入間市議会議員細田智也君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

有村治子君(自民)、山谷えり子君(自民)、打越さく良君(立憲)、三浦信祐君(公明)、高木かおり君(維新)、田村智子君(共産)、木村英子君(れ新)、上田清司君(民主)

(衆第13号)

賛成会派 自民、公明、維新、民主

反対会派 立憲、共産、れ新

○令和5年6月21日(水) (第20回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第13号外310件を審査した。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

総務委員会

委員一覧（25名）

委員長	河野	義博（公明）	柘植	芳文（自民）	西田	実仁（公明）
理事	佐藤	啓（自民）	長谷川	英晴（自民）	片山	大介（維新）
理事	中西	祐介（自民）	舞立	昇治（自民）	柳ヶ瀬	裕文（維新）
理事	三浦	靖（自民）	牧野	たかお（自民）	竹詰	仁（民主）
理事	小沢	雅仁（立憲）	松下	新平（自民）	伊藤	岳（共産）
理事	山本	博司（公明）	山本	順三（自民）	齊藤	健一郎（女子）
	井上	義行（自民）	岸	真紀子（立憲）	浜田	聡（女子）
	江島	潔（自民）	古賀	之士（立憲）		
	高野	光二郎（自民）	野田	国義（立憲）		（会期終了日 現在）

（１）審議概観

第211回国会において、本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案４件及び承認案件１件の合計５件であり、いずれも可決又は承認した。

また、本委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案等の審査〕

地方税法等の一部を改正する法律案は、現下の経済情勢等を踏まえ、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し、固定資産税及び不動産取得税に係る質問検査権の対象の明確化等の納税環境の整備、航空機燃料譲与税の譲与割合の特例措置の見直し等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行おうとするものである。

地方交付税法等の一部を改正する法律案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、令和５年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正を行おうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、地方一般財源総額の実質同水準ルールの今後の在り方、光熱費高騰による地方財政運営への影響と対応、地方交付税の算定方法の在り方、国から地方への抜本的な税源移譲の必要性、ふるさと納税制度の課題等について質疑が行われ、討論の後、順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決された。

地方自治法の一部を改正する法律案は、地方議会の活性化並びに地方公共団体の運営の合理化及び適正化を図るため、地方制度調査会の答申にのっとり、地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等を行うとともに、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定の整備、公金事務の私人への委託に関する制度の見直し等の措置を講ずるほか、所要の規定の整備を行おうとするものである。

委員会においては、地方議会の役割及び議員の職務等の明確化による効果並びに議員の

なり手不足対策、地方議会に係る手続のオンライン化への対応、勤勉手当の支給を始めとする会計年度任用職員の処遇改善の重要性、公金事務の私人への委託制度の見直しとオンライン納付の今後の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

放送法及び電波法の一部を改正する法律案は、近年の放送を取り巻く環境の変化を踏まえ、基幹放送事業者が事業運営の効率化を図りつつ放送の社会的役割を果たしていくことを将来にわたって確保するため、複数の地上基幹放送事業者による中継局の共同利用、複数の放送対象地域における放送番組の同一化等の柔軟な事業運営を可能とする措置を講じようとするものである。

委員会においては、ローカル局の経営状況と役割、放送番組同一化における地域性の確保、中継局の共同利用の在り方、放送法第4条と憲法第21条との整合性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（いわゆるNHK令和5年度予算）は、収支予算では一般勘定事業収支において、収入が6,440億円、支出が6,720億円で、280億円の収支不足であり、不足額は、財政安定のための繰越金の一部をもって補填することとし、事業計画では、不偏不党、自主自律を堅持し、正確な情報を公平・公正に伝えるとともに、受信料の公平負担と制度の理解促進、NHKグループ全体での業務の見直しやガバナンスの強化等に取り組むとしている。

委員会においては、公共放送の在り方、前会長が進めた経営改革の検証、受信料徴収の在り方、協会における人事制度改革、地域放送会館の整備等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

2月6日～7日、兵庫県における行財政状況、消防及び情報通信等に関する実情調査のため、委員派遣を行った。

3月7日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について松本総務大臣から所信を聴取し、令和5年度総務省関係予算に関する件について柘植総務副大臣から説明を聴取した。

また、上記委員派遣について派遣委員から報告を聴取した。

3月9日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について、令和5年度地方財政計画に込めた総務大臣の思いと今後の安定的な地方行財政運営への道筋、平成29年「行政文書の管理に関するガイドライン」改正前の総務省における文書記録管理の状況、消防職員の勤務形態に係る課題についての消防庁の認識と消防職員の団結権が認められていないことについての総務大臣所見、地方議会議員のなり手不足問題に対する総務大臣の認識、郵政民営化以前の郵便貯金の払戻し権利を失った者への救済の必要性、地方公務員における男女間賃金格差の要因と解消に向けた取組、DV等被害者の保護の観点からのJ-LISのコールセンターと関係行政機関との連携、放送法の解釈に係る総務省文書に記載がある総務省職員の心のケア及び安全保障の必要性等の質疑を行った。

3月16日、令和5年度地方財政計画に関する件について松本総務大臣から概要説明を聴取した後、尾身総務副大臣から補足説明を聴取した。

3月17日、予算委員会から委嘱を受けた、令和5年度総務省所管（公害等調整委員会を除く）の予算の審査を行い、地方自治体における統計専任職員の確保のための支援策、重度訪問介護サービス等の利用に伴う地方負担を軽減する必要性、法律の解釈について不当な政治介入を防ぐための対応策、放送法の解釈に係る政府統一見解を見直し、元に戻す必要性、知的障害のある方のマイナンバーカード申請に際し、申請者から市町村の窓口対応に関して相談等が寄せられていることに対する総務大臣の見解及び改善策、受験の時期と重なることから、1月から3月に執行される任期満了に伴う地方選挙の選挙日程を配慮することに対する総務省の見解、政策評価の見直しによる実効性確保策、これまでの政策評価で有効性が余り重要視されなかった理由、森林環境譲与税の譲与基準の見直しに関する総務大臣の所見、放送法の解釈に係る総務省文書が行政文書ファイル管理簿に登録されていないことを総務大臣が認識した時期、インターネット投票導入に向けた今後の展望等の質疑を行った。

3月28日、自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築並びに東日本大震災及び新型コロナウイルス感染症等への対応に関する決議を行った。

4月20日、デジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえた総務省の移住に関する取組、特定地域づくり事業協同組合制度の認定状況についての現状評価及び課題、対話型AIの利用に向けた総務省の見解と関係省庁による検討チームでの役割、ペットボトルの高いリサイクル率を踏まえた地方自治体の取組に対する総務大臣の評価、会計年度任用職員に対する勤勉手当等の支給の在り方、DXによって見直す選挙制度に係る事項と選挙制度の将来像についての総務大臣の所見、日本郵便株式会社の価格転嫁に関し、適切な指導・助言を行うことに対する総務大臣の見解、NHKによる割増金制度の運用と総務大臣の見解等について質疑を行った。

5月23日、マイナンバーカードをめぐる証明書の誤交付事案及び健康保険証の誤登録事案への政府の対応、国勢調査にLGBTQの視点を取り入れる必要性、郵政民営化以前の郵便貯金について権利消滅に関する記載がない定額貯金証書が存在することに対する総務省の認識、総務省が木質バイオマス発電をめぐる木材の需給状況に関する実態調査を実施することとなった背景、マイナンバーカードの券面記載事項をめぐる政府の検討状況、衆議院の選挙制度と日本の経済成長の関連性についての政府の見解と新たな選挙制度について議論する必要性等について質疑を行った。

6月13日、NHKによるインターネット活用業務に係る不適切な調達手続の問題に対する関係者の責任の明確化と処分、マイナポイント事業の問題性と同事業に係る経費、NHKにおいてインターネット活用業務に係る不適切な調達手続が行われた経緯、稟議書を承認した役員に対する再就職白紙撤回の事実と役員の任用基準の確認、次期マイナンバーカードの読み込み用機器を用いた本人確認に係る個人情報漏えいの危険性、インターネット接続機器保有におけるNHK受信料徴収は困難との意見に対する政府の見解等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和5年1月26日(木) (第1回)

- 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

○令和5年3月7日(火) (第2回)

- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について松本総務大臣から所信を聴いた。
- 令和5年度総務省関係予算に関する件について柘植総務副大臣から説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○令和5年3月9日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について松本総務大臣、柘植総務副大臣、大串デジタル副大臣、尾崎デジタル大臣政務官、中川総務大臣政務官、畦元厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参考人日本放送協会専務理事林理恵君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

中西祐介君（自民）、野田国義君（立憲）、古賀之士君（立憲）、山本博司君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、竹詰仁君（民主）、伊藤岳君（共産）、浜田聡君（女子）

○令和5年3月16日(木) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和5年度地方財政計画に関する件について松本総務大臣から概要説明を聴いた後、尾身総務副大臣から補足説明を聴いた。

○地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）

以上両案について松本総務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、尾身総務副大臣、自見内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

舞立昇治君（自民）、岸真紀子君（立憲）、山本博司君（公明）

○令和5年3月17日(金) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

○令和五年度一般会計予算（衆議院送付）

令和五年度特別会計予算（衆議院送付）

令和五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（総務省所管（公害等調整委員会を除く））について松本総務大臣、尾身総務副大臣、羽生田厚生労働副大臣、大串デジタル副大臣、中川総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤啓君（自民）、小沢雅仁君（立憲）、西田実仁君（公明）、片山大介君（維新）、竹詰仁君（民主）、伊藤岳君（共産）、浜田聡君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 参考人の出席を求めることを決定した。

○地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）

以上両案について松本総務大臣、尾身総務副大臣、里見経済産業大臣政務官、中川総務大臣政務官、政府参考人及び参考人日本郵政株式会社取締役衣川和秀君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

片山大介君（維新）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、竹詰仁君（民主）、浜田聡君（無）

○令和5年3月23日（木）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）

以上両案について松本総務大臣、和田内閣府副大臣、本田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕

岸真紀子君（立憲）、伊藤岳君（共産）

○令和5年3月28日（火）（第7回）

○地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）

以上両案について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第8号）

賛成会派 自民、公明、維新、民主

反対会派 立憲、共産、女子

（閣法第9号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産、女子

○自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築並びに東日本大震災及び新型コロナウイルス感染症等への対応に関する決議を行った。

○令和5年3月30日（木）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第1号）（衆議院送付）について松本総務大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長稲葉延雄君から説明を聴き、同大臣、国光総務大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会会長稲葉延雄君、同協会理事山名啓雄君、同協会専務理事林理恵君、同協会理事・技師長児玉圭司君、同協会専務理事伊藤浩君、同協会理事安保華子君及び同協会理事中嶋太一君に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

江島潔君（自民）、三浦靖君（自民）、古賀之士君（立憲）、小沢雅仁君（立憲）、西田実仁君（公明）、山本博司君（公明）、片山大介君（維新）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、竹詰仁君（民主）、伊藤岳君（共産）、浜田聡君（女子）

（閣承認第1号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産、女子

なお、附帯決議を行った。

○令和5年4月20日（木）（第9回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 移住促進に対する総務省の取組に関する件、特定地域づくり事業協同組合制度の現状及び課題に関する件、対話型A Iへの総務省の対応に関する件、ペットボトルのリサイクルに関する国及び地方自治体の取組に関する件、会計年度任用職員の処遇の在り方に関する件、D Xによる選挙制度の将来像に関する件、日本郵便株式会社における価格転嫁への対応に関する件、日本放送協会による割増金制度の運用に関する件等について松本総務大臣、政府参考人、参考人日本郵政株式会社常務執行役立林理君、同株式会社常務執行役西口彰人君、同株式会社取締役衣川和秀君、日本放送協会理事山名啓雄君及び同協会会長稲葉延雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

長谷川英晴君（自民）、西田実仁君（公明）、片山大介君（維新）、竹詰仁君（民主）、伊藤岳君（共産）、古賀之士君（立憲）、小沢雅仁君（立憲）、齊藤健一郎君（女子）

- 地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）について松本総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和5年4月25日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）について松本総務大臣、尾身総務副大臣、中川総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

高野光二郎君（自民）、岸真紀子君（立憲）、山本博司君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、竹詰仁君（民主）、伊藤岳君（共産）、浜田聡君（女子）

（閣法第39号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産、女子

なお、附帯決議を行った。

○令和5年5月23日（火）（第11回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- マイナンバーカードの不具合への政府の対応に関する件、国勢調査の在り方に関する件、郵便貯金の権利消滅に関する件、「木質バイオマス発電をめぐる木材の需給状況に関する実態調査」に関する件、マイナンバーカードの申請及び券面記載事項の在り方に関する件、選挙制度の在り方に関する件等について松本総務大臣、大串デジタル副大臣、柘植総務副大臣、中川総務大臣政務官、政府参考人及び参考人日本放送協会専務理事山名啓雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

野田国義君（立憲）、岸真紀子君（立憲）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、竹詰仁君（民主）、伊藤岳君（共産）、浜田聡君（女子）

- 放送法及び電波法の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）について松本総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和5年5月25日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○放送法及び電波法の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）について松本総務大臣、柘植総務副大臣、政府参考人、会計検査院当局、参考人日本放送協会理事根本拓也君、同協会専務理事山名啓雄君、同協会会長稲葉延雄君及び同協会理事・技師長寺田健二君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

三浦靖君（自民）、古賀之士君（立憲）、西田実仁君（公明）、片山大介君（維新）、竹詰仁君（民主）、伊藤岳君（共産）、齊藤健一郎君（女子）

（閣法第40号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産、女子

なお、附帯決議を行った。

○令和5年6月13日（火）（第13回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○日本放送協会によるインターネット活用業務に係る不適切な調達手続に関する件、マイナンバーカード及びマイナポイント事業に関する件、次期マイナンバーカードを用いた本人確認の在り方に関する件、日本放送協会の受信料徴収の在り方に関する件等について松本総務大臣、柘植総務副大臣、畦元厚生労働大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会会長稲葉延雄君、同協会理事山内昌彦君、同協会経営委員会委員長森下俊三君及び同協会理事根本拓也君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小沢雅仁君（立憲）、岸真紀子君（立憲）、片山大介君（維新）、竹詰仁君（民主）、伊藤岳君（共産）、浜田聡君（女子）

○令和5年6月21日（水）（第14回）

○行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○令和5年2月6日（月）、7日（火）

○兵庫県における行財政状況、消防及び情報通信等に関する実情調査

〔派遣地〕

兵庫県

〔派遣委員〕

河野義博君（公明）、佐藤啓君（自民）、中西祐介君（自民）、三浦靖君（自民）、小沢雅仁君（立憲）、山本博司君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、竹詰仁君（民主）、伊藤岳君（共産）、浜田聡君（N党）

(3) 委員会決議

―自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築並びに 東日本大震災及び新型コロナウイルス感染症等への対応に関する決議―

地方公共団体が人口減少の下で疲弊する地域経済の現状を克服し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を創造するために、政府は、自立した安定的な財政運営が可能となる地方税財政システムを確立するとともに、防災・減災の推進、東日本大震災で被災した地方公共団体の復旧・復興事業の着実な実施、さらに新型コロナウイルス感染症等への対応のため、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 一、地方公共団体が、人口減少の克服、地域経済の活性化、地域社会の維持・再生、デジタル化等の重要課題に取り組んでいくためには、地域の実情に応じた自主的かつ主体的な取組を長期間にわたって実施していく必要があることに鑑み、その実施に必要な歳出を継続的かつ安定的に地方財政計画に計上すること。
- 二、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額については、前年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、予見可能性を持って安定的に確保するとともに、社会保障関係費の自然増や感染症対策を始め地域の公衆衛生体制の確立など拡大する財政需要に合わせて充実させるように全力を尽くすこと。また、地方公共団体の人員の確保や専門性の向上に必要な国の予算の確保に万全を期すこと。
- 三、会計年度任用職員制度の運用に必要な経費については、引き続きその財源の確保に万全を期すこと。また、適正な任用・勤務条件の確保という制度導入の趣旨を十分に踏まえ、地方公共団体において適切な運用が図られるよう、実態を把握しつつ適切な助言を行うこと。
- 四、地方交付税の役割は、全ての地方公共団体が自立した安定的な財政運営を行うための財源調整機能と財源保障機能を果たすことである。この機能をより充実させるために、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税総額の充実確保を図るとともに、臨時財政対策債等の特例措置依存の現状を改め、法定率の引上げ等の制度の抜本的な見直しを含め、持続可能かつ安定的な制度実現に向け検討を進めること。
- 五、地域に必要な行政サービスの安定的な供給により住民生活の安心・安全を確保するため、普通交付税の基準財政需要額の算定に当たっては、条件不利地域や財政力の弱い地方公共団体に配慮するなど、地域の実情を十分に踏まえること。また、特別交付税については、算定方法の透明化の取組を一層推進し、あわせて、自然災害への対応、地域交通や地域医療の確保等の財政需要を的確に反映させるなど財源保障機能を強化すること。
- 六、地方交付税の原資となる税収の見積りに当たっては、特に減額による混乱を回避するため、正確を期すよう、万全の努力を払うこと。また、税収の見込額が減額される場合においては、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、国の責任において十分な補填措置を講ずること。
- 七、地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立し、安定的で充実した財源を確保できる地方税制の構築を図ること。また、減収が生ずる地方税制の見直しを行う場合には、代替の税源の確保等の措置を講ずるほか、税負担軽減措置等については、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう慎重に対処すること。とりわけ固定資産税は、市町村の基幹税目であることを踏まえ、納税者の税負担にも配慮しつつ安定的税収の確保に努めること。
- 八、ふるさと納税制度に関しては、応益性や負担分任性など地方税の性格に配慮し、制度の趣旨に沿っ

た適切な運用に向けた取組を進めること。

九、森林環境税及び森林環境譲与税については、地方公共団体が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の取組状況や地方公共団体の意見を踏まえつつ、一層効果的に活用されるよう、各団体への支援を行うとともに、森林吸収源対策推進の重要性に鑑み、必要がある場合には、森林環境譲与税の使途や譲与基準を始め、所要の見直しを行うこと。

十、地方公共団体の債務残高が巨額に上っていることを踏まえ、臨時財政対策債を始め、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう、万全の財源措置を講ずること。また、引き続き、臨時財政対策債の発行の抑制や交付税特別会計借入金の着実な償還に努め、地方財政の健全化を進めること。

十一、地方債については、財政力の弱い市町村が円滑に資金を調達できるよう、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。また、民間等資金について、引き続き資金調達手段の多様化に取り組むこと。

十二、地域医療構想及び公立病院経営強化の推進に当たっては、公立病院の病床削減・統廃合を前提とせず、地域の実情に即した地方公共団体の主体的な取組を十分に尊重するとともに、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、必要な財政措置を講ずること。

十三、光熱費を始めとする物価高騰に伴う地方公共団体の行政経費の増加については、各団体の財政運営に与える影響の把握に努め、必要がある場合には、迅速に追加的な財政措置を講ずること。

十四、マイナンバーカードの普及促進に当たっては、交付率によって、地方交付税が減額されるなどの不利益が生じることのないようにすること。また、マイナンバーカードの取得が任意であることを踏まえ、カードを取得していない住民が、必要な行政サービスを受けられなくなることをないようにすること。

十五、東日本大震災の被災地方公共団体に対しては、その復旧・復興事業の着実な実施を図るため、引き続き、所要の震災復興特別交付税額を確保する等万全の支援措置を講ずること。また、近年、住民生活の安全・安心を脅かす自然災害が多発している状況を踏まえ、防災・減災の推進及び被災地の復旧・復興のための十分な人的・財政的支援を行うこと。

十六、新型コロナウイルス感染症対策に関しては、地方公共団体が極めて重要な役割を果たしていることに鑑み、感染症法上の位置付けの変更にかかわらず、引き続き国の責任において迅速かつ十分な財政支援を行うこと。

右決議する。

法 務 委 員 会

委員一覧 (21名)

委員長	杉	久武 (公明)	山東	昭子 (自民)	福島	みずほ (立憲)
理 事	加田	裕之 (自民)	世耕	弘成 (自民)	佐々木	さやか (公明)
理 事	福岡	資麿 (自民)	田中	昌史 (自民)	清水	貴之 (維新)
理 事	牧山	ひろえ (立憲)	森	まさこ (自民)	鈴木	宗男 (維新)
理 事	谷合	正明 (公明)	山崎	正昭 (自民)	仁比	聡平 (共産)
理 事	川合	孝典 (民主)	和田	政宗 (自民)	尾辻	秀久 (無)
	古庄	玄知 (自民)	石川	大我 (立憲)	長浜	博行 (無)
						(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第211回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出9件（うち本院先議1件）及び本院議員提出2件の合計11件であり、そのうち内閣提出9件を可決した。

また、本委員会付託の請願20種類198件のうち、1種類26件を採択した。

〔法律案の審査〕

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案は、民事関係手続等の一層の迅速化及び効率化等を図り、民事関係手続等を国民がより利用しやすいものとする観点から、民事執行手続等における電子情報処理組織を使用して行うことができる申立て等の範囲の拡大、申立て等に係る書面及び裁判書等の電磁的記録化並びに映像と音声の送受信による期日における手続を行うことを可能とする規定の整備等の措置を講じようとするものである。委員会においては、システム構築の在り方やセキュリティ確保のための取組及び今後の開発の見通し、オンライン申立て等における本人サポートのための体制構築の必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

仲裁法の一部を改正する法律案、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律案及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、仲裁をめぐる諸情勢の変化に鑑み、仲裁廷が命じる暫定保全措置に基づく強制執行等の手続等を定めるとともに、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の締結に伴い、その的確な実施を確保するため、和解の仲介を行う手続において成立した国際和解合意に基づく強制執行を可能とする制度を創設するほか、認証紛争解決手続において成立した和解に基づく強制執行を可能とする制度を創設する等の措置を講じようとするものである。委員会においては、3法律案を一括して議題とし、我が国における国際仲裁及び国際調停の活性化に向けた取組、裁判外紛争解決手続の周知及び広報を充実させる必要性等について質疑が行われ、3法律案はいずれも全会一致をもって可決された。

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案は、犯罪被害者等の情報を保護するため、犯罪被

害者等の個人特定事項の記載がない起訴状抄本等を被告人に送達する措置等を導入するとともに、被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日等への出頭及び裁判の執行の確保を図るため、位置測定端末により保釈された者の位置情報を取得する制度を創設し、逃走の罪の構成要件及び法定刑を改めるなどの処罰規定の整備等を行おうとするものである。委員会においては、個人特定事項の秘匿措置による被告人の防御権侵害のおそれ、位置測定端末装着命令制度の運用の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案は、退去強制手続における送還・収容の現状に鑑み、退去強制手続を一層適切かつ実効的なものとするため、在留特別許可の申請手続の創設、収容に代わる監理措置の創設、難民認定手続中の送還停止に関する規定の見直し、難民に準じて保護すべき者に関する規定の整備等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、難民の認定等の申請をした外国人に対する適切な配慮をするものとする等との規定を追加する修正が行われた。委員会においては、本法律案に加え、石橋通宏君外３名発議の「難民等の保護に関する法律案」及び「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案」を一括して議題とし、東京出入国在留管理局を視察したほか、参考人から意見を聴取するとともに、難民認定申請中の送還停止効に例外を設けることの是非、難民認定手続の適切性及び透明性の確保策、入管収容施設における収容の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案は、強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪並びに強制性交等罪及び準強制性交等罪をそれぞれ統合した上で、不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪とするなどの要件の改正等を行い、あわせて、性犯罪について公訴時効期間を延長するほか、被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則を創設しようとするものである。なお、衆議院において、政府は、施行後５年を経過した場合において、速やかに性犯罪の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を行う等の規定等を附則に追加する修正が行われた。また、**性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案**は、性的な姿態を撮影する行為等を処罰するとともに、性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複写した物等の没収等の措置をすることを可能にしようとするものである。委員会においては、両法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、不同意性交等罪等の構成要件に係る見直しの趣旨とその判断基準、司法面接的手法による聴取の具体的な運用方針、性的姿態等撮影罪の適用範囲等について質疑が行われ、討論の後、両法律案はいずれも全会一致をもって可決された。なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付された。

このほか、**裁判所職員定員法の一部を改正する法律案**が可決された。

〔国政調査等〕

3月7日、齋藤法務大臣から法務行政の基本方針について所信を聴取するとともに、令和5年度法務省及び裁判所関係予算について門山法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴取した。

3月9日、法務行政の基本方針に対する質疑を行い、日ASEAN特別法務大臣会合の開催意義と司法外交の戦略的推進の方策、自動車運転処罰法第2条第2号の解釈と罪刑法定主義・明確性の原則の整合性、再審制度に関する法整備の必要性、法務大臣が人権問題としてLGBTに関する独自の取組を行う必要性、強制性交等罪の罪名を不同意性交等罪に改めることに関する法務大臣の見解、父母の離婚後の親権制度の在り方について早急に法案を提出する必要性、入管収容施設における常勤医師の兼業要件の緩和に関する検討状況、国際人権水準に合わせたジェンダー平等を達成する必要性等が取り上げられた。

3月17日、予算委員会から委嘱された令和5年度法務省予算等の審査を行い、刑務所出所者の就労を確保するための協力雇用主に対する政府の支援内容等、再審規定について証拠開示の法制化等の見直しを行う必要性、日本人と同性婚をしている外国人の在留審査に関する通達発出の必要性、ウクライナ避難民に対する支援についての入管庁の今後の取組、刑事収容施設等の来年度予算に向けた取組方針、宗教団体による人権侵害行為に対して法務省が果たすべき役割、入管収容施設の体制強化や見直しの取組内容について現場のルールを明文化する必要性、困難な問題を抱える女性を確実に支援する体制を構築する必要性等が取り上げられた。

4月4日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、起訴状等における被害者等の個人特定事項の秘匿措置を設ける趣旨、司法アクセス向上に向けて最高裁と日弁連の協議を再開する必要性、フィリピン残留日系人の日本国籍取得加速に向けた法務省の取組、宗教団体からの脱退の自由を宗教法人法によって保障する必要性、裁判記録保存の検討状況及び今後の予定、再審請求審における証拠開示についての法務省の認識等が取り上げられた。

4月11日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、入管庁がより良い多文化共生施策を実施する上での課題、名古屋刑務所において暴行事件が再発した理由に関する法務大臣の所見、利用者のニーズを踏まえて裁判所における女性の働く環境の更なる改善に取り組む必要性、袴田事件に関して特別抗告しないと法務大臣が報告を受けた時期、不法在留者に庇護されるべき難民をも含んでいる状況を整理して議論する必要性、平成28年の改正刑訴法附則に定める再審請求審の証拠開示に関する検討の意義等が取り上げられた。

4月18日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、袴田事件再審公判の速やかな開始のため法務大臣が検察に指導する必要性、夫婦同氏の強制により生じる不都合についての法務大臣の見解、技能実習制度の役割と課題についての法務大臣の見解、事件記録の保存・廃棄の在り方に関する有識者委員会報告書を被害者遺族へ説明する必要性、入管法改正案に送還停止効の例外規定を盛り込んだ意義及び目的、2007年以降入管施設内で発生した死亡事案について詳細を調査し公表する必要性等が取り上げられた。

4月24日、矯正行政及び出入国在留管理行政に関する実情調査のため、名古屋刑務所及び名古屋出入国在留管理局の視察を行った。

4月25日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、高齢受刑者の出所後支援のための更生保護施設等との連携等の実情、東京入管被収容者自死事案について第三者による調査

及び公表の必要性、養育費の履行確保に関する法務省及びこども家庭庁の取組、子どもに関する認証紛争解決手続の窓口を創設する必要性、知床遊覧船事故に関する捜査状況、監理団体の中立性に関する法務大臣の見解、入管収容施設被収容者の仮放免に関する法務大臣の認識等が取り上げられた。

5月11日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、名古屋刑務所職員による不適正処遇事案に対する法務大臣の見解、同性婚導入に向けた国民的コンセンサスに関する法務大臣の見解、離婚時の財産分与の除斥期間延長についての法務省における議論状況、検察の袴田事件再審公判の対応方針確定に3か月必要とする理由、法務省及び法制審議会家族法制部会における養育費受領率の達成目標の位置付け、難民認定手続中の送還停止効の見直しとノン・ルフールマン原則の整合性等が取り上げられた。

6月8日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、難民を受け入れ共に生きていく社会を目指すことについての法務大臣の見解、裁判記録に関する第三者委員会に被害者等の要望を反映させる取組の必要性、袴田事件再審公判における検察側の方針に関する法務大臣の見解、事件記録の保存・廃棄の在り方に関する有識者委員会報告書から明らかになった問題点、大阪入管の医師からアルコールが検出された問題に対する法務大臣の見解等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○令和5年3月7日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。
- 法務行政の基本方針に関する件について齋藤法務大臣から所信を聴いた。
- 令和5年度法務省及び裁判所関係予算に関する件について門山法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴いた。

○令和5年3月9日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 法務行政の基本方針に関する件について齋藤法務大臣、井上財務副大臣、伊藤文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

加田裕之君（自民）、古庄玄知君（自民）、福島みずほ君（立憲）、石川大我君（立憲）、佐々木さやか君（公明）、梅村みずほ君（維新）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）

○令和5年3月17日(金) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和五年度一般会計予算（衆議院送付）
令和五年度特別会計予算（衆議院送付）
令和五年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（裁判所所管及び法務省所管）について齋藤法務大臣、築文部科学副大臣、金子財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

田中昌史君（自民）、牧山ひろえ君（立憲）、石川大我君（立憲）、谷合正明君（公明）、鈴木宗男君（維新）、梅村みずほ君（維新）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和5年4月4日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 犯罪被害者等の情報保護に関する件、司法アクセスに関する件、フィリピン残留日系人の国籍取得に関する件、いわゆる宗教2世に関する件、裁判記録の保存に関する件、再審請求審における証拠開示に関する件等について齋藤法務大臣、築文部科学副大臣、和田内閣府副大臣、尾身総務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

古庄玄知君（自民）、牧山ひろえ君（立憲）、谷合正明君（公明）、梅村みずほ君（維新）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）

- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について齋藤法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和5年4月6日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について齋藤法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

加田裕之君（自民）、福島みずほ君（立憲）、谷合正明君（公明）、鈴木宗男君（維新）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）

（閣法第10号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産

欠席会派 無（尾辻秀久君、長浜博行君）

なお、附帯決議を行った。

○令和5年4月11日（火）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 多文化共生に向けた取組に関する件、刑務所における人権侵害に関する件、裁判所における女性用施設に関する件、袴田事件再審決定に関する件、出入国在留管理の現状に関する件、再審請求審における証拠開示に関する件等について齋藤法務大臣、高見法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

加田裕之君（自民）、牧山ひろえ君（立憲）、佐々木さやか君（公明）、鈴木宗男君（維新）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）

- 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第60号）について齋藤法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和5年4月13日（木）（第7回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

案（閣法第60号）について齋藤法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

加田裕之君（自民）、石川大我君（立憲）、佐々木さやか君（公明）、梅村みずほ君（維新）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）

（閣法第60号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産

欠席会派 無（尾辻秀久君、長浜博行君）

なお、附帯決議を行った。

○令和5年4月18日（火）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○袴田事件再審決定に関する件、選択的夫婦別氏制度に関する件、出入国在留管理の現状に関する件、裁判記録の保存に関する件、難民認定制度に関する件、入管収容施設における被収容者の死亡事案に関する件等について齋藤法務大臣、自見内閣府大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

鈴木宗男君（維新）、福島みずほ君（立憲）、谷谷正明君（公明）、加田裕之君（自民）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）

○仲裁法の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）

調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）

以上3案について齋藤法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和5年4月20日（木）（第9回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○仲裁法の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）

調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）

以上3案について齋藤法務大臣、築文部科学副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

牧山ひろえ君（立憲）、石川大我君（立憲）、梅村みずほ君（維新）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）、田中昌史君（自民）、谷谷正明君（公明）

（閣法第28号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

欠席会派 無（尾辻秀久君、長浜博行君）

（閣法第29号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産
反対会派 なし
欠席会派 無（尾辻秀久君、長浜博行君）

（閣法第30号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産
反対会派 なし
欠席会派 無（尾辻秀久君、長浜博行君）

○令和5年4月25日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 再犯防止対策に関する件、入管収容施設における被収容者の処遇に関する件、離婚後の子の養育に関する件、知床遊覧船事故の捜査に関する件、技能実習制度に関する件、入管収容施設における被収容者の死亡事案に関する件等について齋藤法務大臣、和田内閣府副大臣、石井国土交通副大臣、柘植総務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

田中昌史君（自民）、石川大我君（立憲）、佐々木さやか君（公明）、梅村みずほ君（維新）、鈴木宗男君（維新）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）

- 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第41号）（衆議院送付）について齋藤法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和5年4月27日（木）（第11回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第41号）（衆議院送付）について齋藤法務大臣、畦元厚生労働大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

古庄玄知君（自民）、福島みずほ君（立憲）、佐々木さやか君（公明）、梅村みずほ君（維新）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）

○令和5年5月9日（火）（第12回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第41号）（衆議院送付）について齋藤法務大臣、自見内閣府大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

友納理緒君（自民）、牧山ひろえ君（立憲）、福島みずほ君（立憲）、佐々木さやか君（公明）、梅村みずほ君（維新）、鈴木宗男君（維新）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）

（閣法第41号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主
反対会派 共産
欠席会派 無（尾辻秀久君、長浜博行君）

なお、附帯決議を行った。

○令和5年5月11日（木）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に関する件、L G B T施策に関する件、離婚時の財

産分与に関する件、袴田事件再審決定に関する件、養育費の支払に関する件、難民認定制度に関する件等について齋藤法務大臣、高見法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

加田裕之君（自民）、石川大我君（立憲）、佐々木さやか君（公明）、鈴木宗男君（維新）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）

○令和5年5月16日（火）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）**について齋藤法務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員沢田良君から説明を聴き、

難民等の保護に関する法律案（参第8号）

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（参第9号）

以上両案について発議者参議院議員石橋通宏君から趣旨説明を聴いた後、

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）

難民等の保護に関する法律案（参第8号）

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（参第9号）

以上3案について発議者参議院議員石橋通宏君、同山添拓君、齋藤法務大臣、柘植総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

加田裕之君（自民）、田中昌史君（自民）、牧山ひろえ君（立憲）、福島みずほ君（立憲）、石川大我君（立憲）、谷合正明君（公明）、鈴木宗男君（維新）、梅村みずほ君（維新）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）

また、3案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和5年5月18日（木）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）**

難民等の保護に関する法律案（参第8号）

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（参第9号）

以上3案について発議者参議院議員石橋通宏君、同木村英子君、同高良鉄美君、同山添拓君、齋藤法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

加田裕之君（自民）、古庄玄知君（自民）、福島みずほ君（立憲）、石川大我君（立憲）、牧山ひろえ君（立憲）、佐々木さやか君（公明）、谷合正明君（公明）、梅村みずほ君（維新）、鈴木宗男君（維新）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）

○令和5年5月23日（火）（第16回）

○**出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国**

管理に関する特例法の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）

難民等の保護に関する法律案（参第8号）

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（参第9号）

以上3案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

杏林大学総合政策学部教授 川村真理君

明治学院大学国際学部教授 阿部浩己君

国際基督教大学人道アクションネットワーク（NOHA）プログラムコーディネーター 小尾尚子君

特定非営利活動法人北関東医療相談会事務局長 長澤正隆君

〔質疑者〕

加田裕之君（自民）、牧山ひろえ君（立憲）、谷合正明君（公明）、音喜多駿君（維新）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）

○令和5年5月25日（木）（第17回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）

難民等の保護に関する法律案（参第8号）

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（参第9号）

以上3案について発議者参議院議員石橋通宏君、齋藤法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、次の参考人から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

・質疑

〔質疑者〕

田中昌史君（自民）、石川大我君（立憲）、福島みずほ君（立憲）、谷合正明君（公明）

・参考人に対する質疑

〔参考人〕

難民審査参与員 浅川晃広君

全国難民弁護団連絡会議代表 渡邊彰悟君

元仮放免者 ラマザン君

元福岡入国管理局長

公益財団法人国際人材協力機構理事 後閑厚志君

〔質疑者〕

古庄玄知君（自民）、福島みずほ君（立憲）、谷合正明君（公明）、音喜多駿君（維新）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）

・質疑

〔質疑者〕

鈴木宗男君（維新）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）

○令和5年5月30日（火）（第18回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国

管理に関する特例法の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）

難民等の保護に関する法律案（参第8号）

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（参第9号）

以上3案について発議者参議院議員石橋通宏君、齋藤法務大臣、門山法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

牧山ひろえ君（立憲）、石川大我君（立憲）、清水貴之君（維新）、鈴木宗男君（維新）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）、佐々木さやか君（公明）、加田裕之君（自民）

○令和5年6月1日（木）（第19回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）

難民等の保護に関する法律案（参第8号）

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（参第9号）

以上3案について発議者参議院議員石橋通宏君、同高良鉄美君、同木村英子君、齋藤法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

福岡資麿君（自民）、福島みずほ君（立憲）、牧山ひろえ君（立憲）、谷合正明君（公明）、清水貴之君（維新）、鈴木宗男君（維新）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）

○令和5年6月8日（木）（第20回）

○出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第48号）

賛成会派 自民、公明、維新、民主

反対会派 立憲、共産

欠席会派 無（尾辻秀久君、長浜博行君）

なお、附帯決議を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○入管収容施設における医療体制に関する件、裁判記録の保存に関する件、袴田事件再審決定に関する件、難民認定制度に関する件等について齋藤法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石川大我君（立憲）、清水貴之君（維新）、鈴木宗男君（維新）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）

○令和5年6月13日（火）（第21回）

○刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案（閣法第59号）（衆議院送付）

以上両案について齋藤法務大臣から趣旨説明を、

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員宮崎政久君から説明を聴いた。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案（閣法第59号）（衆議院送付）

以上両案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

武蔵野大学副学長

同大学大学院人間社会研究科教授 小西聖子君

大阪大学副学長

同大学大学院法学研究科教授 島岡まな君

神戸大学大学院法学研究科教授 嶋矢貴之君

大船榎本クリニック精神保健福祉部長 斉藤章佳君

〔質疑者〕

加田裕之君（自民）、福島みずほ君（立憲）、佐々木さやか君（公明）、清水貴之君（維新）、

川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案（閣法第59号）（衆議院送付）

以上両案について齋藤法務大臣、伊藤文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

友納理緒君（自民）、牧山ひろえ君（立憲）、佐々木さやか君（公明）、清水貴之君（維新）、

鈴木宗男君（維新）、川合孝典君（民主）、仁比聡平君（共産）

○令和5年6月15日（木）（第22回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案（閣法第59号）（衆議院送付）

以上両案について齋藤法務大臣、和田内閣府副大臣、築文部科学副大臣、伊藤文部科学大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

和田政宗君（自民）、古庄玄知君（自民）、牧山ひろえ君（立憲）、福島みずほ君（立憲）、佐

々木さやか君（公明）、清水貴之君（維新）、鈴木宗男君（維新）、川合孝典君（民主）、仁比

聡平君（共産）

（閣法第58号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

欠席会派 無（尾辻秀久君、長浜博行君）

（閣法第59号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

欠席会派 無（尾辻秀久君、長浜博行君）

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○令和5年6月21日（水）（第23回）

- 請願第1555号外25件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第14号外171件を審査した。
- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

外 交 防 衛 委 員 会

委員一覧（21名）

委員長	阿達	雅志（自民）	小野田	紀美（自民）	福山	哲郎（立憲）
理 事	岩本	剛人（自民）	武見	敬三（自民）	山口	那津男（公明）
理 事	佐藤	正久（自民）	中曽根	弘文（自民）	金子	道仁（維新）
理 事	小西	洋之（立憲）	堀井	巖（自民）	榛葉	賀津也（民主）
理 事	平木	大作（公明）	松川	るい（自民）	山添	拓（共産）
理 事	音喜多	駿（維新）	吉川	ゆうみ（自民）	伊波	洋一（沖縄）
	猪口	邦子（自民）	羽田	次郎（立憲）	高良	鉄美（沖縄）
						（会期終了日 現在）

（１）審議概観

第211回国会において、本委員会に付託された案件は、条約11件及び内閣提出法律案5件の合計16件であり、そのいずれも承認又は可決した。

また、本委員会付託の請願13種類230件は、いずれも保留とした。

〔条約及び法律案の審査〕

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定及び日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定は、いずれも一方の締約国の部隊が他方の締約国を訪問して協力活動を行う際の手続及び同部隊の地位等を定めるものである。日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律案及び日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案は、いずれも協定の適確な実施を確保するため、協定の実施に伴う道路運送法及び道路運送車両法の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する措置を定めるものである。委員会においては、両協定締結の意義と今後の日豪・日英防衛協力の展望、両協定における訪問部隊及び文民構成員の定義、両協定が適用される協力活動と各種事態との関係、刑事裁判権の行使と公務の定義、死刑制度の適用と被疑者引渡しに係る援助義務免除の是非、国外における自衛隊員の過失行為に関する国外犯処罰規定の在り方、両協定と日米地位協定の規定振りの相違、我が国の安全保障政策における同志国の位置付け、豪州及び英国以外の国との円滑化協定締結に向けた今後の取組等について質疑が行われ、討論の後、両協定はいずれも多数をもって承認、両法律案はいずれも多数をもって可決された。

平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の枠組協定は、我が国とアメリカ合衆国との間において、平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力に関する基本事項を包括的に定めるものである。委員会においては、日・米宇宙協力に関する枠組協定の締結の経緯、アルテミス計画の内容と日米宇宙協力の在り方、宇宙空間における日米の衛星等による情報の収集・共有等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。

航空業務に関する日本国と欧州連合構成国との間の協定の特定の規定に関する日本国と欧州連合との間の協定は、我が国とEU構成国との間の既存の二国間航空協定の特定の規定を日・EU間の航空関係の現状を踏まえた内容とすることで、航空関係の安定的な発展に向けた基盤を整備するものである。委員会においては、協定締結の意義等について質疑が行われ、討論の後、全会一致をもって承認された。

協力及び電子的証拠の開示の強化に関するサイバー犯罪に関する条約の第二追加議定書は、サイバー犯罪に関する協力及びあらゆる犯罪に関する電子的形態の証拠の収集を更に強化することを目的として、締約国の権限のある当局の間の協力、他の締約国の領域内に所在する団体等との直接の協力等に関する追加の手段について定めるものである。委員会においては、サイバー犯罪条約の適用範囲、第二追加議定書の下での迅速かつ円滑な捜査協力を行う必要性等について質疑が行われ、討論の後、全会一致をもって承認された。

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とバーレーン王国との間の協定は、投資財産設立後の内国民待遇及び最恵国待遇の原則供与を規定するとともに、公正衡平待遇義務、収用等の措置がとられた場合の補償措置、支払等の自由な移転、投資紛争の解決のための手続等を定めるものである。委員会においては、協定の締結の意義、バーレーンとのエネルギー協力に投資協定が果たす役割、投資協定におけるISDS条項の取扱い等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアゼルバイジャン共和国との間の条約は、現行の日ソ租税条約の内容をアゼルバイジャンとの間で全面的に改正し、投資所得に対する源泉地国課税の更なる軽減等について定めるものである。所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルジェリア民主人民共和国との間の条約は、二重課税の除去を目的として、投資所得に対する源泉地国課税の減免等について定めるものである。委員会においては、両条約の締結の意義、両条約に仲裁規定が盛り込まれなかった理由等について質疑が行われ、討論の後、両条約はいずれも多数をもって承認された。

調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約は、商事紛争の解決方法としての利用を促進するため、調停による国際的な和解合意の執行等に関する枠組みについて定めるものである。委員会においては、国際調停の活性化に向けた国内外における政府の取組、調停に関するシンガポール条約と経済連携協定との関係及び対内直接投資への効果等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

二千二十二年の国際コーヒー協定は、2007年の協定に代わり、国際コーヒー機関の組織、情報の交換、持続可能なコーヒー産業の実現のための国際協力及び官民連携等について定

めるものである。委員会においては、コーヒーに関する国際商品協定を締結する意義、コーヒー産業の持続可能性を確保するための国際協力の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正し、同協定の附属書一Aに違法・無報告・無規制漁業に寄与する補助金の禁止等について定める協定を追加すること等について定めるものである。委員会においては、漁業補助金協定の実効性を担保するための方法と今後の交渉における包括的な規律導入の見通し、開発途上加盟国への配慮規定の意義等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、在外公館としてイタリアに在ローマ国際機関日本政府代表部を新設するとともに、同政府代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること、在ウクライナ日本国大使館等の位置の地名を改めること、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること、在外公館に勤務する外務公務員の子教育手当の加算額の限度を改定すること、当該子教育手当の支給に係る例外規定を整備すること、外務公務員の研修員手当の支給額を改定すること等について規定するものである。委員会においては、在ローマ国際機関日本政府代表部新設の意義、在外公館の整備の必要性和位置の地名変更に係る基準、在勤基本手当の基準額引上げの経緯と今後の改定方針、子教育手当の加算額の限度改定及び例外規定の整備の意義等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

防衛省設置法の一部を改正する法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更を行うとともに、地方防衛局の所掌事務に国際協力に関する事務を追加するものである。委員会においては、防衛省・自衛隊におけるサイバー人材の確保・育成に向けた取組とサイバー防衛能力の質的向上、統合幕僚監部の体制強化が日米の指揮系統にもたらす影響、陸上自衛官の定数削減による南西地域の防衛体制への影響、FMS調達に係る諸課題を解決するための取組等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案は、我が国を含む国際社会の安全保障環境の複雑化及び装備品等の高度化に伴い、適確な調達を行うため、装備品製造等事業者の開発及び生産のための基盤を強化することを目的とするものである。委員会においては、防衛生産の基盤強化に向けた防衛省の基本姿勢、防衛産業の現状とデュアルユース技術への対応を含む将来の方向性、企業に対する支援措置と官民の癒着や不正を防止する方策、企業に対するサプライチェーン調査の内容とその実効性、防衛装備品の輸出と我が国の平和主義との関係、装備移転円滑化措置における指定装備移転支援法人の在り方、装備品の製造施設等を国が保有する際の判断基準と企業への譲渡の実現可能性、装備品等契約における秘密の保全措置の実効性等について質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取を行い、討論の後、多数をもって可決された。

〔国政調査等〕

2月16日～17日、我が国の外交、防衛等に関する実情調査のため、埼玉県、鹿児島県及び宮崎県への委員派遣を行い、航空自衛隊入間基地、海上自衛隊鹿屋航空基地、陸上自衛隊国分駐屯地、航空自衛隊下甕島分屯基地、陸上自衛隊えびの駐屯地、海上自衛隊えびの送信所等からの説明聴取、関連施設の視察、意見交換等を行った。

3月7日、外交の基本方針について林外務大臣から、国の防衛の基本方針について浜田防衛大臣から、それぞれ所信を聴取した。また、上記委員派遣について派遣委員から報告を聴取した。

3月9日、外交の基本方針及び国の防衛の基本方針について質疑を行った。

3月17日、予算委員会から委嘱された令和5年度外務省予算・防衛省予算等の審査を行い、質疑を行った。

4月11日、防衛装備移転、日中関係、陸上自衛隊ヘリコプターの事故、国民保護措置、日中防衛当局間の海空連絡メカニズム、自衛隊による下地島空港の利用、防衛省・自衛隊におけるハラスメント、沖縄県金武町の民家で銃弾が発見された事案、日米地位協定等について質疑を行った。

4月20日、陸上自衛隊ヘリコプターの事故、G7長野県軽井沢外相会合、弾道ミサイル防衛、防衛力の整備、政府安全保障能力強化支援、人権外交、多国間外交等について質疑を行った。

5月9日、国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画について林外務大臣及び浜田防衛大臣から報告を聴取した後、質疑を行った。

5月25日、G7広島サミット等について林外務大臣から報告を聴取した後、G7広島サミット等、ウクライナ情勢、クルド難民、防衛力の整備等について質疑を行った。

6月6日、日韓関係、防衛力の整備、女子差別撤廃条約選択議定書、在沖縄米軍基地問題等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和5年1月26日(木) (第1回)

- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

○令和5年3月7日(火) (第2回)

- 外交の基本方針に関する件について林外務大臣から所信を聴いた。
- 国の防衛の基本方針に関する件について浜田防衛大臣から所信を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○令和5年3月9日(木) (第3回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外交の基本方針に関する件及び国の防衛の基本方針に関する件について林外務大臣、浜田防衛大臣、磯崎内閣官房副長官、中谷経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤正久君（自民）、福山哲郎君（立憲）、小西洋之君（立憲）、羽田次郎君（立憲）、平木大

作君（公明）、鈴木宗男君（維新）、金子道仁君（維新）、榛葉賀津也君（民主）、伊波洋一君（沖縄）、山添拓君（共産）

○令和5年3月17日（金）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和五年度一般会計予算（衆議院送付）
令和五年度特別会計予算（衆議院送付）
令和五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（外務省所管、防衛省所管及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門）について林外務大臣及び浜田防衛大臣から説明を聴いた後、林外務大臣、浜田防衛大臣、磯崎内閣官房副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

堀井巖君（自民）、福山哲郎君（立憲）、小西洋之君（立憲）、平木大作君（公明）、金子道仁君（維新）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）、高良鉄美君（沖縄）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和5年3月28日（火）（第5回）

- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）について林外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和5年3月30日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）について林外務大臣、浜田防衛大臣、小野田防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

松川るい君（自民）、小西洋之君（立憲）、羽田次郎君（立憲）、平木大作君（公明）、金子道仁君（維新）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

（閣法第11号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、沖縄

反対会派 なし

○令和5年4月11日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 防衛装備移転に関する件、日中関係に関する件、陸上自衛隊ヘリコプターの事故に関する件、国民保護措置に関する件、日中防衛当局間の海空連絡メカニズムに関する件、自衛隊による下地島空港の利用に関する件、防衛省・自衛隊におけるハラスメントに関する件、沖縄県金武町の民家で銃弾が発見された事案に関する件、日米地位協定に関する件等について浜田防衛大臣、林外務大臣、磯崎内閣官房副長官、太田経済産業副大臣、宮本財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤正久君（自民）、福山哲郎君（立憲）、羽田次郎君（立憲）、平木大作君（公明）、音喜多駿君（維新）、金子道仁君（維新）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）、伊波洋一君（沖縄）、高良鉄美君（沖縄）

- 防衛省設置法の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について浜田防衛大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和5年4月13日(木) (第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 防衛省設置法の一部を改正する法律案(閣法第19号)(衆議院送付)について浜田防衛大臣、林外務大臣、磯崎内閣官房副長官、築文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

岩本剛人君(自民)、羽田次郎君(立憲)、平木大作君(公明)、金子道仁君(維新)、榛葉賀津也君(民主)、山添拓君(共産)、伊波洋一君(沖縄)

(閣法第19号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産、沖縄

なお、附帯決議を行った。

○令和5年4月20日(木) (第9回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 陸上自衛隊ヘリコプターの事故に関する件、G7長野県軽井沢外相会合に関する件、弾道ミサイル防衛に関する件、防衛力の整備に関する件、政府安全保障能力強化支援に関する件、人権外交に関する件、多国間外交に関する件等について浜田防衛大臣、林外務大臣、井野防衛副大臣、本田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

堀井巖君(自民)、福山哲郎君(立憲)、羽田次郎君(立憲)、平木大作君(公明)、金子道仁君(維新)、榛葉賀津也君(民主)、山添拓君(共産)、高良鉄美君(沖縄)

- 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)(衆議院送付)

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)(衆議院送付)

以上両件について林外務大臣から趣旨説明を聴き、

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律案(閣法第33号)(衆議院送付)

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案(閣法第34号)(衆議院送付)

以上両案について浜田防衛大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和5年4月25日(火) (第10回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)(衆議院送付)

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間

の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）

以上4案件について林外務大臣、浜田防衛大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤正久君（自民）、岩本剛人君（自民）、福山哲郎君（立憲）、小西洋之君（立憲）、平木大作君（公明）、金子道仁君（維新）、音喜多駿君（維新）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

○令和5年4月27日（木）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）

以上4案件について林外務大臣、浜田防衛大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）

以上両件をいずれも承認すべきものと議決し、

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）

以上両案をいずれも可決した。

〔質疑者〕

福山哲郎君（立憲）、羽田次郎君（立憲）、金子道仁君（維新）、榛葉賀津也君（民主）、山添拓君（共産）、高良鉄美君（沖縄）

（閣条第1号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産、沖縄

(閣条第2号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産、沖縄

(閣法第33号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産、沖縄

(閣法第34号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産、沖縄

○令和5年5月9日(火) (第12回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画に関する件について林外務大臣及び浜田防衛大臣から報告を聴いた後、浜田防衛大臣、林外務大臣、中谷経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤正久君(自民)、松川るい君(自民)、小西洋之君(立憲)、羽田次郎君(立憲)、榛葉賀津也君(民主)、平木大作君(公明)、金子道仁君(維新)、音喜多駿君(維新)、山添拓君(共産)、伊波洋一君(沖縄)

○平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の枠組協定の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)(衆議院送付)

航空業務に関する日本国と欧州連合構成国との間の協定の特定の規定に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)(衆議院送付)

協力及び電子的証拠の開示の強化に関するサイバー犯罪に関する条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)(衆議院送付)

以上3件について林外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和5年5月11日(木) (第13回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の枠組協定の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)(衆議院送付)

航空業務に関する日本国と欧州連合構成国との間の協定の特定の規定に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)(衆議院送付)

協力及び電子的証拠の開示の強化に関するサイバー犯罪に関する条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)(衆議院送付)

以上3件について林外務大臣、浜田防衛大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

羽田次郎君(立憲)、高木真理君(立憲)、金子道仁君(維新)、榛葉賀津也君(民主)、山添拓君(共産)、高良鉄美君(沖縄)

(閣条第3号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産、沖縄

(閣条第7号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、沖縄

反対会派 なし

(閣条第9号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、沖縄

反対会派 なし

○令和5年5月16日(火) (第14回)

- 投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とバーレーン王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第4号)(衆議院送付)

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアゼルバイジャン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)(衆議院送付)

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルジェリア民主人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)(衆議院送付)

以上3件について林外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和5年5月23日(火) (第15回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とバーレーン王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第4号)(衆議院送付)

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアゼルバイジャン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)(衆議院送付)

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルジェリア民主人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)(衆議院送付)

以上3件について林外務大臣、浜田防衛大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

[質疑者]

岩本剛人君(自民)、小西洋之君(立憲)、平木大作君(公明)、金子道仁君(維新)、榛葉賀津也君(民主)、山添拓君(共産)、伊波洋一君(沖縄)

(閣条第4号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、沖縄

反対会派 共産

(閣条第5号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、沖縄

反対会派 共産

(閣条第6号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、沖縄

反対会派 共産

○令和5年5月25日(木) (第16回)

- 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案(閣法第1号)(衆議院送付)について財政金融委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- G7広島サミット等に関する件について林外務大臣から報告を聴いた後、同伴、ウクライナ情勢に関する件、クルド難民に関する件、防衛力の整備に関する件等について林外務大臣、浜田防衛大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

堀井巖君(自民)、福山哲郎君(立憲)、羽田次郎君(立憲)、平木大作君(公明)、金子道仁君(維新)、榛葉賀津也君(民主)、山添拓君(共産)、高良鉄美君(沖縄)

○令和5年5月30日(火) (第17回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案(閣法第20号)(衆議院送付)について浜田防衛大臣から趣旨説明を聴いた。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案(閣法第20号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

元航空自衛隊補給本部長・空将 尾上定正君
拓殖大学教授 佐藤丙午君
武器取引反対ネットワーク(NAJAT)代表 杉原浩司君

[質疑者]

松川るい君(自民)、羽田次郎君(立憲)、平木大作君(公明)、音喜多駿君(維新)、榛葉賀津也君(民主)、山添拓君(共産)、伊波洋一君(沖縄)

○令和5年5月30日(火)

財政金融委員会、外交防衛委員会連合審査会(第1回)

(財政金融委員会を参照)

○令和5年6月1日(木) (第18回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案(閣法第20号)(衆議院送付)について浜田防衛大臣、林外務大臣、井野防衛副大臣、武井外務副大臣、井出文部科学副大臣、近藤内閣法制局長官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。

[質疑者]

佐藤正久君(自民)、平木大作君(公明)、福山哲郎君(立憲)、小西洋之君(立憲)、羽田次郎君(立憲)、音喜多駿君(維新)、榛葉賀津也君(民主)、山添拓君(共産)、伊波洋一君(沖縄)

○令和5年6月6日(火)

財政金融委員会、外交防衛委員会連合審査会(第2回)

(財政金融委員会を参照)

○令和5年6月6日(火) (第19回)

- 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案(閣法第20号)(衆議院送付)について討論の後、可決した。

(閣法第20号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産、沖縄

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日韓関係に関する件、防衛力の整備に関する件、女子差別撤廃条約選択議定書に関する件、在沖縄米軍基地問題に関する件等について浜田防衛大臣、林外務大臣、金子財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

榛葉賀津也君(民主)、小西洋之君(立憲)、金子道仁君(維新)、山添拓君(共産)、高良鉄美君(沖縄)

- 調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件(閣条第8号)(衆議院送付)

二千二十二年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)(衆議院送付)

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)(衆議院送付)

以上3件について林外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和5年6月8日(木) (第20回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件(閣条第8号)(衆議院送付)

二千二十二年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)(衆議院送付)

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)(衆議院送付)

以上3件について林外務大臣、浜田防衛大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

[質疑者]

岩本剛人君(自民)、小西洋之君(立憲)、羽田次郎君(立憲)、平木大作君(公明)、金子道仁君(維新)、榛葉賀津也君(民主)、山添拓君(共産)、伊波洋一君(沖縄)

(閣条第8号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、沖縄

反対会派 なし

(閣条第10号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、沖縄

反対会派 なし

(閣条第11号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、沖縄

反対会派 なし

○令和5年6月8日(木)

財政金融委員会、外交防衛委員会連合審査会(第3回)

(財政金融委員会を参照)

○令和5年6月21日(水)(第21回)

- 請願第15号外229件を審査した。
- 外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○令和5年2月16日(木)、17日(金)

- 我が国の外交、防衛等に関する実情調査

[派遣地]

埼玉県、鹿児島県、宮崎県

[派遣委員]

阿達雅志君(自民)、岩本剛人君(自民)、佐藤正久君(自民)、小西洋之君(立憲)、平木大作君(公明)、音喜多駿君(維新)、榛葉賀津也君(民主)、山添拓君(共産)、伊波洋一君(沖縄)

財政金融委員会

委員一覧 (25名)

委員長	酒井 庸行 (自民)	野上 浩太郎 (自民)	横山 信一 (公明)
理事	浅尾 慶一郎 (自民)	馬場 成志 (自民)	浅田 均 (維新)
理事	大家 敏志 (自民)	藤川 政人 (自民)	梅村 聡 (維新)
理事	西田 昌司 (自民)	古川 俊治 (自民)	大塚 耕平 (民主)
理事	横沢 高德 (立憲)	宮沢 洋一 (自民)	小池 晃 (共産)
理事	上田 勇 (公明)	宮本 周司 (自民)	神谷 宗幣 (無)
	岡田 直樹 (自民)	勝部 賢志 (立憲)	堂込 麻紀子 (無)
	佐藤 信秋 (自民)	柴 慎一 (立憲)	
	白坂 亜紀 (自民)	秋野 公造 (公明)	(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第211回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出 7 件及び衆議院提出 1 件（財務金融委員長提出）の合計 8 件であり、そのうち内閣提出 5 件及び衆議院提出 1 件を可決し、内閣提出 2 件を継続審査とした。

また、本委員会付託の請願13種類348件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

所得税法等の一部を改正する法律案は、持続的な経済成長や、より公平で中立的な税制の実現等の観点から、国税に関し、所要の改正を一体として行おうとするものである。

委員会においては、NISA制度の抜本的拡充及び恒久化の意義、いわゆる「一億円の壁」の問題を是正する必要性、研究開発税制の政策効果、インボイス制度導入に伴う事業者への影響、電子帳簿等保存制度の運用の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

関税定率法等の一部を改正する法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行おうとするものである。

委員会においては、輸出入に係る水際取締りの状況、税関の体制整備の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案は、株式会社国際協力銀行について、日本企業のサプライチェーン等を支える外国企業への融資、海外展開するスタートアップ企業等への出資、国際金融機関によるウクライナ向け融資への債務保証等を可能とするものである。また、**国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案**は、ウクライナの復興支援等を目的として国際復興開発銀行に設けられる基金に対し、国債による拠出を可能とする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、民業補完の原則の下での国際協力銀行の業務の在り方、ウクライナの復興支援のための基金の設立に向けた取組等について質

疑が行われ、討論の後、株式会社国際協力銀行法改正案は多数をもって、国際通貨基金及び国際復興開発銀行加盟措置法改正案は全会一致をもって、いずれも原案どおり可決された。なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付された。

我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案は、令和5年度以降における我が国の防衛力の抜本的な強化及び抜本的に強化された防衛力の安定的な維持に必要な財源を確保するため、所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、福島県に委員を派遣して地方公聴会を実施したほか、岸田内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行った。また、3度にわたり外交防衛委員会との連合審査会を行い、連合審査会においても参考人から意見を聴取した。質疑においては、防衛力の抜本的強化が必要な理由、今後5年間の防衛力整備の水準の妥当性、歳出改革の具体的な内容及び今後の見通し、決算剰余金を安定財源とみなすことの是非、更なる税外収入確保のための方策、復興特別所得税の課税期間延長等について国民の理解を得る必要性、防衛装備品に係る予算査定の内方等について議論が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律案は、民間公益活動を一層促進する等のため、目的規定に民間公益活動の自立した担い手の育成等を図ることを明記するとともに、休眠預金等に係る資金を原資とする助成等を受ける団体として、民間公益活動を行う団体等に対し助言又は派遣を行う活動支援団体を創設する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、提出者である衆議院財務金融委員長代理から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

3月7日、財政政策等の基本施策及び金融行政に関する件について鈴木財務大臣兼内閣府特命担当大臣（金融）から所信を聴取した。

3月9日、前記所信聴取に対し、通貨を発行できる国家を家計と同様に考えて財政の持続可能性を議論することの妥当性、ロシアに対する経済制裁の内容とロシア経済の現状、防衛力強化に関する財源確保に当たっての更なる情報開示の必要性、中小企業等に対する日本政策金融公庫の資金繰り支援継続の必要性、市場からの資金調達の観点から見た我が国の財政余力の限界、世界銀行に対して外貨建て国債による拠出を可能とする制度整備の趣旨及び日本の財政余力との関係性、コロナ借換保証が苦境にある中小企業を支援するために十分なスキームではない可能性、クールジャパン機構への出資金の使用状況に関する財務省の認識、政府が防衛力強化の安定財源として国債を充てない理由、現下の日本経済におけるインフレの要因及び今後の見通しに対する財務大臣の見解等について質疑を行った。

3月17日、予算委員会から委嘱された内閣府所管（金融庁）、財務省所管、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行の予算の審査を行い、NISA制度の抜本的拡充及び恒久化により期待される効果、エネルギー産業に対する超過利潤課税の創設に関する我が国の検討状況、国税庁及び税関の定員を計画的かつ継続的に増員させる必要性、財務

省におけるペーパーレス化の取組状況、脱税告発額及び覚醒剤押収量の減少を踏まえ国税庁及び税関の人員を抜本的に増員する必要性、タクシー事業者と乗客の間におけるインボイスの交付の可否によるトラブルの可能性に対する財務大臣の認識、付加価値税としての消費税が雇用や賃金に悪影響を与えるとの指摘に対する財務省の認識、GX経済移行債の具体的な発行条件の設定等に対する財務省の認識等について質疑を行った。

4月25日、独立行政法人国立印刷局に関する実情調査のため、国立印刷局東京工場を視察した。

(2) 委員会経過

○令和5年3月7日(火) (第1回)

- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。
- 財政政策等の基本施策及び金融行政に関する件について鈴木国務大臣から所信を聴いた。

○令和5年3月9日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 財政政策等の基本施策及び金融行政に関する件について鈴木国務大臣、秋野財務副大臣、和田内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西田昌司君(自民)、勝部賢志君(立憲)、横沢高德君(立憲)、上田勇君(公明)、浅田均君(維新)、大塚耕平君(民主)、小池晃君(共産)、安達澄君(無)、神谷宗幣君(無)、堂込麻紀子君(無)

- 所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)について鈴木財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和5年3月14日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)について鈴木国務大臣、秋野財務副大臣、藤丸内閣府副大臣、本田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

浅尾慶一郎君(自民)、柴愼一君(立憲)、勝部賢志君(立憲)、横山信一君(公明)

○令和5年3月16日(木) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)について鈴木国務大臣、秋野財務副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

浅田均君(維新)、大塚耕平君(民主)、小池晃君(共産)、神谷宗幣君(無)、堂込麻紀子君(無)

○令和5年3月17日(金) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和五年度一般会計予算(衆議院送付)

令和五年度特別会計予算（衆議院送付）

令和五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（内閣府所管（金融庁）、財務省所管、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行）について鈴木国務大臣から説明を聞いた後、同大臣、藤丸内閣府副大臣、秋野財務副大臣、本田厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参考人独立行政法人国立印刷局理事長大津俊哉君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

馬場成志君（自民）、勝部賢志君（立憲）、上田勇君（公明）、梅村聡君（維新）、大塚耕平君（民主）、小池晃君（共産）、神谷宗幣君（無）、堂込麻紀子君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）について鈴木国務大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕

横沢高德君（立憲）、柴愼一君（立憲）、浅田均君（維新）、梅村聡君（維新）、大塚耕平君（民主）、小池晃君（共産）、神谷宗幣君（無）、堂込麻紀子君（無）

○令和5年3月28日（火）（第6回）

○所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第2号）

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、維新、民主、共産、無（神谷宗幣君、堂込麻紀子君）

なお、附帯決議を行った。

○関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）について鈴木財務大臣から趣旨説明を聞いた。

○令和5年3月30日（木）（第7回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）について鈴木財務大臣、秋野財務副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

横沢高德君（立憲）、浅田均君（維新）、大塚耕平君（民主）、小池晃君（共産）、神谷宗幣君（無）、堂込麻紀子君（無）

（閣法第13号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、無（神谷宗幣君、堂込麻紀子君）

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和5年4月4日（火）（第8回）

○株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）

以上両案について鈴木財務大臣から趣旨説明を聞いた。

○令和5年4月6日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

○株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）

以上両案について鈴木国土大臣、政府参考人、参考人株式会社国際協力銀行代表取締役総裁林信光君及び日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

勝部賢志君（立憲）、横沢高德君（立憲）、浅田均君（維新）、梅村聡君（維新）、大塚耕平君（民主）、岩渕友君（共産）、神谷宗幣君（無）、堂込麻紀子君（無）

（閣法第14号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、無（神谷宗幣君、堂込麻紀子君）

反対会派 共産

（閣法第15号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、無（神谷宗幣君、堂込麻紀子君）

反対会派 なし

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○令和5年5月25日（木）（第10回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

○我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案（閣法第1号）（衆議院送付）について鈴木財務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、秋野財務副大臣、井野防衛副大臣、木村防衛大臣政務官、吉川外務大臣政務官、政府参考人、参考人日本銀行総裁植田和男君、同銀行理事貝塚正彰君及び同銀行業務局長上口洋司君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西田昌司君（自民）、柴愼一君（立憲）、勝部賢志君（立憲）、上田勇君（公明）、横山信一君（公明）、浅田均君（維新）、大塚耕平君（民主）、神谷宗幣君（無）、堂込麻紀子君（無）、井上哲士君（共産）

また、同法案について外交防衛委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

また、同法案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和5年5月30日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

○我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案（閣法第1号）（衆議院送付）について鈴木財務大臣、秋野財務副大臣、井野防衛副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁植田和男君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

横沢高德君（立憲）、浅田均君（維新）、大塚耕平君（民主）、井上哲士君（共産）、神谷宗幣君（無）、堂込麻紀子君（無）

○令和5年5月30日(火)

財政金融委員会、外交防衛委員会連合審査会(第1回)

- 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案(閣法第1号)(衆議院送付)について鈴木財務大臣、林外務大臣、浜田防衛大臣、秋野財務副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岩本剛人君(自民)、小西洋之君(立憲)、宮崎勝君(公明)、梅村聡君(維新)、浅田均君(維新)、大塚耕平君(民主)、山添拓君(共産)、高良鉄美君(沖縄)、神谷宗幣君(無)、堂込麻紀子君(無)

○令和5年6月1日(木)(第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案(閣法第1号)(衆議院送付)について鈴木財務大臣、秋野財務副大臣、伊佐厚生労働副大臣、木村防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、次の参考人から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

・質疑

〔質疑者〕

柴愼一君(立憲)、梅村聡君(維新)、大塚耕平君(民主)、井上哲士君(共産)、神谷宗幣君(無)、堂込麻紀子君(無)

・参考人に対する質疑

〔参考人〕

株式会社日本総合研究所調査部主席研究員 河村小百合君

元防衛事務次官

三井住友海上火災保険株式会社顧問 黒江哲郎君

東京財団政策研究所研究主幹 森信茂樹君

国立大学法人山口大学名誉教授 瀬瀬厚君

〔質疑者〕

古川俊治君(自民)、勝部賢志君(立憲)、上田勇君(公明)、浅田均君(維新)、大塚耕平君(民主)、小池晃君(共産)、神谷宗幣君(無)、堂込麻紀子君(無)

○令和5年6月6日(火)

財政金融委員会、外交防衛委員会連合審査会(第2回)

- 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案(閣法第1号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

慶應義塾大学法学部教授 細谷雄一君

防衛ジャーナリスト

獨協大学非常勤講師

法政大学兼任講師 半田滋君

〔質疑者〕

堀井巖君（自民）、福山哲郎君（立憲）、横山信一君（公明）、金子道仁君（維新）、大塚耕平君（民主）、山添拓君（共産）、高良鉄美君（沖縄）、神谷宗幣君（無）、堂込麻紀子君（無）

○令和5年6月6日（火）（第13回）

- 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案（閣法第1号）（衆議院送付）の審査のため委員派遣を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案（閣法第1号）（衆議院送付）について鈴木財務大臣、伊佐厚生労働副大臣、秋野財務副大臣、里見経済産業大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁植田和男君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

横沢高德君（立憲）、浅田均君（維新）、大塚耕平君（民主）、井上哲士君（共産）、神谷宗幣君（無）、堂込麻紀子君（無）

○令和5年6月8日（木）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案（閣法第1号）（衆議院送付）について岸田内閣総理大臣及び鈴木財務大臣に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

勝部賢志君（立憲）、梅村聡君（維新）、大塚耕平君（民主）、井上哲士君（共産）、神谷宗幣君（無）、堂込麻紀子君（無）

○令和5年6月8日（木）

財政金融委員会、外交防衛委員会連合審査会（第3回）

- 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案（閣法第1号）（衆議院送付）について浜田防衛大臣、鈴木財務大臣、秋野財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松川るい君（自民）、福山哲郎君（立憲）、小西洋之君（立憲）、宮崎勝君（公明）、金子道仁君（維新）、大塚耕平君（民主）、山添拓君（共産）、高良鉄美君（沖縄）、神谷宗幣君（無）、堂込麻紀子君（無）

本連合審査会は今回をもって終了した。

○令和5年6月13日（火）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案（閣法第1号）（衆議院送付）について鈴木財務大臣、秋野財務副大臣、井野防衛副大臣、小野田防衛大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁植田和男君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

柴愼一君（立憲）、浅田均君（維新）、大塚耕平君（民主）、井上哲士君（共産）、神谷宗幣君

(無)、堂込麻紀子君(無)

○令和5年6月15日(木)(第16回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案(閣法第1号)(衆議院送付)について鈴木財務大臣、秋野財務副大臣、井野防衛副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

横沢高德君(立憲)、勝部賢志君(立憲)、梅村聡君(維新)、大塚耕平君(民主)、井上哲士君(共産)、神谷宗幣君(無)、堂込麻紀子君(無)

(閣法第1号)

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、維新、民主、共産、無(神谷宗幣君、堂込麻紀子君)

○令和5年6月20日(火)(第17回)

○民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律案(衆第25号)(衆議院提出)について提出者衆議院財務金融委員長代理坂井学君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第25号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、無(神谷宗幣君、堂込麻紀子君)

反対会派 なし

○令和5年6月21日(水)(第18回)

○請願第21号外347件を審査した。

○金融商品取引法等の一部を改正する法律案(閣法第56号)(衆議院送付)

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第57号)(衆議院送付)

以上両案の継続審査要求書を提出することを決定した。

○財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○令和5年6月12日(月)

(地方公聴会)

○我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案(閣法第1号)の審査に資するため、現地において意見を聴取する。

[派遣地]

福島県

[派遣委員]

酒井庸行君(自民)、浅尾慶一郎君(自民)、大家敏志君(自民)、西田昌司君(自民)、横沢高德君(立憲)、上田勇君(公明)、加藤明良君(自民)、白坂亜紀君(自民)、柴愼一君(立憲)、横山信一君(公明)、梅村聡君(維新)、大塚耕平君(民主)、井上哲士君(共産)、神谷宗幣君(無)、堂込麻紀子君(無)

[公述人]

浪江町長 吉田栄光君

ドメーヌミカヅキ代表 及川恭平君

ノーモア・フクシマ

いわき市民訴訟原告団長 伊東達也君

文 教 科 学 委 員 会

委員一覧（21名）

委員長	高橋	克法（自民）	臼井	正一（自民）	宮口	治子（立憲）
理 事	赤池	誠章（自民）	櫻井	充（自民）	伊藤	孝江（公明）
理 事	今井	絵理子（自民）	末松	信介（自民）	竹内	真二（公明）
理 事	上野	通子（自民）	高橋	はるみ（自民）	中条	きよし（維新）
理 事	熊谷	裕人（立憲）	橋本	聖子（自民）	松沢	成文（維新）
理 事	伊藤	孝恵（民主）	古賀	千景（立憲）	吉良	よし子（共産）
	赤松	健（自民）	斎藤	嘉隆（立憲）	舩後	靖彦（れ新）
						（会期終了日 現在）

（１）審議概観

第211回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出４件（うち本院先議１件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願17種類298件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構により設置される放射光施設の共用を促進し、科学技術に関する研究等の基盤の強化等を図るための措置を講じようとするものである。

委員会においては、次世代放射光施設ナノテラスの活用により期待される成果、ナノテラスの安全管理方策、地域及び産業界との連携の在り方等について質疑が行われ、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

私立学校法の一部を改正する法律案は、私立学校の健全な発達に資するため、理事、理事会、監事、評議員、評議員会及び会計監査人の職務その他の学校法人の機関に関し必要な事項について定めるとともに、予算、会計その他の学校法人の管理運営に関する規定の整備等を行おうとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、私立学校の建学の精神と法改正との関係、評議員会の構成の在り方、理事会と評議員会の相互けん制等について質疑が行われ、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

著作権法の一部を改正する法律案は、立法又は行政の内部資料として必要と認められる場合等に著作物の公衆送信等を可能とする措置、著作物の利用の可否に係る著作権者の意思が確認できない場合の裁定制度を創設する等の措置及び著作権侵害に対する損害賠償額の算定の合理化を図る措置について定めようとするものである。

委員会においては、新たな裁定制度の円滑な利用に向けた工夫、本法律案による海賊版被害の救済の実効性、ＡＩの進展を踏まえた今後の著作権制度の在り方等について質疑が行われ、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付され

た。

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案は、日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度を創設するとともに、当該認定を受けた日本語教育機関において日本語教育を行う者の資格について定めようとするものである。

委員会においては、現行の法務省告示校制度の課題、日本語教師の処遇改善の必要性、外国にルーツを持つ子供に対する日本語教育の充実策等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

2月13日～14日、地方における教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する実情を調査し、もって今国会提出予定の日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案及び特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案の審査に資するため、栃木県及び宮城県に委員を派遣して現地調査を行った。

3月7日、文教科学行政の基本施策について永岡文部科学大臣から所信を、令和5年度文部科学省関係予算について築文部科学副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

また、同日、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

3月9日、文教科学行政の基本施策に関し、高等教育機関における有事の危機管理の現状と取組の推進に向けた検討状況、広島市教育委員会の平和学習教材から「はだしのゲン」を削除する事例に対する文部科学大臣の所見、学校施設の改修時における断熱化や建替時における複合化の推進に当たっての文部科学省の所見、児童生徒の「自殺ゼロ」に向けた文部科学大臣の決意、教科書選定に係る汚職事件に対して文部科学省として厳正な処分を行う必要性、大学内のハラスメントである「キャンパスハラスメント」について実態を把握する必要性、学校給食無償化の実現と教育の更なる充実に向けて教育予算を抜本的に増やす必要性、高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査の結果を踏まえた定員内不合格への対応等について質疑を行った。

3月17日、予算委員会から委嘱された令和5年度文部科学省所管予算の審査を行い、授乳期において教職員が働きやすい環境を整えるという観点からの搾乳室等の設置の必要性、教員の長時間勤務を改善する手段としての教職調整額の支給割合引上げの妥当性、定年延長を見据えた計画的な教員採用のための取組、学校教育におけるマイ・タイムライン等の防災教育の機会の確保に関する文部科学大臣の見解、いじめや不登校などに対応するスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを学校に常勤配置する必要性、文部科学省におけるヤングケアラー支援に係る予算及び具体的な取組、児童生徒の新型コロナウイルス感染症のり患後症状に関する学校等の理解を増進するための取組、医療的ケア児の保護者等の付添い状況に関する調査結果に対する文部科学大臣の見解等について質疑を行った。

4月27日、教員不足の実態が義務標準法や各都道府県の条例等に違反しているとの指摘に対する文部科学省の見解、大学生への詐欺的な投資勧誘による被害の防止対策と金融リ

テラシー教育の現状、教科書検定に係る教科用図書検定調査審議会の議事録を公開する必要性、文部科学大臣から子供に対してマスク着用は不要であるとのメッセージを示す必要性、教科書価格を適正なものとするために全ての教科書の原価計算を改めて実施する必要性、大学のハラスメント対応に関して各大学での取組・体制整備の状況を調査する必要性、不登校対策に係る文部科学省の「COCOLOプラン」等の取組状況、H3ロケットの打上げ失敗の主因等について質疑を行った。

5月23日、全ての学校において平和教育が行われることの重要性、文部科学省による教員の欠員状況に関する調査を今年度も実施する必要性、eスポーツのオリンピック種目導入に伴う商業化・肥大化の進行等への懸念に対する文部科学大臣の見解、通信制高校における不登校生徒の実態を把握する必要性、令和4年度教員勤務実態調査の結果を踏まえて抜本的な対策を講じる必要性、視覚障害者等の読書環境の整備に関して出版社側のみならず利用者である障害者側にも窓口を設置することに対する検討状況等について質疑を行った。

5月30日、文化に関する実情調査のため、独立行政法人日本芸術文化振興会国立劇場を視察した。

6月13日、文部科学省におけるウェルビーイングの定義、てんかんのある人とその家族の生活を支える教育に関する請願に対する見解、臨時的任用職員や会計年度任用職員の処遇を改善する必要性、学校司書に係る地方財政措置額に対する地方公共団体の決算額の占める割合、不登校特例校の設置を促進していくための方策、大学におけるハラスメントを防止するための根拠法の制定や学生を対象とした実態調査の必要性、私立高等学校にも公立高等学校における養護教諭の複数配置の基準を適用する必要性、インクルーシブ教育の推進に向けた検討を教員の働き方改革を含む学校教育全体の中で進める必要性等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和5年1月26日(木) (第1回)

- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

○令和5年3月7日(火) (第2回)

- 文教科学行政の基本施策に関する件について永岡文部科学大臣から所信を聴いた。
- 令和5年度文部科学省関係予算に関する件について築文部科学副大臣から説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○令和5年3月9日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 文教科学行政の基本施策に関する件について永岡文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

赤池誠章君(自民)、宮口治子君(立憲)、熊谷裕人君(立憲)、竹内真二君(公明)、松沢成文君(維新)、伊藤孝恵君(民主)、吉良よし子君(共産)、舩後靖彦君(れ新)

○令和5年3月17日(金) (第4回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○令和五年度一般会計予算（衆議院送付）

令和五年度特別会計予算（衆議院送付）

令和五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（文部科学省所管）について永岡文部科学大臣、畦元厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

今井絵理子君（自民）、古賀千景君（立憲）、斎藤嘉隆君（立憲）、竹内真二君（公明）、中条きよし君（維新）、伊藤孝恵君（民主）、吉良よし子君（共産）、舩後靖彦君（れ新）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和5年4月11日（火）（第5回）

○特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第35号）について永岡文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和5年4月13日（木）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第35号）について永岡文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

櫻井充君（自民）、熊谷裕人君（立憲）、竹内真二君（公明）、松沢成文君（維新）、伊藤孝恵君（民主）、吉良よし子君（共産）、舩後靖彦君（れ新）

（閣法第35号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、れ新

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和5年4月18日（火）（第7回）

○私立学校法の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）について永岡文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和5年4月20日（木）（第8回）

○私立学校法の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

関西学院大学前学長・同経済学部教授

大学設置・学校法人審議会学校法人分科会長 村田治君

全日本私立幼稚園連合会会長 田中雅道君

龍谷大学法学部長・教授

学校法人龍谷大学理事・評議員 丹羽徹君

〔質疑者〕

高橋はるみ君（自民）、宮口治子君（立憲）、竹内真二君（公明）、松沢成文君（維新）、伊藤孝恵君（民主）、吉良よし子君（共産）、舩後靖彦君（れ新）

○令和5年4月25日（火）（第9回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 私立学校法の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）について永岡文部科学大臣、築文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

臼井正一君（自民）、古賀千景君（立憲）、宮口治子君（立憲）、竹内真二君（公明）、松沢成文君（維新）、伊藤孝恵君（民主）、吉良よし子君（共産）、舩後靖彦君（れ新）

（閣法第21号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、れ新

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和5年4月27日（木）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 教員不足への対応に関する件、大学生の投資被害を防ぐ取組に関する件、教科書検定制度の在り方に関する件、学校におけるマスク着用に関する件、教科書の原価計算の在り方に関する件、大学におけるハラスメント対応策に関する件、不登校対策に関する件、H3ロケットの研究開発に関する件等について永岡文部科学大臣、井出文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

斎藤嘉隆君（立憲）、熊谷裕人君（立憲）、松沢成文君（維新）、伊藤孝恵君（民主）、吉良よし子君（共産）、舩後靖彦君（れ新）、竹内真二君（公明）、高橋はるみ君（自民）

○令和5年5月9日（火）（第11回）

- 著作権法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）について永岡文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和5年5月16日（火）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 著作権法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）について永岡文部科学大臣、築文部科学副大臣、吉永国立国会図書館長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

赤松健君（自民）、斎藤嘉隆君（立憲）、熊谷裕人君（立憲）、竹内真二君（公明）、中条きよし君（維新）、伊藤孝恵君（民主）、吉良よし子君（共産）、舩後靖彦君（れ新）

（閣法第51号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、れ新

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和5年5月23日（火）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 学校における平和教育に関する件、教員不足への対応に関する件、eスポーツの在り方に関する件、不登校対策に関する件、教員の働き方改革に関する件、視覚障害者等の読書環境の整備に関する件等について永岡文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

宮口治子君（立憲）、古賀千景君（立憲）、松沢成文君（維新）、伊藤孝恵君（民主）、吉良よし子君（共産）、舩後靖彦君（れ新）

- 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）について永岡文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和5年5月25日(木) (第14回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）について永岡文部科学大臣、築文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

古賀千景君（立憲）、宮口治子君（立憲）、中条きよし君（維新）、伊藤孝恵君（民主）、上野通子君（自民）、竹内真二君（公明）、吉良よし子君（共産）、舩後靖彦君（れ新）

（閣法第22号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産、れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和5年6月13日(火) (第15回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ウェルビーイングの定義に関する件、てんかんのある人の教育環境に関する件、臨時的任用教員等の処遇改善に関する件、学校司書に関する件、不登校特例校の設置促進に関する件、大学におけるハラスメント対応に関する件、私立高等学校における養護教諭の配置に関する件、インクルーシブ教育の推進に関する件等について永岡文部科学大臣、和田内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

赤池誠章君（自民）、宮口治子君（立憲）、古賀千景君（立憲）、熊谷裕人君（立憲）、金子道仁君（維新）、伊藤孝恵君（民主）、吉良よし子君（共産）、舩後靖彦君（れ新）

○令和5年6月21日(水) (第16回)

- 請願第1号外297件を審査した。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

委員派遣

○令和5年2月13日(月)、14日(火)

- 地方における教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する実情を調査し、もって今国会提出予定の日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案及び特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案の審査に資するため

〔派遣地〕

栃木県、宮城県

〔派遣委員〕

高橋克法君（自民）、赤池誠章君（自民）、今井絵理子君（自民）、上野通子君（自民）、熊谷裕人君（立憲）、伊藤孝恵君（民主）、赤松健君（自民）、臼井正一君（自民）、古賀千景君（立憲）、斎藤嘉隆君（立憲）、宮口治子君（立憲）、竹内真二君（公明）、中条きよし君（維新）、松沢成文君（維新）、吉良よし子君（共産）、舩後靖彦君（れ新）

厚生労働委員会

委員一覧 (25名)

委員長	山田	宏 (自民)	友納	理緒 (自民)	若松	謙維 (公明)
理事	こやり	隆史 (自民)	羽生田	俊 (自民)	東	徹 (維新)
理事	島村	大 (自民)	藤井	一博 (自民)	松野	明美 (維新)
理事	比嘉	奈津美 (自民)	星	北斗 (自民)	田村	まみ (民主)
理事	川田	龍平 (立憲)	本田	颯子 (自民)	芳賀	道也 (民主)
理事	山本	香苗 (公明)	石橋	通宏 (立憲)	倉林	明子 (共産)
	生稲	晃子 (自民)	打越	さく良 (立憲)	天島	大輔 (れ新)
	石田	昌宏 (自民)	高木	真理 (立憲)		
	神谷	政幸 (自民)	窪田	哲也 (公明)		(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第211回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出7件及び衆議院提出3件（厚生労働委員長3件）の合計10件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願44種類832件のうち、7種類248件を採択した。

〔法律案の審査〕

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後も引き続き予想される状況に鑑み、令和5年5月16日限りで失効する「駐留軍関係離職者等臨時措置法」及び、同年6月30日限りで失効する「国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法」の有効期限を、それぞれ5年延長しようとするものである。

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律案は、戦没者等の妻に対し、特別給付金を継続して支給する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、駐留軍等労働者の労働環境の改善に向けた取組、漁業離職者が可能な限り発生しない措置を講ずる必要性、戦没者等の妻に対する特別給付金の支給の在り方等について質疑が行われ、順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決された。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、市町村による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講じようとするものである。委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、出産に関する費用負担の在り方、医療費適正化に向けた今後の取組方針、かかりつけ医機能の具体的内容、介護情報基盤の整備による効果等について、岸田内閣総理大

臣にも出席を求め質疑を行った。討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案は、生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、食品衛生法による食品衛生基準に関する権限を厚生労働大臣から内閣総理大臣に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するとともに、関係審議会の新設及び所掌事務の見直しを行おうとするものである。委員会においては、移管を決定した理由及び感染症対策との関係、食の安全確保のためのリスク管理の在り方、持続可能な水道事業の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

国立健康危機管理研究機構法案は、感染症その他の疾患に関し、調査研究、医療の提供、人材の養成等を行うとともに、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延時において疫学調査から臨床研究までを総合的に実施し科学的知見を提供できる体制の強化を図るため、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、国立健康危機管理研究機構を設立しようとするものである。

国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、国立健康危機管理研究機構法の施行に伴い、関係法律について、所要の規定の整備を行おうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、国立感染症研究所と国立国際医療研究センターを統合する必要性、国立健康危機管理研究機構による科学的知見の提供の在り方、地方衛生研究所等の体制強化に向けた取組等について質疑が行われ、討論の後、順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決された。なお、両法律案に対し、附帯決議が付された。

新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るため、旅館業の営業者が新型インフルエンザ等感染症等の症状を呈している宿泊者等に対して感染防止対策への協力を求めることができることとするほか、旅館業その他の生活衛生関係営業等の事業譲渡に係る手続の整備等の措置を講じようとするものである。衆議院においては、法律の題名を「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」に改めるほか、宿泊拒否事由から感染防止対策への協力の求めを受けた者が正当な理由なく応じない場合を削除すること、みだりな宿泊拒否の禁止、厚生労働大臣による指針の作成の追加等の修正が行われた。委員会においては、不当な差別による宿泊拒否の禁止を徹底する必要性、指針の作成に向けた政府の対応、生活衛生関係営業等の事業譲渡に係る手続見直しの妥当性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案は、ゲノム医療が個人の身体的な特性及び病状に応じた最適な医療の提供を可能とすることにより国民の健康の保持に大きく寄与するものである一方で、その普及に当たって個人の権利利益の擁護のみならず人の尊厳の保持に関する課

題に対応する必要があることに鑑み、良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策に関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他当該施策の基本となる事項を定めようとするものである。委員会においては、提出者である衆議院厚生労働委員長から趣旨説明を聴取した後、れいわ新選組から、ゲノム情報を理由とする差別の禁止等に関する規定を追加すること等を内容とする修正案が提出された。討論の後、順次採決の結果、修正案は否決され、多数をもって原案どおり可決された。

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の一部を改正する法律案は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の実施の状況に鑑み、当該施策を集中的に実施する期間を5年間延長しようとするものである。委員会においては、提出者である衆議院厚生労働委員長から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって原案どおり可決された。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法案は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び認知症施策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、認知症施策の基本となる事項を定めること等により、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進しようとするものである。委員会においては、提出者である衆議院厚生労働委員長から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

3月7日、厚生労働行政の基本施策について加藤厚生労働大臣から所信を、令和5年度厚生労働省関係予算について伊佐厚生労働副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

3月9日、厚生労働行政の基本施策に関し、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の医療費自己負担の在り方、医療保護入院を縮小する方向に進める必要性、雇用保険財政を改善する必要性、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の介護事業者への支援方針、遺族厚生年金の受給対象者に係る基準の男女差の解消に向けた厚労大臣の所感、新型コロナウイルスワクチンの廃棄量等に関する情報を公開する必要性、平均乖離率の0.625倍を超える医薬品の薬価引下げに伴う問題に対する厚労大臣の見解、無期転換後の不利益な条件や待遇の後退を規制するルールの抜本的な見直しの必要性、1型糖尿病の正しい理解のために政府が普及啓発を進める必要性等について質疑を行った。

3月17日、予算委員会から委嘱された令和5年度厚生労働省関係予算の審査を行い、男性へのHPVワクチン定期接種化を検討する必要性、大学病院等からの医師派遣に頼らざるを得ない地域医療の改革に係る厚労大臣の所見、新型コロナウイルス感染症の第9波に向けた病床確保の対応方針、緊急小口資金等の償還免除のため自治体の税務情報を活用できる法整備を検討する必要性、雇用調整助成金の不正受給を行った全ての会社名公表及び公表基準策定の必要性、昭和23年に定められて以降原則改正されていない保育士配置基準を引き上げる必要性、保険証番号でもオンライン資格確認が可能であるにもかかわらず顔

認証付きカードリーダーの導入を事実上義務付ける理由、旧優生保護法に係る国家賠償請求訴訟において国の敗訴が続いているにもかかわらず上訴の方針を変えない理由等について質疑を行った。

4月13日、ILO基本条約のうち日本が未批准の条約の批准に向けて努力する必要性、国内において臓器移植を推進するために必要な方策、原材料価格の高騰に対応するため新たな薬価制度を構築する必要性、労働者性の判断基準を労働実態に合ったものに見直す必要性、精神保健福祉に関する令和5年度厚生科学研究の採択条件の当事者参画に係る評価基準等について質疑を行った。

5月16日、生活援助サービスが抑制される介護報酬では家族介護者の負担は軽減されないとの懸念、新型コロナウイルスワクチンの接種を一時中断し副反応の発生機序を調査する必要性、精神科病院における身体拘束件数が過去10年間で2倍に増加している要因、がん患者の緩和ケアのための医療従事者向けリーフレット等の活用推進に向けた厚労省の意気込み、薬剤耐性菌に対する抗菌薬の市場インセンティブ導入事業の意義及び費用対効果、最低賃金の目安額を示すランク区分見直しの意義、目的及び期待される効果の確認、科学的介護の推進に対する厚労大臣の見解、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴う労災保険における取扱い、性差を踏まえた安全衛生対策を労働災害防止計画の新たな重点事項とする必要性、裁量労働制における実労働時間が正確に把握できていない実態の解決に取り組む必要性等について質疑を行った。

5月23日、場所にとらわれず人と人とのつながりを重視した地域包括ケアシステムを推進する必要性、非正規滞在外国人の医療アクセスは基本的人権として保障されることの確認、生理痛に対する社会全体の理解を深める取組の必要性、多額の予算投入にもかかわらず介護ロボットの普及が進まないことに関する厚労省の所見、障害者雇用代行ビジネスに対し政府がガイドライン等を示す必要性及び現状認識、現行の健康保険証の廃止はマイナンバーカード保険証の問題を解消してからにする必要性、高年齢者雇用安定法等の趣旨に反する継続雇用制度の運用状況への懸念、次期障害福祉サービス報酬改定における処遇改善加算増へ向けた厚労大臣の決意等について質疑を行った。

6月1日、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後もワクチン接種を継続する根拠、就労継続支援B型事業所における利用者の工賃の妥当性、医療的ケア児支援センターに当事者や家族を配置することを検討する必要性、地方の医薬品製造施設に対して一定の範囲で国の直接指導などの監督強化を行う必要性、離島における血液製剤の安定供給体制の確保のための政府の取組と責任、少子化対策の財源とするため社会保険料に上乗せすることの是非、出産費用の保険適用による負担軽減効果及び導入によるサービス内容の一律化への懸念、介護保険部会において介護職員数の推移や離職等の実態を資料で明示して議論する必要性、現行の健康保険証廃止の方針を凍結する必要性等について質疑を行った。

6月8日、臓器移植に関する件及び戦没者の遺骨収集事業に関する件について、加藤厚生労働大臣から臓器移植の実施状況等及び戦没者の遺骨収集事業の実施状況等について報告を聴取した後、ゲノム情報による不当な差別や社会的不利益を防止するための法整備の必要性、ロシアにおける戦没者の遺骨収集事業に関する現状及び予算の確保状況等の確認、過去に発生した日本人ではない遺骨との取り違え事例に対する反省点及び教訓、生活衛生

関係営業対策事業における補助金支出の適切性に係る厚労大臣の見解、AMEDの事業目標と現状の乖離及び新型コロナウイルスワクチン開発遅れの責任に対する厚労大臣の受け止め、出生前検査に対する国の方針を明らかにするとともに国民に適切な情報発信を行う必要性、ゲノム情報の保護や差別防止の取組に向けた議論の場を早急に設ける必要性、障害児への歯科医療の在り方に対する厚労省の見解、医療や介護の現場で継続的な賃金の引き上げが可能となるような報酬改定を行う必要性、健康保険証廃止後の当分の間は資格確認書を一律かつ無条件に交付する運用を行う必要性等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和5年3月7日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。
- 厚生労働行政の基本施策に関する件について加藤厚生労働大臣から所信を聴いた。
- 令和5年度厚生労働省関係予算に関する件について伊佐厚生労働副大臣から説明を聴いた。

○令和5年3月9日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 厚生労働行政の基本施策に関する件について加藤厚生労働大臣、和田内閣府副大臣、羽生田厚生労働副大臣、伊佐厚生労働副大臣、本田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

星北斗君(自民)、川田龍平君(立憲)、若松謙維君(公明)、窪田哲也君(公明)、東徹君(維新)、松野明美君(維新)、芳賀道也君(民主)、倉林明子君(共産)、天島大輔君(れ新)

○令和5年3月17日(金) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和五年度一般会計予算(衆議院送付)
- 令和五年度特別会計予算(衆議院送付)
- 令和五年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(厚生労働省所管)について加藤厚生労働大臣、伊藤文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

生稲晃子君(自民)、打越さく良君(立憲)、高木真理君(立憲)、山本香苗君(公明)、東徹君(維新)、芳賀道也君(民主)、倉林明子君(共産)、天島大輔君(れ新)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和5年3月28日(火) (第4回)

- 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)
 - 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)
- 以上両案について加藤厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和5年3月30日(木) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一

部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）
以上両案について加藤厚生労働大臣、伊佐厚生労働副大臣、木村防衛大臣政務官、角田農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

比嘉奈津美君（自民）、川田龍平君（立憲）、窪田哲也君（公明）、松野明美君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）

（閣法第3号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、れ新

反対会派 なし

（閣法第4号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、れ新

反対会派 なし

○令和5年4月13日（木）（第6回）

○理事の補欠選任を行った。

○新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について内閣委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○ILO条約への対応に関する件、臓器移植に関する件、薬価に関する件、労働基準監督行政に関する件、精神保健医療福祉施策に関する件等について加藤厚生労働大臣、自見内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石橋通宏君（立憲）、東徹君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）

○令和5年4月18日（火）

内閣委員会、厚生労働委員会連合審査会（第1回）

（内閣委員会を参照）

○令和5年4月20日（木）（第7回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について加藤厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、和田内閣府副大臣、伊佐厚生労働副大臣、小野田防衛大臣政務官、自見内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石田昌宏君（自民）、星北斗君（自民）、高木真理君（立憲）、打越さく良君（立憲）、若松謙維君（公明）、東徹君（維新）、芳賀道也君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和5年4月25日（火）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案

（閣法第16号）（衆議院送付）について加藤厚生労働大臣、伊藤文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

神谷政幸君（自民）、古川俊治君（自民）、川田龍平君（立憲）、石橋通宏君（立憲）、山本香苗君（公明）、窪田哲也君（公明）、東徹君（維新）、松野明美君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）

○令和5年4月27日（木）（第9回）

- 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

一般社団法人日本経済団体連合会専務理事 井上隆君
株式会社ニッセイ基礎研究所主任研究員 三原岳君
早稲田大学理事・法学学術院教授 菊池馨実君
全日本民主医療機関連合会社会保障政策部担当役員 山本淑子君

〔質疑者〕

比嘉奈津美君（自民）、打越さく良君（立憲）、窪田哲也君（公明）、東徹君（維新）、芳賀道也君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）

○令和5年5月9日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について岸田内閣総理大臣、加藤厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

- ・内閣総理大臣に対する質疑

〔質疑者〕

藤井一博君（自民）、打越さく良君（立憲）、若松謙維君（公明）、東徹君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）

- ・質疑

〔質疑者〕

石橋通宏君（立憲）、高木真理君（立憲）、東徹君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）

○令和5年5月11日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について加藤厚生労働大臣、自見内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

川田龍平君（立憲）、松野明美君（維新）、芳賀道也君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）

（閣法第16号）

賛成会派 自民、公明、民主

反対会派 立憲、維新、共産、れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和5年5月16日(火) (第12回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○介護保険制度に関する件、精神保健医療福祉施策に関する件、新型コロナウイルス感染症のワクチンに関する件、女性の健康に関する件、医薬品行政に関する件、労災保険制度に関する件、最低賃金に関する件、労働安全衛生対策に関する件、労働時間法制に関する件等について加藤厚生労働大臣、伊佐厚生労働副大臣、秋野財務副大臣、柳本環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

打越さく良君（立憲）、川田龍平君（立憲）、天島大輔君（れ新）、生稲晃子君（自民）、若松謙維君（公明）、窪田哲也君（公明）、東徹君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）

○生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）について加藤厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和5年5月18日(木) (第13回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）について加藤厚生労働大臣、大串内閣府副大臣、伊佐厚生労働副大臣、豊田国土交通副大臣、小林環境副大臣、古川国土交通大臣政務官、本田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

高木真理君（立憲）、川田龍平君（立憲）、東徹君（維新）、倉林明子君（共産）、天島大輔君（れ新）、島村大君（自民）、山本香苗君（公明）、芳賀道也君（民主）

（閣法第45号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産、れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和5年5月23日(火) (第14回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○地域包括ケアシステムに関する件、非正規滞在外国人の基本的人権に関する件、女性の健康に関する件、介護分野のデジタル化に関する件、障害者雇用対策に関する件、医療分野のデジタル化に関する件、高年齢者雇用対策に関する件、障害者支援策に関する件等について加藤厚生労働大臣、門山法務副大臣、豊田国土交通副大臣、築文部科学副大臣、伊藤文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石田昌宏君（自民）、石橋通宏君（立憲）、山本香苗君（公明）、東徹君（維新）、松野明美君（維新）、芳賀道也君（民主）、倉林明子君（共産）、天島大輔君（れ新）

○国立健康危機管理研究機構法案（閣法第49号）（衆議院送付）

国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）

以上両案について加藤厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和5年5月25日(木) (第15回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○国立健康危機管理研究機構法案（閣法第49号）（衆議院送付）

国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）

以上両案について加藤厚生労働大臣、本田厚生労働大臣政務官、鈴木内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人国立研究開発法人国立国際医療研究センター理事長國土典宏君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

川田龍平君（立憲）、高木真理君（立憲）、若松謙維君（公明）、東徹君（維新）、松野明美君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）、こやり隆史君（自民）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）について地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○令和5年5月30日（火）（第16回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国立健康危機管理研究機構法案（閣法第49号）（衆議院送付）

国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）

以上両案について加藤厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

川田龍平君（立憲）、打越さく良君（立憲）、松野明美君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）

（閣法第49号）

賛成会派 自民、公明、維新、民主

反対会派 立憲、共産、れ新

（閣法第50号）

賛成会派 自民、公明、維新、民主

反対会派 立憲、共産、れ新

なお、両案について附帯決議を行った。

○令和5年5月31日（水）

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会、厚生労働委員会連合審査会（第1回）

（地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会を参照）

○令和5年6月1日（木）（第17回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○新型コロナウイルス感染症のワクチンに関する件、障害者支援策に関する件、医療的ケア児支援策に関する件、後発医薬品に関する件、血液製剤に関する件、少子化対策に関する件、医療保険制度に関する件、介護人材確保対策に関する件、医療分野のデジタル化に関する件等について加藤厚生

労働大臣、伊佐厚生労働副大臣、自見内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

川田龍平君（立憲）、高木真理君（立憲）、舩後靖彦君（れ新）、星北斗君（自民）、窪田哲也君（公明）、東徹君（維新）、松野明美君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）

- 新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案（第210回国会閣法第6号）（衆議院送付）について加藤厚生労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員上野賢一郎君から説明を聴いた。

○令和5年6月6日（火）（第18回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案（第210回国会閣法第6号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員中島克仁君、同田中健君、同佐藤英道君、加藤厚生労働大臣、伊佐厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

打越さく良君（立憲）、川田龍平君（立憲）、東徹君（維新）、芳賀道也君（民主）、倉林明子君（共産）、天島大輔君（れ新）、藤井一博君（自民）、山本香苗君（公明）

（第210回国会閣法第6号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和5年6月8日（木）（第19回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 臓器移植に関する件及び戦没者の遺骨収集事業に関する件について加藤厚生労働大臣から報告を聴いた後、ゲノム医療に関する件、戦没者の遺骨収集事業に関する件、生活衛生関係営業に関する件、医薬品・医療機器の研究開発に関する件、母子保健施策に関する件、歯科保健医療に関する件、賃上げ促進に関する件、医療分野のデジタル化に関する件等について加藤厚生労働大臣、門山法務副大臣、羽生田厚生労働副大臣、藤丸内閣府副大臣、自見内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

打越さく良君（立憲）、川田龍平君（立憲）、石橋通宏君（立憲）、東徹君（維新）、松野明美君（維新）、天島大輔君（れ新）、島村大君（自民）、若松謙維君（公明）、倉林明子君（共産）

- 良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案（衆第18号）（衆議院提出）について提出者衆議院厚生労働委員長三ッ林裕巳君から趣旨説明を聴き、討論の後、可決した。

（衆第18号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 れ新

- 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の一部を改正する法律案（衆第19号）（衆議院提出）について提出者衆議院厚生労働委員長三ッ林裕巳君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第19号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、れ新

反対会派 なし

○令和5年6月13日(火) (第20回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 共生社会の実現を推進するための認知症基本法案(衆第24号)(衆議院提出)について提出者衆議院厚生労働委員長三ッ林裕巳君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第24号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、れ新

反対会派 なし

○令和5年6月21日(水) (第21回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第28号外247件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第17号外583件を審査した。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

農 林 水 産 委 員 会

委員一覧 (21名)

委員長	山下	雄平 (自民)	滝波	宏文 (自民)	田名部	匡代 (立憲)
理 事	堂故	茂 (自民)	藤木	眞也 (自民)	下野	六太 (公明)
理 事	船橋	利実 (自民)	山田	俊男 (自民)	安江	伸夫 (公明)
理 事	宮崎	雅夫 (自民)	山本	啓介 (自民)	串田	誠一 (維新)
理 事	徳永	エリ (立憲)	若林	洋平 (自民)	紙	智子 (共産)
理 事	舟山	康江 (民主)	石垣	のりこ (立憲)	須藤	元気 (無)
	加藤	明良 (自民)	大椿	ゆうこ (立憲)	寺田	静 (無)
						(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第211回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願4種類65件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案は、昨今の水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に鑑み、現行法の有効期限を5年間延長しようとするものである。委員会では、有効期限を延長する考え方、原材料確保の困難化への対応等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、違法伐採に係る木材等の流通を抑制するため、川上・水際の木材関連事業者に合法性の確認等を義務付ける等の措置を講じようとするものである。委員会では、違法木材対策の効果、事業者登録の推進、制度周知の必要性等について質疑が行われ、討論の後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案は、漁港施設等を有効活用することにより水産物の消費増進等に寄与する漁港施設等活用事業制度を創設するほか、併せて漁業協同組合等の員外利用制限の特例を設ける等の措置を講じようとするものである。委員会では、法改正による海業推進の効果、漁港施設を追加する意義、漁港協力団体制度の運用等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案は、遊漁船業者の登録制度の厳格化等により、遊漁船業の安全性の向上を図るほか、地域の水産業との調和に寄与する協議会制度を創設しようとするものである。委員会では、厳格化した登録制度の運用、安全運航確保の取組、協議会の運営等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

令和5年3月7日、令和5年度の農林水産行政の基本施策に関する件について野村農林水産大臣から所信を聴取し、3月9日、これに対し、食料・農業・農村政策の新たな展開方向の取りまとめに向けた気候変動への対応及び農村政策についての考え方、フードテックの推進に向けた農林水産大臣の意気込み、鳥インフルエンザの大量発生時のリスク回避のため鶏舎の分割管理の方針を定め支援する必要性、子供食堂による政府備蓄米の無償交付に係る申請手続きを簡素化する必要性、生産基盤の強化に向けて欧米のような所得支持の発想で政策体系を組み直す必要性、生産者団体と乳業メーカーとの価格交渉において国が乳価の引上げを働きかける必要性、女性の農業委員を増加させるために活用することができる政府の支援措置、輸出に取り組む製材業者への支援策、ALPS処理水放出に対する漁業者の理解は困難との見方についての受け止め及び風評被害等への政府の対応方針等について質疑を行った。

3月17日、予算委員会から委嘱された令和5年度農林水産省所管予算の審査を行い、食料自給率目標が達成されない原因と達成に向けた実効性ある施策の推進、食料・農業・農村基本法における食料安全保障の概念の確認、令和5年度におけるみどりの食料システム戦略関係予算の執行方針とオーガニックビレッジ宣言市町村の増加に向けた取組、食肉生産を推進している農林水産省の代替肉推進に対する取組姿勢、食育推進基本計画に沿って地場産物や国産食材の使用を増やすための国産の乳製品への切替えに対する支援策、食料安全保障の強化に資する農林水産物等の輸出拡大戦略、日本の気候条件を踏まえた水田農業への評価及び確保すべき水田面積を明示する必要性、営農型太陽光発電に係る農地転用許可手続に関する都道府県の条例策定を支援する必要性、農業上の条件が不利な豪雪地帯や中山間地域の農業に対する支援についての現状認識等について質疑を行った。

4月13日、農林水産省の統計関係職員数の削減が農林水産統計に与える影響、学校給食における地元産有機農産物の利用に対する支援策、一般消費者の利益の保護の観点から農林水産省がゲノム編集技術応用食品の表示の在り方について消費者庁に提起する必要性、鳥インフルエンザの防疫措置として施設等を分割管理する場合の飼養形態等の要件、投資においてアニマルウェルフェアを重視する世界的な潮流を踏まえ我が国においてもアニマルウェルフェア重視の姿勢を示す必要性、国連家族農業の10年の国内行動計画を日本が策定していない理由、水産加工業及び遠洋漁業における人材確保に向けた取組、2050年カーボンニュートラルの実現に向けたブルーカーボン推進の重要性等について質疑を行った。

4月18日、食料安全保障に関して自給率向上や備蓄強化を疑問視する財政制度等審議会の建議に対する農林水産大臣の所見、愛玩動物の医療事故防止のため医療器具のメンテナンス及び獣医師の治療行為に関して農林水産省が踏み込んで指導監督する必要性、水田の有する多面的機能について情報発信を強化し営農支援に対する国民の理解を得る必要性、みどりの食料システム戦略に基づく有機農業の取組拡大におけるJAとの協力関係構築の必要性、平飼い方式と比較してケージ方式が採卵鶏の苦痛や疾病からの自由において優位とする科学的根拠、水産業を産業として発展させるための支援の在り方、青森県大間町産クロマグロに係る漁獲量未報告問題を受けた再発防止策及び資源管理の徹底を図る必要性

等について質疑を行った。

5月16日、食料安全保障に関し国産の推進及び水田の重要性を踏まえた政策の方向性を提示する必要性、希少野生動植物種の保護のため認定された営農型太陽光発電所の計画地の変更を認める必要性、規制される大手食品メーカーから規制する消費者庁への職員の受け入れによる食品衛生行政への懸念、管理経費が増大しているミニマム・アクセス米の輸入を見直す必要性、プラスチック被覆肥料の被膜殻のほ場流出抑制対策の有効性を検証する方法、国際水準のアニマルウェルフェアの認証制度を創設する必要性、伝統行事であっても動物虐待は許されないことの確認と上げ馬神事における馬の取扱いが子どもに与える影響、地域農業の担い手としての兼業農家や自給的農家に対する農林水産大臣の認識、花粉症に関する関係閣僚会議の開催理由と花粉発生源対策の現状等について質疑を行った。

6月1日、畜産・酪農に関する件について参考人から意見を聴取した後、参考人に対して鳥インフルエンザの発生件数等が過去最多となった今シーズンの現場の実情及びそれを踏まえた来シーズンに向けた課題、国産農畜産物を持続可能な価格で販売できていない理由及びその負担の在り方、諸外国と日本を比較した場合の生産現場におけるアニマルウェルフェアの取組の違い、ケージフリー方式を採用するだけでは必ずしも採卵鶏のアニマルウェルフェアの向上を意味しないことを消費者に理解してもらうための方策、政府の配合飼料価格高騰対策への評価及び今後の課題、国内で乳用牛の頭数削減を進める一方国家貿易として乳製品を輸入することの妥当性、平成30年施行の畜産経営の安定に関する法律改正法による生乳の需給調整機能への影響、輸入乳製品に代替して国産チーズの消費を拡大するための方策等について質疑を行った。

6月6日、北海道における農業及び酪農に関する実情調査のため、視察を行った。

(2) 委員会経過

○令和5年3月7日(火) (第1回)

- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。
- 令和5年度の農林水産行政の基本施策に関する件について野村農林水産大臣から所信を聴いた。

○令和5年3月9日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和5年度の農林水産行政の基本施策に関する件について野村農林水産大臣、勝俣農林水産副大臣、藤木農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

宮崎雅夫君（自民）、田名部匡代君（立憲）、徳永エリ君（立憲）、下野六太君（公明）、串田誠一君（維新）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、須藤元気君（無）、寺田静君（無）

○令和5年3月17日(金) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和五年度一般会計予算（衆議院送付）
令和五年度特別会計予算（衆議院送付）
令和五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（農林水産省所管）について野村農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、勝俣農林水産副大臣、藤木農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

加藤明良君（自民）、小沼巧君（立憲）、石垣のりこ君（立憲）、安江伸夫君（公明）、串田誠一君（維新）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、須藤元気君（無）、寺田静君（無）
本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和5年3月28日（火）（第4回）

- 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について野村農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和5年3月30日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について野村農林水産大臣、勝俣農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

船橋利実君（自民）、徳永エリ君（立憲）、下野六太君（公明）、串田誠一君（維新）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、須藤元気君（無）、寺田静君（無）
（閣法第5号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、無（須藤元気君、寺田静君）

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和5年4月13日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農林水産統計に関する件、学校給食における有機農産物の使用に関する件、ゲノム編集技術応用食品の表示に関する件、高病原性鳥インフルエンザ対策に関する件、アニマルウェルフェアに関する件、国連家族農業の10年に関する件、水産業の振興施策に関する件、ブルーカーボンの活用に関する件等について野村農林水産大臣、勝俣農林水産副大臣、藤木農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

若林洋平君（自民）、石垣のりこ君（立憲）、安江伸夫君（公明）、串田誠一君（維新）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、須藤元気君（無）、寺田静君（無）

○令和5年4月18日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 食料安全保障に関する件、獣医療の在り方に関する件、水田農業政策に関する件、有機農業の推進に関する件、採卵鶏の飼養管理に関する件、水産業の振興施策に関する件、クロマグロの漁獲量未報告問題に関する件等について野村農林水産大臣、藤木農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山本啓介君（自民）、徳永エリ君（立憲）、下野六太君（公明）、串田誠一君（維新）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、須藤元気君（無）

- 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について野村農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和5年4月25日（火）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について野村農林水産大臣、勝俣農林水産副大臣、藤木農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

加藤明良君（自民）、田名部匡代君（立憲）、安江伸夫君（公明）、串田誠一君（維新）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、須藤元気君（無）、寺田静君（無）

（閣法第31号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、無（須藤元気君、寺田静君）

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和5年5月16日（火）（第9回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 食料安全保障に関する件、営農型太陽光発電事業に関する件、食品安全行政に関する件、米政策に関する件、農業分野から排出されるプラスチック対策に関する件、アニマルウェルフェアに関する件、伝統行事における馬の取扱いと動物愛護に関する件、担い手の育成・確保に関する件、花粉発生源対策に関する件等について野村農林水産大臣、勝俣農林水産副大臣、藤木農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

滝波宏文君（自民）、徳永エリ君（立憲）、大椿ゆうこ君（立憲）、下野六太君（公明）、串田誠一君（維新）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、須藤元気君（無）、寺田静君（無）

- 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案（閣法第52号）（衆議院送付）について野村農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和5年5月18日（木）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案（閣法第52号）（衆議院送付）について野村農林水産大臣、勝俣農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

宮崎雅夫君（自民）、石垣のりこ君（立憲）、下野六太君（公明）、串田誠一君（維新）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、須藤元気君（無）、寺田静君（無）

（閣法第52号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、無（須藤元気君、寺田静君）

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和5年5月23日（火）（第11回）

- 遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第53号）（衆議院送付）について野村農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和5年5月25日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第53号）（衆議院送付）について野

村農林水産大臣、勝俣農林水産副大臣、藤木農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

山本啓介君（自民）、田名部匡代君（立憲）、安江伸夫君（公明）、串田誠一君（維新）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、須藤元気君（無）、寺田静君（無）

（閣法第53号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、無（須藤元気君、寺田静君）

反対会派 なし

○参考人の出席を求めることを決定した。

○令和5年6月1日（木）（第13回）

○畜産・酪農に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

全国農業協同組合連合会常務理事 齊藤良樹君

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部教授 小林信一君

酪農家 金谷雅史君

東京農工大学大学院農学研究院教授 新村毅君

〔質疑者〕

船橋利実君（自民）、石垣のりこ君（立憲）、安江伸夫君（公明）、串田誠一君（維新）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、須藤元気君（無）、寺田静君（無）

○令和5年6月21日（水）（第14回）

○理事の補欠選任を行った。

○請願第142号外64件を審査した。

○農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

経 済 産 業 委 員 会

委員一覧 (21名)

委員長	吉川	沙織 (立憲)	太田	房江 (自民)	森本	真治 (立憲)
理 事	青山	繁晴 (自民)	片山	さつき (自民)	石川	博崇 (公明)
理 事	石井	正弘 (自民)	北村	経夫 (自民)	里見	隆治 (公明)
理 事	中田	宏 (自民)	小林	一大 (自民)	猪瀬	直樹 (維新)
理 事	田島	麻衣子 (立憲)	長峯	誠 (自民)	磯崎	哲史 (民主)
理 事	石井	章 (維新)	松村	祥史 (自民)	岩渕	友 (共産)
	越智	俊之 (自民)	村田	享子 (立憲)	平山	佐知子 (無)
						(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第211回国会において、本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案4件及び承認案件1件であり、そのうち内閣提出法律案3件及び承認案件1件を可決又は承認し、内閣提出法律案1件を修正議決した。

また、本委員会付託の請願5種類106件は、いずれも保留とした。

〔法律案等の審査〕

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案は、エネルギーの脱炭素化に向けた取組等と産業競争力の強化とを両立させた脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行を推進するため、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略の策定、脱炭素成長型経済構造移行債の発行並びに化石燃料の輸入事業者等に対する賦課金の徴収及び発電事業者への排出枠の割当てに係る負担金の徴収について定めるとともに、脱炭素成長型経済構造移行推進機構に脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動を行う者に対する支援等に関する業務を行わせるための措置を講じようとするものである。

なお、衆議院において、この法律の施行後2年以内に政府が法制上の措置を講ずるに当たっては、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策の在り方についての検討も行うことを明記する内容の修正が行われた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、GX推進に当たっての公正な移行の重要性、GX経済移行債による先行投資支援の在り方、中小企業のGX推進に向けた支援策、成長志向型カーボンプライシングの意義及び効果等について質疑が行われた。質疑を終局した後、自由民主党、立憲民主・社民、公明党、日本維新の会及び国民民主党・新緑風会の各派並びに各派に属しない議員の平山佐知子委員より、本法律案の基本理念を定める規定について、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に当たり踏まえるべき事項に「公正な移行」の観点を追加する内容の修正案が提出された。

討論の後、順次採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも多数をもって可決され、本法律案は修正議決された。なお、本法律案に対して附帯決議を行った。

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案は、我が国における脱炭素社会の実現に向けて、非化石エネルギー源の利用の促進を図りつつ電気の安定供給を確保するため、電気の安定供給の確保等の観点から発電用原子炉の運転期間を定めるとともに、その設置者に対し、長期間運転する発電用原子炉施設に関する技術的な評価の実施及び管理計画の作成を義務付けるほか、使用済燃料再処理機構の業務への廃炉の推進に関する業務の追加、再生可能エネルギー発電事業計画の認定の取消しに伴う交付金の返還命令の創設その他の規律の強化等の措置を講ずるなど、5 法律について改正を行おうとするものである。

なお、衆議院において、原子力基本法に関し、国民の原子力発電に対する信頼を確保し、「理解」を得るために必要な取組を推進する国の責務について、国民の例示に「電力の大消費地である都市の住民」を加え、また、国民の理解「と協力」を得るために必要な取組を推進する責務とするとともに、附則の規定により改正の施行後5年以内に政府が行う検討の対象に、原子力規制委員会による発電用原子炉の設置の許可等に係る審査の効率化及び審査体制の充実を含めた発電用原子炉施設の安全の確保のための規制の在り方等を追加する修正が行われた。

委員会においては、茨城県の日本原子力発電株式会社東海発電所及び東海第二発電所の視察を行ったほか、環境委員会及び内閣委員会とそれぞれ連合審査会を行うとともに、参考人から意見を聴取し、さらに、岸田内閣総理大臣の出席を求め、質疑を行った。その主な内容は、本法律案を「束ね法案」として提出したことの是非、原子力行政における規制と利用の分離を徹底する必要性、省令への包括委任規定の是非を含む原子力発電所の運転期間の規律の在り方、高経年化した原子力発電所の安全性確保の方策、原子力規制委員会における審査業務の効率化及び体制強化の必要性、原子力基本法を改正する理由、再エネ導入拡大と事業規律強化に向けた取組、系統整備の意義と費用負担の考え方であり、討論の後、多数をもって可決された。なお、本法律案に対して附帯決議を行った。

不正競争防止法等の一部を改正する法律案は、知的財産の適切な保護及び知的財産制度の利便性の向上並びに国内外における事業者間の公正な競争の確保を図るため、他人の商品の形態の模倣となる対象行為の拡充及び商標権者の同意に基づく類似する商標の登録制度の創設を行うとともに、意匠の新規性喪失の例外の適用に係る証明手続の簡素化及び特許等の国際出願に係る優先権主張の手続の電子化を行うほか、外国公務員贈賄罪の罰金額の上限の引上げ等の措置を講ずるなど、6 法律について改正を行おうとするものである。

委員会においては、登録可能な商標を拡充する意義と今後の対応、デジタル空間における知的財産権の在り方、営業秘密等の保護の強化に向けた方策、特許庁の審査体制を強化する必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案は、中小企業者に対する金融機能の強化を図ることにより、その事業の持続的な発展を実現するため、個人保証を求めない融資を中小企業信用保険の付保対象とする規定の整備及び危機関連保証の適用要件の見直しを行うとともに、政府が保有する株式会社商工組合中央金庫の株式を処分した後も同社が引き続き危機対応業務を的確に行うための規定の整備を行うほか、同社の株主資格及び業務の範囲その他の規定の整備等を行おうとするものである。

委員会においては、経営者保証を求めない信用保証制度創設の意義と課題、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた方策、商工中金の政府保有株式を全部処分する理由、中小企業支援に向けた商工中金の今後の役割と危機対応業務の在り方、2法を改正する本法律案の題名の付け方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件は、北朝鮮への全ての貨物の輸出及び北朝鮮からの全ての貨物の輸入につき、令和5年4月14日から令和7年4月13日までの間、引き続き、経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

委員会においては、対北朝鮮制裁措置の意義及び効果、拉致問題、ミサイル問題等の北朝鮮をめぐる諸懸案への今後の政府の対応等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

〔国政調査等〕

3月7日、経済産業行政等の基本施策に関する件について西村（康）経済産業大臣・国務大臣（原子力経済被害担当、GX実行推進担当、産業競争力担当、ロシア経済分野協力担当）・内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）から所信を、令和4年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について古谷公正取引委員会委員長から説明を聴取した。

3月9日、経済産業行政等の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について調査を行い、GX実現に向けた経済産業大臣の決意と今後の原発政策の在り方、中小企業における女性雇用支援策と女性起業家等の仕事と子育ての両立支援の必要性、ものづくり産業における人材定着の重要性の発信と人材確保に向けた支援策の必要性、中小企業の価格転嫁対策への取組状況、電気自動車の普及促進策と官公庁における導入・充電器整備の重要性、エネルギー価格高騰を受けた更なる負担軽減策の検討状況、大手電力会社による顧客情報の不正閲覧問題等に対する経済産業大臣の認識、従業員のリスクリング推進に向けて経営者の意識改革を促す取組の必要性等について質疑を行った。

3月17日、予算委員会から委嘱された令和5年度経済産業省所管予算等の審査を行い、我が国の輸出管理における韓国の国カテゴリーの見直しの是非、我が国の価格転嫁率についての経済産業省の認識及び目標設定の必要性、LPガス料金の負担軽減支援関係予算の事業効果及び更なる支援の必要性、株式会社商工組合中央金庫（商工中金）の完全民営化後における危機対応業務の在り方、リスクリングやリカレント教育についての定義及び関連予算の概要、エネルギーコスト上昇分を十分に価格転嫁できない中小企業への支援の在り方、コロナ借換え保証の実施状況とコロナ禍後の中小企業支援策の在り方等について質疑を行った。

4月27日、経済産業省所管の基金の在り方に関する件、鉱物資源の安定供給確保策に関する件、電気自動車の普及促進策に関する件、G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合における合意内容に関する件、大手電力会社の不正事案に関する件等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和5年3月7日(火) (第1回)

- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。
- 経済産業行政等の基本施策に関する件について西村（康）国務大臣から所信を聴いた。
- 令和4年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について古谷公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

○令和5年3月9日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済産業行政等の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について西村（康）国務大臣、長峯経済産業大臣政務官、国定環境大臣政務官、古谷公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石井正弘君（自民）、田島麻衣子君（立憲）、村田享子君（立憲）、石川博崇君（公明）、猪瀬直樹君（維新）、礪崎哲史君（民主）、岩渕友君（共産）、平山佐知子君（無）

○令和5年3月17日(金) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

○令和五年度一般会計予算（衆議院送付）

令和五年度特別会計予算（衆議院送付）

令和五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（内閣府所管（公正取引委員会）及び経済産業省所管）について西村経済産業大臣及び古谷公正取引委員会委員長から説明を聴いた後、同大臣、中谷経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

青山繁晴君（自民）、森本真治君（立憲）、石川博崇君（公明）、石井章君（維新）、礪崎哲史君（民主）、岩渕友君（共産）、平山佐知子君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和5年4月18日(火) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について西村（康）国務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員小野泰輔君から説明を聴いた後、西村（康）国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

中田宏君（自民）、田島麻衣子君（立憲）、村田享子君（立憲）、石川博崇君（公明）、猪瀬直樹君（維新）、礪崎哲史君（民主）、岩渕友君（共産）、平山佐知子君（無）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和5年4月20日(木) (第5回)

- 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学名誉教授 伊藤元重君

一般社団法人日本経済団体連合会副会長 小堀秀毅君

公益財団法人自然エネルギー財団事業局長 大林ミカ君

〔質疑者〕

中田宏君（自民）、森本真治君（立憲）、石川博崇君（公明）、猪瀬直樹君（維新）、礪崎哲史君（民主）、岩渕友君（共産）、平山佐知子君（無）

○令和5年4月25日（火）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について西村（康）国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

越智俊之君（自民）、村田享子君（立憲）、森本真治君（立憲）、石川博崇君（公明）、猪瀬直樹君（維新）、礪崎哲史君（民主）、岩渕友君（共産）、平山佐知子君（無）

○令和5年4月27日（木）（第7回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○経済産業省所管の基金の在り方に関する件、鉱物資源の安定供給確保策に関する件、電気自動車の普及促進策に関する件、G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合における合意内容に関する件、大手電力会社の不正事案に関する件等について西村（康）国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

田島麻衣子君（立憲）、村田享子君（立憲）、猪瀬直樹君（維新）、礪崎哲史君（民主）、岩渕友君（共産）

○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について討論の後、修正議決した。

（閣法第12号）

賛成会派 自民、公明、維新、民主、無（平山佐知子君）

反対会派 立憲、共産

なお、附帯決議を行った。

○令和5年5月11日（木）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）について西村（康）国務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員小野泰輔君から説明を聴いた後、西村（康）国務大臣、山中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

青山繁晴君（自民）、石川博崇君（公明）

○令和5年5月16日（火）（第9回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）について西村（康）国務大臣、山中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

村田享子君（立憲）、森本真治君（立憲）、石井章君（維新）、礪崎哲史君（民主）、岩渕友君（共産）、平山佐知子君（無）

○令和5年5月18日(木) (第10回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

○脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案(閣法第26号)(衆議院送付)について西村(康)国務大臣、里見経済産業大臣政務官、山中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長山口裕之君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

田島麻衣子君(立憲)、石井章君(維新)、礪崎哲史君(民主)、岩渕友君(共産)、平山佐知子君(無)

また、同法律案について環境委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和5年5月23日(火)

経済産業委員会、環境委員会連合審査会(第1回)

○脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案(閣法第26号)(衆議院送付)について西村(康)国務大臣、西村環境大臣、星野内閣府副大臣、山中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

進藤金日子君(自民)、朝日健太郎君(自民)、辻元清美君(立憲)、新妻秀規君(公明)、青島健太君(維新)、浜野喜史君(民主)、岩渕友君(共産)、山本太郎君(れ新)、ながえ孝子君(無)、平山佐知子君(無)

本連合審査会は今回をもって終了した。

○令和5年5月25日(木) (第11回)

○脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案(閣法第26号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

公益財団法人地球環境産業技術研究機構理事長
東京大学名誉教授 山地憲治君
東京大学生産技術研究所教授 岩船由美子君
特定非営利活動法人原子力資料情報室事務局長 松久保肇君

〔質疑者〕

小林一大君(自民)、村田享子君(立憲)、石川博崇君(公明)、猪瀬直樹君(維新)、礪崎哲史君(民主)、岩渕友君(共産)、平山佐知子君(無)

また、同法律案について内閣委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○令和5年5月30日(火)

経済産業委員会、内閣委員会連合審査会(第1回)

- 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案(閣法第26号)(衆議院送付)について高市内閣府特命担当大臣、西村(康)国務大臣、里見経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

村田享子君(立憲)、小沼巧君(立憲)、高木かおり君(維新)、上田清司君(民主)、岩渕友君(共産)、大島九州男君(れ新)、平山佐知子君(無)

本連合審査会は今回をもって終了した。

○令和5年5月30日(火)(第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案(閣法第26号)(衆議院送付)について岸田内閣総理大臣、西村(康)国務大臣、星野内閣府副大臣、山中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長酒井大輔君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

- ・内閣総理大臣に対する質疑

〔質疑者〕

石井正弘君(自民)、田島麻衣子君(立憲)、石川博崇君(公明)、石井章君(維新)、礪崎哲史君(民主)、岩渕友君(共産)、平山佐知子君(無)

- ・質疑

〔質疑者〕

北村経夫君(自民)、田島麻衣子君(立憲)、村田享子君(立憲)、石川博崇君(公明)、猪瀬直樹君(維新)、礪崎哲史君(民主)、岩渕友君(共産)、平山佐知子君(無)

(閣法第26号)

賛成会派 自民、公明、維新、民主、無(平山佐知子君)

反対会派 立憲、共産

なお、附帯決議を行った。

○令和5年6月1日(木)(第13回)

- 不正競争防止法等の一部を改正する法律案(閣法第54号)(衆議院送付)について西村経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和5年6月6日(火)(第14回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 不正競争防止法等の一部を改正する法律案(閣法第54号)(衆議院送付)について西村経済産業大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

小林一大君(自民)、村田享子君(立憲)、森本真治君(立憲)、石川博崇君(公明)、猪瀬直樹君(維新)、礪崎哲史君(民主)、岩渕友君(共産)、平山佐知子君(無)

(閣法第54号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、無(平山佐知子君)

反対会派 なし

○令和5年6月8日(木) (第15回)

- 中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(閣法第55号)(衆議院送付)について西村経済産業大臣から趣旨説明を聞いた。

○令和5年6月13日(火) (第16回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(閣法第55号)(衆議院送付)について西村経済産業大臣、長峯経済産業大臣政務官、政府参考人及び参考人株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長関根正裕君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

中田宏君(自民)、越智俊之君(自民)、村田享子君(立憲)、森本真治君(立憲)、石川博崇君(公明)、石井章君(維新)、礪崎哲史君(民主)、岩渕友君(共産)、平山佐知子君(無)
(閣法第55号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、無(平山佐知子君)

反対会派 共産

○令和5年6月15日(木) (第17回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第3号)(衆議院送付)について西村経済産業大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、井野防衛副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

[質疑者]

田島麻衣子君(立憲)、岩渕友君(共産)

(閣承認第3号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、無(平山佐知子君)

反対会派 なし

○令和5年6月21日(水) (第18回)

- 請願第64号外105件を審査した。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

国土交通委員会

委員一覧 (25名)

委員長	蓮 舫 (立憲)	梶原 大介 (自民)	竹谷 とし子 (公明)
理事	青木 一彦 (自民)	清水 真人 (自民)	矢倉 克夫 (公明)
理事	長谷川 岳 (自民)	鶴保 庸介 (自民)	室井 邦彦 (維新)
理事	森屋 隆 (立憲)	豊田 俊郎 (自民)	嘉田 由紀子 (民主)
理事	高橋 光男 (公明)	永井 学 (自民)	浜口 誠 (民主)
理事	石井 苗子 (維新)	山本 佐知子 (自民)	田村 智子 (共産)
	足立 敏之 (自民)	吉井 章 (自民)	木村 英子 (れ新)
	石井 浩郎 (自民)	鬼木 誠 (立憲)	
	大野 泰正 (自民)	三上 えり (立憲)	(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第211回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案5件（うち本院先議1件）、衆議院提出法律案1件（国土交通委員長）及び承認案件1件の合計7件であり、いずれも可決又は承認した。

また、本委員会付託の請願9種類188件は、いずれも保留とした。

〔法律案等の審査〕

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案は、気象業務に関する技術の進展に対応した洪水等の予報の高度化を図るため、予報業務の許可の基準の見直し等を行うほか、噴火等の一定の現象の予報の業務については、利用者への説明を義務付け、当該説明を受けた者にのみ利用させることを目的とした業務に限り許可を行うこととするとともに、都道府県知事が行う洪水予報に資する国土交通大臣による河川の水位又は流量に関する情報の提供等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、本川・支川一体の水位予測に係る取組方針、防災気象情報に係る提供体制の在り方、気象防災アドバイザーの活用等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案は、近年における地域旅客運送サービスを取り巻く厳しい状況に鑑み、その持続可能な提供の確保に資する関係者の連携と協働による取組を一層推進するため、鉄道の特性を発揮することが困難な状況にある区間に係る交通手段の再構築に関する措置を創設するとともに、地域公共交通特定事業を拡充するほか、鉄道事業及び一般乗用旅客自動車運送事業に係る運賃について地域の関係者の協議を踏まえた届出制度を創設する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、三重県、滋賀県及び京都府への委員派遣を行うとともに、参考人から意見を聴取したほか、ローカル鉄道を始めとする地域公共交通の再構築の在り方、地域

公共交通における人材確保、地域公共交通に係る国による支援及び財源の確保等について質疑が行われた。質疑終局後、日本共産党から、交通手段再構築の定義の変更等を内容とする修正案が提出され、討論の後、修正案は賛成少数により否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

海上運送法等の一部を改正する法律案は、一般旅客定期航路事業等に係る許可制度の充実、旅客運送船舶運航事業に係る安全統括管理者等の資格、職務等に関する規定の整備を行うとともに、旅客の輸送の用に供する小型船舶の乗組員に対する教育訓練の実施の義務付け等の措置を講ずるほか、対外船舶貸渡業者等が作成する外航船舶確保等計画の認定制度を創設する措置を講じようとするものである。

委員会においては、知床遊覧船事故の再発防止策の実効性の確保、再発防止策を受けた旅客船事業者への支援、初任教育訓練の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律案は、高速道路その他の料金を徴収する道路の適正な管理及び機能の強化を図るため、高速道路の料金の徴収期間の満了の日の延長、道路の通行等に係る料金徴収の対象の明確化、高速道路において通行者等の利便の確保に資する施設と一体的に整備する自動車駐車場に係る貸付制度の創設等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、料金徴収期限を50年延長することの妥当性、追加する事業の優先順位や事業評価に対する考え方、今後の高速道路整備と料金制度の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、空家等の適切な管理及びその活用を一層促進するため、空家等活用促進区域に関する制度の創設、適切な管理が行われていない空家等に対する措置の拡充、空家等管理活用支援法人の指定制度の創設等を行おうとするものである。

委員会においては、三重県、滋賀県及び京都府への委員派遣を行うとともに、管理不全空家等の判断基準、空家等活用促進区域における空家等の活用の在り方、空家等管理活用支援法人に係る支援等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものである。

委員会においては、全会一致をもって承認された。

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案は、令和6年3月31日に期限が到来する荷主による違反原因行為への対処及び標準的な運賃の設定に関する措置について、最近における事業用自動車の運転者の労働条件等をめぐる状況に鑑み、当該措置の期間を当分の間延長しようとするものである。

委員会においては、標準的な運賃の活用の実態等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

2月13日～14日、国土の整備、交通政策の推進等に関する実情を調査し、もって今期国会への提出を予定されている地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案並びに空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案の審査に資するため、三重県、滋賀県及び京都府に委員派遣を行った。

3月7日、国土交通行政等の基本施策について、斉藤国務大臣から所信を聴取した。

同日、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

3月9日、国土交通行政等の基本施策について質疑を行い、インフラ老朽化の現状や老朽化対策に向けた今後の取組方針、運送事業の規制緩和に関する規制改革推進会議での議論に対する国土交通大臣の見解、広島市での路線バスの上下分離方式による共同経営の取組に対する国土交通大臣の見解、G7広島サミットにおける海上保安庁の海上警備体制、線状降水帯の予測情報の的確な提供に向けた取組、建設業における2024年問題への対応、自動車整備業における人材確保に向けた取組、予備費の使用によりこどもみらい住宅支援事業を継続する必要性、高速道路のミッシングリンク解消や暫定2車線区間の4車線化などの機能強化の早期実現の必要性、我が国周辺海域の状況を踏まえた海上保安能力向上の必要性、地域建設会社の持続的な経営環境の整備に関する国土交通省の見解、空き家対策に係る市町村の相談対応体制の充実に向けた支援の必要性、関西空港の再生と神戸空港の国際化に向けた国による財政的・技術的支援、播磨臨海地域道路の早期事業化に向けた国土交通大臣の決意、下水汚泥資源の肥料化に関心のある地方公共団体を積極的に支援する必要性、国鉄民営化後の国の鉄道政策に対する現状の分析、被災したローカル鉄道を国が責任を持って復旧させる必要性、駅で人的支援を必要とする障害者に関する実態把握を行う必要性、障害者等の駅の利用における人員配置等も含めた改善策についての国土交通大臣の認識などの諸問題が取り上げられた。

3月17日、予算委員会から委嘱された令和5年度国土交通省所管予算の審査を行い、斉藤国土交通大臣から説明を聴取した後、質疑において、観光立国の推進における地方誘客についての国の政策の在り方と方向性、空家対策特別措置法改正後の運用の在り方と空き家対策を通じた地域活性化の促進策、地籍調査の公告制度の在り方、鉄道運賃に係る総括原価方式におけるヤードスティック方式の検証状況、「空飛ぶクルマ」の実用化に向けた課題、観光バスの駐車場が不足している状況の改善に向けた国土交通大臣の見解、子どもを持ちたい若年夫婦への居住支援策、地域公共交通が介護を始めとする他分野と一層連携する必要性、観光振興の観点から無電柱化を加速化することに対する国土交通大臣の見解、地域公共交通の再構築に向けた国土交通大臣の決意、家賃債務保証契約における違法な条項に対する国土交通省の対応、大型車椅子でも利用可能なユニバーサルデザインタクシーの開発等の必要性などの諸問題が取り上げられた。

4月11日、質疑を行い、民間企業役員人事に介入した国土交通省元職員に対する同省による調査結果の妥当性、民間企業役員人事への介入について第三者委員会による調査を行

う必要性、再就職のあつせん禁止の対象に元国家公務員も追加する法整備の必要性、電気自動車の開発に係るプラットフォームに関する取組状況、エスカレーターの安全な利用の在り方についての国土交通大臣の所見、空港施設株式会社への国土交通省元職員の天下りの実態に対する国土交通大臣の認識、視覚障害者の道路横断における安全確保のため音響式信号機等の設置を進める必要性などの諸問題が取り上げられた。

4月25日、質疑を行い、物流の2024年問題に対応した高速道路料金の深夜割引の在り方、特定複合観光施設区域整備計画の審査における透明性確保の在り方、建築基準法違反に係るサブリース住宅の改修等に対する確実な指導・監督の必要性、自家用有償旅客運送のライドシェアとの違いと今後の運用の在り方、自動車整備士の人材確保に向けた国土交通省の取組方針などの諸問題が取り上げられた。

5月25日、質疑を行い、国土交通行政全般に係る国民からの信頼回復に向けた取組、国土交通省の人事情報の外部への提供事案に係る省内調査の妥当性、いわゆる「線引き」情報の提供と再就職あつせんの関連性、国土交通省元職員の再就職事案を受けた国土交通大臣による実効的な再発防止策、再就職のあつせん規制の対象に元職員も含めることについて法整備を提起する必要性、航空機内における盗撮行為・無断撮影行為の防止に向けた取組の必要性、「線引き」資料の国会提出の必要性、障害者に対する船の緊急時の対応に係るマニュアル作成の必要性などの諸問題が取り上げられた。

6月1日、質疑を行い、トラック運送業に過度な負担を招かない次世代自動車導入の在り方、人事情報に関する資料作成等に係る国土交通省の今後の方針、我が国におけるEVバスの技術開発を強化するための施策、森林境界明確化の成果の地籍調査への活用効果を検証するためのモデル事業の実施、改正された自動車運転者の労働時間等の改善のための基準を再度見直す必要性、バリアフリー化に資する駐車スペースを含めたEV充電設備設置のガイドラインの在り方などの諸問題が取り上げられた。

6月13日、質疑を行い、公共交通機関におけるカスタマーハラスメント及び乗合バスに対する妨害運転の実態、鉄道災害調査隊を活用した大井川鉄道の災害復旧の在り方、物流革新に向けた政策パッケージにおける送料無料表示に対する今後の方針、自動車分野の温室効果ガス削減に向けた取組の状況、芳賀・宇都宮LR T及び気仙沼線・大船渡線BR Tの導入効果、観光関連産業の人材確保及び高付加価値化に向けた取組の必要性、首都圏空港の国際競争力強化に向けて保税運送手続を簡素化する必要性、高速道路における大型貨物自動車の最高速度引上げを見直す必要性、公共交通機関における障害者割引及び割引チケットをウェブ購入できるシステムの導入状況などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○令和5年1月26日(木) (第1回)

- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

○令和5年3月7日(火) (第2回)

- 国土交通行政等の基本施策に関する件について斉藤国務大臣から所信を聴いた。

○派遣委員から報告を聴いた。

○令和5年3月9日(木) (第3回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国土交通行政等の基本施策に関する件について斉藤国土交通大臣、石井国土交通副大臣、豊田国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

鬼木誠君（立憲）、三上えり君（立憲）、石井苗子君（維新）、浜口誠君（民主）、吉井章君（自民）、永井学君（自民）、高橋光男君（公明）、田村智子君（共産）、木村英子君（れ新）

○令和5年3月17日(金) (第4回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○令和五年度一般会計予算（衆議院送付）

令和五年度特別会計予算（衆議院送付）

令和五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（国土交通省所管）について斉藤国土交通大臣から説明を聴いた後、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山本佐知子君（自民）、森屋隆君（立憲）、矢倉克夫君（公明）、室井邦彦君（維新）、嘉田由紀子君（民主）、田村智子君（共産）、木村英子君（れ新）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和5年4月4日(火) (第5回)

○理事の補欠選任を行った。

○気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案（閣法第25号）について斉藤国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和5年4月6日(木) (第6回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案（閣法第25号）について斉藤国土交通大臣、豊田国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

梶原大介君（自民）、森屋隆君（立憲）、高橋光男君（公明）、石井苗子君（維新）、嘉田由紀子君（民主）、田村智子君（共産）、木村英子君（れ新）

（閣法第25号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、れ新

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和5年4月11日(火) (第7回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国土交通省元職員による民間企業役員人事への介入に関する件、元国家公務員に係る再就職規制の在り方に関する件、電気自動車の開発に係るプラットフォームに関する件、エスカレーターの安全な利用の在り方に関する件、視覚障害者の道路横断における安全の確保に関する件等について斉藤国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森屋隆君（立憲）、三上えり君（立憲）、石井苗子君（維新）、浜口誠君（民主）、田村智子君

(共産)、木村英子君(れ新)

○令和5年4月13日(木)(第8回)

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第17号)(衆議院送付)について斉藤国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和5年4月18日(火)(第9回)

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第17号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

富山大学客員教授

京都大学非常勤講師

前富山市長 森雅志君

ひたちなか海浜鉄道株式会社代表取締役社長 吉田千秋君

日本大学名誉教授 桜井徹君

[質疑者]

吉井章君(自民)、三上えり君(立憲)、高橋光男君(公明)、石井苗子君(維新)、嘉田由紀子君(民主)、田村智子君(共産)、木村英子君(れ新)

○令和5年4月20日(木)(第10回)

- 理事の補欠選任を行った。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第17号)(衆議院送付)について斉藤国土交通大臣、豊田国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

森屋隆君(立憲)、鬼木誠君(立憲)、石井苗子君(維新)、浜口誠君(民主)、田村智子君(共産)、木村英子君(れ新)、吉井章君(自民)、矢倉克夫君(公明)

(閣法第17号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産、れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和5年4月25日(火)(第11回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 物流の2024年問題と高速道路料金の深夜割引に関する件、特定複合観光施設区域整備計画の審査に関する件、建築基準法違反に係るサブリース住宅の改修に関する件、自家用有償旅客運送の在り方に関する件、自動車整備士の人材確保に関する件等について斉藤国土交通大臣、高見法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

森屋隆君(立憲)、三上えり君(立憲)、田村智子君(共産)、石井苗子君(維新)、浜口誠君(民主)

- 海上運送法等の一部を改正する法律案(閣法第42号)(衆議院送付)について斉藤国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和5年4月27日(木)(第12回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○海上運送法等の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）について斉藤国土交通大臣、石井国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

山本佐知子君（自民）、鬼木誠君（立憲）、三上えり君（立憲）、高橋光男君（公明）、石井苗子君（維新）、浜口誠君（民主）、田村智子君（共産）

（閣法第42号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

欠席会派 れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和5年5月18日（木）（第13回）

○理事の補欠選任を行った。

○道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）について斉藤国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和5年5月23日（火）（第14回）

○道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

敬愛大学経済学部教授 根本敏則君

経営コンサルタント

行政書士 近藤宙時君

道路住民運動全国連絡会事務局長 長谷川茂雄君

〔質疑者〕

足立敏之君（自民）、三上えり君（立憲）、矢倉克夫君（公明）、石井苗子君（維新）、浜口誠君（民主）、田村智子君（共産）、木村英子君（れ新）

○令和5年5月25日（木）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国土交通省の人事情報の外部への提供等に関する件、元国家公務員に係る再就職あっせん規制に関する件、航空機内における盗撮行為の防止に関する件、旅客船における障害者の避難体制に関する件等について斉藤国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大野泰正君（自民）、森屋隆君（立憲）、三上えり君（立憲）、高橋光男君（公明）、石井苗子君（維新）、浜口誠君（民主）、田村智子君（共産）、木村英子君（れ新）

○令和5年5月30日（火）（第16回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）について斉藤国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

足立敏之君（自民）、森屋隆君（立憲）、鬼木誠君（立憲）、矢倉克夫君（公明）、石井苗子君（維新）、浜口誠君（民主）、田村智子君（共産）、木村英子君（れ新）
（閣法第18号）

賛成会派 自民、公明、維新、民主

反対会派 立憲、共産、れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和5年6月1日（木）（第17回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○トラック運送業における次世代自動車導入に関する件、国土交通省における人事情報に係る資料作成等に関する件、電動バスの普及促進策に関する件、森林境界明確化と地籍調査の連携に関する件、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の改正に関する件、電気自動車充電設備に係るバリアフリー化に関する件等について斉藤国土交通大臣、太田経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

鬼木誠君（立憲）、三上えり君（立憲）、石井苗子君（維新）、浜口誠君（民主）、田村智子君（共産）、木村英子君（れ新）

○空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）について斉藤国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和5年6月6日（火）（第18回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）について斉藤国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

永井学君（自民）、三上えり君（立憲）、鬼木誠君（立憲）、高橋光男君（公明）、石井苗子君（維新）、嘉田由紀子君（民主）、田村智子君（共産）、木村英子君（れ新）

（閣法第43号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、れ新

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和5年6月8日（木）（第19回）

○特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第2号）（衆議院送付）について石井国土交通副大臣から趣旨説明を聴いた後、承認すべきものと議決した。

（閣承認第2号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

欠席会派 れ新

○令和5年6月13日（火）（第20回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○公共交通機関におけるカスタマーハラスメント等に関する件、L R T・B R Tの導入効果に関する件、首都圏空港の国際競争力強化に関する件、大型貨物自動車の運転者の安全確保に関する件、公共交通機関における障害者割引に関する件等について斉藤国土交通大臣、豊田国土交通副大臣及び

政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森屋隆君（立憲）、石井苗子君（維新）、浜口誠君（民主）、田村智子君（共産）、大島九州男君（れ新）

- 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案（衆第17号）（衆議院提出）について提出者衆議院国土交通委員長木原稔君から趣旨説明を聴き、斉藤国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

田村智子君（共産）

（衆第17号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、れ新

反対会派 なし

○令和5年6月21日（水）（第21回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第55号外187件を審査した。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○令和5年2月13日（月）、14日（火）

- 国土の整備、交通政策の推進等に関する実情を調査し、もって今期国会への提出を予定されている地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案並びに空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案の審査に資するため

〔派遣地〕

三重県、滋賀県、京都府

〔派遣委員〕

蓮舫君（立憲）、青木一彦君（自民）、長谷川岳君（自民）、森屋隆君（立憲）、高橋光男君（公明）、石井苗子君（維新）、浜口誠君（民主）、田村智子君（共産）

環境委員会

委員一覧 (21名)

委員長	滝沢	求 (自民)	関口	昌一 (自民)	水岡	俊一 (立憲)
理事	朝日	健太郎 (自民)	野村	哲郎 (自民)	新妻	秀規 (公明)
理事	進藤	金日子 (自民)	丸川	珠代 (自民)	宮崎	勝 (公明)
理事	松山	政司 (自民)	三原	じゅん子 (自民)	梅村	みずほ (維新)
理事	青島	健太 (維新)	渡辺	猛之 (自民)	浜野	喜史 (民主)
理事	山下	芳生 (共産)	青木	愛 (立憲)	山本	太郎 (れ新)
	石井	準一 (自民)	辻元	清美 (立憲)	ながえ	孝子 (無)
						(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第211回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。また、本委員会付託の請願1種類1件は、保留とした。

〔法律案の審査〕

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案は、気候変動の影響による熱中症発生の予防対策を強化するため、政府による熱中症対策実行計画の策定、環境大臣による熱中症特別警戒情報等の発表、市町村長による指定暑熱避難施設の指定等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、熱中症対策の現状と新たな措置の実効性、熱中症特別警戒情報の発表基準及び周知方法、地方公共団体への支援の必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対して、附帯決議を行った。

〔国政調査等〕

3月7日、環境行政等の基本施策について西村(明)国務大臣から所信を聴くとともに、令和5年度環境省予算及び環境保全経費の概要について山田環境副大臣から、公害等調整委員会の業務等について永野公害等調整委員会委員長から、原子力規制委員会の業務について山中原子力規制委員会委員長からそれぞれ説明を聴いた。

3月9日、環境行政等の基本施策に関する件、公害等調整委員会の業務等に関する件及び原子力規制委員会の業務に関する件について調査を行い、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓についての見解、地方公共団体が次期生物多様性国家戦略を踏まえた地域戦略を策定する必要性、欧州や中国の動向を踏まえ参議院の公用車に電気自動車を導入していく必要性、高経年化した発電用原子炉の安全規制に関する新たな制度案に原子力規制委員会の一部の委員が反対したことへの原子力規制委員会委員長の見解、再生可能エネルギーの大量導入に踏み込んでいくことは環境大臣の使命であることに対する見解、原子炉等規制法から発電用原子炉の安全性を担保する運転期間に関する規定を削除することに対

する原子力規制委員会委員長の見解、G 7 札幌気候・エネルギー・環境大臣会合の議長国としての決意と抱負、温室効果ガスの排出削減に向けた二国間クレジット制度（JCM）の取組状況、循環経済（サーキュラーエコノミー）を推進する環境省がプラスチック製品を広報に利用することの是非等について質疑を行った。

3月17日、予算委員会から委嘱された令和5年度一般会計予算、同特別会計予算及び同政府関係機関予算（総務省所管（公害等調整委員会）及び環境省所管）について審査を行い、2050年カーボンニュートラル実現に向けた脱炭素先行地域の横展開の進め方、中皮腫の治療法の研究への石綿健康被害救済基金の活用を政治決断する必要性、異物混入削減効果のある新機能リサイクルボックスの清涼飲料の自動販売機横への設置を支援する必要性、スポーツ施設で使用される人工芝がマイクロプラスチックとして海洋に流出している状況、我が国における脱炭素技術開発の加速化及び脱炭素化に向けた国際的議論を先導する必要性、奈良県平群町のメガソーラー計画が地域住民の不安の解消なく進められることへの懸念、除去土壌の再生利用の方針を中止する必要性、省庁横断のテーマであるブルーカーボンに関する取組の司令塔として環境省が果たすべき役割等について質疑を行った。

4月25日、G 7 札幌気候・エネルギー・環境大臣会合の意義、成果及び課題、生物多様性問題における優先的に取り組むべき事項、リターナブルびんの利用促進、動物を虐待する飼い主の所有権を一時制限する必要性、CO₂排出削減に向けた貨物鉄道輸送の活用、大阪府摂津市におけるPFOAの健康影響等の実態調査の必要性、使い捨てプラスチック使用禁止に向けた数値目標の設定等の必要性等について質疑を行った。

6月15日、水俣病特措法に基づく健康調査の実施、福島県内の除去土壌の安全対策、PCB廃棄物処理の進捗状況、有機フッ素化合物PFOA等と健康影響との因果関係、ALPS処理水の海洋放出問題、太陽光パネルのリサイクル等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○令和5年3月7日（火）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。
- 環境行政等の基本施策に関する件について西村（明）国務大臣から所信を聴いた。
- 令和5年度環境省予算及び環境保全経費の概要に関する件について山田環境副大臣から説明を聴いた。
- 公害等調整委員会の業務等に関する件について永野公害等調整委員会委員長から説明を聴いた。
- 原子力規制委員会の業務に関する件について山中原子力規制委員会委員長から説明を聴いた。

○令和5年3月9日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 環境行政等の基本施策に関する件、公害等調整委員会の業務等に関する件及び原子力規制委員会の業務に関する件について西村（明）国務大臣、小林環境副大臣、山中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参議院事務局当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

水岡俊一君（立憲）、新妻秀規君（公明）、清水貴之君（維新）、浜野喜史君（民主）、山下芳

生君（共産）、山本太郎君（れ新）、進藤金日子君（自民）、朝日健太郎君（自民）、ながえ孝子君（無）

○令和5年3月17日（金）（第3回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○令和五年度一般会計予算（衆議院送付）

令和五年度特別会計予算（衆議院送付）

令和五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（総務省所管（公害等調整委員会）及び環境省所管）について西村環境大臣、太田副大臣、小林環境副大臣、国定環境大臣政務官、柳本環境大臣政務官、山中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

進藤金日子君（自民）、辻元清美君（立憲）、宮崎勝君（公明）、青島健太君（維新）、浜野喜史君（民主）、山下芳生君（共産）、山本太郎君（れ新）、ながえ孝子君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和5年4月25日（火）（第4回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合の意義、成果及び課題に関する件、生物多様性問題における優先的に取り組むべき事項に関する件、リターナブルびんの利用促進に関する件、動物を虐待する飼い主の所有権を一時制限する必要性に関する件、CO₂排出削減に向けた貨物鉄道輸送の活用に関する件、大阪府摂津市におけるPFOAの健康影響等の実態調査の必要性に関する件、使い捨てプラスチック使用禁止に向けた数値目標の設定等の必要性に関する件等について西村環境大臣、中谷経済産業副大臣、小林環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

水岡俊一君（立憲）、新妻秀規君（公明）、串田誠一君（維新）、浜野喜史君（民主）、山下芳生君（共産）、ながえ孝子君（無）

○気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）について西村環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和5年4月27日（木）（第5回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）について西村環境大臣、小林環境副大臣、羽生田厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

朝日健太郎君（自民）、辻元清美君（立憲）、宮崎勝君（公明）、清水貴之君（維新）、浜野喜史君（民主）、山下芳生君（共産）、山本太郎君（れ新）、ながえ孝子君（無）

（閣法第32号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、無（ながえ孝子君）

反対会派 れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和5年5月16日（火）（第6回）

○脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律

案（閣法第26号）（衆議院送付）について経済産業委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○令和5年5月23日（火）

経済産業委員会、環境委員会連合審査会（第1回）

（経済産業委員会を参照）

○令和5年6月15日（木）（第7回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 水俣病特措法に基づく健康調査の実施に関する件、福島県内の除去土壌の安全対策に関する件、P C B廃棄物処理の進捗状況に関する件、有機フッ素化合物P F O A等と健康影響との因果関係に関する件、A L P S 処理水の海洋放出問題に関する件、太陽光パネルのリサイクルに関する件等について西村環境大臣、太田経済産業副大臣、小野田防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

辻元清美君（立憲）、青島健太君（維新）、浜野喜史君（民主）、山下芳生君（共産）、山本太郎君（れ新）、ながえ孝子君（無）

○令和5年6月21日（水）（第8回）

- 請願第20号を審査した。
- 環境及び公害問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

国家基本政策委員会

委員一覧（20名）

委員長	室井 邦彦（維新）	豊田 俊郎（自民）	山口 那津男（公明）
理事	櫻井 充（自民）	羽生田 俊（自民）	浅田 均（維新）
	石井 浩郎（自民）	宮本 周司（自民）	大塚 耕平（民主）
	太田 房江（自民）	吉川 ゆうみ（自民）	榛葉 賀津也（民主）
	自見 はなこ（自民）	斎藤 嘉隆（立憲）	小池 晃（共産）
	武見 敬三（自民）	徳永 エリ（立憲）	木村 英子（れ新）
	柘植 芳文（自民）	谷合 正明（公明）	（会期終了日 現在）

委員会経過

○令和5年1月26日（木）（第1回）

- 国家の基本政策に関する調査を行うことを決定した。
- 国家の基本政策に関する調査について合同審査会を開会することを決定した。

予算委員会

委員一覧 (45名)

委員長	末松	信介 (自民)	古庄	玄知 (自民)	辻元	清美 (立憲)
理事	足立	敏之 (自民)	島村	大 (自民)	福島	みずほ (立憲)
理事	大野	泰正 (自民)	田中	昌史 (自民)	村田	享子 (立憲)
理事	片山	さつき (自民)	中田	宏 (自民)	塩田	博昭 (公明)
理事	高橋	はるみ (自民)	長谷川	岳 (自民)	宮崎	勝 (公明)
理事	藤川	政人 (自民)	広瀬	めぐみ (自民)	山本	香苗 (公明)
理事	石橋	通宏 (立憲)	船橋	利実 (自民)	若松	謙維 (公明)
理事	杉尾	秀哉 (立憲)	堀井	巖 (自民)	青島	健太 (維新)
理事	矢倉	克夫 (公明)	松川	るい (自民)	音喜多	駿 (維新)
理事	片山	大介 (維新)	松下	新平 (自民)	串田	誠一 (維新)
	朝日	健太郎 (自民)	山田	俊男 (自民)	磯崎	哲史 (民主)
	有村	治子 (自民)	若林	洋平 (自民)	嘉田	由紀子 (民主)
	猪口	邦子 (自民)	石垣	のりこ (立憲)	田村	智子 (共産)
	臼井	正一 (自民)	古賀	千景 (立憲)	山添	拓 (共産)
	小林	一大 (自民)	塩村	あやか (立憲)	山本	太郎 (れ新)

(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第211回国会において、本委員会に付託された案件は、令和五年度総予算3案であり、いずれも可決した。また、予算の執行状況に関する調査を行った。

なお、本委員会に付託された請願はなかった。

〔予算の審査〕

令和五年度総予算3案は、防衛力の抜本的な強化と財源の確保、こども・子育て支援の強化、グリーントランスフォーメーション(GX)の実現に向けた取組、デジタル田園都市国家構想の推進などの重要課題に対応するための予算とされている。総予算3案は、1月23日国会に提出され、3月28日に成立した。

委員会では、1月27日に財務大臣から趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付の後、3月1日から質疑に入り、基本的質疑、一般質疑に加え、6日には外交・安全保障等現下の諸課題に関する集中審議、13日には物価高、少子化対策等現下の諸課題に関する集中審議、23日には外交等現下の諸課題に関する集中審議、24日及び27日には岸田内閣の基本姿勢に関する集中審議を行った。

3月9日には公聴会を開催し、16日及び17日には各委員会に審査を委嘱したほか、予備審査中の2月13日及び14日の2日間、石川県に委員を派遣して現地調査を行った。

3月28日には締めくくり質疑を行い、討論の後に採決の結果、総予算3案は可決された。

委員会の質疑においては、令和五年度予算における予算配分の在り方、少子化対策の拡充、物価高騰対策の必要性、反撃能力と防衛力強化の在り方、総理のウクライナ訪問と日韓首脳会談に対する評価、人手不足対策と賃上げの必要性、中小企業の価格転嫁対策の重要性、原発及びALPS処理水の海洋放出への政府の対応、東日本大震災の復興と防災対策への取組、酪農支援の必要性、新型コロナウイルス感染症対策の検証、障害者支援の取組、予備費計上の在り方、金融緩和政策の評価と今後の見通し、LGBTに関する法整備の見通し、放送法の解釈に係る政府統一見解の経緯等の問題が取り上げられた。

〔国政調査〕

予算の執行状況に関する調査を議題として、5月26日、G7広島サミット等現下の諸課題に関する集中審議が行われた。

質疑においては、創薬基盤強化に向けて司令塔機能を再構築する必要性、郵便局網の連携強化を進める必要性、食料安全保障も踏まえた農業政策の在り方、G7広島サミットを踏まえた核なき世界に向けた今後の取組、年収の壁解消及びLGBT理解増進法案成立の必要性、車両の更なる提供等の今後のウクライナ支援の在り方、官民ファンドを含む官主導の産業政策の妥当性、G7広島サミットにおける極東情勢への認識、入管行政における送還忌避者の縮減目標設定の妥当性、需要喚起に向けた消費税廃止等の必要性等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○令和5年1月27日(金) (第1回)

○予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。

○令和五年度一般会計予算(予)

令和五年度特別会計予算(予)

令和五年度政府関係機関予算(予)

以上3案について鈴木財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和五年度総予算審査のため委員派遣を行うことを決定した。

○令和5年3月1日(水) (第2回)

— 基本的質疑 —

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○令和五年度一般会計予算(衆議院送付)

令和五年度特別会計予算(衆議院送付)

令和五年度政府関係機関予算(衆議院送付)

以上3案について岸田内閣総理大臣、浜田防衛大臣、西村経済産業大臣、鈴木財務大臣、加藤厚生労働大臣、松本総務大臣、斉藤国土交通大臣、小倉国務大臣、野村農林水産大臣、岡田内閣府特命担当大臣、永岡文部科学大臣、西村環境大臣、林外務大臣、国光総務大臣政務官、山中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

杉尾秀哉君(立憲)、辻元清美君(立憲)、小沢雅仁君(立憲)、徳永エリ君(立憲)、丸川珠

代君（自民）、上月良祐君（自民）、島村大君（自民）

○令和5年3月2日(木)（第3回）

— 基本的質疑 —

○参考人の出席を求めることを決定した。

○令和五年度一般会計予算（衆議院送付）

令和五年度特別会計予算（衆議院送付）

令和五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について岸田内閣総理大臣、西村経済産業大臣、野村農林水産大臣、齋藤法務大臣、鈴木国土大臣、浜田防衛大臣、永岡文部科学大臣、斉藤国土交通大臣、小倉国土大臣、加藤厚生労働大臣、林外務大臣、河野デジタル大臣、谷国家公安委員会委員長、西村環境大臣、後藤国土大臣、松本総務大臣、森田会計検査院長、古谷公正取引委員会委員長、政府参考人、参考人独立行政法人経済産業研究所理事長浦田秀次郎君及び日本放送協会会長稲葉延雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西田実仁君（公明）、竹内真二君（公明）、音喜多駿君（維新）、猪瀬直樹君（維新）、串田誠一君（維新）、舟山康江君（民主）、小池晃君（共産）、山本太郎君（れ新）、浜田聡君（N党）

○派遣委員から報告を聴いた。

○令和5年3月3日(金)（第4回）

— 一般質疑 —

○令和五年度総予算審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○令和五年度一般会計予算（衆議院送付）

令和五年度特別会計予算（衆議院送付）

令和五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について岸田内閣総理大臣、西村経済産業大臣、高市国土大臣、後藤国土大臣、加藤厚生労働大臣、永岡文部科学大臣、谷内閣府特命担当大臣、斉藤国土交通大臣、松本総務大臣、鈴木財務大臣、齋藤法務大臣、松野内閣官房長官、小倉内閣府特命担当大臣、山中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人日本放送協会会長稲葉延雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

中田宏君（自民）、朝日健太郎君（自民）、小西洋之君（立憲）、※石垣のりこ君（立憲）、矢倉克夫君（公明）、柴田巧君（維新）、嘉田由紀子君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）、浜田聡君（N党）

※関連質疑

○令和5年3月6日(月)（第5回）

— 集中審議（外交・安全保障等現下の諸課題） —

○参考人の出席を求めることを決定した。

○令和五年度一般会計予算（衆議院送付）

令和五年度特別会計予算（衆議院送付）

令和五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について岸田内閣総理大臣、浜田防衛大臣、鈴木財務大臣、林外務大臣、西村（康）国土大臣、松本総務大臣、高市国土大臣、斉藤国土交通大臣、谷内閣府特命担当大臣、小倉国土大臣、加藤厚生労働大臣、永岡文部科学大臣、齋藤法務大臣、山中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人弁護士徳田靖之君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤正久君（自民）、滝波宏文君（自民）、石橋通宏君（立憲）、福島みずほ君（立憲）、石川大我君（立憲）、山本香苗君（公明）、高橋光男君（公明）、片山大介君（維新）、梅村聡君（維新）、川合孝典君（民主）、山添拓君（共産）、天畠大輔君（れ新）、浜田聡君（N党）

○令和5年3月7日（火）（第6回）

— 一般質疑 —

○令和五年度一般会計予算（衆議院送付）

令和五年度特別会計予算（衆議院送付）

令和五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について岡田国務大臣、野村農林水産大臣、齋藤法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山田俊男君（自民）、加田裕之君（自民）

○令和5年3月8日（水）（第7回）

— 一般質疑 —

○令和五年度一般会計予算（衆議院送付）

令和五年度特別会計予算（衆議院送付）

令和五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について高市国務大臣、松本総務大臣、松野内閣官房長官、小倉国務大臣、齋藤法務大臣、西村経済産業大臣、加藤厚生労働大臣、渡辺復興大臣、永岡文部科学大臣、斉藤国土交通大臣、西村環境大臣、後藤内閣府特命担当大臣、鈴木財務大臣、井出文部科学副大臣、秋野財務副大臣、山田環境副大臣、秋本外務大臣政務官、伊藤文部科学大臣政務官、畦元厚生労働大臣政務官、森田会計検査院長、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小西洋之君（立憲）、※塩村あやか君（立憲）、若松謙維君（公明）、石井苗子君（維新）、青島健太君（維新）、浜口誠君（民主）、伊藤岳君（共産）、大島九州男君（れ新）、浜田聡君（N党）

※関連質疑

○令和5年3月9日（木）（公聴会 第1回）

○令和五年度一般会計予算（衆議院送付）

令和五年度特別会計予算（衆議院送付）

令和五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

〔公述人〕

PwCコンサルティング合同会社チーフエコノミスト 片岡剛士君

昭和女子大学特命教授 八代尚宏君

恵泉女学園大学学長 大日向雅美君

東京大学大学院教育学研究科教授 本田由紀君

東京大学公共政策大学院教授 鈴木一人君

防衛ジャーナリスト 半田滋君

・公述人（片岡剛士君、八代尚宏君）に対する質疑（経済・財政・雇用）

〔質疑者〕

足立敏之君（自民）、村田享子君（立憲）、若松謙維君（公明）、片山大介君（維新）、礪崎哲史君（民主）、山添拓君（共産）、大島九州男君（れ新）、浜田聡君（女子）

- ・公述人（大日向雅美君、本田由紀君）に対する質疑（社会保障・少子化対策・教育）

〔質疑者〕

高橋はるみ君（自民）、古賀千景君（立憲）、矢倉克夫君（公明）、青島健太君（維新）、嘉田由紀子君（民主）、田村智子君（共産）、大島九州男君（れ新）、浜田聡君（女子）

- ・公述人（鈴木一人君、半田滋君）に対する質疑（外交・安全保障）

〔質疑者〕

片山さつき君（自民）、石垣のりこ君（立憲）、宮崎勝君（公明）、串田誠一君（維新）、磯崎哲史君（民主）、山添拓君（共産）、大島九州男君（れ新）、浜田聡君（女子）

○令和５年３月13日（月）（第８回）

— 集中審議（物価高、少子化対策等現下の諸課題） —

- 令和五年度一般会計予算（衆議院送付）

令和五年度特別会計予算（衆議院送付）

令和五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会、消費者問題に関する特別委員会及び東日本大震災復興特別委員会については３月16日の１日間、内閣委員会、総務委員会、法務委員会、外交防衛委員会、財政金融委員会、文教科学委員会、厚生労働委員会、農林水産委員会、経済産業委員会、国土交通委員会及び環境委員会については３月17日の１日間、当該委員会の所管に係る部分の審査を委嘱することを決定した。

以上３案について岸田内閣総理大臣、永岡文部科学大臣、小倉国務大臣、高市国務大臣、松本総務大臣、齋藤法務大臣、加藤厚生労働大臣、斉藤国土交通大臣、野村農林水産大臣、谷内閣府特命担当大臣、西村経済産業大臣、林外務大臣、岡田国務大臣、後藤国務大臣、鈴木財務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

衛藤晟一君（自民）、今井絵理子君（自民）、福山哲郎君（立憲）、牧山ひろえ君（立憲）、森屋隆君（立憲）、横山信一君（公明）、窪田哲也君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、高木かおり君（維新）、磯崎哲史君（民主）、田村智子君（共産）、大島九州男君（れ新）、浜田聡君（女子）

○令和５年３月14日（火）（第９回）

— 一般質疑 —

- 令和五年度一般会計予算（衆議院送付）

令和五年度特別会計予算（衆議院送付）

令和五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について西村経済産業大臣、松野内閣官房長官、斉藤国土交通大臣、永岡文部科学大臣、小島復興副大臣、門山法務副大臣、井野防衛副大臣、豊田国土交通副大臣、自見内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

臼井正一君（自民）、小林一大君（自民）、古庄玄知君（自民）

○令和５年３月15日（水）（第10回）

— 一般質疑 —

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 令和五年度一般会計予算（衆議院送付）

令和五年度特別会計予算（衆議院送付）

令和五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について高市国務大臣、松本総務大臣、永岡文部科学大臣、小倉国務大臣、西村環境大臣、加藤厚生労働大臣、野村農林水産大臣、西村経済産業大臣、河野国務大臣、岡田国務大臣、齋藤法務大臣、林外務大臣、豊田国土交通副大臣、山中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長小早川智明君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

杉尾秀哉君（立憲）、※古賀千景君（立憲）、下野六太君（公明）、清水貴之君（維新）、金子道仁君（維新）、嘉田由紀子君（民主）、山添拓君（共産）、※岩渕友君（共産）、木村英子君（れ新） ※関連質疑

○令和5年3月20日（月）（第11回）

— 一般質疑 —

○各委員長からの委嘱審査報告書は、これを会議録に掲載することに決定した。

○令和五年度一般会計予算（衆議院送付）

令和五年度特別会計予算（衆議院送付）

令和五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について高市国務大臣、小倉国務大臣、永岡文部科学大臣、野村農林水産大臣、鈴木国務大臣、浜田防衛大臣、西村経済産業大臣、松野内閣官房長官、松本総務大臣、加藤厚生労働大臣、後藤国務大臣、谷国務大臣、斉藤国土交通大臣、西村環境大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

広瀬めぐみ君（自民）、若林洋平君（自民）、船橋利実君（自民）、小西洋之君（立憲）、※村田享子君（立憲）、塩田博昭君（公明）、矢倉克夫君（公明）、串田誠一君（維新）、松野明美君（維新）、竹詰仁君（民主）、吉良よし子君（共産）、天畠大輔君（れ新） ※関連質疑

○令和5年3月22日（水）（第12回）

— 一般質疑 —

○令和五年度一般会計予算（衆議院送付）

令和五年度特別会計予算（衆議院送付）

令和五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について松野内閣官房長官、高市国務大臣、松本総務大臣、後藤国務大臣、小倉内閣府特命担当大臣、西村経済産業大臣、岡田国務大臣、斉藤国土交通大臣、野村農林水産大臣、永岡文部科学大臣、谷内閣府特命担当大臣、渡辺復興大臣、林外務大臣、鈴木財務大臣、浜田防衛大臣、河野国務大臣、加藤厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岸真紀子君（立憲）、※田島麻衣子君（立憲）、横沢高德君（立憲）、青島健太君（維新）、上田清司君（民主）、仁比聡平君（共産）、山本太郎君（れ新） ※関連質疑

○令和5年3月23日（木）（第13回）

— 集中審議（外交等現下の諸課題） —

○令和五年度一般会計予算（衆議院送付）

令和五年度特別会計予算（衆議院送付）

令和五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について岸田内閣総理大臣、西村経済産業大臣、林外務大臣、野村農林水産大臣、加藤厚生労働大臣、松本総務大臣、鈴木財務大臣、小倉国務大臣、永岡文部科学大臣、斉藤国土交通大臣、

浜田防衛大臣、松野内閣官房長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大野泰正君（自民）、田名部匡代君（立憲）、勝部賢志君（立憲）、山本博司君（公明）、浅田均君（維新）、伊藤孝恵君（民主）、伊藤岳君（共産）、山本太郎君（れ新）

○令和５年３月24日（金）（第14回）

— 集中審議（岸田内閣の基本姿勢） —

○令和五年度一般会計予算（衆議院送付）

令和五年度特別会計予算（衆議院送付）

令和五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について岸田内閣総理大臣、西村経済産業大臣、野村農林水産大臣、鈴木財務大臣、高市国務大臣、岡田内閣府特命担当大臣、斉藤国土交通大臣、河野デジタル大臣、永岡文部科学大臣、加藤厚生労働大臣、松野内閣官房長官、林外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岩本剛人君（自民）、小沼巧君（立憲）、石垣のりこ君（立憲）、塩田博昭君（公明）、音喜多駿君（維新）、田村まみ君（民主）、井上哲士君（共産）、山本太郎君（れ新）

○令和５年３月27日（月）（第15回）

— 集中審議（岸田内閣の基本姿勢） —

○令和五年度一般会計予算（衆議院送付）

令和五年度特別会計予算（衆議院送付）

令和五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について岸田内閣総理大臣、野村農林水産大臣、西村経済産業大臣、谷国務大臣、松本総務大臣、高市国務大臣、斉藤国土交通大臣、鈴木財務大臣、加藤厚生労働大臣、西村環境大臣、林外務大臣、秋野財務副大臣、小林参議院事務総長、川本人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

宮崎雅夫君（自民）、石橋通宏君（立憲）、古賀之士君（立憲）、宮崎勝君（公明）、東徹君（維新）、田村まみ君（民主）、井上哲士君（共産）、木村英子君（れ新）

○令和５年３月28日（火）（第16回）

— 締めくくり質疑 —

○参考人の出席を求めることを決定した。

○令和五年度一般会計予算（衆議院送付）

令和五年度特別会計予算（衆議院送付）

令和五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について岸田内閣総理大臣、鈴木国務大臣、西村経済産業大臣、高市国務大臣、松本総務大臣、浜田防衛大臣、林外務大臣、小倉国務大臣、西村環境大臣、永岡文部科学大臣、加藤厚生労働大臣、岡田内閣府特命担当大臣、河野国務大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

片山さつき君（自民）、杉尾秀哉君（立憲）、辻元清美君（立憲）、若松謙維君（公明）、片山大介君（維新）、大塚耕平君（民主）、田村智子君（共産）、山本太郎君（れ新）

（令和５年度総予算）

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、維新、民主、共産、れ新

○令和5年5月26日(金) (第17回)

― 集中審議 (G7広島サミット等現下の諸課題) ―

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する調査のうち、G7広島サミット等現下の諸課題に関する件について岸田内閣総理大臣、松本総務大臣、林外務大臣、岡田国務大臣、松野内閣官房長官、鈴木財務大臣、後藤国務大臣、加藤厚生労働大臣、小倉内閣府特命担当大臣、野村農林水産大臣、齋藤法務大臣、森田会計検査院長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

武見敬三君 (自民)、加田裕之君 (自民)、田名部匡代君 (立憲)、森本真治君 (立憲)、平木大作君 (公明)、音喜多駿君 (維新)、柳ヶ瀬裕文君 (維新)、大塚耕平君 (民主)、仁比聡平君 (共産)、山本太郎君 (れ新)

○令和5年6月21日(水) (第18回)

- 予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○令和5年2月13日(月)、14日(火)

- 令和5年度総予算の審査に資するため

〔派遣地〕

石川県

〔派遣委員〕

末松信介君 (自民)、足立敏之君 (自民)、大野泰正君 (自民)、片山さつき君 (自民)、高橋はるみ君 (自民)、藤川政人君 (自民)、石橋通宏君 (立憲)、杉尾秀哉君 (立憲)、矢倉克夫君 (公明)、片山大介君 (維新)、磯崎哲史君 (民主)、山添拓君 (共産)、浜田聡君 (N党)

決算委員会

委員一覧 (30名)

委員長	佐藤	信秋 (自民)	越智	俊之 (自民)	羽田	次郎 (立憲)
理事	滝波	宏文 (自民)	加田	裕之 (自民)	三上	えり (立憲)
理事	三宅	伸吾 (自民)	佐藤	啓 (自民)	上田	勇 (公明)
理事	和田	政宗 (自民)	進藤	金日子 (自民)	高橋	光男 (公明)
理事	野田	国義 (立憲)	比嘉	奈津美 (自民)	三浦	信祐 (公明)
理事	石川	博崇 (公明)	宮崎	雅夫 (自民)	石井	苗子 (維新)
理事	柴田	巧 (維新)	森屋	宏 (自民)	柳ヶ瀬	裕文 (維新)
	生稻	晃子 (自民)	山田	太郎 (自民)	竹詰	仁 (民主)
	今井	絵理子 (自民)	鬼木	誠 (立憲)	芳賀	道也 (民主)
	岩本	剛人 (自民)	高木	真理 (立憲)	吉良	よし子 (共産)
						(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第211回国会における本委員会付託案件は、令和三年度決算外2件（第210回国会提出）、令和三年度予備費関係8件（第208回国会提出）である。

審査の結果、令和三年度決算外2件はいずれも是認すべきものと議決した。また、令和三年度予備費関係8件はいずれも承諾を与えるべきものと議決した。

〔令和三年度決算の審査〕

令和三年度決算外2件は、第210回国会の令和4年11月18日に提出され、今国会の令和5年1月24日の本会議において概要報告及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、同日の委員会において鈴木財務大臣から概要説明を聴取し、4月3日に岸田内閣総理大臣を始め全大臣出席の下、全般質疑を行った。その後、省庁別審査を計6回行った。

なお、4月3日の委員会において、1月23日に岸田内閣総理大臣から議長に対し文書により報告された令和二年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置に関して、令和2年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置と併せて、鈴木財務大臣から説明を聴取した。令和二年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置は、内閣に対する警告と対比して示すと、次のとおりである。

内閣に対する警告	政府が講じた措置
(1) 国土交通省の建設工事受注動態統計調査において、所定の期限後に提出された過去分の調査票が同省の指示により書き換えられたことなどにより、平成25年4月以降の一部の受注高が二重に計上されている	(1) 建設工事受注動態統計調査における二重計上については、本統計調査の遡及改定を行うとともに、GDPの算出に用いられる建設総合統計等における本不適切事案による影響を令和4年8月に公表したと

た事態が明らかとなり、また、31年1月に実施された政府統計の一次点検では事態の発見に至らず、政策立案の根拠となる統計の信頼性が著しく損なわれたことは、極めて遺憾である。 政府は、毎月勤労統計調査の不適切事案の発生以降、再発防止策を進める中で、統計制度の根幹を揺るがす事態が再び発生し、その発見及び対応が遅れたことを重く受け止め、建設工事受注動態統計調査の不適切事案が、GDPなど他の統計等に与えた影響を究明し、同統計調査が適正に遡及改定されるよう必要な対策を講じるとともに、政府統計全体に対する信頼を確保するため、不適切事案の徹底した検証と再発防止のほか、全ての基幹統計及び一般統計を対象とした政府統計の改善施策に取り組み、必要に応じて人員を増やすなど統計行政体制の強化を図るべきである。	ころである。 また、基幹統計の集計プロセスの点検等を行い、体制強化やデジタル化等の再発防止策を含む改善施策を示した「公的統計の総合的な品質向上に向けて」を統計委員会建議としてとりまとめたところであり、本建議で提案された各対策を適切に実行し、政府統計全体に対する信頼の確保に取り組んでまいり所存である。
(2) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴うマスクの品薄状態に対処するための布製マスク配布事業によって生じた大量の在庫について、有効活用されないまま9億円を超える保管費用が発生していることに加え、実際の在庫枚数が計算上の在庫枚数よりも約53万枚少ないことが判明したにもかかわらず、必要な記録が残されておらず原因究明ができないことは、遺憾である。 政府は、布製マスク配布事業における不適切な在庫管理により在庫枚数の差異が発生し、国に損失を与えた可能性が否定できない事態を生じさせたにもかかわらず、国会からの指摘があるまで明らかにしなかったことを真摯に反省し、緊急的に実施する事業であっても必要な記録を残すことを含め作業の進捗管理を徹底すべきである。	(2) 布製マスク配布事業における不適切な在庫管理については、受注者において物品の在庫管理を行う事業の実施に当たり、緊急的に実施する事業であっても、在庫に関する記録を残すとともに、国の職員において在庫管理の状況を確認することにより、作業の進捗管理を徹底するよう周知したところである。 引き続き、受注者において物品の在庫管理を行う事業の適切な実施に努めてまいり所存である。

(3)新型コロナウイルス感染症拡大に伴い多くの事業者が苦しい経済状況にある中で、経済産業省の職員2名が、虚偽の申請書類により持続化給付金400万円及び家賃支援給付金約1,150万円を不正に受給する詐欺行為を行い、懲戒免職処分とされた上、有罪判決を下されたことは、極めて遺憾である。 政府は、経済産業省職員が所管の制度を悪用したことは、給付金制度や不正受給対策を実施する同省に対する信用を失墜させ、国家公務員に対する国民の信頼を損なう事態であることを重く受け止め、二度と同様の事態が生じないように再発防止に万全を期すとともに、職員一人一人が服務規律を遵守し、高い倫理観を持って業務に取り組むよう組織風土を改善し、信頼回復を図るべきである。	(3)経済産業省職員による給付金詐欺事件については、二度とこのような事態が生じないように、全職員を対象とした服務規律の徹底を図る研修を実施するなど、再発防止策を講じたところである。 引き続き、職員一人一人が服務規律を遵守し、高い倫理観を持って業務に取り組むよう不断の努力を行ってまいり所存である。
(4)国土交通省の建築工事費調査について、令和3年1月から従来の都道府県経由ではなく同省が直接実施する方法に変更したことに伴い、調査票の配布が計画より大幅に遅れていることが明らかとなり、また、建設工事受注動態統計調査に係る不適切処理問題を受け、組織内の情報共有等の課題が指摘されている中で、同省において1年以上この事態が改善されなかったことは、遺憾である。 政府は、公的統計の信頼回復が急務となっている中、不適切な事態が繰り返されていることを重く受け止め、国土交通省において早急に業務体制を立て直し、自ら原因究明及び組織体質の抜本的な改善を図るなど実効性のある再発防止策を講じるべきである。	(4)建築工事費調査に係る調査票配布の遅延については、建設工事受注動態統計調査に係る不適切処理問題も含めた原因究明を行い、業務体制の立て直しを含む再発防止策として「国土交通省統計改革プラン」を令和4年8月にとりまとめ、所管統計の企画立案及び品質改善を担う体制の立ち上げ等の組織体制の強化等に取り組んでいるところであり、併せて統計プロセスの合理化・効率化を進めるなど、統計調査に係る不適切処理の再発防止に万全を期すとともに、公的統計の信頼回復に努めてまいり所存である。 なお、令和3年分の建築工事費調査については、調査票配布が計画より遅延したことから、提出期限を延長して実施し、その結果を当初の計画どおり令和4年9月に公表したところである。

(5) 飛行中の航空機に地上からの距離等の情報を電波によって与えるタカン装置について、海上自衛隊が管理する硫黄島飛行場の既設装置を新設装置へ換装する計画に係る検討が不十分で、既設装置等が障害物となり、令和元年9月の初度飛行点検において電波障害が発生して不合格と判定され、2年以上運用できない状況となっていたことは、遺憾である。 政府は、新設タカン装置等が既設装置等を撤去しなければ所期の計画どおり運用できない事態となったことを重く受け止め、装置の換装計画はもとより、他の機材についても今般の事態を教訓として問題点の共有及び教育を徹底し、十分な検討を行った上で計画が立案されるよう再発防止に万全を期すべきである。	(5) 新設タカン装置等の換装計画に係る検討が不十分で運用できない事態については、令和4年2月より同装置等の運用は開始したところであるが、所期の計画どおりに運用できない事態となったことを踏まえ、装置類の調達等を実施する場合には、関係部署間で綿密に連携し十分な検討をした上で、計画を立案するとともに関係職員への教育を行うよう関係部署に対して通知したところである。 引き続き、本通知の周知徹底や必要に応じた指導により、再発防止に努めてまいる所存である。
(6) 航空自衛隊のT4中等練習機等で使用するため既存の救命無線機の後継機として調達した新無線機について、調達要求事項の検討が不十分で、着水後正常に機能しない可能性があり、また、寸法が既存の無線機より大きく適切に収納できず、平成29、30両年度に調達した515個のうち496個が運用に支障が生じるおそれがあるとして、使用されていないことは、遺憾である。 政府は、搭乗員の生命・安全を守るための重要な装備品である救命無線機について、収納方法等を十分に理解、確認せずに2か年度調達し、大多数が使用できない状況となっていることを重く受け止め、収納方法等を改善した上で早期に使用するとともに、装備品の調達に関する確認体制を強化するなど再発防止に徹底的に取り組むべきである。	(6) T4中等練習機等で使用するための救命無線機の不適切な調達については、使用されていなかったもののうち、一部については、令和5年8月より順次使用を開始するべく取組を行っているところであり、残りについても、令和6年度より使用を開始するべく取組を行っているところである。 また、調達に関する確認体制の強化については、航空自衛隊において、調達関係部署への周知などしているところである。 引き続き、救命無線機の全数の早期使用開始及び再発防止に努めてまいる所存である。

その後、5月22日には鈴木財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による准総括質疑、6月12日には岸田内閣総理大臣を始め全大臣出席の下、締めくくり総括質疑を行った。令和三年度決算審査における質疑の主な項目は、防衛力強化や少子化対策などの政策課題における財源の在り方、新型コロナウイルス感染症対策の執行状況に係る検証の必要性、効果が発現していない政府開発援助（ODA）事業を改善する必要性、裁判所における事件記録の適切な管理及び保存の必要性などである。

6月12日の質疑終局の後、委員長より、令和三年度決算についての4項目から成る内閣に対する警告案及び13項目から成る令和三年度決算審査措置要求決議案が示された。

討論の後、採決の結果、令和三年度決算は多数をもって是認すべきものと、内閣に対する警告案は全会一致をもって警告すべきものと議決した。内閣に対し警告する事項は、①送迎用バスの置き去り事案を繰り返さないための対策の徹底について、②名古屋刑務所の刑務官による不適正処遇事案について、③東京オリンピック・パラリンピック競技大会の不透明な運営について、④防衛省・自衛隊におけるハラスメントの根絶についてである。

次に、令和三年度決算審査措置要求決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定した。措置要求決議の内容は、①新型コロナウイルス感染症対策関連予算の執行状況等に係る国民への情報提供について、②新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の不適切な執行等について、③里親制度、特別養子縁組制度等に係る予算の効果的な執行について、④マイナンバーカードを利用したサービスにおける相次ぐ個人情報漏えい事案について、⑤刑事施設の改修工事等における繰越予算の不適切な執行について、⑥効果が発現していない政府開発援助（ODA）事業について、⑦特別会計予備費の低調な使用実績を踏まえた予算計上の在り方について、⑧家庭学習のためのモバイルWi-Fiルータ等の低調な使用状況について、⑨多額の国費等を投じた三菱スペースジェットの開発中止について、⑩農業農村整備事業等における公共測量手続の低調な実施状況について、⑪公共事業の効率・効果性及び実施過程の透明性の向上について、⑫陸自新システム用に借り上げた端末等の不十分な使用状況について、⑬特別保存に付すべき事件記録の廃棄についてである。

次に、令和三年度国有財産増減及び現在額総計算書は多数をもって是認すべきものと決定し、次いで令和三年度国有財産無償貸付状況総計算書は多数をもって是認すべきものと決定した。

〔令和三年度予備費の審査〕

令和三年度予備費関係8件のうち、令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）は令和4年3月18日、令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）、令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）、令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）、令和三年度

特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）は令和４年５月20日、いずれも第208回国会に提出された。今国会の令和５年４月13日に衆議院から受領した後、５月19日に本委員会に付託され、５月22日、鈴木財務大臣から概要説明を聴取し、決算外２件と一括して質疑を行った。

５月22日に討論を行った後、採決の結果、令和三年度予備費関係８件はいずれも多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。

〔国政調査〕

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、令和５年１月24日、４月５日及び５月22日、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件について、１月24日及び４月５日、会計検査院法第30条の２の規定に基づく報告に関する件について、森田会計検査院長からそれぞれ説明を聴取した。

また、６月12日、国会法第105条の規定に基づき、会計検査院に対し検査要請を行うことを決定した。要請した項目は、①新型コロナウイルス感染症拡大に伴う旅行振興策の実施状況等について、②官民ファンドにおける業務運営の状況についてである。

（２）委員会経過

○令和５年１月24日（火）（第１回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 令和三年度一般会計歳入歳出決算、令和三年度特別会計歳入歳出決算、令和三年度国税収納金整理資金受払計算書、令和三年度政府関係機関決算書
令和三年度国有財産増減及び現在額総計算書
令和三年度国有財産無償貸付状況総計算書
以上３件について鈴木財務大臣から説明を聴いた後、会計検査院の検査報告について森田会計検査院長から説明を聴いた。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件及び会計検査院法第30条の２の規定に基づく報告に関する件について森田会計検査院長から説明を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和三年度決算外２件の審査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。

○令和５年４月３日（月）（第２回）

— 全般質疑 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 令和三年度決算外２件について岸田内閣総理大臣、林外務大臣、加藤厚生労働大臣、小倉内閣府特命担当大臣、斉藤国土交通大臣、松本総務大臣、谷國務大臣、鈴木國務大臣、河野デジタル大臣、永岡文部科学大臣、松野内閣官房長官、西村環境大臣、西村経済産業大臣、野村農林水産大臣、岡田國務大臣、浜田防衛大臣、後藤國務大臣、齋藤法務大臣、政府参考人及び参考人日本放送協会会長稲葉延雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

和田政宗君（自民）、※三宅伸吾君（自民）、※山田太郎君（自民）、野田国義君（立憲）、※羽田次郎君（立憲）、安江伸夫君（公明）、※上田勇君（公明）、柴田巧君（維新）、※石井苗子君（維新）、浜口誠君（民主）、吉良よし子君（共産） ※関連質疑

- 令和三年度決算外 2 件に関し、令和二年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置及び令和 2 年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置について鈴木財務大臣から説明を聞いた。

○令和 5 年 4 月 5 日（水）（第 3 回）

― 省庁別審査 ―

- 令和三年度決算外 2 件中、国会、会計検査院、復興庁、総務省及び環境省関係について渡辺復興大臣、松本総務大臣、西村環境大臣、秋野財務副大臣、和田内閣府副大臣、森田会計検査院長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤啓君（自民）、岩本剛人君（自民）、鬼木誠君（立憲）、高木真理君（立憲）、若松謙維君（公明）、宮崎勝君（公明）、串田誠一君（維新）、青島健太君（維新）、竹詰仁君（民主）、田村智子君（共産）

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件及び会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について森田会計検査院長から説明を聞いた。

○令和 5 年 4 月 10 日（月）（第 4 回）

― 省庁別審査 ―

- 令和三年度決算外 2 件中、皇室費、内閣、内閣府本府、デジタル庁、警察庁、消費者庁及び沖縄振興開発金融公庫関係について谷国務大臣、小倉内閣府特命担当大臣、高市国務大臣、松野内閣官房長官、岡田国務大臣、河野国務大臣、後藤国務大臣、畦元厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

加田裕之君（自民）、森屋宏君（自民）、野田国義君（立憲）、高木真理君（立憲）、上田勇君（公明）、平木大作君（公明）、高木かおり君（維新）、柴田巧君（維新）、浜口誠君（民主）、吉良よし子君（共産）

○令和 5 年 4 月 17 日（月）（第 5 回）

― 省庁別審査 ―

- 令和三年度決算外 2 件中、文部科学省、農林水産省及び国土交通省関係について野村農林水産大臣、永岡文部科学大臣、斉藤国土交通大臣、政府参考人及び参考人独立行政法人日本スポーツ振興センター理事大西啓介君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

進藤金日子君（自民）、今井絵理子君（自民）、羽田次郎君（立憲）、三上えり君（立憲）、串田誠一君（維新）、石井苗子君（維新）、芳賀道也君（民主）、山下芳生君（共産）、上田勇君（公明）、三浦信祐君（公明）

○令和 5 年 4 月 24 日（月）（第 6 回）

― 省庁別審査 ―

- 令和三年度決算外 2 件中、外務省、防衛省及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門関係について林外務大臣、浜田防衛大臣、秋野財務副大臣、秋本外務大臣政務官、政府参考人、会計検査

院当局及び参考人独立行政法人国際協力機構理事宮崎桂君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

和田政宗君（自民）、宮崎雅夫君（自民）、羽田次郎君（立憲）、三上えり君（立憲）、高橋光男君（公明）、三浦信祐君（公明）、音喜多駿君（維新）、金子道仁君（維新）、芳賀道也君（民主）、吉良よし子君（共産）

○令和５年５月10日（水）（第７回）

― 省庁別審査 ―

- 令和３年度決算外２件中、財務省、経済産業省、金融庁、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行関係について鈴木国務大臣、西村経済産業大臣、宮本財務大臣政務官、山中原子力規制委員会委員長、政府参考人、参考人日本銀行総裁植田和男君、同銀行理事清水誠一君及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構理事長山名元君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

三宅伸吾君（自民）、越智俊之君（自民）、野田国義君（立憲）、鬼木誠君（立憲）、新妻秀規君（公明）、塩田博昭君（公明）、梅村聡君（維新）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、竹詰仁君（民主）、紙智子君（共産）

○令和５年５月15日（月）（第８回）

― 省庁別審査 ―

- 令和３年度決算外２件中、裁判所、法務省及び厚生労働省関係について齋藤法務大臣、加藤厚生労働大臣、秋野財務副大臣、自見内閣府大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山田太郎君（自民）、比嘉奈津美君（自民）、川田龍平君（立憲）、高木真理君（立憲）、高橋光男君（公明）、上田勇君（公明）、音喜多駿君（維新）、東徹君（維新）、伊藤孝恵君（民主）、仁比聡平君（共産）

○令和５年５月22日（月）（第９回）

― 准総括質疑 ―

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和３年度予備費関係８件の審査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。
- 令和３年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第208回国会提出）（衆議院送付）
令和３年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第208回国会提出）（衆議院送付）
令和３年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第208回国会提出）（衆議院送付）
令和３年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）（第208回国会提出）（衆議院送付）
令和３年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（第208回国会提出）（衆議院送付）
令和３年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（第208回国会提出）（衆議院送付）
令和３年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（第208回国会提出）

(衆議院送付)

令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(第208回国会提出)(衆議院送付)

以上8件について鈴木財務大臣から説明を聴いた。

- 令和三年度決算外2件及び予備費関係8件について林外務大臣、西村経済産業大臣、松本総務大臣、永岡文部科学大臣、浜田防衛大臣、谷国家公安委員会委員長、河野国務大臣、齋藤法務大臣、鈴木国務大臣、加藤厚生労働大臣、松野内閣官房長官、斉藤国土交通大臣、高市内閣府特命担当大臣、後藤内閣府特命担当大臣、野村農林水産大臣、秋野財務副大臣、里見経済産業大臣政務官、森田会計検査院長、山中原子力規制委員会委員長、政府参考人、参考人日本放送協会会長稲葉延雄君及び同協会専務理事山名啓雄君に対し質疑を行い、

令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第208回国会提出)(衆議院送付)

令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第208回国会提出)(衆議院送付)

令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第208回国会提出)(衆議院送付)

令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(第208回国会提出)(衆議院送付)

令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(第208回国会提出)(衆議院送付)

令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(第208回国会提出)(衆議院送付)

令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(第208回国会提出)(衆議院送付)

令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(第208回国会提出)(衆議院送付)

以上8件について討論の後、いずれも承諾を与えるべきものと議決した。

[質疑者]

和田政宗君(自民)、三宅伸吾君(自民)、鬼木誠君(立憲)、三上えり君(立憲)、野田国義君(立憲)、三浦信祐君(公明)、石川博崇君(公明)、松沢成文君(維新)、柳ヶ瀬裕文君(維新)、芳賀道也君(民主)、田村智子君(共産)

(令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1))

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、維新、民主、共産

(令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1))

賛成会派 自民、公明、共産

反対会派 立憲、維新、民主

(令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1))

賛成会派 自民、立憲、公明

反対会派 維新、民主、共産

(令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経

費増額調書（その１））

賛成会派 自民、立憲、公明、共産

反対会派 維新、民主

（令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２））

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、維新、民主、共産

（令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２））

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、維新、民主、共産

（令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２））

賛成会派 自民、立憲、公明

反対会派 維新、民主、共産

（令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２））

賛成会派 自民、立憲、公明、共産

反対会派 維新、民主

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件について森田会計検査院長から説明を聞いた。

○令和５年６月12日（月）（第10回）

― 締めくくり総括質疑 ―

- 令和三年度決算外２件について岸田内閣総理大臣、野村農林水産大臣、西村環境大臣、加藤厚生労働大臣、鈴木財務大臣、河野デジタル大臣、小倉内閣府特命担当大臣、永岡文部科学大臣、浜田防衛大臣、秋野財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、

令和三年度一般会計歳入歳出決算、令和三年度特別会計歳入歳出決算、令和三年度国税収納金整理資金受払計算書、令和三年度政府関係機関決算書を議決し、令和３年度決算審査措置要求決議を行い、

令和三年度国有財産増減及び現在額総計算書及び令和三年度国有財産無償貸付状況総計算書をいずれも是認すべきものと議決した後、

鈴木財務大臣、松本総務大臣、齋藤法務大臣、林外務大臣、永岡文部科学大臣、加藤厚生労働大臣、野村農林水産大臣、西村経済産業大臣、斉藤国土交通大臣、浜田防衛大臣、河野デジタル大臣、小倉内閣府特命担当大臣、後藤国務大臣、岡田内閣府特命担当大臣及び最高裁判所当局から発言があった。

〔質疑者〕

佐藤信秋君（委員長質疑）、進藤金日子君（自民）、※比嘉奈津美君（自民）、小沼巧君（立憲）、新妻秀規君（公明）、猪瀬直樹君（維新）、上田清司君（民主）、田村智子君（共産）

※関連質疑

（令和三年度一般会計歳入歳出決算、令和三年度特別会計歳入歳出決算、令和三年度国税収納金整理資金受払計算書、令和三年度政府関係機関決算書）

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、維新、民主、共産

（内閣に対する警告）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

(令和3年度決算審査措置要求決議)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

(令和三年度国有財産増減及び現在額総計算書)

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、維新、民主、共産

(令和三年度国有財産無償貸付状況総計算書)

賛成会派 自民、立憲、公明、共産

反対会派 維新、民主

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査及びその結果の報告を求めることを決定した。

○令和5年6月21日(水)(第11回)

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 委員会決議

—令和3年度決算審査措置要求決議—

内閣及び最高裁判所は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 新型コロナウイルス感染症対策関連予算の執行状況等に係る国民への情報提供について

令和元年度から3年度までの新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種事業（コロナ関連事業）1,529事業のうち予算の執行が区分管理されていた1,367事業を会計検査院が検査したところ、3か年度の予算総額は94兆4,920億円で、そのうち3年度から4年度への繰越額は13兆3,254億円、3か年度の不用額は4兆6,744億円と多額になっていること、決算だけでは最終的にコロナ関連事業に充てられなかった補助金等の余剰額を把握できないこと、各府省等のコロナ関連事業の繰越額及び不用額については特段公表すべき基準等がなく、コロナ関連事業と分かる形で公表されていないことなどが明らかとなった。

政府は、国民の理解と協力を得つつ新型コロナウイルス感染症に関連する対策を進めていくため、コロナ関連事業に係る予算の執行状況を示す基本的な情報である支出済額、繰越額及び不用額並びに補助金等の余剰額について国民に対して広く分かりやすく情報提供すべきである。

2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の不適切な執行等について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るために創設され、地域の実情に合わせて必要な事業であれば、原則として使途に制限はないとされている。会計検査院が検査したところ、商品券等の未換金相当額等や信用保証料の補助等事業における過払分返金額が滞留していること、公的機関の水道料金等の減免額に交付金が充当されていること、交付金事業の効果検証が実施されておらず、検証結果が公表されていないことなどが明らかとなった。

政府は、地方公共団体にとって自由度の高い制度であることに鑑み、事後の効果検証が重要であることを改めて認識し、地方公共団体に対し事業実施後速やかに交付金の使途や効果の検証結果を公表するよう促すとともに、余剰資金の滞留等の不適切な状況の改善に取り組むべきである。

3 里親制度、特別養子縁組制度等に係る予算の効果的な執行について

政府は、平成28年改正児童福祉法の理念の下、3歳未満の里親等委託率を令和6年度末までに75%とするなどの目標を掲げている。しかし、3年度末時点での里親等委託率は全国平均23.5%と低調であり、地方公共団体間の格差が最小8.6%から最大59.3%と大きくなっているにもかかわらず、児童相談所の業務量との因果関係等の分析を行っていないなど、里親等委託率の向上のための取組が十分に行われていないことが明らかとなった。

政府は、地方公共団体の取組を確実に支援し、里親等委託率が低調な要因を分析した上で、里親制度や特別養子縁組制度等に係る予算が効果的に執行されるよう適切な措置を講じるべきである。

4 マイナンバーカードを利用したサービスにおける相次ぐ個人情報漏えい事案について

令和3年10月から本格運用が開始されたマイナンバーカードの健康保険証利用において、保険者が加入者データを誤ってオンライン資格確認等システムに登録したことにより別人の薬剤情報等が閲覧される事案や、5年3月以降、マイナンバーカードを利用した証明書交付サービスにおいて、システムの不具合により別人の住民票等が誤って発行される事案が判明し、個人情報が漏えいしたことが明らかとなった。

政府は、個人情報を取り扱うシステムの信頼性に関わる重大な問題が相次いで発生していることを重く受け止め、マイナンバーカードを利用したサービスに対する国民の不安を払拭するため、デジタル庁及び関係省庁における連携を強化し、再発防止に万全を期すべきである。

5 刑事施設の改修工事等における繰越予算の不適切な執行について

全国の刑事施設は、毎年度、被収容者等に必要な処遇等を行う施設の改修工事等を実施しており、工期の見直しなどの理由から多額の施設整備費等が翌年度に繰り越されている。平成29年度から令和2年度までに22刑事施設が繰越手続を行った明許繰越しのうち339事項を会計検査院が検査したところ、21刑事施設の99事項について、繰越しの承認を受けた事項の内容と異なる事務・事業に繰越予算を充てて実施していたことが明らかとなった。

政府は、平成23年度決算検査報告の意見表示を受けて歳出予算の繰越しに係る事後検証の仕組みを導入するなどしたにもかかわらず、同様の事態が繰り返されたことを重く受け止め、老朽施設の建替え等に当たっては、費用対効果等を踏まえて計画時点で十分な検討を行うとともに、繰越制度の趣旨に沿った適切な予算執行を徹底すべきである。

6 効果が発現していない政府開発援助（ODA）事業について

政府開発援助（ODA）事業について、会計検査院が検査したところ、トルコの小学校改修計画において、大使館が事業実施機関に対して事業完了後の利用状況等の確認を行っておらず、児童数の減少を理由に改修後の小学校が閉鎖されていたり、フィリピンの給水システム整備計画において、大使館が事業実施機関に対して水量を回復できていない原因を究明させるなどの働きかけを十分に行っておらず、多くの給水スタンドから水が出ていない状況となるなどして、事業の効果が十分に発現していないことが明らかとなった。

政府は、事業実施機関に早急な改善を働きかけた上で、再発防止策を講じるとともに、同様の指摘が繰り返されることのないよう、ODA事業を実施している全在外公館に対し、事業実施機関を通じた事業の進捗状況及び事業実施後の利用状況の適切な把握並びに課題が生じた場合の改善措置の実施を徹底させるべきである。

7 特別会計予備費の低調な使用実績を踏まえた予算計上の在り方について

一般会計と同様に特別会計の予算においても予備費を計上することができ、令和３年度は13ある特別会計のうち11の特別会計において予備費が計上されている。特別会計予備費の補正後予算額は、近年、総額で8,000億円程度に上っているものの、平成26年度から30年度の使用実績は全くなく、令和元年度から３年度も数百億円にとどまっており、使用実績が低調となっている。

政府は、予備費の性格を踏まえた上で、各特別会計における予備費について、それぞれの設置目的や事業規模、使用実績等を踏まえた適切な予算計上を行うべきである。

８ 家庭学習のためのモバイルWi-Fiルータ等の低調な使用状況について

文部科学省は、都道府県及び市町村（事業主体）に対し、新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業時等も児童生徒が学習を継続できるよう、経済的にインターネット環境を整えられない家庭に貸与するモバイルWi-Fiルータ等（ルータ）の購入費を補助している。会計検査院が検査したところ、令和２年度及び３年度に21都道府県の278事業主体が整備したルータ22万2,892台のうち、納品から１年以上経過した17万8,325台の６割を超える11万3,315台が一度も使用されていないこと、８万181台が今後の使用見込みがないことなどが明らかとなった。

政府は、ルータの使用状況が低調となった要因や家庭学習以外における活用方法等に関する調査結果を踏まえ、具体的な有効活用策を事業主体に周知徹底することにより、国費で整備された多数のルータが死蔵されている不適切な状況を早急に改善すべきである。

９ 多額の国費等を投じた三菱スペースジェットの開発中止について

三菱重工業株式会社が開発を進めた国産ジェット旅客機「三菱スペースジェット」について、経済産業省及び文部科学省による研究開発支援や国土交通省による型式証明の審査など、多額の国費や人的資源を投じたにもかかわらず、令和５年２月に開発中止となった。

政府は、国家プロジェクトとして取り組んだ国産ジェット旅客機の商業運航という目的を達成できなかったことを重く受け止め、開発により得られた成果や知見の活用を進めるとともに、開発中止に至った原因等を徹底的に検証・総括し、将来の航空機産業の在り方を再検討すべきである。

10 農業農村整備事業等における公共測量手続の低調な実施状況について

公共測量は、その測量成果を以後の基準として使用することなどによりコスト縮減等の効果があるとされ、測量法等において、公共測量を計画する事業主体（測量計画機関）は、国土地理院に計画書及び測量成果を提出するなどの手続を行わなければならないとされている。令和元年度及び２年度に農業農村整備事業等において実施した公共測量に該当する測量について、会計検査院が159測量計画機関の1,434契約を検査したところ、農林水産省において、公共測量に該当する要件等についての周知や手続が適切に行われるための指導等を十分に行っておらず、全体の９割以上に当たる145測量計画機関の1,341契約で公共測量の手続を行っていないことが明らかとなった。

政府は、公共測量の成果を他の測量計画機関等が様々な用途に利活用できるようにするため、公共測量の手続を適切に行うよう測量計画機関に対して十分に指導又は助言を行うべきである。

11 公共事業の効率・効果性及び実施過程の透明性の向上について

国土交通省が実施する道路整備事業等の公共事業に係る事前評価は、行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく新規事業採択時評価に加え、同評価の前段階において実施される計画段階評価がある。多額の国費が投じられる公共事業については、事業化による費用対効果等を事前に分析した上で採否を決定する必要があるが、現状の費用対効果分析は、複数案の比較・評価や事業の必要性及び事業内容の妥当性を検証する計画段階評価ではなく、ルートや構造、事業費等が固まった事業化直前の段階である新規事業採択時評価において実施されることとなっている。

政府は、新たなインフラの整備に当たっては、中長期的な見通しを示した上で、地域への丁寧な説明を行うなど計画段階評価の更なる充実に努めるとともに、費用対効果分析の在り方を検討すること

により、公共事業の効率・効果性及び実施過程の透明性を一層向上させるべきである。

12 陸自新システム用に借り上げた端末等の不十分な使用状況について

陸上自衛隊は、指揮統制機能等を向上させるため、平成5年度から運用している陸自指揮システム（旧システム）の後継となる陸自クローズ系クラウドシステム（新システム）への移行を令和元年度から開始した。防衛装備庁は、陸上幕僚監部の調達要求に基づき、移行の間に一時的に不足した新システム用端末等を補完するため、旧システム用端末等を継続して借り上げる契約を締結している。会計検査院が検査したところ、新システムに移行予定の29駐屯地等に所在する部隊等の旧システム用端末等369台のうち91台が倉庫等に保管されるなどして適切に使用されておらず、調達目的を達成していなかったことが明らかとなった。

政府は、今後同様の事態が繰り返されることのないよう、各部隊等に対して端末の使用状況を定期的に報告させ、システムの換装時には配付する端末の使用目的等の周知を徹底させるとともに、今回指摘された事項及び対応策について各部隊への教育を実施することにより、再発防止に万全を期すべきである。

13 特別保存に付すべき事件記録の廃棄について

最高裁判所は、事件記録等保存規程第9条第2項に基づき、史料又は参考資料となるべき事件記録について、所定の保存期間満了後も特別に事実上の永久保存をすることとしている。令和2年3月に特別保存の運用要領を策定するよう全国の裁判所に周知するまで特別保存を適切に行うための仕組みが整備されておらず、各家庭裁判所において社会の耳目を集めた少年保護事件記録等の多くを特別保存に付すことなく廃棄していたこと、周知後も大分地方裁判所において特別保存に付していた民事事件6件の事件記録を4年2月に廃棄していたことが明らかとなった。

最高裁判所は、長らく特別保存の制度が形骸化し、歴史的価値のある事件記録が失われたことを重く受け止め、裁判所における事件記録の保存・廃棄の在り方についての調査・検討結果を踏まえ、事件関係者を含め、国民に説明を尽くすとともに、特別保存に付すこととした事件記録の将来にわたる適切な管理・保存を徹底すべきである。

行政監視委員会

委員一覧 (35名)

委員長	青木	愛 (立憲)	上野	通子 (自民)	柴	愼一 (立憲)
理事	舞立	昇治 (自民)	こやり	隆史 (自民)	田島	麻衣子 (立憲)
理事	松村	祥史 (自民)	高野	光二郎 (自民)	水野	素子 (立憲)
理事	田名部	匡代 (立憲)	堂故	茂 (自民)	宮口	治子 (立憲)
理事	新妻	秀規 (公明)	永井	学 (自民)	竹内	真二 (公明)
理事	梅村	聡 (維新)	長谷川	英晴 (自民)	平木	大作 (公明)
理事	上田	清司 (民主)	橋本	聖子 (自民)	山本	博司 (公明)
理事	倉林	明子 (共産)	藤井	一博 (自民)	石井	章 (維新)
	青山	繁晴 (自民)	星	北斗 (自民)	紙	智子 (共産)
	浅尾	慶一郎 (自民)	三浦	靖 (自民)	大島	九州男 (れ新)
	井上	義行 (自民)	山谷	えり子 (自民)	伊波	洋一 (沖縄)
	石井	正弘 (自民)	小沢	雅仁 (立憲)		(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第211回国会において、本委員会は、国と地方の行政の役割分担に関する件、行政評価等プログラムに関する件、政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件等について調査を行った。

また、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査報告書（行政監視の実施の状況等に関する報告書）を議長に提出することを決定した。

なお、今国会においては、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は、付託されなかった。

〔国政調査〕

2月6日、国と地方の行政の役割分担に関する件について参考人岐阜県輪之内町長木野隆之君、東京都立大学大学院法学政治学研究科教授伊藤正次君及び日本経済新聞社編集局編集委員谷隆徳君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

質疑では、地方における施策実現に向けた人材育成・確保に関する地域の課題と国の支援の在り方、岐阜県輪之内町における空き家や独居老人の問題の概況、地方自治体の財政力の違いによる地域間格差に対し国が検討すべき政策、国から地方自治体へ発出される大量の通知や事務連絡の在り方、行政計画の総量を規制する考え方への所見と新規計画の今後の在り方、基礎自治体における新規の行政計画策定に対応する専門人材不足による困難と解決策、行政計画の策定を法律で規定する場合の基準や立法府としての留意点、農地転用に係る市町村への権限移譲の推進と国としての農地確保の両必要性の調整方法、行政計画の記載内容の簡素化を地方自治体から国へ要求することの可否、安全性や福祉の質について全国一律の基準により国が責任を果たす必要性、行政計画に関する地方自治体の負担

等の見える化を始めとする議員立法作成時の留意点、ふるさと納税を過度の返礼品競争としない制度とする必要性、地方活性化・教育・国土保全・食の安全保障等に防衛費を使用する発想に対する所見、人員が不足する中で公務サービスの充実に対応するための人材確保・育成の在り方、地方自治体の実態や規模に合わない行政計画策定が行われている現状の抜本的改革を行う必要性などが取り上げられた。

2月20日、国と地方の行政の役割分担に関する件について参考人総務省地方財政審議会会長・関西学院大学名誉教授小西砂千夫君、三菱UFJリサーチ&コンサルティング主席研究員大塚敬君及び一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所研究主幹柏木恵君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

質疑では、留保財源の多寡による地方交付税交付団体間の格差に対する所見、デジタル人材の偏在を踏まえた地方行政のデジタル化に伴う地方自治体のデジタル人材確保の方策、行政評価が地方行政の向上につながった具体的事例、首長の意識改革を含む自治体DXの取組状況及び政府の自治体DX推進手順書に対する評価、社会保障の給付における国の負担割合を社会情勢や時代に応じて見直す考え方に対する所見、十分に機能していない状況が見受けられる地方自治体における行政評価制度の課題、財政調整基金の必要額を標準財政規模の20%程度とする妥当性と根拠、現在のふるさと納税制度の利点と今後の課題、二地域居住者等の現住所以外の地域における税負担の在り方、地域公共交通の維持など国全体の計画に地方自治体の意見を反映する仕組みに関する所見、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に対する評価、地方自治体のEBPMやSDGs推進の課題として人手・予算不足の回答が増加していることへの分析、補助金等の申請を地域の商工会等で指導できるような制度に簡略化する必要性、返礼品目的となっているふるさと納税制度の今後の在り方、地方自治体の財政硬直化により長期的な計画策定が困難であることに対する所見、国が進めるDXへの地方自治体の関与の可能性などが取り上げられた。

4月24日、国と地方の行政の役割分担に関する件について松本総務大臣、磯崎内閣官房副長官、伊佐厚生労働副大臣、和田内閣府副大臣、鈴木内閣府大臣政務官、中野内閣府大臣政務官、長谷川総務大臣政務官、宮本財務大臣政務官、古川国土交通大臣政務官、畦元厚生労働大臣政務官、伊藤文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

質疑では、ジェネリック医薬品の普及促進策の内容・時期及びその効果、現在の医薬品の製造販売における安全管理等の状況を踏まえた今後の政府の対応、遺留金等に関する実態調査の結果等を踏まえた総務大臣の所見、地方自治体における残余遺留金の保管額が減らない要因とその解消策、有識者会議の構成員の人選の適切性を監視し是正勧告を行う機能を政府内に持つ必要性、総務省行政評価局がOBや関連公共団体等も対象に官僚の転職・出向の実態を調査する必要性、孤独・孤立対策における各府省の連携推進に向けた内閣府副大臣の認識、生活困窮者の自立支援対策に関する行政評価・監視の勧告を受けた厚生労働省の対応、マイナンバーカードの活用範囲拡大と利用促進に向けた今後の取組方針、マイナンバーカードの普及と国民の利便性の更なる向上に向けた総務大臣の決意、事業費がゼロである一方で管理費の支出を要する基金の存続理由、北陸新幹線敦賀・新大阪間の延伸計画の総事業費や投資効果について変更認可の実態も踏まえ事前に評価し直す必要性、京都府立大学のアリーナ構想をスタジアム・アリーナ改革推進事業として位置付けた国の

責任、柔道整復療養費に関して保険者等が行う患者照会の妥当性に対する厚生労働省の見解と指導の内容、3年で雇止めとなり公募が実施された会計年度任用職員の数を経済産業省が調査する必要性などが取り上げられた。

5月15日、行政評価等プログラムに関する件、政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について松本総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた後、同大臣、石井国土交通副大臣、伊佐厚生労働副大臣、尾身総務副大臣、尾崎デジタル大臣政務官、畦元厚生労働大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局及び参考人独立行政法人国立公文書館理事山谷英之君に対し質疑を行った。

質疑では、選挙演説中の爆発事件で岸田内閣総理大臣の警護が運に助けられたような状況であったことへの警察庁の所見、説明責任向上のため警察担当の内務大臣を設けるべきとの見解に対する警察庁の所見、地方自治体におけるEBPMの取組の現状についての把握状況、国土交通省元職員による民間企業役員人事への介入について国土交通省の内部調査の不十分さを認め全省調査を行う必要性、補助事業の公募内容を審査する経済産業省の第三者委員会の公平性や中立性の担保に対する経済産業省の所見、補助金交付事業の補助事業者による通報の公益通報者保護法による保護の有無、政策評価に関する基本方針の一部変更で示された取組の着実な推進に向けた総務大臣の決意、選挙時に介護保険証の原本が手元になくても要介護認定者の投票権が守られる取組の必要性に対する総務大臣の所見、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査における主観を中心とした調査のEBPMにおける活用の適切性、公的年金受給者が行旅死亡人となったために発生した過払い年金の回収手続、引取者のない死亡人の遺留金品の最終的な帰属先を国庫ではなく市区町村にすることを検討する必要性、東京オリンピック・パラリンピックに関する贈収賄事件に対するスポーツ庁の受け止め、アイヌが明治期に受けた略奪や迫害について事実を伝える仕組みの十分な整備を行う必要性に対する総務大臣の所見、地方自治体の標準準拠システムへの移行に対する国による財政支援の必要性と見通し、地方経済の活性化のためにも最低賃金の全国一律化を目指す必要性などが取り上げられた。

6月5日、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査報告書（行政監視の実施の状況等に関する報告書）を提出することを決定した。

なお、6月7日、本会議において委員長が行政監視の実施の状況等に関する報告を行った。

（２）委員会経過

○令和5年2月6日（月）（第1回）

- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 国と地方の行政の役割分担に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

岐阜県輪之内町長 木野隆之君

東京都立大学大学院法学政治学研究科教授 伊藤正次君

日本経済新聞社編集局編集委員 谷隆徳君

〔質疑者〕

長谷川英晴君（自民）、宮口治子君（立憲）、竹内真二君（公明）、梅村聡君（維新）、上田清司君（民主）、倉林明子君（共産）、大島九州男君（れ新）、伊波洋一君（沖縄）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○令和5年2月20日（月）（第2回）

○理事の補欠選任を行った。

○国と地方の行政の役割分担に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

総務省地方財政審議会会長

関西学院大学名誉教授 小西砂千夫君

三菱UFJリサーチ&コンサルティング主席研究員 大塚敬君

一般財団法人キャノングローバル戦略研究所研究主幹 柏木恵君

〔質疑者〕

藤井一博君（自民）、柴愼一君（立憲）、平木大作君（公明）、石井章君（維新）、上田清司君（民主）、紙智子君（共産）、大島九州男君（れ新）、伊波洋一君（沖縄）

○令和5年4月24日（月）（第3回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国と地方の行政の役割分担に関する件について松本総務大臣、磯崎内閣官房副長官、伊佐厚生労働副大臣、和田内閣府副大臣、鈴木内閣府大臣政務官、中野内閣府大臣政務官、長谷川総務大臣政務官、宮本財務大臣政務官、古川国土交通大臣政務官、畦元厚生労働大臣政務官、伊藤文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

星北斗君（自民）、小沢雅仁君（立憲）、水野素子君（立憲）、山本博司君（公明）、石井章君（維新）、上田清司君（民主）、倉林明子君（共産）、大島九州男君（れ新）、伊波洋一君（沖縄）

○令和5年5月15日（月）（第4回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○行政評価等プログラムに関する件、政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について松本総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた後、同大臣、石井国土交通副大臣、伊佐厚生労働副大臣、尾身総務副大臣、尾崎デジタル大臣政務官、畦元厚生労働大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局及び参考人独立行政法人国立公文書館理事山谷英之君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

青山繁晴君（自民）、田名部匡代君（立憲）、田島麻衣子君（立憲）、新妻秀規君（公明）、梅村聡君（維新）、上田清司君（民主）、紙智子君（共産）、大島九州男君（れ新）、伊波洋一君（沖縄）

○令和５年６月５日（月）（第５回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査報告書（行政監視の実施の状況等に関する報告書）を提出することを決定した。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の中間報告要求書を提出することを決定した。

○令和５年６月21日（水）（第６回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（３）行政監視の実施の状況等に関する報告要旨

【要 旨】

平成30年の参議院改革協議会報告書において、行政監視機能の強化に参議院全体として取り組むとされたことを受け、本委員会は行政監視機能の強化の具体化に取り組んできた。

委員会においては、政府からの説明聴取及び質疑を行うとともに、国と地方の行政の役割分担に関する件について参考人からの意見聴取及び質疑を行った。

委員会においては、総務省行政評価局による調査の実施等の必要性和調査結果に関連した各府省の取組、政策評価審議会の提言等を踏まえた評価プロセスの見直し、客観的データを活用した政策の形成と改善を行うE B P Mの体制確立と地方における行政評価に対する国からの情報・ノウハウ・体制面の支援、地方自治が尊重されるための地方財政審議会の位置付け、国の立法・政策に対応して求められる行政計画の策定に係る地方自治体の業務負担と今後の在り方、人口減少・少子高齢化の進行における人員不足・財源不足等の地方自治体の実情に応じた行政サービスの水準の在り方、地方自治体の実情を踏まえたデジタル等の人材確保や雇用、税制の在り方、地域間格差に対する国の支援など多岐にわたる議論が行われた。

このほか、理事会等において、今後の行政監視委員会の運営の在り方について協議を重ねるとともに、行政に対する苦情窓口を通して苦情を受け付けるなどの取組を進めた。

議 院 運 営 委 員 会

委員一覧 (25名)

委員長	石井 準一 (自民)	青木 一彦 (自民)	横沢 高德 (立憲)
理 事	石田 昌宏 (自民)	赤松 健 (自民)	窪田 哲也 (公明)
理 事	馬場 成志 (自民)	加藤 明良 (自民)	下野 六太 (公明)
理 事	渡辺 猛之 (自民)	梶原 大介 (自民)	清水 貴之 (維新)
理 事	勝部 賢志 (立憲)	神谷 政幸 (自民)	田村 まみ (民主)
理 事	森本 真治 (立憲)	友納 理緒 (自民)	
理 事	佐々木さやか (公明)	山本 啓介 (自民)	
理 事	東 徹 (維新)	山本 佐知子 (自民)	
理 事	浜野 喜史 (民主)	吉井 章 (自民)	
理 事	仁比 聡平 (共産)	牧山 ひろえ (立憲)	(会期終了日 現在)

庶務関係小委員 (15名)

小委員長	青木 一彦 (自民)	神谷 政幸 (自民)	佐々木さやか (公明)
	赤松 健 (自民)	馬場 成志 (自民)	下野 六太 (公明)
	石田 昌宏 (自民)	渡辺 猛之 (自民)	東 徹 (維新)
	加藤 明良 (自民)	勝部 賢志 (立憲)	浜野 喜史 (民主)
	梶原 大介 (自民)	森本 真治 (立憲)	仁比 聡平 (共産)
			(5. 1. 23 現在)

図書館運営小委員 (15名)

小委員長	牧山 ひろえ (立憲)	山本 啓介 (自民)	窪田 哲也 (公明)
	石田 昌宏 (自民)	山本 佐知子 (自民)	佐々木さやか (公明)
	神谷 政幸 (自民)	吉井 章 (自民)	東 徹 (維新)
	友納 理緒 (自民)	渡辺 猛之 (自民)	浜野 喜史 (民主)
	馬場 成志 (自民)	森本 真治 (立憲)	仁比 聡平 (共産)
			(5. 1. 23 現在)

(1) 審議概観

第211回国会において、本委員会に付託された法律案は、衆議院提出の3件であり、いずれも可決した。

なお、本委員会に付託された請願1種類5件は、保留とした。

〔法律案の審査〕

議院法制局法の一部を改正する法律案は、衆議院法制局に置かれる部として法案審査部を規定するものである。

本法律案は、3月16日に衆議院から提出、29日、本委員会に付託され、30日に全会一致をもって可決された。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、議会雑費の支給の対象から、各議院の常任委員長及び特別委員長等を除外するものである。

本法律案は、6月20日に衆議院から提出、同日、本委員会に付託され、21日に全会一致をもって可決された。

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案は、裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止するものである。

本法律案は、6月20日に衆議院から提出、同日、本委員会に付託され、21日に全会一致をもって可決された。

(2) 委員会経過

○令和5年1月20日(金) (第210回国会閉会後第1回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、参議院、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の令和5年度予定経費要求に関する件について決定した。

○令和5年1月23日(月) (第1回)

一、災害対策特別委員会、政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会、消費者問題に関する特別委員会及び東日本大震災復興特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

自由民主党10人、立憲民主・社民及び公明党各3人、日本維新の会2人、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各1人 計20人

政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会

自由民主党17人、立憲民主・社民6人、公明党4人、日本維新の会3人、国民民主党・新緑風会2人、日本共産党、れいわ新選組及び沖縄の風各1人 計35人

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

自由民主党17人、立憲民主・社民6人、公明党4人、日本維新の会3人、国民民主党・新緑風会2人、日本共産党、れいわ新選組及び沖縄の風各1人 計35人

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

自由民主党10人、立憲民主・社民3人、公明党及び日本維新の会各2人、国民民主党・新緑風会、日本共産党及びれいわ新選組各1人 計20人

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会

自由民主党10人、立憲民主・社民3人、公明党及び日本維新の会各2人、国民民主党・新緑風会、日本共産党及びNHK党各1人 計20人

消費者問題に関する特別委員会

自由民主党10人、立憲民主・社民4人、公明党及び日本維新の会各2人、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各1人 計20人

東日本大震災復興特別委員会

自由民主党17人、立憲民主・社民6人、公明党4人、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各2人、れいわ新選組及びNHK党各1人 計35人

一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

自由民主党8人、立憲民主・社民及び公明党各2人、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各1人 計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

一、本会議における内閣総理大臣外3国務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 1月26日及び27日

ロ、時 間 自由民主党60分、立憲民主・社民45分、公明党30分、日本維新の会25分、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各20分、れいわ新選組10分

ハ、人 数 自由民主党及び立憲民主・社民各2人、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会、日本共産党及びれいわ新選組各1人

ニ、順 序 1立憲民主・社民 2自由民主党 3公明党 4日本維新の会 5国民民主党・新緑風会 6日本共産党 7立憲民主・社民 8自由民主党 9れいわ新選組

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和5年1月24日(火) (第2回)

一、本会議における令和三年度決算の概要についての財務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、立憲民主・社民15分、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分、れいわ新選組5分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和5年1月26日(木) (第3回)

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

一、参考人の出席を求めることを決定した。

一、次の件について参考人検査官候補者・検査官田中弥生君及び公正取引委員会委員長候補者・公正取引委員会委員長古谷一之君から所信を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

・検査官候補者に対する質疑

〔質疑者〕

横沢高德君（立憲）、清水貴之君（維新）、浜野喜史君（民主）、仁比聡平君（共産）、石田昌宏君（自民）、佐々木さやか君（公明）、牧山ひろえ君（立憲）

・公正取引委員会委員長候補者に対する質疑

〔質疑者〕

勝部賢志君（立憲）、東徹君（維新）、浜野喜史君（民主）、仁比聡平君（共産）、石田昌宏君（自民）、窪田哲也君（公明）、森本真治君（立憲）

イ、検査官の任命同意に関する件

ロ、公正取引委員会委員長の任命同意に関する件

○令和5年1月27日(金) (第4回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和5年2月8日(水) (第5回)

一、次の件について磯崎内閣官房副長官、大串内閣府副大臣、藤丸内閣府副大臣、伊佐厚生労働副大臣及び石井国土交通副大臣から説明を聴いた後、同意することに決定した。

イ、検査官の任命同意に関する件

ロ、公正取引委員会委員長の任命同意に関する件

ハ、国家公安委員会委員の任命同意に関する件

ニ、預金保険機構理事長及び同理事の任命同意に関する件

ホ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件

ヘ、中央社会保険医療協議会公益委員の任命同意に関する件

ト、社会保険審査会委員長の任命同意に関する件

チ、中央労働委員会公益委員の任命同意に関する件

リ、運輸審議会委員の任命同意に関する件

一、国会議員として在職期間が25年に達した議員福島みずほ君、櫻井充君、福山哲郎君及び鶴保庸介君を院議をもって表彰することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和5年2月21日(火) (第6回)

一、参考人の出席を求めることを決定した。

一、検査官の任命同意に関する件について参考人検査官候補者・一橋大学大学院経営管理研究科教授挽文子君から所信を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

横沢高德君（立憲）、清水貴之君（維新）、田村まみ君（民主）、仁比聡平君（共産）、馬場成志君（自民）、下野六太君（公明）、森本真治君（立憲）

○令和5年2月22日(水) (第7回)

一、小委員長の補欠選任を行った。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和5年2月27日(月) (第8回)

一、参考人の出席を求めることを決定した。

一、日本銀行総裁の任命同意に関する件について参考人日本銀行総裁候補者・共立女子大学ビジネス学部教授・学部長植田和男君から所信を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

勝部賢志君（立憲）、東徹君（維新）、浜野喜史君（民主）、仁比聡平君（共産）、世耕弘成君（自民）、佐々木さやか君（公明）、牧山ひろえ君（立憲）、舩後靖彦君（れ新）

○令和5年2月28日(火) (第9回)

一、参考人の出席を求めることを決定した。

一、日本銀行副総裁の任命同意に関する件について参考人日本銀行副総裁候補者・日本銀行理事内田眞一君及び日本銀行副総裁候補者・株式会社ニッセイ基礎研究所総合政策研究部エグゼクティブ・フェロー氷見野良三君から所信を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

・内田副総裁候補者に対する質疑

〔質疑者〕

横沢高德君（立憲）、清水貴之君（維新）、田村まみ君（民主）、仁比聡平君（共産）、中西祐

- 介君（自民）、下野六太君（公明）、勝部賢志君（立憲）、舩後靖彦君（れ新）
・氷見野副総裁候補者に対する質疑

〔質疑者〕

牧山ひろえ君（立憲）、清水貴之君（維新）、田村まみ君（民主）、仁比聡平君（共産）、滝波
宏文君（自民）、窪田哲也君（公明）、森本真治君（立憲）、舩後靖彦君（れ新）

○令和５年３月８日（水）（第10回）

- 一、所得税法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民15分、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派１人

ハ、順 序 大会派順

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和５年３月10日（金）（第11回）

- 一、次の件について磯崎内閣官房副長官、大串内閣府副大臣、藤丸内閣府副大臣、尾身総務副大臣、門山法務副大臣、伊佐厚生労働副大臣、石井国土交通副大臣及び小林環境副大臣から説明を聴いた後、同意することに決定した。

イ、検査官の任命同意に関する件

ロ、公正取引委員会委員の任命同意に関する件

ハ、預金保険機構理事及び同監事の任命同意に関する件

ニ、情報公開・個人情報保護審査会委員の任命同意に関する件

ホ、中央更生保護審査会委員長の任命同意に関する件

ヘ、日本銀行総裁及び同副総裁の任命同意に関する件

ト、労働保険審査会委員の任命同意に関する件

チ、中央社会保険医療協議会公益委員の任命同意に関する件

リ、社会保険審査会委員の任命同意に関する件

ヌ、土地鑑定委員会委員の任命同意に関する件

ル、運輸安全委員会委員の任命同意に関する件

ヲ、公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件

- 一、安達澄君の議員辞職を許可することに決定した。

- 一、本会議における令和五年度地方財政計画についての総務大臣の報告とともに、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案についてその趣旨の説明を聴取することとし、これらに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、立憲民主・社民15分、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派１人

ハ、順 序 大会派順

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和５年３月15日（水）（第12回）

- 一、小委員長の補欠選任を行った。

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和５年３月27日（月）（第13回）

一、理事の補欠選任を行った。

一、元本院議長故扇千景君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。

一、本会議における内閣総理大臣のインド共和国、ウクライナ、ポーランド共和国訪問に関する報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、立憲民主・社民15分、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和5年3月28日(火) (第14回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和5年3月30日(木) (第15回)

一、吉田忠智君の議員辞職を許可することに決定した。

一、政治資金適正化委員会委員の指名について決定した。

一、議院法制局法の一部を改正する法律案（衆第6号）（衆議院提出）を可決した。

（衆第6号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

一、政治家女子48党を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和5年4月7日(金) (第16回)

一、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、立憲民主・社民15分、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和5年4月12日(水) (第17回)

一、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民15分、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和5年4月14日(金) (第18回)

一、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民15分、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和5年4月19日(水) (第19回)

一、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、立憲民主・社民15分、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和5年4月21日(金) (第20回)

一、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民15分、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和5年4月26日(水) (第21回)

一、本会議における内閣総理大臣の「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」に関する報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、立憲民主・社民15分、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和5年4月28日(金) (第22回)

一、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民15分、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和5年5月10日(水) (第23回)

一、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、立憲民主・社民15分、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和5年5月12日(金) (第24回)

一、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（閣法第48号）について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民15分、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和5年5月15日(月) (第25回)

一、道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民15分、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和5年5月17日(水) (第26回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、元議員故溝手顕正君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。

一、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民15分、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和5年5月19日(金) (第27回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和5年5月24日(水) (第28回)

一、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、立憲民主・社民15分、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和5年5月26日(金) (第29回)

一、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民15分、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和5年5月31日(水) (第30回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、情報公開・個人情報保護審査会委員の任命同意に関する件について尾身総務副大臣から説明を聴いた後、同意することに決定した。

一、国土審議会委員の選任について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和5年6月2日(金) (第31回)

一、法務委員長杉久武君解任決議案(牧山ひろえ君発議)の委員会の審査を省略することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和5年6月5日(月) (第32回)

一、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民15分、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本会議において情報監視審査会の報告を聴取することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和5年6月7日(水) (第33回)

一、国会議員として在職期間が25年に達した議員世耕弘成君を院議をもって表彰することに決定した。

一、法務大臣齋藤健君問責決議案(石橋通宏君発議)の委員会の審査を省略することに決定した。

一、本会議において行政監視委員会の中間報告を聴取することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和5年6月9日(金) (第34回)

一、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲民主・社民15分、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本会議において外交・安全保障に関する調査会、国民生活・経済及び地方に関する調査会及び資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会の中間報告を聴取することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和5年6月14日(水) (第35回)

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

一、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案(衆第13号)について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことに決定した。

○令和5年6月16日(金) (第36回)

- 一、小委員長の補欠選任を行った。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和5年6月21日(水) (第37回)

- 一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第51号)(衆議院提出)を可決した。

(衆第51号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

- 一、裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(衆第52号)(衆議院提出)を可決した。

(衆第52号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

- 一、裁判官訴追委員旅費及び職務雑費支給規程の一部改正に関する件について決定した。
- 一、裁判官弾劾裁判所裁判員旅費及び職務雑費支給規程の一部改正に関する件について決定した。
- 一、本会議における令和四年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告についての総務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - イ、時 間 自由民主党10分、立憲民主・社民15分、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各10分
 - ロ、人 数 各派1人
 - ハ、順 序 大会派順
- 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。
- 一、閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

■ 庶務関係小委員会

○令和5年1月20日(金) (第210回国会閉会後第1回)

- 参議院の令和5年度予定経費要求に関する件について協議決定した。
-

○令和5年2月27日(月) (第1回)

- 議員宿舍の使用料に関する件について協議決定した。

■ 図書館運営小委員会

○令和5年1月20日(金) (第210回国会閉会後第1回)

- 国立国会図書館の令和5年度予定経費要求に関する件について協議決定した。

懲罰委員会

委員一覧（10名）

委員長	鈴木	宗男（維新）	野上	浩太郎（自民）	舟山	康江（民主）
理事	牧野	たかお（自民）	松山	政司（自民）	井上	哲士（共産）
	佐藤	正久（自民）	水岡	俊一（立憲）		
	世耕	弘成（自民）	横山	信一（公明）		（会期終了日 現在）

（１）審議概観

第211回国会において、本委員会に付託された懲罰事犯の件は２件であり、それぞれ、国会法第122条第２号による公開議場における陳謝の懲罰を科すべきもの、国会法第122条第４号により除名すべきものと決定した。

〔懲罰事犯の件の審査〕

議員ガーシー君懲罰事犯の件は、ガーシー君が議院運営委員会理事会の了解を得ないまま海外に滞在し、正当な理由がなく今期国会の召集に応じなかったため、議長から国会法第124条に基づく招状が発出され、これを受け取った日から７日が経過したにもかかわらず、なお故なく本会議に出席しなかったことから、２月８日、議長により本委員会に付託されたものである。

委員会においては、議長から本件付託について説明を聴取し、議長の説明に関連して、議院運営委員長から議院運営委員会理事会の経過について説明を聴取した後、本人代理議員から弁明を聴取した。次いで、委員外議員の意見表明の後、討論において、自由民主党、立憲民主・社民、公明党、国民民主党・新緑風会及び日本共産党の理事又は委員から、それぞれ、ガーシー君に対し国会法第122条第２号による公開議場における陳謝の懲罰を科すべきであるとの意見が述べられた。次いで採決の結果、全会一致をもって、議員ガーシー君に対し、国会法第122条第２号による公開議場における陳謝の懲罰を科すべきものと決定された。

議員ガーシー君懲罰事犯の件は、ガーシー君が、２月22日の院議に基づき、懲罰委員会起草の陳謝文を朗読し、公開議場における陳謝の意を表することを議長によって命ぜられていたにもかかわらず、３月８日の本会議に同君が出席しなかったため、議長において、同君が院議に従わず、院内の秩序を乱すものと認め、本委員会に付託されたものである。

委員会においては、委員長から付託の経緯を報告した後、本人代理議員から弁明を聴取し、関係者に対し尋問を行った。次いで、委員外議員の意見表明の後、討論において、自由民主党、立憲民主・社民、公明党、国民民主党・新緑風会及び日本共産党の理事又は委員から、それぞれ、ガーシー君を国会法第122条第４号により除名すべきであるとの意見が述べられた。次いで採決の結果、全会一致をもって、議員ガーシー君を国会法第122条第４号により除名すべきものと決定された。

(2) 委員会経過

○令和5年2月10日(金) (第1回)

○議員ガーシー君懲罰事犯の件について議長尾辻秀久君から説明を聴いた。

○令和5年2月21日(火) (第2回)

○議員ガーシー君懲罰事犯の件について議院運営委員長石井準一君から発言を、本人代理浜田聡君から弁明を聴き、討論の後、議員ガーシー君に対し国会法第122条第2号による公開議場における陳謝の懲罰を科すべきものと議決した。

○令和5年3月14日(火) (第3回)

○議員ガーシー君懲罰事犯の件について本人代理浜田聡君から弁明を聴き、関係者議員浜田聡君に対し尋問を行い、討論の後、議員ガーシー君を国会法第122条第4号により除名すべきものと議決した。

災害対策特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	三浦	信祐（公明）	小野田	紀美（自民）	吉川	沙織（立憲）
理事	足立	敏之（自民）	加田	裕之（自民）	塩田	博昭（公明）
理事	大野	泰正（自民）	加藤	明良（自民）	柴田	巧（維新）
理事	野田	国義（立憲）	梶原	大介（自民）	室井	邦彦（維新）
理事	下野	六太（公明）	古庄	玄知（自民）	嘉田	由紀子（民主）
	阿達	雅志（自民）	宮崎	雅夫（自民）	仁比	聡平（共産）
	岩本	剛人（自民）	高木	真理（立憲）		（会期終了日 現在）

（１）審議概観

第211回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院提出２件（災害対策特別委員長）であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会付託の請願２種類36件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案は、活動火山対策の更なる強化を図るため、避難確保計画の作成等に係る市町村長による援助等、登山者等に関する情報の提供を容易にするための配慮等、情報通信技術の活用等を通じた火山現象の発生時における円滑かつ迅速な避難のために必要な情報の迅速かつ的確な伝達等、火山に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び継続的な確保、火山調査研究推進本部の設置、火山防災の日等について定めようとするものである。

委員会においては、全会一致をもって可決された。

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律案は、中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、国土強靱化実施中期計画に関する規定及び国土強靱化推進会議に関する規定を設ける等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査〕

４月５日、災害対策の基本施策について谷国務大臣から所信を、また、令和５年度防災関係予算について内閣府副大臣から説明を聴取した。

４月14日、災害対策の基本施策について質疑を行い、事業期間が令和６年度までとなっている緊急浚渫推進事業債の評価及び今後の方針、地震及び津波対策における積雪寒冷地域特有の課題に係る国の対応、災害対応にも資する建設業におけるデジタル技術等を活用した建設プロセス等の改善、大規模地震後の経済活動への影響軽減のための復旧対策における優先順位想定の在り方、富士山噴火に伴う広域降灰に対する具体的な対策の内容、快

適な避難所及び仮設住宅として利用可能な施設等の活用に対する見解、首都直下地震等発生時に懸念されるエレベータへの閉じ込めに対する基本的な考え方、地震等の発生時における聴覚障害者への情報伝達の現状、個別避難計画の作成状況を踏まえた地方公共団体への計画作成支援策の再検討、スーパーコンピュータによるシミュレーション等を活用した避難訓練実施の必要性、我が国の活火山の観測体制及び噴火予知の精度、過去に発生した噴火災害の教訓を活用した火山防災対策、防災の知見及び教訓を活用した国際協力及び防災技術を有する企業の海外展開への支援、防災分野における女性参画の重要性、玖珠川の河川改修事業に伴う補償の実施に当たり地域住民の意見を反映する必要性、筑後川流域全体の総合的な治水対策への国の支援に対する防災担当大臣の認識及び決意などの諸問題が取り上げられた。

6月9日、質疑を行い、令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号に係る被害の状況と今後の課題、石川県能登地方を震源とする地震による半壊家屋や民地の落石被害への対応の必要性、国土強靱化対策予算の継続的な確保に向けた国土強靱化担当大臣の決意、会計検査院の検査結果を踏まえた国土強靱化基本法改正による適切な予算執行の必要性、令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号に係るこれまでの流域治水対策の評価、線状降水帯の大雨でもたらされた東海道新幹線の運転見合せに対する今後の対策の在り方、避難行動要支援者のうち特に医療的ケア児者に係る個別避難計画の作成促進の必要性、避難所の設置・運営に関する省庁横断的な対応の見直しとその生活環境改善の必要性、市町村の防災・危機管理部局への女性職員配置状況の改善と避難所への女性の視点の反映、奥能登地域の地震被害に対する過疎化や高齢化等の事情を考慮した支援の実施の必要性、被災者生活再建支援金の支援対象に損壊率20%台の世帯を加える必要性、移動設置型トイレトレーラーを避難所で運営する民間団体を支援する必要性、生態系ネットワークの形成に貢献するグリーンインフラを活用した防災・減災の必要性、半島振興地域における防災対策を国がプッシュ型で支援強化する必要性、線状降水帯による大雨情報の提供基準の見直しに伴う地方公共団体の対応状況などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○令和5年1月23日(月) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和5年4月5日(水) (第2回)

- 災害対策の基本施策に関する件について谷国務大臣から所信を聞いた。
- 令和5年度防災関係予算に関する件について星野内閣府副大臣から説明を聞いた。

○令和5年4月14日(金) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 災害対策の基本施策に関する件について谷国務大臣、清水国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岩本剛人君(自民)、高木真理君(立憲)、下野六太君(公明)、塩田博昭君(公明)、青島健太君(維新)、嘉田由紀子君(民主)、仁比聡平君(共産)

○令和5年6月9日(金) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 能登地方を震源とする地震に係る被害対応に関する件、国土強靱化基本法改正による適切な予算執行の確保に関する件、避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成促進に関する件、被災者生活再建支援金の対象拡大に関する件、流域治水対策におけるグリーンインフラの活用方策に関する件、線状降水帯による大雨からの早期避難に関する件等について谷国務大臣、古川国土交通大臣政務官、政府参考人及び参考人独立行政法人国際協力機構理事小野寺誠一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

足立敏之君（自民）、野田国義君（立憲）、下野六太君（公明）、柴田巧君（維新）、嘉田由紀子君（民主）、井上哲士君（共産）

- 活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆第20号）（衆議院提出）について提出者衆議院災害対策特別委員長江藤拓君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第20号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

- 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律案（衆第21号）（衆議院提出）について提出者衆議院災害対策特別委員長江藤拓君から趣旨説明を聴き、討論の後、可決した。

（衆第21号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和5年6月21日(水) (第5回)

- 請願第175号外35件を審査した。
- 災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会

委員一覧（35名）

委員長	三原じゅん子（自民）	臼井	正一（自民）	水野	素子（立憲）
理事	青木 一彦（自民）	大家	敏志（自民）	秋野	公造（公明）
理事	江島 潔（自民）	酒井	庸行（自民）	河野	義博（公明）
理事	高橋 はるみ（自民）	高野	光二郎（自民）	窪田	哲也（公明）
理事	石橋 通宏（立憲）	高橋	克法（自民）	梅村	みずほ（維新）
理事	矢倉 克夫（公明）	中西	祐介（自民）	鈴木	宗男（維新）
理事	清水 貴之（維新）	本田	顕子（自民）	上田	清司（民主）
	青山 繁晴（自民）	松山	政司（自民）	浜口	誠（民主）
	朝日 健太郎（自民）	勝部	賢志（立憲）	紙	智子（共産）
	有村 治子（自民）	塩村	あやか（立憲）	大島	九州男（れ新）
	今井 絵理子（自民）	田島	麻衣子（立憲）	高良	鉄美（沖縄）
	上野 通子（自民）	牧山	ひろえ（立憲）		（会期終了日 現在）

（１）審議概観

第211回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

なお、我が国の開発協力と開発協力大綱の在り方に関する決議を行った。

〔国政調査等〕

第210回国会閉会後の１月17日及び18日、沖縄の振興開発及び基地問題等に関する実情調査のため、沖縄県に委員を派遣した。

３月８日、政府開発援助等の基本方針に関する件について、林外務大臣から所信を聴いた。また、沖縄及び北方問題に関しての基本施策に関する件について、岡田内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）及び林外務大臣から所信を聴いたほか、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴いた。

３月16日、予算委員会から委嘱された令和５年度政府開発援助関係経費、内閣府所管（内閣本府（沖縄関係経費）、北方対策本部、沖縄総合事務局）及び沖縄振興開発金融公庫の予算について審査を行い、中国と比較し日本の存在感が低下している現状を踏まえた今後の我が国ODAの在り方、バグー橋建設事業における主契約企業から下請を行う国軍系企業への支払の事実確認と政府の問題意識、コロナ禍で疲弊した沖縄の県民生活と経済回復に向けた電気料金の高騰に対する支援の必要性、COVAXファシリティを通じた途上国における新型コロナウイルスワクチンの普及の現状と今後の課題、世界的なリスクと指摘されている途上国の対外債務の増加に対する支援において日本が果たすべき役割、日露漁業交渉において妥結が見通せないことにより影響を受ける漁業者への支援策、在沖米軍基地周辺におけるPFAS検出状況を踏まえた政府の対策、安保関連三文書の改定を契機とした日米地位協定改定の提起に係る検討の有無等について質疑を行った。

4月7日、政府開発援助等の基本方針に関する件及び沖縄及び北方問題に関する基本施策に関する件について調査を行い、JICA中小企業・SDGsビジネス支援事業に係る成果・実績と今後の普及促進に向けた課題、沖縄米軍基地の跡地利用の経済効果及びそれを県民の所得向上につなげる方策、防衛装備移転三原則が改定された場合の政府安全保障能力強化支援（OSA）の運用方針、宮古島等での新たな基地建設を受け、国の責任で県市町村と連携して国民保護計画を見直す必要性、報じられているような中国の北方領土問題に関する立場の変更が日露交渉に及ぼす影響、国際協力銀行（JBIC）法改正による同行の役割拡大とODAの関係性、新たな開発協力大綱においてODAを外交ツールと強調することの妥当性、沖縄県の住民の命と健康を守る観点からPFAS問題に早急に対応する必要性、民主主義対権威主義との構図で世界を見た場合の現在の国際情勢に関する認識等について質疑を行った。

4月28日、我が国の開発協力をめぐる諸課題と開発協力大綱の在り方に関する件について調査を行い、参考人開発協力大綱の改定に関する有識者懇談会座長・京都大学大学院法学研究科教授中西寛君、東京大学東洋文化研究所教授佐藤仁君、特定非営利活動法人国際協力NGOセンター理事・THINK Lobby所長若林秀樹君及び国際連合世界食糧計画日本事務所代表焼家直絵君から意見を聴いた後、ODA実施原則でジェンダー主流化を含むインクルーシブな社会の促進を掲げる重要性、国際機関を通じた日本の援助が確実に必要な人に届く体制を構築する必要性、大綱改定案で人間の安全保障に連帯の概念が取り入れられた意味、大綱改定案においてオファー型支援が盛り込まれることになった経緯、日本におけるNGOを通じた支援を拡大させるための具体的な取組、OSAによる支援の実施がODAの非軍事原則を形骸化させることへの懸念、将来的にODAとOSAが一体的に運用される可能性及び受益者に対する検証の困難性、大綱改定において国際政治構造の長期的変化を踏まえる必要性等について質疑を行った。

5月19日、沖縄振興等に関する件について調査を行い、参考人沖縄国際大学経済学部教授前泊博盛君及び一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー会長下地芳郎君から意見を聴いた後、国際医療拠点構想の下、米軍基地の跡地が学術や医療に利用される意義及び沖縄の経済発展に果たす役割、米軍基地や自衛隊基地の存在が沖縄の観光を始めとする経済や産業に与える影響、沖縄における観光に関する住民の意識、沖縄経済の振興の観点からもPFAS問題に取り組む必要性及び政府に求める事項、沖縄県に製造業が定着しない背景・理由及び国際物流拠点としての沖縄の可能性、沖縄県民が基地のない平和な島を目指す中での安保三文書改定が示す方向性の評価、観光と地域経済を結び付けるための仕掛けの必要性、沖縄が観光立県を目指す中で観光インフラ等の更なる整備が必要な分野等について質疑を行った。また、北方領土問題に関する件について調査を行い、参考人公益社団法人千島歯舞諸島居住者連盟理事長脇紀美夫君及び防衛省防衛研究所地域研究部米欧ロシア研究室長山添博史君から意見を聴いた後、ロシアによるウクライナ侵略の最終的な決着点に関する視点、民間同士のつながりによって墓参再開を図る方策の有無、「望ましくない団体」指定に対する所感と千島連盟による人的交流の蓄積と成果、共同経済活動のような経済面で協力を進めるアプローチに対する評価、SNS等を通じた北方領土問題の世論喚起のための方策、千島連盟の事務所体制の現状と次世代支援に向けた事務所体制の

在り方、洋上慰霊の取組に関する実情と可能性、安保三文書の改定が日露関係に及ぼす影響等について質疑を行った。

6月19日、改定後の開発協力大綱の下でのODAにおける基本的人権や非軍事原則の担保の在り方、旧漁業権者法に基づく低利融資の資格対象者拡大に係る政府の検討状況、ODA事業における進捗や利用状況の把握及び課題が生じた場合の改善措置に関する今後の取組方針、北方墓参の再開に向けた政府の取組方針、沖縄において製造業が定着してこなかった原因及び今後の支援内容、海外から日本の軍事大国化が指摘される中でOSAの支援をやめる必要性、PFOS等に係る日米合同委員会合意に基づく立入調査要求の有無及び対応方針、G7主導の国際社会が変化する中でOSAによって安全保障環境改善を図ることの妥当性等について質疑を行った。また、我が国の開発協力と開発協力大綱の在り方に関する決議を行った。

(2) 委員会経過

○令和5年1月23日(月) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和5年3月8日(水) (第2回)

- 政府開発援助等の基本方針に関する件について林外務大臣から所信を聴いた。
- 沖縄及び北方問題に関する基本施策に関する件について岡田内閣府特命担当大臣及び林外務大臣から所信を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○令和5年3月16日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和五年度一般会計予算(衆議院送付)
令和五年度特別会計予算(衆議院送付)
令和五年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(政府開発援助関係経費、内閣府所管(内閣本府(沖縄関係経費)、北方対策本部、沖縄総合事務局)及び沖縄振興開発金融公庫)について林外務大臣及び岡田内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、林外務大臣、岡田内閣府特命担当大臣、長峯経済産業大臣政務官、木村防衛大臣政務官、吉川外務大臣政務官、柳本環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

青山繁晴君(自民)、石橋通宏君(立憲)、窪田哲也君(公明)、石井苗子君(維新)、浜口誠君(民主)、紙智子君(共産)、大島九州男君(れ新)、高良鉄美君(沖縄)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和5年4月7日(金) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府開発援助等の基本方針に関する件及び沖縄及び北方問題に関する基本施策に関する件について岡田内閣府特命担当大臣、林外務大臣、武井外務副大臣、井野防衛副大臣、宮本財務大臣政務

官、政府参考人、参考人独立行政法人国際協力機構理事中澤慶一郎君及び株式会社国際協力銀行代表取締役総裁林信光君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

高野光二郎君（自民）、矢倉克夫君（公明）、田島麻衣子君（立憲）、石橋通宏君（立憲）、清水貴之君（維新）、上田清司君（民主）、紙智子君（共産）、大島九州男君（れ新）、高良鉄美君（沖縄）

○令和5年4月28日（金）（第5回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○我が国の開発協力をめぐる諸課題と開発協力大綱の在り方に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

開発協力大綱の改定に関する有識者懇談会座長
京都大学大学院法学研究科教授 中西寛君
東京大学東洋文化研究所教授 佐藤仁君
特定非営利活動法人国際協力NGOセンター理事
THINK L o b b y 所長 若林秀樹君
国際連合世界食糧計画日本事務所代表 焼家直絵君

〔質疑者〕

高橋はるみ君（自民）、塩村あやか君（立憲）、矢倉克夫君（公明）、清水貴之君（維新）、浜口誠君（民主）、紙智子君（共産）、大島九州男君（れ新）、高良鉄美君（沖縄）

○令和5年5月19日（金）（第6回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○沖縄振興等に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

沖縄国際大学経済学部教授 前泊博盛君
一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー会長 下地芳郎君

〔質疑者〕

臼井正一君（自民）、水野素子君（立憲）、窪田哲也君（公明）、石井苗子君（維新）、浜口誠君（民主）、紙智子君（共産）、大島九州男君（れ新）、高良鉄美君（沖縄）

○北方領土問題に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

公益社団法人千島歯舞諸島居住者連盟理事長 脇紀美夫君
防衛省防衛研究所地域研究部米欧ロシア研究室長 山添博史君

〔質疑者〕

臼井正一君（自民）、勝部賢志君（立憲）、矢倉克夫君（公明）、清水貴之君（維新）、浜口誠君（民主）、紙智子君（共産）、大島九州男君（れ新）、高良鉄美君（沖縄）

○令和5年6月19日（月）（第7回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○ODAにおける非軍事原則の担保の在り方に関する件、旧漁業権者法に基づく低利融資の対象者拡大に係る政府の検討状況に関する件、ODAに係る会計検査院の指摘への対応状況及び再発防止策に関する件、北方墓参の再開に向けた政府の取組方針に関する件、沖縄の製造業に対する支援に関する件、政府安全保障能力強化支援創設の妥当性に関する件、P F O Sに係る在沖米軍基地への立入調査要求に関する件、G 7 主導の国際社会が変化する中での安全保障環境改善に向けた取組に関する件等について林外務大臣、岡田内閣府特命担当大臣、秋野財務副大臣、中谷経済産業副大臣、小野田防衛大臣政務官、政府参考人及び参考人独立行政法人国際協力機構副理事長山田順一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石橋通宏君（立憲）、勝部賢志君（立憲）、清水貴之君（維新）、鈴木宗男君（維新）、浜口誠君（民主）、紙智子君（共産）、大島九州男君（れ新）、高良鉄美君（沖縄）

○我が国の開発協力と開発協力大綱の在り方に関する決議を行った。

○令和5年6月21日（水）（第8回）

○政府開発援助等及び沖縄・北方問題対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○令和5年1月17日（火）、18日（水）

○沖縄の振興開発及び基地問題等に関する実情調査

〔派遣地〕

沖縄県

〔派遣委員〕

三原じゅん子君（自民）、江島潔君（自民）、高野光二郎君（自民）、高橋はるみ君（自民）、石橋通宏君（立憲）、矢倉克夫君（公明）、清水貴之君（維新）、上田清司君（民主）、紙智子君（共産）、高良鉄美君（沖縄）

（３）委員会決議

－我が国の開発協力と開発協力大綱の在り方に関する決議－

我が国は、昭和29年のコロボ・プランへの加盟に始まる約70年に及ぶ開発協力の歴史の中で、各国との相互理解と信頼関係を基礎として自らも発展を遂げ、国際社会の責任ある主要な国家としての地位を着実に築いてきた。我が国が主要ドナー国としてより一層重要な役割を果たすようになるに伴い、ODAの基本理念や実施に当たっての原則を明確にするため、平成4年に初のODA大綱が閣議決定され、その後、平成15年の改定を経て、平成27年には名称を改めた開発協力大綱が閣議決定され、人間の安全保障の視点、軍事的用途及び国際紛争助長への使用回避、途上国の自助努力に対する支援といった我が国開発協力の基本的な考え方が明らかにされてきた。

今日、国際社会が一致して取り組むべき貧困や飢餓、気候変動や感染症を始めとする地球規模課題が深刻化する一方で、地政学的競争は激化し、武力の行使による一方的な現状変更の試みなど国際秩

序への重大な挑戦が行われ、国際社会の分断が懸念されるなど、開発協力を取り巻く国際情勢は深刻な危機に直面している。

このような重要な局面にある世界の現状を踏まえながらも、国連憲章や国際人権諸条約に基づく普遍的な価値である人権と平和の尊重や、人間の安全保障を基本理念とし、非軍事的な開発協力の実施を通じて築いてきた国際社会からの信頼こそが我が国外交及び開発協力の礎であること、また、改めて開発協力そのものが有する価値と意義を想起した上で、我が国にふさわしい開発協力の在り方を裨益国国民の安心と安全、豊かさに貢献するとともに、日本国民の平和と安全等に資するという観点も踏まえ、追求しなければならない。

以上を踏まえ、政府は、今回改定された開発協力大綱の実施等を通じて、次の事項につき適切な措置を講ずるべきである。

一、人間の安全保障の理念に基づく開発協力の推進

平成15年のODA大綱改定の際に掲げられた「人間の安全保障」の理念は、日本国憲法の精神に合致するとともに、我が国のあらゆる開発協力に通底する指導理念と位置付けられる。そうした長い期間の中で人々の信頼を勝ち得てきた経験を総括し、これを資源として活かしていくべきである。開発協力の実施に当たっては、国の発展の基礎となる人づくりを引き続き重視し、国連憲章や我が国も締約国となっている国際人権諸条約に基づく基本的人権の尊重、貧困や飢餓の解消、ジェンダー主流化を推進するとともに、増大する難民や避難民の保護、子どもや女性、障害者や少数民族・先住民族、LGBT当事者など脆弱かつ差別的な立場に置かれやすい人々の保護と能力強化に焦点を当て、多様な人々を包摂するインクルーシブな社会構築に向けた取組を促進すべきである。また、グローバル化の進展とともに世界的に企業の影響力が一層、高まっている状況の中で、開発途上地域でサプライチェーン等における人権侵害や環境破壊が起きないように、国連ビジネスと人権に関する指導原則を踏まえたビジネスと人権に関する行動計画等へののっとり、開発協力を実施すべきである。

二、多国間主義と共創の精神に基づく開発協力の推進

国際社会が分断の危機を克服していくためには、多国間主義を尊重しつつ、紛争や異常気象による食料危機、ウクライナ情勢等を背景としたエネルギー問題等に直面する開発途上国の国民に寄り添い、共に課題を解決していく真摯な姿勢が鍵となる。開発協力を通じてこうした国々との関係を深化させていくに当たっては、相手国の自主性や意思、及び固有性を尊重しながら、裨益国政府を含む関係当事者との丁寧な対話と協働により、真に相手国国民の利益に合ったものを共に創り上げていく必要がある。この精神に基づき、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジを含む国際保健、域内の連結性を確保するためのインフラ整備、人々の健康の基盤となる栄養、防災・減災、教育など、我が国の知見や経験を効果的に活用し得る分野を中心に、相手国の潜在的な支援ニーズも引き出しながら、より充実した質の高い協力を迅速に実施していくべきである。また、これらの分野への取組をより効果的・効率的に実施する上では、開発課題の当事者である途上国の市民社会や、これと最も近い立場で活動する我が国や当事国のNGOとの連携・協力が不可欠である。よって、NGO・市民社会の開発協力への参加・参画を一層拡大・促進するとともに、我が国と途上国のNGO・市民社会の連携による開発課題の解決に向けた取組をODAで後押しするための措置を積極的に展開していくべきである。

三、非軍事原則の確保

非軍事目的の開発協力は、平和国家である我が国の国際貢献の在り方を体現するものであり、軍事的用途及び国際紛争助長への使用回避原則はその欠くべからざる要として、平成4年のODA大綱以来、今日まで堅持されてきており、この原則は今後も堅持・徹底されなければならない。令和

4年12月に閣議決定された国家安全保障戦略の下、ODAとは別の枠組みとして政府安全保障能力強化支援（OSA）が創設されたが、これによってこれまで我が国が築いてきたODAの財産や国際的な信頼が損なわれることがないように十分に留意するとともに、今後、開発協力の実施に当たっては、軍事目的への転用や人権侵害につながるものが決してないよう、また、そのような疑念を持たれたりすることがないように、事前に相手国との協議を慎重に行うことはもとより、実施後においても、非軍事目的での利用の徹底や基本的人権の尊重をめぐる状況等を含め、実効性あるモニタリングを徹底するとともに、万が一、軍事転用や人権侵害などの事実が判明したときやその疑いが生じたときには、当該国へのODAの供与の在り方を検討して必要な措置を講ずることも含め、非軍事原則を確実に担保するための措置を講ずるべきである。

四、投資を呼び込む開発協力

デジタル、脱炭素、環境など経済社会課題への貢献に意欲のある民間主体は、専門的知見や最新技術の活用により、開発課題の解決と開発途上国の健全な経済成長に重要な役割を果たし得る存在である。開発援助における政府の責務と公的資金に期待される本来的な役割を十分に踏まえ、これを今後も尊重することを大前提に、それを補完するものとして、開発途上国において我が国ODAの理念と目的に合致し、国民生活の向上や社会的価値の創造に貢献しているスタートアップや中小企業を含めた民間企業の取組をODAを通じて後押しするとともに、ODAやその他の公的資金を扱う機関間の連携を強化しつつ、民間資金を開発課題の解決に資する事業に呼び込むための措置を積極的に展開していくべきである。

五、2030年以降の国際開発目標を見据えた議論の主導

本年は国連持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた中間年となるが、干ばつや洪水など気候変動による影響、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行、ウクライナ情勢を背景とした世界経済の混乱、及び開発資金の大幅な不足など様々な要因によって、SDGsは進捗に遅れが生じている。世界は深刻な食料危機に直面し、紛争が依然として飢餓の最大の要因である中、多国間主義の尊重と推進の精神に基づき、人道・開発・平和の分野横断的な連携を伴った包括的かつ財政的な裏付けのある国際協力が求められる。我が国は、2030年以降の国際的な開発目標をめぐる議論も見据えつつ、複雑に絡み合った課題に対する分野横断的なアプローチにより、人権の尊重を始めとする普遍的価値に立脚した国際的な規範や原則の維持強化、債務の罣りや経済的威圧を伴わず開発途上国の自立性・持続性を損なうことのない協力等を実施し、その必要性和有効性を示すことにより、国際社会で共通の利益となる領域を広げていくべきである。

六、国民に理解される開発協力

分断のリスクが深刻化する国際社会において開発協力求められる役割はますます高まっており、その実施基盤の強化が求められる。とりわけ、厳しい財政状況の中でODAを対国民総所得（GNI）比で0.7%とする国際目標を実現していく上では、大幅なODA予算の拡充と、新たな資金調達手段の導入を含む幅広い資金源の拡充・検討が必要不可欠である。そのためには、国民の理解が何よりも重要であり、データに基づく科学的な検証を伴ったPDCAサイクルを実施し、積極的かつ体系的な情報公開と説明責任の履行を通じて透明性を高め、開発協力を行ったことによる効果とプロセスの適正性を国民に示していく取組が不可欠となる。国民に「自分たちのODA」との意識を持ってもらうためにも、開発教育の推進によって、国民一人ひとりが世界の開発課題の主人公であるとの意識を涵養しつつ、民間企業、市民社会、地方自治体、大学・研究機関等から幅広く参加を得て、可能な限り開かれた議論を推進すべきである。また、我が国の開発協力の担い手となる優秀な人材を集め、育て、その活躍を支えていく取組を強化すべきである。

右決議する。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

委員一覧（35名）

委員長	古川	俊治（自民）	福岡	資麿（自民）	森屋	隆（立憲）
理事	石井	正弘（自民）	藤井	一博（自民）	伊藤	孝江（公明）
理事	西田	昌司（自民）	舞立	昇治（自民）	杉	久武（公明）
理事	比嘉	奈津美（自民）	松川	るい（自民）	山本	博司（公明）
理事	堀井	巖（自民）	松下	新平（自民）	片山	大介（維新）
理事	石川	大我（立憲）	三浦	靖（自民）	中条	きよし（維新）
理事	谷合	正明（公明）	森屋	宏（自民）	伊藤	孝恵（民主）
理事	石井	章（維新）	山下	雄平（自民）	浜野	喜史（民主）
	上月	良祐（自民）	熊谷	裕人（立憲）	井上	哲士（共産）
	佐藤	啓（自民）	小西	洋之（立憲）	天畠	大輔（れ新）
	中田	宏（自民）	古賀	千景（立憲）	伊波	洋一（沖縄）
	長峯	誠（自民）	宮口	治子（立憲）		（会期終了日 現在）

（１）審議概観

第211回国会において、本特別委員会に付託された法律案はなかった。
また、本特別委員会付託の請願３種類45件は、保留とした。

（２）委員会経過

○令和５年１月23日（月）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和５年６月21日（水）（第２回）

○請願第186号外44件を審査した。

○政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	山谷 えり子（自民）	小林 一大（自民）	里見 隆治（公明）
理事	北村 経夫（自民）	清水 真人（自民）	東 徹（維新）
理事	滝波 宏文（自民）	永井 学（自民）	金子 道仁（維新）
理事	打越 さく良（立憲）	丸川 珠代（自民）	川合 孝典（民主）
理事	竹内 真二（公明）	吉井 章（自民）	井上 哲士（共産）
	赤池 誠章（自民）	青木 愛（立憲）	船後 靖彦（れ新）
	衛藤 晟一（自民）	三上 えり（立憲）	（会期終了日 現在）

（１）審議概観

第211回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査〕

3月15日、北朝鮮をめぐる最近の状況について林外務大臣から、拉致問題をめぐる現状について松野国務大臣からそれぞれ説明を聴いた。

4月21日、拉致問題解決に向けた国際的連携、特定失踪者問題、拉致問題への取組、拉致被害者の認定、拉致問題における政府と地方自治体との連携、拉致問題の啓発・広報等について質疑を行った。

5月29日、北朝鮮による拉致問題等に関する実情調査のため、福井県小浜市において視察を行った。小浜市及び福井県警察本部の担当者から、拉致問題に関する同市の活動、拉致事案等の捜査・調査の状況等について説明を聴取して質疑を行うとともに、地村保志さん・富貴恵さんの拉致現場を実地に調査した。次いで、小浜市長、地村保志さん等の関係者と懇談を行った。

6月21日、上記視察について視察委員から報告を聴取した。

（２）委員会経過

○令和5年1月23日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和5年3月15日（水）（第2回）

- 北朝鮮をめぐる最近の状況に関する件について林外務大臣から説明を聴き、拉致問題をめぐる現状に関する件について松野国務大臣から説明を聴いた。

○令和5年4月21日（金）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 拉致問題解決に向けた国際的連携に関する件、特定失踪者問題に関する件、拉致問題への取組に関する件、拉致被害者の認定に関する件、拉致問題における政府と地方自治体との連携に関する件、

拉致問題の啓発・広報に関する件等について林外務大臣、松野国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

滝波宏文君（自民）、三上えり君（立憲）、竹内真二君（公明）、金子道仁君（維新）、川合孝典君（民主）、井上哲士君（共産）、船後靖彦君（れ新）

○令和5年6月21日（水）（第4回）

- 北朝鮮による拉致問題等に関する件について委員から報告を聴いた。
- 北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	鶴保	庸介（自民）	友納	理緒（自民）	上田	勇（公明）
理事	三宅	伸吾（自民）	長谷川	英晴（自民）	猪瀬	直樹（維新）
理事	山田	太郎（自民）	船橋	利実（自民）	柳ヶ瀬	裕文（維新）
理事	杉尾	秀哉（立憲）	山本	啓介（自民）	芳賀	道也（民主）
理事	平木	大作（公明）	山本	佐知子（自民）	伊藤	岳（共産）
	浅尾	慶一郎（自民）	小沼	巧（立憲）	山下	芳生（共産）
	越智	俊之（自民）	岸	真紀子（立憲）		（会期終了日 現在）

（１）審議概観

第211回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出４件（うち本院先議１件）及び衆議院提出１件（地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出１件）の合計５件であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会付託の請願４種類101件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、地方分権改革の意義と提案募集方式の課題、効率的、効果的な計画行政に向けたナビゲーションガイドによる計画行政の見直しの進め方、罹災証明書の迅速な交付に向けた課題と今後の取組、住民基本台帳ネットワークの活用に係る提案募集の状況等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案は、スーパーシティ等における先端的サービスを推進するための措置を講ずるほか、国家戦略特区法に規定されている法人農地取得事業について、地方公共団体の発意による構造改革特区法に基づく事業に移行するための規定の整備を行おうとするものである。

委員会においては、特区制度の実績に対する評価、法人農地取得事業に係る懸念、オンライン服薬指導に係る課題、データ連携基盤整備の在り方等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案は、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、個人番号等の利用の促進を図る行政事務の範囲を拡大するとともに、戸籍等への氏名の振り仮名の追加、預貯金口座情報等の登録の特例の創設、医療保険の資格確認のために必要な書面の交付等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取したほか、厚生労働委員会との連合審査会を行った。

委員会の質疑においては、マイナンバーカード関連サービスの誤登録等への対応、健康保険証を廃止する理由、マイナンバーカードと資格確認書の交付の在り方、氏名の振り仮名表記の許容範囲等について議論が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案は、情報通信技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しを推進するため、デジタル社会形成基本法、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律等の関係法律について所要の規定の整備を行おうとするものである。

委員会においては、行政手続等のデジタル化の取組状況、諸施策に関しデジタル庁が果たす役割、書面揭示規制に関する事業者への支援等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金に係る差押禁止等に関する法律案は、令和5年3月予備費使用に係る低所得者世帯給付金について、その支給の趣旨に鑑み、差押えを禁止する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、提出者衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

3月10日、地方創生及びデジタル社会の形成等の基本施策に関する件について岡田国務大臣及び河野国務大臣から所信を聴取した。

3月16日、予算委員会から委嘱された令和5年度内閣（デジタル田園都市国家構想関係経費）、内閣府（内閣本府（地方創生関係経費）、地方創生推進事務局）及びデジタル庁予算の審査を行い、地方自治体の懸念を踏まえた標準準拠システムへの移行支援に関する河野大臣の認識、デジタル田園都市国家構想交付金の意義と今後の展望、デジタル技術を活用した遠隔医療の課題への取組状況、当初設定されていなかったマイナンバーカードの交付目標が設定されるに至った経緯、地方公務員に対するマイナンバーカードの事実上の取得強制をやめさせる必要性、これまでの地方創生の取組についての検証と評価の実施状況、地方と東京圏の転出転入者数を均衡させる目標の達成見込み、企業の地方移転及びテレワーク普及の推進、運営方法のノウハウなどを含めた子育て支援拠点の整備の支援に対する政府の見解、デジタル臨時行政調査会における規制改革及び行政改革に関する成果、地方創生臨時交付金の政策目的の変遷及び予算措置継続についての岡田大臣の見解、地方創生臨時交付金の使途の適正化に向けた内閣府から地方自治体への効果検証の要請とその結果を踏まえた対応、各地方自治体における標準準拠システムへの移行に伴って運用の手間、情報システム関連経費及び人材関連のコストが増加する懸念、地方自治体窓口DXに地方ITベンダーが参加できるようにする必要性、地方自治体情報システム標準化の対象業務が追加される見込みの有無、DV等被害者がマイナポータルを通じて登録した情報の漏え

いにより、加害者に所在地が知られる場合を想定した対処等の周知の方法、マイナポータルに登録された代理人による不適正な情報漏えいに対する規制の必要性、マイナンバーカードの健康保険証利用後も現行の健康保険証システムを存続させる必要性等の諸問題について質疑を行った。

3月29日、大臣の所信に対し、政府情報システム運用等経費について、2013年度の予算を基準とした3割削減目標を達成したとする政府の見解の妥当性、地域公共交通の確保に係る特別交付税の交付及び運転者不足に対する認識、これまでに地方創生の観点から設けられた各種交付金の総括と地方創生臨時交付金の今後の運用の在り方、出産・子育て応援交付金事業を始めとするこども政策のDX化に関する政府の課題認識、各省庁における一定金額以上の事業実施に際してデジタル庁からデジタル化等の助言を受けられるような仕組みを構築する必要性、国勢調査においてマイナンバーカード又はマイナポータルを活用することについての政府の見解、総合的なAI政策を継続的に議論する部局を設置する必要性、デジタルアーカイブに関する基本法を制定し、法律上の根拠に基づく部局が十分な予算措置の下で政策を実施することについての政府の見解、条例によるインターネット空間の規制が日本社会のDXに及ぼす影響、国家戦略特別区域法に基づき実施されている法人農地取得事業を構造改革特別区域法に基づく事業に移行させる理由、マイナンバーカードを健康保険証として利用する長所、介護保険証等のマイナンバーカードへの一体化を早急に検討し実現する必要性、首都圏一極集中の是正及び地方創生の取組の方向性、首都圏機能が喪失した際におけるバックアップ機能の在り方、政府内において中国資本のソフトウェアの使用を規制する重要性、地域のデジタル化に向けた意識啓発を全国で進めることについての河野大臣の見解、参議院選挙区選挙の政見放送について無所属候補に対し持ち込みビデオ方式を認める必要性、レセプトのオンライン請求に係るロードマップの妥当性、予備費による地方創生臨時交付金の追加内容と交付時期、デジタル田園都市国家構想交付金の算定においてマイナンバーカード申請率を用いることの是非、政府における学校給食の無償化の検討状況等の諸問題について質疑を行った。

6月5日、オンライン資格確認に係る患者と医療機関とのトラブルの責任の所在と資格確認の在り方、本人名義でない公金受取口座の登録をめぐる政府の認識と今後の対応策、マイナンバーカードを利用した防災アプリの活用、子供のマイナンバーカードの有効期限を現行の教育制度に合わせて6年とすることに対する河野大臣の見解、オンライン資格確認における資格情報の誤登録に係る最新の件数及びマイナンバーカード健康保険証の運用の一時停止の必要性、マイナンバーカードの健康保険証利用に関して本人確認に支障が生じる場合の対応等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和5年1月23日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和5年3月10日(金) (第2回)

○地方創生及びデジタル社会の形成等の基本施策に関する件について岡田国務大臣及び河野国務大

臣から所信を聴いた。

○令和5年3月16日(木) (第3回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○令和五年度一般会計予算 (衆議院送付)

令和五年度特別会計予算 (衆議院送付)

令和五年度政府関係機関予算 (衆議院送付)

(内閣所管(デジタル田園都市国家構想関係経費)、内閣府所管(内閣本府(地方創生関係経費)、地方創生推進事務局)及びデジタル庁所管)について岡田国務大臣及び河野デジタル大臣から説明を聴いた後、河野デジタル大臣、岡田国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

山本佐知子君(自民)、杉尾秀哉君(立憲)、平木大作君(公明)、猪瀬直樹君(維新)、芳賀道也君(民主)、伊藤岳君(共産)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和5年3月29日(水) (第4回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○地方創生及びデジタル社会の形成等の基本施策に関する件について河野デジタル大臣、岡田国務大臣、和田内閣府副大臣、大串デジタル副大臣、長谷川総務大臣政務官、中川総務大臣政務官、吉永国立国会図書館長及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

小沼巧君(立憲)、三宅伸吾君(自民)、山田太郎君(自民)、上田勇君(公明)、柳ヶ瀬裕文君(維新)、芳賀道也君(民主)、伊藤岳君(共産)

○令和5年4月5日(水) (第5回)

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第44号)について岡田内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和5年4月14日(金) (第6回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第44号)について岡田内閣府特命担当大臣、大串デジタル副大臣、本田厚生労働大臣政務官、尾崎デジタル大臣政務官、中川総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

長谷川英晴君(自民)、山本佐知子君(自民)、岸真紀子君(立憲)、平木大作君(公明)、猪瀬直樹君(維新)、芳賀道也君(民主)、伊藤岳君(共産)

(閣法第44号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産

○令和5年4月19日(水) (第7回)

○国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第37号)(衆議院送付)について岡田内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和5年4月21日(金) (第8回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第37号)(衆議院送付)

について岡田内閣府特命担当大臣、伊佐厚生労働副大臣、藤木農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

船橋利実君（自民）、小沼巧君（立憲）、上田勇君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、芳賀道也君（民主）、山下芳生君（共産）

（閣法第37号）

賛成会派 自民、公明、維新、民主

反対会派 立憲、共産

なお、附帯決議を行った。

○令和5年5月12日（金）（第9回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）について河野デジタル大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、伊佐厚生労働副大臣、本田厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参考人日本郵政株式会社常務執行役西口彰人君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山田太郎君（自民）、長谷川英晴君（自民）、杉尾秀哉君（立憲）、平木大作君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○令和5年5月17日（水）（第10回）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

中央大学国際情報学部教授 石井夏生利君

全国保険医団体連合会副会長 竹田智雄君

障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会事務局長 家平悟君

〔質疑者〕

山田太郎君（自民）、小沼巧君（立憲）、平木大作君（公明）、猪瀬直樹君（維新）、芳賀道也君（民主）、山下芳生君（共産）

○令和5年5月19日（金）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）について河野デジタル大臣、伊佐厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岸真紀子君（立憲）、平木大作君（公明）、猪瀬直樹君（維新）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）

○令和5年5月29日（月）（第12回）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）について厚生労働委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾

することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）について河野デジタル大臣、伊佐厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山田太郎君（自民）、杉尾秀哉君（立憲）、猪瀬直樹君（維新）、芳賀道也君（民主）、山下芳生君（共産）

○令和5年5月31日（水）

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会、厚生労働委員会連合審査会（第1回）

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）について河野デジタル大臣、加藤厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石橋通宏君（立憲）、東徹君（維新）、芳賀道也君（民主）、倉林明子君（共産）、天畠大輔君（れ新）

本連合審査会は今回をもって終了した。

○令和5年5月31日（水）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）について河野デジタル大臣、伊佐厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

岸真紀子君（立憲）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、芳賀道也君（民主）、山下芳生君（共産）

（閣法第46号）

賛成会派 自民、公明、維新、民主

反対会派 立憲、共産

なお、附帯決議を行った。

○令和5年6月5日（月）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 健康保険証の廃止に伴う諸課題に関する件、本人名義でない公金受取口座の登録状況に関する件、マイナンバーカードを利用した防災アプリの活用に関する件、子供へのマイナンバーカードの普及促進に関する件、オンライン資格確認における資格情報の誤登録に関する件、マイナンバーカードの健康保険証利用による医療機関でのトラブルに関する件等について河野デジタル大臣、伊佐厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小沼巧君（立憲）、杉尾秀哉君（立憲）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、猪瀬直樹君（維新）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）

○令和5年6月7日（水）（第15回）

- デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案（閣法第47号）（衆議院送付）について河野デジタル大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和5年6月9日（金）（第16回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案（閣法第47号）（衆議院送付）について河野デジタル大臣、太田経済産業副大臣、尾崎デジタル大臣政務官、畦元厚生労働大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

三宅伸吾君（自民）、小沼巧君（立憲）、杉尾秀哉君（立憲）、上田勇君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、磯崎哲史君（民主）、伊藤岳君（共産）

（閣法第47号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和5年6月14日（水）（第17回）

- 令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金に係る差押禁止等に関する法律案（衆第26号）（衆議院提出）について提出者衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長橋本岳君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第26号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

○令和5年6月21日（水）（第18回）

- 請願第827号外100件を審査した。
- 地方創生及びデジタル社会の形成等に関しての総合的な対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

消費者問題に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	松沢	成文（維新）	神谷	政幸（自民）	羽田	次郎（立憲）
理事	こやり	隆史（自民）	古賀	友一郎（自民）	村田	享子（立憲）
理事	中田	宏（自民）	島村	大（自民）	宮崎	勝（公明）
理事	川田	龍平（立憲）	田中	昌史（自民）	梅村	聡（維新）
理事	安江	伸夫（公明）	宮本	周司（自民）	田村	まみ（民主）
	赤松	健（自民）	山田	太郎（自民）	倉林	明子（共産）
	生稲	晃子（自民）	小沢	雅仁（立憲）		（会期終了日 現在）

（１）審議概観

第211回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出１件であり、可決した。

なお、本特別委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案は、最近における商品又は役務の取引に関する表示をめぐる状況に鑑み、一般消費者の利益の一層の保護を図るため、前に課徴金納付命令を受けたことがある事業者に対して課す課徴金の額を加算する措置、不当景品類及び不当表示防止法第５条の規定等に違反する疑いのある事業者が疑いの理由となった行為に係る是正措置計画の認定を受けたときは当該行為について措置命令等の規定を適用しないこととする措置等を講じようとするものである。

委員会においては、確約手続の導入に伴う対応、課徴金制度に係る実効性の確保、直罰規定の新設による抑止効果、景品表示法におけるステルスマーケティング規制の在り方等について質疑が行われた後、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

３月15日、消費者行政の基本施策について河野内閣府特命担当大臣から所信を聴取した。

３月16日、予算委員会から委嘱された令和５年度内閣府（内閣本府（消費者委員会関係経費）、消費者庁）予算の審査を行い、不当寄附勧誘防止法の行政措置や罰則等の規定の施行に向けた準備状況、食品ロスの削減に向けた賞味期限の見直し、迷惑行為やカスタマーハラスメントを防止するために消費者教育を推進する必要性、消費者教育コーディネーターの育成・配置の促進に向けた取組、デジタルツールを活用した食品表示情報の提供に係る課題、特定商取引法における通信販売に関する規定の執行強化の対応状況、公益通報者保護法改正による効果の把握及び効果を検証できる事例収集の必要性、若年層におけるオンラインゲームの高額課金への対応状況、いわゆる「もうけ話」による被害防止のため

の消費者教育・啓発の一層の充実、A I等のデジタル技術を活用した相談体制を整備する必要性、消費者被害を防止するため悪質商法の類型を一覧化して周知する必要性、「消費者庁新未来創造戦略本部」が徳島県に設置された経緯、エネルギー関連設備を購入し売電収入等を得る事業の預託法上の販売預託への該当性、販売預託を原則禁止する令和3年の預託法改正内容の個別事業者への周知の有無、預託法違反の疑いがある事業者が放置され消費者被害の未然防止ができていない実態への対応、直近の電気料金に関する苦情や相談の特徴、大手電力会社による新電力の顧客情報の情報漏えい及び不正閲覧事案の解明状況、電気料金の値上げを止めることに対する河野大臣の決意等の諸問題について質疑を行った。

4月14日、大臣の所信に対し、不当寄附勧誘防止法第6条第1項の認識及び国会審議を踏まえ処分基準案に判決以外の例も示す必要性、不当寄附勧誘防止法の運用の的確な実施に向けた河野大臣の決意、ステルスマーケティングに係る新規制度導入後の課題と消費者庁の対応方針、国会審議を踏まえ不当寄附勧誘防止法第6条第1項に関する処分基準案に判決以外の例も示す必要性、令和4年4月施行の原料原産地表示制度に基づく表示が消費者に誤解を与える懸念、遺伝子組換え農産物に係る任意表示制度の厳格化による表示の減少等を踏まえた制度改正の必要性、インターネット通販の偽サイト被害に係る消費生活相談の傾向及び消費者庁の取組、食品衛生基準行政を厚生労働省から消費者庁に移管する意義、A L P S処理水の海洋放出の場合における食品安全性への懸念払拭に向けた情報発信の強化、消費者行政の商品試験部門を徳島県へ移転することについての検討状況及び全面テレワークに向けた消費者庁の決意、令和3年改正特定商取引法施行後の定期購入に関する相談件数増への認識と法の実効性確保、食物アレルギーの表示制度における特定原材料等の選定・削除の基準、旧一般電気事業者の健全な事業運営の維持に必要な規制料金の見直し、適正な価格転嫁に対する消費者の受容度を高めることに対する河野大臣の認識、消費者庁がカスタマーハラスメントを明確に位置付けて周知を進める必要性、訪問販売を断る趣旨のステッカー貼付を契約しない意思表示と法制化する必要性、電話番号を事前登録して勧誘を拒否する人への電話勧誘販売を禁止する制度（Do Not Call制度）の必要性、小中学生に対する消費者教育と情報提供の重要性等の諸問題について質疑を行った。

（２）委員会経過

○令和5年1月23日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和5年3月15日（水）（第2回）

- 消費者行政の基本施策に関する件について河野内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。

○令和5年3月16日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

○令和五年度一般会計予算（衆議院送付）

令和五年度特別会計予算（衆議院送付）

令和五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（内閣府所管（内閣本府（消費者委員会関係経費）、消費者庁））について河野内閣府特命担当大

臣から説明を聴いた後、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

中田宏君（自民）、羽田次郎君（立憲）、安江伸夫君（公明）、梅村聡君（維新）、舟山康江君（民主）、倉林明子君（共産）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和5年4月14日（金）（第4回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○消費者行政の基本施策に関する件について河野内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

こやり隆史君（自民）、川田龍平君（立憲）、宮崎勝君（公明）、梅村聡君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）

○令和5年4月26日（水）（第5回）

○不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）について河野内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和5年4月28日（金）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）について河野内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

赤松健君（自民）、村田享子君（立憲）、川田龍平君（立憲）、安江伸夫君（公明）、梅村聡君（維新）、田村まみ君（民主）、倉林明子君（共産）

（閣法第27号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和5年6月21日（水）（第7回）

○消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

東日本大震災復興特別委員会

委員一覧 (35名)

委員長	古賀	之士 (立憲)	滝沢	求 (自民)	徳永	エリ (立憲)
理事	上月	良祐 (自民)	豊田	俊郎 (自民)	横沢	高德 (立憲)
理事	櫻井	充 (自民)	羽生田	俊 (自民)	竹谷	とし子 (公明)
理事	松村	祥史 (自民)	橋本	聖子 (自民)	新妻	秀規 (公明)
理事	和田	政宗 (自民)	広瀬	めぐみ (自民)	横山	信一 (公明)
理事	石垣	のりこ (立憲)	藤木	眞也 (自民)	松野	明美 (維新)
理事	若松	謙維 (公明)	星	北斗 (自民)	榛葉	賀津也 (民主)
理事	石井	苗子 (維新)	宮沢	洋一 (自民)	竹詰	仁 (民主)
	石井	浩郎 (自民)	森	まさこ (自民)	岩渕	友 (共産)
	江島	潔 (自民)	若林	洋平 (自民)	紙	智子 (共産)
	梶原	大介 (自民)	鬼木	誠 (立憲)	山本	太郎 (れ新)
	進藤	金日子 (自民)	柴	慎一 (立憲)		(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第211回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、これを可決した。

また、本特別委員会付託の請願1種類1件は、保留とした。

〔法律案の審査〕

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案は、福島県の復興及び再生を一層推進するため、市町村による特定帰還居住区域復興再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた同計画に基づく国による土地改良事業等の代行及び国の負担による土壌等の除染等の措置等について定めようとするものである。

委員会においては、特定帰還居住区域における除染の在り方、同区域における営農支援の必要性、帰還する住民の生活に必要な環境整備に向けた取組等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

2月13日～14日、東日本大震災の被災地における復旧・復興状況等の実情調査のため、福島県及び宮城県に委員派遣を行った。

3月10日、東日本大震災復興の基本施策について渡辺復興大臣から所信を、また、令和5年度復興庁関係予算について復興副大臣から説明を聴取した。

同日、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

3月16日、予算委員会から委嘱された令和5年度予算中、東日本大震災復興についての審査・質疑を行い、12年が経過した東日本大震災からの復興に対する復興大臣の思いと考

え、石巻市立大川小学校の教訓を踏まえた学校防災力の向上のための取組状況、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業に係る進捗状況及び不安払拭のための対応、除去土壌の再利用技術の検討状況及び今後の見通し、ALPS処理水の海洋放出による風評被害に対する福島県以外の漁業者への補償、福島県外で実施する除染土壌の再生利用実証事業の目的及び実施期間、国内外における被災地の農林水産物の風評対策に係る具体的な取組状況、福島国際研究教育機構の運営に関する関係閣僚会議の活用の在り方、福島ロボットテストフィールドでの飛行ルートの整備の必要性、防衛力強化のための復興特別所得税の見直しに当たっての復興大臣の対応、防衛力強化のための復興特別所得税の見直しの妥当性、福島の復興・再生に向けた東京電力の責任と役割に対する復興大臣の見解、廃炉や除染を進めるに当たっての現場の安全の確保に向けた政府の取組状況、世論を二分する状況下でのALPS処理水の海洋放出の是非に対する復興大臣の見解、ALPS処理水の海洋放出等に係る高校向け出前授業の内容の妥当性、原子炉の運用期間の延長に関する原子力規制委員会の審査の在り方などの諸問題が取り上げられた。

4月19日、東日本大震災復興の基本施策について質疑を行い、原子力災害被災地域を含む被災地の復旧・復興に向けた復興大臣の取組姿勢、被災地の漁業の復興状況に対する復興大臣の所見、福島第一原発事故に係る水産加工業の賠償基準に関する東京電力の考え方、厳しい財政状況下での復興財源の確保に向けた復興大臣の見解、被災地への観光客の誘客の推進、被災地の観光振興におけるローカル線の活用、福島第一原発の廃炉に向けて立法により政府の関与を担保する必要性、ALPS処理水の海洋放出に係る地元理解の醸成に向けた取組に関する復興大臣の見解、国際リニアコライダーの国内誘致に向けた展開に関する文部科学大臣の見解、復興に係る制度や組織の変遷等に関する取りまとめの作成見通し及びその活用方策、東日本大震災の記録の伝承におけるアーカイブの活用の重要性に対する復興大臣の見解、貯蔵されている処理水のうちトリチウム以外の核種への対応、福島県外の8,000ヘクタール超の農林業系指定廃棄物の処理の推進に向けた対応策、福島国際研究教育機構における研究開発の障害となる規制の緩和に向けた取組状況、復興庁設置期限後における同機構の運営の在り方、福島ロボットテストフィールドを同機構に統合する必要性、ふくしま連携復興センターが避難者支援等において果たした役割に対する復興大臣の評価、被災地の復興の現状及び復興庁を始めとした国の取組の状況、福島国際研究教育機構に期待される役割及び施設整備に当たりコストを意識する必要性、復興事業が被災地の経済復興等に寄与していないとの指摘に対する復興大臣の認識、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の全国展開に向け被災地沿岸地域に配慮する必要性、各地の原子力災害に係る避難計画が他地域の計画内容を踏襲して作成されている現状への認識、地域原子力防災協議会作業部会等の避難計画作成に係る会議の記録を公開する必要性、ALPS処理水放出に当たり風評払拭に向けた復興大臣の決意、域外への避難者が多い地方公共団体が実施する選挙に対する国の支援の在り方などの諸問題が取り上げられた。

5月24日、質疑を行い、ALPS処理水の海洋放出に伴い風評影響が懸念される水産業に対する支援の在り方、復興の進捗に応じた企業誘致への支援継続及びその財源確保に向けた復興大臣の決意、「第2期復興・創生期間」後の被災地への支援の在り方に関する復興大臣の見解、防衛力強化のための復興特別所得税の見直しに対する復興大臣の所見、AL

P S 処理水の処分方法を海洋放出とした理由及びその妥当性に係る関係者への説明状況、A L P S 処理水の海洋放出の実施可否の判断方法、「第 2 期復興・創生期間」における復興施策の進捗状況及びその評価、福島国際研究教育機構における国内外の優秀な研究者の確保策、韓国視察団による A L P S 処理水に係る調査の結果等を踏まえた政府の対応方針、避難者数の把握に係る会計検査院の指摘に対する所見及び当該指摘を踏まえた今後の対応、福島国際研究教育機構の研究活動を支える生活環境整備に必要な人材確保のための支援策、「心の復興」事業と被災者の心のケア支援事業の違い及び心のケアについて残された課題、A L P S 処理水の海洋放出に当たっての安全性を海外に向けて情報発信する必要性、飯館村における除去土壌再生利用実証事業及び国道399号の 2 車線化の進捗状況、福島県産の農産物に対する生産から販売に至るまでの支援の必要性、福島第一原発事故による農林業に係る損害賠償方法を2016年までの方法に戻す必要性、A L P S 処理水を海洋放出せず貯留を継続することに対する復興大臣の認識、A L P S で処理する前の汚染水に含まれる全放射性核種を測定し濃度を再評価する必要性などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○令和 5 年 1 月 23 日 (月) (第 1 回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

○令和 5 年 3 月 10 日 (金) (第 2 回)

- 東日本大震災復興の基本施策に関する件について渡辺復興大臣から所信を聴いた。
- 令和 5 年度復興庁関係予算に関する件について竹谷復興副大臣から説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○令和 5 年 3 月 16 日 (木) (第 3 回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和五年度一般会計予算 (衆議院送付)
- 令和五年度特別会計予算 (衆議院送付)
- 令和五年度政府関係機関予算 (衆議院送付)

(東日本大震災復興) について渡辺復興大臣、竹谷復興副大臣、伊藤文部科学大臣政務官、畦元厚生労働大臣政務官、里見経済産業大臣政務官、金子財務大臣政務官、山中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

和田政宗君 (自民)、鬼木誠君 (立憲)、徳永エリ君 (立憲)、新妻秀規君 (公明)、梅村みずほ君 (維新)、竹詰仁君 (民主)、岩渕友君 (共産)、山本太郎君 (れ新)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○令和 5 年 4 月 19 日 (水) (第 4 回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災復興の基本施策に関する件について渡辺復興大臣、谷内閣府特命担当大臣、永岡文部科学大臣、西村 (明) 内閣府特命担当大臣、勝俣農林水産副大臣、小林副大臣、秋野財務副大臣、竹谷復興副大臣、中野大臣政務官、長峯経済産業大臣政務官、里見経済産業大臣政務官、吉永国立

国会図書館長、政府参考人及び参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長山口裕之君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

上月良祐君（自民）、広瀬めぐみ君（自民）、横沢高德君（立憲）、石垣のりこ君（立憲）、横山信一君（公明）、松野明美君（維新）、紙智子君（共産）、山本太郎君（れ新）、竹詰仁君（民主）

○令和5年5月24日（水）（第5回）

○理事の補欠選任を行った。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○東日本大震災復興の総合的対策に関する件について渡辺復興大臣、太田経済産業副大臣、竹谷復興副大臣、国定環境大臣政務官、政府参考人及び参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長山口裕之君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

江島潔君（自民）、柴愼一君（立憲）、新妻秀規君（公明）、石井苗子君（維新）、榛葉賀津也君（民主）、紙智子君（共産）、山本太郎君（れ新）

○福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）について渡辺復興大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和5年5月31日（水）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）について渡辺復興大臣、秋野財務副大臣、小林環境副大臣、羽生田厚生労働副大臣、竹谷復興副大臣、伊藤文部科学大臣政務官、里見経済産業大臣政務官、政府参考人及び参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長山口裕之君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

星北斗君（自民）、鬼木誠君（立憲）、徳永エリ君（立憲）、若松謙維君（公明）、松野明美君（維新）、竹詰仁君（民主）、岩渕友君（共産）、山本太郎君（れ新）

（閣法第7号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産、れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和5年6月21日（水）（第7回）

○請願第65号を審査した。

○東日本大震災復興の総合的対策に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○令和5年2月13日（月）、14日（火）

○東日本大震災の被災地における復旧・復興状況等の実情調査

〔派遣地〕

福島県、宮城県

〔派遣委員〕

古賀之士君（立憲）、上月良祐君（自民）、櫻井充君（自民）、松村祥史君（自民）、和田政宗君（自民）、石垣のりこ君（立憲）、若松謙維君（公明）、梅村みずほ君（維新）、竹詰仁君（民主）、岩渕友君（共産）

2 調査会審議経過

外交・安全保障に関する調査会

委員一覧（25名）

会 長	猪口 邦子（自民）	赤松 健（自民）	三上 えり（立憲）
理 事	朝日 健太郎（自民）	生稲 晃子（自民）	水野 素子（立憲）
理 事	こやり 隆史（自民）	今井 絵理子（自民）	宮口 治子（立憲）
理 事	松川 るい（自民）	上野 通子（自民）	高橋 光男（公明）
理 事	塩村 あやか（立憲）	永井 学（自民）	金子 道仁（維新）
理 事	平木 大作（公明）	長谷川 英晴（自民）	松野 明美（維新）
理 事	串田 誠一（維新）	森 まさこ（自民）	伊波 洋一（沖縄）
理 事	浜口 誠（民主）	吉川 ゆうみ（自民）	
理 事	岩渕 友（共産）	羽田 次郎（立憲）	（会期終了日 現在）

（1）活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、外交・安全保障に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第210回国会の令和4年10月3日に設置された。その後、3年間の調査テーマを「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」と決定し、今国会においては、「戦争防止のための要件」、「軍縮・不拡散」、「国連改革」及び「持続的な防衛基盤整備の在り方」について調査を行った。

2月8日には、「戦争防止のための要件」について、参考人同志社大学法学部教授浅田正彦君、香川大学法学部客員教授・上智大学大学院講師植田隆子君及び元海上自衛隊自衛艦隊司令官香田洋二君から意見を聴取した後、質疑を行った。

2月15日には、「軍縮・不拡散①（NPT・CTBT・FMCT・INF・新START）」について、参考人内閣府原子力委員会委員長代理・元軍縮会議日本政府代表部特命全権大使佐野利男君、公益財団法人日本国際問題研究所軍縮・科学技術センター所長戸崎洋史君及び長崎大学核兵器廃絶研究センター副センター長・教授鈴木達治郎君から意見を聴取した後、質疑を行った。

2月22日には、「軍縮・不拡散②（核以外の大量破壊兵器、対人地雷・クラスター爆弾等）」について、参考人青山学院大学名誉教授・神奈川大学特任教授羽場久美子君、国際人権NGOヒューマン・ライツ・ウォッチ日本代表土井香苗君及び中央大学総合政策学部教授目加田説子君から意見を聴取した後、質疑を行った。

4月12日には、「国連改革（安保理改革・専門機関の強靱化）」について、参考人東京大学名誉教授北岡伸一君、公益財団法人国立京都国際会館理事長明石康君及び国際基督教大学特別招聘教授・元国際連合日本政府代表部特命全権大使・常駐代表吉川元偉君から意見を聴取した後、質疑を行った。

4月26日には、「持続的な防衛基盤整備の在り方」について、参考人前内閣官房国家安全保障局国家安全保障参与・元マレーシア駐箚特命全権大使宮川眞喜雄君、拓殖大学顧問森本敏君及び公益財団法人未来工学研究所研究参与西山淳一君から意見を聴取した後、質疑を行った。

5月17日には、「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」について、委員間の意見交換を行った。

6月7日には、1年目の調査を取りまとめた調査報告書（中間報告）を議長に提出した。

〔調査の概要〕

2月8日の調査会では、3名の参考人から、ロシアによる違法な武力行使に対する国連及び第三国による対応と国際法上の評価、欧州地域・欧米諸国間における危機低減のための安全保障協力の枠組みの意義と限界、ウクライナ戦争における外交と専守防衛の限界という教訓を踏まえた国会論議の必要性等について、それぞれ意見を聴取した。続いて参考人に対し、ウクライナをめぐる状況と国際社会の対応、国連改革と日本の役割、アジア地域における安全保障リスク低減に向けた取組、防衛費増額に対する国民等への説明の在り方、戦略三文書の問題点と台湾有事における対応、反撃能力の保有と自衛隊等について質疑を行った。

2月15日の調査会では、3名の参考人から、核軍縮・不拡散に関する各種枠組みに係る経緯・現状及び評価、核軍備管理の現状と抑止力強化の傾向及び国際システム変容が軍備管理にもたらす影響、核抑止に依存しない安全保障政策への転換に向けた具体的な取組の必要性等について、それぞれ意見を聴取した。続いて参考人に対し、G7広島サミットにおける議論や発信の在り方、核兵器禁止条約（TPNW）をめぐる評価や日本の対応、核兵器不拡散条約（NPT）体制をめぐる現状と課題、先制不使用等の宣言政策の意義と評価、核抑止の在り方をめぐる議論、中国を軍備管理交渉に参加させるための取組等、ロシアによるウクライナ侵略や核の恫喝をめぐる対応、アジアにおける非核化や緊張緩和に向けた取組の在り方、被爆者の役割、日本のプルトニウム保有及び原発回帰の方針をめぐる評価、日本における核共有等をめぐる議論等について質疑を行った。

2月22日の調査会では、3名の参考人から、日本を含む東アジアの安全保障環境及び地域協力の現状、軍備管理型・不拡散型の取組とは対照をなす人道的軍縮型アプローチの重要性及び軍縮に関する各種の取組、対人地雷及びクラスター爆弾をめぐる現状等について、それぞれ意見を聴取した。続いて参考人に対し、地雷除去の取組の在り方、日本の安全保障政策の転換に対する評価、ロシアによるウクライナ侵略への対応及び国際秩序の在り方、自律型兵器に関する議論、東アジアにおける平和構築、日本の人権に関する政策の在り方、クラスター爆弾製造企業に対するダイベストメント、上海協力機構に対する評価、日本の中国に対する外交政策の在り方、日本のウクライナに対する外交政策の在り方、米中対立を踏まえた国際情勢の捉え方、国際社会が日本に対して期待する役割等について質疑を行った。

4月12日の調査会では、3名の参考人から、2005年の安保理改革挫折の総括の必要性及び今後の改革の在り方、安保理改革によって日本が準常任理事国となり役割を果たす必要

性、安保理の機能不全論とウクライナ問題の本質等について、それぞれ意見を聴取した。続いて参考人に対し、安保理改革に向けた方策、安保理が機能しない場合における総会の役割と権限強化の方向性、国連外交等をめぐる日本と米国との関係の在り方、インフォーマルな国連外交の場における発言力、国連関係機関における日本人職員増員をめぐる現状の評価と今後の方策、紛争の司法的解決の強化に向けた可能性、今後の日本と途上国との付き合い方、途上国の自主的で自立的な発展に貢献する援助の重要性、『国際連合』出版時とその後の思い、国際社会において日本の非戦の在り方が果たしてきた役割、今後の日本のウクライナ支援の在り方、今後の対中外交の在り方、核兵器の廃絶に向けた現実的な取組等について質疑を行った。

4月26日の調査会では、3名の参考人から、防衛装備品・技術の国産・開発が進展しない理由とその対策、防衛装備品の移転に向けた防衛装備移転三原則の運用指針見直しの必要性、防衛企業への支援項目及びサプライチェーン調査と防衛企業再編の必要性等について、それぞれ意見を聴取した。続いて参考人に対し、防衛装備移転三原則の運用指針見直しの在り方、防衛基盤整備における下請け中小企業支援の在り方、日本の防衛産業がレピュテーションリスクを解消するための方策、日本の防衛産業の育成に資する装備品の標準化の在り方、防衛産業におけるセキュリティークリアランス制度の確立の必要性、防衛産業の基盤維持に向けた諸課題、防衛費を5年間で総額43兆円に増額する政府方針に対する評価、安全保障を理由にした特許の非公開による弊害、日米同盟の変化と戦略三文書の妥当性等について質疑を行った。

5月17日の調査会では、「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」について委員間の意見交換を行い、委員から、戦争の防止、日本外交、国際協調、軍縮・不拡散、NPT体制、TPNW、被爆の実相、安保理改革、ウクライナ侵略の司法的紛争解決、日本の安全保障、防衛費の増額、防衛産業の強化と防衛装備品の移転、サイバー対策、本調査会の調査等について意見が述べられた。

(2) 調査会経過

○令和5年2月8日(水) (第1回)

- 外交・安全保障に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」のうち、戦争防止のための要件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

同志社大学法学部教授 浅田正彦君

香川大学法学部客員教授

上智大学大学院講師 植田隆子君

元海上自衛隊自衛艦隊司令官 香田洋二君

〔質疑者〕

生稲晃子君(自民)、三上えり君(立憲)、高橋光男君(公明)、串田誠一君(維新)、浜口誠君(民主)、岩渕友君(共産)、浜田聡君(N党)、伊波洋一君(沖縄)、塩村あやか君(立憲)、

平木大作君（公明）、金子道仁君（維新）

○令和5年2月15日（水）（第2回）

- 「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」のうち、軍縮・不拡散①（NPT・CTBT・FMC T・INF・新START）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

内閣府原子力委員会委員長代理

元軍縮会議日本政府代表部特命全権大使 佐野利男君

公益財団法人日本国際問題研究所軍縮・科学技術センター所長 戸崎洋史君

長崎大学核兵器廃絶研究センター副センター長・教授 鈴木達治郎君

〔質疑者〕

赤松健君（自民）、三上えり君（立憲）、平木大作君（公明）、金子道仁君（維新）、浜口誠君（民主）、岩渕友君（共産）、浜田聡君（N党）、伊波洋一君（沖縄）、水野素子君（立憲）、高橋光男君（公明）、串田誠一君（維新）

○令和5年2月22日（水）（第3回）

- 「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」のうち、軍縮・不拡散②（核以外の大量破壊兵器、対人地雷・クラスター爆弾等）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

青山学院大学名誉教授

神奈川大学特任教授 羽場久美子君

国際人権NGOヒューマン・ライツ・ウォッチ日本代表 土井香苗君

中央大学総合政策学部教授 目加田説子君

〔質疑者〕

永井学君（自民）、羽田次郎君（立憲）、高橋光男君（公明）、松野明美君（維新）、浜口誠君（民主）、岩渕友君（共産）、浜田聡君（N党）、伊波洋一君（沖縄）、松川るい君（自民）、三上えり君（立憲）、金子道仁君（維新）

○令和5年4月12日（水）（第4回）

- 「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」のうち、国連改革（安保理改革・専門機関の強靱化）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学名誉教授 北岡伸一君

公益財団法人国立京都国際会館理事長 明石康君

国際基督教大学特別招聘教授

元国際連合日本政府代表部特命全権大使・常駐代表 吉川元偉君

〔質疑者〕

長谷川英晴君（自民）、水野素子君（立憲）、平木大作君（公明）、串田誠一君（維新）、浜口誠君（民主）、岩渕友君（共産）、伊波洋一君（沖縄）、松川るい君（自民）、宮口治子君（立憲）

○令和5年4月26日（水）（第5回）

- 「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」のうち、持続的な防衛基盤整備の在り方について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

前内閣官房国家安全保障局国家安全保障参与
元マレーシア駐劔特命全權大使 宮川眞喜雄君
拓殖大学顧問 森本敏君
公益財団法人未来工学研究所研究参与 西山淳一君

〔質疑者〕

松川るい君（自民）、塩村あやか君（立憲）、高橋光男君（公明）、金子道仁君（維新）、浜口
誠君（民主）、岩渕友君（共産）、伊波洋一君（沖縄）、水野素子君（立憲）

○令和5年5月17日（水）（第6回）

- 「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」について意見の交換を行った。

○令和5年6月7日（水）（第7回）

- 外交・安全保障に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。
- 外交・安全保障に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○令和5年6月21日（水）（第8回）

- 外交・安全保障に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

（3）調査会報告要旨

外交・安全保障に関する調査報告（中間報告）

【要旨】

本調査会は、外交・安全保障に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、令和4年10月3日に設置され、3年間の調査テーマを「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」と決定した。

1年目の調査では、「戦争防止のための要件」、「軍縮・不拡散①（NPT・CTBT・FMCT・INF・新START）」、「軍縮・不拡散②（核以外の大量破壊兵器、対人地雷・クラスター爆弾等）」、「国連改革（安保理改革・専門機関の強靱化）」及び「持続的な防衛基盤整備の在り方」について、計15名の参考人から意見を聴取し、質疑を行ったほか、「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」について、委員間の意見交換を行った後、これらを調査報告（中間報告）として取りまとめ、令和5年6月7日、議長に提出した。

同報告書では、調査会における参考人の意見、主要論議及び委員間の意見交換について、それぞれの概要を取りまとめるとともに、主要論点の整理を行っている。

国民生活・経済及び地方に関する調査会

委員一覧（25名）

会 長	福山	哲郎（立憲）	岩本	剛人（自民）	若林	洋平（自民）
理 事	加田	裕之（自民）	越智	俊之（自民）	柴	愼一（立憲）
理 事	上月	良祐（自民）	田中	昌史（自民）	高木	真理（立憲）
理 事	高野	光二郎（自民）	堂故	茂（自民）	窪田	哲也（公明）
理 事	小沼	巧（立憲）	友納	理緒（自民）	杉	久武（公明）
理 事	竹内	真二（公明）	星	北斗（自民）	中条	きよし（維新）
理 事	高木	かおり（維新）	山本	啓介（自民）	木村	英子（れ新）
理 事	伊藤	孝恵（民主）	山本	佐知子（自民）		
理 事	山添	拓（共産）	和田	政宗（自民）		（会期終了日 現在）

（１）活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、国民生活・経済及び地方に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第210回国会の令和4年10月3日に設置された。その後、3年間の調査テーマを「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」と決定した。

今国会においては、「社会経済、地方の現状と国民生活における課題」について調査を行った。

令和5年2月8日、「社会的な困難の現状」について、参考人認定NPO法人自立生活サポートセンター・もやい理事長大西連君、認定NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長赤石千衣子君及び認定NPO法人DPI日本会議副議長尾上浩二君から意見を聴取した後、質疑を行った。

2月15日、「地域社会が抱える課題」について、参考人福井県立大学地域経済研究所特命教授松原宏君、一般社団法人持続可能な地域社会総合研究所所長藤山浩君及び関西大学教授宇都宮浄人君から意見を聴取した後、質疑を行った。

2月22日、「現下の経済情勢」について、参考人大正大学地域構想研究所教授小峰隆夫君、株式会社ニッセイ基礎研究所生活研究部上席研究員久我尚子君及び法政大学経済学部教授酒井正君から意見を聴取した後、質疑を行った。

4月12日、「社会的な困難の現状」について、参考人特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンク代表清水康之君、認定特定非営利活動法人キッズドア理事長渡辺由美子君及び東京都立大学人文社会学部教授阿部彩君から意見を聴取した後、質疑を行った。

4月26日、1年目の中間報告書を取りまとめるに当たっての委員間の意見交換を行った。

6月7日、1年目の調査を踏まえ、主要論点の整理を含む中間報告書を取りまとめ、議長に提出した。

〔調査の概要〕

2月8日の調査会では、参考人から、生活困窮者支援の現場から見てきたコロナ禍や物価高の下での課題、ひとり親世帯のコロナ禍や物価高の下での現状と低所得のひとり親に対する支援の必要性、国連障害者権利委員会の日本政府に対する総括所見で示された懸念と勧告等について意見が述べられた。その後、公的機能を担うNPO等を含めた形で地方自治体の概念を再整理する必要性、生活困難に陥っている層に必要な施策の実現を阻害する要因、孤独・孤立と貧困の相関関係、ひとり親と企業とのマッチング等の就労支援の取組、負担が重過ぎる教育費に対する参考人の見解、一緒に学ぶというインクルーシブ教育を実現するために必要な工夫、障がい者と健常者を分けずにコミュニケーションが取れる共生社会を築く方策等について質疑を行った。

2月15日の調査会では、参考人から、地域経済の「包摂的成長」による地域活性化の取組、域外流出を防ぎ域内経済循環を増やすことの重要性、公共交通に対する公的支援の必要性和諸外国や日本の地方自治体における取組等について意見が述べられた。その後、データを分析して地方創生を進めるためにデータサイエンティストを活用する必要性、地域経済を支援する上で省庁や地方自治体等の必要な連携を実現するための方策、域内で経済を循環させていくために必要な担い手や施策、限界集落や限界団地への対応策についての参考人の見解、鉄道の上下分離方式をJR各社も積極的に導入する必要性、公共交通をまちづくりにはいかに政策を国として行う必要性、地方自治体と公共交通事業者との距離感を改善するための方策、様々な人が円滑に社会参加できるインクルーシブな地域社会の実現方法等について質疑を行った。

2月22日の調査会では、参考人から、平成経済を振り返ることの意義とそれから得られる教訓、コロナ禍や物価高による消費者の意識及び消費行動の変化、非正規雇用に対しても機能する雇用のセーフティネットの必要性等について意見が述べられた。その後、政策立案の前提となる経済情勢を正しく認識するために必要な制度、GDPに代わる国の豊かさを示す新たな指標を決めて政策を行うことに対する参考人の所見、物価高の影響に対する子育て世帯支援の効果的な給付方法、求職者が希望する職種と労働需要がある職種とのミスマッチの解消策、「第2のセーフティネット」としての求職者支援制度拡充のあるべき方向性、女性に非正規労働が多く正規でも低賃金という構造的な問題を解決する上で重要な点、就労困難者への支援の在り方等について質疑を行った。

4月12日の調査会では、参考人から、子どもの自殺対策のために実態分析・戦略策定・専任組織設置・予算確保の必要性、「準貧困層」に係る課題と様々な支援を拡充する必要性、最低限保障すべき生活水準の明確化と財政負担に対する国民的議論の必要性等について意見が述べられた。その後、自殺対策のための専任組織の重要性和高校生の自殺原因の背景を究明する必要性、子どもからの自殺のシグナルを捉える方法、「準貧困層」の高校生に対するオンライン学習支援事業の運営上の課題、日本の高等教育への公的支出が少な過ぎることに対する参考人の見解、ワーキングプアの問題を社会全体で考える必要性、「こども保険」の導入が子どもの有無で社会の分断を誘引し得る懸念、参考人の経験を踏まえた「誰もが取り残されずに希望が持てる社会の構築」を実現するための方策等について質疑を行った。

4月26日の調査会では、委員間の意見交換が行われ、立場の弱い人々や地域に寄り添う

政策の必要性、人口減少という現実に向け中長期的な新しい政策目標を設定する必要性、課題を抱える地方同士が連携して取り組む共進化等を後押しする政策の必要性、限界集落において深刻化する医療、介護サービス不足への対応、機会の不平等によりもたらされた所得格差を是正するために必要な施策、貧困対策としての正規雇用拡大や最低賃金引上げによる賃上げの必要性、インクルーシブ教育の推進と障がい者の脱施設化に向けたロードマップを国会が示す必要性、国・地方自治体が社会的弱者を守る姿勢を示して安心感を与える必要性、「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」に向けた本調査会の役割等について意見が述べられた。

6月7日、1年目の調査を踏まえ、主要論点の整理を含む中間報告書を取りまとめ、議長に提出した。

(2) 調査会経過

○令和5年2月8日(水) (第1回)

- 国民生活・経済及び地方に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」のうち、社会経済、地方の現状と国民生活における課題(社会的な困難の現状)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

認定NPO法人自立生活サポートセンター・もやい理事長 大西連君

認定NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長 赤石千衣子君

認定NPO法人DPI日本会議副議長 尾上浩二君

〔質疑者〕

上月良祐君(自民)、柴愼一君(立憲)、窪田哲也君(公明)、高木かおり君(維新)、伊藤孝恵君(民主)、山添拓君(共産)、木村英子君(れ新)

○令和5年2月15日(水) (第2回)

- 「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」のうち、社会経済、地方の現状と国民生活における課題(地域社会が抱える課題)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

福井県立大学地域経済研究所特命教授 松原宏君

一般社団法人持続可能な地域社会総合研究所所長 藤山浩君

関西大学教授 宇都宮淨人君

〔質疑者〕

高野光二郎君(自民)、高木真理君(立憲)、杉久武君(公明)、中条きよし君(維新)、伊藤孝恵君(民主)、山添拓君(共産)、木村英子君(れ新)、上月良祐君(自民)

○令和5年2月22日(水) (第3回)

- 「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」のうち、社会経済、地方の現状と国民生活における課題(現下の経済情勢)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

大正大学地域構想研究所教授 小峰隆夫君

株式会社ニッセイ基礎研究所生活研究部上席研究員 久我尚子君

法政大学経済学部教授 酒井正君

〔質疑者〕

加田裕之君（自民）、小沼巧君（立憲）、竹内真二君（公明）、高木かおり君（維新）、伊藤孝恵君（民主）、山添拓君（共産）、天畠大輔君（れ新）

○令和5年4月12日（水）（第4回）

- 「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」のうち、社会経済、地方の現状と国民生活における課題（社会的な困難の現状）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンク代表 清水康之君

認定特定非営利活動法人キッズドア理事長 渡辺由美子君

東京都立大学人文社会学部教授 阿部彩君

〔質疑者〕

上月良祐君（自民）、柴愼一君（立憲）、窪田哲也君（公明）、高木かおり君（維新）、伊藤孝恵君（民主）、山添拓君（共産）、木村英子君（れ新）

○令和5年4月26日（水）（第5回）

- 「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」のうち、社会経済、地方の現状と国民生活における課題について意見の交換を行った。

○令和5年6月7日（水）（第6回）

- 国民生活・経済及び地方に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。
- 国民生活・経済及び地方に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○令和5年6月21日（水）（第7回）

- 国民生活・経済及び地方に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

（3）調査会報告要旨

国民生活・経済及び地方に関する調査報告（中間報告）

【要旨】

本調査会は、国民生活・経済及び地方に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第210回国会の令和4年10月3日に設置され、3年間の調査テーマを「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」と決定した。

1年目は、調査テーマのうち、「社会経済、地方の現状と国民生活における課題」について調査を行うこととし、「社会的な困難の現状」、「地域社会が抱える課題」及び「現下の経済情勢」の各調査項目について参考人から意見を聴取し、質疑を行った。続いて、委員間の意見交換を行った後、これまでの調査を調査報告書（中間報告）として取りまとめ、6月7日、議長に提出した。

また、同報告書では、主要論点の整理を行っている。

資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会

委員一覧（25名）

会 長	宮沢	洋一（自民）	有村	治子（自民）	村田	享子（立憲）
理 事	佐藤	啓（自民）	神谷	政幸（自民）	森屋	隆（立憲）
理 事	滝波	宏文（自民）	自見	はなこ（自民）	河野	義博（公明）
理 事	三浦	靖（自民）	高橋	はるみ（自民）	新妻	秀規（公明）
理 事	岸	真紀子（立憲）	広瀬	めぐみ（自民）	梅村	みずほ（維新）
理 事	塩田	博昭（公明）	藤井	一博（自民）	嘉田	由紀子（民主）
理 事	青島	健太（維新）	船橋	利実（自民）	舩後	靖彦（れ新）
理 事	竹詰	仁（民主）	宮崎	雅夫（自民）		
理 事	吉良	よし子（共産）	鬼木	誠（立憲）		（会期終了日 現在）

（１）活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第210回国会の令和4年10月3日に設置された。3年間の調査テーマを「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和」とし、1年目は「資源エネルギーと持続可能社会をめぐる情勢」を調査項目として取り上げて調査を行った。また、「原子力問題に関する件」について調査を行った。

今国会においては、令和5年2月8日、「資源エネルギーと持続可能社会をめぐる情勢」のうち、ロシアのウクライナ侵略による新たな局面と資源エネルギー情勢について、参考人公立大学法人熊本県立大学理事長白石隆君、合同会社ポスト石油戦略研究所代表大場紀章君及び慶應義塾大学総合政策学部教授廣瀬陽子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

2月15日、「資源エネルギーと持続可能社会をめぐる情勢」のうち、資源エネルギーの新たな局面と日本への影響について、参考人東京大学公共政策大学院教授・同大学副学長大橋弘君、一般財団法人日本エネルギー経済研究所常務理事山下ゆかり君及び龍谷大学政策学部教授大島堅一君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

2月22日、「原子力問題に関する件」のうち、原子力規制委員会の活動状況について山中原子力規制委員会委員長から説明を聴いた。また、「原子力問題に関する件」について、太田経済産業副大臣、里見経済産業大臣政務官、山中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

4月12日、「資源エネルギーと持続可能社会をめぐる情勢」のうち、エネルギーや気候変動などSDGsをめぐる日本の情勢について、参考人慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授蟹江憲史君、特定非営利活動法人国際環境経済研究所理事・東北大学特任教授竹内純子君及び東京大学未来ビジョン研究センター教授高村ゆかり君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

4月19日、「資源エネルギーと持続可能社会をめぐる情勢」についての参考人からの意見聴取等を踏まえ、太田経済産業副大臣、山田環境副大臣及び武井外務副大臣から説明を聴き、各副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、中間報告の取りまとめに向けた委員間の意見交換を行った。

4月26日、「原子力問題に関する件」について太田副大臣、里見経済産業大臣政務官、柳本内閣府大臣政務官、長峯経済産業大臣政務官、山中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長山口裕之君に対し質疑を行った。

6月7日、「資源エネルギーと持続可能社会をめぐる情勢」について、調査報告書（中間報告）を取りまとめ、議長に提出した。

〔調査の概要〕

2月8日の調査会では、「資源エネルギーと持続可能社会をめぐる情勢」のうち、ロシアのウクライナ侵略による新たな局面と資源エネルギー情勢について、参考人から①エネルギー危機を契機とする日本のエネルギー政策上の2つの大きな課題、②ウクライナ侵略の欧州・アジアのガス供給に与えた影響と中長期的供給見通し、③正規戦と非正規戦からなるロシアのハイブリッド戦争とエネルギーとの関係等について意見を聴取し、対ロ制裁実効性確保策及び制裁の返り血を浴びないため世界の連帯の必要性、エネルギー価格の高止まりで国が想定する見通し、再エネ由来の国産アンモニア・水素の意義及びこれらを増やしていく方策、台湾有事の際のネガティブシナリオのポイント、需要の増加を前提とした電力供給力の確保のための再エネ主力電源化、原発への投資及び電力自由化の在り方、ロシアによるウクライナ侵略の平和的解決のために日本が果たすべき役割、日本の経済安全保障に向けたASEAN諸国との連携強化の取組の在り方、日本の自国の資源開発や新しいエネルギー資源への所見、エネルギー調達多角化が必要な日本のロシアとの付き合い方、電化や石油代替物への切替え加速化の具体例及びそのための政策の在り方等について質疑を行った。

2月15日の調査会では、「資源エネルギーと持続可能社会をめぐる情勢」のうち、資源エネルギーの新たな局面と日本への影響について、参考人から①電力システム改革を起点とするエネルギーを取り巻く環境変化、②各発電技術の経済性、環境適合性及びエネルギー安全保障の評価と分析、③非常に雑で拙速だったGX実行会議の政策決定プロセス等について意見を聴取し、脱炭素化への移行期における政府の立ち位置の明確化と司令塔の在り方、太陽光・風力・地熱等具体的な再エネのバランス、電力システム改革での効果的市場設計、市場原理と規制強化組合せの必要性、今後の電力の制度設計に責任を持つ機関の在るべき姿、原発のコスト及び安全性についての所見、原発事故の教訓を踏みにじる利用政策ありきの原子力規制政策の変更、エネルギー資源を輸入に頼る日本のエネルギー安全保障の在り方、原発立地に寄り添うことの重要性を踏まえた使用済燃料の最終処分の在り方、電力における総括原価方式のヤードスティックへの所見、長期的な視点で原発を持続けるべきかについての所見、電力自由化をやめることの可否等について質疑を行った。

2月22日の調査会では、「原子力問題に関する件」のうち、原子力規制委員会の活動状況

について原子力規制委員会委員長から説明を聴取し、「原子力問題に関する件」について、いまだ復旧さえしていない東電福島第一原発事故に対する規制委委員長所感、規制委委員長が原発の運転期間は安全規制ではないとする理由、トルコ南東部を震源とする地震の現地原発への影響及び悪質なデマへの見解、国民の安全を守るための原子力規制の在り方、東電福島第一原発廃炉に向けた新技術の必要性等今後の見通し、カーボンニュートラル実現や電力安定供給等の政策と規制委の関係、原発規制における重大な方針転換が日程ありきで議論されたことの問題、クリーンエネルギー中心への転換を目指すGXと原発新規建設表明との矛盾等について質疑を行った。

4月12日の調査会では、「資源エネルギーと持続可能社会をめぐる情勢」のうち、エネルギーや気候変動などSDGsをめぐる日本の情勢について、参考人から①SDGs達成に向け重要な「変革」への取組の必要性、②気候変動政策とエネルギー政策との思考回路の相違を踏まえた取組の重要性、③気候変動対策に係る「決定的な10年」と目標達成への効果的実施の重要性等について意見を聴取し、G7広島サミット議長国の日本がSDGsやエネルギーで発信すべき分野、環境や経済等多角的に優れる公共交通に関するSDGs政策の在り方、SDGsに係る先進事例の評価及び国民が納得して行うための取組の在り方、国の予算を単年度から複数年度とすることの技術開発面でのメリット、環境保全のために地域の伝統的な取組を活用することの重要性、燃料価格の高騰等の国際情勢を踏まえたエネルギー内製化のポテンシャル、政府が掲げた温室効果ガス削減目標の捉え方及び国・企業・市民等の課題、SDGsと親和性の高い地方分散型社会実現の在り方と目標期限延長論、効果的なリサイクルのため企業努力だけでなく国が講じるべき政策の在り方、電力会社が利益追求困難な状況もあり得る実情を踏まえた供給責任の在り方等について質疑を行った。

4月19日の調査会では、「資源エネルギーと持続可能社会をめぐる情勢」について、政府から、ウクライナ侵略による資源エネルギーをめぐる新たな局面、電力システム等資源エネルギー情勢、気候変動対策、SDGsの意義及びエネルギー・気候変動をめぐる情勢・日本の対応、持続可能な社会の構築に向けた日本の取組と主な課題等について説明を聴取し、世界の気候変動対策やSDGs取組に係る日本の牽引方針、資源の確保やカーボンニュートラルにつながる国内でのリサイクル強化策、新たな局面と化石燃料安定調達のためのエネルギーにおける国際関係の取組、発電向けLNGの良い点及び悪い点に係る基本的な情報、他の電源よりも高コストな再エネの拡大と電力料金の抑制の両立策、電事法及び炉規法改正案に係るエネ庁と規制庁での事前すり合わせの有無、東電福島第一原発事故被災者の声への政府の受け止め、安定ヨウ素剤の配布に係る政府見解及び国内での事前配布状況等について質疑を行った。

また、中間報告の取りまとめに向けて、原子力の最大限の活用と国民理解の醸成のために原発立地自治体へ寄り添うことの重要性、日本の社会経済成長のため資源エネルギー安定供給やサプライチェーン強靱化等国内自給体制強化の重要性、日本らしいカーボンニュートラルを日本の国益に資する形で達成するための戦略的取組の重要性、エネルギー政策を2030年度目標だけにとらわれず2050年及びその先を見据える必要性、経済成長に導く電力システム改革の消費者・事業者・経済安全保障の観点からの検証・見直しの必要性、

SDGs基本法の制定及び諸課題に係る明確な目標や指針設定の必要性、エネルギー確保は原発に頼らず再エネ普及・発展を目指す施策に重点的に取り組む必要性、国民の不安払拭という本当の国民理解から懸け離れて原発を推進することの問題性等について意見が述べられた。

4月26日の調査会では、「原子力問題に関する件」について、六ヶ所再処理工場の現状等を踏まえ核燃料サイクル断念を議論する必要性、エネルギー価格高騰対策の効果と電気料金値上げ申請への厳格対応の必要性、原発運転期間延長ルールの残された課題及び60年超規制の具体的検討状況、主要国における原発及び石炭火力発電の利用状況とその理由、GX脱炭素電源法による原発の安全への影響、高経年化した原子炉の技術的安全性の判断方法、原発運転期間ルール改正は規制と推進の分離原則を踏み越えたことの問題性、原発を即時廃止し、再エネ促進及び廃炉事業へと転換する必要性等について質疑を行った。

6月7日の調査会では、「資源エネルギーと持続可能社会をめぐる情勢」について、1年目の調査活動の概要をまとめ、ロシアのウクライナ侵略と資源エネルギー、資源エネルギー政策、再生可能エネルギー・省エネルギー等、原子力政策、SDGs・持続可能社会・気候変動という主要論点別に議論を整理した調査報告書（中間報告）を取りまとめ、議長に提出した。

（２）調査会経過

○令和5年2月8日（水）（第1回）

- 原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和」のうち、資源エネルギーと持続可能社会をめぐる情勢（ロシアのウクライナ侵略による新たな局面と資源エネルギー情勢）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

公立大学法人熊本県立大学理事長 白石隆君
合同会社ポスト石油戦略研究所代表 大場紀章君
慶應義塾大学総合政策学部教授 廣瀬陽子君

〔質疑者〕

広瀬めぐみ君（自民）、村田享子君（立憲）、河野義博君（公明）、梅村みずほ君（維新）、竹詰仁君（民主）、吉良よし子君（共産）、舩後靖彦君（れ新）、三浦靖君（自民）、岸真紀子君（立憲）、新妻秀規君（公明）

○令和5年2月15日（水）（第2回）

- 「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和」のうち、資源エネルギーと持続可能社会をめぐる情勢（資源エネルギーの新たな局面と日本への影響）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学公共政策大学院教授

同大学副学長 大橋弘君

一般財団法人日本エネルギー経済研究所常務理事 山下ゆかり君

龍谷大学政策学部教授 大島堅一君

〔質疑者〕

宮崎雅夫君（自民）、村田享子君（立憲）、新妻秀規君（公明）、青島健太君（維新）、嘉田由紀子君（民主）、吉良よし子君（共産）、舩後靖彦君（れ新）、滝波宏文君（自民）、森屋隆君（立憲）、梅村みずほ君（維新）、竹詰仁君（民主）

○令和5年2月22日(水)（第3回）

- 「原子力問題に関する件」のうち、原子力規制委員会の活動状況について山中原子力規制委員会委員長から説明を聞いた。

- 原子力問題に関する件について太田経済産業副大臣、里見経済産業大臣政務官、山中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

鬼木誠君（立憲）、梅村みずほ君（維新）、三浦靖君（自民）、塩田博昭君（公明）、青島健太君（維新）、竹詰仁君（民主）、吉良よし子君（共産）、舩後靖彦君（れ新）

○令和5年4月12日(水)（第4回）

- 「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和」のうち、資源エネルギーと持続可能社会をめぐる情勢（エネルギーや気候変動などSDGsをめぐる日本の情勢）について次の参考人から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授 蟹江憲史君

特定非営利活動法人国際環境経済研究所理事

東北大学特任教授 竹内純子君

東京大学未来ビジョン研究センター教授 高村ゆかり君

〔質疑者〕

佐藤啓君（自民）、森屋隆君（立憲）、新妻秀規君（公明）、梅村みずほ君（維新）、嘉田由紀子君（民主）、吉良よし子君（共産）、舩後靖彦君（れ新）、藤井一博君（自民）、岸真紀子君（立憲）、竹詰仁君（民主）

○令和5年4月19日(水)（第5回）

- 「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和」のうち、資源エネルギーと持続可能社会をめぐる情勢について太田経済産業副大臣、山田環境副大臣及び武井外務副大臣から説明を聴き、山田環境副大臣、太田経済産業副大臣、武井外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、意見の交換を行った。

〔質疑者〕

船橋利実君（自民）、村田享子君（立憲）、塩田博昭君（公明）、青島健太君（維新）、竹詰仁君（民主）、吉良よし子君（共産）、舩後靖彦君（れ新）、神谷政幸君（自民）

○令和5年4月26日(水)（第6回）

- 原子力問題に関する件について太田副大臣、里見経済産業大臣政務官、柳本内閣府大臣政務官、長峯経済産業大臣政務官、山中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長山口裕之君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岸真紀子君（立憲）、高橋はるみ君（自民）、新妻秀規君（公明）、青島健太君（維新）、竹詰

仁君（民主）、嘉田由紀子君（民主）、吉良よし子君（共産）、舩後靖彦君（れ新）

○令和5年6月7日(水)（第7回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。
- 原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○令和5年6月21日(水)（第8回）

- 原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

（３）調査会報告要旨

原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査報告（中間報告）

【要旨】

本調査会は、原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、令和4年10月3日に設置された。

本調査会は、3年間の調査テーマを「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和」とし、調査の1年目においては「資源エネルギーと持続可能社会をめぐる情勢」を調査項目として取り上げ、「ロシアのウクライナ侵略による新たな局面と資源エネルギー情勢」、「資源エネルギーの新たな局面と日本への影響」及び「エネルギーや気候変動などSDGsをめぐる日本の情勢」について、参考人から意見を聴取し質疑を行った。続いて、政府から説明を聴取し質疑を行うとともに、委員間の意見交換を行った後、これらを調査報告書（中間報告）として取りまとめ、令和5年6月7日、議長に提出した。

本報告書においては、これまでの調査の概要をまとめるとともに、主な議論を「ロシアのウクライナ侵略と資源エネルギー」、「資源エネルギー政策」、「再生可能エネルギー・省エネルギー等」、「原子力政策」及び「SDGs・持続可能社会・気候変動」という5つの主要論点に着目して整理している。

3 憲法審査会

委員一覧（45名）

会 長	中曾根 弘文（自民）	衛藤 晟一（自民）	小西 洋之（立憲）
幹 事	浅尾 慶一郎（自民）	加藤 明良（自民）	古賀 千景（立憲）
幹 事	片山 さつき（自民）	小林 一大（自民）	辻元 清美（立憲）
幹 事	堀井 巖（自民）	古庄 玄知（自民）	福島 みずほ（立憲）
幹 事	牧野 たかお（自民）	佐藤 正久（自民）	佐々木さやか（公明）
幹 事	山本 順三（自民）	進藤 金日子（自民）	矢倉 克夫（公明）
幹 事	熊谷 裕人（立憲）	中西 祐介（自民）	安江 伸夫（公明）
幹 事	杉尾 秀哉（立憲）	松川 るい（自民）	山本 香苗（公明）
幹 事	西田 実仁（公明）	松下 新平（自民）	浅田 均（維新）
幹 事	音喜多 駿（維新）	松山 政司（自民）	東 徹（維新）
幹 事	大塚 耕平（民主）	丸川 珠代（自民）	猪瀬 直樹（維新）
幹 事	山添 拓（共産）	山田 宏（自民）	磯崎 哲史（民主）
	青山 繁晴（自民）	山谷 えり子（自民）	舟山 康江（民主）
	赤池 誠章（自民）	石川 大我（立憲）	仁比 聡平（共産）
	臼井 正一（自民）	打越 さく良（立憲）	山本 太郎（れ新）
（会期終了日 現在）			

（1）活動概観

〔調査等の経過〕

憲法審査会は、①日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制についての広範かつ総合的な調査、②憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等の審査を行う機関である（国会法第102条の6）。

今国会においては、「憲法に対する考え方について（参議院の緊急集会について）」について4回、「憲法に対する考え方について（特に、参議院議員の選挙区の合区問題を中心として）」について2回、「憲法に対する考え方について（参議院の緊急集会及び参議院議員の選挙区の合区問題について）」について1回、審査会を開会した。

また、本審査会付託の請願3種類90件は、いずれも保留とした。

〔調査の概要〕

4月5日、「憲法に対する考え方について（参議院の緊急集会について）」について、川崎参議院法制局長から説明が行われた。この後、委員相互間において意見の交換が行われ、衆議院議員の任期満了と憲法54条2項の解釈の整理、解釈ごとに考え得る課題と対応措置、議員任期延長のための改憲への反対、緊急事態において国会機能を維持するための対応策に係る議論の在り方、緊急集会を開くことができる最長期間とそれを超える事態への緊急事態条項による対応、緊急集会を開く緊要性が生じるタイミング別の緊急集会の意味、国

会の関与の必要性に係る緊急集会と緊急事態条項の異質性、憲法審査会の役割に沿った議題設定や議論の有無、緊急事態における議員の任期延長及び緊急事態条項の必要性、緊急集会の運用を議論する際の方向性、緊急事態における国会機能の維持、緊急集会中における新たな案件の追加、緊急事態への対応と憲法54条、民主政治を徹底する見地から設けられた緊急集会を議論する意義、緊急集会の責務の重さに鑑みた制度の詳細等を検討する重要性、国家の意思決定が阻害されたときにおける意思決定の担保、根本的課題としての緊急事態条項の制定、大日本帝国憲法の緊急事態条項を廃し日本国憲法が緊急集会制度を設けた意義、緊急集会において参議院が担う役割と可能性等について、見解が述べられた。

4月12日、「憲法に対する考え方について（参議院の緊急集会について）」について委員相互間において意見の交換が行われ、憲法54条の「衆議院が解散されたとき」の意義及び任期満了後の衆議院議員の不存在の場合の該当性、緊急集会の根本趣旨を踏まえたいわゆる70日間限定説の評価、緊急政令や緊急財産処分に類する規定の要否、緊急事態条項の意義、二院制の例外としての緊急集会規定の運用の許容範囲、日本国憲法における緊急事態対応の仕組み、非常事態における議会運営の在り方と民主主義、国会法改正等による衆議院議員任期満了時の緊急集会開会等の明確化、日本国憲法の緊急事態法制における個別の緊急政令の仕組み、緊急集会の論点及び議論の在り方、自民党条文イメージたたき台素案と昨今の情勢の変化、憲法54条の想定する事態の限界、緊急集会の期間や権能の範囲、議員任期の特例を明文化する必要性、衆参同時選挙の場合等における緊急集会での意思決定に係る民意の反映、緊急集会中における新たな案件の発生と議案の発議、いかなる緊急事態にも対応できる体制整備の必要性等について、見解が述べられた。

4月26日、「憲法に対する考え方について（特に、参議院議員の選挙区の合区問題を中心として）」について、参考人鳥取県知事平井伸治君から、政治的・経済的・社会的ユニットである都道府県から議員が選出される制度設計を再考する必要があるとの見解、合区による鳥取県の参議院議員選挙投票率の低下と無効票投票率の上昇等の指摘、立法裁量を広く認め、人口比例主義は一定程度の譲歩・後退を免れないというのが昭和58年大法廷判決の骨子でその後も基本は変わっていないとの見解等が述べられた。次に、参考人島根県知事丸山達也君から、合区二県間で利害が対立する問題が生じた場合、合区選出議員がどのような姿勢で臨むかにつき各県民の意思を確認するすべがなく問題との見解、今後は飛び地や人口規模が相当程度異なる都道府県同士が合区になるケースが生じ人口の少ない県の声がますます届きにくくなる旨の指摘、違憲判決で手戻りになるリスクを考えると最終的には憲法改正での合区解消が必要との見解等が述べられた。次に、参考人徳島県副知事勝野美江君から、合区が投票率低下・無効票増加を招き、国民が政治に関心を持つ制度であるべき選挙制度が真逆の状況を起こし民主主義の根幹を揺るがす重大問題との認識、合区により地方の声が国政に届きにくくなることは日本全体に不利益をもたらすおそれがあるほか自治体間の不平等性を生ぜしめ得る旨の指摘、一票の較差に起因する合区問題の根本的解決には地域代表制と参議院に地方の声を都道府県単位で国政に反映する仕組みが必要との見解等が述べられた。次に、参考人高知県副知事井上浩之君から、参議院徳島・高知選挙区の合区導入後の投票率低下等の状況は一県一代表でない制度に起因する県民の失望等によるとの指摘、合区の固定化や拡大は断じて容認できず一刻も早い解消を求めるとの見解、

憲法改正を前提とした参議院の在り方につき、衆議院より人口比例の原則を緩和し地方の府と位置付けることで二院制の意義を踏まえよりバランスの取れた組織体系になるとの見解等が述べられた。これらを踏まえ、各参考人に対し質疑が行われた。

5月10日、「憲法に対する考え方について（参議院の緊急集会について）」について委員相互間において意見の交換が行われ、緊急集会の期間が70日を大きく超えることの妥当性、緊急事態における衆議院議員任期延長の問題点、選挙によらない議員の任期延長、例外的に緊急事態における衆議院議員の任期延長や身分復活を認める場合の考え方、緊急集会の限界と緊急事態条項の必要性、緊急事態条項による議員任期延長と緊急集会のすみ分け、憲法9条と緊急集会規定、緊急集会の開会要件等の解釈と運用ルールによる解決、国会が開けない緊急の危機における緊急財政処分及び緊急政令、緊急時の対応に係る平時における検討等の必要性、議員任期延長等を論議する際の留意点、緊急事態条項の創設、緊急集会規定の解釈の在り方、憲法改正による議員任期延長の弊害、国民レベルでの改憲項目の議論の必要性、緊急集会の意義の確認及び機能強化の議論、緊急事態下でも選挙実施のための所要の措置をとる必要性、審査会のテーマ設定等について、見解が述べられた。

5月17日、「憲法に対する考え方について（特に、参議院議員の選挙区の合区問題を中心として）」について委員相互間において意見の交換が行われ、憲法改正による抜本的な合区解消と法律改正による合区解消、国会法及び公職選挙法の改正による合区問題の解決、投票価値の平等と地域代表的性格の調和の観点に立つ全国11ブロック単位の個人名投票による大選挙区制の意義、比例区の定数を大幅に減らし都道府県選挙区の定数に回すことによる一票の較差の抑制、自身の居住する都道府県から少なくとも一人は代表を選出できる権利の立法府の意思としての明確化、比例代表を中心とする全国10ブロックの非拘束名簿方式の選挙制度の意義、事前に弊害が予想された合区導入、民主主義における議員と国民有権者との近接性の意義、憲法ではなく公職選挙法の改正による合区解消、憲法8章の充実や47条の改正に係る議論、合区問題を憲法審査会で議論する意味、二院制の趣旨や参議院の独自性に立ち返った合区解消の検討、投票価値の平等の要請と参議院の権限縮小の関係の議論、参議院で合区制度が今後も続くことによる民意の阻害の可能性、合区廃止に際し都市部も含めた地域住民の福利を検討する必要性、合区問題に対する短期的並びに長期的解決策、憲法96条と護憲主義等について、見解が述べられた。

5月31日、「憲法に対する考え方について（参議院の緊急集会について）」について、参考人防衛大学校教授松浦一夫君から、緊急集会は憲法起草時の日本側とGHQとの論争から生まれた妥協の産物で、憲法54条が緊急事態対応規定として不十分なものとどまったことが今日の議論の混乱を招いたとの見解、緊急事態宣言下での衆議院議員の任期延長や衆議院解散の禁止などを認める憲法改正により両院完全な形で政府を統制する方が民主的観点から効果的との見解、緊急集会の権能に係る見解の一致点、緊急集会を含め国会自体が集会不能となる非常事態も想定のあるとの見解等が述べられた。次に、参考人早稲田大学大学院法務研究科教授長谷部恭男君から、内閣の独断専行を避け可能な限り憲法の定める制度を活用し権力の抑制・均衡を確保するには衆議院議員任期満了の場合にも憲法54条を類推し内閣は緊急集会を求められるとの見解、衆議院議員の任期延長は平常時を非常時に近づけ憲法制度の全てを永続する緊急事態に変質させるリスクを含む旨の指摘、

54条は緊急集会を最大70日間しか求められないように見えるが、国家の存立に関わる非常事態では日数を限った規定の文言にこだわるべきでないとの見解、緊急集会は十分な理由に支えられ、新たな制度を追加する必要は見出しにくいとの見解等が述べられた。次に、参考人京都大学法学系（大学院法学研究科）教授土井真一君から、両院制の例外である緊急集会を安易に認めることは適切でないが、内閣が単独で法律に代わる措置を講じることにより重大な例外であることから衆議院議員任期満了による場合にも内閣は緊急集会を求められるとの見解、大規模自然災害等で総選挙を実施できない場合、緊急事態に対応するため総選挙の延期を例外的に許容し緊急集会を認めることは不合理でないが、憲法54条1項は可能な限り速やかに適切な方法での総選挙と国会召集を求めているとの見解、緊急集会において参議院議員の議案発議権等が及ぶ範囲、緊急集会が行行使出来る権限の例外、緊急事態への対応の検討の在り方についての見解等が述べられた。これらを踏まえ、各参考人に対し質疑が行われた。

6月7日、「憲法に対する考え方について（参議院の緊急集会及び参議院議員の選挙区の合区問題について）」について委員相互間において意見の交換が行われ、憲法54条の意義及び位置付け、衆議院議員任期満了時における緊急集会による対応、70日間を超える緊急集会の開催、緊急集会で議員が発議できる議案及び緊急集会の権能の範囲、緊急政令等を民主政治下に置くための参議院の役割、地方公共団体の憲法上の位置付けの明確化、投票価値の平等の観点のみからの合区導入の弊害、合区問題の抜本的解消に係る自民党憲法改正条文イメージ、地方の府としての参議院と地方の一層の連携、改憲による抜本的合区解消に至るまでの対応としての法改正による合区解消、憲法制定時の緊急集会の立法事実及び根本趣旨、良識の府参議院が世界に誇るべき制度としての緊急集会、内閣による新案件の追加等に係る国会法改正、衆議院議員任期延長に係る改憲の是非、選挙困難事態、法律による合区廃止案の必須条件としての緊急集会の正しい憲法解釈等、緊急集会の3つの特徴、衆議院議員任期延長等による国会と緊急集会が正規の国会に戻す回復力の比較、衆議院解散後又は衆議院議員任期満了前後に緊急事態が発生した場合の対応策、全国11ブロック単位の個人名投票による大選挙区制、道州制導入と憲法改正を視野に入れた議論による一票の較差問題の解決、より大きな行政区による地方自治体の統治の効率化、都道府県知事と参議院議員の兼職や将来的な一院制の是非、緊急事態条項の議論の加速の必要性、憲法審査会におけるアウトプット等に向けたスケジュール等の策定、緊急集会開催の緊要性が生じるタイミングと緊急集会の意味、司法が憲法等に明記のない人口割り等のみで立法府の構成に見解を述べることで、裁判官に専門的知識が十分でない問題等に司法が国民世論を二分する判断を示すこと、立法府自らの運営ルールの確立、改憲が政治の優先課題でない中での当審査会の権限の逸脱等、時々的情勢等に乗じ理由を変遷させる緊急時対応を口実とした改憲論、日本国憲法が緊急勅令や緊急財政処分と同等の仕組みを設けなかった背景、戦時対応に名を借りた緊急事態条項が9条により不要となった歴史的経過、緊急時における選挙を通じた代表選出及び国会の民主的正統性の担保、任期延長による国会の民主的正統性及び通常時への復元力、当初から批判されていた合区の解消を改憲の理由とすること、大規模災害時に被災地で求められるもの、今の社会的状況の中で苦しむ人々と憲法審査会の在り方等について、見解が述べられた。

(2) 審査会経過

○令和5年4月5日(水) (第1回)

- 幹事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 会長は会長代理に杉尾秀哉君を指名した。
- 憲法に対する考え方について(参議院の緊急集会について)について川崎参議院法制局長から説明を聴いた後、意見の交換を行った。

○令和5年4月12日(水) (第2回)

- 憲法に対する考え方について(参議院の緊急集会について)について意見の交換を行った。

○令和5年4月26日(水) (第3回)

- 幹事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 憲法に対する考え方について(特に、参議院議員の選挙区の合区問題を中心として)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

鳥取県知事 平井伸治君
島根県知事 丸山達也君
徳島県副知事 勝野美江君
高知県副知事 井上浩之君

〔質疑者〕

浅尾慶一郎君(自民)、杉尾秀哉君(立憲)、佐々木さやか君(公明)、音喜多駿君(維新)、磯崎哲史君(民主)、仁比聡平君(共産)、山本太郎君(れ新)、中西祐介君(自民)、福島みずほ君(立憲)、西田実仁君(公明)、東徹君(維新)、舟山康江君(民主)、熊谷裕人君(立憲)

○令和5年5月10日(水) (第4回)

- 幹事の補欠選任を行った。
- 憲法に対する考え方について(参議院の緊急集会について)について意見の交換を行った。

○令和5年5月17日(水) (第5回)

- 憲法に対する考え方について(特に、参議院議員の選挙区の合区問題を中心として)について意見の交換を行った。

○令和5年5月31日(水) (第6回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 憲法に対する考え方について(参議院の緊急集会について)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

防衛大学校教授 松浦一夫君
早稲田大学大学院法務研究科教授 長谷部恭男君
京都大学法学系(大学院法学研究科)教授 土井真一君

〔質疑者〕

浅尾慶一郎君(自民)、杉尾秀哉君(立憲)、西田実仁君(公明)、音喜多駿君(維新)、磯崎哲史君(民主)、山添拓君(共産)、山本太郎君(れ新)、赤池誠章君(自民)、小西洋之君(立憲)、佐々木さやか君(公明)

○令和5年6月7日(水) (第7回)

- 憲法に対する考え方について(参議院の緊急集会及び参議院議員の選挙区の合区問題について)について意見の交換を行った。

○令和5年6月21日(水) (第8回)

- 請願第2号外89件を審査した。

4 情報監視審査会

委員一覧（８名）

会 長	有村 治子（自民）	堀井 巖（自民）	高木 かおり（維新）
	上野 通子（自民）	牧山 ひろえ（立憲）	浜口 誠（民主）
	こやり 隆史（自民）	石川 博崇（公明）	（会期終了日 現在）

（１）活動概観

〔調査の経過〕

今国会においては、令和４年12月26日に公表された海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案が、特定秘密保護法施行以来初の漏えい事案であることを重く受け止め、特定秘密の管理について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。その結果、防衛大臣に対し、特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすること及びその結果とられた措置について報告を求めることを決定した。また、令和３年末時点で特定秘密を指定している12行政機関から指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について説明を聴取し、質疑を行った。さらに、内閣衛星情報センター（東京都）における特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、同センターへの委員派遣を行い、派遣先において特定秘密の提示を受けた。その後、防衛大臣に対する勧告の結果とられた措置について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った後、高市国务大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行った。最後に、年次報告書（調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書（対象期間は令和４年５月１日から令和５年４月30日までの間））を取りまとめ、議長に提出した。

〔調査の概要〕

２月２日、特定秘密の管理について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。その結果、防衛大臣に対し、特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすること及びその結果とられた措置について報告を求めること（「**防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告**」）を決定した。また、防衛省、防衛装備庁、国家安全保障会議、内閣官房及び警察庁の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。

２月７日、内閣官房（内閣衛星情報センター）の特定秘密の提示を要求することを決定した。また、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省、海上保安庁及び外務省の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。

２月21日、内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、同センターへの委員派遣を行い、派遣先において特定秘密の提示を受け

た。

4月19日、同月11日に防衛大臣から、参議院議長に対し、「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて講じた措置に関する報告」が提出されたことを踏まえ、当該措置について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った後、高市国务大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行った。

6月2日、年次報告書（令和5年6月）を決定し、議長に提出した。また、同日、調査及び審査の報告を申し出ることを決定し、6月5日の本会議で会長が報告した。

（２）審査会経過

○令和5年2月2日（木）（第1回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の管理に関する件について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、各行政機関の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 防衛大臣に対し、特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすること及びその結果とられた措置について報告を求めることを決定した。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○令和5年2月7日（火）（第2回）

- 委員派遣を行うことを決定した。
- 特定秘密の提示を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、各行政機関の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○令和5年4月19日（水）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告の結果とられた措置の報告に関する件のうち、防衛大臣に対する勧告の結果とられた措置について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について高市国务大臣に対し質疑を行った。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告に関する件について政府参考人に対し質疑を行った。
- 派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○令和5年6月2日（金）（第4回）

- 議員その他の者の傍聴を許すものとするに決定した。

- 本審査会の調査及び審査に関する**年次報告書**を提出することを決定した。
- 本審査会の調査及び審査の報告を申し出ることを決定した。

委員派遣

○令和5年2月21日(火)

- 内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査

〔派遣地〕

東京都

〔派遣委員〕

有村治子君（自民）、上野通子君（自民）、こやり隆史君（自民）、堀井巖君（自民）、牧山ひろえ君（立憲）、石川博崇君（公明）、高木かおり君（維新）、浜口誠君（民主）

（３）勧告

—防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告—

今般、海上自衛隊において特定秘密等の漏えいが生じたことが明らかになった。本事案は、平成26年の特定秘密保護法施行以来、初の特定秘密漏えい事案である。

我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、防衛省・自衛隊に対する国民及び同盟国・友好国の信頼を著しく損なう事案が生じたことは極めて遺憾である。また、本事案が自衛隊内の特殊かつ厳格な上下関係に起因して発生していることから、今後も同種の事象が生じることが危惧される。

参議院情報監視審査会は、調査の結果、防衛省における情報保全体制等の改善が必要であると認め、国会法第102条の16及び参議院情報監視審査会規程第21条の規定に基づき、次の事項について措置すべきものと勧告するとともに、当該勧告の結果とられた措置について報告を求める。

1. 現職の自衛隊員による退職自衛隊員に対するいわゆる「情勢ブリーフィング」がどの程度行われているのか、また、本事案の他に特定秘密及びその他秘密情報の漏えいが生じた事例がないか、速やかに調査を行うこと。
2. 機微な情報を取り扱う立場にある者が、退職自衛隊員に「情勢ブリーフィング」を行う際の厳格な規範を設けること。
3. 退職した自衛隊員及び今後退職する自衛隊員に対し、立場を利用して機微な情報提供を求めることがないように防衛省として周知及び教育を徹底すること。
4. 本事案は、自衛隊内の職務上の上司と部下の関係及び遵法精神の欠如に起因して発生していることから、情報保全教育の内容を見直した上で、幹部職員をはじめとする全自衛隊員に対する教育を徹底すること。

5. 退職自衛隊員を含む外部の者及び防衛省・自衛隊内部における円滑な情報交換を過度に制限し、我が国の安全保障政策や自衛隊に対する国民の理解の妨げにならないよう十分に配慮すること。
6. 我が国に対して秘密情報を提供している各国に対し、我が国の情報保全体制に対する懸念を払拭するため、事案の概要や今後の対策について丁寧に説明すること。
7. 以上のほか、防衛省は、本事案の重大さについて深刻に受け止め、改めて情報管理の重要性を認識するとともに、実効性ある再発防止策を講じ万全を期すること。

以上

—防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて 講じた措置に関する報告—

令和4年12月26日に公表した海上自衛隊の特定秘密等漏えい事案について、参議院情報監視審査会から、防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けたことに関して、防衛省では副大臣を長とする再発防止検討委員会を設置し、同種事案を調査するとともに再発防止策を取りまとめたので、その内容について、次のとおり報告する。

1について

全防衛省職員約25万名を対象として調査した結果、1,466名が元職員からブリーフィングの依頼を受けていた。その上で、同調査の結果、本事案の他に、特定秘密、特別防衛秘密及び秘に該当する情報が漏えいした事実は確認されなかった。

2について

日常的に機微な情報を取り扱う部署に所属する職員は、元職員に対し、ブリーフィングを実施してはならないこととした。

3について

元職員に対しては、秘密情報の提供を職員に求めてはならないこと等について確実に認識されるよう、各種の手段を効果的に用いて周知することとした。また、今後退職する職員に対して、退職前に、退職後の情報保全上の留意事項に関する教育を実施するとともに、職員に対し秘密情報の提供を求めてはならないこと等を再認識させるため、誓約書を徴取することとした。

4について

情報保全に係る意識の更なる徹底のため、職員が管理者等に補職又は指定された場合、本事案から得られた教訓に基づく保全教育を速やかに実施することとした。また、管理者等以外の職員に対する保全教育についても、本事案から得られた教訓を踏まえた教育を実施することとした。

5について

情報保全の徹底を図るとともに、我が国を取り巻く安全保障環境や防衛省の施策等に対する理解促進のため、対外公表資料を用いて、情報発信を積極的に実施することとした。

6について

同盟国を始めとする諸外国に対し、我が国の情報保全体制に対する懸念を払拭するため、事案の概要や今後の諸対策について、丁寧に説明を行うこととした。

7について

本事案が生じたことを防衛省として深刻に受け止め、同様の秘密漏えい事案を根絶するため、防衛大臣通達「特定秘密等漏えい事案根絶に向けた諸対策の徹底について（防防調（防）第181号。令和5年3月31日）」を発し、再発防止の徹底を図ることとした。

（４）審査会報告要旨

年次報告

【要旨】

本審査会は、令和4年6月に政府が国会に提出した年次報告等を基に、令和3年末時点の特定秘密の指定等について調査を行い、6月2日、報告書を議長に提出した。本報告書の対象期間は令和4年5月1日から令和5年4月30日までであり、その主な内容は次のとおりである。

一 調査の経過及び結果

1 行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況についての調査の経過

政府が国会に提出した年次報告等について、政府から説明を聴取し、質疑を行った後、特定秘密を指定している各行政機関から、特定秘密の指定等の状況について説明を聴取し、質疑を行った。また、高市国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し締めくくり的な質疑を行った。このほか、内閣衛星情報センター（東京都）への委員派遣を行い、派遣先において特定秘密の提示を受けた。

2 主な指摘事項の概要

以下の各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。

ア 防衛省が講じた特定秘密の漏えいに係る再発防止策を踏まえ、特定秘密を取り扱うことができる職員への統一的な研修を実施するなど、より実効的な対策を検討すること。

イ 運用基準に基づく通報制度において、特定秘密の漏えいについても情報提供を受け付けるよう、制度の改善を検討すること。

ウ 内閣府独立公文書管理監は、厳正さと効率性に留意し、検証・監察の実効性を高めるため、引き続き、検証・監察の体制及び手法の改善に努めること。

エ 内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の漏えいを始めとする不適切管理事案が発覚した場合には、速やかに関係者からの説明聴取及び実地調査等の検証・監察を行うこと。

二 審査の経過及び結果

議院又は委員会若しくは調査会からの審査の求め又は要請がなかったため、審査は行わなかった。

三 勧告

防衛大臣に対し、退職自衛隊員に対する情勢ブリーフィングの実施状況等の調査等について措置すべきものと勧告し、その結果について報告を求めた。これを踏まえ、防衛大臣から、報告書が提出された。

5 政治倫理審査会

委員一覧（15 名）

会 長	松下	新平（自民）	関口	昌一（自民）	谷合	正明（公明）
幹 事	佐藤	正久（自民）	西田	昌司（自民）	横山	信一（公明）
幹 事	丸川	珠代（自民）	野上	浩太郎（自民）	室井	邦彦（維新）
幹 事	森本	真治（立憲）	松山	政司（自民）	芳賀	道也（民主）
	世耕	弘成（自民）	蓮	舩（立憲）	山下	芳生（共産）
						（会期終了日 現在）

1 請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、2,860件（159種類）であり、このうち件数の多かったものは、「障害福祉についての法制度拡充に関する請願」94件、「優生保護法問題の全面解決に関する請願」91件、「憲法改悪を許さないことに関する請願」86件、「腎疾患総合対策の早期確立に関する請願」70件、「教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願」65件などであった。

各委員会及び憲法審査会の付託件数は、内閣315件、法務198件、外交防衛230件、財政金融348件、文教科学298件、厚生労働833件、農林水産65件、経済産業106件、国土交通188件、環境1件、議院運営5件、災害対策36件、倫理選挙45件、地方デジ101件、震災復興1件、憲法90件であった。

なお、内閣委員会に付託された請願のうち4件及び厚生労働委員会に付託された請願のうち1件は取り下げられた。

請願者の総数は725万561人に上っている。

厚生労働委員会に付託した、子ども政策に関連する請願については、4月1日内閣府にこども家庭庁が設置されたことに伴い、同7日に内閣委員会に付託変更した。

請願書の紹介提出期限は、6月7日の議院運営委員会理事会において、会期終了日の7日前の同14日までと決定された。

6月21日、各委員会及び憲法審査会において請願の審査が行われ、2委員会において274件（8種類）の請願が採択すべきものと決定された。次いで、同日の本会議において「裁判所の人的・物的充実に関する請願」外273件が採択され、即日これを内閣に送付した。

今国会における請願採択率（採択件数／付託件数）は9.6％であり、種類別による採択率（採択数／付託数）は5％であった。

2 請願件数表

委 員 会 ・ 憲 法 審 査 会					本会議	備 考
委員会等名	付 託	採 択	不採択	未 了	採 択	
内 閣	315	0	0	311	0	付託後取下げ4件
法 務	198	26	0	172	26	
外 交 防 衛	230	0	0	230	0	
財 政 金 融	348	0	0	348	0	
文 教 科 学	298	0	0	298	0	
厚 生 労 働	833	248	0	584	248	付託後取下げ1件
農 林 水 産	65	0	0	65	0	
経 済 産 業	106	0	0	106	0	
国 土 交 通	188	0	0	188	0	
環 境	1	0	0	1	0	
議 院 運 営	5	0	0	5	0	
災 害 対 策	36	0	0	36	0	
倫 理 選 挙	45	0	0	45	0	
地 方 デ ジ	101	0	0	101	0	
震 災 復 興	1	0	0	1	0	
憲 法	90	0	0	90	0	
計	2,860	274	0	2,581	274	提出総数 2,860件

3 本会議において採択された請願件名一覧

【内閣に送付するを要するもの】

- 法務委員会……………26件
裁判所の人的・物的充実に関する請願（第1555号外25件）
- 厚生労働委員会……………248件
社会福祉施設職員等退職共済制度に関する請願（第28号）
パーキンソン病患者への難病対策の推進に関する請願（第345号外21件）
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第543号外69件）
難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願（第1131号外59件）
ウイルス性の肝がん・重度肝硬変患者への支援と治療薬開発に関する請願（第1646号外18件）
てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願（第2122号外58件）
現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の整備に関する請願（第2195号外16件）

【内閣に送付するを要しないもの】

なし

質問主意書一覧

番号	件 名	提出者	提出 月 日	転送 月 日	答弁書 受 領 月 日
1	若年被害女性等支援・困難女性支援に関する質問主意書	音喜多 駿君	5. 1. 23	5. 1. 30	5. 2. 3
2	保護犬又は保護猫の譲渡前のトライアル飼育に関する質問主意書	塩村 あやか君	1. 25	1. 30	2. 3
3	国家防衛戦略に関する質問主意書	石垣 のりこ君	1. 30	2. 6	2. 10
4	本会議・委員会への質問通告、国会答弁の実態調査に関する質問主意書	鈴木 宗男君	2. 3	2. 8	2. 14
5	外務省の危険情報に関する質問主意書	鈴木 宗男君	2. 3	2. 8	2. 14
6	在外公館施設が行っている便宜供与に関する質問主意書	鈴木 宗男君	2. 8	2. 13	2. 17
7	保護犬又は保護猫の譲渡前のトライアル飼育に関する再質問主意書	塩村 あやか君	2. 8	2. 13	2. 17
8	東京都住民監査請求の結果を受けての令和四年度の若年被害女性等支援事業の執行方針等に関する質問主意書	ガ ー シ ー 君	2. 8	2. 13	2. 17
9	外国人による我が国の島嶼買収の実態に関する質問主意書	神谷 宗幣君	2. 9	2. 15	2. 21
10	立川基地における訓練のために飛来するオスプレイに関する質問主意書	福島 みずほ君	2. 13	2. 20	2. 24
11	技能公募予備自衛官に関する質問主意書	浜田 聡君	2. 13	2. 20	2. 24
12	日本放送協会の郵便法違反に関する質問主意書	ガ ー シ ー 君	2. 14	2. 20	2. 24
13	若年被害女性等支援事業の政策評価に関する質問主意書	ガ ー シ ー 君	2. 14	2. 20	2. 24
14	議員立法の政策評価に関する質問主意書	ガ ー シ ー 君	2. 14	2. 20	2. 24

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 月日
15	困難女性支援法に関わる有識者会議等の構成員が役員を務める団体が若年被害女性等支援事業の委託を自治体から受けていることに関する質問主意書	ガーシー 君	5. 2. 14	5. 2. 20	5. 2. 24
16	P T Aの入退会と学校で有する保護者等の個人情報に関する質問主意書	浜田 聡 君	2. 14	2. 20	2. 24
17	日本放送協会の放送受信料の免除に関する質問主意書	ガーシー 君	2. 14	2. 20	2. 24
18	戦時下の朝鮮半島出身労働者をめぐる問題に関する質問主意書	神谷 宗幣 君	2. 14	2. 20	2. 24
19	我が国における潜在的な食料供給力と国内で完結できる食料供給体制の整備に関する質問主意書	神谷 宗幣 君	2. 14	2. 20	2. 24
20	南大東島で保護された猫の移送に関する質問主意書	塩村 あやか 君	2. 16	2. 22	2. 28
21	本会議・委員会への質問通告、国会答弁の実態調査に関する再質問主意書	鈴木 宗男 君	2. 17	2. 27	3. 3
22	日本放送協会の郵便法違反に係る行政指導に至るまでの経緯に関する質問主意書	ガーシー 君	2. 20	2. 27	3. 3
23	日本放送協会の放送受信料延滞に関する質問主意書	ガーシー 君	2. 20	2. 27	3. 3
24	困難女性支援法及び配偶者暴力防止法における支援対象者に関する質問主意書	ガーシー 君	2. 20	2. 27	3. 3
25	政府が日本放送協会の郵便法違反の検証を行う必要性に関する質問主意書	ガーシー 君	2. 21	2. 27	3. 3
26	束ね法案及び新規制定の法律案に関する質問主意書	吉川 沙織 君	2. 22	3. 1	3. 7
27	若年被害女性等支援事業の委託を受けた社会福祉法人等が他の国庫補助金等の補助を受けて事業を実施している場合における留意点等に関する質問主意書	ガーシー 君	2. 24	3. 1	3. 7
28	若年被害女性等支援事業実施要綱の記載を理由に東京都が委託先を特定の団体へ指定していること等に関する質問主意書	ガーシー 君	2. 24	3. 1	3. 7

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日
29	米の消費拡大の取組と農業従事者振興策に関する質問主意書	神谷 宗幣君	5. 2. 28	5. 3. 6	5. 3. 10
30	公法上の契約に類した契約に関する質問主意書	ガーシー君	2. 28	3. 6	3. 10
31	日本放送協会の郵便法違反に関する再質問主意書	ガーシー君	3. 2	3. 8	3. 14
32	横浜ノース・ドックに米陸軍揚陸艇部隊が新編される方針に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	3. 2	3. 8	3. 14
33	国がお墨付きを与えた西武信用金庫による不正融資に対する金融庁の調査姿勢に関する質問主意書	浜田 聡君	3. 3	3. 8	3. 14
34	原子力規制委員会と原子力規制庁の独立性に関する質問主意書	辻元 清美君	3. 3	3. 8	3. 14
35	自衛隊宿舎のNHK受信契約に関する質問主意書	ガーシー君	3. 6	3. 13	3. 17
36	チューナーレス液晶テレビのNHK放送受信契約締結義務に関する質問主意書	ガーシー君	3. 6	3. 13	3. 17
37	mRNAワクチンに関する質問主意書	神谷 宗幣君	3. 9	3. 16	3. 22
38	原子力発電所の劣化状況の点検・評価・審査に関する質問主意書	辻元 清美君	3. 13	3. 20	3. 24
39	戦時下の朝鮮半島出身労働者をめぐる問題に関する再質問主意書	神谷 宗幣君	3. 15	3. 22	3. 28
40	農林水産省、政府系企業による昆虫食推進に関する質問主意書	神谷 宗幣君	3. 16	3. 22	3. 28
41	束ね法案及び新規制定の法律案に関する再質問主意書	吉川 沙織君	3. 16	3. 22	3. 28
42	我が国における外国人による土地取得に関する質問主意書	神谷 宗幣君	3. 23	3. 29	4. 4
43	陸上自衛隊勝連分屯地への地対艦ミサイル配備に関する質問主意書	高良 鉄美君	3. 27	4. 3	4. 7

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日
44	自然公園法と太陽光発電設備に関する質問主意書	神谷 宗幣君	5. 3. 27	5. 4. 3	5. 4. 7
45	インフルエンザ脳症を発症する要因等や研究に関する質問主意書	浜田 聡君	3. 27	4. 3	4. 7
46	歴史認識に関わる我が国の政策に関する質問主意書	神谷 宗幣君	3. 28	4. 3	4. 7
47	関税法に定める公安を害すべき物品に関する質問主意書	浜田 聡君	3. 31	4. 5	4. 11
48	環境省の広報活動等の改善に関する質問主意書	舟山 康江君	3. 31	4. 5	4. 11
49	東京都若年被害女性等支援事業の補助制度化に伴う効果等に関する質問主意書	浜田 聡君	4. 4	4. 10	4. 14
50	非営利型一般財団法人に対する課税の在り方に関する質問主意書	村田 享子君	4. 4	4. 10	4. 14
51	日本政府の半導体政策に関する質問主意書	神谷 宗幣君	4. 7	4. 12	4. 18
52	予備費に関する質問主意書	齊藤 健一郎君	4. 7	4. 12	4. 18
53	束ね法案及び新規制定の法律案に関する第三回質問主意書	吉川 沙織君	4. 7	4. 12	4. 18
54	ミャンマーのイェタグン・ガス田開発に関する質問主意書	石橋 通宏君	4. 11	4. 17	4. 21
55	戦時下の朝鮮半島出身労働者をめぐる問題に関する第三回質問主意書	神谷 宗幣君	4. 14	4. 19	4. 25
56	中国製監視カメラの規制に関する質問主意書	神谷 宗幣君	4. 19	4. 24	4. 28
57	休眠預金等活用法に基づく休眠預金活用事業の利益相反に関する質問主意書	浜田 聡君	4. 20	4. 26	5. 9
58	電子版お薬手帳の利用者の権利強化や事業の安定性に関する質問主意書	田村 智子君	4. 21	4. 26	5. 9

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 月日
59	暫定保全措置命令に基づく強制執行を可能とする制度の創設等に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	5. 4. 25	5. 5. 8	5. 5. 12
60	国際和解合意に基づく強制執行を可能とする制度に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	4. 25	5. 8	5. 12
61	認証ADRで成立した和解に基づく強制執行を可能とする制度の創設等に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	4. 25	5. 8	5. 12
62	改正ADR法において規定する執行力の付与に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	4. 25	5. 8	5. 12
63	我が国に設置された孔子学院に関する質問主意書	神谷 宗幣君	4. 26	5. 8	5. 12
64	経口中絶薬に対する懸念と性教育に関する質問主意書	神谷 宗幣君	4. 26	5. 8	5. 12
65	予備費に関する再質問主意書	齊藤 健一郎君	4. 27	5. 8	5. 12
66	広域避難計画策定に関する質問主意書	山本 太郎君	4. 28	5. 8	5. 12
67	岸田文雄内閣総理大臣の広島・長崎における外国人の原爆被害状況の認識に関する質問主意書	辻元 清美君	5. 2	5. 10	5. 16
68	最先端半導体政策（ラピダス株式会社）に関する質問主意書	神谷 宗幣君	5. 8	5. 15	5. 19
69	こども家庭庁が発表した養育費の数値目標に関する質問主意書	嘉田 由紀子君	5. 9	5. 15	5. 19
70	福島第一原発一号機ペDESTAL損傷による原子炉倒壊の危険に関する質問主意書	川田 龍平君	5. 10	5. 15	5. 19
71	原子力発電所の再稼働と電気料金の関係に関する質問主意書	辻元 清美君	5. 10	5. 15	5. 19
72	性自認に対しての政府の認識に関する質問主意書	辻元 清美君	5. 10	5. 15	5. 19
73	インジウム等の水質基準に関する質問主意書	浜田 聡君	5. 11	5. 17	5. 23

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日
74	半導体工場進出が相次ぐ熊本県北部地域における地下水資源の適正利用に関する質問主意書	浜田 聡君	5. 11	5. 17	5. 23
75	日本政府の半導体政策に関する再質問主意書	神谷 宗幣君	5. 17	5. 22	5. 26
76	性同一性に対する政府の認識に関する質問主意書	辻元 清美君	5. 17	5. 22	5. 26
77	憲法第十四条とL G B T差別に関する質問主意書	浜田 聡君	5. 18	5. 24	5. 30
78	公的機関の職員の国籍に関する質問主意書	神谷 宗幣君	5. 18	5. 24	5. 30
79	在日米軍人・軍属等による事件、事故に関する質問主意書	高良 鉄美君	5. 19	5. 24	5. 30
80	我が国における外国人による土地取得に関する再質問主意書	神谷 宗幣君	5. 19	5. 24	5. 30
81	我が国の防衛技術開発を忌避する日本学術会議が中国の軍事技術開発を担う国防七校と我が国の大学機関との共同研究等の提携を不問にしている矛盾に関する質問主意書	神谷 宗幣君	5. 23	5. 29	6. 2
82	大麻由来成分「C B D」の違法な流通実態に関する質問主意書	松沢 成文君	5. 24	5. 29	6. 2
83	赤い羽根共同募金の受配者が社会福祉法第二百二十二条に反して寄附金を募集していることに関する質問主意書	浜田 聡君	5. 25	5. 31	6. 6
84	岸田首相が掲げた花粉症対策に関する質問主意書	神谷 宗幣君	5. 30	6. 5	6. 9
85	我が国のカウンターインテリジェンス強化に関する質問主意書	神谷 宗幣君	5. 30	6. 5	6. 9
86	原子力規制委員会と原子力規制庁の独立性に関する再質問主意書	辻元 清美君	5. 31	6. 5	6. 9
87	妊娠中や授乳中の新型コロナワクチン接種が胎児等に及ぼす影響に関する質問主意書	神谷 宗幣君	5. 31	6. 5	6. 9

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日
88	我が国に設置された孔子学院に関する再質問主意書	神谷 宗幣君	5. 5. 31	5. 6. 5	5. 6. 9
89	東京圏一極集中の是正に関する質問主意書	齊藤 健一郎君	6. 6. 1	6. 6. 7	6. 6. 13
90	地方公共団体における労働問題をめぐる状況とその公表に関する質問主意書	塩村 あやか君	6. 6. 2	6. 6. 7	6. 6. 13
91	我が国の自動車の燃料及びそれを取り巻く産業の今後の展望に関する質問主意書	横沢 高德君	6. 6. 6	6. 6. 12	6. 6. 16
92	安倍晋三首相（当時）が日本再興戦略で掲げた「所得十年で百五十万円増」に関する質問主意書	齊藤 健一郎君	6. 6. 6	6. 6. 12	6. 6. 16
93	私有財産を扱う休眠預金活用事業に対する国民の理解に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 6. 6	6. 6. 12	6. 6. 16
94	食料自給率向上と農業従事者支援の充実にに関する質問主意書	神谷 宗幣君	6. 6. 7	6. 6. 12	6. 6. 16
95	P I F 専門家パネルメンバーからの福島第一原発汚染水・A L P S 処理水に関する指摘及び海洋汚染の国際法上の定義等に関する質問主意書	山本 太郎君	6. 6. 7	6. 6. 12	6. 6. 16
96	N H K のインターネット活用業務、衛星放送番組のインターネット配信に関する質問主意書	鈴木 宗男君	6. 6. 7	6. 6. 12	6. 6. 16
97	原子力災害に関する質問主意書	ながえ 孝子君	6. 6. 8	6. 6. 14	6. 6. 20
98	外国資本による日本企業合併及び買収に関する質問主意書	神谷 宗幣君	6. 6. 8	6. 6. 14	6. 6. 20
99	新型コロナワクチンによる副反応疑い報告制度に関する質問主意書	山本 太郎君	6. 6. 9	6. 6. 14	6. 6. 20
100	非営利型一般財団法人に対する課税の在り方に関する再質問主意書	村田 享子君	6. 6. 9	6. 6. 14	6. 6. 20
101	準生活保護措置と困難女性支援法の関係等に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 6. 9	6. 6. 14	6. 6. 20
102	特定非営利法人BONDプロジェクトが重複報告をしている旨を東京都住民監査請求で指摘されていることに関する質問主意書	浜田 聡君	6. 6. 9	6. 6. 14	6. 6. 20

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日
103	いわゆる「〇〇本部等」に関する質問主意書	水野 素子君	5. 6. 12	5. 6. 19	5. 6. 23
104	日本共産党埼玉県議会議員団による県営公園における「水着撮影会」の中止を求める申入れに関する質問主意書	浜田 聡君	6. 13	6. 19	6. 23
105	休眠預金等活用法の仕組みの見直しに関する質問主意書	浜田 聡君	6. 13	6. 19	6. 23
106	安保三文書に関する質問主意書	水野 素子君	6. 14	6. 19	6. 23
107	「標準世帯」に関する質問主意書	水野 素子君	6. 14	6. 19	6. 23
108	L G B T理解増進法の施行に当たり懸念される事項に関する質問主意書	神谷 宗幣君	6. 14	6. 19	6. 23
109	公的機関の職員の国籍に関する再質問主意書	神谷 宗幣君	6. 15	6. 21	6. 27
110	我が国における難民認定の状況に関する質問主意書	石橋 通宏君	6. 15	6. 21	6. 27
111	原子力発電所の劣化状況の点検・評価・審査に関する再質問主意書	辻元 清美君	6. 15	6. 21	6. 27
112	社会保障費と財政面での政府による総合的な調整に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 15	6. 21	6. 27
113	「第十回特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合」の配付資料に関する質問主意書	川田 龍平君	6. 15	6. 21	6. 27
114	中国共産党と日本共産党、破壊活動防止法に関する質問主意書	鈴木 宗男君	6. 15	6. 21	6. 27
115	馬毛島における自衛隊施設整備に関する質問主意書	石垣 のりこ君	6. 16	6. 21	6. 30
116	大学でのマイナンバーカード利用促進施策に関する質問主意書	石垣 のりこ君	6. 16	6. 21	6. 30
117	トランス脂肪酸に関する情報発信と含有量表示等に関する質問主意書	神谷 宗幣君	6. 16	6. 21	6. 30

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 月日
118	我が国における外国人による土地取得に関する第三回質問主意書	神谷 宗幣君	5. 6. 16	5. 6. 21	5. 6. 30
119	被告人等の逃亡防止に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 16	6. 21	6. 30
120	人質司法の解消と犯罪被害者の情報秘匿に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 16	6. 21	6. 30
121	酪農・畜産の危機の打開に関する質問主意書	紙 智子君	6. 19	6. 21	6. 30
122	配偶者間の性暴力に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 19	6. 21	6. 30
123	集団による性暴力の被害の甚大さへの対応に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 19	6. 21	6. 30
124	性犯罪の再犯防止に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 19	6. 21	6. 30
125	撮影罪の現場での運用に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 19	6. 21	6. 30
126	若年層に広がる「オーバードーズ」の対策に関する質問主意書	神谷 宗幣君	6. 20	6. 21	6. 30
127	オンラインカジノに対する政府の取組に関する質問主意書	神谷 宗幣君	6. 20	6. 21	6. 30
128	日本共産党埼玉県議会議員団による県営公園における「水着撮影会」の中止を求める申入れによって水着撮影会が中止に追い込まれたことの背景にある諸問題に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 20	6. 21	6. 30
129	アダルトビデオ（性行為映像制作物）に出演することが売春に該当するか否かの問題に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 20	6. 21	6. 30
130	東京日日新聞（現毎日新聞）大正十二年九月三日の報道内容と関東大震災時に発生した殺傷事件との関連に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 20	6. 21	6. 30
131	女子差別撤廃条約に関する質問主意書	水野 素子君	6. 20	6. 21	6. 30

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 月日
132	難民認定基準に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	5. 6. 20	5. 6. 21	5. 6. 30
133	送還忌避者の定義に該当する対象に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 20	6. 21	6. 30
134	滞在資格を有しない外国人の前科についての取扱いに関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 20	6. 21	6. 30
135	送還停止効の例外に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 20	6. 21	6. 30
136	「難民該当性判断の手引」に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 20	6. 21	6. 30
137	政党の代表者変更登記申請に必要な添付書類に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 21	6. 21	7. 4
138	地方自治体事務所におけるしんぶん赤旗や公明新聞などの政党機関紙の購読依頼に関する質問主意書	浜田 聡君	6. 21	6. 21	7. 4
139	難民審査参与員に対する案件配分と処理手順が抱える課題に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 21	6. 21	7. 4
140	難民審査参与員と難民認定の専門性との関係に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 21	6. 21	7. 4
141	難民審査参与員による審査の質の向上に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 21	6. 21	7. 4
142	送還時に弁護士への通信を申し出た場合の対応等に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 21	6. 21	7. 4
143	被収容者の処遇改善に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 21	6. 21	7. 4
144	在留特別許可に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6. 21	6. 21	7. 4
145	岸田内閣による議会制民主主義の否定に関する質問主意書	小西 洋之君	6. 21	6. 21	7. 4

(令和5年7月4日現在)

参議院改革協議会

協議員一覧（13名）

座長	世耕弘成（自民）	田名部匡代（立憲）	船後靖彦（れ新）
	青木一彦（自民）	谷合正明（公明）	伊波洋一（沖縄）
	中西祐介（自民）	柴田巧（維新）	浜田聡（女子）
	丸川珠代（自民）	川合孝典（民主）	
	小西洋之（立憲）	井上哲士（共産）	（5. 3. 27現在）

選挙制度に関する専門委員一覧（12名）

委員長	牧野たかお（自民）	小西洋之（立憲）	井上哲士（共産）
	石井正弘（自民）	谷合正明（公明）	船後靖彦（れ新）
	舞立昇治（自民）	柴田巧（維新）	伊波洋一（沖縄）
	石橋通宏（立憲）	川合孝典（民主）	浜田聡（女子）
			（5. 4. 14現在）

（１）検討の経緯

〔参議院改革協議会〕

参議院改革協議会（世耕弘成座長）は、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、第210回国会の令和4年11月11日に設置された。

第210回国会閉会後及び第211回国会において、本協議会は4回の調査検討を行った。

まず、12月16日の協議会（第3回）では、各会派の検討項目案について、各会派の協議員が説明を行った。また、選挙制度の問題について、本協議会の下に「選挙制度に関する専門委員会」を設置することが了承された。選挙制度以外の問題については、各会派から提出された新たな検討項目案の取扱いを含め、座長の下で預かり、次回の協議会で方向性を示すことが了承された。

令和5年2月8日の協議会（第4回）では、本協議会の検討項目について、座長から、「前回の改革協議会において主要論点となった項目」及び「各会派から新たに提案された項目」から成る検討項目案の提案があり、座長提案のとおりとすることで了承された。

4月14日の協議会（第5回）では、会派の異動に伴い、選挙制度に関する専門委員会の委員の追加について決定した。また、検討項目のうち、前回の協議会において主要論点となった「委員会・調査会等の整理再編・活性化・地方との連携」、「行政監視機能の更なる充実」、「デジタル化、オンライン審議」の3項目の改革の経緯・論点等について、事務局から説明を聴取した。

5月31日の協議会（第6回）では、3項目について、各会派の協議員が意見表明を行った。

〔選挙制度に関する専門委員会〕

第211回国会において、本専門委員会（牧野たかお専門委員長）は4回の調査検討を行った。

2月8日の専門委員会（第1回）では、本専門委員会の運営等に関する事項について決定した後、今後の進め方について協議を行った。

4月14日の専門委員会（第2回）では、事務局から参議院議員選挙制度の変遷について説明を聴取した後、協議を行った。

5月31日の専門委員会（第3回）では、法制局から参議院選挙における投票価値の平等をめぐる最高裁判決の変遷等について説明を聴取した後、協議を行った。

6月20日の専門委員会（第4回）では、国立国会図書館から主要国の上下院の選挙制度の概要について説明を聴取した後、協議を行った。

（２）協議会経過

〔参議院改革協議会〕

○令和4年12月16日（金）（第3回）

一、選挙制度に関する専門委員会の設置について協議決定した。

一、参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

○令和5年2月8日（水）（第4回）

一、本協議会における検討項目の選定について協議決定した。

一、参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

○令和5年4月14日（金）（第5回）

一、選挙制度に関する専門委員会の構成について協議決定した。

一、次の件について協議を行った。

イ、委員会・調査会等の整理再編・活性化・地方との連携に関する件

ロ、行政監視機能の更なる充実に関する件

ハ、デジタル化、オンライン審議に関する件

ニ、参議院の組織及び運営の改革に関する件

○令和5年5月31日（水）（第6回）

○次の件について協議を行った。

イ、委員会・調査会等の整理再編・活性化・地方との連携に関する件

ロ、行政監視機能の更なる充実に関する件

ハ、デジタル化、オンライン審議に関する件

ニ、参議院の組織及び運営の改革に関する件

〔選挙制度に関する専門委員会〕

○令和5年2月8日（水）（第1回）

○本専門委員会の運営等について協議を行った。

○令和5年4月14日（金）（第2回）

○次の件について協議を行った。

イ、参議院選挙制度に関する件

ロ、本専門委員会の運営等に関する件

○令和5年5月31日(水)(第3回)

- 次の件について協議を行った。
 - イ、参議院選挙制度に関する件
 - ロ、本専門委員会の運営等に関する件

○令和5年6月20日(火)(第4回)

- 次の件について協議を行った。
 - イ、参議院選挙制度に関する件
 - ロ、本専門委員会の運営等に関する件

(3) 参議院改革協議会設置要綱

参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置要綱

第1 名称及び目的

参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、参議院議長(以下「議長」という。)の下に参議院の組織及び運営の改革に関する協議会(以下「参議院改革協議会」という。)を置く。

第2 構成

- (1) 参議院改革協議会は、協議員15人以内をもって組織する。
- (2) 前項の協議員は、議院運営委員会理事会において協議した結果に基づき、議長が委嘱するものとする。

第3 運営

- (1) 参議院改革協議会の調査検討の対象は、参議院の組織及び運営の改革に関する次の事項とする。
 - ① 議長が各会派代表者懇談会を開いた上で又は独自に、必要と認めて付議する事項
 - ② 参議院改革協議会が必要と認める事項
- (2) 参議院改革協議会の座長は、同協議員の中から議長が委嘱するものとする。
- (3) 議長、副議長及び議院運営委員長は、随時、参議院改革協議会に出席し、発言する。
- (4) 参議院改革協議会は、必要と認める者から意見を聴取することができる。
- (5) 参議院改革協議会における調査検討の結果、その意見を決定するには、全会一致となるよう努めるものとする。
- (6) 参議院改革協議会の運営についてこの要綱に定めのあるもののほかは、国会法による委員会の運営に準拠するものとする。
- (7) 議長は、参議院改革協議会から調査検討の結果の報告を受けたときは、各会派代表者懇談会に諮り、適切な措置を採るものとする。

第4 その他

- (1) 参議院改革協議会の設置は、議院運営委員会の決定によるものとする。
- (2) 参議院改革協議会の設置については、本会議に報告するものとする。
- (3) この要綱において「各会派代表者懇談会」とは、議長が主宰し、副議長、各会派の代表者と議院運営委員長が出席して従来慣行として開かれているものをいう。

1 国会会期一覽

(直近15国会を掲載)

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会 期		
				当初日数	延長日数	総日数
第197回 (臨時会)	平成 30. 10. 24(水)	30. 10. 24(水)	30. 12. 10(月)	48	—	48
第198回 (常 会)	31. 1. 28(月)	31. 1. 28(月)	令和 元. 6. 26(水)	150	—	150
第199回 (臨時会)	元. 8. 1(木)	元. 8. 1(木)	元. 8. 5(月)	5	—	5
第200回 (臨時会)	元. 10. 4(金)	元. 10. 4(金)	元. 12. 9(月)	67	—	67
第201回 (常 会)	2. 1. 20(月)	2. 1. 20(月)	2. 6. 17(水)	150	—	150
第202回 (臨時会)	2. 9. 16(水)	2. 9. 17(木)	2. 9. 18(金)	3	—	3
第203回 (臨時会)	2. 10. 26(月)	2. 10. 26(月)	2. 12. 5(土)	41	—	41
第204回 (常 会)	3. 1. 18(月)	3. 1. 18(月)	3. 6. 16(水)	150	—	150
第205回 (臨時会)	3. 10. 4(月)	3. 10. 8(金)	3. 10. 14(木) 衆議院解散	11	—	11
第206回 (特別会)	3. 11. 10(水)	3. 11. 12(金)	3. 11. 12(金)	3	—	3
第207回 (臨時会)	3. 12. 6(月)	3. 12. 6(月)	3. 12. 21(火)	16	—	16
第208回 (常 会)	4. 1. 17(月)	4. 1. 17(月)	4. 6. 15(水)	150	—	150
第209回 (臨時会)	4. 8. 3(水)	4. 8. 3(水)	4. 8. 5(金)	3	—	3
第210回 (臨時会)	4. 10. 3(月)	4. 10. 3(月)	4. 12. 10(土)	69	—	69
第211回 (常 会)	5. 1. 23(月)	5. 1. 23(月)	5. 6. 21(水)	150	—	150

2 参议院議員通常選挙関係一覧

通常選挙 回 次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の 国 会 回 次	召集日
第 1 回	昭和 22. 4. 20(日)	22. 5. 3	25. 5. 2* 28. 5. 2	第 1 回 (特別会)	22. 5. 20(火)
第 2 回	25. 6. 4(日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第 8 回 (臨時会)	25. 7. 12(水)
第 3 回	28. 4. 24(金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第16回 (特別会)	28. 5. 18(月)
第 4 回	31. 7. 8(日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第25回 (臨時会)	31. 11. 12(月)
第 5 回	34. 6. 2(火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第32回 (臨時会)	34. 6. 22(月)
第 6 回	37. 7. 1(日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第41回 (臨時会)	37. 8. 4(土)
第 7 回	40. 7. 4(日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第49回 (臨時会)	40. 7. 22(木)
第 8 回	43. 7. 7(日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第59回 (臨時会)	43. 8. 1(木)
第 9 回	46. 6. 27(日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第66回 (臨時会)	46. 7. 14(水)
第10回	49. 7. 7(日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第73回 (臨時会)	49. 7. 24(水)
第11回	52. 7. 10(日)	52. 7. 10	58. 7. 9	第81回 (臨時会)	52. 7. 27(水)
第12回	55. 6. 22(日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第92回 (特別会)	55. 7. 17(木)
第13回	58. 6. 26(日)	58. 7. 10	平成 元. 7. 9	第99回 (臨時会)	58. 7. 18(月)
第14回	61. 7. 6(日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第106回 (特別会)	61. 7. 22(火)
第15回	元. 7. 23(日)	元. 7. 23	7. 7. 22	第115回 (臨時会)	元. 8. 7(月)
第16回	4. 7. 26(日)	4. 7. 26	10. 7. 25	第124回 (臨時会)	4. 8. 7(金)
第17回	7. 7. 23(日)	7. 7. 23	13. 7. 22	第133回 (臨時会)	7. 8. 4(金)
第18回	10. 7. 12(日)	10. 7. 26	16. 7. 25	第143回 (臨時会)	10. 7. 30(木)
第19回	13. 7. 29(日)	13. 7. 29	19. 7. 28	第152回 (臨時会)	13. 8. 7(火)
第20回	16. 7. 11(日)	16. 7. 26	22. 7. 25	第160回 (臨時会)	16. 7. 30(金)

通常選挙 回 次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の 国 会 回 次	召集日
第21回	19. 7. 29(日)	19. 7. 29	25. 7. 28	第167回(臨時会)	19. 8. 7(火)
第22回	22. 7. 11(日)	22. 7. 26	28. 7. 25	第175回(臨時会)	22. 7. 30(金)
第23回	25. 7. 21(日)	25. 7. 29	令和 元. 7. 28	第184回(臨時会)	25. 8. 2(金)
第24回	28. 7. 10(日)	28. 7. 26	4. 7. 25	第191回(臨時会)	28. 8. 1(月)
第25回	元. 7. 21(日)	元. 7. 29	7. 7. 28	第199回(臨時会)	元. 8. 1(木)
第26回	4. 7. 10(日)	4. 7. 26	10. 7. 25	第209回(臨時会)	4. 8. 3(水)

*任期3年議員の任期終了日を示す。

3 国務大臣等名簿

(令和5年6月21日現在)

第2次岸田改造内閣国務大臣

内閣総理大臣

岸田 文雄 (衆・自民)

総務大臣

松本 剛明 (衆・自民)

法務大臣

齋藤 健 (衆・自民)

外務大臣

林 芳正 (衆・自民)

財務大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (金融))

鈴木 俊一 (衆・自民)

文部科学大臣

永岡 桂子 (衆・自民)

厚生労働大臣

加藤 勝信 (衆・自民)

農林水産大臣

野村 哲郎 (参・自民)

経済産業大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (原子力損害賠償・廃炉等支援機構))

西村 康稔 (衆・自民)

国土交通大臣

斉藤 鉄夫 (衆・公明)

環境大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (原子力防災))

西村 明宏 (衆・自民)

防衛大臣

浜田 靖一 (衆・自民)

国務大臣 (内閣官房長官)

松野 博一 (衆・自民)

国務大臣 (デジタル大臣)

(内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全、デジタル改革))

河野 太郎 (衆・自民)

国務大臣 (復興大臣)

渡辺 博道 (衆・自民)

国務大臣 (国家公安委員会委員長)

(内閣府特命担当大臣 (防災、海洋政策))

谷 公一 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (こども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画))

小倉 将信 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策、経済安全保障))

高市 早苗 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策、規制改革、地方創生、クールジャパン戦略、アイヌ施策))

岡田 直樹 (参・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (経済財政政策))

後藤 茂之 (衆・自民)

内閣官房副長官

木原 誠二 (衆・自民)

磯崎

仁彦 (参・自民)

栗生 俊一

副大臣

デジタル副大臣

内閣府副大臣

大串 正樹（衆・自民）

復興副大臣

小島 敏文（衆・自民）

竹谷 とし子（参・公明）

内閣府副大臣

藤丸 敏（衆・自民）

星野 剛士（衆・自民）

和田 義明（衆・自民）

総務副大臣

尾身 朝子（衆・自民）

柘植 芳文（参・自民）

法務副大臣

門山 宏哲（衆・自民）

外務副大臣

武井 俊輔（衆・自民）

山田 賢司（衆・自民）

財務副大臣

井上 貴博（衆・自民）

秋野 公造（参・公明）

文部科学副大臣

井出 庸生（衆・自民）

築 和生（衆・自民）

厚生労働副大臣

羽生田 俊（参・自民）

厚生労働副大臣

内閣府副大臣

伊佐 進一（衆・公明）

農林水産副大臣

勝俣 孝明（衆・自民）

野中 厚（衆・自民）

経済産業副大臣

内閣府副大臣

中谷 真一（衆・自民）

太田 房江（参・自民）

国土交通副大臣

豊田 俊郎（参・自民）

国土交通副大臣

内閣府副大臣

復興副大臣

石井 浩郎（参・自民）

環境副大臣

山田 美樹（衆・自民）

環境副大臣

内閣府副大臣

小林 茂樹（衆・自民）

防衛副大臣

内閣府副大臣

井野 俊郎（衆・自民）

大臣政務官

デジタル大臣政務官

内閣府大臣政務官

尾崎 正直（衆・自民）

内閣府大臣政務官

鈴木 英敬（衆・自民）

自見 はなこ（参・自民）

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

中野 英幸（衆・自民）

総務大臣政務官

国光 あやの（衆・自民）

中川 貴元（衆・自民）

長谷川 淳二（衆・自民）

法務大臣政務官

高見 康裕（衆・自民）

外務大臣政務官

秋本 真利（衆・自民）

高木 啓（衆・自民）

吉川 ゆうみ（参・自民）

財務大臣政務官

金子 俊平（衆・自民）

宮本 周司（参・自民）

文部科学大臣政務官

伊藤 孝江（参・公明）

文部科学大臣政務官

復興大臣政務官

山本 左近（衆・自民）

厚生労働大臣政務官

畦元 将吾（衆・自民）

厚生労働大臣政務官

内閣府大臣政務官

本田 顕子（参・自民）

農林水産大臣政務官

角田 秀穂（衆・公明）

藤木 眞也（参・自民）

経済産業大臣政務官

内閣府大臣政務官

長峯 誠（参・自民）

経済産業大臣政務官

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

里見 隆治（参・公明）

国土交通大臣政務官

古川 康（衆・自民）

清水 真人（参・自民）

国土交通大臣政務官

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

西田 昭二（衆・自民）

環境大臣政務官

国定 勇人（衆・自民）

環境大臣政務官

内閣府大臣政務官

柳本 顕（衆・自民）

防衛大臣政務官

小野田 紀美（参・自民）

防衛大臣政務官

内閣府大臣政務官

木村 次郎（衆・自民）

政府特別補佐人

人事院総裁	川本	裕子	内閣法制局長官	近藤	正春
公正取引委員会委員長	古谷	一之	原子力規制委員会委員長	山中	伸介
公害等調整委員会委員長	永野	厚郎			

4 本会議・委員会等傍聴者数

	回 次	総 計 (人)	内 訳	
			本 会 議	委員会等
平成26年	186 (常 会)	7,236	1,878	5,358
	187 (臨時会)	1,649	484	1,165
	188 (特別会)	26	22	4
27年	189 (常 会)	8,409	1,447	6,962
28年	190 (常 会)	4,697	1,003	3,694
	191 (臨時会)	60	53	7
	192 (臨時会)	3,709	1,112	2,597
29年	193 (常 会)	5,814	1,005	4,809
	194 (臨時会)	13	13	0
	195 (特別会)	719	241	478
30年	196 (常 会)	5,696	1,000	4,696
	197 (臨時会)	1,507	329	1,178
令和元年	198 (常 会)	3,409	774	2,635
	199 (臨時会)	124	119	5
	200 (臨時会)	1,519	363	1,156
2 年	201 (常 会)	835	253	582
	202 (臨時会)	18	17	1
	203 (臨時会)	335	106	229
3 年	204 (常 会)	1,100	202	898
	205 (臨時会)	59	59	0
	206 (特別会)	16	16	0
	207 (臨時会)	182	94	88
4 年	208 (常 会)	1,726	510	1,216
	209 (臨時会)	83	75	8
	210 (臨時会)	944	251	693
5 年	211 (常 会)	3,222	989	2,233

(注) 直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

5 参議院参観者数

	件数	総計 (人)	参 観 内 訳					特別参観 (人)
			一 般	小学生	中学生	高校生	外国人	
平成 19年	20,506	297,876	85,503	138,063	61,821	7,587	4,902	113
20年	25,657	316,381	99,820	142,118	60,016	11,147	3,280	209
21年	26,600	340,006	101,179	154,592	68,253	13,382	2,600	267
22年	24,442	357,554	104,002	167,500	68,216	13,975	3,861	369
23年	16,339	270,069	65,353	160,843	33,085	9,090	1,698	570
24年	18,585	344,230	77,166	179,746	73,721	11,262	2,335	708
25年	21,997	346,637	88,099	178,694	64,468	12,135	3,241	425
26年	19,771	325,153	78,904	167,603	61,300	13,192	4,154	482
27年	20,407	319,852	73,379	167,364	60,354	14,038	4,717	298
28年	18,755	307,607	66,229	166,163	58,041	13,812	3,362	175
29年	17,623	287,001	60,604	161,900	47,123	15,036	2,338	173
30年	14,829	283,234	55,172	160,834	50,495	14,644	2,089	190
令和 元年	14,101	273,261	46,971	169,599	41,713	11,751	3,227	69
2年	3,267	71,111	8,197	59,355	1,071	2,269	219	0
3年	3,575	48,368	8,708	38,664	168	827	1	0
4年	8,359	108,358	26,253	71,778	5,593	4,546	188	0
5年	6,838	111,014	23,934	60,000	24,558	2,148	374	0

(注) 特別参観は、国会閉会中の第1・第3日曜日に限り実施している。

令和5年の数は、第211回国会終了日(6月21日)現在。

新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年3月1日から6月30日までの間、参観を中止した。また、7月1日から1回の受入人数の上限を50名程度(10月1日以降100名程度)とする等の感染症対策を講じた上で再開し、令和5年4月3日から上限を無くした。

6 参議院特別体験プログラム参加者数・参加団体数

	参加者数 (人)	団体数 (件)	団 体 内 訳		
			小学校	中学校	その他
平成24年度	95,336	1,311	1,120	151	40
平成25年度	92,685	1,307	1,132	134	41
平成26年度	64,120	1,024	860	130	34
平成27年度	94,074	1,322	1,138	146	38
平成28年度	91,771	1,350	1,144	145	61
平成29年度	91,586	1,337	1,184	120	33
平成30年度	94,435	1,351	1,183	135	33
令和元年度	87,574	1,226	1,101	100	25
令和2年度	4,759	149	139	5	5
令和3年度	7,200	231	211	5	15
令和4年度	11,242	366	335	13	18
令和5年度 4月	3,077	54	35	11	8
5月	6,941	124	99	23	2
6月	8,220	169	151	12	6
(年度途中計)	18,238	347	285	46	16

(注) その他とは、地域の子ども会、高校生等の団体である。

新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年3月1日から6月30日までの間、参議院特別体験プログラムを中止した。また、7月1日から1回の受入人数の上限を45名、1日の回数を2回、1回の受入団体を1団体とする等の感染症対策を講じた上で再開した。その後、令和5年4月3日から1回の受入人数の上限を114名、1日の回数を4回、1回の受入団体数は複数を可能とする等の感染症対策を緩和した上で実施した。

7 外国議会議長等招待一覧

○議長が招待したもの

招待状宛先	団 長 及 び 一 行	滞在期間
ノルウェー王国議会議長一行 (4. 12. 21 招待状発送)	団長 議会議長 マスード・ガラカーニ君 団員 議会第一副議長 スヴァイン・ハールバルグ君 同 議会議員 ビジネス・産業委員会委員長 ヴィルフレッド・ノールン君 同 議会議員 エネルギー・環境委員会委員長 マリアンネ・シーヴェットセン・ネス君 同 議会議員 ビジネス・産業委員会委員 レーネ・ヴェストゴール＝ハッレ君 随員 議会事務局長 キッレ・グリムスタ君 同 議会事務局国際部長 クリスティアン・ガーレ君 同 議会事務局国際部上席補佐官 イングリ・ホドネブ君 同 議会事務局メディア広報課上席補佐官 インゲビョルグ・オードラン君 同 議会事務局議長秘書 トルルス・ダーラム・ニルセン君	5. 2. 4 ～ 2. 8
モンゴル国国家大会議議長一行 (5. 1. 30 招待状発送)	団長 国家大会議議長 ギンボジャブ・ザンダンシャタル君 同夫人 ガンバヤル・オトゴンゲレル君 団員 国家大会議議員 ドラムドルジ・トグトフスレン君	5. 3. 1 ～ 3. 5

同	国家大会議議員	オドン・ツォグトゲレル君
同	国家大会議議員 法務常任委員長、モンゴル日本議員連盟会員	バトトゥムル・エンフバヤル君
同	国家大会議議員 建設・都市計画大臣、モンゴル日本議員連盟会長	ツェレンビル・ダワースレン君
同	国家大会議議員 モンゴル日本議員連盟会員	ジグジドスレン・チンブレン君
随員	モンゴル銀行副総裁	ガンボルド・エンフタイワン君
同	国家大会議事務局対外関係課長	ツェレンドルジ・ジャンバルドルジ君
同	国家大会議事務局広報広聴課長 公式カメラマン	バヤルマグナイ・バトマンライ君
同	モンゴル公共ラジオ・テレビ社長	アグワーンダシ・ブレンバートル君
同	国家大会議事務局対外関係課専門官	オユンゲレル・ゲレルフー君
同	モンゴル銀行広報室長	バトスフ・ダワートクトホ君
同	モンゴル公共ラジオ・テレビ 対外関係課上席専門官	ジャミヤンシャラブ・チャミンチメグ君
同	国家大会議事務局広報広聴課 公式カメラマン	ガンバヤル・アルタンスフ君
同	国家大会議議長特別警護室長	ミヤル・アリオントルガ君

	同	特別上席警護官	バトサイハン・アリオンボルド君	
	同	特別警護官	テムージン・ビルグーン君	
	同	特別警護官	エンフタイワン・ダワーバヤル君	
	同	医師	ダシバルジン・ジャルガル君	
	同	国家大会議議長付職員	エルデネバト・チンゾリグ君	

8 参議院議員海外派遣一覧

○国際会議出席

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
第146回 I P U会議出席 (5. 1.31 議長決定)	バーレーン	5. 3.10 ～ 3.16	三浦 靖君 (自民) 田村 まみ君 (民主)	5. 6.14 議院運営委員会 に報告書を提出

9 国会に対する報告等（4.12.11～5.6.21）

第210回国会閉会後から第211回国会中、法律等に基づいて提出された報告等は、以下のとおりである。

年月日	報 告 等 の 名 称
令和4年	
12. 13(火)	○ 「令和3年度再犯の防止等に関する施策」に関する報告
16(金)	○ 通貨及び金融の調節に関する報告書
令和5年	
1. 13(金)	○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「新型コロナウイルス感染症患者受入れのための病床確保事業等の実施状況等について」の報告
20(金)	○ 国と地方の協議の場(令和4年度第3回)における協議の概要に関する報告書
23(月)	○ 令和2年度決算に関する参議院の議決について講じた措置の報告
27(金)	○ 令和4年10月3日から令和5年1月22日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書
	○ 令和4年7月1日から同年12月31日までの間における国民生活安定緊急措置法の施行状況報告書
	○ 令和3年度特別会計財務書類
	○ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告
2. 3(金)	○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「東日本大震災からの復興等に関する事業の実施状況等について」の報告
	○ 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書
	○ 令和3年度国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告
	○ 令和3年度日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告
7(火)	○ 令和5年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書
	○ 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書
17(金)	○ 令和4年における通信傍受等に関する報告
3. 7(火)	○ 令和4年度第3・四半期における予算使用の状況の報告
	○ 令和4年度第3・四半期における国庫の状況の報告
14(火)	○ 障害者基本計画の報告
17(金)	○ 令和5年行政執行法人の常勤職員数に関する報告
24(金)	○ 令和4年官民人事交流に関する年次報告
	○ 地方財政の状況の報告
28(火)	○ 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の変更の報告
	○ がん対策推進基本計画の変更の報告
	○ 循環器病対策推進基本計画の変更の報告
	○ 令和4年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告

29(水)	○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業の実施状況等について」の報告
31(金)	○ 観光立国推進基本計画の変更の報告
4. 7(金)	○ 調達価格等に関する報告
21(金)	○ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況の報告 ○ 令和4年団体規制状況の年次報告
28(金)	○ 「令和4年度中小企業の動向」に関する報告及び「令和5年度中小企業施策」についての文書 ○ 「令和4年度小規模企業の動向」に関する報告及び「令和5年度小規模企業施策」についての文書
5. 8(月)	○ 新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止の報告
12(金)	○ シナイ半島国際平和協力業務実施計画の変更の報告 ○ 南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告 ○ 南スーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告
26(金)	○ 「令和4年度食料・農業・農村の動向」に関する報告及び「令和5年度食料・農業・農村施策」についての文書
30(火)	○ 「令和4年度森林及び林業の動向」に関する報告及び「令和5年度森林及び林業施策」についての文書
6. 2(金)	○ 「令和4年度水産の動向」に関する報告及び「令和5年度水産施策」についての文書 ○ 「令和4年度ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告
6(火)	○ 令和4年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告 ○ 令和4年度公害等調整委員会年次報告書 ○ 「令和4年度人権教育及び人権啓発施策」に関する報告 ○ 「令和4年度食育推進施策」に関する報告 ○ 令和4年度エネルギーに関する年次報告 ○ 令和4年度原子力規制委員会年次報告書
9(金)	○ 令和4年度個人情報保護委員会年次報告書 ○ デジタル社会の形成に関する重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画の変更の報告 ○ 『「令和4年度環境の状況」に関する報告及び「令和5年度環境の保全に関する施策」についての文書』、『「令和4年度循環型社会の形成の状況」に関する報告及び「令和5年度循環型社会の形成に関する施策」についての文書』、『「令和4年度生物の多様性の状況」に関する報告及び「令和5年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」についての文書』 ○ 令和4年度の人事院の業務状況報告書
13(火)	○ 「令和4年度水循環施策」に関する報告 ○ 『「令和4年度消費者政策の実施の状況」に関する報告』及び『令和4年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告』 ○ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画の変更の報告 ○ 令和4年度首都圏整備に関する年次報告

	○「令和4年度土地に関する動向」に関する報告及び「令和5年度土地に関する基本的施策」についての文書 ○「令和4年度観光の状況」に関する報告及び「令和5年度観光施策」についての文書 ○「令和4年度交通の動向」に関する報告及び「令和5年度交通施策」についての文書
16(金)	○ 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告 ○「防災に関してとった措置の概況」及び「令和5年度の防災に関する計画」についての報告 ○「令和4年度男女共同参画社会の形成の状況」に関する報告及び「令和5年度男女共同参画社会の形成の促進施策」についての文書 ○ 令和4年度公正取引委員会年次報告書 ○ 令和4年度東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告 ○ 令和4年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告 ○ 教育振興基本計画の報告
20(火)	○「令和4年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告及び「令和5年度高齢社会対策」についての文書 ○「令和4年度障害者施策の概況」に関する報告 ○「令和4年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「令和5年度交通安全施策に関する計画」についての報告 ○ 令和4年度科学技術・イノベーション創出の振興に関する年次報告

10 国会関係日誌（4.12.11～5.6.21）

年月日	事 項
【第210回国会(臨時会)閉会後】	
令和4年	
12. 16(金)	○ 参議院改革協議会(第3回)
21(水)	○ 菌浦健太郎衆議院議員、議員辞職
22(木)	○ 衆・文部科学委(文部科学行政の基本施策について質疑) ○ 衆・環境委(環境の基本施策について質疑)
令和5年	
1. 5(木)	○ 後藤田正純衆議院議員、議員辞職
13(金)	○ 常会召集を閣議決定 ○ 三木亨参議院議員、議員辞職
16(月)	○ 水道橋博士参議院議員、議員辞職
17(火)	○ 参・ODA沖縄北方特別委員長派遣(沖縄県、～18日)
18(水)	○ 参議院比例代表選出議員選挙、田中昌史氏繰上補充当選(三木亨参議院議員辞職による)、自由民主党へ入会 ○ 参議院比例代表選出議員選挙、大島九州男氏繰上補充当選(水道橋博士参議院議員辞職による)、れいわ新選組へ入会 ○ 衆議院比例代表選出議員選挙四国選挙区、瀬戸隆一氏繰上補充当選(後藤田正純衆議院議員辞職による)、自由民主党へ入会
【第211回国会(常会)】	
23(月)	○ 参・本会議(7特別委員会設置、政府4演説) ○ 衆・本会議(8特別委員会設置、政府4演説) ○ 開会式
24(火)	○ 参・本会議(令和三年度決算の概要報告・質疑) ○ 参・決算委(令和三年度決算概要説明)
25(水)	○ 衆・本会議(代表質問1日目)
26(木)	○ 参・本会議(代表質問1日目) ○ 衆・本会議(代表質問2日目)
27(金)	○ 参・本会議(代表質問2日目) ○ 参・予算委(令和五年度総予算趣旨説明) ○ 衆・予算委(令和五年度総予算趣旨説明)
30(月)	○ 衆・予算委(令和五年度総予算基本的質疑) ○ 尾辻議長、ガーシー参議院議員に対し国会法第124条の規定による招状発出
31(火)	○ 衆・予算委(令和五年度総予算基本的質疑)
2. 1(水)	○ 衆・予算委(令和五年度総予算基本的質疑)
2(木)	○ 衆・予算委
3(金)	○ 衆・予算委
6(月)	○ 衆・予算委 ○ 参・総務委員長派遣(兵庫県、～7日)
7(火)	○ 衆・本会議(岸信夫君辞職許可) ○ ノルウェー王国・ガラカーニ議会議長一行(参議院招待)、尾辻議長訪問
8(水)	○ 参・本会議

	○ 参議院改革協議会(第4回) ○ 参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会(第1回) ○ 衆・予算委(令和五年度総予算集中審議「安全保障及び少子化対策など内外の諸情勢」)
9(木)	○ 衆・本会議(所得税法案趣旨説明・質疑) ○ 衆・予算委
13(月)	○ 衆・予算委 ○ 参・文教科学委委員派遣(栃木県、宮城県、～14日) ○ 参・国土交通委委員派遣(三重県、滋賀県、京都府、～14日) ○ 参・予算委委員派遣(石川県、～14日) ○ 参・震災復興特別委委員派遣(福島県、宮城県、～14日) ○ 衆・「自由民主党」、「自由民主党・無所属の会」に会派名変更 ○ 三反園訓衆議院議員、自由民主党・無所属の会へ入会
14(火)	○ 衆・本会議(地方財政計画(報告)、地方税法案、地方交付税法案趣旨説明・質疑)
15(水)	○ 衆・予算委(令和五年度総予算集中審議「安全保障及び少子化対策など内外の諸情勢」)
16(木)	○ 参・外交防衛委委員派遣(埼玉県、鹿児島県、宮崎県、～17日) ○ 衆・予算委公聴会
17(金)	○ 衆・予算委
20(月)	○ 衆・予算委分科会(～21日)
22(水)	○ 参・本会議(議員ガーシー君懲罰事犯の件「陳謝」) ○ 衆・予算委(令和五年度総予算集中審議「少子化対策及び金融政策など内外の諸情勢」)
27(月)	○ 衆・予算委(令和五年度総予算集中審議「外交・防衛及び少子化対策など内外の諸情勢」)
28(火)	○ 衆・予算委(令和五年度総予算締めくくり質疑、令和五年度総予算可決) ○ 衆・本会議(令和五年度総予算可決、地方税法案可決、地方交付税法案可決、所得税法案可決)
3. 1(水)	○ 参・予算委(令和五年度総予算基本的質疑)
2(木)	○ 参・予算委(令和五年度総予算基本的質疑) ○ 衆・憲法審査会(日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題について討議) ○ モンゴル国・ザンダンシャタル国家大会議議長一行(参議院招待)、尾辻議長訪問
3(金)	○ 参・予算委
6(月)	○ 参・予算委(令和五年度総予算集中審議「外交・安全保障等現下の諸課題」)
7(火)	○ 衆・本会議(新型インフル対策特措法案趣旨説明・質疑) ○ 参・予算委
8(水)	○ 参・本会議(議員ガーシー君懲罰事犯の件を懲罰委員会に付託、所得税法案趣旨説明・質疑) ○ 参・予算委 ○ 参・「NHK党」、「政治家女子48党」に会派名変更
9(木)	○ 衆・本会議(GX推進法案趣旨説明・質疑) ○ 参・予算委公聴会 ○ 衆・憲法審査会(日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題について討議) ○ 扇千景元参議院議長逝去
10(金)	○ 参・本会議(安達澄君辞職許可、地方財政計画(報告)、地方税法案、地方交付税法案趣旨説明・質疑)
13(月)	○ 参・予算委(令和五年度総予算集中審議「物価高、少子化対策等現下の諸課題」)
14(火)	○ 衆・本会議(地域公共交通活性化法案趣旨説明・質疑)

	○ 参・予算委
15(水)	○ 参・本会議(議員ガーシー君懲罰事犯の件「除名」) ○ 参・予算委 ○ 参・「政治家女子48党」解消(除名により所属議員が1名となったため)
16(木)	○ 衆・本会議(健康保険法案趣旨説明・質疑) ○ 衆・憲法審査会(日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題について討議)
19(日)	○ 岸田総理、インド共和国、ウクライナ、ポーランド共和国訪問(～23日)
20(月)	○ 参・予算委
22(水)	○ 参・予算委
23(木)	○ 参・予算委(令和五年度総予算集中審議「外交等現下の諸課題」) ○ 衆・憲法審査会(日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題について討議)
24(金)	○ 衆・本会議(地域公共交通活性化法案可決、インド共和国、ウクライナ、ポーランド共和国訪問に関する報告・質疑) ○ 参・予算委(令和五年度総予算集中審議「岸田内閣の基本姿勢」) ○ 参議院比例代表選出議員選挙、齊藤健一郎氏繰上補充当選(ガーシー参議院議員除名による) ○ 齊藤健一郎参議院議員、浜田聡参議院議員、「政治家女子48党」を結成
27(月)	○ 参・本会議(インド共和国、ウクライナ、ポーランド共和国訪問に関する報告・質疑) ○ 参・予算委(令和五年度総予算集中審議「岸田内閣の基本姿勢」)
28(火)	○ 参・総務委(地方税法案可決、地方交付税法案可決) ○ 参・財政金融委(所得税法案可決) ○ 参・予算委(令和五年度総予算締めくくり質疑、令和五年度総予算可決) ○ 参・本会議(令和五年度年総予算可決、地方税法案可決、地方交付税法案可決、所得税法案可決) ○ 衆・本会議(道路整備法案趣旨説明・質疑)
30(木)	○ 参・本会議(吉田忠智君辞職許可) ○ 衆・本会議(GX推進法案修正議決、新型インフル対策特措法案可決、電気事業法案趣旨説明・質疑) ○ 衆・憲法審査会(日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題について討議)
4. 3(月)	○ 参・決算委(令和三年度決算全般質疑)
4(火)	○ 衆・本会議(「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」に関する報告・質疑)
5(水)	○ 参・決算委 ○ 参・憲法審査会(憲法に対する考え方について(参議院の緊急集会について)説明聴取、意見交換)
6(木)	○ 衆・本会議(道路整備法案可決、防衛力強化財源確保法案趣旨説明・質疑) ○ 衆・憲法審査会(日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題について討議)
7(金)	○ 参・本会議(新型インフル対策特措法案趣旨説明・質疑) ○ 衆・本会議(装備品基盤強化法案趣旨説明・質疑) ○ 参議院比例代表選出議員選挙、大椿ゆうこ氏繰上補充当選(吉田忠智参議院議員辞職による)、立憲民主・社民へ入会
10(月)	○ 参・決算委
12(水)	○ 参・本会議(地域公共交通活性化法案趣旨説明・質疑) ○ 参・憲法審査会(憲法に対する考え方について(参議院の緊急集会について)意見交換)
13(木)	○ 衆・本会議(健康保険法案可決、出入国管理法案趣旨説明・質疑) ○ 衆・憲法審査会(日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題について討議)

14(金)	○ 参・本会議 (GX推進法案趣旨説明・質疑) ○ 衆・本会議 (個人番号利用法案趣旨説明・質疑) ○ 参議院改革協議会 (第5回) ○ 参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会 (第2回)
15(土)	○ 溝手顕正元参議院議員 (元国家公安委員長兼防災担当相) 逝去
17(月)	○ 参・決算委
18(火)	○ 衆・本会議 (孤独孤立対策推進法案趣旨説明・質疑)
19(水)	○ 参・本会議 (健康保険法案趣旨説明・質疑)
20(木)	○ 衆・本会議 (空家対策推進法案趣旨説明・質疑) ○ 参・内閣委 (新型インフル対策特措法案可決) ○ 参・国土交通委 (地域公共交通活性化法案可決) ○ 衆・憲法審査会 (日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題について討議)
21(金)	○ 参・本会議 (特定受託事業者法案趣旨説明・質疑、新型インフル対策特措法案可決、地域公共交通活性化法案可決) ○ 衆・本会議 (日本語教育機関認定法案趣旨説明・質疑)
23(日)	○ 参議院大分県選挙区選出議員補欠選挙、白坂亜紀氏当選 ○ 衆議院山口県第4区選出議員補欠選挙、吉田真次氏当選 ○ 衆議院山口県第2区選出議員補欠選挙、岸信千世氏当選 ○ 衆議院千葉県第5区選出議員補欠選挙、英利アルフィヤ氏当選 ○ 衆議院和歌山県第1区選出議員補欠選挙、林佑美氏当選
24(月)	○ 参・決算委
25(火)	○ 吉田真次衆議院議員外2名、自由民主党・無所属の会へ入会 ○ 林佑美衆議院議員、日本維新の会へ入会
26(水)	○ 参・本会議 (「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」に関する報告・質疑) ○ 参・憲法審査会 (憲法に対する考え方について (特に、参議院議員の選挙区の合区問題を中心として) 参考人質疑) ○ 白坂亜紀参議院議員、自由民主党へ入会
27(木)	○ 衆・本会議 (個人番号利用法案可決、孤独孤立対策推進法案可決、電気事業法案修正議決、デジタル社会基本法案趣旨説明・質疑) ○ 参・内閣委 (特定受託事業者法案可決) ○ 参・経済産業委 (GX推進法案修正議決) ○ 衆・憲法審査会 (日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題について討議)
28(金)	○ 参・本会議 (個人番号利用法案趣旨説明・質疑、GX推進法案修正議決、特定受託事業者法案可決)
5. 9(火)	○ 衆・本会議 (装備品基盤強化法案可決、出入国管理法案修正議決、刑法等改正案趣旨説明・質疑)
10(水)	○ 参・本会議 (電気事業法案趣旨説明・質疑) ○ 参・決算委 ○ 参・憲法審査会 (憲法に対する考え方について (参議院の緊急集会について) 意見交換)
11(木)	○ 参・厚生労働委 (健康保険法案可決) ○ 衆・憲法審査会 (日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題 (特に、参議院の緊急集会を中心として) について討議)
12(金)	○ 参・本会議 (出入国管理法案趣旨説明・質疑、健康保険法案可決) ○ 衆・本会議 (財務金融委員長塚田一郎君解任決議案否決、GX推進法案参議院の修正に同意、空家対策推進法案可決、日本語教育機関認定法案可決)

15(月)	- 参・本会議(道路整備法案趣旨説明・質疑) - 参・決算委
17(水)	- 参・本会議(日本語教育機関認定法案趣旨説明・質疑) - 参・憲法審査会(憲法に対する考え方について(特に、参議院議員の選挙区の合区問題を中心として)意見交換)
18(木)	- 衆・本会議(財務大臣鈴木俊一君不信任決議案否決) - 衆・憲法審査会(参議院の緊急集会について参考人質疑)
19(金)	- 参・本会議 - G7広島サミット(～21日)
20(土)	北村誠吾衆議院議員(元地方創生、規制改革担当相)逝去
22(月)	参・決算委(令和三年度決算准総括質疑)
23(火)	衆・本会議(防衛力強化財源確保法案可決)
24(水)	- 参・本会議(防衛力強化財源確保法案趣旨説明・質疑) - 衆・予算委(集中審議「G7広島サミットなど内外の諸課題」)
25(木)	- 衆・本会議(議員槇淵万里君を懲罰委員会に付するの動議可決、デジタル社会基本法案可決) - 参・文教科科学委(日本語教育機関認定法案可決) - 衆・憲法審査会(日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題(特に、国民投票を中心として)について討議)
26(金)	- 参・本会議(装備品基盤強化法案趣旨説明・質疑、日本語教育機関認定法案可決) - 参・予算委(集中審議「G7広島サミット等現下の諸課題」)
30(火)	- 衆・本会議(刑法等改正案修正議決) - 参・経済産業委(電気事業法案可決) - 参・国土交通委(道路整備法案可決)
31(水)	- 参・本会議(道路整備法案可決、電気事業法案可決) - 参・憲法審査会(憲法に対する考え方について(参議院の緊急集会について)参考人質疑) - 参・地方デジタル特別委(個人番号利用法案可決) - 参議院改革協議会(第6回) - 参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会(第3回)
6. 1(木)	- 衆・本会議(議員槇淵万里君懲罰事犯の件「登院停止10日間」) - 衆・憲法審査会(日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題(特に、参議院の緊急集会を中心として)について討議)
2(金)	参・本会議(法務委員長杉久武君解任決議案否決、個人番号利用法案可決)
5(月)	参・本会議(デジタル社会基本法案趣旨説明・質疑、情報監視審査会の調査及び審査の報告)
6(火)	- 衆・本会議 - 参・外交防衛委(装備品基盤強化法案可決)
7(水)	- 参・本会議(法務大臣齋藤健君問責決議案否決、装備品基盤強化法案可決、行政監視委員会中間報告) - 参・憲法審査会(憲法に対する考え方について(参議院の緊急集会及び参議院議員の選挙区の合区問題について)意見交換)
8(木)	- 衆・本会議 - 参・法務委(出入国管理法案可決) - 衆・憲法審査会(日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題(特に、国民投票を中心として)について討議)
9(金)	参・本会議(刑法等改正案趣旨説明・質疑、出入国管理法案可決、3調査会中間報告)

	○ 参・地方デジタル特別委(デジタル社会基本法案可決)
11(日)	○ 青木幹雄元参議院議員(元内閣官房長官及び沖縄開発庁長官)逝去
12(月)	○ 参・財政金融委地方公聴会(福島県) ○ 参・決算委(令和三年度決算締めくり総括質疑、令和三年度決算議決、措置要求決議)
13(火)	○ 衆・本会議(情報監視審査会報告(情報監視審査会令和四年年次報告書について))
14(水)	○ 参・本会議(令和三年度決算議決、デジタル社会基本法案可決)
15(木)	○ 参・法務委(刑法等改正案可決) ○ 参・財政金融委(防衛力強化財源確保法案可決) ○ 衆・憲法審査会(日本国憲法及び憲法改正国民投票法の改正を巡る諸問題について説明聴取、討議)
16(金)	○ 参・本会議(防衛力強化財源確保法案可決、刑法等改正案可決) ○ 衆・本会議(岸田内閣不信任決議案否決)
20(火)	○ 衆・本会議 ○ 参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会(第4回)
21(水)	○ 参・本会議(令和四年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告・質疑) ○ 衆・本会議 ○ 第211回国会閉会